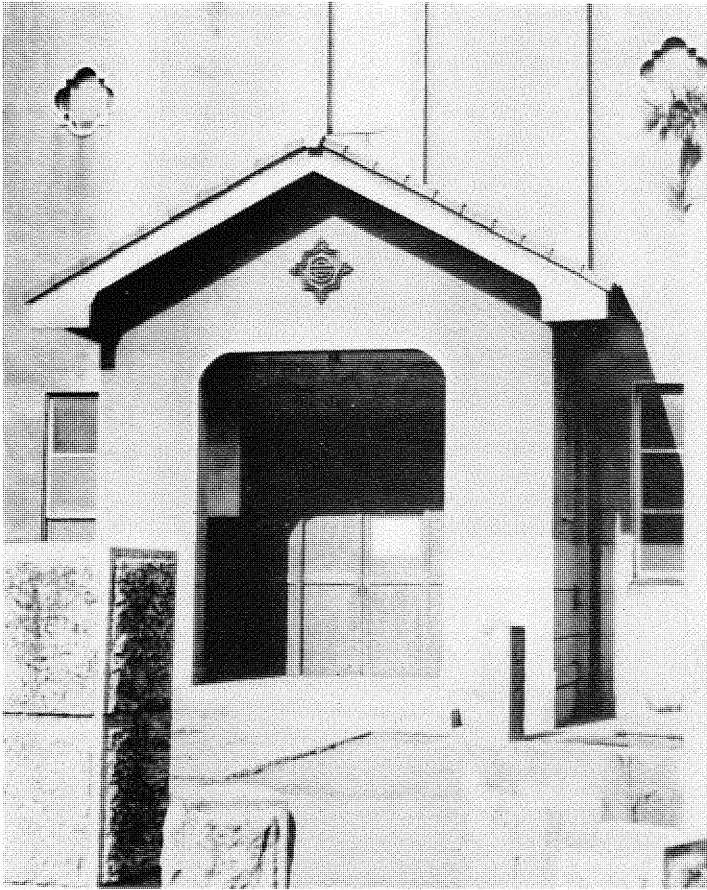


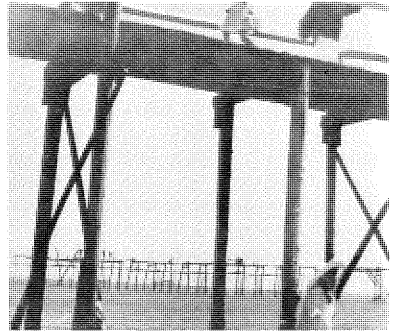
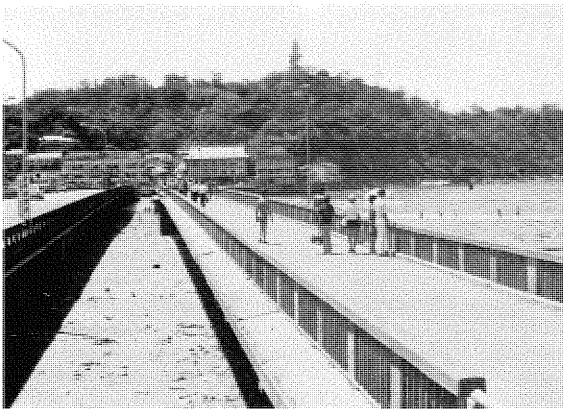
## 第二部

### 戦後の藤沢市議会





片瀬町役場  
(和田二郎氏所有)

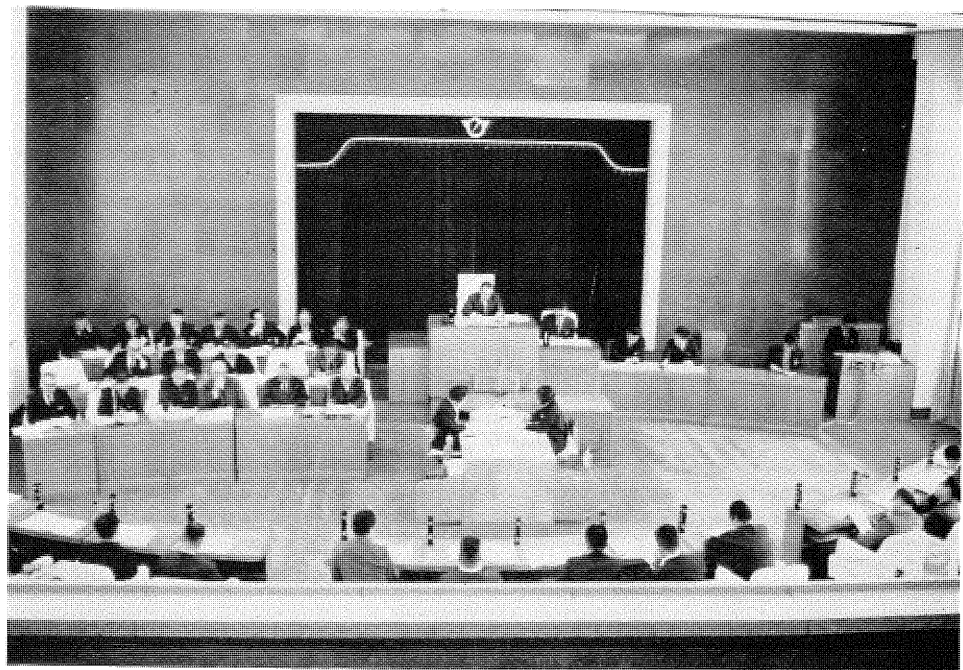


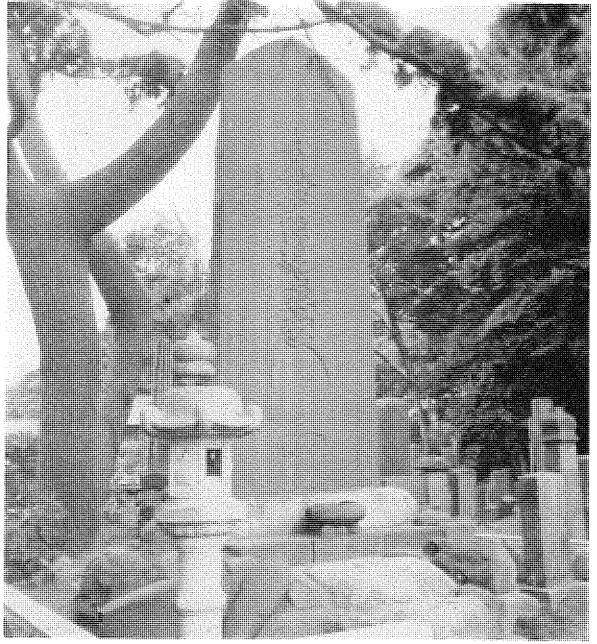
江の島弁天橋 (昔)  
(現在)



濟美館

本會議場





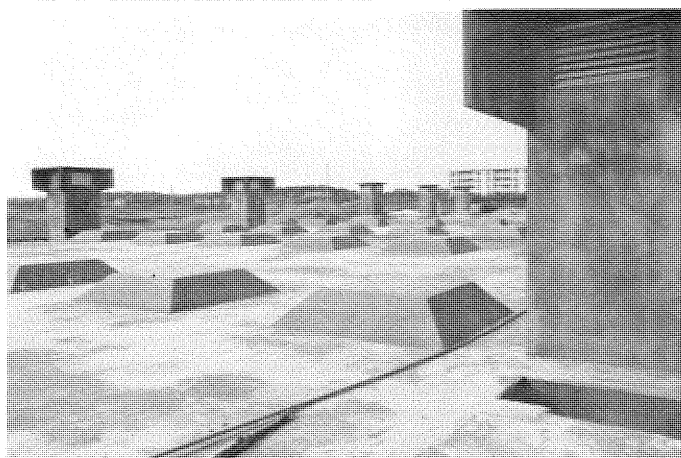
元使記念館の碑

元使記念館の跡地





石名坂ごみ焼却場



終末処理場



遠藤行政センター  
(遠藤支所)



マイアミビーチ



片瀬海岸

湘南有料道路





いすゞ工場

湘南港





NEAC-シリアル 2200134210  
電子計算機システム



電算機



西部開発

藤沢市街地



第一章 藤沢市議会の新発足と片瀬町の合併



## 第一節 敗戦直後の藤沢市と飛嶋市長の就任

### 一 敗戦と藤沢市

敗戦前夜の藤沢市 昭和二〇年（一九四五）八月一日、日本政府はポツダム宣言を受諾して陸海軍に無条件降伏を命令し、太平洋戦争の戦火はやんだ。中国にたいして本格的な戦争をはじめてから八年あまり、対米英宣戦から数えても三年八ヵ月をこえる大戦争は、日本の敗北によってようやく終わった。平和はもどってきたが、国民生活は、総力戦のための徹底的な国民動員と経済統制とによって、破局に直面していた。多くの都市は空襲とりわけB二九の夜間焼夷爆撃によってまったくの焦土と化していた。生命をささえる米や塩の配給も最低限に切り下げられ、しかもそれをつづけてゆける見通しは立たず、市町村やそれぞれの家庭で苦しいやりくりをしなければならなかった。

神奈川県では、この年四月一五日の夜に川崎市と横浜市鶴見とが焼夷爆撃をうけたのを手はじめに、五月二九日には横浜市にたいして昼間の大爆撃がおこなわれた。湘南地方でも、七月一六日の夜には、平塚市が焼夷爆撃をうけて市街地の大半を焼失し、八月一四日の夜にも小田原市の一部が戦災をこうむった。こうしたなかで、藤沢市は、幸いにも戦災をまぬかれたまま、終戦をむかえることになった。ただし空襲にそなえての大規模な強制疎開計画が六月からすすめられ、家屋の取りこわしもおこなわれていた。教育課の事務報

告は、五月八日に辻堂国民学校の校舎が竣工して開校式をあげ、その後空襲の激化とともに、各学校ともしばしば銃爆撃の目標となったが、職員・児童に死傷者はなく、校舎も被害をほとんど免れ、ただ家庭内で数名の死傷児童を出したと報じている。

だが、藤沢から平塚・小田原にかけての相模湾沿岸は、米軍の日本本土進攻作戦計画の真正面にあたっていた。米軍の進攻作戦は二段構えの計画で、まず昭和二〇年の秋に南九州に上陸作戦をおこなってここに基地を設定し、ついで翌二一年早春に関東平野の東部に上陸して東京・横浜地区を占領しようというものであった。そしてその主攻撃の正面は、相模湾沿岸に向けられていたのである。

日本軍は、米軍の主攻勢が相模湾沿岸を指向するか、それとも九十九里浜をめざすか判定に苦しんだ。相模湾一帯には赤柴八重蔵中将を軍司令官とする第五三軍（断兵団）が配置され、その配下の第一四〇師団（護東師団・師団長物部長銜中将）が、藤沢、片瀬一帯にわたって陣地の急造にあたっていた。とりわけ江の島の洞穴のなかには堅固な陣地構築がすすめられていた。また辻堂演習場などの海軍施設を中心に、海軍の兵員も配置されていた。

敗戦直前になると、軍は本土決戦にそなえて藤沢市民二万五千を長野県の上諏訪に移住させろ、ただし汽車は利用できないから、一日行程四里で歩いてゆけと秘密命令をだしてきた。食糧事情ひとつ考えてもできないことではない。金子小一郎市長は、まず戦災都市の罹災者を移住させてみせてくれとことわったという。

片瀬町への材木払下 降伏がきまると、日本政府と陸海軍は、連合軍の進駐に先立って膨大な保有物資を放出したり、隠匿しようとはかった。軍需企業等には、巨額の資材がただ同然の条件で払下げられた。地

方自治体には無償で譲渡することがみとめられた。国民の血税で備蓄された物資が一部の資本家の手にわたり、国民大衆はインフレによる犠牲を負わされることにもなったのである。

片瀬西浜海岸ならびに辻堂海岸には、陣地の構築材料として北洋材エゾ松（一部はツガ）の原木約八〇〇本、石数にして約二千六百石の材木が野積みされていた。この材木は、護東部隊が駐屯中、片瀬町に一方ならぬ世話をうけたことへの謝意をふくめて、八月二二日付けで護東師団から片瀬町に無償で譲渡され、つぎのような証書がとりかわされた。

譲 渡 証

左記木材ハ片瀬町長ニ譲渡ス

左 記

木 材 貳千六百石

所在地 辻堂及鶴沼海岸

右証明ス

昭和二十年八月二十二日

護東部隊経理部長 印

受 領 証

一、原 木 八百本

此石数 約貳千六百余石

所 在 片瀬西浜海岸及辻堂海岸

右有難ク受領申候也

第一章 藤沢市議会の新発足と片瀬町の合併

護東師団長殿

片瀬町が藤沢市と合併してのちに、この私下材木の処分が問題となり、調査委員会が設けられることになるが、そこで調べたところでは、譲渡にあたって付帯条件はなかったが、護東部隊では、この材木を公共事業に使用することを希望していた。

**連合軍の進駐** 米軍を主体とする連合軍が日本本土に第一歩を印したのは、藤沢市のすぐ北にあたる厚木飛行場であった。降伏後も厚木では、小園大佐を司令官とする海軍航空隊があくまでも抗戦継続を主張しつづけ、米軍先遣隊の進駐予定日の二日前の八月二四日になってやっと復員がおわった。日本がわでは情勢を憂慮したが、米軍先遣隊は台風のために二日おくれ、八月二八日の朝に輸送機六〇機で厚木飛行場に到着した。相模湾にはすでに前日の二七日にアメリカ艦隊がはいっていた。

三〇日午後二時すぎには、連合国最高司令官（SCAP）ダグラス・マッカーサー元帥が厚木飛行場に降りたち、長後を通って横浜のホテル・ニューグランドにはいった。厚木出発の直前に米軍が先頭に目印の車をつけれというので、日本がわでは苦心のあげく消防車を探してきて走らせたが、それが長後のあたりでエスコしてしまい、MPがおこってひっくり返したという。連合国総司令部（GHQ）は当座は横浜税関におかれたが、九月にはいってから東京に移り、横浜にはアイケルバーガー中將の第八軍司令部がのこった。

九月二日には、日本全権の重光葵<sup>まもる</sup>外相と梅津美治郎参謀総長とが東京湾頭のアメリカ戦艦ミズーリ号上で降伏文書に調印した。GHQでは、当初は占領軍による軍政の実施を意図していたが、日本政府の必死の懇



請でこれを取りやめ、占領政策の実施にあたっては、連合国最高司令官とそのもとにある総司令部の指令を日本政府とその統治機構を通じて実施する、いわゆる間接統治の方式がとられることになった。このことは、日本の官僚勢力を温存させ、やがてそれが占領権力と結びついてゆく道を開いたのである。

総司令部（GHQ）には、軍事幕僚部（参謀部）のほかに日本の行政機関と接続して占領行政をおこなう民事幕僚部がおかれ、民政局・経済科学局・民間情報局・民間情報教育局・法務局などの専門部局から構成された。占領行政の監督にあたるのは、第八軍の軍政部で、その下に地方・府県の軍政部がおかれた。横浜には第八軍軍政部直轄の東京―神奈川軍政部がおかれたが、昭和二三年二月に東京、神奈川両軍政部に分けられ、二四年七月に民事部と改称した。二五年一月には第八軍司令官の指揮下からはなれて最高司令官に直属するようになる。

藤沢市への米軍の進駐については、記録が見当たらない。昭和二〇年事務報告には「九月二十五日より進駐ノ命ニ依リ火薬爆破作業実施ニ当リ辻堂駅長ヨリ協力方依頼アリタルニヨリ、辻堂地域ノ各町内（部落）会ヨリ毎日五十名宛出動ヲ求メ九月三十日迄実施セリ」とあるだけである。なお一二月一八日には辻堂駅で火薬爆発事件がおこり、少なからぬ被害を出した。昭和二一年事務報告には「五月四日当藤沢元海軍航空隊跡ニ進駐セル部隊ヨリ直接ニ市内ノ淑女ノ出席ヲ得テ交歓会開催致シ度旨ノ申出アルニヨリ一般町内会へ呼びカケシ処、四十三名理解ヲ以テ加入、之ガ為クラブ組織ニシテ進駐軍ヨリ連絡ノ都度出席、会ヲ重ネルコト十一回ニシテ、進駐軍、藤沢撤退ヲ以テクラブ組織ヲ解消セリ」とある。

「民主化」政策の進展 ポツダム宣言は、日本降伏の条件として、軍国主義者の権力および勢力の除去、

日本の軍事占領、領土の制限、軍隊の武装解除、戦争犯罪人の処罰とならんで、言論・宗教および思想の自由と基本的人権の確立、平和経済の維持などを明示していた。日本の降伏後のアメリカの初期の対日方針も、日本がふたたびアメリカならびに世界の安全と平和の脅威とならないよう非軍事化とそのため民主化をすすめることを明示していた。そこには第二次世界大戦の性格を反映して、ファシズムと軍国主義の復活を許すまいとする連合国の民主主義的な要求と、日本がアメリカにとって危険な競争者となるのを防ごうとするアメリカなどの帝国主義的な要求とが重なりあっていた。

日本がわでは、八月一五日に総辞職した鈴木貫太郎内閣にかわって東久邇宮稔彦が組閣し、最初の皇族内閣ができた。皇族の権威を利用して軍隊の武装解除と復員とをスムーズにすすめ、アメリカとの摩擦をさけて「国体護持」とそれによる旧支配秩序の温存をはかろうとしたのである。内地部隊四〇〇万の復員は二月でおわり、一二月一日には陸海軍省が廃止された。

だが、占領軍による民主化政策の流れは、日本の支配層が予想していた以上に急速であった。九月一日には、東条元首相以下の戦犯容疑者が逮捕された。一〇月四日には、GHQは政治・民権ならびに信教の自由にたいする制限の撤廃を要求する覚書を発し、治安維持法などの抑圧法令と特高警察をはじめとする弾圧機構の廃止、内務大臣、警保局長、警視總監などの首脳の罷免と政治犯の釈放を要求した。東久邇内閣は総辞職し、かわって「幣原外交」で知られた幣原喜重郎が組閣した。ついで、マッカーサーを訪問した幣原首相は、憲法の自由主義化と婦人の解放、労働組合の助長、教育の自由主義化、専制政治からの解放、経済の民主化の五大改革を要求された。

これらの指令にもとづいて、一二月には衆議院議員選挙法が婦人参政権をみとめるよう改正され、労働組合法がはじめて制定された。財閥解体と農地改革も実施に着手された。幣原内閣は憲法改正の調査もすすめたが、そこで作られたといわれる松本（蒸治國務相）試案は天皇主権を維持したきわめて保守的なものであった。マッカーサーは、主権在民、天皇象徴、戦争放棄にもとづく憲法草案を日本政府に提示して、もしも政府がこれを受け入れなければ直接に国民に呼びかけると迫り、幣原内閣もやむなく昭和二一年三月六日にこれにそった画期的な憲法改正草案を発表した。

四月には、極東委員会の尚早論をおしきって、マッカーサーは新選挙法にもとづく衆議院議員総選挙を実施させた。「一億玉碎」から降伏へという政府の大転換によって、しばらく国民は虚脱同然の状態にあった。占領軍の手による民主化政策の急激な実施には、日本国民が立直って自発的な改革を要求するのに先手を打つことで、占領軍の権威を高めようとするねらいもあった。前年一〇月一〇日に日本共産党の指導者が出獄して天皇制廃止と人民共和政府の樹立をよびかけたのを手はじめに、国民のあいだでも政治活動が活発になりはじめていた。一月二日には、戦前の合法無産政党的関係者が結束して、日本社会党の結成大会をあげ、片山哲が書記長となった。戦時中「翼賛政治」に批判的だった鳩山一郎は、旧政友会の政党人を中心に一一月九日に日本自由党を結成し、国体護持と反共救国とを力説した。総裁には鳩山が推され、河野一郎が幹事長、美濃部達吉、菊池寛、島中雄三らが顧問となった。「翼賛政治」に協力してきた政党人は、衆議院の絶対多数を占めていたが、つづいて日本進歩党を結成し、旧民政党総裁の町田忠治を総裁に推した。

こうしたなかで、GHQは、来たるべき総選挙にそなえて、昭和二一年一月四日に超国家主義・軍国主義

指導者の公職追放と右翼団体の解散を指令した。日本国民のあいだにも戦争責任を追及する声がひろがっていた。東久邇首相が奨励して出させた首相あて信書の内容をみると、その要望事項は、食糧配給の改善が首位をしめたが、官僚打倒、官庁機構の徹底的改革、政財界上層部の総退陣がこれについていた。

二月二十八日には公職追放令がポツダム勅令として公布施行された。これは、戦争犯罪人、職業軍人、右翼団体、大政翼賛会とその関係団体の有力分子、侵略に関係した国策会社の役員等が、一定の官職、国会議員または市長の職にあることを禁止し、これら公職の在職者ならびに衆議院議員などの候補者については公職適格か否かの審査をうけさせることになっていた。公職追放令が、総選挙を前にしていた各政党に与えた衝撃は大きかった。大部分が翼賛選挙の推薦議員によって構成されている進歩党が潰滅的な打撃をうけたのをはじめ、自由党も大打撃をうけた。社会党も一七名の前代議士中一名が追放該当とみられたが、全体としては、保守勢力に打撃を与え、社会・共産両党にいちじるしく有利に作用すると観測された。

金子市長の辞職 藤沢市会は、敗戦後しばらくの間、開かれなかった。戦後最初に開かれたのは一〇月一二日の臨時市会であるが、これについてはまったく記録が残っていない。ついで翌二一年の三月二日に通常市会が開かれ、昭和二一年度藤沢市歳入歳出予算をはじめ、インフレを反映して給与・手当にかんする議案が審議されたが、これも議事録が残っていない。

となりの鎌倉市会が早くも八月一七日に臨時市会を開いて終戦にともなう治安維持、食糧配給、流言蜚語の件について報告し、ついで一〇月一日に開かれた戦後処理のための市会やそれにつづく全員協議会などについても詳細な議事録が残されているのと、対照的である。

ただ、この間、昭和二〇年一月一日、二月二日、三月二日の三回にわたって市参事会が開かれ、いずれも昭和二〇年度の追加更正予算と手当関係の議案が審議可決されている。議事録はいずれもきわめて簡単である。一月一日の藤沢市歳入歳出追加予算についてみると次の通りである。

一、金子市長提案ノ理由ヲ説明ス。

一、参事員（伊沢助役） 議案ノ内容ニ付詳細説明ス。

一、議長（金子市長） 原案ニ異議ナキヤヲ諮リシニ全員異議ナシ。但シ現下物価情勢ニ対応シ一年ヲ通ジ俸給ノ百二十割ヲ支給スルヲ目標トシ、年度末ニ於テ約三十割支給スルコトヲ希望シテ原案ニ賛成ス。

一、議長（金子市長） 異議無キモノト認メ原案賛成者ノ起立ヲ求ム。

起立全員

一、議長（金子市長） 全員賛成ニ依リ議案第一一号原案ノ通り可決決定シタル旨宣告ス。

なお昭和二〇年藤沢市事務報告書は、市会、市参事会について、つぎのように記している。

一、市会 開会セシコト三回、会議ヲ開クコト四回、付議セシ議案件数一〇件、原案通り可決シタルモノ一〇件、同意確定一件、決算認定四件、諮問原案可決二件ナリ。

二、市参事会開会セシコト三回、付議セシ議案件数四件ニシテ総テ原案ノ通り可決セラレタリ。

なお、応召によって失職していた中田中、兼子一郎両議員は、それぞれ、復員によって八月二四日と九月六日とに復職した。

金子小一郎市長は、敗戦直後の昭和二〇年八月に市長の辞表を提出して慰留されていたが、翌二一年の三月二日の予算市会を終わったところで辞職が承認された模様である。

## 二 飛嶋市長の就任と最初の総選挙

飛嶋市長の就任 四月一九日には藤沢市会緊急臨時会が藤沢市第四国民学校に招集され、内務大臣からの推薦命令にもとづく市長候補者の推薦の件が上程された。当時は昭和一八年に改正された市制第七三条によって「市長ハ内務大臣市会ヲシテ其ノ候補者ヲ推薦セシメ其ノ者ニ就キ勅裁ヲ経テ之ヲ選任ス」となっていた。まず金子市長が立って、つぎのように挨拶した。「コノ市会ガ市理事者ニ対スル協力性ハ全国的ニミテモ少ナイト思ヒマス、今後如何ナル市長ガ出来マセウ共、又公選ニナリマシテモ、コノ市会程協力性ヲ發揮スルコトハナイト思フ、過去ノ政党時代ノ如ク活気ガアツテモ、結果ニ於テコノ様ナ協力性ハ無イト思ヒマス、私ハカカル市会ニ協力サレテ、市政ヲ運営シ、今迄好キ市政ガアツタトスレバ皆サンノ才蔭デアルト思ヒマス、皆様ノ御支援ヲ有難ク感謝シ、コノ事ハ終生忘レルコトハ出来ナイト思ヒマス」

ついで選考方法が問題となり、竹内一良議員は「市会ニ於テ二人ノ候補者ヲ出シ、ソレヲ公選ニスル、投票ハ町内会単位ニシ当選シタモノヲ市会ニ於テ推薦シタラ如何」と公選説を主張した。だが、けっきょく多数意見によって選考委員会を設けて選考することとなった。

臨時市会は四月二四日に再開され、鈴木竹次郎議員から「委員会ニ於テ飛嶋繁氏ヲ最適任ト認メ賛成ヲ得マシタノデ交渉委員ヲ挙ゲ交渉ノ結果内諾ヲ得マシタ」との報告があった。竹内議員は、「飛嶋氏ノ政治的手腕ニ就テハ未知数デアリ、現下食糧問題ニ付キ如何ナル識見手腕ガアルカ問題デアル、又大金持デアリ財閥トシテ資本家トシテ現時勢下遠慮スベキデアルト思フ。又戦争中市翼賛会常務委員ニ就任シタコトモアリ

マス」と反対した。これにたいし兼子一郎議員は「飛嶋氏ハ政治的ニハ未知数デアルガ、ソレハ政治的経歴ガナイノデアッテ手腕ガナイトハ思ハレナイ、……又財産ガアルカラ公人ニ不適格デアルトイフコトハナイ、ムシロソノ点ヲ押し切ッテ内諾サレタコトハ熱意アリトシテ大賛成デアリ……公選説ニハ反対スルノデハナイ、官僚的ナ天下リハ排スルガ、市民ノ代表タル市會議員ガ推薦スルノハ、コレハ公選デアルト思フ」と飛嶋推薦に賛成した。

ここで葉山繁蔵議長は採決を宣し、起立多数で飛嶋繁を藤沢市長に推薦することが決定された。

ところがこの推薦には問題があった。飛嶋は全国有数の土木建築請負業者である飛嶋組の取締役社長で、他の会社の役員をも兼ねていた。当時の市制でも、有給市長は会社の取締役その他の役員となることはできないとされており、そのままでは推薦できなかつた。飛嶋を推薦した市會議員も、また内諾を与えた飛嶋自身も、おそらく会社のほうは簡単にやめられると考えていたのであろうが、会社の実状は飛嶋の退任を許さなかつたのである。

五月四日には、市会臨時会が改めて招集され、まず名誉職市長条例が上程、可決された。飛嶋組社長のままで藤沢市長となる道が開かれたのである。ついで市長候補者選挙に関する件が上程されると、小川桂助議員は満場一致で推薦するよう要望したが、竹内議員が選挙を主張し、投票に移った。開票の結果は、有効投票二三票中、賛成二二票、反対一票で、飛嶋を名誉職市長に推薦することがきまつた。市会では、とくににつきの理由書を添えて、飛嶋組社長を兼ねてもさしつかえないことを力説した。

(上略) 飛嶋繁ハ株式会社飛嶋組取締役社長其ノ他各方面ニ於ケル会社事業ニ関与シ、現在ニ於テ尚残存セル会社

四アルモ、同人ハ固ヨリ名誉職市長ヲ不本意トシ、旁々右会社ハ単ニ取締役社長トシテ飛島繁ノ名義ヲ止ムルノミテ  
事業内容等ニ関与セザル為、コレハ容易ニ關係ヲ絶テルモノニシテ遅クモ推薦選任セラレ就任マデニハ解決スルモノ  
ト思考シタル所、現在会社ノ実状ヨリシテ直ニ解決ノ運ビニ至ラズ、而シナガラ飛島繁ノ人柄ハカカル市制第七十八  
条ノ關係ノ有無ニ拘ラズ藤沢市長トシテ推薦選任セラレタル場合、市政ニ専念挺身スルモノナルコトハ、自他共ニ認  
メラルルモノニシテ、藤沢市長トシテ最適任者タルコトハコレニヨツテ微動ダニスルモノニアラズ、而カモ現下ノ時  
局ヨリシテ市民ハ速カニ市長ノ推薦選任ヲ要請スルモノナルガ故ニ、名誉職市長条例ヲ設定、絶対多数ヲ以テ議決シ  
タノデアル。

なお、この理由書には出席議員は一名を除き賛成、欠席議員もやはり一名を除いて賛成の意向であると付  
記している。出席議員中の反対は社会党の竹内議員であり、欠席議員中のそれは共産党の葉山又三郎議員で  
あろうと推測される。

ところが、これまた手続が不備だったということで、市会臨時会は三たび五月一日に招集された。内務  
大臣三土忠造が五月八日付で名誉職市長条例の設定を許可するとともに、この条例許可後に市長候補者推薦  
の議決をするのでなければ選任しない扱いになったので、改めて議決のうえ推薦書を出せと言ってきたので  
ある。そこで名誉職市長候補者推薦に関する件があらためて上程され、無記名投票の結果、有効投票一九票  
中、賛成一七票、反対二票で、飛嶋推薦が可決された。なお、この日は竹内、葉山両議員とも欠席で、反対  
票は別の議員のものであった。

金子市長は四月三〇日付で退職し、伊沢十郎助役が市長代理をつとめていたが、飛嶋は六月一四日付で藤  
沢市長に選任された。



戦後最初の総選挙 飛嶋市長推薦に先立つ四月一〇日には、新選挙法による衆議院議員総選挙が、婦人参政、大選挙区、制限連記によって施行された。選挙の結果は、自由党が一四一名を当選させて第一党となり、幣原内閣の与党進歩党の九四名を大きく上回った。社会党も九三名を当選させ、共産党もはじめて国会に五名の議員をおくった。婦人議員は実に三九名に達した。

神奈川県は全県一区、定員一二名、二名連記であったが、前議員は河野一郎をのぞくとすべて翼賛選挙の推薦議員だったために公職追放に該当したから、新人に大きく道が開けた。立候補者は婦人五名をふくめて実に七七名に達した。こうしたなかで社会・共産両党の進出が関心のまとなったが、選挙の結果は、自由党が河野一郎、小此木歌治、山本正一、岩本信行、三浦寅之助、磯崎貞序の六名を当選させ、社会党は書記長の片山哲が一八万八七八八票と、最下位当選者の五倍にあたる得票で最高位当選したのをはじめ、松尾トシ、土井直作、金井芳次の四名を当選させてこれにつき、進歩党は完敗した。無所属の鈴木憲一、諸派の吉田セイも当選した。この年六月には河野が公職追放になり、共産党の中西伊之助が繰上げ当選となった。

藤沢市での得票は、有効投票五万八六五三票のうち、社会党書記長の片山が六九〇一票で首位をしめ、これに進歩党の兼子一郎、自由党の磯崎、河野が五〇〇〇票台でつづいているが、兼子は落選となった。共産党の中西は一九五〇票であった。

総選挙後の一カ月は、日本の政治の激動期であった。幣原内閣は居すわりを策したが、自由、社会、協同、共産四党が共同して倒閣運動をすすめたため、退陣をよぎなくされた。ついで、第一党である自由党の総裁鳩山一郎が軍国主義者として公職追放をうけた。この間、メーデーには東京では五〇万の大衆が皇居前

広場に集まり、民主人民戦線の結成と民主人民政府の樹立を決議した。おりから食糧難は極度に達していた。食糧難やインフレにたいして有効な対策をとろうとしない政府に、民衆の怒りが向けられたのである。

五月一二日には世田谷区米よこせ区民大会が宮城にデモをかけ、一九日には食糧メーデーが三〇万の民衆を動員した。鳩山のあとをついだ吉田茂自由党総裁も一時は組閣を断念しかかった。だがマッカーサーは大衆デモに警告を発するとともに食糧放出を指令して吉田を支援し、第一次吉田内閣は五月二二日に成立した。

**食糧難打開策と幽霊人口問題** 藤沢市も食糧難にあえいでいた。昭和二二年事務報告にその間の事情を語らせよう。

「食糧事情ハ戦時中ノ災害、勞力不足、肥料難等ノ悪条件累積ノ結果、歴史上未曾有ノ食糧難ヲ迎ヘ当市ニ於テモ運配日数最高二十六日五分ニ達シ人心頓ニ動揺シ連日多数ノ人達ガ市役所営団等ニ陳情ニ来タノデアリマス、当市ニ於テハ此ノ難局ヲ突破スル為五月一日市役所、藤沢警察署、市會議員、農業会長、食品市場社長、水産業会長、食糧営団、町内会長代表等ヲ以テ『藤沢市主要食糧緊急対策本部』ヲ設ケ食糧ノ獲得ニ目醒シイ努力ヲ続ケタノデアリマス。幸ニ是等ノ努力並ニ聯合軍ノ好意ニヨリ六月九日、第一回ノ食糧ノ放出ノ許可アリ、以後引続キ第二回、第三回ト順次放出セラレタル食糧ニヨリ危機ヲ突破出来タノデアリマス。」

飛嶋新市長を迎えての最初の市会は七月二四日に開かれた。伊沢助役は留任していた。市長の就任挨拶のあと議事にはいったが、もっとも問題となったのは、市役所内の不正事件であった。すでに六月四日付の『朝日新聞』は、「莫大な幽霊作る藤沢市吏員」の見出しで、市吏員と闇屋の結託による大がかりな横流しが摘発され、その横流し量は全市民の一〇日分の配給量に相当すると報じていた。関係者の言によると、転出入の

はげしい飯場を利用した計画的な犯罪で、米穀通帳の台帳がなかったのが間違いのもとであつた。議員からはつぎのような指摘があつた。

中田吉堯 第一ハ市役所内ノ綱紀肅正ノ件デアリマス、終戦当時ニ於ケル風評ハ全部事実ト思ハヌガ相当ノ事実モアリ、元課長等ノ助役排斥問題、以前ニ之ヲ申上ゲ其ノ処分ヲ追究シタ事ガアルガ実行サレナカッタ、又最近ハ幽霊人口問題ト今以テ悪風評ハアリ信用ハ零デアリマス、自分ハ良評ハ嬉シク悪評ハ家族ガ非難サレル如クツラク悲シイ感じガスル。

池田進 吏員中丸正信ノ関係ニツイテ申上ゲル、同人ハ朝鮮人住友某其ノ他二名ヨリ要求セラレ三月十五日ヨリ四月七日に渡リ八回デ一二〇名乃至一八〇名ノ幽霊通帳九通ヲ作製シソノ報酬トシテ二月十一日―十二日熱海デ九三〇円其ノ他湯本七九三〇円、一七五〇円ノ物品、芸妓ヲ三〇〇〇円デ身受等ノ饗応ヲ受ケテキル、又杉山万吉ハ中川某(『朝日』では金川となつてゐる―引用者注) トノ関係デ同様通帳ヲ作成、中丸ト大体同様ノ報酬ヲ受ケテ右二名デ十九通ノ幽霊通帳ヲ作ツテキル、外二十六通ノ未解決通帳ガアルガ、之ハ逃亡中ノ住友外三名ニヨリ解決サレルト思フ、営団ハ関係ナク正式ノ通帳デアルノデ不審モナク配給シタノデアル、又通帳ハ新円切替ノ際新円証紙二八万円ノ不正入手ヲ行ツテキル、其ノ他ニ付テハ酒ノ配給ニ付不正ガ行ハレテキル、コノ問題ハ市長助役ハ御存ジナイカモ知レヌガ幽霊人口ノ問題ガ解決出来ヌ最中又コノ様ナ問題ガアルト云フコトハ如何ニ綱紀ガ乱脈デアルカノ証拠デアル、又桶ノ私下問題モアル、(中略)責任者デアル課長ガ責任ヲトラナケレバ課長ハイラナイト思フ、ココデ嚴重ナ処分ヲトラナケレバ市民ノ信頼ヲ益々無クスルト思フ」

飛嶋市長は「物資課長及吏員ノ処分ニツイテハ、……本人ハ関係ハナイガ責任ガアルノデ、課長ハ総務課勤務ニ、主任ハ厚生課へ移動ト、夫々私トシテ適正ト認メタ処分ヲシテアリマス」と答弁したが、市会では

「新事実ニヨリ新タナル市長ノ勇斷ヲ望ム事ヲ市会全員トシテ希望トスル」ことが異議なく承認された。

そのほか飛嶋市長は、質問にこたえて、「市庁舎ノ件ハ元憲兵隊ハセマイノデ、之ハ勤勞署ニ譲リ、若尾山ニ応急的デアルガ建築スル心算デアル」、また合併以来の公約である六会国民学校の改革は起債問題がからんで遅延しているが、至急解決に努力する、土木事業は目下立案中である、「片瀬町ノ合併問題ニ付テハ議員各位ノ御協力ヲ願ヒ是非実現シタイト思ッテオリマスガ、時期其ノ他ノ件ニ付テハ具体的ニ種々御協議シタイト考ヘテオリマス」との方針をしめした。

## 第二節 新憲法制定と地方自治制度の改革

### 一 日本国憲法と地方制度の第一次改革

日本国憲法と地方自治 昭和二一年四月の総選挙のあと、吉田内閣は憲法改正案を第九〇議会に提出し、日本国憲法は一〇月七日に貴衆両院を通過し、一月七日に公布されることになる。日本国憲法は第八章を地方自治にあて、第九二―九五条の四条の規定をおいていた。

地方自治にかんする規定は、大日本帝国憲法になかったばかりでなく、この時期に発表された各政党の憲法草案、さらには、もっとも民主的だったといわれる高野岩三郎ら憲法研究会の憲法草案要綱にも、盛りれていなかった。近衛文麿の依頼で佐々木惣一が起草した「帝国憲法改正の必要」だけが「自治」の章をおい

ていたが、地方自治については法律をもって定め、自治団体の機関は構成員が選任するとの原則を述べただけで、その保障はきわめて不十分であった。GHQ民政局の報告書『日本の政治的再編成 (Political Reorientation of Japan)』は、民間の憲法草案についてつぎのように述べている。

「もう一つ目立って欠けていたものは、地方自治への提案であった。これは容易に理解しがたいことである。内務省の圧力は、永年にわたって各県いたる所で感じられていた。どの地方団体も、その地方的事務に中央政府が介入しなければならぬほど小さすぎはしないというのが、誰でも経験であった。何らかの形の州権、すなわち県の主権を確立することは考えられぬにしても、このように重大な項目が改革および再建に関心をもち人びとの考察からもれたのか、理解しがたい。おそらくその理由は、かれらが中央集権の理念をあまり深く教えこまれていたのか、あるいは地方自治は国会に委せることのできる小さな事項にすぎないと考えていたのかのどちらかであろう。」

昭和二二年二月にGHQが幣原内閣の吉田外相、松本國務相らに手交した憲法改正草案は、第八章を地方政治と題して、住民の地方自治の権利を具体的に保障していた。すなわち第八六条で府県知事、市、町その他徴税権をもつ一切の自治体、法人の長、地方議会の議員ならびに国会の定めるその他の役員について住民の直接普通選挙で選挙することを規定した。第八七条では、自治体の住民が「彼等ノ財産、事務及政治ヲ処理シ並ニ国会ノ制定スル法律ノ範圍内ニ於テ彼等自身ノ憲章ヲ作成スル權利」を保障した。そして第八八条では、一地域のみ適用される法律は、その地方団体の選挙民の多数の承諾なしには国会も承認できないと規定していたのである。

これらのうち、第八六条については、日本政府は知事等について間接選挙とすることをもとめたが拒否さ

れ、地方公共団体に議會を設け、地方公共団体の長、議會の議員ならびに法律の定めるその他の吏員について住民による直接選挙を保障した日本国憲法第九三条となった。特別法にかんする第八八条は、日本国憲法第九五条となった。地方分権の見地から地方自治体の憲章作成権をみとめた第八七条だけは日本国憲法では、かなり大はばに変わった。すなわち、地方公共団体の組織および運営に関する規定は、地方自治の本旨にもとづいて法律で定めるという道義的規定を第九二条においたうえで、第九四条で地方公共団体にその財産を管理し、事務を処理しおよび行政を執行する権能と法律の範囲内での条例制定権とを保障するのにとどまった。GHQとの協議にあたった日本がわの官吏も学者も、アメリカのようにはいかないと、大はばな地方分権にはつよく批判的であった。そこには「草の根の民主主義」にたいする不信の念がつよくみられた。

地方制度の第一次改革と藤沢市会 憲法草案の審議と並行して、第一次の地方制度改革として東京都制・府県制・市制・町村制の改正案が第九〇議會に提案、可決され、日本国憲法に先んじて九月二七日に公布された。これは従来の制度の一部改正ではあったが、新憲法制定に対応して、大はばな改正となっていた。

この改正は、まず住民の自治参加権を大はばに拡充した。地方議会議員の選挙権が、衆議院議員のそれに準じて、満二〇歳以上、婦人参政、居住要件は六ヶ月とするなど大はばに拡張されたうえ、府県知事も市町村長も、住民の直接選挙によって選任されることになった。条例の制定改廃、長・議員等の解職、地方議会の解散、事務監査などについての住民の直接請求権も認められた。従来は市町村の政治に参加しうる者をとくに公民とし、これに名誉職担任の義務を負わせていたが、これらの制度は廃止された。市会議員も名誉職でなくなつて報酬をうけるようになり、名誉職市長も廃止された。それとともに有給市長の兼職を禁止してい

た市制第七八条も廃止された。

地方議会の権限も強化され制度的にも整備された。市会の開閉、会期の決定は議会自身にゆだねられた。市会はこれまで通常会は年一回とし、必要ある場合に事件を限って臨時会を招集することになってきたが、この改正で定例会は隔月、臨時会は従来通りとなった。教員と地方議会議員または市町村長との兼職禁止ならびに議員が、その地方団体と請負関係に立つことの禁止は解除された。内務省と知事の市町村と議会とにたいする監督権は縮小された。従来助役は、市町村長が知事の認可を得て選任することになっていたが、これは市会の同意を得て選任することに改められた。市長の要求による議会の傍聴禁止は認められないことになった。市会議員の選挙を市長が管理執行してきたのも改められて、あらたに選挙管理委員会が設けられてこれにあたることになり、監査委員の制度も創設された。

昭和二十一年一〇月八日に開かれた藤沢市会臨時会では、選挙管理委員の選挙がおこなわれた。投票はまず正委員四名について連記でおこなわれ、有効投票一八票、上位から一六点豊島豊次郎、一一点伊沢十郎、一一点大野守衛、九点赤木愛太郎で、この四人が当選ときまった。つぎに補充員の投票がおこなわれ、一六点小塚芳太郎、一三点桜井兵四郎、一一点川浪半助、五一点高松貞夫が当選した（ただしこのあと葉山議長は、高松のかわりに大島利憲の名をあげている）。選挙がおわると、竹内一良議員は、「選挙の結果について異議はありませんが、前日の協議会において決定したものと大分違っている、……旧態依然たる裏面工作によりかかる結果に終わったことは遺憾である」と述べた。なおこの市会では、市の財政上大きな負担となっていた常設消防部を官設消防に移管する件が異議なく可決された。

一月八日の市会については議事録はなく、議案だけがあるが、これで見ると、藤沢市名誉職員費用弁償額及支給条例が廃止されて藤沢市報酬額及費用弁償額及支給条例が設定され、一〇月一日から適用されている。報酬年額は、市会議長二五〇〇円、副議長二〇〇〇円、市参事会員一八〇〇円、市会議員一五〇〇円、監査委員一〇〇円、選挙管理委員長一〇〇〇円、同委員五〇〇円、兼職者は多い方を支給するとなっている。費用弁償額は日額三〇〇円であった。旧条例による昭和二一年度上半期（四～九月）の市会議員の費用弁償額は、市会議長一二五円、副議長一〇〇〇円、参事会員九〇〇円、市会議員七五円であった。藤沢市有給吏員諸給与条例も設定された。別表の給料額（月額）は一号給の二〇〇〇円から三五号給の二〇〇〇円までとなっていた。

一月二二日の市会臨時会は、それまでの第四国民学校からかわって遊行寺鍊成道場に招集されたが、会場は、その後、藤沢会館階上（藤沢駅前元憲兵隊庁舎）に変更された。

翌二二年一月一六日の臨時会やはり藤沢会館に招集された。この日の会議では、昭和一五年一月一日議決の藤沢市会会議規則が改正された。また藤沢市定例会条例が可決され、定例会は毎年二月、四月、六月、八月、一二月に開かれることになった。会期は規則によって二月の定例会が二〇日以内、他の定例会は三日以内、臨時会は議長が定めることになっていた。

## 二 地方自治法制定前後

地方自治法の制定公布 第一次の地方制度改革の諸法律が公布されるとすぐ、政府は地方制度調査会をつくって新憲法と見合った地方自治の民主化にとりくみはじめた。内務省は、翌昭和二二年二月に地方自治法



案を第九二国会に提出した。地方自治法は四月一七日に公布され、日本国憲法と同じく五月三日に施行される運びとなった。地方自治法は、日本国憲法第八章とくに第九二条にいう「地方自治の本旨」にもとづいて地方自治の全般にわたって規定したところの基礎法であり、地方自治権を包括的に保障したものであった。

ここでの改正の重点のひとつは、明治以来の官治的行政の中核であり、国の機関として官吏の身分をもっていた知事を地方公職の身分に改め、府県を完全自治体として市町村と同格にしたことであつた。もう一つは議会の参事会制度を廃止し、常任委員会制度を設けるなど、議会の権限、機能を実質的に強化、拡充したことであつた。改正された要点を列挙すれば、つぎの通りである。

- (1) 府県も市町村もともに完全自治体として同一の性格を与え、首長を直接公選とした。
- (2) 選挙権、直接請求権など住民の自治参加権を拡大した。
- (3) 議会の権限を拡充した。すなわち、参事会を廃止し、内務大臣の地方議会解散権をなくすいっぽう、議会に首長不信任の議決権と意見陳述権、調査権などを認め、常任・特別委員会制度を設けた。
- (4) 警察、教育行政などを自治体に移譲し、法令に定めのない行政事務をすべて自主化し、国の委任事務は法律・政令にもとづくものに限った。委任事務についても地方議会は首長にその説明を求め、意見を述べることとした。
- (5) 国―府県―市町村間の監督、命令権を廃止し、これにもとづいて行なわれた上級機関による代執行、強制予算等の制度を撤廃した。

しかし、こうした画期的な改革も、その意図通りに実現したとはいえない。こうした改革を主導したのは、占領軍であつたが、このことはこの改革に限界を与えることともなつた。明治憲法下で地方自治体を下級機関として扱い、その行動を拘束してきた中央の官僚機構は、占領軍が間接統治をとつてこれを代行機関

として利用したため、ほとんど打撃をうけずに生き残ったことは上述した通りである。そのため、地方自治体への事務移譲はけっきょく不徹底におわり、地方自治体にたいする中央統制も、形態を変えながらも存続しつづけた。

地方自治法の施行によって藤沢市議会がどのような姿をとって新発足したかは、第四節にゆずる。

公職追放の拡大と町内会の廃止 昭和二十一年一月には、この年一月に出された公職追放の覚書が地方公職にも拡大適用されることになった。来たるべき地方選挙を前に旧勢力に打撃を与えようというGHQの配慮によるものであった。市についていうと、追放該当者が市会議員・市の助役・収入役・監査委員・選挙管理委員などに就職できなくなつたうえ、昭和二十一年九月二日以前から引続いて市長または助役の職にあった者は、今回の市長選挙に立候補したり助役として在職することを禁止された。さらに町内会長・部落会長も普通選挙で選出することとされ、やはり二〇年九月二日から引続いて町内会長だった者は一定期間、立候補できないことになった。ついで、経済界・言論界にたいしても公職追放が適用されることになった。

こうした方針にもとづいて、昭和二十二年一月四日には、あらたに拡大された公職追放の勅令が出され、それとともに、都道府県ならびに人口五万以上の市に公職適否審査委員会を設けて、従来中央だけでおこなわれていた資格審査をこゝで行なわせることになった。

藤沢市でも、公職適否審査会が設置されることになり、二月二日には、委員に早川証山、島津二郎、石渡悦郎、松川昇太郎、山本孝信が委嘱された。同委員会では、二〇九件について公職追放覚書に該当するか否かの審査にあつたが、二二年末現在で、二〇八件は非該当と決定し、一件だけが保留中であつた。

町内会、部落会についてみると、これらは戦後も大きな役割をはたした。敗戦によって政府の権威が弱体化し、行政機能が低下して、犯罪の増加、伝染病の流行、配給のおくれなどがつづくなかで、地域住民組織の活動が要請されていた。政府や地方当局は従来からの町内会、部落会にこうした任務を負わせることで、地域の秩序を今まで通り維持しようとはかったのである。

昭和二〇年藤沢市事務報告書はつぎのようにしるしている。

「終戦後ニ於テハ市民ノ自由意志ニ基ク自主的ノ運営ヲ助長スル為県主催ニ依リ六市ノ代表町内会長ヲ参集セシメ町内部落会整備運営対策協議会ヲ開催セラレタリ。其ノ席上当市鶴沼東部町内会長三輪梅三郎氏ノ發議ニ依リ町内会（部落会）自治懇談会ヲ組織シ毎月第三日曜日ニ六市輪番ニ開催シ、第一回ヲ十一月十八日藤沢市ニ於テ、第二回ヲ十二月十六日鎌倉市ニ於テ開催セリ。尚藤沢市ニ於テモ十二月十五日藤沢市聯合町内会ヲ組織シソノ自主的ノ運営助長ニ関シ協力シツツアリ」

翌二一年度にはいと、常会に代えて藤沢市連合町内会連絡委員会を開いて、町内会、部落会の自主的な運営の指導をはかり、食糧対策、貯蓄運動などに協力させた。また町内、部落ごとに防犯組合を作らせ、警察との協力、青少年補導などにあたせたとはいふ。

こうしたなかで町内会長らに上述のような就職禁止が指令されたわけであるが、町内会長の選挙が実施されないうちに、町内会、部落会そのものが解散されることになった。昭和二年一月には、戦時中からの部落会、町内会等整備要綱が廃止され、三月末かぎり町内会等を廃止し、その行政事務を市町村に移管し、駐在員・出張所で取扱わせることになった。町内会、部落会は戦前の官僚的行政の末端機関として大き

な役割をはたし、戦後も市町村の行政事務の下請や、また市会議員の選挙母体として少なからぬ役割をはたしていただけに町内会、部落会を實際に解散することには、とりわけ保守勢力の基盤を弱めるものとして、つよい抵抗があった。いちおう町内会等は解散の形をとつても、自発的な任意団体という形でこれを存続させようというのが、当局の意図であった。三月五日付の神奈川県内務部長から各市長、地方事務所長に於て「町内会部落会等の措置については」は、七市自治懇談会の申合せとして、町内会等はいちおう従来の組織を解消して新発足することとするが、隣保相扶・文化施設・食糧対策・共同生活の危機などから当然任意団体結成が要望される見込であるから中断しないよう本月二〇日ごろまでに新発足し、その名称はなるべく自治会という名称を付し、隣組は単に何々組とするということを参考事項として付記している。藤沢市でもおおね旧町内会部落会区域をもって自治会を組織して市民と市の連絡にあたらせた。

しかしGHQは日本政府のこうした措置に満足せず、五月三日には町内会、部落会、その連合会または隣組の解散後に結成された類似団体の解散と町内会長らの就職制限を命ずるポツダム勅令が出された。これによって自治会等は解散されることになり、藤沢市では一三カ所の駐在員事務所と二分駐所を設置し、おおねつぎの事項を取扱うこととなった。

駐在事務所名 東部 西部 中部 村岡 鶴北 鶴中 鶴南本部 鶴南支部 辻堂本部 辻堂支部 大庭  
 亀井野 石川 円行 片瀬

取扱事項 各種市民への周知徹底、各種調査報告、市民台帳の保管整備、転出入証明、世帯及人員の確認証明、無所得並に少額所得の証明、居住証明、電力割当量証明、その他の証明、物資購入通帳交付、物資購

入票等の検印、乳製品の配給申請、特別物資の配給（冠婚葬祭等の証明）、薬品その他衛生資材の配付、個人金融通帳並に事業金融通帳の配付

インフレ下の予算編成 敗戦の直後からいわゆるドッジ・ラインで予算の引きしめが強制された昭和二四年までの時期には、はげしいインフレーションが日本経済におそいかかった。この間、昭和二一年（一九四六）度から二三年度にかけては、せつかく予算を立てても、それがインフレの波にのみこまれて、すぐに追加予算が必要となるという有様で、一般会計の決算額は、いずれもその年の当初予算の三倍から四倍にも達するというぐあいであった。

昭和二二年度藤沢市歳入歳出予算は、関連議案とともに、最初の統一地方選挙に先立って同年二月二七日の藤沢市定例市会に提出された。予算説明に立った伊沢十郎助役は、中央政府においても地方財政について相当の変革をおこなうことを企図しているので、ここに計上した予算もいわば暫定的なもので、将来の更正を予想していると前おきし、この総予算七六七万一二四〇円のほかに六会国民学校の改築、辻堂国民学校の増築、村岡国民学校の敷地拡張などの費用、職員の待遇改善にもなう人件費の増加、さらに片瀬町の合併による追加予算などがやがて計上され、膨大な予算になるのではないかと存じますと述べていた。

予算の最大の費目は一五〇万円を越える厚生費で、これが「最近のもっとも重大な問題でありますところの引揚者あるいは戦災者、あるいは生活困窮者に対する生活保護費」にあてられたことは、この時期の世相を物語っていた。これにつづく費目は教育費一三七万余円、公債費一二四万余円、役所費一一五万余円であった。

審議にはいると、まず兼子一郎議員が、どの項にも雑費があり、しかも細かい数字までしめされている理

由を質問した。伊沢助役が火災保険料等の細かな費目を省略したためであると答弁すると、兼子議員は、民主主義の音がさかんであり、政治にたいする考え方が先鋭化している今日、予算を批判し市政を攻撃して人氣を博そうとすることも当然予想されるので、紙を儉約するばかりでなく市民に納得させる点にもっと考慮を払ってもらいたいと注意を述べた。

市会は予算研究のため三月三日まで休会し、四日の本会議で予算とその関連議案が全員委員会に付託された。委員会は五、六両日にわたって開かれ、六日の本会議では決算委員長と予算委員長の報告があつて、昭和二〇年度の決算と二二年度の予算とが総員挙手によって可決された。

なお審議に関連して小川桂助議員が、二・一ゼネストが決行されようとした当時に、藤沢の關係の吏員ならびに教員がどういふ態度で臨んでいたのか、と質問した。これにたいする答弁はつぎの通りである。

伊沢助役 先づ教員に就ては本市の学校職員の組合はあのゼネスト態勢に入らない系統の組合でありまして全般として彼の渦中に無かつた様に存じます。又市役所職員組合に於ては、之は当初から県下の各種の職員組合と協力しまして都市連盟というものに属して居りますけれども、其連盟の闘争手段としてのゼネストには一応参加致しますが直接市民に迷惑をかける様な所謂事務を停止するという手段には訴えないという態度でございます、当時本市会の各位も其間の情勢を憂慮されました組合の幹部と懇談された様な事もありましたが、そういう極めて穩健な態度に終始したという風には諒解願つて差支えないと思ひます。

### 第三節 片瀬町の合併

#### 一 片瀬合併問題と大藤沢市構想

片瀬合併問題の再燃と大藤沢市建設構想 藤沢市と片瀬町との合併問題が具体化したのは、昭和二十一年一月のことであった。『鎌倉議会史』は、一〇月一二日に片瀬町の水野助役から電話で、片瀬町が鎌倉市か藤沢市のどちらかに合併することになったから関係書類を提出されたいと依頼してきたので、一四日に全員協議会を開いて合併交渉をすすめることになったと記している。おそらく藤沢市にも同様の連絡があったのであろう。

ここでわざわざ『鎌倉議会史』を引いたのは、片瀬町との合併にかんする資料が藤沢市には全然見当たらないからである。市会の議事録や関係文書を見ても、この時期のところに、片瀬合併関係の書類はまったく見当たらない。おそらく藤沢市片瀬町合併書類のファイルがいったん作られたうえで、それが亡失したらしい。ただ、昭和一七年度の片瀬町六会村合併書類のファイルのなかに、昭和二一―二二年の合併問題当時の走り書きのメモが若干はさみこまれているだけである。

すぐれた観光地の江の島をもつ片瀬町は、藤沢、鎌倉両市があいついで市制をした直後から両市の争奪のままとなっていた。昭和一七年三月三〇日には片瀬町会は全員協議会を開いて、市名を「藤沢江島市」と

することを条件に藤沢市との合併を決議し、ついで部落会長との合同懇談会で賛成を得た。ところが鎌倉市がこれに反対して県や内務省に働きかけ、片瀬町民にも訴えたうえ、市名のことがつれて、この合併問題は不調におわたつたのである。

合併問題が再燃すると、藤沢市では一〇月二二日に市会全員協議会を第四国民学校で開いて合併交渉委員一名をあげた。葉山繁蔵、高松貞夫副議長と榎本市右衛門、小倉久武、鈴木竹次郎、池田進、中田吉堯、山上八造、兼子一郎、金川亀太郎の各議員であつた（のち石井茂、砂川安太郎を追加）。一月三日には交渉委員が最初の会合を開いて、つぎの大藤沢市建設構想説明書を作成し、翌四日に葉山、鈴木、中田の三委員が片瀬町役場を訪ね、これを提示して合併を申入れた。

大藤沢市建設構想説明書

一、湘南大都市計画の実現を期するため第一着手として片瀬町合併を熱望する次第である。

その区域は相模川以東、横浜市境界とする予定

イ、片瀬町との合併実現後は左記各項の速かなる実現を計る

ロ、市内産農産物および市外より物資を獲得し潤沢なる供給を期す

ハ、藤沢地域および片瀬局の電話局を合併し、市民相互の連絡上の不便弊害を除去し明朗都市の建設を期す

ニ、住民並遊覧客の利便を計る為江の島棧橋の徹底なる改築を期す

ホ、江ノ島西岸に築港し水産漁業の振興を期す

ヘ、片瀬川を藤沢駅附近迄開さくし運河により物資の集散を計る

ト、市内に自動車または電車の循環線（藤沢駅より片瀬に至り片瀬より辻堂駅に連絡し辻堂駅より東海道を経て藤沢



駅に至る)を新設し市民の利便を計る

チ、藤沢片瀬間に縦道路あるも、隣接地域の利便を計るため、横に連絡する道路の新設を期す  
リ、文化厚生事業の完璧を期す

藤沢中学校の専門学校昇格

神奈川県総合運動場の建設

日本大学農学部の実実

市立図書館の建設

藤沢高等女学校の拡充強化を期す

市立綜合病院の建設

ヌ、江ノ島片瀬遊行寺を結ぶ観光都市の宣伝

ル、省線電車の藤沢以西への乗入実現を期し京浜地帯との至便を計る

オ、藤沢駅を統合し東京急行小田急線、江ノ島線の共同使用を実現し、市民並に遊覧客の利便を計る

ワ、片瀬町を合併するため市庁舎を藤沢駅附近に移転改築し市行政の円滑なる運営を期す

カ、片瀬町合併後は現片瀬町役場出張所として存置す

合併交渉委員会は、一二月二六日には深沢村に、翌二二年一月二四日には、さらに大船町にたいして合併を申入れた。

この大藤沢市建設構想説明書は、昔ながらの「藤沢の宿」を近代都市に発展させようとする飛嶋市長の構想の一端をしめすものであった。この説明書について報じた『神奈川新聞』(昭21・11・6)は飛嶋市長を「土木建築業の飛鳥組を先代から受継ぎ、若くしてその傘下にある数多の『組』を統轄し、一方には全国屈指の牧場(東北牧場)を経営して競馬界に駿馬をおくりだし、また乳牛の育成に努め、事業家としての体験を身につけた氏が推されて地方都市行政を引受けたのであるから、風変りといへば風変りな市長」と評してい

た。飛嶋市長はすでに株式会社飛鳥組の社長の椅子を弟に譲って会長になっていたが、戦後の復興にあたって積極的に都市建設をすすめてゆく適任者として期待されていたのである。

飛嶋市長と飛鳥組にたいする期待は、片瀬町にもあった。第一節で述べたように、片瀬町では敗戦直後に護東師団から、木材二六〇〇石の無償払下げを受けたが、その後、この木材の処理をめぐって問題がおこった。地元の業者からも講堂新築を条件に譲渡の要望があったが、けっきょくこの木材は飛鳥組に無償譲渡された。そのかわりに飛鳥組の誠意に信頼して、山本橋（西浜の湘南白百合学園付近の橋）、西浜橋ならびに東京螺子側の山本橋の架けかえと講堂の建設とを依頼することになった。これは、まだ飛嶋が藤沢市長に就任する以前のことである。片瀬町で飛鳥組にこうした好意をしめたのは、それなりの理由があった。片瀬町では当時の林吉次郎町長らは飛鳥組の社長である飛嶋繁を町長に迎えて、町の発展をはかろうとかねてから考えていたらしい。

飛嶋が藤沢市長に就任すると、片瀬町の有力者たちは、藤沢市との合併を計画しはじめた。ところが合併準備工作をはじめると、鉄道疑獄の飛鳥組の印象が町民のあいだに残っていてうまくゆかない。そこで有力者らは飛鳥組の取締役会長としての飛嶋を町議ならびに町内会長との懇談会にまねいて紹介したところ、これが非常に好評で、合併運動が急進したのだという（『神奈川新聞』昭22・3・4）。

湘南大都市計画と藤沢振興会社案 飛嶋市長はまた大藤沢市建設構想をさらに拡大した湘南大都市計画をつくり、鎌倉市をふくめて西は相模川まで、北は高座郡南部町村までを打って一丸とする雄大な構想を立てていた。おりから問題となっていた特別市制の施行によって横浜市が神奈川県から分離した暁には、この大

湘南市に県庁を誘致することを考慮していた模様である。またそのためには港をもつことが必要だとして、個人的に大きっぱな測量をもすすめていた。

飛嶋市長はまた藤沢市の公共施設を早急に整備するため、片瀬町との合併問題が表面化するに先立って、藤沢振興会社の設立を計画していた。藤沢市の市制施行は、戦争中の経済統制がきびしくなっているなかで行なわれただけに、その公共施設の整備はまったく放置されたままであった。さきにもふれたように、市庁舎には市会を開く会議室がなく、会場を転々と借りあるくといった有様であり、大藤沢市建設構想説明書を見てもわかるように、図書館はじめ、ほとんどの公共施設の建設が今後の課題に残されていた。市農業会や藤沢商工会議所も適当な庁舎がないため、仮住居をつづけていた。そのほか下水道幹線の敷設や藤沢銀座一帯の道路網の整備も急務となっていた。しかも藤沢市は戦災都市ではないため、起債がほとんど認められず、公共施設の整備には一段と困難がつけ加わっていた。腐朽の甚だしい六会国民学校の改築も、起債ができないためにのびのびになり、やっと二二年一月の市会で、その見通しがついたところであった。

藤沢振興会社というのは、市民からの出資によって設立し、市当局にかわって公共施設の建設にあたり、建設した施設は市や県または国に賃貸しようとするもので、出資者に金利程度の利潤を保障しながら公共施設を急速に整備し、市民に、これを利用させることをねらいとしていた。ある意味では、現在の公社の先鞭をつけたもので、いかにも事業家らしいアイデアであった。

だが、そこには問題もあった。現在の公社も住宅公社、開発公社など企業的な収益をあるていど見込むことのできる事業を対象とし、しかも自治体が出資金の半額を負担するなど資金上の配慮をうけている。公共

施設を建設し賃貸することではたして採算がとれるかどうか、また採算をとるために利用者である市民に過重負担をかけることにならないかどうかが問題であり、はたして資金があつまるかどうかも疑問とされていた。この案には、藤沢市会、町内会、商工業関係の有力者のなかにも賛同者が多いと報じられていたが、そこにはやはり飛嶋市長と飛島組とがひと肌ぬぐことに期待がかけられていたのであろう。

この計画は、資本金五〇〇万円の藤沢振興株式会社として市庁舎と電話局庁舎の建設を当初の目的として設立することに具体化した。しかし建築にたいする臨時措置によって、あらかじめ、これら建物の建築認可を得なければ会社設立が認可されないことになったので設立が延期になった（『神奈川新聞』昭22・2・5）。もし設立されていたとしたら、ドッジ・ラインによる金融引きしめで苦境に立ったのではないかと思われる。

## 二 片瀬合併の実現

片瀬町の町民投票 人口一万人そこそこの片瀬町は、地方自治制度の改革によって町の仕事が増加するなかで、隣接都市との合併を考慮していた。片瀬町は地形、産業の関係から田畑が少なく人口密度が高いのに、町であるため、市にくらべて占領軍放出食糧などの物資の配給も少なく、食糧問題は深刻となっていた。同町の昭和二十一年事務報告は「係員ハ町内会長等ノ援助ニヨリ日夜奮闘ヲ期シタルモ遺憾ナガラ主食ガ遅配シ町民ハ飢餓状態ニ立至リ、之ガ対策委員ノ設置トナリ、全委員ノ協力ニ依リ其ノ筋ニ対スル陳情、或ハ製粉所ノ新設トナリテ漸ク之ガ危機突破ヲ得タリ」と記している。

戦争で荒廃した橋梁などの修理復旧もすすまなかった。同報告には「終戦後各種資材ノ不足ト金融緊急措

置令ニ基ク資金難ニ依リ一般土木工事ハ全面的放棄ノ止ムナキニ至リ僅少ナル水害復旧工事ト官有土地ノ借入及継続使用等單ナル事務ニ止マリ」とある。『神奈川新聞』（昭21・10・20）は、一〇月一六日に片瀬町土木委員が江の島棧橋の改修や藤沢市との境界を流れる片瀬川の改修について藤沢市土木委員の応援をもとめ、両者がそろって県庁に陳情したことをとりあげ、大きくは漁港築港、片瀬川の運河建設、目前の問題としては片瀬国民学校講堂、腐朽橋梁の修築などの公共施設の建設が、自力では至難なことが、片瀬町を合併にふみきらせた主因であると論じている。

こうして合併方針にふみきった片瀬町では、町長代理助役水野佐忠から上述のように藤沢、鎌倉両市に合併資料の提出をもとめ、これを町民に公開して町民の意思決定にまかせることとしたのである。

鎌倉市が提出した大鎌倉市建設計画は、鎌倉と江の島との合併による一大観光都市の建設を主眼とし、第一に観光遊覧施設の完備、第二に文化施設の拡充、第三に交通輸送機構の整備、第四に消防施設の完成、第五に築港計画、第六に江の島棧橋の改造、第七に行政機構の新設、第八に都市建設の障害除去をあげ、鎌倉市と合併するならば、多大の犠牲を払っても全面的に片瀬町の要望をいれたいと述べていた。

だが藤沢、鎌倉両市の競争では、藤沢市のほうが有利であった。両市とも片瀬町と境を接しているとはいへ、片瀬から鎌倉市の中心にゆくには旧腰越村の稲村ヶ崎を通らねばならない。藤沢市の中心地のほうがはるかに近く、片瀬は藤沢市の商業圏内にくみこまれていた。また江の島の旅館の客筋からみても、藤沢市のほうが深い関係にあった。そのうえ、上述したように公共施設の建設の面では、藤沢市のほうが大いに頼りがいがあると見られたのである。

一月八日には片瀨町会ならびに町内会長全体で合併問題研究委員をおくこととし、町会議員から飯森春吉、相原直八郎、山口倉吉、二見林太郎を、町内会長からは甘粕半次郎、村越八郎、西野通、田中喜八郎、岩香寿、岩本亮一の計一〇名を選んだ。

昭和二二年にはいると合併問題は急進展した。一月五日には白百合高女で町民大会が開かれ、町議から合併問題について経過報告をおこなったのち、一日現在で片瀨町に居住する二一歳以上の男女の投票を一九、二〇日にわたっておこない、二一日に開票することになった。

投票は、隣組単位で集め、町内会でまとめて開票場に運ばれたが、その結果は、有権者総数六〇六三、投票数三四六三で、棄権率は四三％にのぼった。投票の内訳は、藤沢合併が二〇四六、現状維持が一二一九、鎌倉合併一八五、無効一三であった。藤沢合併が過半数を占めたとはいえ、棄権率がきわめて高かったことは、合併にたいして冷淡な者が多いことをしめすものと見られ、なお問題を残していた。

二月一日の片瀨町会では、この投票結果が報告されたのち、藤沢市との合併方針をきめ、交渉委員一二名をあげて具体的な交渉にはいることになった。その顔ぶれは、町会から相原、二見正副議長のほか、飯森、山口、宇田川勝太郎、鈴木文右衛門、町民からは内山常吉、片野寛、山本林太郎、大沢憲一、鈴木仁左衛門、田中喜八郎であった。

二月一〇日には片瀨町合併交渉委員が藤沢市に合併方を正式に申入れ、その後、藤沢、片瀨双方の小委員のあいだで合併についての懇談をおこなった。一日には藤沢市合併交渉委員が片瀨町を訪問し、合併を正式決定した(片瀨町会での報告では二一日)。その節の了解事項はつぎの通りであった。

一、合併期日は四月一日とすること

一、合併についての市町会を二月二五日に開催すること

一、合併後は現在の片瀬町役場を出張所として存置すること

一、片瀬町の現在吏員をそのまま引継ぐこと

一、上級官庁への上申は二月二七日とすること

一、片瀬町住民の直接事務は一切出張所にて処理すること

一、片瀬町の希望として合併後は予算総額の百分の七程度を観光費として計上すること

なお、片瀬町では町有財産をすべて引継ぎ解散費用の捻出は藤沢市がわに一任することを提案したが、藤沢市では解散費用の捻出は片瀬町がわで町有財産を処分してしかるべく処理されたいと望み、これがいれられた。

片瀬合併の実現 藤沢市、片瀬町では、さきの申合わせにしたがい、二月二五日にそれぞれ、市会ならびに町会を開いて前者は市境界変更の上申、後者は町市合併の上申を決議した。その上申は両者ともほぼつぎの通りである。

鎌倉郡片瀬町を廃し其の区域を藤沢市に編入のことに市制第四条町村制第三条に依り諮議方を神奈川県知事に上申するものとする

#### 理由

藤沢市と鎌倉郡片瀬町は地勢交通産業経済等の關係に於て其の利害を同じうし民情相通ずる状態にあり、この両市町

を同一行政区とするは相互の發展繁榮を促進し住民の福利を増進する所以にして公益上極めて必要なりと確信するに因る

二月二七日には、飛嶋藤沢市長と水野片瀬町長代理助役とが合併交渉委員とともに神奈川県庁を訪ねて、境界変更上申書ならびに町市合併上申書を提出した。三月にはいと、市長、町長代理ならびに合併交渉委員は四月一日の合併実現をめざして猛烈な陳情、依頼をつづけた。三月六日には市長、町長代理らが県庁に合併促進を陳情し、一二日には県と内務省に陳情した。県知事および内務省行政課長の回答は、鎌倉市の反対および各種選挙が四月にあるため、四月一日の合併は困難だとのことであった。だが、これらの理由は、藤沢市、片瀬町の合併主張者にとってみれば、むしろ四月一日の合併を要望する根拠でもあった。三月一三日には岩本、磯崎、片山三代議士に依頼して合併促進方を内務省地方局長に働きかけ、一日には片山代議士に重ねてたのみこんだ。一五日には飛嶋市長が合併促進方を大村清一内務大臣に陳情し、一六日には、合併促進の市会協議会を開き、一七日にはまたも県知事ならびに内務省に陳情した。

この間、鎌倉市当局が神奈川県と内務省にたいして、国策としての観光事業のうえから見て、江の島と鎌倉とが不可分であると反対を陳情したのをはじめ、片瀬町民のあいだにも反対運動がおこった。片瀬町には食糧問題も急場を脱したので、合併問題もしばらく情勢を見たほうがよいとの慎重論があったが、町民投票ののちには片瀬青年文化会などが批判の声をあげた。三月一五日には同会の主催で内山、飯森合併交渉正副委員長、町政懇話会小野武雄、社会党片瀬班の小金武雄などをまねいて、放送討論会の形式をまねて町民討論会を開いた。そこでは投票にあたって研究討論の余裕がなかったうえ、それが町内会別にまとめられ、町



内会の藤沢合併支持派の人が一般の自由な意思を圧迫したことなどが指摘された。片瀬の財政は必ずしも悪くないので合併を急ぐことはないとの声も高かった。

しかし三月一七日には、神奈川県知事から内務省の了解を得たのですみやかに両市町合併について議決を得るようにとの通達がなされた。翌一八日には藤沢市会と片瀬町会とがともに急施議会を開いて市境界変更並財産処分についてを決議し、合併許可稟請をおこなった。その決議は次の通りである。

鎌倉郡片瀬町を廃し其の区域を藤沢市に編入し本町有財産（権利義務一切）はこれを編入当時の現在により総て藤沢市に帰属せしめる。

翌三月一九日には神奈川県から鎌倉郡片瀬町は四月一日を以て藤沢市に編入するとの告示が出された。長らくの懸案であった藤沢市と片瀬町との合併は、鎌倉市の反対をおさえつついに実現したわけである。二月一日現在の調査によると、片瀬町の二二一五戸一万五五五人をあわせて、藤沢市は、戸数一万六六五七戸、人口七万九二一〇人となり、県下では、小田原市をしのいで、横浜、横須賀、川崎三市について第四位となることになった。藤沢市の県議二名、市議三六名の定員はそのままであった。

こうして片瀬町との合併が迅速かつさした波乱なしに成功したことは、飛嶋藤沢市長の政治力をしめすものであった。だが、また片瀬町との合併は、やがて飛嶋市政の前途に少なからぬ波紋をよびおこす原因ともなった。

深沢村、大船町との合併交渉 藤沢市が片瀬町との合併交渉にあたって、深沢村、大船町にも合併を申入れたことは上述した。これら町村も湘南大都市計画のうちに含まれているが、藤沢市の申入れは片瀬町との

交渉をスムーズにすすめるためのものであったようである。

昭和二年一月二六日の合併交渉委員会で、深沢村との合併交渉をきめたときにも、伊沢助役は現在の鎌倉郡の地形からいって片瀬、深沢をいっしょにして合併促進をはかったほうが解決が早いと思うと述べ、これにたいし山上八造委員は深沢村合併は財政的または経済的にどうかと思うと発言している。だが、鎌倉市が、すでに一四日に深沢村に合併を申入れているので、これに対抗して、藤沢市からも合併申入れをおこなうことになり、即日、委員全員が深沢村をたずねたのである。

深沢村隣市合同研究委員との懇談会は翌二年一月一八日におこなわれ、葉山委員長から湘南大都市計画と片瀬町との交渉経過について説明したのち、深沢村委員からは、大船町について何か考えているかとの質問があったのをはじめ、観光都市の構想、自動車交通の件、生活面の施設などについて説明がもとめられた。

ついで一月二四日の合併交渉委員会では、大船町を訪ねて同町会の中村鍊敬議長らと会って、合併を申入れた。やはり葉山委員長から説明があったのち、中村議長からは、個人の意見としては孤立的なものではだめで、大同団結が必要であると考えている、利害得失をすてて大乗につくべきであるが、横浜、鎌倉をひかえ、いずれにつくか迷っていた、藤沢市の御説明でよくわかったとの趣旨を述べた模様である。なお、大船町議員からは江の電の大船への延長、柏尾川の整備などが要望された。

なお、合併交渉委員は、二月二〇日には茅ヶ崎町、寒川町、小出村を、二二日には渋谷町、綾瀬町、御所見村、有馬村をたずね、湘南都市計画について説明と懇談をおこなっている。

こうしたなかで片瀬町との単独合併がおこなわれたことによって、これら町村との合併交渉はいちおう中絶状態となった。だが、藤沢市議会では、その後も特別委員会をつくって働きかけをつづけた。

## 第四節 第一回地方選挙と藤沢市議会の新発足

### 一 第一回統一地方選挙

飛嶋市長の無競争当選と国会・県知事・県議選 昭和二二年四月には、五月三日の日本国憲法と地方自治法の施行をひかえて、最初の統一地方選挙ならびに参議院議員選挙がおこなわれることとなった。そのうえ、マッカーサー元帥は二・一ゼネストの中止を命令したかわりに、議会終了後に総選挙をおこなうよう吉田首相に要望していたから、衆議院議員総選挙もこれに重なった。

まず四月五日には、府県知事・市町村長の選挙が実施された。藤沢市長選は現職市長の飛嶋繁が無競争で当選した。選挙に先立って、共産党では市会議員の葉山又三郎を、また進歩的青年層では外交評論家の長谷川了を立候補させ、革新陣営の氣勢をしめそうという動きがあった。しかし飛嶋市長を超党派的な市民代表として推薦候補とする大勢となったため、これらの立候補はとりやめとなった。ところが飛嶋は、届出締切後に突如として自由党に入党したため、市民のあいだには不満の声が上がり、あとにしこりを残した。

神奈川県知事選は、無所属で立候補した現職知事の内山岩太郎と、自由党の小此木歌治、社会党の橋中一

郎のあいだで争われ、内山が大きく引離して初の公選知事となった。藤沢市では市長選が無競争のためか、投票率は五九・二％と低調で、そのうち内山が一万三五五票と過半数を獲得し、橋中は六七五票、小此木は三四五二票であった。なおこのときの横浜市長選では社会党の石河京市が当選して革新市政となった。

二〇日には第一回参議院議員選挙が実施された。定員四名にたいし九名が立候補し、社会党の三木治朗と自由党の小串清一が六年議員、国協党の鈴木憲一と自由党の大隈憲二とが三年議員に当選した。藤沢市の得票順は全県のそれとびったり一致し、三木六七一六票、小串五三六八票、鈴木三四四一票、大隈二五九九票であった。

二五日には、前回の大選挙区とはちがって中選挙区制のもとで、衆議院議員総選挙がおこなわれ、社会党が予想外の伸びをしめして、一四三名を当選させて、第一党となった。神奈川県第三区でも、社会党は最高点の片山哲と鈴木雄二とで二議席を獲得し、残りの二議席を自由党の岩本信行と国民協同党の萩原寿雄とが占めた。藤沢市の投票率は六三・六％で、有効投票二万七一一一票のうち、片山が九五七七票を獲得し、これに民主党の兼子一郎と自由党の磯崎貞序が三〇〇〇票台でつづいたが、いずれも落選し、共産党の中西伊之助も落ちた。だが、片山が大量の得票をしたこともあって、社共両党の得票は有効投票の半数を占めた。

三〇日には地方議会の議員選挙がいっせいにおこなわれた。神奈川県議会議員の選挙は、藤沢市の定員二名のところに、九名が乱立した。自由党は公認問題がこじれて栗原直義（河野系）、池田進（岩本系）、中田吉堯（磯崎系）の三名に加えて、高山仙一郎（磯崎系）が脱党して立ち、民主党の鈴木竹次郎、社会党の竹内一良、共産党の葉山又三郎と革新系無所属の二候補とで争った。選挙の結果は、有効投票二万九七九八票のう

ち、民主党の鈴木が六六九七票、社会党の竹内が六五四三票で当選し、自由党の栗原が四二一六票で、次点となった。

激戦の市議会議員選挙 藤沢市議会議員の選挙は県議選と同時にこなわれたが、定員三六名にたいして立候補者八一名と二倍を越える激戦となった。立候補者の党派別は、自由一四、民主七、社会八、共産六、諸派一で、無所属が半数をこえる四五名に達していた。

選挙は、有権者数四万二七四九人、投票者数三万九五〇人、投票率七二・四％と知事選、衆参両院選挙を上回る出足を見せた。当選者を党派別にみると、自由一〇、民主二、社会二、共産二、無所属二〇であった。自由党は、個人票が大きく物をいう市議選で比較的に伸びを求めしたのである。

つぎに地域別に当選者を考えてみよう。その後の選挙のことも考えて、昭和三〇年の隣接町村合併以前の市域を七個所に分けた。すなわち、(一)旧藤沢―藤沢・西富・大鋸、(二)鶴沼、(三)大庭・羽鳥・稲荷、(四)辻堂、(五)村岡―柄沢・渡内・高谷・弥勒寺・小塚・宮前・川名、(六)六会―土棚・円行・今田・石川・西俣野・亀井野、(七)片瀬―

地域別・党派別当選者数

	総数	自由	民主	社会	共産	無所属
旧藤沢	10	1	2			7
鶴沼	10	2		1	2	5
大庭・羽鳥・ 稲荷	1	1				
辻堂	4	1		1		2
村岡	2					2
六会	4	3				1
片瀬	5	2				3
計	36	10	2	2	2	20

片瀬・江の島である。昭和三〇年の合併以後は、これに(八)長後―長後・高倉・下土棚、(九)御所見―用田・葛原・菖蒲沢・宮原・打戻・獺郷、(三)遠藤が加わることになる。このときの当選者をさきの地域別でみると、(一)旧藤沢一〇、(二)鶴沼一〇、(三)大庭・羽鳥・稲荷一、(四)辻堂四、(五)村岡二、(六)六会四、(七)片瀬五となる。

地域別党派別当選者数は、前ページの表の通りである。

当選者の個人別得票数はつぎの通りである。

七一一	二見	林太郎	江の島	無	漁業	48
六九二	山口倉	吉片瀬	無	料理業		42
六八八	宮崎	忠太郎	鶴沼	無	農業	47
六七二	金川	亀太郎	辻堂	社会	薬剤師	50
六五五	青木	豊三郎	大庭	自由	工場主	40
六〇五	竹内	一良	鶴沼	社会	漁業会長	47
六〇三	佐藤	孫八	藤沢	無	鮮魚商	50
六〇一	葉山	又三郎	鶴沼	共産	会社重役	39
五七七	渋谷	寅吉	西俣野	自由	農業	46
五七二	青木	保二郎	大鋸	無	会社社長	50
五六八	瀬高	宗尊	藤沢	無	僧侶	53
五六四	杉山	清茂	亀井野	自由	学校長	51

五五〇	高瀬	智治	円行	無	農業	54
五四八	鈴木	竹次郎	西富	民主	無職	56
五四八	秋本	信善	石川	自由	会社社長	56
五三二	毛利	義治	藤沢	無	医師	43
五二六	榎本	市右衛門	藤沢	無	会社員	63
五二二	山下	正美	藤沢	民主	会社重役	40
五一九	平川	留吉	藤沢	自由	食肉商	46
五〇七	小出	春之	藤沢	無	会社員	50
四六二	浜野	伝三郎	片瀬	自由	漁業	67
四六二	飯森	春吉	片瀬	無	食肉商	56
四四七	葉山	繁藏	藤沢	無	洋服商	62
四三四	大和田	武	鶴沼	共産	工事請負	42
四三四	小清水	督郎	鶴沼	自由	獣医師	37
四三四	田中	喜八郎	片瀬	自由	建築請負	43
四三三	尾藤	武雄	鶴沼	無	会社重役	45
四二九	豊田	亮太郎	鶴沼	無	無職	54
四二五	加藤	敬治	弥勒寺	無	農業	48

四二〇	門倉与吉	辻堂	無	会社重役	56
四一三	渡辺功川	名	無	農会役員	38
四〇二	小山正光	鶴沼	自由	無職	56
四〇一	池田三郎	鶴沼	無	無職	54
四〇一	相沢五郎	辻堂	無	雜貨商	53
三九七	田辺政吉	鶴沼	無	飲食店	44
三九五	金子四郎	辻堂	自由	農業	49
三九四	桐辺徳次		無	農業	55 (次点)

御所見村の吏員総辞職事件 やがて藤沢市に編入されることになる隣接町村でも、藤沢市と時を同じうして、町村長・町村会議員の選挙が実施された。町村長の当選者はつぎの通りである。

御所見村 長田喜則  
 洪谷町 石井正雄  
 小出村 広瀬 善

ところが選挙後間もない六月一七日には、御所見村で長田新村長を排斥して、村役場の全職員（男子六名、女子四名）がそろって辞表を提出して欠勤するという事件がおこった。無競争で当選した長田村長は、農協（県信連）勤務の経歴をもち、はげしい性格だったといわれているが、村役場に新しいやり方を一挙にもちこもうとしたらしい。助役は欠員のままであった。そして職員の一とりが異動に不満で辞職したことから、



残る職員のみだにもクビ切りの不安が高まり、この事件をひきおこしたのである。

御所見村には、昭和七年（一九三二）にも吏員総辞職事件があり、こんどの事件のかけにも村内の対立が影を落としていたらしい。『神奈川新聞』（昭22・6・20）は、同村の村議一〇名のうち、七名までが村長反対派といわれ、また同村農業会でも、長田村長が監督権を發動して経理報告を命令したことに端を発して大貫直喜会長以下理事六名全員が辞任して改選をおこなうというごたごたがあったことをあげて、役場職員の総辞職問題もこの延長と見られると報じた。

欠席した職員は、遠藤、大和方面の職員の自宅にいっしょに泊まりこんで結束をはかっていたが、村議たちも一八日に村議会を開いて善後策を協議し、調停にのりだした。そして職員たちに、村長がやめる方向で努力すると説得して執務を再開させた。その結果、長田村長はやがて辞職をよぎなくされ、後任村長の選挙では、村議の高橋佐吉が無競争で当選した。しかし高橋村長も一年ほどでやめ、つぎの水利信利が任期満了まで在職した。

## 二 藤沢市議会の新発足

市議会の初会議と杉山議長の選出 地方自治法にもとづいて新発足した藤沢市議会の最初の会議は五月一日に開かれた。<sup>(1)</sup>この日の議場となった藤沢会館には、戦時中以来絶えてなかった傍聴人が約三十人もつめかけた。だが、定刻の午後一時には出席議員は三分の一にも達せず、二時二五分になってようやく全議員三六名が出席して開会が宣告された。

(1) これまでの公式の記録によると、新制度による藤沢市議会が初めて開かれたのは、五月一七日となっている。これは昭和二二年五月一七日付の藤沢市議会議長杉山清茂から藤沢市長飛嶋繁にあてた「藤議発第一号 議事会議報告」によつたものと思われるが、『神奈川新聞』によると五月一三日で、後述の飛嶋市長の辞表提出の記事など考へ合わせてみても、この方が正しいと判断される。議事会議報告が提出される日付は、会議の日よりも数日おくれるのが常であり、この報告が誤記されたのではないかと思われる。

会議が開かれると、まず六九歳の浜野議員が最年長議員として仮議長となり、抽選で議員席次を定められた。議長選挙にはいった。

議長選挙では、前議長で無所属の葉山繁蔵、自由党の藤沢支部長の秋本信善、民主党藤沢支部長の鈴木竹次郎らが下馬評にのぼっていたが、幕をあけてみると、自由党の新顔議員である杉山清茂が三二票という多数票を獲得して当選するという番狂わせとなった。そのかげには、やはり新顔の無所属議員の活動があつた。これよりさき一〇日には一部の再選議員が発起人となつて議員懇談会を開き、その席上で正副議長候補を推薦しようと画策した。新顔の無所属議員はこれに反発して一二日の夜に会合を開いて相談し、深更になつてから第一党である自由党に議長候補の推薦方をたのんだ。ところがそのあと党人の裏面工作がおこなわれたため、無所属議員はこれに反発して自由党からの推薦をことわつてしまった。こうして議長問題は暗礁にのりあげたが、初会議当日にも、各派は交渉をつづけて自由党の杉山議員を選んだのである。初議会の開会がおくれたのは、このためであつた。『神奈川新聞』（昭22・5・13）は、「かくて新市会はボス政治打倒の清新な発足をみた」と報じた。杉山は、後藤新平に私淑して教育事業に活躍した経歴をもち、現に横浜市立

中和田青年学校長の職にあった。

議長選挙が終わると、杉山は浜野飯議長にかわって議長席につき、つぎの挨拶を述べた。

(上略) 先程来たびたび話に出ますように、今は新憲法の実施に相成りまして地方制度の改正を見、市会に於きましても、極めて清新なる気分を以て新しき活動分野が多々開かれたわけでありませう。

又眼を社会の情勢に転じて見ますと、時勢の動向、或は又その生活に於て安定全きを得ず、尚且経済の状態に於きましても混沌たる情勢でありますが、我国は新日本建設のため一路邁進して居る訳でありまして、本市に於きましてもこの新日本建設の線に副いまして今後ますます立案をし実施をすべきことが多々あることは当然でございます。

斯様な訳でありまして市会の任務ますます重きを加え、且つその責の一層重きを覚ゆる次第でございます。斯様な際に当りまして不肖私が斯様な重責を汚すに至りましたことは、性来不憐(マヤ)の私と致しまして誠に恐縮に考える次第でございます。

しかしながら只今投票の結果に依りまして大多数の方の御声援を恭なう致しましたのでございまして、不憐な者でありますけれども、駑馬に鞭打ちまして一層本市のため微力を捧げ満身の努力を傾倒致したいと考えて居る次第でございます。(下略)

ついで副議長の選挙に移ると、やはり無所属である片瀬の飯森春吉が三四票をあつめ、残りは鈴木竹次郎一票、無効一票で、飯森議員が副議長に当選した。片瀬町を合併した直後だけに大多数の議員は副議長を片瀬の議員から選びたいと考えており、これをうけて山口議員が奔走して片瀬の議員のあいだで候補者を互選し、その結果、飯森議員が選ばれたという(昭和二十四年三月三〇日の佐藤議員の発言による)。

この日の会議には飛嶋市長は出席しなかった。議会参与員として出席したのは、助役伊沢十郎、収入役平

野秀樹、総務課長坂本茂武、物資課長佐藤信衛、会計課長野村大吉、税務課長代理川島友親、土木課長齋藤競三、衛生課長牧野徳丸、教育課長関野惣平、厚生課長石井芳男、六会出張所長市川苞雄、片瀬出張所長水野佐忠であった。

なお、この日の議会では、鵜沼海岸にある逓信省の無線電信講習所に貸付ける目的で第二期工事中の建物の一部を、中央電波局藤沢分室とするため払下げの件が、緊急の必要から上程可決されただけで、予定されていた藤沢市会会議規則ならびに藤沢市会傍聴人取締規則の設定は撤回された。神奈川県から、国および県がそれらの準則をしめすまでは従来規則を適用してもらいたいとの申入れがあったためである。

最後に浜野議員が立って「私は片瀬町の藤沢市合併に反対していたのであるが、多数をもって合併致しました以上、藤沢将来の発展のため努力することをお誓いする」と前置きして、「当時飛嶋市長から発表になりました江の島の築港問題をぜひとも実現させて頂きたい。この問題は藤沢全市から考えねばならぬ問題であります、合併の際の声明でありますから、特に片瀬地区としてお願いする次第であります」と述べた。

飛嶋市長の辞表提出と慰留 翌五月一四日に杉山、飯森正副議長が市会を代表して飛嶋市長を病床に見舞うと、市長はいきなり辞表を杉山議長に差しだした。腎臓炎で医師から六ヶ月の静養を勧告され、病氣回復後も相当の期間激務に堪えられないので辞めたいというのであった。市民の推薦で無競争当選した飛嶋市長が、わずか一ヶ月そこで辞表を提出したことは、藤沢市民にとってショックであった。とりわけ、片瀬町民にとっては、飛嶋市長の説く藤沢、片瀬を打って一丸とした湘南大都市計画の魅力に引かれ、しかも藤沢市の財力というより、飛嶋が会長をつとめる飛島組の実力にその実現を期待し、鎌倉市の呼びかけをはね

つけて藤沢市との合併を選んだだけに、大変なことであった。

市議会は一七日に全員協議会を開いて、各党派、無所属こそって市長の留任に努力することを申合せた。正副議長と各派代表とは市長を訪ねて、大藤沢市建設の構想を市民に公約した手前もあり、ぜひとも留任されたいと懇請した。飛嶋市長は市会こそっての慰留に辞表を撤回して留任することとなった。飛嶋市長が市議会の留任懇請をうけいれて留任したうらには、これによって政治休戦を実現させようとするねらいがあり、他方、社会・共産はじめ各派に適当な後任候補の持駒がなかったため、全会一致の留任運動となったのだと評された。

助役については一名を増員して二人助役制にすることが問題となっていたが、市長の辞表提出問題もからんで、市議会では助役選考委員会をつくって選考をはじめた。もしも飛嶋市長が辞職したばあいには、次期市長に推薦しうる人物という条件もあつただけに、人選は難航した。選考委員会は二人の候補者をあげたが、名前は明らかにしなかった。だがひとりには経済界追放で公職不適格となり、もうひとりを受諾の意思なく、助役増員はけっきょく棚あげとなった。

常任委員会条例等の制定と常任委員等の選出 藤沢市議会が発足してからしばらくのあいだは、地方自治法にもとづいて市議会ならびに市の行政機構や各種の委員制度などを整備するための条例、規則などの制定に忙殺された。

五月三〇日の市議会では、藤沢市会常任委員会条例が提案、可決された。この条例は、市議会に、財政・教育・経済・厚生・土木・観光の六常任委員会をおくもので、委員数は財政二名、教育二名、経済一三

名、厚生七名、土木一名、観光七名となっていた。正副委員長は互選で、委員会の定足数は二分の一である。この原案は全員協議会できめたものであった。

審議にあたっては、海水浴場は厚生委員会に属するか、観光委員会に属するか問題となったが、多数の意見で後者にきまった。また、土木業の市会議員は、従来市の請負はできなかったが、今後はどうかとの質問があり、伊沢助役が今度の自治法では違法ではない、ただ土木委員が業者であると、入札・競売等の金額などの問題で支障が予想されるので、そういう場合は相応の処置をしないと答弁した。

委員の人選については、準備委員会の人選した原案が出され、多数の賛成で決定された。委員名は資料編第八章第一節（一一〇五〜六ページ）に載っているもので、ここでは各常任委員会の正副委員長だけをあげておこう。

財政常任委員会	正 小山正光（自由）	副 榎本市右衛門（無所属）
教育常任委員会	正 豊田亮太郎（無所属〓紫風会）	副 瀬高宗尊（無所属〓紫風会）
経済常任委員会	正 佐藤孫八（無所属〓紫風会）	副 渡辺功（無所属〓紫風会）
厚生常任委員会	正 毛利義治（無所属〓紫風会）	副 小出春之（無所属〓紫風会）
土木常任委員会	正 青木保二郎（無所属〓紫風会）	副 山下正美（民主）
観光常任委員会	正 山口倉吉（無所属〓紫風会）	副 尾藤武雄（無所属）

紫風会というのは、議長選挙にあたって活躍した新顔の無所属議員が初議会の終了直後に結成した大会派で山口、宮崎、田辺、渡辺、豊田、小出、佐藤、青木（保）、相沢、瀬高、毛利、池田、門倉、加藤の一二

議員がそのメンバーであった（『神奈川新聞』昭22・6・2）。

この日の本会議は一時間あまりで終わったが、そのあと二時間半あまりにわたって全員協議会が開かれ、首相に指名されて組閣中の片山哲代議士に祝詞を送ることをきめたほか、つぎの件を決定した。

(一) 監査委員は二名で、一名は市会議員中から、一名は学識経験者より選ぶこととなっていたが、市議会からの推薦は無記名投票で行なうこととし、鈴木議員一七票、秋本議員六票で、鈴木議員が当選した。

(二) 市役所駐在事務所は、昭和二十二年五月三日付の政令第一五号によって町内会・部落会との連合会またはその解散後に結成された類似団体の解散が命じられたあと、これにかわって作られることになったもので、次の一三カ所に設定する原案が可決された。これによって駐在事務所別の人口・世帯数などをするしておく。

駐在事務所名	人口	世帯数	駐在員数
藤沢東部	五八五四	一一〇〇	三
藤沢中部	七八五二	一五〇〇	四
藤沢西部	六六九〇	一五三〇	四
村岡	三四五五	六一一	二
大庭	六五七一	一一一三	三
鶴北	六九七八	一六六〇	四
鶴中	六五五三	一一一七	三
鶴南	八六五六	二五三〇	六

辻 堂	九〇一〇	二〇六五	五
亀井野	三二一六	五一八	一
円 行	二二四七	四二四	一
石 川	一九七五	三〇〇	一
片 瀬	一〇五八〇	二二二七	五
計	七九六三七	一七〇〇〇	四二

(三)消防団令(五月一日公布の政令)の実施にともなう準備委員については、地域別を考慮して選定することとし、杉山議長が杉山、飯森、鈴木、青木、山口、金川、田辺、宮崎、平川の九議員を指名した。

(四)通信設備改善委員会の設置をきめ、委員には、鈴木、竹内、秋本、二見、小清水、金川、田辺、平川、山下、渡辺、飯森、杉山の一二議員が選出された。

(五)市役所職員組合との労働協約締結にともなう協議会委員五名は、財政委員中より選出することとし、小山、榎本、加藤、金川、鈴木各議員が選出された。

(六)省線電車乗入促進委員会の設置を決定した。

(七)県庁誘致対策については、平塚市などは活発な運動を開始しているので、全議員をもって対処する。ただし、横浜市を特別市とすることに反対の立場からただちに大々的に運動することは不利だから注意する。準備委員には、杉山・飯森正副議長、鈴木・竹内両県議と小山・豊田・佐藤・毛利・青木(保)・山口の各常任委員長をあてる。



六月二十八日には市議会定例会が済美館に招集され、会期は三日間とされた。済美館は本町通りの藤沢警察署わきに武道場として作られた建物で、戦時中、飛鳥建設の飛嶋斉社長から土地建物などをふくめ、藤沢市に寄付されたものであった。

この議会では、まず藤沢市消防団条例設定の件が上程された。藤沢市には常設消防と消防団とがあるが、この条例は後者について定めたもので、消防団の定員は八〇〇名とし、団長一名、副団長二名、分団長一七名の役員をおき、団長・副団長の選挙事務は市長がおこなうこととするいっぽう、消防委員会を設置し、市長、警察署長、消防団長ならびに市会議員ならびに学識経験者より各五名ずつ選ばれた消防委員をもって構成することとされた。

この条例は原案通り可決されたが、消防委員の選出には論議があった。まず全員協議会できめた準備委員会案として秋本、鈴木、青木（豊）、山口、田辺の五議員を推す案が出されたが、これに反対して新たに選考委員をつくる案が支持をうけた。だが選考委員を一七名にするか五名にするかで対立し、さらに準備委員会案支持説ももりかえし、けつきよく議長一任となって選考委員は五名を選ぶこととなり、人選も議長に一任して、相沢、二見、渋谷、山下、渡辺の五議員が選ばれた。ここで鈴木、秋本、田辺、二見、金子の五議員を消防委員に推薦する案が作られ、ようやく可決された。この例からも判るように、市議会内の対立や不満は、人事問題で表面化することが多かった。

ついで市役所事務分掌条例が上程された。この条例は市役所に総務部・民生部の二部を置き、前者を秘書・庶務・会計・総務・土木・観光の六課、後者を教育・産業・物資・厚生・衛生・戸籍の六課とするもので

あった。これにたいしては山下、青木（保）議員から、土木・都市計画などを独立させて三部制とするか、都市計画課を独立させてはどうかという意見があり、他方、佐藤議員は部制をつくる必要はないとも主張したが、原案通り可決された。

藤沢市税賦課徴収条例の改正案、市税臨時増徴条例案等については全員委員会に付託されることとなった。その委員長を議長にするか、財政委員長にするかで対立し、選挙の結果は財政委員長の小山正光が一票で当選した。ところが六月三〇日の議会では、小山委員長から理事者の整理が不十分のため審議できない旨の報告があり、会期は三日間延長された。七月三日には午前九時四〇分から市議会が開かれてただちに全員委員会に付託され、午後四時すぎに、その結果が本会議にかけられて可決された。

八月二六日の市議会定例会では、まず藤沢市吏員、同監査委員書記ならびに同選挙管理委員会書記の各定数条例が上程可決された。市吏員の定数は、事務吏員一〇五人、技術吏員一四人であった。

ついで藤沢市議会議員等報酬額費用弁償額及支給条例ならびに同監査委員及書記、同選挙管理委員会書記、同議会書記長及書記、同消防団、同常設消防部の各諸給与条例ならびに同消防団服務規律及懲戒条例が上程された。このうち問題となったのは、最初の議員等の報酬額であった。議員の報酬額については神奈川県下の藤沢、平塚、小田原、鎌倉四市の申合わせで月八〇〇〇円という線が出されていたが、理事者案は議長年額二万二六〇〇円、副議長一万五六〇〇円、議員一万二〇〇〇円とこの線をだいぶ上回っていた。これにたいして、山下、二見議員らは「躍進途上にあつて収入欠陥の多い現在かよように莫大な報酬を頂く考えはない」と減額を主張した。他方、共産党の大和田議員は「今後の議員は各種の委員となるなど市のあらゆる行政面

に接触して市民のために職務に専念するのであって、旧来の名誉職の観念をもって律すべきではない」として、議長・議員の報酬は一般的にみて少なすぎると論じて、この案を支持した。採決の結果は、原案修正一四、原案賛成一三、棄権一の一票差で修正と決まり、修正案は理事者一任となった。理事者は休憩中に議長二万円、副議長一万五〇〇〇円、議員一万円の修正案をまとめ、これが可決された。

監査委員の選任については、市長から市議会選出としてさきの全員協議会できめた鈴木竹次郎、学識経験者として栃内礼次を任命することについて同意がもとめられ、異議なく承認された。

つづいて、消防委員の補欠ならびに神奈川県都市計画委員の選挙がおこなわれた。前者は消防団の団長の選出がさる七月二八日に団員の直接選挙でおこなわれ、鈴木議員が団長、田辺議員と秋元大太郎が副団長に当選し、鈴木団長は消防委員を当然兼ねることになるので、その補欠が必要となったのである。選出方法は議長一任では委員を軽視したことになるとの含みで選挙によることとなり、その結果は投票総数二八票中、加藤敬次が一五票で当選した。都市計画委員もやはり選挙によることになり、五名連記で投票した。投票総数二九票、有効投票二七票中、毛利議員一六票、田辺、相沢、宮崎、小出各議員が一四票で当選したが、五名とも紫風会に属していた。

都市計画委員の選出と関連して飛嶋市長の藤沢市都市計画についての構想をききたいとの要望があり、飛嶋市長はつぎのように述べた。

「本市の都市計画については、前の住宅官団の理事長をして居られました池辺さんを依頼致しまして盛んに研究中でございます。……来月初めにそれぞれ専門の方々が当市へ見えまして池辺氏とも協議を致し吾々も参加致すのであり

ます。こうして一応の基盤となるべきものを作って、これを皆様に加って戴きましてこの案を仕上げたいと思うのでございましてこの問題はなかなか一気に簡単には出来上らないのではないかと思っております。……新聞紙上に種々書かれて居ることもございますのですが、これは中には私の存じて居ることもございますし、存じていないこともございます。」

青木(保)議員からは、片瀬合併のさいに片瀬川と引地川を結んで江の島海岸の埋立築港計画をするように聞いたが、実現の可能性はあるのかという質問があり、市長は、「測量は終わっている、その実現はセメントと重油とが豊富に入手できる時機でないとむずかしいが、これは不可能ではないと考える」と答弁した。

鈴木議員からは、相模新聞に飛嶋市長が前知事追放後の福井県知事に内定しているとの記事があるが、市長はどう考えているのかという質問があり、飛嶋市長はその記事の誤りをあげて間接に否定した。

藤沢市議会議規則の制定 藤沢市議会は上述したように五月一三日に新発足してからも従前の議規則を準用していたが、一月二〇日の臨時会では、内務省より県を通して準則のきたことが報告され、これにもとづいて本市に適応した議規則を起草することとなった。起草委員としては、議長ならびに各常任委員会から一名ずつ推薦した委員をあてることになり、財政の小山、教育の豊田、経済の佐藤、土木の尾藤、厚生(葉山(又)、観光の金子の六委員が選ばれた。起草委員会は一月二七日、一月一日、四日、六日、八日と審議を重ねて一月二二日の定例会に原案を提出した。

この審議にあたっては、杉山議長が議長席をおりて提案説明にあたり、一二章一四四条にわたるこの議規則の精神について、つぎのように述べた。

「この会議規則の骨子となる特に力を容れました点は、次の三点でございます。それは議会の自立主義を強化したということでもあります。まづ会期を決定することについても、或は延長することに於きましても、休会することに於ても、これを皆議会の決議によって決めることに致したこと、又常任委員或は委員或は特別委員更に又議員の欠席辞職、こうした手続を自主的にするというように提案致しましたこと、更に又懲罰事犯等の出来た場合、或は秘密会の議事を漏らしたという場合、議長、議会に於て懲罰委員を作りましてこれに付託してそこで処罰方法を決する、こういう風に総て議会自ら議会の意思によって決する自主主義を執ったということが、会議規則の骨子をなして居ります。

第二にはこの会議規則は委員会中心主義を採用したことであります。議案は全体と致しまして常任委員会或は又特別委員会に必要によって付託することを本体と致したことでございます。更に委員会に於ても調査審査のため必要とあらば特に地方団体に於て諸団体より記録を提出せしめるということも、議長を通して請求すれば委員会もなし得る、こういうことを決したこと、或は調査審査の必要があれば証人の出頭を求める、こういうことも議会は当然自治法によって決つて居りますが、委員会といたしましてもなし得る、こういう風に規定を致したのでございます。かように委員会が重要になつて参りましたから時に又非常な混乱を来す虞もないとも限りませぬ、従つて委員会の中にも紀律懲罰の規程を設けたのでございます。委員会中心主義でありますから委員長の権限を強化致しまして委員会の議事処理権、委員会の会議録の製作権及秩序保持の権、尚又懲罰事犯があつた時はその処分方を議長に請求する権、かような種々委員長の権限をも強化したのでございます。以上申上げましたように、第二に於きましては委員会を中心とするという会議規則の建前を執つた訳であります。

第三には言論の尊重を愈々徹底せしめる、こういうことを中心にしたものでございます。会議規則の中に自由討議の各条を設け、自由に議員が質問出来る条項を設ける、こういうことがあるのが委員会で決りましたその多数意見の外に少数意見をも議場に報告を致しまして少数意見を議場で更に賛成者があれば十分議題に供することが出来るとい

うように言論の尊重を加味した訳でございます。尚又動議にしても他の種々の動議は三名以上の賛成者となって居りますが、特に動議について規定してないものについては、一名の賛成者があれば直に動議として成立する、こう規定致しました。これも言論尊重主義を執ったのであります。かような点に注意しましたことが今度の自治法に即応せる会議規則になると、こういう所信の下に先般申しました一二章一四四条に亘りまして慎重審議を重ね、更に県よりもその係の方のお出を願って御意見も承りまして制定を見たわけでございます。」

この原案はすでに数日前から議員に配付されていたが、若干の質疑があっただけで、全員賛成で無修正原案可決となった。

なお、この日の議会では、藤沢市議会特別委員会条例も可決制定された。

## 第五節 インフレ下の市政

### 一 市警察・消防の発足とインフレ対策

片山内閣から芦田内閣へ 昭和二二年（一九四七）六月に成立した片山社会党首班の連立内閣は、労働者に月一八〇〇円の賃金ベースによる耐乏生活を強要しながら、石炭・鉄鋼の生産に資材・資金を集中するいわゆる傾斜生産方式とこれらにたいする価格差補給金をテコに生産復興をすすめていった。これによって独占資本は立ち直りをはじめたが、こうした財政支出によってインフレはいっそう高進した。他方、片山内

閣は炭鉱国家管理を実現したものの、与党民主党の反対でけっきょく骨抜きにおわり、生産の社会化をすすめることはできなかった。

インフレによって生活難が激化するなかで、労働組合の一八〇〇円ベース打破の賃上げ闘争はやがて活発となった。昭和二二年の秋には官公労は生活補給金の支給などをつよく要求して、一二月について二・八ヵ月分の補給金をかちとることに成功した。しかしその支給方式をめぐってなおも対立がつづき、社会党左派が党内野党にまわったため、片山内閣は昭和二三年二月に倒れ、かわって民主党総裁の芦田均を首班とする民主・社会・国協三党の連立内閣が成立した。

すでに前年末から中国では人民解放軍が総反攻を開始し、中国革命は大はばに前進しつつあった。中国国民政府の育成強化をはかろうとするアメリカのアジア政策は破綻し、日本を工業国として再建してアジアの安定勢力に仕立てあげようとする方向にむかっていた。芦田内閣はこうした占領政策の転換に便乗して、日本資本主義の再建をはかろうとしたのである。

芦田内閣は成立早々、官公労を中心とする労働組合の三月闘争に直面した。そして前年来の賃上げ要求にたいして賃金ベースを二九二〇円に引上げるとともに職階制を採用するとの方針でこたえた。これに反対して三月闘争が高揚すると、GHQは全連の企図したゼネストをはじめ、さらに地域別のストまでも禁止し、労働者を軍事裁判にかけるといふ露骨な弾圧に出た。二三年七月には、マッカーサー司令官が公務員の争議行為禁止などを指令する書簡を政府におくり、これにもとづいて国家・地方公務員のスト権や団体交渉権を否認するポツダム政令二〇一号が出された。つづいて八月の東宝撮影所争議の仮処分は占領軍の戦車や飛行

機までも出動したことが、この時期の弾圧ぶりを象徴的に物語っていた。

藤沢市警察と消防本部の発足 だが片山内閣が倒れるころまでは、日本国憲法の公布にひきつづいて地方分権の強化をめざす占領軍の「民主化」政策がすすめられていた。

昭和二年一二月には、警察と地方行政とをにぎって人民のうえに君臨していた内務省が解体された。これと表裏して弾圧機構の中心をなしていた中央集権的な国家警察制度の改革もすすめられていた。片山内閣はGHQの要求にこたえつつ、改革案を作製し、第一国会に警察法案を提出して成立させた。新警察制度は、第一に警察を自治体警察と国家地方警察とに分け、前者を人口五〇〇〇人以上の市町村におく、第二に両警察をそれぞれ民間人から成る市町村公安委員会ならびに国家公安委員会と都道府県公安委員会の管理下におく、第三に国家非常事態の場合に限り内閣総理大臣に一時的に全警察の統制を認めるというものであった。

この警察法は昭和二年三月七日から施行されたが、これに先立って公安委員が任命され、ついで公安委員会と藤沢市警察とが発足の運びとなった。

すなわち二月二七日の市議会では、公安委員に中村豊雄(大鰐)・内山常吉(片瀬)・伊東健三(辻堂)の三名を任命することについて議会の同意をもとめる件が上程された。

浜野伝三郎議員からは、人事に関することから質問賛否は自由だが討論だけはやめたいとの意見が述べられたのち、大和田武議員からこの選挙には若干の疑義があるので、三名一括でなく、個別に表決に付してもらいたいとの提案があったが、これには賛成者がなく、出席二六名中起立二四名で可決となった。

つづいて藤沢市警察設置条例とその関連条例が、警察法の施行を翌日にひかえて三月六日にとくに開かれ



た臨時会で議決された。警察官は人口六五〇人につき一人の割りで、藤沢市警察の定員は警察長以下警察官一〇三名、その他の職員四名となっていた。そして公安委員の報酬(月一五〇〇円)は別として、警察職員との給与は昭和二二年度中は県が支払うこととなっていた。議会では、尾藤武雄議員が藤沢市警察職員の内免等に関する条例に任用試験は国家地方警察に委託して行なうことができるとするが、これはあくまで例外的なものとして認めてゆきたいと発言するなど、自主的な警察とするための希望が開陳されたうえで、原案通り可決された。なお藤沢市の警察後援会も自発的に解散した。

警察制度の改革とならんで消防制度の改革もすすめられ、消防組織法がやはり昭和二三年三月七日から施行され、消防団令もこれにそって改正された。この改革によって、従来警察の一部門と考えられていた消防が警察から分離独立するとともに、地方分権の趣旨にもとづき市町村長が消防を管理し、従来のいわゆる官設消防は、都道府県に訓練機関が残されたほかはすべて市町村に移管された。国家消防庁は国家公安委員会のもとに設置されるが、市町村の消防にたいする指揮命令権はもたず、消防発達のための研究や統計収集等を実施するものとされた。

藤沢市では二月二七日の市議会で藤沢市消防本部等設置条例と藤沢市消防吏員の任免に関する暫定条例とを議決し、従来消防団本部のあった藤沢一八五八番地に藤沢市消防本部と藤沢市消防署を設置することとした。定員は消防司令以下三六名で、二台の常備自動車ポンプに県からの一台が加わるようになっていた。鈴木竹次郎議員からは消防本部が狭すぎるのではないか、尾藤武雄議員からは県から消防士・消防手や消防器具をどの程度移譲してもらえるのかとの質問があったのち、原案通り可決された。

インフレと物資欠乏への対策 新発足した藤沢市議会は、ほぼ昭和二二年いっばいは議会関係の条例・規則の制定など制度の整備に忙殺されていた。だが昭和二二年の秋ごろからインフレと物資欠乏がはげしくなるなかで、市議会では市当局にその対策をもとめる議員の建議が活発に提出されるようになった。

昭和二二年一〇月二二日の市議会には、大和田議員から、燃料危機突破のため市当局に強力な措置をもとめる意見書が提案され、可決となった。藤沢市への燃料割当は木炭六万七九三二俵、薪二万一一四五把、煉炭四万九七五六袋、一世帯平均で木炭五俵、薪一七把、煉炭二袋であるが、九月現在で配給は木炭が一俵足らず（二二％）、薪八・七把（約五〇％）で、煉炭だけが割当を上回る六万二四〇六袋となっていた。大和田議員は燃料配給の隘路となっている輸送事情の打開のため、三〇万円の出荷懇請費を活用することを提案し、小清水督郎議員も釜石線の各駅は炭の山で、農林省のオーダーさえあれば千円ぐらい包んでポケットに入れると貨車が回わるという状況だ、とこれに賛成した。

市議会直後の一〇月二六日からは大和田武、相沢五郎両議員が鈴木物資課長と福島県に燃料出荷懇請に出張し、これを手はじめに藤沢市の割当県である岩手・福島・山梨・栃木の四県について熱心な出荷懇請がすすめられた。そして十一月二〇日の議会では、お正月用として一世帯あたり、木炭一俵、薪二把、煉炭二袋、粗朶が二、三把以上を配給しうる見通しがついたことが報告された。

一月二〇日の議会では寒冷地産種馬鈴薯入荷促進に関する意見書が提案、可決された。農家にたいする種いもの配給は一応見通しが立っているので、この意見書はとくに非農家の耕作する一〇〇町歩の二割に作付けするためのものであった。しかしこれについては、秋本信善議員から、種いも獲得は容易でない見通し

だとして、藤沢市のさつまいもをその見返りに出すことで実現につとめることが提案された。文字通りの超党派で物資対策が真剣に論議されたのである。

一月二二日の市議会には、行政整理にかんする意見書が渡辺功、瀬高宗尊、加藤敬次、豊田亮太郎、佐藤孫八の五議員の賛成で小出春之議員から提出された。いずれも紫風会の議員である。この意見書は、行政整理によって市民負担の軽減を計るとともに吏員の待遇改善に善処したいとの趣旨で、市吏員定員と支給額の適正化、吏員の運用と機動性の考慮、駐在員事務所と授産所の拡充強化を要望していた。だがこれについては、行政整理と駐在員事務所の拡充強化とは矛盾するという金子四郎議員の意見もあり、伊沢助役も心がまえとしては賛成するが、文字通りに市民負担を軽減し行政整理をおこなうことは、今日の情勢から不可能であると述べ、出席議員三〇名中賛成一一名で否決された。この審議中、飯森春吉議員の発言をめぐって議場が混乱したが、このことについては次節で述べるように自由党の紫風会議員大量引抜きにからむ感情のもつれがあった。昭和二三年一月二八日の市議会では、予算編成を目前にひかえて三つの建議案が提出されたほか、自由討議のなかで多くの問題がとりあげられた。自由討議というのは、前節で述べたように言論の自由を尊重する見地から広く議員に意見発表や質問の機会を与えるため、藤沢市議会会議規則でとくに定められたものであった。

この日の議会では、まず問題を決めた自由討議として田中喜八郎議員から、一、新制中学を完遂するため不急事業を延期するの件、二、新制中学建設に対して政府の責任においてなすべきことを要請するの件、三、右二案に対する財源蒐集についての三件が提出された。新制中学の建設問題については後述するが、こ

これらの件には賛成者が多く、第二の件は議会として政府に要請することが可決された。ついで建議案の審議にはいり、まず鶴沼選出の大和田武、葉山又三郎、豊田亮太郎、田辺政吉の四議員による鶴洋小学校増築促進建議案が提出、可決された。ついで大和田議員から公益質屋資金拡充にかんする建議案と、銭湯、葬儀場等の厚生の市営事業計画にかんする建議案とが提出された。前者は公益質屋資金として次年度予算に少なくとも一〇〇万円位を計上することを要望すると修正して可決された。その後のことにふれておくと、昭和二三年度公益質屋歳入歳出予算には、前年度の当初予算の二十数倍、決算とくらべても四倍近い額が計上され、二七六万余円となっている。後者は厚生委員会に付託され、二月二七日の市議会で、小出副委員長から町営浴場のある秦野町の状況を視察したが、同町ではたまたま適当な建物が手に入ったうえ、山村があつて燃料に困らないという好条件がそろつており、藤沢市ではそうはゆかない。葬儀社も特殊な商売で簡単に市ではやれないので、将来の研究課題にしたいとの報告がなされ、大和田議員も謝意を述べて了承した。

つづいて問題を決めない自由討議にはいると、まず葉山又三郎議員が松下木材からむ境川架橋促進の件をとりあげたが、これは次節にゆずる。ついで佐藤孫八議員が昭和二三年度藤沢市予算の編成方針とくに財源獲得の方法について当局者が構想をしめすよう要望し、また金川竜太郎議員は辻堂の汚悪水路の改築促進を要望した。

## 二 昭和二三年度予算と校舎建設問題

昭和二三年度予算審議 こうした討議のあとをうけて、昭和二三年度の藤沢市予算とその関連議案は、昭

一和二三(一九四八)三月二〇日に藤沢市議会臨時会に提出された。その金額は、前年度の当初予算の五倍をこえ、四一七七万余円という膨大なものとなった。費目別にみると、六三制教育の実施にともない教育費が総額の三割近い一二二九万余円を占め、また職員給与のベース・アップで役所費が七一八万余円にのぼり、社会及労働施設費五三四万余円がこれにつづいた。

伊沢市長代理助役の予算説明は、要旨つぎのように簡潔なものであった。

予算編成にあたって苦慮したのは、インフレ昂進による給与引上げ問題で、この予算は一応一八〇〇円で編成してあるが、すでに二九二〇円ベースによる将来の負担が予測されるので、できるだけ増税をさけて制限内課税にとどめ、将来の予算増にそなえ、事業も財源の許す範囲にとどめた。そのおもなものとしては、教育面では鶴洋小学校、六会小学校の増改築、村岡小学校の敷地拡張をはかり、そのほか産業道路、橋梁改修費、観光施設費等に相当額をあて、市長、議員、職員の報酬もほかの都市に遜色のない程度を計上した。人件費の増高が将来予想されるので、当初予算においては一応過大なる膨脹を避けまして堅実な基礎をもって本予算を編成した訳である。

この予算と関連議案については三月二二日の市議会で一般質問がおこなわれたのち、全員をもって構成する予算特別委員会に付託審議された。おもな質問とこれにたいする答弁の要旨はつぎの通りである。

大和田武議員 この予算はよくいえば手堅く辻褃が合っているが、あまりにも無性格である。観光費や公益質屋、授産所については一歩前進が見られるが、土木費は予算の七%弱にすぎず、非常に軽視されている。特別委員会の費用弁償が少く、出席率も悪いので、これを三倍に引上げる意思はないか。

伊沢助役 将来のベースアップにそなえて財源を確保しなければならぬため、積極的な予算編成ができなかったことを諒承願いたい。年度の切り廻しに迫られている状況で投資的経費にまで手が廻らず、土木費が少くなっている

が、教育費による建設事業で実際には大規模な土木事業がおこなわれる見込みである。観光施設としては、観光客誘致のため観光案内所を設け、片瀬川公園を設置し、また江の島の元外国人経営の植物園を海洋博物館の敷地として買収する予定である。費用弁償等についてはただちに引上げる余裕はない。

小清水督郎議員 自転車税、荷車税、扇風機税等に相当の脱税があるが、徴税に努力されたい。

伊沢助役 予算には確実な税額だけを見込んであるが、御趣旨のよう徴税に努力し、増収分は将来の財源にしたい。

田中喜八郎議員 新制中学の負担を見込むと市債が膨大なものになるが、財源の地方移譲に努力してほしい。

伊沢助役 本年度の起債予定が九九八万円で、六三制の新制中学建設費をかりに六〇〇万円とすれば一五〇〇万円となるが、本市の実力からすれば償還に不安はなく、他の同規模の都市の起債額に比しても非常に少ない。しかし市町村の財源はきわめて貧弱で、しかも本年からは自治警察制度となるので、財源の移譲については全国の市の力を結集して努力したい。

佐藤孫八議員 積極政策の前提として行政整理の断行を要望する。

伊沢助役 行政整理をおこなっても市民負担の軽減を期することはできない。行政整理を声大にしていることは避けるが、事務吏員一〇五人、技術吏員一四人の定員のところを事務吏員は九七人ぐらいでやってゆきたいと考えている。

渋谷寅吉議員 農業行政が貧弱で当局の理解のほどを疑わざるを得ない。供出完納農家には農機具の修繕券を配付するていどの用意があつてよからう。

伊沢助役 農産物の価格対策は市費ではどうも行ないがたい。農機具の修理は農業協同組合が共同して修理工場を建てるといった発奮が望ましい。かりに負担力があるとしても市でやることは望ましくない。

山口倉吉議員 片瀬町合併のさいの引継事項はどうなっているか。とくに片瀬出張所の庁舎増築の件はどうか。

伊沢助役 片瀬町引継の未処理事項は誠意をもって順次執行してゆきたい。片瀬出張所については本年度にも修繕費を若干計上してある。

佐藤議員 市営運動場のための二万坪の払下げはどうなっているか。

佐藤厚生課長 払下げ実現のため財務局と交渉中である。

三月二十九日の市議会では、小山正光予算委員長から二三日から二七日まで連日審査した結果について報告があった。すなわち藤沢市歳入歳出予算についてはほんのわずかの修正を除いて原案通り、公益質屋歳入歳出予算（二七六万四二六一円）、共同作業所歳入歳出予算（一〇〇万一七五七円）、転貸資金歳入歳出予算（五〇四万円）も原案通りに可決された。この間各委員から出されたいくたの希望については市当局としても考慮のうえ実行に移したいと伊沢市長代理助役が言明したのである。

この委員長報告は、総員起立によって満場一致で可決され、昭和二三年度予算は成立した。

予算関連議案が可決されると、伊沢市長代理助役は、地方職員待遇改善資金政府貸付金県転貸資金八七万円起債の件と職員給与追加支給のための一〇二万余円を中心とする昭和二二年度追加予算とをただちに提出した。これは問題となっていた一八〇〇円ベースから二九二〇円ベースへの引上げのうち二五〇〇円ベースの暫定給与を昭和二三年一月一日にさかのぼって支給するためのものであった。

この案は大和田武議員の質問ののち原案通り可決された。最後に浜野伝三郎議員が立って、昭和二三年度予算は無修正で可決されたが、絶対に理想の予算ではなく、いわば暫定予算として協賛したものにすぎない。今後追加予算の編成にあたって時代の進運にともなうところの予算を作ってほしいと市当局者に要望

し、一〇日間におよび予算市議会は幕を閉じたのである。

六三制教育の実施と校舎建設の苦心 あらたに発足した藤沢市議会に財政的に重くのしかかったのは、六三制教育の実施、新制中学の発足にともなう校舎整備の必要であった。昭和二年（一九四七）四月には民主教育の方向を定めした教育基本法とならんで学校教育法が施行され、従来の小学校六年に加えて新制中学三年が義務教育とされ、新制中学校が発足した。しかし政府は新制中学には既存施設を転用するとの建前から二年度の当初予算には校舎建設の費用をまったく計上しなかった。その後教育刷新委員会や各市町村のつよい要求によって二三年度、二四年度に学年延長によって増加する生徒の分の教室整備費を計上することになったが、その額は二年度の補正予算ではわずかに七億円で、二三年度予算になってようやく二二年度計画の残額七億円をふくめて五〇億円が計上されたが、翌二四年度予算ではドッジ・プランによって全額削減されてしまった。そのため発足当初の中学校はとりあえず小学校と同居して二部授業、三部授業をおこなったり、工場・寺院等を利用した仮校舎で辛うじて授業をおこなうという状況であった。校舎の建設が開始されてのちも、予算の不足から住民の超過負担や強制寄付は莫大な額にのぼり、六三制予算問題を原因として、市町村長・議会議員の辞職や解職請求をひきおこした例も少なくなく、ついには自殺した町村長さえもあらわれたのである。

藤沢市では四月一七日の市議会で小中学校の設置をきめた。九つの国民学校がそのまま、小学校となったが、そのうち第一から第五までの国民学校は、それぞれ藤沢・明治・鶴沼・本町・村岡各小学校と改称した。中学校としては、鶴北・明治・鶴沼・六会・片瀬・藤沢高等女学校併設の六中学校の設置が提案され、



鶴北を第一と改めただけで提案通り可決された。第一中学校は、元藤高国民学校、六会中学校は元海軍送信所、片瀬中学校は元東京螺子青年学校と独立した校舎に設けられたが、明治、鶴沼、藤沢高女併設の三中学校は、それぞれ明治小、鶴沼小、藤沢高女に併設された。この日の市議会では、新制中学校の建築資金の国庫補助および起債の許可、建築資材の配給等につき優先的取扱をなし、市町村財政の緩和と新教育機関の拡充に援助を与えられんことを要望する意見書を可決し、植原悦二郎内相、高橋誠一郎文相、石橋湛山蔵相におくっている。

昭和二三年にはいと、新制中学五校の建設が問題になった。一月二七日の市議会では豊田亮太郎教育常任委員長から五校の増新築に約二五〇〇万円が必要なのに国庫補助は約二五〇万円しか見込めず、不足分の二二五〇万円を一般歳入で賄うことは不可能で、金融機関からの借入れも困難なので、学区別に建設期成会を結成して市民から借入金を集集するという案を立てて準備中であるとの報告があった。この日の議会では、明治中学校校舎新設費一七七万余円、新制中学校新設・整備費約六〇万円の起債が可決されたが、後者の整備費の割当額が設備の整っている一中に多いことが問題となり、これは県の指示にもとづくものではないが、必要などころに重点的に使うことを当局が約束して可決された。なお藤沢市立高等女学校に代えて藤沢市立高等学校を設置することも提案され、女子を重点的に考えているとの説明があった。これには小清水議員が男女共学かどうかはっきりしていないが、男女別に設置すべきだとの意見を述べたが、当局の説明の含みを了承して原案通り可決された。二月二七日の市議会では、明治中学校新設費として一二六万余円の起債追加が提案、可決されたが、この分については政府の起債割当がなく、もし年度内に割当てがとれない場

合は建設期成会からの借入れに組替えるという予定になっていた。

新制中学校新設費を市民からの借入れで起債する件は、六月二八日の市議会に提出された。これは二三、二四、二五年度の三年間に一七七五万円を年利五分以内で借入れるというもので、期成会では一口月五〇円で二五ヵ月払込みとし相当の口数の応募を依頼するという仕組みであったが、すでに委員会等で検討されたことでもあり、異議なく可決された。

## 第六節 飛嶋市長の辞職

### 一 片瀬材木問題

無所属議員の自由党大量入党 統一地方選挙ののちも、「藤沢市会は政党的色彩が薄く、俗に市長飛嶋党色の感が深かった」（『神奈川新聞』昭22・10・10）と評されていたが、その年の秋にはいると、自由党の党勢拡張運動が活発となり、それにつれて党派的对立も明確となっていた。

自由党の藤沢支部長であった秋本信善は、四月の県会議員選挙で党内の統制がとれずに敗北した責任をとって辞任していたが、一〇月にはいつて片山内閣の炭鉱国家管理政策に反対する保守勢力再編成の動きが、つよまり、自由党本部が純野党声明をすると、同党藤沢支部では、支部長の後任に飛嶋市長を推すいっぽう、無所属議員にたいして入党を強力に働きかけた。

市会議員の所属党派は、昭和二七年以前の時期については新聞記事によって断片的に知るよりほかないが、ほぼつぎのようになる。四月の統一地方選挙で当選した議員の党派別議席数は、上述のように自由一〇・民主二・社会二・共産二で、残りの二〇名は無所属であった。ところが議長選挙にあたって活発な動きを見せた新顔無所属議員一四名は、上述のように初議会が終了すると紫風会を結成し、多数派として市会を牛耳っていた。これにたいして葉山繁蔵、榎本市右衛門、二見林太郎、飯森春吉の四名は純無所属として一派をなし、尾藤武雄と高瀬知治とは比較的早い時期に自由党に入党していたようである。

さきに引用した『神奈川新聞』（昭22・10・10）は、自由党の議員引抜運動にふれ、「紫風会は、もともと自由党系の多いクラブだけに青木保二郎、門倉与吉、池田三郎、毛利義治、山口倉吉の五市議が自由党入りをし、場合によってはさらに一、二名これに続くかも知れない。一方各二名の市議を持つ民主・社会・共産各党は自由党の攻勢に対処して既報の如く純無所属の葉山繁蔵、榎本市右衛門、飯森春吉、二見林太郎の四市議を加えて小会派クラブの結成を準備しているので、ここに三つ巴の形勢を見せている」と報じ、紫風会脱会が五名にとどまると、市会分野は自由党一七名、小会派一〇名、紫風会九名となり、紫風会がなおもキャスティング・ヴォートをにぎることができると論じていた。

一〇月一八日夜には自由党藤沢支部大会が時局批判演説会をかねて藤沢劇場で開かれ、飛嶋市長が支部長に推された。これとならんで、無所属議員が自由党に入党したが、その数は『神奈川新聞』の予測を大はばに上回った。紫風会からは『神奈川新聞』のあげた五議員に田辺、宮崎、相沢の三議員が加わり、小会派に同調するとみられた純無所属の葉山（繁）、榎本、飯森の三議員も自由党入りをし、自由党は二三名の絶対

多数を擁することになった。紫風会は六名となり、純無所属は二見だけとなったのである。

市長の議会欠席問題と片瀬材木問題 自由党藤沢大会から四日後の一〇月二二日には、市議会の定例会が開かれた。自由党への大量入党にくわえて飛嶋市長が欠席したこともあって、議会は荒れ気味であった。開会劈頭、社会党の竹内一良議員は立って、市長はなぜ市会に出席しないのか、市役所へ登庁するのも一カ月に二、三日だと聞くが、議会軽視、市民軽視ではないかと詰問し、市長の注意をうながした。ついで竹内は市政の円滑な運営をはかるために世話人会の設置をもとめた。世話人会については、この日の朝、本会議に先立って開かれた総連合常任委員会でも、民主党の鈴木議員がその設置を提唱し、各会派から定数を選出して構成する案をしめたが、佐藤孫八議員が本市議会は超党派一丸の議会だから常任委員会の正副委員長会議を開けばよいと反論し、協議の結果、前者の線ですすむことになっていった。なお総連合常任委員会というのはそれまでの全員協議会のこと、地方自治法では全員協議会の名称を用いていないので、この名称に代えたのだという。竹内はこれによって市議会の小会派をも尊重することを要望したのである。

ついで、臨時出納検査の立会人の選任が議題となると、竹内は現在市議会の分野は、自由党・紫風会・小会派の三団体に分かれているので、三団体から一名ずつ選出することを主張したが、自由党の議員は選挙を要求した。選挙の結果は、池田三郎議員一票、金子四郎議員一〇票で、これに二見、佐藤、竹内三議員がおのの三票ずつでつづき、抽選の結果、竹内が加わることとなった。

さきの竹内議員の詰問にたいして、杉山清茂議長は、市長は今日の市会には出席する予定で旅行したのだと答えたが、会議が終わるまでついに姿を見せなかった。共産党の大和田武議員は、市長は東北にもついで

る牧場がある宮様に見せるために旅行するはずだったが自由党の支部大会のために延ばしたため、市会を休んだのではないかと追究して調査を要求した。共産党の葉山又三郎議員は、この日の日程には市政運営について市長の所信を問うという佐藤議員の届出があり、葉山自身も境川橋梁架設について市長に質問したいとして会期一日延長の動議を出したが、一日延長しても市長が出席できるかどうか判らないという杉山議長の意見で臨時市議会招集の動議に切りかえた。議会招集の動議が成立するには議員の四分の一つまり九名以上の賛成が必要とされているが、これには一四名が賛成して成立した。

一月二〇日の臨時会では、市議会会議規則の起草委員を選んだのち市長への質問にはいり、紫風会の豊田亮太郎議員が市機構整備について、佐藤議員が学校建設、商工業振興、都市計画などについて質問したのち、共産党の葉山（又）議員が立った。葉山議員はまず問題となった市長の議会欠席について、市政の民主的運営にたいする熱意の不足をしめすものではないかと質問したのち、境川橋梁架替工事促進にからんで片瀬の松下木材問題をにつきのように追及した。

「市長も御承知の通り、終戦後片瀬町では当時の町の有力者の御斡旋によって膨大なる軍の材木の松下を現に受けたとのことであります。その数量については或は三千石といい、或は二千六百石とはっきりして居りませぬ。本数に於ては約八百本とのことでありますが、この膨大なる木材の松下を受けた当時の片瀬当局者はこれをいかに扱ったか。こういうことを協議した挙句、当時藤沢市に業を営まれて居りました飛鳥組の代表飛鳥繁にこれを無償で譲渡することにより、その譲渡することを条件として境川の橋梁三つとそうして講堂一つも建設する。こういう約束をしたことを聞いて居ります。この話が果して本当かどうか知りませぬが、西浜橋は大体完成して居ました、その後最も危険を感ぜられている山本橋の工事が未着手であります。さき頃北関東方面、東北方面に水害がございました時、当市にも

相当出水がございました。当時市民は危険な山本橋を見てその当時材に絡んだ契約の実行されることを切望されました。私の友人も片瀬に居りましてなんとか解決してもらえないかという希望もありました。しかしながら果して飛島氏へ材木を無償で譲渡しその交換条件として橋梁・講堂その他を造るといことが果して事実であったかどうか少く疑問に思いましたので、片瀬の某有力者にこの事実を確かめたのでございます。然るに左様な事実はない、飛島氏へ材木を譲ったのは、無償で譲渡したのは事実でございます。交換条件にあれを造る、或は講堂を造るといいう約束をしてくれと申した覚はない。唯当町に於てはこういう問題があるという、そういう希望を申上げた程度であったという話でありました。ところが一方に於ては先程私が申上げましたような交換条件に一、二の仕事をしてもらうという事実は流布されて町民の大多数がそれを期待して居るかのようでありました。私はこの材木払下を巡って相反したこの二つの説に対して何れが真か不安に感じたのであります。私には幸いにもこの当時違った行政区画であった片瀬町は当市に合併して藤沢市となりました。そうして材木の無償

このとき停電したため、速記は不能となり、議事録は中断されたままになった。そのため、このあとの事情は明確には判らないが、推測するところ、飛嶋市長の答弁があり、共産党の大和田議員の関連質問があったらしく、大和田議員が市長の答弁は非常に不満足だとしてつぎの議会に質問を続行したいと述べて、午後五時四十分閉会となった。

払下木材処理調査委員会の報告 一二月二二日の市議会定例会では、葉山（又）議員が質問を続行する予定であったが、市長が中座したため、翌年に持ち越された。昭和二三年（一九四八）一月二四日の夕には藤沢劇場で市政を聴く会が開かれ、野党の議員たちが片瀬の材木問題を追及し、多数党の横暴を非難した。おりから軍の備蓄していた隠匿蔵物資をめぐるスキャンダルが各地で問題となり、衆議院においても不当財産

取引調査特別委員会が、社会党の武藤運十郎を委員長として設置され、活発な活動を展開しようとしていたのである。一月二八日の市議会定例会では、自由討議のなかで、葉山（又）議員が、ふたたび材木問題をとりあげて、市長にせまった。

「片瀬町が飛鳥組に材木を譲渡した件について、市長は条件はなかったといわれるが、トラックに積んで百数十台とか二百台という大量の材木を無条件で譲渡したとすれば、当時の片瀬町長ならびに町会議員が町民の利益に反した不当な財産処分をしたことになる。この材木問題についてはやはり条件があると考えるのが至当ではないか。終戦時に軍がもっていた膨大な物資が不当かつ無責任に処分されたため、そのかなりの部分がヤミ物資となって日本経済を混乱させたばかりでなく、それで得られた金が政界にばらまかれて政治を暗くしたのである。その徹底的な肅正を要望する国民の声が実を結んで国会における特別委員会の設置となったのであるが、藤沢市においても本件をはっきりと解決することによって市政の明朗化をはかりたい。」

伊沢助役は、この材木処分は片瀬町民の利益になると考えてなされたものだと言はれるが、ただそこに明確な約束があったのか、それとも暗黙の紳士協定だったのかが議論の分かれるところであるが、片瀬町との合併にあたっては未処理のものとしてはなんら引継いでいないと答えた。まったくの無条件ではないだろうという言質を与えたのである。かねて無条件だと主張してきた飯森副議長は、飛鳥組と林吉次郎町長との交渉では、材木は無償で譲渡するから片瀬町町民のもっともよき後援者となってもらいたいということだったのであって、表に現われた条件はなかったことを力説し、尾藤議員も条件があったというのは葉山議員の独断だ、条件はないがなし得ることは片瀬町のためにいたしましょうということだ、と主張した。

ここで、葉山（又）議員が尾藤議員に反駁しようとする、杉山議長は議事規則によって議員の質問権は

三回に限られるとしてこれを抑えたため、佐藤議員らはいきり立つたが、けっきょく田辺議員の提唱でこの問題について調査委員を設けることで、質問は打ち切られた。

調査委員については、議長一任となり、会期は二月一日まで延期された。この材木処理に関する調査委員会は、青木保二郎、金子四郎、小出春之、葉山又三郎ら一三議員で構成され、小山議員を委員長、佐藤議員を副委員長として、二月九日までのあいだに八回もの委員会を開いて調査をすすめた。とりわけ片瀬町元役場に存置された一四通の証拠書類が有力な資料となった。

これによれば、片瀬西浜海岸及辻堂海岸にあった北洋材エゾ松（一部はツガ）の原木八百本、約二千六百石が、昭和二〇年八月二二日付で護東師団長から林片瀬町長に無償で引渡されている。文書には付帯条件はないが、護東師団は公共事業に使用することを希望した。立会人は同師団経理部長岡村少佐と片瀬町町会議員兼警防団長の飯森春吉であった。その年の秋になるとこの材木の処理をめぐって問題がおこった。当初片瀬町は町内の土建業者米山組に譲渡して、そのかわりに講堂を新築させることに決め、一〇万円の貯金通帳を供託させたが、並行して折衝中だった飛鳥組がまぎ返しに出たため、「木材全部無条件にて飛鳥組に譲渡し飛鳥組ノ誠意ヲ信賴、町ノ為出来得ル限りノ事ヲシテモラウコトトシ、モシ意見ヲ問ハルレバ山本橋、西浜橋、山本橋（西浜の）、学校講堂、江之島分教場、境川ノ改修等工事ノ計画アルモ時ヲ得ズ今日ニ至ルコトヲ談笑裡ニ披瀝スルコト」となった（「木材処理ニ関スル町会議員協議会顛末」一一月二五日）。一一月二七日付で林町長名で「別紙記載ノ木材ハ公共用使用木材トシテ藤沢市飛鳥組ニ譲渡ス」との譲渡証が作られている。



その年一二月には南浜町内会長村越八郎、副会長稲垣忠義から山本橋掛替に關する願が、翌二一年一月には西浜町内会長佐藤梅太郎から西浜橋掛替に付請願が町長に出された。これをうけて二月二三日の町會議員協議会では、「飛鳥組ニ無償交付ヲセル軍払下木材ニ付テハ時局柄町民ノ疑惑ノ的ナルニ依リ飛鳥組ヨリ寄附ヲ受ケル事項ヲ具体的トシタキ旨ヲ述ベ一同賛意ヲ表ス。具体的問題トシテ宇田川氏ヨリ江之島出身議員ヲ代表シテト前提、江之島分教場ノ移転工事ニ付テモ飛鳥組ノ厚意ヲ得度意見アリタルモ本案ハ後日ノ政治的折衝ニ委セ一応前回ノ意見トシテ講堂ト橋梁ノミヲ御願ヒスルコト保証金トシテ現金又ハ有価証券ヲ呈示セラレタキコト、講堂ノ建坪二〇〇坪位トシ橋梁ノ幅員ハ二間トスル、竣功期日ハ先方ノ都合ニ依リ定メル等ノ本町トシテノ方針ヲ決定、後日全員出席ノ下ニ飛鳥組社長ノ来庁ヲ求メオ願ヒスルコトニ意見決定ス」と記されている。この注文を飛鳥組社長が聞き入れたかどうかは、記録がない。

五月になると、木材のうちの三四八石が、神奈川泉藤沢土木出張所に、大道橋・川名橋工事ならびに新庁舎建築資材として引渡された。

こうした経過をへて、九月五日の町會議員協議会には、町内会長も列席したうえで、飛鳥組側の宇波太郎と話しあい、「結局木材の価格、建設費用等相互も利害比率を考へず、飛鳥組の誠意を信頼することとなった。浜野（伝）氏より前の協議会において米山氏からの説通り講堂、西浜・山本及東京螺子側山本の三橋等を建設するののかとの問あり。町長代理助役から、その後の協議会にて総てを撤回せられ、山本・西浜両橋を建設の上改めて飛鳥組に依頼することとなりたる旨を答へた」こうして「既定方針通り契約書の取交し等することなく、先づ西浜・山本両橋建設を依頼し爾後の本町諸施設に対して助力を請うことに意見一致を

見」たのである。

こうした約束にもかかわらず、この問題がおこったときまでに、西浜橋は大体完成していたものの、山本橋は未着工のままだったのである。二月一日の市議会では、これらの証拠書類を付した報告書が配付され、小山委員長が簡単に報告した。そのあとをうけて、伊沢助役は「飛嶋市長は個人飛嶋としまして既に昨年四月に作成致しました西浜橋の外山本橋も架けます。又江の島棧橋に使用致します木材八百石も提供致します。なおその他のことにおきましても片瀬町のため出来るだけ誠意をもってこれに尽すことを考えて居る。このことを私より当議会において表明する希望をもらされております」と報告した。

ついで葉山(又)議員が立って、次のように述べた。

「昨年一〇月に本件について質問した所以は、第一に地元片瀬町民の要望にこたえて橋を架けてほしい、第二にこの問題を明瞭にして市長の身边を明るくしたい、第三にはそれによって藤沢市政の明朗化をすすめたいとの観点からであった。この証拠書類には、飛島組に公共用材として譲渡するとあって、当事者が無責任に呉れてしまったのではないことが明らかであるが、西浜、山本両橋を架け、江の島棧橋に用材八百石を提供するのただいまの市長の申出によって、これがたしかに公共の目的に使用されることになった。私はこの市長の率直なる申出を心から喜ぶとともに一日も早く着工につとめられんことをお願いし、この問題についての質問はこれをもって打ち切ります。」

## 二 飛嶋市長の辞職と伊沢市長の就任

飛嶋市長の辞職と伊沢市長の当選 片瀬材木問題がこうしてけりをつけるに先立って飛嶋市長は杉山議長にあてて辞表を提出し、すでに新聞にも報道されていた。二月一日の本会議の直後に開かれた総連合常任

委員会では、このことが杉山議長から報告されると、委員をあげて極力慰留を懇請することとなり、青木（保）、佐藤、二見、鈴木竹次郎、榎本、山下正美各議員が委員に選ばれた。委員たちは箱根に再度市長を訪ねて留任を懇請したが、辞意をひるがえすことはできなかった。さきの選挙では市民の推薦によって市長となったが、今回市民の一部に反対の声があり、推薦市長職にふさわしくなくなったので、辞任したいということであった。

飛嶋市長の辞職によってとりあえず伊沢助役が市長代理となったが、つぎの二月二十七日の市議会では伊沢代理が退職を申出た。伊沢は昭和二〇年九月に旧市制によって知事の認可を得て金子小一郎市長に助役として選任され、二二年四月に飛嶋市長が公選されると、同月一七日に当時の市会の同意を得て選任されたが、その直後の市議選で市議会の顔ぶれも一新し、推薦の母体もなくなっているという理由であった。市議会では重大問題が山積し市長も空席の折柄、市長代理として業務の執行にあたることを満場一致で懇望し、伊沢も申出をとりさげた。

後任市長の選挙は、飛嶋前市長の辞職した二月二四日から六〇日以内ということで、三月二九日告示、四月一八日投票となった。

市長候補については、共産党はいち早く片瀬材木問題の立役者であった葉山又三郎市議を推した。葉山は鶴沼の生まれで湘南中学をへて静岡高校に在学中に共産青年同盟の關係で検挙され、その後、昭和一二年以来藤沢町会議員ついで市議員となった。藤沢生協の理事で日農藤沢支部の顧問でもあった。社会党は市長選には静観の立場をとったが、同党も加わっている民主団体協議会は葉山を推薦していた。

自由党は三月に民主党の幣原派と合流して、民主自由党と改称していたが、候補難になやんだ。まず飛嶋前市長の再出馬が問題となり、ついで茅ヶ崎の磯崎貞序代議士が推されたが、けっきょく伊沢助役に落ちついた。伊沢は市内石川の旧家に生まれ、神奈川県、東京市の職員をへて藤沢市の総務課長ついで助役となつた地方行政のベテランであつた。

民主党では超党派のいわゆる藤沢党が望ましいと主張しており、紫風会でもこれに呼応して同党の鈴木竹次郎市議を推し、鈴木は民主党支部長をやめて立候補することとなつた。鈴木も藤沢生まれで、全国有数の甘藷商人として知られ、藤沢町議、市議、消防団長を長年にわたつてつとめ、現職の県議でもあつた。

四月一八日の選挙は、伊沢が一万二七七票という予想外の得票で当選し、鈴木は五八七一票、葉山三五〇五票、無効一四八票であつた。有権者総数四万五四二人のうち、棄権は四五％（男四一％、女四八％）にのぼり、地区別にみると、伊沢候補の地元である旧六会村が八割二分という高い投票率をしめした反面、鶴沼東地区は棄権率が六割七分に達した。

『神奈川新聞』（昭23・4・20）は、「当初優勢を伝えられた鈴木竹次郎候補は、無所属派の擁立したもので所属の民主党が主体でないだけに、終盤戦に内部がくずれを見せ、これに対し民自党の方は足並揃わず不利なスタートを切つたが、終盤戦に入るや個人的感情を離れ、自党のため結束をはかる工作が行なわれ、最後の追込みに必死の努力を展開、尻上りで人気を集め勝を宣した。また共産党は日農系にくい込み予想の如く得票した」。「客観的に見て選挙民が議員選挙と違つて市長としての適否を考え、批判力を發揮したといえる」と評した。

伊沢新市長は、市会と協力し市會議員諸君の意見を尊重して市政の円満な運営をはかり、市の信用を高めることによって、施設・事業のための資金の調達をはかり、学校の増築、産業道路の開設、観光施設の充実など懸案の実現に努力したいと語った。

トタン板問題　市長選挙中には、あらたに占領軍払下げのトタン板にからむ不当財産処分の方が問題となった。前市長飛嶋繁が藤沢の航空隊跡に聖心愛子会の作った聖園幼稚園に講堂を寄付したことから、飛嶋前市長は落成パーティーで藤沢に駐屯するアメリカ軍のコイン大尉と知りあいとなり、同大尉のサインで前年の九月に社会事業ならびに公共用に使用することを条件に兵舎に使ったことのあるトタン板数千枚が無償で払下げられた。古トタン板ではあるが、物資のない当時にあつては貴重品であつた。このトタン板は藤沢市長として払下げをうけたのか、飛嶋個人としてうけたのが問題となつたのである。

市長選挙後には、飛嶋前市長が横浜検察庁で取調べをうけ、六月二八日の市議会では、葉山（又）議員が自由討議の時間にこれを取上げた。葉山は、トタン板は五六〇枚で、公共用に用い使用先を報告するという条件つきで当時の藤沢市長に払下げられたものであり、運搬には市の人夫を用い、受取は藤沢郵便局長の署名となつている等の事実をあげて、市が払下げをうけたものだと主張した。払下げのオーダーには宛名がないので、神奈川地区米軍政府経済局に尋ねたところ、エレクソン局長からは米陸軍は個人に直接払下げることはないといつたとも付言した。

伊沢市長はトタン板は四千枚で、市の学校建築ならびに社会事業関係の建築に用いたと答弁したが、葉山議員は納得しなかつた。

七月三〇日の市議会では、葉山議員は亜鉛びき鉄板受納に関する意見書を提出した。

意見書

曩に神奈川県米軍政務部経済局エレクトソン氏より公共用として使用を許可されたる亜鉛びき鉄板に対し速かに市所有資材として正規の手続きを履行せられると共に其の使用に当りては明朗厳正にし以て米軍政務部の好意に応えられるよう希望する。

この説明に立った葉山（又）議員は、飛嶋前市長から葉山繁蔵、小清水督郎両議員を通じて面会の申入れがあり、その席上飛嶋氏から現在残っているトタン板千八百枚を市に引渡す、すでに使った分について、警察消防吏員寮に用いられる建物を市に寄付をするとの話があった旨を述べ、トタン板の引渡しについて市長に質問した。伊沢市長からは、だれの所有物かという点に若干の異見があるので、だれからの寄付ということではなしに一七九八枚を引取り、明治中学校と郵便局の増築に用いたと答弁した。

ところがこれからんで田辺政吉議員からトタン板の用途も明確となった以上コイン大尉に感謝状を送りたいとの動議が出された。トタン板が誰に払下げられたのか疑惑が残っている以上まだ時期尚早だとの消極論もあったが、民自党議員が大勢をリードし、全会一致でこの動議が可決された。さきの葉山（又）の提案はすみに押しやられたかっこうになったが、伊沢市長も別に異議はないと述べ、この提案も全会一致で可決され、トタン板問題も決着をみたのである。飛嶋前市長の申出の件については、飛島土地株式会社からトタンびき木造平屋一棟一〇六坪を市警察消防吏員寮として寄付したいとの申入れがあり、つぎの八月三十一日の市議会はこれを採納することとした。

## 第七節 議長、常任委員の改選と片瀬問題

### 一 地方自治法の改正と議長改選

地方自治法の改正と市議補選 昭和二年七月には地方自治法の第二次改正が公布された。これは地方公共団体の処理すべき事務の範囲を拡張し明確化するとともに議会の権限を拡充するものであった。すなわち、条例で定める財産・营造物の取得・処分や条例で定める契約の締結などの事項があらたに地方議会の議決事項に加えられた。さらに地方公共団体の財産や建造物の独占的な利益を与えるような処分又は一〇年を越える期間にわたる独占的な使用許可にあたっては、条例の定める区分に従って、住民投票に付して過半数の同意を得るか、または議会の出席議員の三分の二以上の同意を得なければならぬとした。前者は執行機関の独走によって、後者は議会における多数派の横暴によって腐敗行為が生まれるのを防ぐために、民主的な手続を強化したものであった。もっとも議会の権限拡充に対応して首長の拒否権も拡大された。

議会の常任委員会については、条例で特別に定めた場合には、常任委員の任期を議員の任期と一致させなくともよいとされ、また特別委員会については、議会の議決で付議された特定の事件については、閉会中も審査しうるものとされたのである。

これよりさき五月二三日には、社会党の竹内一良議員が死去した。竹内は神奈川県議員をも兼ねる長老

で、県会では江の島棧橋の改築のために奮闘して四月二八日にこの案を成立させたばかりであった。

七月一九日には、県会議員ならびに市会議員の補選がおこなわれることとなり、県議選には民自党から栗原直義（神奈川馬匹連合会主事）、社会党からは藤沢支部書記長で日本精工労組副組合長の野口順一が立候補し、市議選には民自党から高山仙一郎（高山製作所社長）、社会党からはおなじく野口、共産党からは日農副支部長田遠半蔵が立った。だが棄権率は七十二％をこえ、とくにインテリと勤労者の棄権が多かったといわれ、両選挙とも民自党が大勝した。

県議選は栗原が六九三七票で当選し、野口は三三八四票で次点となり、市議選では高山が六六六〇票で当選し、次点の野口は二六六四票であった。

正副議長、常任委員の改選 七月二二日の総連合常任委員会では、杉山清茂議長が高山議員を紹介したのち、最近、議会、委員会に議員の欠席が多くなつたうえ、昨年の新議会の発足以来、議員提出の議案がほとんど見られない点を指摘して、議員の自覚を促した。そして八月一日から施行の地方自治法改正による常任委員会の機能について説明し、議員提出の議案が半数程度を占めるような模範議会とすることを要望した。

つぎの総連合常任委員会が八月一〇日に開かれると、そこでは常任委員会の改組が問題となった。まず藤沢市消防が改組整備され、藤沢市警察が設置されたのに対応して、あらたに警察消防常任委員会を設けることが可決された。ついで、従来の常任委員会を改組し、各委員会とも一〇名とし、一議員が二委員を兼ね、また「常任委員は任期中と雖も議会の議決あるときは改選することができる」とこととされた。そのあと、佐藤孫八議員から正副議長も改選するのが妥当であるとの動議が出され、正副議長も市議会の総意にもとづい



て進退することに同意して、改選がおこなわれることとなった。

八月三十一日の定例会では、杉山議長・飯森春吉副議長をはじめ、各常任委員が辞表を提出して承認された。ところが正副議長ならびに各常任委員長の後任選出をめぐる、絶対多数を占める民自党と小会派とのあいだに折合いがつかなかった。翌九月一日の議会は、定刻の午後二時を三時間あまりすぎても民自党の二三名しか集まらなかった。そこで、いったん開会して時間延長をきめたあと休憩に入り、夜の一〇時五〇分に再開して正副議長の選挙に移った。民自党側の述べるところでは、小会派と折衝して正副議長には新人を円満に選出することで話がついていたが、さきほど急に欠席を申入れ、選挙をしても苦情はいわないと伝えてきたということであった。

議長選挙では、葉山繁威が投票総数の二三票を獲得して当選し、副議長には、小山正光がやはり二三票で当選した。葉山は旧藤沢在住で、昭和一七年から二二年まで議長をつとめた経験をもつ長老議員であり、小山は鶴沼在住で昭和初年に町会議員をつとめたこともあり、議長の適任者だと下馬評にものぼっていた。

この日の議会では、常任委員会条例がさきの総連合常任委員会での決定通りに改正された。これにともなう常任委員の改選については選考委員七人を選んでこれにまかせることとなった。これは、葉山新議長が欠席のため、小山副議長の指名で、民自党から渋谷寅吉、金子四郎、青木保二郎、尾藤武雄、田中喜八郎の五議員、それに紫風会の小出春之議員、社会党の金川亀太郎議員が選ばれた。

小会派では九月二日に声明書を發表して、民自党が正副議長を独占したことを非難し、これを市民に配布した。そこでは、昨春の市議会で旧藤沢市から議長、旧片瀬町から副議長ということが内定し、改選にあた

つては副議長に二見林太郎議員が予定されていたのに、民自党がこれを無視したと攻撃する一方、民自党の正義派と提携して市政の円満なる運営に努力するとも述べていた。

九月四日の議会では、葉山新議長の就任挨拶があったのち、常任委員選考委員長の青木（保）議員から三日の選考委員会で作成した案が報告された（資料編一〇六―七ページ参照）。

この案が提示されると、加藤議員は、選考委員会の席上で、私が日農党の人間であつて共産関係で不都合であるから警察消防常任委員には具合が悪いと発言した方があるが、事実であるか、と質問し、葉山（又）議員も「吾々はその人間の思想或はその身上総てによって視われることがないということとは、憲法において保証されて居るのであります。（中略）委員のなかにその人の持つ思想、心情によって差別待遇をするが如き言動をなす者がありとするならば、これは市政の民主化の為極めて遺憾なことであると考へる」と追究した。これにたいして選考委員は、委員会ではこうした事實はなく、また市の理事者や警察からもそうした注文をうけたことはないと答えて、問題は落着した。だが、それは、この年七月の福井・大阪両市の公安条例公布、マッカーサー司令官の公務員の争議行為等の禁止指令にみられるように、労農運動や共産主義運動にたいする弾圧が強化されつつある世相を反映していた。

常任委員は原案通り可決され、ついで休憩中に各委員によって正副委員長が互選されたが、それはつぎのように民自党で独占されていた。

財政常任委員会

正 金子 四郎（民自）

副 宮崎忠太郎（民自）

教育常任委員会

正 田中喜八郎（民自）

副 高瀬 知治（民自）

経済常任委員会	正	青木豊三郎(民自)	副	相沢 五郎(民自)
厚生常任委員会	正	田辺 政吉(民自)	副	高山仙一郎(民自)
土木常任委員会	正	渋谷 寅吉(民自)	副	門倉 与吉(民自)
観光常任委員会	正	池田 三郎(民自)	副	小清水督郎(民自)
警察消防常任委員会	正	尾藤 武雄(民自)	副	尾島 留吉(民自)

杉山前議長からは、上述した常任委員会条例の改正にもとづいて、あらかじめ常任委員の任期を限定する動議が出された。常任委員会の機能を十分に發揮させるには、継続的に在任して研究を積むことも必要だが、他面で委員を交代して広い視野をもつことも必要である。これまでの任期は一年四ヵ月だったが、残った任期を二つに割るとやはり一年四ヵ月となる。ここで常任委員ならびに正副委員長を改選することを提議したのである。しかし、任期をあらかじめ決めておくことには、野党の議員からも反対があり、全員協議会で申合わせをして紳士協約として残したらどうかという提案もあって、動議は撤回された。総連合常任委員会は、議会の閉会直後に開かれたが、任期問題は後日適当な時期に再検討することとなった。

この正副議長ならびに常任委員長の改選で、民自党が強引に役職を独占してしまったことは、その後問題をした。小会派との連絡がうまくゆかず、議事の運営にさしつかえもおこった。九月二八日の総連合常任委員会では、民自党の高山議員から、市議会の円満な運営をはかり市民の与望にこたえるために世話人会を設置したいとの提案があり、これが可決された。世話人は五名とし、議長の名で、民自党から秋本信善、青木保二郎、榎本市右衛門、民主党から山下正美、紫風会から小出春之の各議員が選ばれた。

現在残っている記録では、議会世話人会は昭和二三年一〇月一日の会合を最初にしてほぼ月一回程度開かれていた。翌二四年六月二五日の会合からは、後述するように議会運営委員会と改称されている。

## 二 片瀬をめぐる諸問題

片瀬海水浴場問題 この定例会では、正副議長等の改選とやらんで、片瀬にかんする二つの問題がとりあげられ、その後引きつづいて論議のまとなった。片瀬海水浴場問題ならびに片瀬記念館とも呼ばれる元使記念館の貸与問題である。

八月三十一日の議会では、冒頭に片瀬海水浴場の運営にかんする上農忠市の請願書ならびに小金武雄の陳情書が、佐藤孫八議員の紹介で上程された。両者とも片瀬海水浴場への営業出願にあたって同海水浴場組合の幹部の専断で不当に不利かつ苛酷な取扱いをうけたと訴え、市議会にたいして片瀬海水浴場を市営など本市発展のために適切な組織とするよう指導することを要望したものであった。藤沢市内の海水浴場のうち、鶴沼と辻堂海水浴場は市営で無料であるが、片瀬海水浴場のほうは片瀬海水浴場営業組合の経営で、有料となっていた。上農の請願書は、同組合の実情をつき、飯森春吉組合長らが「組合創立以来十二年間に一度の会計報告、正式に役員選挙等は行なわず、ボスの勢力下に蹂躪し」「組合員中之に不服を唱える者あらば有無を言わず除名せしむると言うのが現在までの組合の実状であります」と非難していた。

市議会では、この件について調査特別委員会を設けるといふ小山議員の動議が承認され、七名の委員については、杉山議長がいったん二見、小出、小清水、相沢、渋谷、尾島、田辺各議員を指名した。しかし異議

が出たため改めて選挙によることとなり、葉山（又）、佐藤、田辺、小清水、相沢、渋谷、尾島各議員が当選し、正副委員長には、小清水、尾島各議員が互選された。特別委員会は九月一〇日から五回にわたって開かれ、秘密会として関係者の証言をもとめて調査をすすめた。

関係者の証言は必ずしも合致してはいないが、調査の結果はほぼ次のことが明らかとなった。

片瀬海水浴場は早くから遊覧地として知られ、当初は片瀬町が無料更衣所を設けて海水浴客の便をはかっていたが、海水浴場が繁盛するにつれて個人で県に申請して官有地を借りうけ更衣所を開設營業するようになった。権利の争奪もはげしくなり、加藤組が業者から寄付を強要したり、一部の者が報知新聞社の後援のもとに海岸を独占するなどの問題がおこった。その管理人が上農であったという。そこで昭和十一年（一九三六）度からは片瀬町で海水浴場設置規程を施行し、町が「海水浴場振興ノ目的ヲ以テ本町内官有砂浜及海面ノ一部ヲ借用シ海水浴場更衣所其他季節的營業者ニ貸与スル」こととした。そして敷地の使用許可にあたっては本町住民である当該營業者に使用優先権を認め、この権利は相続によるの他は町長の承認がなければ譲渡・貸借できないとしたのである。その由来は当時極度に困窮していた町財政を建直すため、町内有志から資金の融通をもとめ、これを寄付として歳入に繰入れたので、これに報いるためにこの権利を与えたといわれる。これらの者が海水浴場營業組合の正組合員となり、こうした権利をもたずに、売店・写真業などを經營する者は準組合員とされた。ただし町内でもこれに対抗して、片瀬漁業会の浜野伝三郎らが、県に直接に借地許可を申請して問題となり、またこれとからんで町当局の「不正」を攻撃して一部の組合員が町政攪乱の理由で除名されるという事件もあつた。組合は昭和十八年ごろから法人となり、組合が直接県に借地許

可を申請するようになった。正組合員の更衣所の地割は毎年変わらないが、それ以外の地割には組合の役員があたっていた。

運営の実情をみると、正副組合長の任期は二年となっているが、設立以来両者とも改選はしていない。会計報告は総会でおこない、その議決を経ているが、準組合員は京浜地方の居住者が多いことを理由に、発言力もなく、役員総会に招集されず、会計報告もきいていない。そのため会の地割に不満があっても、どうにもならないことがわかった。

特別委員会では九月二〇日の会議を公聴会として、ひろく市民の意見をもとめた。この会で、片瀬在住の公安委員である内山常吉は、「海水浴場組合には全く関係がないので、その是非についての批判は避けたい。しかしながら本問題を契機として、組合は今後市当局の指示の下に運営を図り、若し現状の儘なれば、現役員の総改選を行ない新発足を為すことが妥当であると考える」と述べたが、これが良識の声を代表していたのであろう。

九月二八日に特別委員会は、前述の請願は採択するが、市長、公安委員長、監査委員等に送付する要はないと決め、これにつきのような意見を付して報告することを全会一致で可決した。

(上略) 右の請願陳情に基き当委員会は慎重審議したのでありますが、片瀬海水浴場の従来の運営方針は大いに改善を要するものありと思考するものであります。即ち藤沢市一般市民の保健衛生上亦觀光都市として発展の見地より此の際速かに同海水浴場をして明朗且つ民主的な運営を講ずべき要ありと認むるものであります。

調査特別委員会の報告は九月二八日の市議会に提出して採択された。これにもとづいて市民の納得しうる

ような運営方法を見出すことが、観光委員会に付託された。観光委員会では一〇月七日、ついで一二月八日に会議を開いて意見をかわした結果、(一)請願、陳情書とも組合運営の疑点から出発して一部組合幹部の欠陥を指摘したものである。(二)市営にしなければならない具体的な理由はなく、鎌倉市の場合をみても市営には絶対反対である。(三)当海水浴場営業組合は旧片瀬町の功労者であり、その既得権を薄弱な理由で侵害することは妥当でない。(四)十一月十七日の片瀬町海水浴場営業組合の総会で、同組合は江の島海水浴場営業組合と改称し、役員を改選して新発足し、これまでの欠陥はいちおう除去されたので、今後は市の指導によって明瞭な運営をはかればよいということとなった。

二月二〇日の市議会では観光委員長池田議員から審議の結果、片瀬海水浴場の運営は新発足した江の島海水浴場営業組合をして明瞭な運営に当たらせることを妥当とするとの結論に達したことが報告された。この報告にたいしては、藤沢市としても片瀬江の島方面の観光事業のために市費を投じているのであるから、片瀬海水浴場も藤沢市の発展のために利用さるべきであり、特定の組合員だけに運営をまかせることに賛成できないとの反論もあったが、組合の民主化によって運営の改善を計ってゆけばよいとの意見が通って、観光委員長の報告が承認された。

元使記念館問題 片瀬海水浴場問題の調査と並行して、市議会では、片瀬の元使記念館の無断使用がとりあげられた。片瀬医療協同組合準備委員会が、八月八日付で同会館の貸与を藤沢市長に申請し、使用許可をうけないうちから市長の制止を無視して構造変更の工事をすすめ、開業準備をすすめていたことが問題となったのである。同委員会の代表者は、海水浴場問題でも攻撃のまとなった飯森春吉で、この委員会につい

てもボスの色彩がつよいとして批判の声が高かった。なお開業準備にあたった医師は、早くから医療の社会を唱え、産児制限運動の先駆者でもあった馬島側であった。九月四日の市議会で、この問題の口火を切ったのは、やはり佐藤議員であった。

そもそも元使記念館は、鎌倉時代に時の執権北条時宗が元からの使者を竜ノ口に切ったことにちなんで、その霊を弔いあわせて国際親善に資するという趣旨から、常立寺の前住職が建てたという建物で、戦時中は神奈川県産業報国会の片瀬錬成道場となっていた。この会館は終戦後に片瀬町に払下げられ、片瀬町の合併とともに藤沢市に引継がれたものであるが、払下げにからんで多少入り組んだ事情があった。

すなわち当時の片瀬町には、この払下げを受けるだけの資力がなかったため、これを町民のための組合病院に利用することを条件に、町民有志から三万円の寄付を集め、これを払下代金に充当したのである。当時片瀬町の代理助役であった水野佐忠総務部長の説明によると、産報は病院とするのなら町に払下げてもよいとし、片瀬町会も一致して町営病院にすべきだとの意見であったが、水野は、町営病院にしてもしも経済上の欠陥が生じた場合には、片瀬のような小さな町の財政はひとたまりもなく破綻してしまうと反対した。そして然るべき団体によって病院が設立される場合には、これに無償貸与することに町会議員の同意を得たが、建物の登記も完了しないうちに合併となったので、当時の飛嶋市長とのあいだに引継の書類をかわしたのだという。寄付の申込は鈴木七郎、二見林太郎、山口倉吉、岩本与市、飯森春吉、平井次郎、小池勝五郎の各三千円を筆頭に四四名、計六万八千円にのぼったが、新円切替えにぶつかったため未払込分も多く、実際に寄付されたのは三万円だったといわれる。



市議会でも会館の無断使用は問題としたが、組合病院として利用されることには賛成が多かった。この件を付託された厚生観光連合常任委員会でも、医療組合からボスのな色彩を一掃して民主的な組合が作られるなら、これに会館を利用させてもよいという空気がつよく、九月二〇日の総連合常任委員会もこれをうけて、まず市内各層から世話人を推薦し、世話人会の手で発起人を選任して組合病院設立にすむことを可決した。二七日には市議会の正副議長、各常任委員長、厚生常任委員、片瀬在住議員と医師会代表三名、旧組合準備委員三名、市民代表三名とで世話人会が作られ、組合病院設立趣意書を発表した。この趣意書は、保健施設の整備を国家にも地方公共団体にも期待することが困難な今日、「旺盛な自治の精神を強調して治療費低廉ながらも民主的な経営法をもつ組合病院設立」を市民によびかけ、この趣旨に賛成署名した者三〇名について一名の代表者を出して発起人会を結成することを告げていた。こうして藤沢医療生活協同組合の設立準備がすめられ、一月二三日には創立総会をあげる運びとなった。

医療組合の役員には、弁護士の本木晃を理事長に、横浜医専の萩原兼文教授、葉山繁蔵、葉山又三郎、高山仙一郎三市議などが理事として顔をつらねた。ボスとして非難された人びとがポストから離れていたことは市民の疑惑を晴らすのに役立った。

一月二四日の市議会では、新組合の元使記念館の使用申請にたいして内諾を与えることの可否が、市長からはかられた。共産党の議員は、組合が民主的に改組され低廉な医療が可能になったことを力説して、これに使用許可を与えるよう主張したが、佐藤議員ならびに民自党の一部議員は、前組合が無許可で改装したのをいったん撤去して市民の疑惑を晴らすことが先決だとして譲らなかつた。葉山議長はいったん採決を宣

告したが、議場が混乱におちいったため、これを保留して会期を延長した。二九日の市議会でも、片瀬町の小野武雄外五四七人の連署でこの問題について慎重審議を希望するとの請願書が出され、傍聴席には藤沢市政刷新同盟が陣どるなかで、三時間近くも審議がつづけられた。さいごに起立多数で使用許可の内諾を与える件が可決され、ようやくこの問題も落着をみることとなったのである。

なお、この件の賛成者は、秋本、相沢、葉山(繁)、高山、山口、金子、尾藤、杉山、小山、渋谷、田辺、大和田、葉山(又)、高瀬、尾島、飯森の一六議員であり、反対者は鈴木、瀬高、豊田、田中、佐藤、山下、渡辺、浜野の八議員であった(『湘南新聞』昭23・12・5)。

この事件からんで、『神奈川新聞』(昭23・12・1)は「藤沢市会と暴力」と題する社説をかかげてこれを批判した。

「藤沢市会は片瀬の元使記念館問題をめぐってゴタゴタを続けていたが、去る廿四日には、市会議場が混乱して暴力沙汰におよび、続開した廿九日には市会傍聴者が暴力的行動に出て醜態をさらけだしてしまった。(中略)さてこんな騒ぎを起しているのが政党政派の対立かという点、そうではない。市会に多数を占める民自党の一部が反対の首謀者であり、賛成派は民自党の多数と共産党であって、この点からしても政党政派の対立抗争ではないのである。(中略)この問題をめぐっての紛糾の元はといえば、賛成、反対両派に特定者の利益擁護のために動くような印象を与える人物がいることである。共産党片瀬班の言によると、片瀬町の新田ボスの争いに過ぎないと断じている。(中略)そこで藤沢市会の浄化をはかるには、どうすればよいか。市政刷新同盟の純真な人々をそそのかして騒がせ、遠くからこれを傍観している人物や、一部の利益擁護のため『正義』の美名にかくれてボス的言動をなすものを、市会の内外を問わず追放することである。」

こうして、市議会で片瀬の問題が論議されている間に、地元の片瀬でもボス排撃と市政刷新の市民大会が開かれ、これとからんで藤沢市から独立しようという片瀬分離運動もおこった。その中心となったのは、さきに藤沢市との合併尚早を説いていた青年層であった。一〇月二〇日には、鈴木政雄を会長とする片瀬分離同盟が、市役所片瀬支所で分離賛否意見表明の町民大会を開いて市政刷新を論じ、ついで片瀬の社会党員小金武雄の発起で藤沢市政刷新同盟が結成され、共産党片瀬地区細胞もボス排撃、市政明朗化に立った。分離運動の背景には、たといごたごたにしる、片瀬町だけの問題を藤沢市議会でとやかくいってもらいたくないという感情と、藤沢と合併して飛鳥組にひと肌ぬがせようとの期待が飛嶋市長の辞職であてがはずれたことが物をいっているのだとも評された（『神奈川新聞』昭23・10・19）。

片瀬を舞台にこうした問題がつきつきと起こったことには、それなりの理由があったのであろう。思うに観光中心の町であった旧片瀬町では、町政が観光関係の有力業者たちにぎられ、これら有力者がそれなりの負担を負うことで観光業者本位の町政がすすめられていた。そこでは有力者グループの利害と町の利害とが混同され、したがってまた有力者間の対立はただちに町政上の対立となっていた。ところが、民主化の進展と藤沢市との合併によって、町の問題と有力者グループの問題とを混同することは許されなくなり、ボスの行為として排撃されるようになったのである。海水浴場問題にしても、元使記念館問題にしても、その発端にはボス排撃の声を利用してこれにとって代わろうとする反対派の策動があったが、こうした策動も大勢を動かすことはできなくなっていた。両方の問題とも、民主化をすすめる方向で解決されたと見ることができよう。

## 第八節 ドッジ・ライン下の市議会

### 一 第二次吉田内閣とドッジ・ライン

第二次吉田内閣と昭和二四年の総選挙 藤沢市議会で片瀬の問題の論議が白熱していたころ、中央政界では昭電事件が芦田内閣をゆすっていた。復興金融庫が昭和電工株式会社にたいして三井鉱山、日本放送電につぐ巨額の融資をおこなったうらには、大規模な疑獄がひそんでいるのではないかと疑惑は、すでに前年の末ごろから政財界のあいだでささやかれていた。この年四月には、不当財産取引調査特別委員会で、野党の民自党の委員が昭電融資にからむ政治献金の調査を要求した。六月には昭電社長の日野原節三が検査され、九月にはいると、大蔵省主計局長の福田赳夫、民自党総務の大野伴睦、国務相で経済安定本部長官の栗栖赳夫らが相ついで收容され、一〇月六日には検察の手は前副総理の西尾末広にも伸びた。居すわりをつづけた芦田内閣も一〇月七日に総辞職にふみきった。

次期政権は当然野党第一党の民自党が担当するものと予想され、民自党では吉田総裁を首班とする保守連立内閣を構想した。だが総司令部の民政局（GS）は、情報部（G2）に近い吉田首班の内閣を好まず、民自党でもこれと呼応して吉田を棚上げし、民自党反主流派の山崎猛を首班に連立内閣をつくり中道勢力の温存をはかろうと画策した。この計画は失敗したものの、一〇月一九日に成立した第二次吉田内閣は民自党単

独の少数与党の内閣として発足し、その後六年余にわたる吉田長期政権の第一歩をふみだしたのである。

第二次吉田内閣は、政界・官界・財界の綱紀肅正と占領軍への協力を表看板にかかげた。まず開催中の第三臨時国会では、この年七月のマッカーサー書簡にもとづく政令二〇一号を法制化した。すなわち国家公務員法を改正して国家・地方公務員の罷業権・団体交渉権を否認し、公共企業体労働関係法を制定して、国鉄・専売など官業労働者についても罷業権を否認し、団体交渉権を制限した。一月二三日には、衆議院が内閣不信任案を可決して解散となった。この日には、一月一二日の極東国際軍事裁判判決で絞首刑の宣告をうけた東条英機ら七名の刑が執行され、翌二月二四日には岸信介らA級戦犯容疑者の釈放が発表された。

昭和二十四年一月二三日には、戦後第三回目の衆議院議員総選挙が実施された。片山、芦田両内閣の与党であった社会・民主・国民協同三党のいわゆる中道諸派は惨敗し、社会党は解散時の一一一名から四八名、民主党は九〇名から六九名、国協党も二九名から一四名と激減した。これにたいして民自党は、一五二名から二六四名へと躍進して、絶対多数を獲得し、長期安定政権の基礎をきずいた。この選挙では、池田勇人、佐藤栄作をはじめ多数の官僚出身者が民自党から立候補して当選し、やがて政府、民自党の重要ポストを占めることとなる。他方、社会党の退潮をしり目に、共産党が三五名を当選させるという大はばな進出ぶりをみせ、大都市の選挙区の多くでは首位におどり出た。神奈川県第三区も、こうした動きをそのままに反映した。定員五名のところを、民自党が岡崎勝男を筆頭に岩本信行、河野謙三と上位を独占し、公認問題で同党を除名された小金義照も予想をこえる得票で四位となった。他方、共産党の中西伊之助は前首相の片山哲を二〇〇票差でおさえて五位にすべりこんだ。社会党の人氣のがた落ちから苦戦が噂されていたとはいえ、片

第2表 総選挙藤沢市党派別得票率比較(%)

	昭和22年4月	昭和24年1月
日本自由党 民主自由党	26.5	40.9
民主党	15.9	11.1
国民協同党	3.4	1.4
日本社会党	43.5	21.6
労働者農民党	—	0.6
日本共産党	6.4	14.3
諸派	3.1	0.9
無所属	1.2	9.2

山前首相の落選は番狂わせで、社会党は前回の二議席をまったく失った。

藤沢市についても、第2表の党派別得票率のなかに上述した傾向が明確に現われている。候補者別にみると、藤沢に本拠をおく岡崎、片山、中西三候補が上位を独占しているが、岡崎が八二五六票で大きく引き離し、片山は前回を四千票近く下回って五六九七票にとどまり、中西は前回に二千七百票ほどを上積みして四四七三票を獲得している。これにやはり藤沢の民主党の兼子一郎が三四六二票でつづき、岩本二八一六票、添田良信(無)二五九〇票、河野一四四四票、鈴木雄二(社会)一〇四〇票の順となっている。

きかせた。岡崎の父は民政党の代議士であったが、岡崎は外務官僚として終戦連絡事務局長官、外務次官を歴任し、この選挙後の第三次吉田内閣では内閣官房長官をへて、二七年四月に外相となり、吉田と運命をともした。岩本は第二次吉田内閣の国務相であったが、選挙後には衆議院副議長となった。

ドッジ・ラインと地方財政の危機 総選挙で絶対多数を確保した民自党は引続き政権を担当することにな

ったが、第三次吉田内閣は予想を裏切って、民主党連立派との連立内閣となった。政局の安定をはかって強力な政策を推進しようとしたのである。総選挙に先立って民自党は、行政整理と低額所得者の減税、金づまり打開による中小企業振興、米麦供出後の自由販売など、自由経済の主張を国民に訴えた。こうした主張が、戦時中からの官僚統制とこれにともなう汚職の続出にうんざりしていた国民に清新な感じを与えたことが、民自党の勝因のひとつとなったのである。

ところがこの公約の実現される見通しは、総選挙の前から危なくなっていた。昭和二三年一月一八日に総司令部は、経済九原則をアメリカ政府の指令として発表し、翌日マッカーサー元帥は吉田首相あての書簡で、これを強力に遂行するように命令した。この九原則は、民自党の公約とは反対に、強力な経済統制によって日本資本主義の再建をはかり、これを単一為替レートによってアメリカ経済に結びつけようとするものであった。それは予算をきりつめ、均衡予算を実現してインフレーションの収束をはかるという見地から、徴税、賃金くぎづけ物価統制、食糧の供出・配給などをより一層強化するとともに輸出増進のため独占資本中心の選別融資をつよめ、中小企業への資金貸出しは嚴重に制限することを指令していた。これとならんで物価に影響する賃金引上げの禁止、賃金支払いのための赤字融資の禁止、そのための政府補給金の停止を命ずる賃金三原則も指示されていた。

吉田首相は第三次内閣の組閣にさいして、この経済九原則を強力かつ忠実に実行することを声明し、あわせて共産党の排撃を主張した。経済団体連合会、日本経済連盟も、吉田内閣に、経済九原則にもとづく諸政策を強力に遂行し、わが国経済の自立安定を達成することを要望した。国民に約束した経済統制の撤廃、金

づまりの打開、中小企業の振興などの公約は、弊履のように打ち捨てられたのである。

二月一日にはデトロイト銀行頭取ドッジがGHQの最高経済財政顧問として来日し、経済九原則の推進にあたった。かれは記者会見で「日本の経済は竹馬にのっているようなものだ。竹馬の片足はアメリカの援助、他方は国内の補助金である。竹馬の足を高くすることは危険だから、いまずぐ切りちぎめる必要がある」と語り、九原則にのっとった超均衡予算をつくって、これを昭和二四年度予算案として池田勇人蔵相におしつけた。これは復興金融庫からの融資をはじめ政府の補助金を廃止し、税金をとりたてて政府の銀行からの借金を返し、資金をふやした銀行から商業ベースで企業に融資させようとはかっていた。これによって巨大企業を中心に企業の合理化がすすめられ、中小企業はしめ出されて、深刻な不況をもたらした。

地方財政も苦境に立たされた。市町村では歳出の七割近くが国からの委任事務であるが、これは六・三制教育の実施にくわえて、昭和二三年七月から市町村の負担となった自治体警察の設置・官設消防の委譲によって市町村の歳出は増加の一途をたどっていた。そこから生まれる収支の不均衡を調節するため、当初政府は地方配布税の法定繰入率を二三年度の二三・三一％から二四年度は三三・一四％に引上げ、金額で一一四五億円を予定していた。その予定額が超均衡予算のために半額の五七七億円に削減されてしまったのである。物価の値上りにもかかわらず、地方債も圧縮され、政府予算中の公共事業費も大はばに削られた。

## 二 昭和二四年度予算審議と時局対策委員会

昭和二四年度予算の成立 ドッジ公使が日本政府にたいして昭和二四年度予算案の編成替えを指令してい



たころ、藤沢市でも予算審議の市議会臨時会が開かれた。三月二五日の議会には、総額一億四七〇〇万円にのぼる昭和二四年度予算案とその関連議案ならびに昭和二二年度決算の認定の件とが上程された。予算案ならびに関連議案は全議員よりなる予算委員会に、決算認定の件は財政委員を中心とする一五議員よりなる決算委員会に付託されたうえ、三〇日の議会にかけられた。

前年度の予算は、警察・消防が市に移管されたこともあって、四一七七万円の当初予算が三倍あまりの一億四一三〇万円に膨張したが、新年度の予算案はこれをごくわずかに上回るものであった。国の予算も地方税法もまだ決まっていないので、その結果いかんによっては、まだ変動する含みを残していた。

費目別にみると、まず役所費が二八二五万円で総額の一・九・二一％を占めたが、市長はこれはベースアップによるもので、人員は配置転換一〇名と現実定員の二名減とあわせて一二名減となっていると説明した。ついで教育費が二一六二万円（総額の一・四・七％）となり、前年度の四一・一〇万円（総額の一・二・九％）より大はばに減っていたが、実際には二五〇〇万円程度の建設費が追加計上される見通しであった。社会経済施設費は二二二九万円（一・四・四七％）と前年度の一倍半をこえたが、これは主として生活扶助費の増加によるものであって、託児所つきの共同作業所の設置も含まれていた。警察費も一八五二万円（一・二・六％）にふえた。土木費は一六三一万円（一・一・〇九％）で、前年度の二倍をこえたが、これは都市計画事業の完成をはかろうとしたことによるものであった。

予算審議にあたってのもっとも問題となったのは、この予算に追加予算が加わっておそらく二億円を突破するであろうが、はたして市民にそれだけの担税能力があるかということであった。そしてこれに関連して行

政整理ならびに入場税増収のための措置や競輪場の誘致が問題となった。

税負担の問題については、葉山又三郎議員が「中央政府の致しまする財政計画を唯々諾々と承認致しまするならば、我々市民生活の負担、国民の経済負担ひいては日本経済は運転不可能で」「何等か大きい手打たない限り我々市民の今日の生活明日の生活も期し得ない」ではないかと質問した。これにたいし市長は、「学校建設のような大きな事業費の予算は市債公募、国庫補助など市税によらない財源でまかなう準備をすすめており、昨年度のように当初予算の四倍にもなるとは予想しておらない。市民の負担増は同情に堪えないが、市税負担は国税負担の四分の一でいどであり、市の力だけで重税を緩和することはできない」(要旨)と答えた。

なお授産所・託児所については、半額国庫補助、半額起債で建設するよう折衝中である。公益質屋についても百万円追加貸出しのできるよう計上している。火葬場使用料は独立採算の見地から値上げしたが、生活困窮者にたいしては免除措置がある。市税の分割払については地方財政法の改正にともなう市税条例の審議のさいにご考慮願いたい。こうした答弁があった。

行政整理については佐藤議員がその必要を力説したのにたいして市長は「今後建設すべき当市においては政府のような画一的整理をするには当たらない、全国の都市と照合してみても、本市は最も吏員数の少ない都市である、新しい事業の面に配置転換することこそ当市における行政整理であろうと考えております」と答えた。駐在所を廃止する意向はないかという質問には「行政整理が市民に対するサービスの低下になったら不本意」なので、この点に注意して研究したいが、入場税増収については、大いに考えてみると答弁し

た。

なお観光費については片瀬江の島偏重で、鵜沼辻堂海水浴場に一五万円では少なすぎるとの意見があったが、市長は「最も効果的に事業し得るところに着目し……天下の名勝である片瀬江の島を中心として他に順次及ぼす」のだと答えている。

三〇日の市議会では、金子予算委員長から佐藤、加藤、大和田三委員が少数意見を留保したほかは原案賛成で無修正可決したとの報告があった。ついで立った佐藤議員は行政整理の必要を力説したのち、予算緊縮のため食糧費・交際費・消耗品費・旅費の各項の三割、四三〇万五六三〇円を削減する動議を提出した。

これに関連して二見議員は予算案の審議を充実させることを主張した。「新自治法下の市議会は内閣に対する議会の縮小でないと同時に従来の市長の意志に対して諮問に応じて意見を述べるという全体主義的機構が定める体制ではない筈である。……生活苦、重税、資金難にその日を追われつつある八万市民のための市会であり、その市民の代弁者であるという意志を決定するのが、すなわち代議員であるわれわれだと思えます。……すでに可決されたる追加予算の普通旅費に関連する本予算の貸付金、旅費、速記者手当、交際費、特別交際費または食糧費に関する市長の説明は……新給与法違反の責任を議会政治中心を利用して吾々に転嫁せんとする策と見られても弁解の余地はありませんまい。……四百名内外の福祉のために八万市民の負担を求めめる行為が果して公的存在といえるかどうか」と論じて、予算案に反対した。

だが佐藤議員の修正動議は起立少数で否決され、予算案原案が可決、成立の運びとなった。昭和二二年度の決算も異議なく承認された。

	吏員・書記・教員	その他職員	計
市長の事務局の職員	吏員 119	106	225
議会の "	書記 3	2	5
選挙管理委員会の "	" 1	1	2
監査委員の "	" 1	0	1
農地委員会の "	" 4	4	8
農業調整委員会の "	" 2	5	7
特別会計公益質屋の "	吏員 1	1	2
共同作業所の "	" 2	1	3
汚物掃除法による "	" 4	0	4
学校職員	教員 25	52	77
警察職員	警察吏員 104	7	111
公安委員会職員	書記 2	0	2
消防職員	消防吏員 32	1	33

当初予算のときには未決定だった藤沢市市民税賦課徴収条例は、五月三十一日の地方税法の改正公布にもなつて七月二十九日の市議会に提出、可決された。これは従来得得割一本だったのを所得割と資産割との二本建てとし、一人当たり五五〇円を七五〇円に増額しており、当初予算で見込んだ一三二万七五〇〇円から一四四七万五〇〇〇円にふえていた。

なお予算審議のさいに問題となつた行政整理については、八月二日の市議会でのひとつの回答が出された。議会は職員の定数、分限についても議会の議決を要すると決めたうえで、藤沢市職員定数条例が設定されたのである。これは政府の指示にもとづき機構の簡素化による能率増進、財政内容の改善などの見地からおこなつたもので、三月一日現在の市役所関係の予算定員二七七名から欠員一名と高齢者、長期欠勤者など九名あわせて二〇名を減じて二五七名としていた。仕事増にともなつて当然行なうべき増員をしなかつた点を考慮すれば約一割の整理にあたるというのが、重田総務部長の弁であつた。行政委員会等を含む職員の定数は別表の通りである。

日精首切反対と在日朝鮮人教育費負担の請願 経済九原則とドッジ・ラインのもとで、資本攻勢は激化した。政府の支出縮小、補助金打ち切り、銀行貸出の引締めなどのデフレ政策で企業は苦境に直面した。賃金遅配や工場閉鎖がはじまるいっぽう、企業は人員整理と賃金切下げによる企業整備で、不況の切りぬけをはかった。政府も定員法の施行による行政整理をおしすすめて、これに呼応した。

産別系の各労組は、共産党の指導下に企業整備反対・産業防衛闘争をすすめる、市町村、農民、市民をもまきこんだ地域人民闘争として発展させようとした。政府と占領軍の弾圧体制は強化された。社会党と総同盟、産別民同派は、政府と共産党とに反対して合法的な経済再建闘争で首切りに反対することで、労働組合を共産党の指導から切り放そうとはかっていた。

この年の夏に国鉄などの人員整理がはじまると、下山事件、三鷹事件、松川事件などがおこって、労働組合の氣勢をそぎ、共産党員などの活動分子をはじめとする大量首切りがすすめられ、労働運動は大打撃を受けた。

藤沢市内の工場でも、三、四月ごろから賃金遅配や工場閉鎖がはじまった。藤沢公共職業安定所の求職者数は一月の二七六名から六月には三〇二〇名にはねあがり、紹介率は逆に四八・六%からわずか一八・〇%へと低下した（『湘南新聞』昭24・7・25）。八月には東京螺子は人員整理を二五〇名にすることで調停が成立したが、日本精工藤沢工場では、千九百名中五百余名の人員整理を強行しようとしてストとなった。こうしたなかで日本精工労組は藤沢市議会に首切反対の決議をするよう申入れたのである。このときの議会の模様は『湘南新聞』にくわしいので、これを引用しよう。

「(八月)二三日に日本精工労組から葉山議長に市会で日精の首切反対の決議をしてくれと要求、二四日在日朝鮮人連盟二十余名は伊沢市長を市長室に訪れ、仕事をあたえろ、生活保証をせよと要求し、生活保護法を適用するもの二十余名、できるだけ仕事をあたえることになったが、午後の二時から六時ごろまで四時間にわたる交渉で、その間警官が写真をとったりしてひと騒ぎがあった。二五日は全員協議会で日精労組が赤旗をもって傍聴席へ乗りこんだが、午後一時開会が二時になっても定員数に達しない、ようやく開会になろうとしたら運営委員会でもまた遅れる始末。傍聴の労組や陳情団が早く開会しろと傍聴人大会を開いて議長に迫る。一方、委員会はいつまでもまとまらないので、傍聴人はインターナショナルを歌うという騒ぎ。議長は知らん顔をしているので、金子、渋谷等民自党の議員からなぜ取締らぬと騒ぎたてる。三時になって開会、葉山、大和田両氏の進歩的意見と渋谷、高山、小清水氏等の保守的意見が対立したが、結局失業対策を含めた時局対策委員会を作ることになり、日精首切問題は急を要するので、地元議員十名及び市長と会社へ一応交渉することになった。委員は宮崎、大和田、葉山(又)、田辺、豊田、小清水、鈴木、池田、小出、尾藤の十氏及び伊沢市長の十一名に決定した。これは市会としては実に初めてのことであり、市民の生活に直接関係する問題を市会が取り上げ、然も前例を破って正式の委員会が出来る前に応急の処置をとったのは、市会の大進歩と見られている。その取り上げ方は葉山議長の非常な決断によるものであるが、そのために傍聴者の騒ぎをおさえつけなかったのは議長の手落ちであると非難しているものもある。」(『湘南新聞』昭24・9・5)

八月三〇日の市議会に先立って市議会ではあらたに傍聴券を発行することになり、その発行方法を先着順にするか、議員二枚ずつ、議長一五枚と割当てるかでもめ、後者におちついた。だがこの日は突然のことでは実行できず、労組や在日朝鮮人連盟の人たちが四、五十名ほど傍聴席にはいった。

時局対策委員会の設置は異議なく承認され、委員は一三名とし、議長指名で、高山仙一郎、加藤敬次、小

出春之、金川亀太郎、渋谷寅吉、田辺政吉、大和田武、佐藤孫八、山下正美、金子四郎、宮崎忠太郎、尾島留吉、清水水督郎の各議員が任命された。委員長は互選で佐藤議員ときまつた。

日本精工人員整理賃下げ反対決議の請願にはいると、葉山（又）議員が立って、日精の大量人員整理は経営上の負担を一方的に労働者の犠牲によって切抜けようとするもので、工場建設にあたってこれに協力した市民の子弟を優先的に雇傭するとの会社側の言明にもそむくものであり、事業を縮少するなら耕地を返してもらいたいとの声も高いとして、この請願にこたえるよう要望した。これには金子、渋谷両議員が反対し、杉山、田中両議員は時局対策委で検討することを要望し、けっきょくこれに付託された。

つづいて在日朝鮮人児童の教育費一切を負担することについての請願が取上げられ、やはり葉山（又）議員が紹介に立ち、国民自身の手で民族文化を守るという立場から、かつての指導者に迫害をうけた朝鮮人が日本の負担で朝鮮人学校を建設したいという要求に協力したいと述べたのにたいして、金子議員が、市長への陳情が脅迫的だったのはけしからんと反対し三韓征伐までもちだしたため、傍聴席は騒然とし議場が混乱した。議長は傍聴人の退場を命じ、散会を宣するなど多少あわてたかたちで、最後に一〇名足らずの警官がかけたが、無事閉会した。

おりから八月三十一日にはキティ台風が関東地方をおそい、藤沢市でも被害が出た。家屋の破壊は、住家の全壊二戸七世帯・半壊四戸四世帯・小壊四七六戸、非住家の全壊一戸・半壊八戸・小壊八三戸、田畑冠水四二七町歩にのぼり、江の島一帯の船着き場の損壊もはなはだしかった。

九月二日には共産党藤沢市委員会では、「八月三十日の市議会は傍聴中の朝鮮人に対する金子市議（民自）

の暴言、葉山議長の一方的退場宣言により紛糾、市当局は武装警官を議場に誘致し遂に議会閉会の止むなきに至らしめ」重要議案を山積させたまま議会再開をひきのぼしていると非難し、災害復旧と市民の生活安定のため緊急市議会の即時招集を申入れ、被害者救護、失業者の復旧作業への雇傭、クビキリ撤回、朝鮮人小学校教育の財政負担、伊沢市政の退陣、吉田政府打倒などを要求した。伊沢市長はこれにたいして、被災者の応急救助ならびに農作物の被害対策については適切な措置を講じつつあると述べたうえ、「これを要するに貴委員会申し入れの究極の目的は、伊沢市政の退陣と吉田内閣打倒、人民政府の樹立にあると考えられる。しかしながらかくの如きことは徒らに民心を動揺せしむることを目的と断ぜざるを得ない。依って貴委員会のかくの如き申出に応ずる意志はない。」と回答した。

政府の弾圧はますますきびしくなった。九月八日には、在日朝鮮人連盟など朝鮮人四団体が、団体等規正法によって解散を命じられ、朝連系学校にたいしては閉鎖接収命令が出された。藤沢市でも朝鮮人連盟の使っていた南仲通りの建物が在郷軍人分会の清算人から市に寄付され、一〇月三十一日の市議会でその収納が承認された。この建物は市が公設市場として建設したもので、その後在郷軍人分会に寄付して剣道場となり、それを朝連が使用していたものであった。

日本精工も市議会の要望を無視して首切りを強行した。希望退職四二〇余名にくわえて共産・労農・中立の中央闘争委員一三名をふくむ九三名の指名解雇を要求し、九月中旬には労組も六八〇対四七〇で会社案を呑んだ。時局対策委員会では、日精労組の請願にたいして市議会としては取上げる筋合いのものではないとの意向を伝え、山根組合長も了承してこれを取下げた。



時局対策委員会等の活動 時局対策委員会をはじめ市議会、市当局では、こうした状況のなかで労働者の窮状を打開するためにさまざまな努力をつづけた。

時局対策委員会が市長と協議して考えたのは、賃金支払資金貸付制度であった。この制度は、賃金の遅欠配を打開するため、市内の会社工場に藤沢市産業振興協会を組織させ、この協会の連帯責任で加盟の会社工場に賃金支払資金を無利子で年度内貸付するというものであった。貸付資金のわくは一〇〇万円とされ、一〇月三一日の市議会で可決された。

失業者の増加、給料の遅欠配を反映して、公益質屋の貸出も増大した。そのために資金が不足し、七月になると一世帯五千円のわくを五百円に縮小しなければ運営できなくなった。八月の市議会では貸付金の増額を要望する声があがり、市長も三〇〇万円の起債許可を申請中だと答えたが、これは実現せず、一〇月に一般会計から五〇万円が繰入れられただけであった。

共同作業所の新設も一〇月の市議会で可決された。伊勢山のうえにある共同作業所は小規模で地理的にも不便なので、片瀬中学校の隣接地に二五〇万円の予算で一七坪の建物をつくり、三倍以上の人が働けるようにするという計画であった。瀬高宗尊議員は、共同作業所には託児所の併設がぜひとも必要であるとして市長に計画をただし、市長は県とも交渉してつぎの第一順位になっていると答えた。

この計画は翌二五年二月二八日の市議会で授産所新設に切りかえられた。生活保護世帯のための授産所とすると国庫補助などの点から有利なので授産所とし、そのなかに生活保護世帯以外の人も働ける共同作業所を併設することしたのである。授産所の建設費は三分の一が国庫補助、四分の一が県費補助で、一人一日

当たり一円三三銭の事務費の補助が出ることになっていた。

授産所は昭和二五年五月から発足し、これに付属して保育所がつくられることになった。

### 三 市議会内の諸問題

副議長改選と世話人会の改組 藤沢市ではこれよりさき、昭和二四年度の予算案の審議にさいして、民自党の横暴にたいする野党の批判がつよまっていたが、これとらんで民自党のなかにも対立のきざしがあらわれはじめていた。こうした動きは前年の昭和二三年秋の支部長問題にさかのぼる。

昭和二三年一〇月二七日に開かれた民自党藤沢支部総会で、飛嶋支部長が福井県支部長となったために辞意を表明し、飛嶋は外務次官の岡崎勝男を後任支部長に推薦した。しかし藤沢支部ではこれに反対で、伊沢市長を推す動きもあったが伊沢はうけず、けっきょく飛嶋支部長の留任を確認した。岡崎はいうまでもなく吉田首相兼外相のお気に入りである。吉田の官僚優先主義にたいする党人たちの反発がこうした動きとなったのであろう。

なおこれと前後して一〇月三〇日の市議会の休憩中には、野党の紫風会が解散した。紫風会は、かねて無所属議員のお茶のみ会だと自称していたが、とりわけ片瀬問題で会の佐藤議員があたかも紫風会の代表のようふるまったため、会員のなかに不満がたかまり、解散となったのだという。六人の議員はばらばらに民主・社会・民自などの各党にはいるのではないかと取沙汰されたが、その後もほぼ歩調をあわせて行動し、逆に民自党の内紛を利用して、昭和二四年一二月の愛市クラブの結成へとすすむことになる。

昭和二十四年一月二七日の市議会では、伊沢市長は副議長の小山正光を助役に任命することについて市議会の同意をもとめ、異議なく承認された。副議長の後任については、世話人会が市政の円満な運営をはかる見地から即時に選挙することを見合せ、つぎの会議まで保留して意見調整をはかることとなった。ところが世話人会のなかではいっこうに話がつかず、世話人の連袂<sup>べん</sup>辞職となった。そのため二月二日の定例会では副議長選挙は見送られた。なおこの日には平野秀樹収入役が任期満了で勇退して、水野佐忠総務部長がその後任となり、総務部長のあとがまには、もと川崎市の総務部長だった重田巖が任命された。

三月二五日にはじまった予算審議の市議会でも、副議長選挙はいちばんあと回しとなった。その間に公安委員の問題がおこった。一年任期の公安委員である内山常吉の任期が満了したので、伊沢市長はその後任に日本大学の参事で刑法の教授である石渡悦郎を推薦したところ、伊沢から内山委員ならびに地元の片瀬在住の議員に事前に何の話もなかったことについて不満がおこったのである。この件もいったん保留としたうえ、片瀬の飯森議員が個人的に内山委員とあい、本人としても公安委員を辞めたいとの意向であることをたしかめ、これが三〇日の議会で報告されたのち、石渡の公安委員任命に同意が与えられたのである。片瀬合併の直後に新発足した市議会では、副議長など片瀬からの人選が多かったのがこの段階で改められたことを野党がとりあげたのであろう。副議長についても、佐藤議員は副議長を片瀬から選ぶという当初の紳士協定を守って二見議員を選出すべきだと主張していた。ついでようやく副議長選挙の運びとなったが、その結果は、投票総数二四票、有効投票一八票、金子四郎一八票で、金子議員が第三代の副議長となった。

なお民自党では三月二七日に役員総会を開いて、池田進を幹事長に推し、伊沢、小山、秋本信善、浜野伝

三郎、葉山繁蔵、榎本市右衛門、高松貞夫、岡崎勝男、松島喜作の九名を顧問にして地区別代表の委員制で運営することになった。役員選出の難航は、民自党の内紛が深刻化したことを物語るものであろう。

世話人会が連袂<sup>れんけつ</sup>辞職したことについては、四月二二日の定例会で改めて問題となった。佐藤議員は、正副議長、各常任委員長が民自党に独占されたため議会運営が円満を欠くようになったことを憂慮する声が民自党議員のあいだにもあることをあげて、多数党が横暴に走り少数派が襟度を失うのを防ぐためにも、「世話人を再び選び出し、市議会会議規則に準ずべき強力にして権威ある適切な基礎を設けて民主藤沢市議会発達のために皆さん」ことを望んだ。葉山議長はまだ現在の世話人会の辞意を認めたとわけではないと答え、問題を世話人会に移した。

世話人会が五月二四日に開かれると、葉山議長は世話人の留任を懇請した。世話人は協議の結果、各派から一名ずつ、ただし民自は二名を増員することを条件に留任に応じ、ただしその人選はつぎの会で選ぶこととした。また藤沢市議会運営委員会規定が作られ、五月三〇日に確定した。

藤沢市議会運営委員会規定

第一条 藤沢市議会の総合運営を図るため議会に藤沢市議会運営委員会（以下委員会という）を設ける。

第二条 委員会は議長、副議長及び議員が互選した七名の委員を以て構成する。

第三条 委員の任期は議員の任期とする。

第四条 委員会には必要があるとき議長これを招集する。

第五条 委員会は概ね次の事項を協議する。

一、議長において必要と認める事項

## 二、委員の申出に関する事項

消防団長問題 昭和二四年の初夏には、消防団長問題がおこつて民自党の内紛にいつそう油をそそいだ。

この年三月に藤沢市消防団の定員・任免・給与・服務等に関する条例が設定されると、つづいて消防団長選挙がおこなわれることになり、そのための分団長会議が五月二〇日に開かれた。まだこのときには未成立の分団もあり、分団長の辞令も交付されていなかったが、農繁期を迎える関係もあって、現状維持か改選かについて投票することとなったのである。その結果は投票総数一三票中現状維持一〇票、改選二票、無効一票で、現状維持となった。つまり鈴木竹次郎団長、田辺政吉、秋元大太郎両副団長の陣容ですすむこととなったわけである。

だがこの選挙は、市当局によって無効とされた。七月一日には分団長が正式に任命され、翌一四日に団長選挙が実施されたが、その結果は鈴木前団長が落選し、民自党幹事長の池田進が団長に当選した。吉田内閣は、大規模な騒擾事件については自治体消防団の出勤が必要だとして対策をねっており、こうした情勢を利用して藤沢市でも消防団を民自党の勢力下におこうとしたのである。だがこの選挙にあたっては、民自党の金子四郎、青木豊三郎、尾島留吉各議員が自動車で分団長を戸別訪問して投票を依頼するなど政党色を露骨に出したことから、消防団のなかに不満の声があがり、五分団三十余名の団員が辞表を提出して問題となったのである。

この事件に先立つ六月二七日の市議会定例会で金子副議長が辞表を提出し、七月二九日の臨時会でとりあげられた。副議長の辞職が二五対二で承認されたあと、副議長の選挙をただちに実施しようとする小会派に

たいして民自党の主流は反対したが、多数で即行論におしきられた。民自党内では消防団長問題をめぐって対立が深まり、副議長選挙についても足なみがそろわなかったのである。『神奈川新聞』（昭24・7・31）によれば民自党議員は岡崎派つまり飛嶋前市長を擁立し、ついで岡崎代議士の支持にまわった一三人の議員と、河野派、岩本派の党人勢力よりなる反岡崎派とが対立していた。上述のように民自党幹事長の池田進が消防団長になると、後者は前消防団長の鈴木竹次郎に副議長の椅子を譲ってその労に報いるべきだと主張し、これにたいして前者は同党の青木保二郎を推して譲らなかつたのだという。

ところが選挙の結果はさらに意想外のことになった。小会派では、民自党が鈴木を消防団長から追いだしたのにこれを副議長にかつぐとはけしからんとして青木を推すことに決め、他方民自党の岡崎派はあわてて鈴木にくらがえして反岡崎派の反発をまねいた。いざ選挙となると、青木保二郎一九票、鈴木竹次郎一二票で、青木が副議長に当選した。青木に投票したのは小会派の議員と民自党では青木本人と門倉与吉、田辺政吉、浜野伝三郎、秋本信善、田中喜八郎、榎本市右衛門、小清水督郎の八議員と見られた。こうして市議会の三分の二を占める民自党議員団は分裂状態となったのである。『神奈川新聞』（昭24・7・31）は、つぎのように評した。

「岡崎派は十三名でとても半数の十八名にこぎつけることはむずかしいどころか、党本部副議長はもとより、葉山議長も岡崎派とは見られず、かつての飛嶋市長時代の如く事を運ぶことができないことになった。かくて政治駆引にかけては共産、社会、無所属の小会派に巧者が多いので、市消防団長問題で再燃している飛嶋前市長にかかる片瀬材木問題の解決にあたって、今後民自は政治工作の下手な岡崎派が立ち直らないかぎり、常に苦杯をなめねばならない運命をたど

ることになろう。」

副議長選挙につづいて、昭和一三年以来消防団長だった鈴木竹次郎に感謝状と退職慰労金を贈呈する件が上程されると、野党は消防団長問題をとりあげて市長にせまった。永年の功労者である鈴木を追いだし、消防団を政治的に利用することに攻撃が向けられたのである。

民自党では、金子議員は、消防団としても局面転換の必要があると考え、選挙運動をおこなったのだと弁明したが、田辺議員は消防団長は消防団の職務に尽瘁した団員のなかから選ばれるべきだとして、鈴木追いだしには反対だったと述べた。そこで感謝状等の贈呈はいちおう保留し、団員の動搖を防ぎ事態の拾収をはかるため、調査委員会を設置するとの案が出され、八月二日の議会で可決された。委員には、金川亀太郎、佐藤孫八、飯森春吉、尾藤武雄、葉山又三郎、相沢五郎、山口倉吉の七議員が選出された。

この消防団問題特別委員会は八月六日から六回の会議を秘密会として開き、調査をすすめるとともに対策をねった。鈴木前団長は、消防団長は団員中から昇格させるといふ見地から、とりあえず池田団長にやめてもらい秋元副団長を団長とするのがよいとの見解であり、他方、池田新団長は、事態が紛糾した責任をとり、円満解決のため市長に辞表を提出した。

八月三〇日の市議会に先立って開かれた全員協議会でも監査委員の人選で話しあいがかかず投票となり、鈴木議員一六票、池田議員一五票で、ここでも民自党岡崎系の負けとなった。監査委員には議員中よりは鈴木、学識経験者としては枋内礼次が引続いて選任された。

議会が開かれると、尾藤委員長は、まず消防対策委員会の調査の経過について、七月一四日に施行された

消防団長選挙は適法に行なわれ、政党は消防団を利用せず、伊沢市長も小山助役も選挙運動には関与していないことが、一名の意見保留をのぞいて承認されたと報告した。ついで同委員長は、池田団長の辞表提出にいたった経過を述べたあと、対策委員会は任務をおわったので解消し、あとは消防団自体の手による再建に期待するが、企業整備などで社会問題が深刻化している今日、警察や消防の任務は重大なので、その行政面において不明朗な疑惑をもたれるような処置はなくしてもらいたいと報告をむすんだ。

その後、消防団長には秋元副団長が昇格し、尾島留吉・広田博が副団長となった。一〇月三十一日の市議会では、かねて懸案の鈴木前団長に感謝状と功労金を贈る議案が可決された。一月二十八日には、消防団法の改正にともなう消防団の改組式が済美館で挙行され、鈴木前団長はじめ二〇年以上の勤続者が神奈川県消防協会の表彰をうけた。

年の暮れもせまった一二月二〇日には、藤沢市議のあいだで愛市クラブが結成された。この団体はさきの民自党内の分裂のあとをうけて、市議会における多数派の横暴に反対して党派をこえて愛市を念願とするの趣旨から結成されたもので、民自党反岡崎派の青木（保）、田中、田辺、浜野、小清水、門倉、民主党の鈴木、山下、社会党の金川、旧紫風会の小出、瀬高、豊田、加藤、渡辺、佐藤の一五議員が加わっていた。運営委員には、青木、田中、田辺、小出、監査委員には山下、浜野が選出された。

これによって藤沢市議会は、民自党岡崎系が一五名、愛市クラブも一五名、共産党二名、その他四名の色分けとなり、「共産党は僅か二名ながら引続き保守派の乱調子に漁夫の利を占めてゆくことになる」と評された（『神奈川新聞』昭24・12・20）。



一月二二日の市議会では、佐藤議員が正副議長、常任委員の改選を提案した。さきの改選のときに残りの任期が半分経過したら、また改選を考えようという暗黙の申合せにもとづくものであった。この提案は、本会議を全員協議会に切りかえて協議されたが、民自党の主流はこれをうやむやにする方針をとった。二月一月二七日には小会派の運営委員である葉山、小出、山下、葉山（又）の各委員は、民自党の横暴に憤慨して辞職した。三月二二日には、葉山（又）、鈴木、二見、金川の四議員が改めて選任され、民自党の飯森、秋本、榎本、尾藤、青木（保）の五議員とともに運営委員会を構成したが、昭和二五年度の予算市議会を前にひかえて野党の動きは無視できなくなっていたのである。

なおこの間に、議会の議決に付すべき財産营造物又は議会の議決に付すべき契約に関する条例、藤沢市契約条例、藤沢市市有財産取得管理及処分条例が制定された。これらの条例は、上述した昭和二三年七月の地方自治法の改正に対応して市の金銭契約ならびに財産の管理処分などの手続を慎重にすることで、とくに多数派の横暴によって市政の腐敗行為がおこることを防ぎ、市民に不当な負担をかけまいとするねらいがあった。

これらの議案が一月二二日の市議会に提案されると、杉山清茂議員から重要な内容なものが含まれているので慎重審議したいとの提案があり、特別委員会に付託された。翌二五年一月二七日の市議会では、宮崎委員長より最初の条例はより厳格なものとし、あとの条例は原案通り承認したとの報告があり、委員長報告通りに可決された。これによって金銭契約等にかんする議会の議決権が拡大されたことは、その後の問題にたいする議会の責任と権威とをつよめることになった。



第二章 地方自治の動揺と藤沢市議会



## 第一節 朝鮮戦争、サンフランシスコ講和と地方自治の再編成

### 一 朝鮮戦争からサンフランシスコ講和へ

朝鮮戦争の勃発と特需景気 昭和二十四年（一九四九）の夏にはドッジ・ラインにそって行政整理と企業整備とをすすめるため、官公庁・公共企業体や民間企業では大はばな首切りがおこなわれ、これをはねのけようとした国鉄・全通・東芝などの各労組の反対闘争は、三鷹事件、下山事件、松川事件という「日本の黒い霧」のなかで敗れ去った。この年には労働省の調査でも、四〇余万人の労働者が整理され、ドッジ・ライン下の重税と不況にあえぐ巷へと投げ出された。

おりから中国では、中華人民解放軍が前年以來の総反攻で破竹の進撃をつづけていた。解放軍は一月には北京に入城、四月には揚子江を渡って南京に入ったが、この年一〇月一日には、北京天安門広場で毛沢東が中華人民共和国の成立を正式に宣言した。一月には周恩来首相が国際連合に国民政府の中国代表権取消しを要求した。

中国革命の進展を前に、アメリカはアジアにおける反共体制の強化と日本の軍事基地化をいそいだ。昭和二十五年一月一日には、マッカーサー司令官は、日本国憲法の戦争放棄の規定は自己防衛の権利を否定したものではないと声明した。吉田首相もこれに呼応して一月二三日の第七国会の施政方針演説で、戦争放棄は自

衛権の放棄を意味しないと述べた。すでに前年の秋から米英両国は、対日講和会議はソ連の参加がなくともこれを早期に開くとの単独講和強行の方針をきめており、また講和条約と同時に日本に米軍を駐留させる日米協定が結ばれるだろうと予測されていた。

他方、二五年一月にはコミンフォルムの機関紙が日本共産党の指導者野坂参三の平和革命論に批判を加え、この方針はアメリカの軍事占領の意義を軽視した右翼的偏見であると非難した。前年来の諸事件で打撃を受けていた共産党のなかでは、その受け入れ方をめぐって、主流、反主流両派の対立が激化した。

また一月一五日には、アメリカと吉田内閣との単独講和強行の動きに反対して、講和問題に関する平和問題懇談会の声明が発表され、平和憲法の原理にもとづいて全面講和・再軍備反対・軍事基地提供反対が主張された。この全面講和運動は、知識人・学生からひろく労働者、市民のあいだに滲透してゆくことになる。

この年の初夏には情勢は切迫した。五月三日の憲法記念日にはマッカーサーが共産党を侵略の手先きと攻撃し、吉田首相は東大総長南原繁の全面講和論を「曲学阿世」と非難した。五月末の韓国の総選挙では大統領李承晩の与党が敗北した。六月初めにはGHQと政府は東京都内の集会・デモを全面禁止し、ついでマッカーサーは共産党中央委員とアカハタ編集幹部の公職追放を指令した。こうした戒厳令的な情勢のもとで、六月二五日には、朝鮮戦争がおこった。国連安全保障理事会はソ連欠席のまま北朝鮮（朝鮮民主主義人民共和国）を侵略者と認め、ついで、韓国への武力援助を決議し、アメリカは朝鮮に軍隊を出動させた。

日本はアメリカの軍事基地ならびに兵站基地となった。日本の産業はアメリカの戦争遂行のために動員された。船舶や鉄道は米軍の輸送に利用され、工場は武器や作戦用資材の修理と補給の仕事をあてがわれた。

ドッジ・ラインによるはげしい不況のもとで倒産と失業とが続出して深刻な社会問題となっていただけに、米軍の発注によるいわゆる特需は、日本資本主義にとってまさに回生薬となった。特需の発注総額は昭和二五年から二八年までの四年間に、実に二四億ドル（八六四〇億円）にのぼった。

特需ブームは重化学工業を中心とした日本の企業に、莫大な利潤をもたらし、資本蓄積を増大させた。これを基礎に独占企業は積極的に設備の近代化と拡充とにのりだした。政府は巨額の財政投融资や税制上の優遇措置などを実施することで、これをさらに促進させた。こうした独占資本主義の立ち直りのうえに、技術導入や電源開発、コンビナート建設などが本格的にすすめられ、やがて昭和三〇年下半年からの「神武景気」にはじまる高度経済成長が可能となるのである。

しかしこうした独占資本の立ち直りは、労働運動をおさえつけ、民衆生活にさまざまなしわよせをもたらす形ですすめられた。占領初期の民主化政策がくりだした民主的な諸制度は、いわゆる逆コースによって骨ぬきとされ、政府の権力が強化された。地方自治も、これまでの地方分権の徹底と地方自治体の自主性を強化する方向が逆転した。そしてドッジ・ライン以来の地方財政の危機を利用して自治体の権限を弱め、中央集権の強化と中央、地方を通ずる行政の合理化・能率化をはかる方策がとられることになる。

サンフランシスコ講和と「逆コース」 朝鮮戦争がはじまると、日本の再軍備と治安体制の強化がただちにはじまった。開戦半月後の七月八日にはマッカーサーは七万五千名の警察予備隊の新設と八千名の海上保安庁の増員とを指令した。これが保安隊をへて自衛隊となるのである。また戦争前夜の共産党弾圧につづいて、七月末からは新聞・放送・通信機関の労働者を皮切りに共産黨員とその同調者にたいするレッド・パー

ジが全産業部門で吹きあれた。

つづいて一〇月からは、占領直後に軍国主義者として公職追放をうけていた人びとにたいする追放解除がはじまった。このうち旧職業軍人はおりから創設中の警察予備隊幹部としてぞくぞくと入隊した。他方、政治家の追放解除は地方政界にまで大きな影響を及ぼすことになった。

アメリカはすでに四月に対日講和促進のためにジョン・フォスター・ダレスを国務省顧問に任命していたが、ダレスは三回にわたって来日して早期単独講和をおしすすめた。ダレスが一〇月に提示した対日講和七原則は、多数国の意見にもとづく単独講和、琉球・小笠原にたいするアメリカを施政権者とする国連の信託統治、講和後の米軍の日本駐留などを含んでいた。これにたいしてソ連も中国も反対した。ソ連は領土不拡大の原則に反して琉球と小笠原をアメリカの信託統治下におくことや講和後の米軍駐留に反対し、またそれが日本の非軍事化と民主化を保障する条項を含んでいないと批判した。

日本国内では、全面講和運動が高まりつつあった。昭和二六年一月には、社会党が党大会で、全面講和・中立堅持・軍事基地反対・再軍備反対の平和四原則を決議し、あらたに委員長になった鈴木茂三郎は「青年よ再び銃をとるな、婦人よ夫を戦場に送るな」と訴えた。三月の総評大会も平和四原則を決定した。そして全面講和運動は、憲法擁護運動・平和運動とむすびついて、発展していった。

この年九月にはサンフランシスコで対日講和会議が開かれたが、この会議はあらかじめ、アメリカの作製した条約草案だけをとりあげ、賛成国がこれに調印する儀式にすぎなかった。中国は会議に招請されず、インド、ビルマは出席をことわった。グロムイコソ連代表はこの条約が新たな戦争を準備する条約であると論



じて、ポーランド・チェコスロヴァキアとともに修正案を出したが、取りあげられなかった。日本からは、この年三月に民自党と民主党連立派（総裁犬養健）とが合同してできた与党の自由党と民主党、それに参議院の緑風会を代表する全権団が送られ、講和会議にだけ出席することになっていた。吉田茂首席全権は、この条約草案を「和解と信頼」の文書であるとしてすすんで受諾し、ソ連ら三国を除く四九カ国によって条約は調印された。

つづいて日米安全保障条約が、こんどは吉田首相とアチソン國務長官との間で、調印された。この条約は、米軍を日本国内とその付近に配備する権利をアメリカに与え、この米軍は「極東における國際の平和と安全の維持」のため、ならびに日本政府の要請による「大規模の内乱および騒じょうを鎮圧するため」に出動しうるとされた。米軍の配備を規律する条件は、行政協定にゆずられ、それが日本に不利なものになることは目に見えていた。行政協定は翌二七年二月に調印されたが、そこには、アメリカ軍人とその家族のおかした犯罪についてはアメリカの軍事裁判所が裁判権をもつなどの内容がもりこまれていた。

二六年一〇月には、講和・安保両条約の賛否をめぐって社会党が分裂した。左派は平和四原則を支持して講和・安保両条約反対を主張したのたいして、右派は講和条約賛成、安保条約反対を主張し、大会での採決に先立って退場したのである。批准国会での両条約にたいする賛否は、衆議院では講和条約が三〇七対四七、安保条約が二八九対七一、参議院は講和条約が一七四対四五、安保条約が一四七対七六で、両条約とも可決された。

対日講和条約は、イギリスの主張で中華人民共和国とむすぶか、それとも台湾政府と結ぶかを日本の選択

にゆだねていた。ところがドレスは、アメリカ上院の条約承認に先立って二六年一二月に四度目の来日をし、吉田首相に圧力をかけていわゆる吉田書簡を出させ、台湾政府と講和条約を締結することを約束させた。二七年四月二八日に講和・安保両条約が発効し、その日台北で日華平和条約が調印された。

サンフランシスコ講和条約の発効は、それが単独講和であり、また日米安保条約によってアメリカが依然として強大な勢力を日本の政治外交におよぼしたにせよ、占領中のようにGHQが日本国憲法を超越した指令を出すことを不可能にした。だが二六年四月に罷免されたマッカーサーにかわって最高司令官になったリッジウエーは、日本政府にたいして「占領政策の行きすぎ是正」すなわち日本の非武装化と民主化とをひきもどすために、占領下につくられた諸法令の再審査をおこなうことを認め、五日には政令諮問委員会が設置された。この委員会は地方自治をふくめてひろく各分野にわたる改革意見を答申した。

こうした動きの一環として、占領下に猛威をふるった政令三二五号すなわち占領目的阻害行為処罰令などの治安政令に代えて、治安立法を制定することが企図され、二七年三月には吉田内閣は破壊活動防止法案を国会に提出した。これにたいしては戦前の特高警察の復活であって言論・思想の自由を侵害するものだとし、労働組合、学生、知識人のあいだにつよい反対運動がひろがった。おりから五月一日のメーデーには、デモ隊が皇居前広場にはいり、これを排除しようとする警官隊と衝突したメーデー事件がおこったが、破壊法は国会を通過した。またこの事件のうち共産党は火災びん闘争を開始して大衆からの孤立化をふかめた。

しかし講和発効後には、長期にわたって政権を保持してきた吉田内閣の「対米従属」路線にたいする反対の声は、さまざまな形でひろがった。基地問題、駐留軍兵士の暴行問題などは、平和と独立と民主主義をも

とめる運動を拡大させた。他方で追放解除による保守政治家の政界への大量復帰は、吉田ワンマン体制をゆるがした。六年前に公職追放のため吉田に自由党総裁の座をゆずった鳩山一郎は、吉田のなしくずし再軍備論にたいして積極的再軍備論を唱え、自由党内では吉田、鳩山両派が対立した。二七年二月には、民主党が旧民政党系の追放解除者をくわえて改進黨（総裁重光葵<sup>まると</sup>）を結成し、再軍備のための憲法改正を主張した。これ以後、二七年八月の抜打ち解散、二八年三月のバカヤロー解散と総選挙がつづいた。そのたびに自由党の議席は減り、社会党とりわけ左派社会党の議席が増加し、吉田政権の動揺をつよめていった。

## 二 地方自治制度の再編成

地方自治の中央集権化 講和発効の直後から、上述した政令諮問委員会の答申にもとづいて中央、地方を通ずる行政の合理化・能率化・行政機構の簡素化や教育制度、警察制度の改正などが具体化されはじめた。これら一連の政策は、従来の改正の方向とは逆に地方自治体の自主性を弱め、住民の自治権の縮少をはかるうとするものであった。

昭和二七年八月一日には、自治庁が発足した。従来の地方自治庁、全国選挙管理委員会ならびに地方財政委員会を統合して地方自治体を指導監督する中央官庁がつくられたのである。全国選挙管理委員会と地方財政委員会とは、一応政府から独立の機関で、とりわけ後者は、シャウプ勧告を機に二五年六月につくられ、平衡交付金の総額と配分の決定権や地方債の許可権をにぎっていたが、五名の委員中三名までが府県・市・町村がそれぞれ推薦した者で占められていた。これが自治庁に統合されたことは、財政措置を通じて中央か

らの統制を強化する可能性が つよまったことを意味するものであった。そしてこの改正は、敗戦によって解体された旧内務省の復活の第一歩であるとも評されていた。

つづいて九月には地方自治法の第四次改正が公布された。これは(一)地方議会の議員定数を減少できることにし、(二)年六回以上と定められた議会の定例会を年四回とし、(三)都道府県の局・部を圧縮し、(四)知事に市町村への合併勧告の権限を与え、(五)首相および知事に市町村の組織・運営の合理化のための助言勧告権をみとめ、(六)特別区の区長公選制を廃止するなど、一貫して自治体と住民の自治権の縮少をめざすものであった。

これとやらんで警察制度、教育制度の「逆コース」的改革も準備された。警察制度のほうは、昭和二十七年五月のメーデー事件などを契機に警察法改正の計画がすすめられた。二八年二月に国会に提出された同法の改正案は中央に閣僚を兼ねる警察庁長官を据え、国家公安委員会を諮問機関とし、自治体警察と国家地方警察を廃止して国家警察的色彩のつよい府県警察をおき、府県警察の警視正以上の幹部職員は国家公務員とする、国の公安にかかわる事件が発生したときには、警察庁が府県警察を指揮して、その鎮圧にあたることなどを内容にしていた。警察の中央集権化をはかるこの改正案には反対が集中したが、これはいわゆるバカヤロー解散で廃案となった。この改正案は若干の手直しのもの、二九年の乱闘国会のなかで強引におし通され、六月に公布された。

教育制度の面では、文部省による中央集権的な教育統制を打破するために設けられた教育委員会制度は、財政上の都合から設置がおくれ、昭和二十七年一月になってようやく全市町村におかれることになった。だがそれと同時に教育委員の公選制度にたいする批判がおこった。教育委員の六〇％は教職員出身者であるた

め、日教組が教育委員会を不当に支配する危険があるというのが、批判の理由のひとつであった。おりから抜打ち解散につづく二七年一〇月の総選挙で、日教組出身者が左右社会党を通じて大はばに進出した。そこで二八年二月には、教員の身分を国家公務員にしてその政治活動を全面的に禁止しようとする義務教育学校職員法案が国会に提出されたが、これはバカヤロー解散で廃案となった。そして二九年五月には教育の「政治的中立性」の名目で教員の政治活動を制限するいわゆる教育二法が成立し、ついで三一年六月には教育委員を公選制から任命制に切りかえる新教育委員会法が制定されることになる。

## 第二節 地方税制の改革と中央劇場問題

### 一 昭和二五年度予算審議と市税条例の改正

昭和二五年度予算審議の難航 昭和二五年度予算審議のための市議会臨時会は、三月二〇日から会期を一日として開会されたが、一中増築工事契約の問題や市庁舎建設工事入札の問題がはさまったうえ、愛市クラブなど野党の攻勢がはげしく、会議はさらに二日間延長された。市当局は野党の修正要求にこたえて予算案を若干手直しして、ようやく可決のはこびとなった。伊沢市政が難関に直面しはじめたことを象徴する出

来事であった。

二〇日の議会では、まず最初に藤沢高等学校の県立移管について神奈川県教育委員会が決定した条件に依ることが決定され、伊沢市長、田中喜八郎教育常任委員長らは県議会に陳情に出かけた。そのあと第一中学校の増築工事が株式会社佐々木組に四百八十万円で落札されたのでこれと請負契約をするという議案がかけられた。さきに公布された議会の議決に付すべき財産营造物または議会の議決に付すべき契約に関する条例にもとづく最初の議案であった。ところがこの佐々木組は片瀬のモータープールの工事請負人でその竣工日が二〇日も過ぎていているのに工事が不完全で竣工していないことからひと悶着あったが、市が嚴重に監督することを条件に可決された。

午後にはいと昭和二三年度決算の認定ならびに二五年度予算とその関連議案とが上程された。この昭和二五年度予算は二億六千万円をこえ、前年度の当初予算の倍に近く、現計予算の二億二千万円をも大きく上回るという積極予算であった。おりから、デイス・インフレで農家も商工業者も不況にあえぎ、失業者は増大し、池田蔵相が一部の中小企業が倒産して自殺者が出てもやむを得ないと放言して問題となっていた。藤沢市民がはたしてこの負担に耐えうるのかどうか、議員のあいだでも憂慮された。そこで二見林太郎議員が提唱して予算関係議案の説明に先立って、伊沢市長に施政方針の説明をもとめることになった。この市長の説明にそって予算案の概要をみよう。

昭和二五年は市制施行一〇周年を迎える年であり、本市がそれにふさわしい中都市になる大事な年であろうと考えておられます。今年度の予算は本市初まって以来の金額になりますが、それは一面では当市の実力がここまで到達した

ことをしめしていると信じます。

歳出でまず意をそいだのは教育機関の充実です。国の助成はきわめて薄弱でしたが、今年度は四〇三二万円を計上し、六三制の施設を本年度内に実現したいと願望しております。小学校については村岡、鶴洋両校の増改築にくわえて辻堂校の増築をはじめ、中学校については片瀬、鶴沼、六会、明治四校の充実をはかり、また藤沢高校の県立移管をすすめることにしております。

保健衛生費には二二〇七万円を計上し、保健婦をにおいて市民の保健指導に当らせ、また従来施設の内届いていなかった汚物掃除のために塵芥焼却所を新設し塵芥処理を市の直営とするため九八〇万円を計上し、下水整備にも三七三万円を投じております。

社会及労働施設費にはもっとも重きをにおいて三三五九万円の多額を計上し、生活保護費二〇九〇万円のほか、授産所費二〇五万円、保育所新設費二五五万円、前年度に新設した賃金支払資金貸付金に一〇〇万円を計上し、失業救済事業費には五七九万円を充てております。

産業経済費にも前年度の倍額以上の六六八万円を計上し、観光費も大はばに増額して一一六二万円とし、鶴沼公園ならびに児童遊園地の新設に五八〇万円、江の島植物園の充実に二二三万円を計上しました。

土木費については、市制施行以来十分な街路建設が行なわれておりませんので、一八一三万円を充て、失業救済事業費中の道路建設の分をあわせると二二〇〇万円以上になります。これによって橋梁五つと都市計画道路の仲通線、一本松通線、吉野通線、村岡線の建設を計画しております。

市政を運転するための費目も増額し、議会費六二六万円、役所費三六二一万円、警察費二〇八一万円、消防費は九八一円で、庁舎建設費には四〇七八万円を計上しております。

歳入面では、地方税法の標準率を基本とし、それを若干内輪に計上いたしました。市税予算額は一億四〇九四万円

を計上し、前年度に比し五二九五万円の増加になります。市債は六七〇〇万円を見込んでおり、この起債は了解済みとは申せませんが、最大の努力を払って実現を期したいと考えております。

二二日の議会では関連議案の説明ののち予算が全員委員会に付託され、愛市クラブの豊田亮太郎議員が委員長に、自由党の尾藤武雄議員が副委員長に互選された。野党の議員が予算特別委員長となったことは、前途の波乱を思わせた。

議員の質問は、市民が国税負担に追われて滞納も相当数にのぼっているのに、市民税の増額分を負担できるのかという点に集中した。定数条例も改正され、市の事務部局の職員は二二五人から二七二人にふえたが、税務関係の増員が二五人に達していた。市民のなかから悪税反対運動がおこる恐れはないかという質問にたいして、市長は「市民の負担過重については十分同情しているが、当市は国が定める標準税率を課税してゆく考えをもっておりますので、当市の市民が相当の摩擦を惹起し市政に重大な影響を及ぼすとは考えておりません」と答弁した。歳出のなかで議員がとくに問題にしたのは、予算の各所に散在する交際費と食糧費とであった。このことは、意地悪く見れば、もっと突っこんで予算を批判する能力が野党に欠けていることをしめしていたとも考えられる。

議会最終日である三月二九日の会議はなかなか開かれなかった。愛市クラブが前夜来予算の修正に大わらわだったのである。午後四時ごろになって予算委員会がようやく開かれると、市長はとくに速記をもとめて「私は議会の意志を尊重してきたが、それを議会は尊重するかどうか。議会は地方自治法にのっとり道理に従って御審議になったと思うがどうか」と所信を述べた。これにたいして佐藤孫八、加藤敬次、鈴木竹次郎



各議員の発言があったのち、重ねて佐藤議員が「議會を侮辱するのも甚だしい」と大声叱咤した。他の議員もこれに応じて議會の問題となった。

つづく本會議では、会期延長ののち、豊田委員長から予算審議にあたって希望意見が付されたことを報告し、ついで加藤議員が修正意見書を動議として提出した。この意見書は、予算案が巧妙に編成されていることは認めるが、市民の血と汗の結晶である税金のことを考え、交際費・食糧費・特別旅費などのうちから約三〇〇万円を節減し、その一部は学校の防火施設、図書費などにふりむけること、また議會交際費は議員報酬に組替えることを要望したものであった。だがこの修正動議には、市長の予算提案権を侵害するのではないかと疑いもあって、議會の混乱はつづいた。けっきょく市当局が意見書の意のあるところを尊重して五〇万円を減額することでありとなった。

これと前後して片瀬海水浴場問題でもめた昭和二三年八月三一日の市議會議事録が紛失していたことが判明して問題となった。速記士が住居の移転の途中で紛失したものであるが、当時の杉山議長と葉山現議長とが要点速記を作成しただけで本議會に報告しなかったことが非難を受けたのである。

シャープ勧告と納税予納公債 おりからシャープ勧告にもとづく地方税法の改正がすすめられていた。シャープ勧告は、ドッジ・ラインの一環として昭和二四年五月に来日したシャープ調査団による税制改革のための勧告で、同年九月に発表された。この勧告は、日本の資本蓄積をすすめるため、高額所得、法人所得への課税を軽減し、大衆課税を強化しようとするものであったが、地方財政については、地方団体の財政上の自主制を確立させて地方自治の強化をはかることをめざしていた。すなわち地方自治体の独立性を増大させ

るために、行政事務を国・府県・市町村のそれぞれによりわけ、その執行に必要な独立財源を保障することを基本的な目標としていた。そして地方行財政は市町村を主体とする。付加税を廃止して独立税によって運営することを原則とし、都道府県は付加価値税、市町村は固定資産税と住民税を税体系の中心におく。配付税に代えて平衡交付金制度を新設し、基準財政需要額にくらべて基準財政収入額の不足する団体に対してはその不足額を交付する。補助金は一部の奨励的なものだけを残し、他は廃止する。地方債は収益部門支出に限定する。国と地方との事務再配分をおこなう。これらの方針が打ち出されていたのである。

シャウプ勧告にもとづく地方税法の改正案は、昭和二五年春に第七国会に提出された。この法案は、道府県・市町村間の税目をつぎのように配分し、従来 of 乱雑な地方税目を整理していた。

一、道府県普通税―付加価値税、入場税、遊興飲食税、自動車税、鉦区税、漁業権税、狩猟者税

二、道府県目的税―水利地益税

三、市町村普通税―市町村民税、固定資産税、自転車税、荷車税、電気ガス税、鉦産税、木材引取税、広告

税、入湯税、接客人税

四、市町村目的税―水利地益税、共同施設税

この税制改革によって地方税は三割ふえ、地方歳入における地方税の比重は三〇%から三九%となったが、その増加分は市町村税にふりむけられ、市町村の収入面での独立性がつよめられた。しかし新地方税法案の住民にあたる負担はきわめて大きかった。とくに高率の比例課税で中小企業に重い負担をかける付加価値税、低額所得者に増税率の高い市町村民税ならびに従来の地租、家屋税の平均三・五倍にも引きあげら

れる固定資産税にたいして、国民の不満や反感がつのった。そのうえ占領軍の威をかりた吉田内閣の強引な態度にたいする反発もからんで、衆議院では野党が総退場して与党だけで可決したが、参議院ではこの法案を審議未了におわらせた。これよりさき、政府は地方税法改正案の成立を見越して旧法による地方税の徴収を停止させていたから、この改正案が不成立におわると、地方自治体の税収はまったくストップした。政府は平衡交付金の先渡しや預金部資金の融通などで地方財政の急場を救わなければならなかった。

藤沢市では当初予算で市税を一億四〇九四万円、そのうち配付税を三四二四万円と見込んでいた。配付税にかわる平衡交付金は五月に九四六万円を受取り、ついで第二回分の前渡しを請求していたが、六月中に数百万円の歳計現金が足りず、銀行から一時借入れをしなければならなかった。

六月一五日の市議会には納税予納公債発行の件が上程された。この公債は六月二〇日から八月二〇日までのあいだに発行し、市民税および固定資産税の納付にあてた場合、五％の報奨金を加算するというもので、市民税・固定資産税のほば半額にあたる五千万円まで発行しうることになっていた。公債とはいってもまったく自発的な応募にまつのではなく、金融機関、支所の吏員、納税嘱託員などの協力を得て個々の世帯の見込み税額をしめして応募のお願いをするという仕組みになっていた。

納税者の便宜と市財政の円滑化をはかるこの公債の発行については、やむを得ないとして異論はなかったが、この地方税法改正案がきわめて苛酷なものであることを考慮して徴税に十分な配慮を払うとともに、予納公債を強制的におしつけることのないよう要望する声が高かった。自由党の杉山清茂議員も農民団体と接触した体験を引きあいにして、地方税法の最高限度を賦課するのではなく、二割、三割を下げて徴収する

ことを望んでいた。九月二五日の市議会で報告されたところでは、予納公債の消化額は一七八万六八五六円で、その報奨金も八九万七八四一円に達した。

藤沢市市税徴収条例の改正 地方税法改正案は、若干の手直しをして昭和二五年七月に開かれた第八国会に再度提出されて可決となり、七月三一日に公布された。<sup>(1)</sup>この手直しは付加価値税の実施延期であった。

(1)なおこれによって藤沢市がこれまで徴収していた各種の市税はこれに吸収されるか廃止された。昭和二四年度の税目は、実に付加税一七税目、独立税一〇税目等にのぼっている。すなわち県税である地租、家屋税、事業税、特別所得税、入場税、酒消費税、電気ガス税、自動車税、軌道税、電話税、電話加入権税、電柱税、不動産取得税、漁業権税、遊興飲食税、木材引取税、狩猟者税にたいする各付加税と独立税の市民税、舟税、自転車税、荷車税、金庫税、と畜税、広告税、接客人税、使用人税、余裕住宅税、扇風機税、犬税、ミンシ税、牛馬税で、このほか目的税として都市計画税があった。

これにもとづいて八月一四日の本会議には藤沢市市税賦課徴収条例が提出された。これは上述した地方税法の定める税目のうち、普通税としては市民税、固定資産税、自転車税、荷車税、電気ガス税、広告税、接客人税の七種を選び、目的税としては塵芥処理共同施設税を課することにした。税率については、伊沢市長の説明によると、一億四千万円の市税をあげるとともに平衡交付金の交付をうけるために地方税法の定める標準税率をとっていた。

市議会では慎重審議のためとくに会期を一週間とするいっぽう、二〇日に公布したいという市長の要望にも添おうと、即日全員委員会にかけて審議をすすめた。一八日の本会議では、渡辺功委員長が審査報告をお

こない、一名の議員の反対があったほかは多数の賛成で原案が承認されたと報告した。そしてこの地方税制の改革は地方財政の独立と地方自治の確立をめざすものであるが、市民税において昨年度の三倍、固定資産税は二・六倍と住民の負担が過重なることを指摘し、つぎの四点を委員会の希望意見として付け加えた。

第一は、農村、中小企業の金づまりの折柄、市長が適正な運用をはかること、第二は徴税吏員を十分に監督して市民とのあいだに摩擦のおこるのを防ぐこと、第三は賦課徴収の方法を市民に周知徹底させて、納得のゆく徴税をおこなうこと、第四に市民の負担を考えて予算執行上極力冗費の節約をはかることであった。

平衡交付金の返還問題 シャップ勧告は、地方税制改革の一環として、地方配付税制度を廃止して、地方財政平衡交付金制度をつくることを勧告していた。これは地方団体の必要な経費額（基準財政需要額）と収入予定額（基準財政収入額）とを見込み、その収入不足額を国庫から交付して、財源の乏しい地方団体でも最低限度の必要行政水準を維持しうることをたてまえたものである。二五年度の地方財政計画では地方交付金六六七億円を廃止するかわりに平衡交付金一〇五〇億円を新設することになっていた。しかし平衡交付金の総額は地方団体の算定した要求額を無視して国の財政の都合で一方的に決められたうえ、必要経費の算定にあたっては、国から義務づけられた事務に要する経費が優先的に取扱われた。そのため、この制度は貧困団体の財政力を十分に補充することができなかったばかりか、地方団体を中央の政策に奉仕させる役割をになうことになった。

なおシャップ勧告は、地方に財源を与えるかわりに国庫補助金の大はば整理を提唱したが、中央各省のつよい抵抗で半分ていどしか実現せず、市町村優先主義にもとづく中央、地方間の行政事務再配分はまったく

実施されなかった。シャープ勧告の意図した地方自治の確立はこうして実現をはばまれ、ドッジ・ラインに沿って大衆課税を強化するだけにおわったのである。

上述のように地方税法の成立がおくれたことは、昭和二五年度の地方団体の財政運営に大きな混乱をもたらしたが、政府はこれを救済するため地方財政平衡交付金一部概算交付法を制定して、地方団体に平衡交付金の一部を概算交付した。ところがその後、政府は平衡交付金の基準を定めて交付額の仮決定をおこない、その決定額がさきの概算交付額よりも少ない場合には、交付金を返還させることにした。神奈川県下の市町村の交付金概算払は合計一〇億二七七万円であったが、仮決定額は五億八一三四万円で、差引四億二一四二万円を返還しなければならなくなったのである。藤沢市も基準財政収入額が基準財政需要額を越えているため平衡交付金は交付されないことになり、既交付分の返還が問題となった。神奈川県下の市町村長会や関東市議会正副議長会などがあわただしく開かれて対策がねられた。

一〇月一九日の市議会では、政府の算定した基準財政需要額が東京に近い藤沢市としてきわめて不十分であるとの見地から政府に平衡交付金の増額をもとめるつぎのような意見書が葉山繁蔵議長から提出され、原案通り可決された。

## 意見書

地方自治体の自主性を強化しその財政を確立する目的のもとに新地方税法並に地方財政平衡交付金法が制定されたのでありますが現下の経済的不況に加え主として新税制成立遅延による徴収の技術的困難等のために予定の税収入の確保が極めて至難と見なければなりません。一方歳出の面においては政府の方針に基づく各種の施策と必要已むを得ない市

地方財政平衡交付金に関する調

経費の種類	財 政 需 要 額			備 考
	平衡交付金規則によるもの	藤沢市の場合	比較増減	
1 警 察 費	19,925,200円	21,823,841円	1,898,641円	
2 消 防 費	12,014,279円	10,013,854円	△2,000,425円	
3 土 木 費	6,005,417円	6,669,976円	664,559円	
4 教 育 費	22,199,772円	22,781,837円	582,065円	
5 厚生労働費	10,377,538円	25,168,129円	14,790,591円	
6 産業経済費	3,898,034円	6,640,601円	2,642,567円	
7 その他行政費	36,158,850円	46,987,574円	10,828,724円	
8 公 債 費	78,145円	78,145円	0	震災による災害復旧費・防空施設費のみ
合 計	110,657,235円	140,063,957円	29,406,722円	

独自の事業実施のため経費は益々増大しつつある現状であります。而してこの難局打開の途は地方財政平衡交付金と起債に期待するの他はないのであります。(中略)

御承知のように本市は京浜地方に直結し発展の途上であり物価指数の如きは東京都に次ぎ大阪、横浜の両市に比肩し高度の行政経費を必要と致しております実情を御賢察の上地方財政平衡交付金の増額方の再検討と起債の枠の拡大方につき特別の御配慮を煩したく地方自治法第九十九条第二項に基づき議会の議決を経て提出する次第であります。

昭和二十五年十月十九日

藤沢市議会議長 葉山繁藏

この平衡交付金については、二六年二月二二日の議会で減額修正された。市当局ではさまざまな折衝を重ねたすえ、神奈川県下では川崎、鎌倉、藤沢の三市については交付の見込みがないと判断し、予算計上額三四二四万円のうち政府から期限付きで返還を命ぜられた既交付分二六四九万円の半額と未交付分とをあわせて二一〇万円を減額したのである。しかし既交付分

の残りの半額については返還の余裕がまったくないので、返納延期か、かわりの融資を要請することになった。そしてこの二一〇〇万円の穴うめには市民税の増収が見込まれたのである。

## 二 藤沢市中央劇場問題

藤沢市中央劇場の設立 財政難打開のため財源を獲得しようとする計画は、競輪場の誘致工作などさまざまな形ですすめられていたが、そのひとつに映画館を増設して入場税収入の増加をはかろうとする計画があった。昭和二四年一月二七日の市議会で、金子四郎議員は藤沢市の入場税収入が平塚市や小田原市のそれにくらべて三分の一にも及ばないことをあげて、映画封切館の誘致運動をおこしたらどうかと意見を述べた。伊沢市長はこれにたいして、実は洋画専門館をつくろうと努力したこともあるが、建設省の建築許可基準が人口五万につき映画館一館となっており、本市では人口八万のところに三館あるので、建築許可の見込みが立たないと答弁した。

ところがその年の秋になると、藤沢東横須賀にある相模運送株式会社所有の元車庫を改装して市有映画館を設立する計画が軌道にのり、一〇月一九日の観光常任委員会、一〇月二五日の全員協議会で相模運送会社とのあいだで仮契約を結ぶことが承認された。翌二五年一月二七日の市議会で藤沢市中央劇場設立条例が上程、可決され、本決まりとなった。

この計画は、相模運送会社から木造平屋建一八九坪、見積価格一〇〇万円の建物にくわえて、改装工事費二五〇万円、施設費三五〇万円、計六〇〇万円の寄付をうけてこれで市有の中央劇場をつくる、そのかわり



にその工事は相模運送会社またはその指定するものに請負わせ、劇場の使用も同様とし、使用料は月額三万円とする、事業開始より満五年たったのちには建物を同社に無償譲渡するというものであった。一見したところ、藤沢市としては一文も金を出さずに月三万円の使用料をあげることができるといふものであった。三月三十一日の本会議では、市長が株式会社藤沢中央劇場の発起人となるために、五〇〇万円の資本金の一割にあたる五〇万円をこれに出資することが可決された。劇場の工事は急速にすすめられ、四月二八日には落成式をあげ、まずワーナーブラザーズの「真夏の曲線美」を上映する運びとなった。ところが、このときにはすでにシャープ勧告によって市税としての入場税付加税が廃止されており、当初の見通しが狂っていた。しかもこのうまい話の内幕もだんだんと暴露された。四月二五日の本会議では、中央劇場の建設費が追加計上されたのからんで大和田議員が、市の劇場とすることで固定資産税を合法的にのされるのではないかと指摘し、市長はこれを認めた。ついで七月二〇日の本会議では、すでに工事費の大半が市から支払われているのに、相模運送からの寄付はまだ一五〇万円足らずで、大半が未収であることが判明して問題となった。藤沢市が相模運送のふんどしですもうをとるところか、相模運送に藤沢市のふんどしですもうをとられたのである。市議会は佐藤議員の動議で交渉委員をつくることを決め、これを運営委員会に一任した。その結果、中央劇場対策委員会がつくられ、青木豊三郎、二見林太郎、山口倉吉、金子四郎、尾藤武雄、葉山又三郎、佐藤孫八、山下正美、飯森春吉の九議員が委員となった。互選で尾藤が委員長、佐藤が副委員長に選ばれ、未納金の納入につとめるとともに市議会の議決が忠実に実行されているかどうかの調査をすすめた。

中央劇場問題の進展 委員会の調査は秘密会としてすすめられ、九月一九日の本会議に尾藤委員長から報

告されたが、そこでは単に寄付金が未納だっただけでなく、市議会の議決と異なった契約がおこなわれていたことが明らかとなった。まずこれを報告書についてみよう。

(上略) 以上の委員会の運営により調査審議致しましたる結果、次の事実がはんめい致しました。まず第一は、本年九月四日未納寄附金が相模運送会社より完納されました。中央劇場建設については工事金その他諸経費を市で支払った総額は、六百五拾七万五百六拾円であります。而して相模運送会社より市に納入致しました寄附金の内訳は本年五月六日に壹百四拾七万壹千円、同年七月二十六日に八拾参万八千円納入致しておりまして残額四百貳拾六万壹千五百六拾五円が未納と相成っていたのであります。(中略) 八月九日相模運送株式会社の楼上に於て中央劇場対策委員会を開催し松田社長、小川専務の出席を求めました。この席上、松田、小川両氏に対し本誓約書中にある二十五年年度中に寄附を納入さすと云うことは議会の関知せざることであり市民の意志に非らざることを強調すると共に各委員夫々立上つて一時も早く寄附金を納入して市民の要望にこたえられたしと熱心に督促致しました。

第二の点は登記完了の点であります。対策委員会におきまして調査審議中本年一月二十七日寄附採納の議決をして居ります相模運送株式会社所有の一八九坪の建物がまだ所有権移転の登記をして居ないことが分りました。調査によれば長期間に亘つて所有権移転の登記をせなかつたことは、全く執行機関の懈怠によるものであることが分りました。委員会と致しましては速かに登記をする様再三勧告致しました。その結果本年八月三十日を以て所有権取得の登記を完了致しました。

第三の点は相模運送会社と藤沢中央劇場との間に締結せる契約書の点であります。対策委員会に於て調査中この契約が締結せられて居る事実を発見致しました。それは本年五月一日附を以て両会社間に契約が出来、本年八月一日に松田社長より伊沢市長宛の通知書が発送せられて居ります。この契約書の全文は次の通りであります。

契 約 書

相模運送株式会社を甲、株式会社中央劇場を乙として甲の昭和二十五年三月藤沢市との間に締結せる劇場委託契約の一切を乙が承継するにつき左記条項に依り契約を締結する。

一、甲は藤沢市と契約せる権利義務の一切を乙に譲渡し乙は之を承継す。

二、甲はその藤沢市に寄附せる建物に借地権等を乙と協議の上価格決定し乙は昭和二十五年五月末日までに右代金を甲に支払うものとする。

三、甲が既に行いたる藤沢市への寄附金は全額乙に於て之を負担し甲に返却する。

本契約を証する為正副式通を作成し甲乙各自普通を所有するものとする。

昭和二十五年五月一日

相模運送株式会社取締役社長 松田秀一

株式会社藤沢中央劇場専務取締役 小川 赴

委員会はこの契約のことは本市と権利義務の關係に於て重要でありますので、契約内容を調査するため松田社長並に小川専務について証言を聴取し、一方伊沢市長にこの通知書については民法上速かに処置を取る必要があるが市長のお考えはどうかと説明を求めた処、市長はこの契約書は五年後の期待権を意味するものであるから承認したいと思いますとの説明がありました。本委員会は五年後の期待権云々という事項が契約書に明記されていない以上、相模運送株式会社が既に本市に寄附した建物を譲渡するという事は所有権の帰属で疑義を生ずるから認めることは出来ぬとの結論を得ましたので委員会として寄附対象の建物の譲渡の契約は破棄するよう小川専務を通じて両会社側へ申入れると共に伊沢市長に対しても速かに会社側へ交渉して善処されたいと勧告致しました。」

第一点でふれているように、伊沢市長と相模運送社長松田秀一とのあいだの契約書には、市長が全員委員会で承認を得た仮契約書にない二項がつけ加わっていた。すなわち第三項但し書の「乙（相模運送）は右の

金額を甲（藤沢市）に昭和二十五年年度までに納入するものとする」と、第六項の「乙の指定する委託経営者株式会社藤沢中央劇場と本市間に結ぶ委託契約についての契約は別に行う」という二項で、これらの点について議会はつんばさじきにおかれたのである。しかも主管の三室観光課長、豊島観光係長は当然市議会に提案して議会の決定を経る必要があるとしてこれを起案、稟議したが、市長はこれを必要なしとしりぞけ、また三月中旬の中央劇場設立の発起人会でこの契約書がしめされたときも、伊沢市長、葉山議長、池田観光常任委員長が出席して、このことを知っていたことがわかった。委員会はこれらの事実から「市長は一月二十七日の議会の議決の精神に反して相模運送株式会社と契約を締結したもの」との結論をくだしたのである。

相模運送のがわでは、こうした契約を当然のことと考えていた。松田社長は委員会での証言で「映画館を建てるには少くとも一千万円の金がかかるが、会社にはその金がないので中央劇場株式会社を設立してまず五百万円を保有し、それで一先づ劇場だけの経営はやって行く。あとの五百万円くらいかかる改装費は市で融通してもらって建築し、会社としては二十五年途中で寄附するという計画で話ができたのです。誰が建物は寄附する、使用料は毎月払うという者があるでしょうか、この三万円の使用料というのは、立替工事金の利子のつもりで出しているのです」と述べていた。

議員のあいだからは、一興業会社のために数百万円の金を一年間にわたって立替払いしようとしたことについて伊沢市長を攻撃する声があがったが、伊沢市長の答弁は「議会の議決は参謀本部の作戦命令のようなもので、敵の情勢が変化すればいろいろと手段を変更して目的を達しなければならぬ。当初計画してから以後、昭和二五年二月に個人でも自由に劇場建設ができるという情勢になるなどの変化があったので、当初

の作戦命令とは多少ちがったかも知れぬが、市の繁栄に寄与することができたと考えております」という趣旨のものであった。この答弁は議会の審議権、とりわけ前年末に成立した「議会の議決に付すべき財産營造物又は議会の議決に付すべき契約に関する条例」で保証されている金銭契約に関する議決権を無視したものであった。野党はさらに追及したが、効果はなかった。

第三点でとりあげられた相模運送と中央劇場とのあいだの契約書についても、市長からの明確な答弁は得られないままにおわった。

この議会の会期は当初一週間とされたが、途中で一ヵ月と大はばに延長され、九月十九日、二五日、一〇月一九日、二一日、二三日、二四日と審議がつづけられ、中央劇場問題にからんでいくつかの事件がおこった。

葉山又三郎議員の急死と二つの懲罰事件 一〇月二一日の午後三時には葉山又三郎議員が脳溢血のために議場で倒れ、午後六時に逝去した。享年四一歳であった。葉山議員は戦後は共産党の市議として活躍してきたが、この年六月に地区委員会内のいわゆる分派主義者の処分に対抗して共産党から除名されていた。

また懲罰事件も再度にわたっておこった。最初のそれは、清水議員にかんするものであった。九月十九日の市議会で、清水議員は前回の市議会で相模運送と藤沢市との契約書に寄付金は昭和二五年度末までに納入するとの一項があり議会でもこれを議決していると述べたことは錯覚によるものであると取消した。ところがその際に観光常任委員会でも右の発言は事実無根で虚偽であったと取消しよう強要されたと述べて観先委員の反撃をうけ、飯森議員から懲罰の動議が出され、採決の結果、賛成二一、反対八、白票一で懲罰委員

会に付されることとなった。懲罰委員には選挙で田中、二見、佐藤、金子、尾藤、杉山、飯森、高山、山下の九議員が選出された。一〇月一九日の議会では、尾藤懲罰委員長から出席停止五日の懲罰を科したいとの報告があり、これが賛成二三、反対五、無効一で決定された。

一〇月二四日の市議会では、佐藤議員が懲罰に付せられた。観光常任委員会ならびに九月二五日の議会でモータープールの経営委託にかんして池田観光常任委員長が利権漁りをしていると事実無根の非難をしたことについて、池田議員が陳謝と議会の処分を要求して、田辺議員も同様の要求をおこなった。佐藤議員は問題の発言を取消して陳謝したが、田辺議員から懲罰動議が出され、賛成一九、反対八、無効一で可決され、懲罰委員会が成立した。

ところが議会の会期はこの日一日だけで、翌一〇月二五日には一〇月定例会が招集されており、中央劇場問題もまだ残っていた。懲罰委員会は議場での陳謝と決定したが、佐藤議員や旧紫風会の議員らはすでに退席しており、佐藤議員は議長からの電話にたいしても持病の狭心症がおこっているとして出席をこたわった。そこで葉山議長はつぎの議会で陳謝させることにして、これを議決した。

この問題は、佐藤議員の欠席のため翌二六年一月二九日の市議会に持越されたが、このときになると佐藤議員は地方自治法に「現会期中の非行に対しては次の議会において懲罰を科することはできない」とあるのを根拠として陳謝をこぼんだ。懲罰委員長であった尾藤議員らも、陳謝させることはできないとの解釈をとったため、けっきょく陳謝はうやむやになった。

### 第三節 都市施設の整備

#### 一 市制一〇周年と市庁舎の新築

市制一〇周年 昭和二五年一〇月一日には、藤沢市は市制施行一〇周年を迎えた。この一〇年間に、藤沢市の市域は当初の二六・四三平方キロメートルから、昭和一六年六月一日の鎌倉郡村岡村合併（拡張面積四・二九平方キロ）、一七年三月一日の高座郡六会村合併（拡張面積一四・四三平方キロ）、二二年四月一日の鎌倉郡片瀬町合併（拡張面積三・〇六平方キロ）によって四八・二一平方キロメートルと倍近くにふえていた。国勢調査による市内の人口は、昭和一五年（一〇月一日現在、以下同じ）三万六七六九人から二二年の七万八七五九人をへて、二五年の八万四五八一人へと二倍半近くに増加していた。

五月一二日の全員協議会では市制十周年記念事業計画特別委員会の設置が決定されて、一五議員が委員となり、互選で委員長には小出春之議員、副委員長には高山仙一郎議員が就任した。七月二〇日の市議会では小出委員長から記念事業計画が報告、可決された。その内容は、市庁舎建設、綜合病院建設、中央公民館の設置と図書館の併設、町名番地の改正、記念植樹、伊勢山公園の整備、鶴沼小公園の開設、辻堂支所の設置、道しるべの建設などであった。

記念行事としては一〇月一日から八日までにわたって、記念式典、駅伝競走、旗行列、体育祭などが挙

されたほか、市歌、市章、市制振興論文の募集と入選発表とがおこなわれた。市歌の応募は五二三点で鈴木政輝（美術家）の作詞が一等に入選、市章は一八五三点のなかから宇津木松二（公務員）の作品が入選し、九月二五日の市議会で市歌、市章として制定することが議決された。市勢振興論文は二七点のうち藤沢小学校長秦野金造の論文と東京理科大学教授竹田政民の論文とが準一等となった。

昭和二五年といえば、池田蔵相が一二月にも「貧乏人は麦を食え」と放言して問題となったように、失業者は街にあふれ、生活難はきびしく、また七月にはじまった朝鮮戦争が大戦の戦禍からまだ癒えぬ国民の不安をたかめていた。だが他方では、米以外の主食や綿製品など重要物資の統制が撤廃され、物資が出回りはじめた年でもあった。市制一〇周年を記念する一〇月二一日付の『広報ふじさわ』第一七号は、この時点で藤沢市の設計図をつぎのようにえがいている。

「藤沢市の設計案を南から見てみましょう。

松林と砂丘の片瀬、鶴沼、辻堂海浜、この海浜を東から西へのびる神奈川県御自慢の湘南ドライブウエーは……エキソチックな魅力を生じ、……この片瀬、鶴沼の海岸を東洋のマイアミとする藤沢の夢がここから生れました。その第一期として鶴沼シーサイド・パークの計画が本年から始まりました。この海浜公園に一連のつながりをもつものに、藤沢市が誇り又神奈川県が誇るものが二つ完成されつつあります。

その一つは市営片瀬自動車駐車場です。……もう一つは市営江の島植物園です。……

次は藤沢市の中央部に目を転じると、旧東海道宿駅の藤沢宿を中心とした市街地で、中央が商業地帯、南と北の端が教育地帯、そして東と西に工業地帯と、実に理想的な形態を整えて居ります。藤沢駅の東側若尾山を中心として目下建設中の鉄筋コンクリート三階建の市役所新庁舎、税務署、電話局、簡易裁判所、郵便局等々、官公街の建設は完



成に近づいています。そして今年から建設に着手する藤沢駅舎の建設、この計画は小田急及び江の島鎌倉観光電車の乗り入れを実現し、ニュース劇場、デパートの併設による近代的駅舎であつて、駅周辺広場の整備と共に実現を期しております。

学校設備は本年が総仕上げの年であり、大学より小学校に至るまで官公私立の学校は二十九校を数え、文教地区としても誠に恵まれた街であります。授産所は本年五月に完成し、これに附属する保育所も近く着工致します。

北部に目を転ずると、ここは相模平野の南端であり、純然たる農作地は藤沢市の穀倉であり、又この地帯から毎日十七石のおいしい新鮮な牛乳を皆様へ供給しております。

さて最後の東部と西部においては、工業地帯として、観光都市に一段の強じん性を加え、異彩を放っております。」

**市庁舎の建設** 市制一〇周年の最大の記念事業は市役所新庁舎の建設であつた。この事業は昭和二十四年二月二二日の市議会で議員中から提案されたもので、青木保二郎議員がその理由をつぎのように説明している。

「現在の藤沢市役所庁舎は藤沢町役場時代の建物にして、その建設は大正五年三月の建築にかかり、今日を去ること、実に三十有余年を経過致しております。当時の戸数は二千五百戸、人口におきましては一万七千人余でありました。その後藤沢町はますます発展をいたしまして昭和十五年十月に単独市制を施行し、昭和十六年六月に村岡村を合併し、翌十七年三月には六会を合併し、更に二十二年四月におきましては片瀬町を合併し、全国にもその類例を見ない程の大発展を遂げ、人口八万三千を数える都市に相成つたのであります。然るところ各位も御承知の通り市民が市役所に参りましても充分に腰を落付けて話す事も出来ず、市長さんに面会するにも場所もない。又小人数の会議等にも一々他の建物を借用しなければならぬ状態であります。かくの如き状態では一日も等閑に出来ない問題

であります。幸い本市におきましては昨年通称若尾山に新庁舎の建設予定地を定めて各位の御賛成を戴き、藤沢市の表徴としての新庁舎を建設したく本市の繁栄を期する為に提案した次第であります。尚これに必要な建設資金及設計等につきましては、議員は勿論市民と共に積極的に努力することとし、その方法等を市長に一任したいと斯様に存する次第であります。」

この提案は、翌二五年に市制施行一〇周年を迎えることから、また若尾山を官庁街とすることは片瀬合併のさいの非公式の口約であったことから、議会の賛同を得た。伊沢市長も「六三制の中学校建設が当面に課せられた問題であると考えていたが、明治中学も建設され第一中学も完成の域に達し、片瀬中学も難関であった土地及び建物の取得をいたしましたので、つぎは市役所庁舎の建設をしなければならぬと深く考えておった次第であります」と答え、議員・市民の協力をのぞんだ。

五月二七日の全員協議会では、市庁舎建設に市民の協力をもとめるため、藤沢市新庁舎建設委員会規程が了承された。八月には葉山議長を委員長、青木（保）議員、小山正光助役、中村豊雄商工会議所会頭を委員長として同委員会が発足し、議員はすべて常任委員となった。形式的には民主的だが、実際は責任の所在を不明確にするという批判もあった。

一〇月三十一日の市議会では、市庁舎新築の件と建設費継続支出の件とが議決された。新庁舎は鉄筋コンクリート三階建庁舎で、消防署庁舎を併設し、建坪は延べ一二〇六坪、付属建物二棟、その建坪が延べ一四〇坪とされた。建設費は総額四八〇〇万円、二四年度に一千万円、二五年度に三八〇〇万円を支出し、その財源は九九％まで起債に仰ぐことになっていた。この件については、一二月一九日付で建設省から建設許可

があり、鋼材・セメント等の資材の割当を受けることになった。

昭和二五年三月二六日の市議会には、市庁舎建設工事請負入札の件が上程され、競争入札に参加させる業者の選定が問題となった。入札希望者は三六社で、うち市内業者は三社だけであったが、市内の土木建築業者二〇名は一八日に藤沢市建設業組合の発会式をあげていた。市庁舎建設委員会小委員会では、不正工事や談合に警戒が必要だとする声が高く、そこできまった原案は、鹿島建設、竹中工務店など中央大手の会社一社を選んでいく。この原案が提出されると、鈴木竹次郎、山下正美、尾藤武雄の各議員は地元にも相当の業者があるのに他市の業者しか指名していないのは遺憾であるとして、業者を追加指名するよう要望した。

その間に、市内にある飛鳥、須藤、桑島の三社をも入札に参加させよという藤沢市建設業組合の鈴木清五郎ら一九名の陳情書も提出された。だが市長は、この陳情書の署名を取消す者も相ついで現われているとし、小委員会の意志を尊重して追加しないという態度をとった。そこで休憩を重ねて話しあつたすえ、下請などで市庁舎工事をできるだけ市内業者にも還元してもらおうという希望意見を含みに、原案通り可決となった。

入札は四月一〇日に済美館で公開で行なわれた。「まず入札をして厳封のまま予算立会人が別室で予算の金額を協議決定し、それから入札を開票、予算に近いものを落札者と決定した。」「こんなに厳正に行われた入札は珍らしいと関係者は威張っている。」「『湘南新聞』昭25・4・25」。落札したのは株式会社間組で、落札金額は二七七七万円であった。

市庁舎の電気工事については、横浜市の共栄社が三三〇万円で落札し、水道衛生工事については朝日工業が二〇九万円で落札した。備品供給については三越本店等五社に指名競争入札をおこなわせた。これらの落

札者との契約はいずれも市議会の同意を得て締結された。

建築工事が本格的に進行しはじめた二五年の夏には、朝鮮戦争のために建築資材は法外な値上りをしめたが、建設委員らの意見もあって鋼材・セメント等を早期調達したため、工事は順調にすすんだ。昭和二六年一月二六日の市議会には、市庁舎工事請負業者が予定通り工事を完了したときには、間組に三百万円、共栄社に三十万円、朝日工業社に二十万円の報償金を交付するとの議案が提案された。物資の値上りにもかかわらず期限内に満足すべき工事を竣工させたことにたいする報償として考えられたもので、原案通り可決された。工費は報償金を加えて合計六〇五九万円であった（『湘南新聞』昭和・三・二五）。

新庁舎は三月一〇日に仮引渡しがおこなわれた。三月二〇日からの予算市議会は新庁舎内の議場で開かれ、市役所も四月一六日から新庁舎で事務を執りはじめる運びとなった。

駿河銀行の市金庫指定 昭和二五年二月には、市庁舎新築ともからんで、駿河銀行があらたに市金庫に加えられた。従来、市金庫としては横浜興信銀行（現横浜銀行）一行だけが指定されたが、昭和二四年四月二二日の市議会には、駿河銀行藤沢支店長から同行とのあいだに市金庫契約を結ばれたいとの請願が出された。紹介議員の青木豊三郎議員は、駿河銀行としては平素お世話になっている藤沢市に協力するためにも市金庫となることを望んでおり、当市としても予算の膨張と関連して金融が窮屈となるのを防ぐためにこの件を検討したいと述べた。

この件は財政常任委員会に付託され、八月三〇日の市議会に金子四郎委員長から、鎌倉、平塚、小田原、茅ヶ崎の四市を調査したがさきまで、出席委員七名中延期説をふくめて三名の反対があったが、請願を採

扱したと報告した。延期説の葉山又三郎委員は、少数意見として、この問題は町時代からの懸案であるが、市金庫をとくに二行とする必要はなく、現在の取扱銀行で市政に支障を来たしたこともないから、慎重に取扱う必要がある、ただ庁舎建設などで財政支出が増大し駿河銀行の協力がぜひとも必要だと市民が納得した場合には、二行とすることに反対はしないと述べた。

市庁舎建設が軌道に乗った二五年二月二八日の市議会では、藤沢市の金庫事務を、従来の横浜興信銀行に加えて駿河銀行にも取扱わせることとする藤沢市金庫条例が提出可決された。

市庁舎建設費は、一千万円の大蔵省預金部からの借入起債のほかはほとんど両銀行からの借入金で賄われた。すなわち三月に横浜興信銀行から一千万円、八月に駿河銀行から一千万円、二六年一月には両行から一千万円ずつ、二月には横浜興信銀行その他から一千万円、さらに八月には市庁舎暖房建設費として九百万円の借入れが市議会で承認された。いずれも利率は日歩二銭五厘である。

大蔵省預金部からの借入れ起債は一〇年間、横浜興信、駿河両銀行からの借入れ金は五年間で返済することになってしたが、市の財政には少なからぬ負担となった。

公民館の設置と図書館の移転 市役所新庁舎が若尾山の大道東一八番地の五に新築されて、二六年四月に市役所がこれに移転するのにもない、藤沢二〇二〇（御殿辺）にあった旧市庁舎の転用が問題となった。だがこれについては、早くから公民館と図書館に利用するという案が有力であった。二六年三月三〇日の市議会では、旧市庁舎を転用して公民館を設置するとの議案と、西富にある藤沢市図書館を旧市庁舎に移転するとの議案とが、両者とも異議なく可決された。

図書館については、すでに二五年九月一九日の市議会で、この年四月に公布された図書館法にもとづいて藤沢市図書館条例と藤沢市図書館協議会条例とが可決されていた。その審議のさいにも、杉山清茂議員から、利用は活発なのに蔵書が貧弱で施設もうす暗いので、市庁舎竣工の節は旧庁舎に移るなど、建物、図書等の充実に配慮されたいとの要望が出ていた。

図書館は二六年六月一日に移転したが、その後も旧市庁舎の改築工事がすすめられ、一月三日に公民館と図書館との開館披露式がおこなわれた。二月一七日の市議会で社会教育法施行条例を改正して公民館に館長以下の職員と公民館運営審議会をおくことをきめ、公民館使用条例も定められた。

## 二 江の島観光施設の整備と事業誘致

江の島観光施設の整備 昭和二四年の春には、神奈川県の事業として前年一〇月から着工されていた幅四メートル、長さ四〇八メートルの江の島栈橋が竣工した。栈橋で、橋脚だけはコンクリート造りとなった。橋名は公募によって江の島弁天橋と名付けられた。四月二五日には竣工式が挙行され、これを皮切りに「麗姿江の島青春祭」の行事が一〇日間にわたってつづき、片瀬江の島一帯は入出でにぎわった。

これとやらんで市営江の島植物園の開設もすんだ。昭和二三年一月二〇日の市議会で、江の島神社の中津宮の上にある三千余坪の土地とこれに付属する植物類を、所有者の第一生命相互保険会社から八〇万円で購入することが可決された。この土地は明治一〇年代に英人のサミュエル・コッキングが当時の金で二百万円を投じてフランス風の庭園を造り各種の熱帯植物を移植したところで、その後は荒れはてていたが、

これを遊園地とするために買収したのである。

二四年にはいると、二月二二日の市議会に江の島海洋博物館建設同盟の飛嶋繁ほか二名から江の島遊園地開設の請願が出され、観光常任委員会で採択となった。五月二七日の市議会では、さきの土地に隣接する江の島神社の所有地約二千坪を、遊園地として年額一万円で借受ける契約が承認された。一〇月三十一日の市議会では、江の島植物園設置及び使用料条例が成立し、一月から開園の運びとなった。しかし、まだ設備は不十分で、『藤沢市弘報』に各家庭で不用の鳥獣類譲渡のお願いを出す有様で、議会内にも大人一〇円、子供五円の入園料は高すぎるとの声があった。二五年度に上述の江の島植物園費二二万円が計上されてようやく設備がととのったのである。

片瀬川畔の乃木將軍の銅像があった広場にモータープールを建設することも、おなじく二三年一二月二〇日の市議会で可決され、そのために一〇〇万円が計上された。モータープールは用地の問題で手間どり二四年の暮れに起工式をあげたが、その後も請負人である佐々木組の工事がすすまず、期限をすぎても、整地ができあがらず、二五年三月の議会で問題となったことは上述の通りである。四月に整地がすんで五月から仮営業がはじまり、七月には六万円、八月には七万円をこえる料金収入があったが、二五年末を期限とする付属建物の建設は翌二六年の四月になってもまだ完成しなかった。四月一〇日の市議会には、ちょうど一年前と同じく、明治中学校の増築工事を落札した佐々木組との契約締結の件がかけられ、佐藤孫八・二見林太郎議員らは、モータープール工事を引き合いにつよく反対したが、けっきょく可決された。

昭和二六年の三月には、江の島植物園のわきに江の島鎌倉観光株式会社の手で作られていた江の島平和塔

が竣工した。この建設申請は二四年秋に県会に出願され、藤沢市議会の観光常任委員会も、植物園を阻害しない範囲でなら承認すると決め、年末に許可をえていたのである。翌二五年には江の島住民の反対運動が活発となり、宇佐美耕造ほか一八五名の住民は風致を害するとして、内山神奈川県知事ならびに市議会に平和塔建築の反対を陳情した。他方、江の島通り観光会や江の島旅館組合の有志は逆に建設促進を陳情した。

六月になると、平和塔建設が天然記念物保存のうえから文部省ならびに関係方面に難色があるので、許可を容易にするため塔上に航空標識を設置することとし、その許可申請を市当局からおこなってもらいたいと江の島鎌倉観光株式会社から観光常任委員会に要請があり、観光委もこれを承認した。こうした経緯をへて、二六年三月には江の島平和塔が完成した。なおこの間に片瀬海岸から江の島にかけてケーブルカーを設置しようとする計画もいくどか試みられたが、実現はしなかった。

江の島平和塔の竣工と並行して、市議会にも市営の江の島植物園ならびにモータープールの経営を民間に委託して収支のアンバランスを防ごうという意見がおこった。二六年二月二二日の市議会には、観光常任委員である池田三郎ら九議員から、市営の江の島植物園の経営を一定の条件により江の島鎌倉観光株式会社に委託するとの議案が出され、特別委員会に付託された。市当局の調査では、植物園の施設費は土地購入費をふくめて約四百万円、人件費・経常費が百万円で、収入のほうは二四年一月から二六年一月末までで五五万円であった。

特別委員会では経営委託を仮決定して江の島鎌倉観光と交渉のうえ、経営委託の期間は昭和三三年度末まで、委託納付金は三年間は年額一五〇万円、施設にあたっては市と協議し施設分は市に寄付するとの契約条



件で合意が成立した。三月二〇日の市議会では杉山委員長からこの条件で同社に委託経営させることが妥当であるとの報告があつて、異議なく承認され、三〇日の議会ではこの線にそつて改正された設置及び使用条例が成立した。

ついで四月二六日の市議会では、藤沢市片瀬自動車駐車場設置及使用条例が審議された。この案はモータープールを五月一日から三年間、江の島鎌倉観光株式会社の使用させ、使用料として年額六〇万円を納付させるというものであつた。市長は、この事業は外国婦人をも接遇するデリケートな接客事業であり、県の示唆もあつて委託経営とした、観光常任委員会には藤沢市観光協会に委託経営させるのがよいとの意見もあつたが、運営にあつて観光協会と会社が協力し、会社からは年額一〇万円を観光協会に支払う、ただしこの一〇万円は市への納付金をふやして、その分だけ市から協会に補助するという形式とした、これに投下した資本は合計三二一万円、そのうち五〇万円は県からの補助である、との趣旨を述べて可決された。

昭和二五年の一二月には、神奈川県の手で江の島弁天橋、腰越津間のドライブウェイの起工式があげられた。内山知事はかねてから観光事業に関心を寄せ、昭和二五年度には湘南観光道路の建設事業にのりだそうとしていた。この道路は、その計画の一部をなし、辻堂、鵜沼から片瀬にいたる湘南遊歩道をさらに鎌倉、逗子へつなげようとするもので、延長二八〇メートル、総工費一四〇万円で二カ年計画となつていた。

江の島栈橋の竣工を間近にひかえた昭和二四年二月二二日の市議会では、片瀬材木事件がふたたび問題となつた。すなわち上述のように片瀬材木問題の解決にあつて当時の飛嶋繁市長が木材八百石を江の島栈橋の工事に寄付すると約束したのに、その約束がまだ実行されていないのではないか、という質問がでたので

ある。藤沢市長は、材木の寄付は飛島組と県とのあいだの関係で、市がとりあげる筋合いではないと答えたが、棧橋の工事を請負った藤沢土建株式会社の社長である青木（保）議員は、飛島組からの材木はまだ来ていないと言明した。約束の材木はけっきょく棧橋工事には間にあわず、飛島組は材木のかわりに一〇万円を県に寄付することだけでけりをつけた。一〇万円では安すぎるとの声もあった。

ところがその年の夏になると、終戦直後のどきどきに軍から払下げた物資の代金支払の問題がおこった。六月二七日の市議会では、元片瀬町に払下げられた材木代金を大蔵省から支払請求されていることが問題となった。飛島組の材木寄付の約束のことがむしかえされたが、民自党がわでは、飛嶋前市長が棧橋建設に八百石の材木を寄付するといっていたのは前々からのことで、材木問題を解決するための条件として提示したのではないと主張し、これは問題解決の条件であって飛島組には履行の義務があるとする共産党の葉山・大和田議員と対立した。

問題の材木の代金は、二六〇〇石、石当たり二〇円、計五万二千元というきわめて安い値段で、財政委員会では飛島組から二二五二石分の四万五〇四〇円、県藤沢土木出張所から三四八石分六九六〇円を納付させる方針をきめていた。したがって問題は、代金を誰が支払うかということではなくて、市が支払うことの意味をどう解釈するかにあった。この問題は一〇月二七日の全員協議会でとりあげられたが、論議が尽きず、一〇月三十一日の市議会に移された。民自党がわではただちに採決を主張したのに対し、葉山又三郎議員は、民自党のいうように元片瀬町が無償無条件で飛島組に譲渡したというのなら、藤沢市として支払う義務はないが、自分は一定の条件で譲渡し、それにもとづいて先年に政治的解決をみたものと考えから、伊

沢市長が誠意をもって問題の解決にあたることを条件として賛成したいと論じた。両者の見解に違いがあったが、材木代金を藤沢市で支払うことは可決された。

市機構の整備と保育所等の新設 昭和二五年五月には地方自治法の第三次改正が公布された。これは、直接請求の手續を整備し、議会の権限を拡充し、市の議会にも条例の定めるところにより事務局をおきうることにしたのである。

九月一九日の市議会では藤沢市公告式条例が可決成立した。これは地方自治法第一六条の改正にともなうもので、条例の公布にあたって市長が署名することを明示し、施行期日は特に定めるものの他は公布の日から七日をもって施行するとあったのを、公布の日から起算して一〇日を経過した日から施行するとしたものであった。

一二月二五日の市議会では、藤沢市議会議務局設置条例が可決成立した。従来の議会の事務部局が議長決裁の規程で運営されていたのを改めて条例で定めたのであるが、四条だけの簡単なものであった。職員定数はさる一〇月の定数条例の改正で書記長及び書記四人が六人になり、その他の職員二人で、小野治三郎書記長はこれによって事務局長となった。

二六年三月の予算市議会では、市の機構変更にかんする一連の条例が成立した。昭和二二年七月公布の藤沢市役所事務分掌条例にかわる藤沢市部課設置条例は、従来の総務・民生の二部制を改め、三部一室制とした。その構成はつぎの通りである。

総務部 秘書課、財政課、税務課、統計広報課、戸籍課

民生部 教育課、厚生課、衛生課、商工課、観光課、農産課

建設部 計画課、土木課、建築課

収入役室 会計課

辻堂支所の設置ならびに一〇六坪余の新庁舎の建設も可決された。所管区域は辻堂・稲荷・大庭・羽鳥であった。これによって市役所の支所は六会・片瀬・辻堂の三ヵ所となった。二四年一〇月の市議会での辻堂支所設置請願の審議にあたっては戸籍事務も取扱ってほしいとの要望があり、辻堂支所も片瀬支所と同じく戸籍事務を扱うことになった。

藤沢市職員定数条例も改正された。おもな変化は、藤沢高校の県立移管にともなう教育職員の八九人から五〇人への減と、市長事務部局職員の二八七人から三二一人への増と、常設消防分署の設定にともなう消防職員の三三人から五一人への増とであった。他方、消防団の定員は五二人から四八一人に減らされた。

また二五年一二月に地方公務員法が制定され、地方公務員の政治活動・労働運動などに制限が加えられたのに対応して、藤沢市職員の服務に関する条例、職員の職務に専念する義務の特例に関する条例、職員団体の業務にもっぱら従事する職員に関する条例、職員団体の登録に関する条例、職員団体の行なう交渉に関する条例が設定された。

公民館の設置・図書館の移転については上述したが、三月の予算市議会では保育所ならびに海外引揚者住宅に関する一連の条例が成立した。保育所は、授産所のある片瀬中学の隣地に建設され、藤沢市保育園と命名されて近く開所することになっていた。保育料は月二五〇円で減免措置も規定されていた。海外引揚者住

宅は鶴沼下鰯に五棟一〇戸建設され、同使用条例によって運営され、一戸一坪で使用料は月六〇〇円であった。

市民病院については昭和二三年度以来建設計画があり、二五年一二月二日の市議会では、その用地として江の島県道に沿う鶴沼中藤ヶ谷の土地三五七八坪を取得することが可決された。買収価格は一二〇万円であった。

なお二五年度を通じて問題となった塵芥焼却所は敷地買収まで至らずにおわった。この件については、七月二〇日の市議会に塵芥焼却所敷地として競技場の下にあたる日本錬鋼株式会社の一部一五五六坪を四九万七九二〇円で買収する案が提出されたが、地元市民の反対運動から、さらに検討の余地があるとされ、厚生常任委員会に付託された。同委員会では地元の反対者と懇談したが了解を得られず、鈴木竹次郎、尾島留吉、青木保二郎の三議員に仲介を依頼したが解決にいたらなかった。委員会では一二月七日に塵芥焼却所建設にあたっては付近住民の意志を十分尊重するよう申添えたうえで右の敷地を適當の地として決定することに一致し、反対陳情者にもその旨文書で回答することとなったが、なおも円満解決の見地から本会議への報告を延期することになったま年度末を迎えたのである。

財政難打開のための事業誘致計画 この時期の財政難を打開するために藤沢市でくだてた事業誘致計画には、競輪場設置運動、警察予備隊病院招致運動、工場誘致のための特別措置の三つがある。

自転車競技法は昭和二三年八月に公布され、戦災都市にたいして競輪事業の開催が認められたが、一〇月三〇日の市議会ではさっそく自転車競技場促進委員会を発足させ、小山議員を委員長に選出して活動をはじ

めた。翌二四年四月には川崎競輪が、八月には小田原競輪が発足したが、県議でもある鈴木委員の見通しでは県下でももう一、二箇所は許可になるだろうから、横須賀、鎌倉、平塚、茅ヶ崎の中央にある藤沢も可能性があるとのことで、藤沢土地運営会社所有のゴルフ場跡を候補地に運動をすすめた。しかしこの候補地は藤嶺学園の買収申入れがあったため、これを日本精工工場内の空地に切りかえ、二五年のはじめには鎌倉、茅ヶ崎にも共催を呼びかけるなどの努力をはらったが、実現しなかった。二五年三月には神奈川県が鶴見花月園を買収し、資本金二千万円の神奈川競輪株式会社をつくって競輪場の建設にあたらせることになり、藤沢市も株式三千株を買入れ、伊沢市長も発起人に加わった。ついで六月には平塚市にたいして競輪場の設置が許可され、県知事からは平塚二、鎌倉・藤沢各一の割合で協議のうえ開催するようにとの指示があった。しかし地方自治庁で非戦災都市の競輪開催を認めないこともあって、同年度中には、実現の運びとならなかった。

昭和二六年二月二二日の市議会には、「市勢発展のため臨時措置をなすについて」という議案が上程された。これは警察予備隊の病院とこれに付属する学校を誘致するためのもので、そのために必要な場合には市長につきの措置をとることを認めたものであった。すなわち国のための土地その他の物件の取得、市の施設の移転または譲渡、市以外の国の権利に関する補償については、国が負担を約束することを条件に、必要の経費を市の予算内を経由させることを認めるものである。

開会に先立って開かれた全員協議会で市長が説明したところでは、前日警察予備隊本部の次長と医務局長とが藤沢土地運営会社所有のゴルフ場跡五万坪余を实地検分に来て、市長の案内で現地を視察したのち、広

さも十分であるが問題は水道とガスだといっており、大変有望らしい、病院は市民にも開放されるうえ、本市とりわけややもすればさびれはしないかと案じられる本町方面の発展に寄与するので、誘致に必要な措置をとりたいということであった。この土地には、市の総合グラウンドに予定されている場所、開拓農民の入植地、それに藤嶺学園の学校用敷地が含まれているので、これらに適切な処置を講ずることが要望された。つぎの三月五日の市議会のまえに開かれた全員協議会では、伊沢市長から、藤沢ゴルフ場跡は警察予備隊病院の候補地ではあるが、東京のある場所、千葉県のある稲毛につづく第三の候補地であると報告があり、誘致運動を積極的にすすめるよう話し合われた。この件については、大和田議員がそのため藤沢市が戦禍にさらされる危険はないか、とくに学校があることが危険だと質問したが、市長は医者を訓練する学校で一般予備隊員を訓練する学校ではないと理解していると答え、大和田議員も了承した。しかしこの計画も実現しなかった。

四月一〇日の市議会には、会社工場等誘致に関する臨時措置をなすことについてという議案が提出された。これは、会社工場等の誘致のために、さきに警察予備隊病院の誘致にあたってみとめたのと同様の措置ならびに当該土地の整地ならびに下水道および通路の新設拡張などをなしようとしたものである。

この議案提出の理由について伊沢市長はつぎの趣旨のことを述べている。

「神奈川県は貿易港横浜をひかえているので貿易関係の工場を誘致して県の振興発展を期したいという考え方から知事を会長とする東日本貿易振興対策委員会を組織しておりますが、さる三月三〇日の神奈川新聞にも出ましたように大同毛織会社が当市に敷地を求めて大規模な工場を建設する計画を立てております。そこで私もは経済常任委員会を開き、農地委員会の常任委員の参集を願ひ、土地所有者とも話し、さらに県の貿易課長ならびに会社の幹部とも会い、水

質に支障のないかぎり当市に内定したと思っております。この場所は辻堂の戦時中海軍施設所のできたところで、多くは農耕に適さぬところで、市としては工場設置に必要な事業に協力することで工場誘致の目的を達成したいと考えております。」

この説明にたいしては、二見議員から、いっさいを市長の権限でするのか、それとも議会にはかかってするのかという質問があり、市長は誘致対策委員会を議員、農地委員、商工会議所議員などで構成して事をすすめたいと答え、異議なく可決された。しかし大同毛織の誘致も、水質が不適だとの理由で、実現しなかった。

## 第四節 昭和二六年の第二回地方選挙

### 一 昭和二六年度予算審議と市税条例の改正

昭和二六年度予算の議決 昭和二六年度予算ならびに、その関連議案を審議する予算市議会は、昭和二六年三月二〇日に新築の市庁舎の議場で開かれた。葉山繁蔵議長が新築の祝辞をのべたのち、会期は一日間と決定された。

午後には伊沢市長が予算説明に立って、まず地方自治があらたに発足し現市議会が構成されてからの四年



間に、新制中学の建設を終えたのをはじめ小学校の増改築、藤沢高校の県立移管、片瀬江の島の観光施設の整備、中央劇場の開場、共同作業所・授産所の開設、藤沢銀座の建設、自治体警察・消防の設置など多くの事業を実現したのは議員各位の業績であると讃えたのち、新年度予算の説明にはいった。昭和二六年度の当初予算は二億七三九〇万円で前年度の二億六〇四五万円より一三四四万円増にすぎないが、これは可能性のうすい起債計画を予算面からはずしたためである。平衡交付金が打切られたことは市財政に打撃であるが、反面では市の力だけで標準行政需要を賄いうると政府から認定されたのだという自信をもって市政の運営にあたりたいと述べた。以下小山助役、重田総務部長の説明をあわせて予算の内容を概観しよう。

歳出予算を通覧して増額したものは、賃金ベース引上げによる人件費の増加で、需用費等も物価値上りのため相当の増額となっている。新規事業のおもなものは、辻堂支所の設置、常設消防分署の設置、辻堂駅前ならびに大道東つまり若尾山の区画整理事業、江の島県道―石上間の道路、大庭―南山線、山田橋―小ヶ谷戸線の道路改修工事、公民館、図書館の設置改修、給食調理場の新設、保育所、引揚者住宅の建設、児童公園の設置である。

歳出を費目別にみると、議会費は前年度より一七三万円増の八四一円で、役所費は一三八〇万円増の五〇〇一万円となった。これはおもにベースアップのためであるが、建設部の設置、辻堂支所の新設もふくんでいる。警察費は七四一万円増の二八二三万円、これもベースアップのほか被服の新規支給をはかっている。従来標準行政費より劣っていた消防費については、五二八万円増の一六六九万円として充実をはかり、辻堂に消防分署を設置し一六名を配属した。

土木費は四四四万円減の一三六九万円であるが、このほか新規事業としてあげた道路改修工事を失対事業ですすめることになっている。教育費も一三二三万円減の二七〇八万円、新規事業であげた図書館、公民館、給食調理場の

ほか、学校の備品整備、高校の県立移管のための経費などを計上した。これらの費目が減になっているのは、起債・補助金を財源とする事業について、確実なもの以外は計上しなかったためである。

保健衛生費は四三六万円増の二六四三万円、とくに下水道整備を重視し、幹線築造のために一〇〇〇万円を起債することとした。社会及労働施設費は一九五二万円増の五三一二万円ともっとも多額の款となっているが、これには扶助基準の上昇による生活扶助費の増加のほか賃金支払資金の貸付、授産所、保育所、引揚者住宅の費用が計上されている。産業経費費は昨年とほとんど同額の六六八万円。観光費は五四九万円減の六一二万円、これは鶴沼公園、モータープール等の建設費、植物園の経費などの臨時費がなくなったため、観光百選に当選した遊行寺に野外音楽堂を作るなどの費用を計上している。

公債費は一二〇五万円の大はば増で一六一九万円となったが、これは市庁舎建設のための短期債の償還のため、ここしばらく急増する見込みである。諸支出金が六〇〇万円増の八三九万円となったのは、吏員の人事費を各事業に移すという方針にしたがって徹税吏員の人事費をここに移したためである。

つぎに歳入のほうは、自力で市政を運営するとの決意を固め、平衡交付金はまったく計上せず、市の進展に必要な経費はあげて市民に分担して頂くことにした。市税収入には、前年度より四九八二万円増の一億九〇七七万円を見込んだ。国庫支出金は三一九万円増の三一五一万円で、そのうち生活保護費補助金は二五七九万円、失対事業費補助は三四五万円となっている。県支出金六七一万円の半額も生活保護費補助金である。

市債が四一八〇万円減の二五二〇万円、これにはもともと実現性のある失業対策費の保険負担の分、災害復旧費、下水道事業費、ならびに継続事業の都市計画街路整備費だけを見込み、他は除いた。なお前年度に実現した起債は、庁舎建設費一〇〇〇万円、村岡小学校営繕費二〇〇万円、公益質屋屋運転資金一〇〇万円、中学校増築費四二〇万円、学校練習公募債二六〇万円、合計一九八〇万円である。

これにたいしては大和田武、飯森春吉、瀬高宗尊、田中喜八郎、小清水督郎、二見林太郎、小出春之、佐藤孫八の各議員から質問があったが、任期切れと改選を前にひかえて、二三日には出席者が定足数に足りず流会となる始末であった。二四日に催告による議会が開かれ、予算ならびに関連議案を全員委員会に付託し、予算委員長には二見議員、副委員長には門倉与吉議員が選ばれた。

一般質問にたいする市長の答弁は強気であった。問題の中心となった市税負担については「昭和二五年度に市民に負担して頂いた同じ額だけは二六年度も負担して頂きたいと考えまして、これを予算の基礎に致した」とくりかえし強調した。財政難のなかで市民の担税力を培養し、財政の伸長をはかるための施策いかんとの質問にたいしては、藤沢市民の有業者の四〇％は勤労者で、これを二万人、月所得二万円とすれば月に四億円となり、市民所得はむしろ増加している、本市には三カ所二〇万坪程度の都市計画上の工場指定地があるので、優良工場を誘致したいと答えた。住宅都市として発展をめざすには物価が高すぎるとして対策を問うたのにたいしては、最近、その弊が是正されつつあるので時が解決すると答え、消防警察等の税外負担についても、すぐには解消することは難しいとの答弁であった。観光費に予算の七％をあてることが片瀬合併の条件だったが、市全体の整備を考えてほしいとの要望があり、また片瀬河口の改修についての質問もあったが、その努力はつづけており、片瀬河口も漁港として改修するよう政府に運動しているが、まだ実現に至らないと答えている。

三〇日の議会では、二見委員長から予算委員会の報告があった。すなわち、予算委員会では、佐藤議員が意見を保留したほか、金子委員から財源が許せば、産業経済費、観光費への配慮を要望し、瀬高委員は本町

小学校の増築促進をもとめ、大和田委員が予算執行にあたっての交際費の節約を要求するとの希望意見があっただけで、全議案が原案通り可決となったと報告され、本会議でも委員会報告通り可決された。

**市税条例の改正** 三月の予算市議会で地方税法の改正案が国会で審議中だったために提案できなかつた藤沢市市税賦課徴収条例の改正は、四月一〇日の市議会に上程された。

この地方税法の改正は、市町村民税について三種の課税方式をみとめていた。すなわち、市町村民税の所得割を賦課するにあたって、二五年度と同じく前年の収入にかんする所得税額に一八%の税率をかける第一方式のほかに、課税総所得金額に税率をかける第二方式および課税総所得金額から所得税額を控除した額に税率をかける第三方式とが設けられ、しかも第二・第三方式の場合、課税総所得金額を算出するにあたって、市町村の財政事情によっては基礎控除だけをおこない、その他の諸控除をしなくてもよいという但書方式がみとめられた。所得税の減税によって従来第一方式をとると税収が減少するため、財源難になやむ市町村では、第二・第三の方式をとったが、これは第一方式に比して著しく増税になるので、広範な住民の反対運動をまねくことになった。

藤沢市では、市税賦課徴収条例の改正にあたって、均等割は個人六〇〇円を五〇〇円に引下げ、法人は従来均等割だけだったのを改正して法人税額の一五%を徴収することとしたが、所得割については、この第二方式をとった。すなわち総所得金額から基礎控除だけをおこなった金額にたいし、五万円以下五・五%、五万円を越える金額六・五%、八万円から七・五%、一〇万円から八・五%、一二万円から九・五%、一五万円を越える金額は一〇%の税率としたのである。これは第一方式にくらべて著しい増税であった。

伊沢市長は説明にあたって、第二方式をとって、低所得者の税率を低くしたことを強調し、若干の増になる人もあるが、「市民全体の税負担におきましては、前年度と同額でございます」と述べた。これにたいしては大和田議員が市民全体としての税負担が増税にならないというが、どのような場合に増税になり、どのような場合に減税になるのか納得できないから、一五万円の所得者について昨年と今年とでどう違ってくるのか実例をしめせと迫ったところ、重田総務部長も計算が非常に面倒でありましてと述べ、返答できなかった。

議員のあいだからは大和な問題だから会期を延長すべきだとの声が高まり、会期を任期一杯の二九日まで延長し、それまでの間に本会議を開いて審議することとなった。だが四月二五日の本会議は葉山又三郎、大和田武、田辺政吉、二見林太郎、山口倉吉、渡辺功の六議員が出席しただけで、流会となり、二六日に催告によって開かれたが、出席議員は秋本信善、相沢五郎、毛利義治、山口倉吉、清水水督郎、青木保二郎、渋谷寅吉、田辺政吉、大和田武、高瀬知治、田中喜八郎、葉山又三郎の一二議員にすぎなかった。

開会冒頭、市当局は税額に関する参考書類を配付したが、それは「市民税(所得税を含む第一方式)負担額比較表」と「市民税(第二方式)負担額比較表」とで、前者では今年度は減税となっていたが、後者は著しい増税となっていた。大和田議員は引続いて表にある年額三〇万円の者は増税で、扶養家族の多い者ほど増税になっていると批判し、出席者の少ないこの議会で決めずに公聴会を開くなど民主的な手続をとって市民に納得させたいと決めるべきだと主張した。市長は地方財政確立のためには国の税が減り、地方税がふえるのは当然のことで、しかも二五年度の調定総額の九二〇〇万円がこの改正で大体九四〇〇万円となるにすぎない

いと答えたうえ、議会にこの条例を提案したのは四月一〇日で議会として検討の余裕はあったはずであり、公聴会にしても議会がお決めることだと高姿勢に出た。田中議員は市民税は所得税とあわせて検討すべきで、両者をあわせたものは八万円以上は全部減税になっていると賛成意見を述べ、採決の結果起立者多数で原案通り可決となった。だが、市民の間からは、この市民税改正は「貧乏人に重く金持ちに軽く」(『湘南新聞』昭26・5・5)、しかも市民の目をごまかそうとしたものだという非難がおこりはじめていた。

三月の市議会では、議員への退職金支給の動きに反対する山根賢一外九二名の請願が共産党の大和田議員の紹介で提出された。しかし、金子、二見、佐藤の各議員は、この件は運営委員会でも慎重審議したうえ保留として改選後の議会で審議してもらおうことになったもので、いかにもお手盛り案があったように請願を出させるのは、共産党の自己宣伝であり、選挙の事前運動であると非難し、不採択となった。

四月の議会では、小清水議員から、さる二月の議会で議員報酬の増額を可決したいきさつを大和田議員がパンフレットに書いて配付し、これは自由党などが勝手に決めたことだと書いているが、大和田議員も安心して市政に参画できるだけの報酬を要求したこともあり、市民をだますような行為はぜひとも慎んで頂きたいとの発言があった。大和田議員は、一五〇〇円かそこらのころは実費を補償するだけのものにして主張したこともあるが、こんどはある議員から一万五千円にしようじゃないかとの話があったので、多いにも限度があると反対したところ、一万三千円の条例案が提案されたので、私は三千円の費用弁償のほうを能率給として支給するならいいだろうと発言しようと思っていたが、それを封じられたので、ありのまま書いたのであって、どこにも虚偽はないと答弁した。

葉山議長はここで自由討議を打ち切り、任期終了の挨拶をのべた。公職選挙法の制定によって県議と市議との兼職ができなくなったため、県議選挙に立候補する鈴木竹次郎、青木豊三郎両議員はすでに三月三〇日の議会で辞職を承認されていた。

## 二 第二回統一地方選挙

第二回地方選挙と新人の進出 昭和二六年四月には第二回の統一地方選挙が実施された。前年六月に朝鮮戦争がおこり、これと前後しての共産党幹部の公職追放、アカハタの停刊からレッド・パージ、平和運動への弾圧とつづくなかで、革新勢力は手痛い打撃をうけていた。朝鮮戦争による特需ブームのなかで大企業は膨大な利潤を手に入れ、日本再軍備の動きもはじまった。軍国主義者、戦争責任者として公職追放をうけた者の追放解除もすでに前年の一〇月からはじまっていた。だが、他方でアメリカとの単独講和と再軍備とに反対する動きも強まっていた。この年一月の社会党大会は全面講和・中立堅持・軍事基地反対の平和三原則と再軍備反対とを決議し、片山哲を最高顧問にまつりあげて鈴木茂三郎を委員長に選出し、左派が主導権をにぎった。日教組は「教え子を戦場に送るな」の運動を決定し、占領軍当局の働きかけもあって前年七月に結成された総評も三月の大会で平和四原則を決議し、「ニワトリがアヒルになった」と評された。こうしたなかで四月一日には、鴨緑江をこえて中国爆撃をはかろうとしたマッカーサー総司令官が解任され、リッジウエー中將が後任となっていた。

四月二三日には市町村長と市町村議会議員の選挙がおこなわれ、保守勢力の勝利となった。社会党は改選

前に保持していた横浜・名古屋・大阪の三大市長の椅子を、自民両党が保守連携で推す民主党系候補にとられ、市町村会議員選挙では、自民党が民主、社会両党をひきはなして圧倒的優位を確保した。

藤沢では市長選挙は一年後に持ち越されたが、市議会議員の選挙は、定員三十六名のところに六六名が立候補する激戦となった。立候補者を党派別にみると、自由党が二四名、社会党四名、共産党二名で、あとは無所属だった。前議員は葉山又三郎と竹内一良のあとをついだ高山仙一郎とが任期中に死亡し、小山正光が助役となったほか、民主党を離党した鈴木竹次郎と自由党の青木豊三郎とは、県議・市議の兼職ができなくなったため、辞任していた。自由党の葉山繁蔵、杉山清茂、榎本市右衛門、池田三郎、高瀬知治、毛利義治、社会党の金川亀太郎、旧紫風会の渡辺功とあわせて一〇名が立候補せず、残りの二三議員が再出馬した。

選挙の結果は、党派別にみると自由党が一七名を当選させて半数にせまり、社会党は三名、共産党は一名、あとの一六名は無所属で、うち二名は革新系であった。前議員は二三名中の一〇名が落選し、新人は二〇名となった。前議員は自由党が一名を当選させたが、旧紫風会系は小出春之を除いて総くずれとなった。地域別党派別当選者を見ると、次表の通りで、旧藤沢での新旧交代、片瀬での前議員の落選が目立つ。

選挙の結果は資料編六七ページ以下にかかげられているので、ここでは新議員名を得票順に列記するにとどめて、地域別党派別当選者数と『神奈川新聞』（昭26・4・26）の選挙評とを付載しておこう。

野口 順一（社・新）	山口 倉吉（自・前）	石井 清（無・新）	宮崎忠太郎（自・前）
仲戸川桃人（無・新）	藤田 純（社・新）	豊島豊次郎（無・新）	葉山ふゆ子（無・新）
石垣 荒一（無・新）	田辺 政吉（自・前）	小野田熊太郎（無・新）	深沢 謙治（自・新）



地域別党派別当選者					
	総数	自由	社会	共産	無所属
旧藤沢	9 (2)	3 (1)	1		5 (1)
鵜沼	11 (4)	4 (3)	1	1 (1)	5 (革婦人 1 2)
大庭・羽鳥 ・稲荷	3	1	0	0	2 (革 1)
辻堂	4 (2)	3 (2)	1	0	0
村岡	2	0	0	0	2
六会	4 (2)	3 (2)	0	0	1
片瀬	3 (3)	3 (3)	0	0	0
計	36 (13)	17 (11)	4	1 (1)	15 (1)
改選前	33	21	1	1	10

1. カッコ内は改選前の議員数。2. 二見は改選前は無所属、当選者としては自由とした。

相沢 清勝 (自・新) 大竹 寿 (自・新)  
 藤井 金蔵 (自・新) 相沢 五郎 (自・前)  
 秋本 信善 (自・前) 梶野 豊秋 (無・新)  
 橋川庄三郎 (無・新) 葉山 キヨ (無・新)  
 金子 四郎 (自・前) 大和田 武 (共・前)  
 斎藤 正夫 (無・新) 村越 謙吉 (自・新)  
 永井 健三 (無・新) 渋谷 寅吉 (自・前)  
 小出 春之 (無・前) 小清水督郎 (自・前)  
 田口治三郎 (社・新) 川井 武治 (無・新)  
 中田竹五郎 (無・新) 田中喜八郎 (自・前)  
 二見林太郎 (自・前) 湯沢 正直 (自・新)  
 青木保二郎 (自・前) 前 薫彦 (無・新)  
 『神奈川新聞』(昭26・4・26)の選挙評は、つぎの通りである。

「藤沢では玄人筋も首を傾けた番狂わせを演じて新人  
 圧勝のうちに終幕した、前市議候補廿三名中十名は落  
 選、新人もダークホースが多かったが、これは投票率

の非常な向上、いわゆる選挙屋の圏外にある人々の政治意識の向上に理由づける向が多いが、またこの泥まみれの戦いに最後の瞬間まで頑張りに頑張り抜いた者が大体勝利を占め、地盤と布石に気を許した連中は落ちている。

まず旧市内では青木（保）を除いて堅いといわれた旧人は枕を並べて討死したが、新人は七名も入っている、辻堂も旧二名に対して新人六名を数え、鶴沼では野口氏が干票を軽く突破、葉山両夫人が高位で入るなど目立つ新人進出があったが、旧勢力も尾藤、豊田両氏を失ったが一応頑張り抜いている、片瀬では同市政界の古豪浜野老、飯森両氏が落伍し絶対の堅陣が破れ去ったが、新人小金氏も出られず新陳代謝ともい難く、千二百九十という空前の最高点を稼いだ山口倉吉氏の食い荒しと見る向もあり、当分はかえって同氏の頭痛の種となろう、村岡では新人石井氏が第二位で当選、同じく新人永井氏も見事追い込んだが旧勢力は完敗した、六会では仲良く新旧二名ずつ四名を保った。四月三〇日におこなわれた知事と道府県会議員の選挙でも、保守勢力が勝利をおさめた。神奈川県知事選挙では、自民両党から推された現職の内山岩太郎が社会党公認の田上松衛を抑えて大勝したが、藤沢市での得票数は、内山二万五二三九票、田上七六〇二票であった。

県会議員選挙は、自由党が河野系の栗原直義県議、岡崎系の青木豊三郎市議、藤沢支部幹事長の池田進と割れ、党支部では栗原・池田を公認し、市議団は青木を推した。その間をぬって民主党を離党した鈴木竹次郎県議兼市議が勢力をのぼし、社会党の赤羽根万吉は出足がおくれた。選挙の結果は、鈴木八四〇三票、青木七七九四票、池田六五二七票、栗原四四五五票、赤羽根四二二一票で、鈴木、青木が当選し、二議席を保守勢力で独占した。これは市議選とちがって予想通りであった。

正副議長、常任委員の選出 改選後最初の市議会が五月一〇日に開かれると、最年長の豊島議員が臨時議長となり、市庁舎の竣工式もあるので会期を一週間としたうえ、議長選挙にはいった。これに先立って再選

議員のあいだでは、自由党岡崎系の金子、山口議員らが新顔議員に了解工作をはじめめるなどの動きもあったが、新顔の無所属議員らは純正な市民代表の立場を堅持して議会に臨むことを申し合わせ、新顔の医学博士の豊島豊次郎議員を議長に推す空気がつよくなっていた。前回の選挙後の初議会とよく似た動きが現われたのである。選挙の結果は、投票総数三五票、豊島豊次郎三五票で、臨時議長である豊島議員が議長に当選した。

豊島議長が「御承知の通り一年坊主でありまして議事の運営も法規の解釈も知らない私でございますから、一人前になるまでは定めしいろいろへまなことも多々あると思うのでございますが（下略）」と挨拶して、副議長選挙に移った。その結果は、投票総数三五票中、秋本信善二八票、二見林太郎二票、小清水督郎・藤田純・野口順一各一票、無効一票で、自由党の秋本議員が副議長となった。

常任委員の選任については、選考委員を設けて、常任委員会の構成についても考慮することになり、議長の指名で大竹寿、金子四郎、田辺政吉、渋谷寅吉、葉山キヨ、永井健三、野口順一の七議員が選ばれた。

散会に先立って野口議員は立って、伊沢市長に市政の執行にあたっての基本的な考え方をただすとともに、五月四日に市長が「一部」の市会議員をあつめて懇談会を開いたことを追究した。この会合は、市長が新庁舎の議員控室に議員を招いて与党工作をおこなったものであるが、その際、共産党の大和田武、革新系無所属の葉山ふゆ子、社会党の野口順一・田口治三郎・藤田純の五議員だけが除かれており、その席上でも深沢謙治、石垣荒一、二見林太郎の各議員から批判をこうむっていた。

伊沢市長は、議会の意志を尊重して市政の運営にあたると述べ、五月四日の会合について答弁した。しど

ろもどろの弁明であったが、その意を汲むとつぎのようになる。

「総改選後に議員各位がそれぞれクラブとか会派とかいうようなものを組織されますことは自然の成行でありまして、これが私といたしましては私の意図に出でたかのような印象を与えますことは、市政の将来に若干悪影響があるというふうを考えますので、私はさような趣旨を持っていないということを各位にお知らせすることが主たる目的であります。」とくに一部の議員を除外したのは、「さような会派工作を施す余地のない方とかように考えましたので、この点全く他意はございません。」「これは勿論市長といたしましてはいたしたわけでございまして、従いましてこれの若干の経費、即ち当日一人当り二個の餅菓子というふうなものを出しましたが、これは市長の交際費でいたしました。」

五月一六日の市議会では選挙委員会で決めた藤沢市議会常任委員会条例の改正条例が田辺政吉委員から提案された。これは従来の財政常任委員会を事態に即応する意味合いを兼ねて内政常任委員会とし、警察消防常任委員会を治安常任委員会としたのをはじめ、他の委員会名も若干改め、所管事項をも明示していた。委員会の定数は各委員会とも一〇名で、正副委員長は委員会の互選により、常任委員会は任期中といえども議会の議決あるときは改選できるといふ点は従来通りであった。

この改正条例が可決されると、田辺委員から常任委員の仮選定の報告があり、これも異議なく承認され、ついで正副委員長が互選された。常任委員会とその調査審議事項ならびに正副常任委員長はつぎの通りである。

内政常任委員会 予算、決算、市税、吏員給与、起債その他内政に関する事項  
教育常任委員会 学事、社会教育、体育その他教育に関する事項  
産業常任委員会 商工、農業、水産その他産業に関する事項

民生常任委員会 社会福祉、社会保健、衛生その他厚生に関する事項

建設常任委員会 土木、建設、住宅、交通、都市計画その他建設に関する事項

観光常任委員会 土地開発、旅客誘致その他観光に関する事項

治安常任委員会 警察消防その他治安に関する事項

内政常任委員会 正 小清水督郎 副 川井武治

教育常任委員会 正 田中喜八郎 副 湯沢正直

産業常任委員会 正 相沢五郎 副 藤井金蔵

建設常任委員会 正 宮崎忠太郎 副 小野田熊太郎

民生常任委員会 正 野口順一 副 村越謙吉

観光常任委員会 正 二見林太郎 副 前薫彦

治安常任委員会 正 田辺政吉 副 藤田純

諸会派の動向 五月二日には、さる四日の市長招待に除外された野口、藤田、田口、大和田、葉山ふゆ子の五議員と石垣議員とが市政革新議員団を結成し、「藤沢市政の現状を看過するに忍びず、如何なる困難や圧迫にもひるまず、八万五千市民の利益と生活権の確立のために敢然と邁進する覚悟であります（下略）」との声明書を発表した。

これよりさき新人の無所属議員である齋藤正夫、葉山キヨ、梶野豊秋、豊島豊次郎、石井清、永井健三、仲戸川桃人、前薫彦、湯沢正直の九議員は緑成会を作り、旧紫風会の小出春之議員、自由党の田中喜八郎議

員もこれに加わった。これらの議員と純無所属となった二見議員とを除いた一八議員が自由党で、このうち金子四郎、山口倉吉、渋谷寅吉、藤井金蔵、中田竹五郎、相沢五郎、相沢清勝の七議員がやがて翌二七年三月に市政同志会を結成することになる。

なおこの年一月二五日付の『神奈川新聞』所載の「相模新人物地図(106) 藤沢の巻①」にある議員評を転載しておこう。

「市政界をさらってみよう。自由党の天下だが、河野、岩本、岡崎の三派トモエで市会も県会選挙も内輪もめ。県議選では乱立して前回には社党に、今回は非公認(岡崎派)にやられ、民主に一つを持っていかれている。片山哲(片瀬)中西伊之助(鶴沼)などは別として地元で活躍しているのは、代議士をねらう兼子一郎(元民主党で無所属、元市議、銅鉄商)広島生れで北海道育ち、藤沢で新聞をだし二十五歳で町議、さらに市会へと続け屑鉄で財をなしたのが、貧窮も味わい、故平川松太郎代議士のカバン持ちもやり苦勞を重ね、今や藤沢商工会議所副会頭、県物価安定協会副会長、藤沢信組理事など肩書は二十余、熱弁がお家芸。兼子と二人三脚とみられていた鈴木竹次郎は屋号で判るように高座甘藷の間屋、永く消防団長もやり、民主党を離れ今は県政会。今一人の県議は今春非公認で初陣の青木豊三郎。飛鳥―岡崎の線でのし、公認の前県議栗原直義(畜産関係団体役員)や支部幹事長池田進(厚木組重役)がすべった。青木は前市議で相模でん粉社長、丸大青果社長、県会では治安常任委の副委員長、口数少なく信頼感を抱かせるタイプ。栗原はかつて河野の秘書だから県畜産振興には古くから働いている。今もパーシ解除の河野について歩いている。江の島の産。池田は元警官で昭和の初めの大磯沖の密漁船漁夫射殺事件の主で沿岸漁民から恩人扱いされたりした。社会党は鶴沼の竹内一良が急逝してから強いのがなく、今春は片瀬の古顔赤羽根万吉を出したが失敗、やはり日本精工労組あたりから出さないと無理か。

市会では自由党内の分派行動を利用しては点をかせいでいた葉山又三郎（共産）が急死し、さらに改選とあって善悪を問わず立役者はいないようだ。政党分野は自由十八、緑成会十一、革新議員団六、無所属一、定員三十六のうち新が三十二である。自由党は議長をねらったが歩調揃わず緑成会の豊島豊次郎（新）に譲り、副議長に秋本信善（再）を据えることで我慢せざるを得なかった。豊島は「わかもと」の創業者、カビの研究でも権威といわれる医博だ。六十六歳で市会の最年長、選管委員長などをやるだけで政治の表面には出なかった地味な人柄。だが東京醸造社長の中村豊雄と同じく藤沢での信頼性ある代表人物。秋本は秋本食品工業社長で元自由党支部長、ホラの吹けない性分。

さて自由党から個々面接する。前副議長青木保二郎（藤沢土建社長）土建生活三十年で岩本派の棟梁。金子四郎は父が元町長。兄小一郎が元市長、四男坊で平塚農をおえると家を飛出して辛苦、帰郷後は銀行勤めをやったりして今度は監査委員。山口倉吉と共に岡崎派の主力。山口（片瀬洗心亭主）は片瀬町会から引続きの議員、今や片瀬勢の中心人物だが同志飯森春吉（元副議長）を落選させたのは不利。田辺政吉（旅館丸政）は藤沢陸連会長、市会球団投手。小清水督郎（獣医）は河野直系の若手生一本な性格だけに誤解もされるが、今では内政常任委員長。渋谷寅吉は伊沢市長と小学校同級生、むっつり型だが「シブトラ」の愛称で政敵にも人気がある。宮崎忠太郎（藤鶴農協組合長）は岡崎派で建設常任委員長。相沢五郎は辻堂の旧家の出。さて新人の部で、川井武治は初代県議の故幸作をオジに改進黨時代からの流れをくみ、大竹寿（日本特殊化学工業所長）は理路整然型。相沢清勝は漁業と製パンだが、辻堂のマルニで通っている。橋川庄三郎（元東海運輸会社重役）市営バス問題では大反対。藤井金蔵は父子二代の議員。岡崎派とは故久次郎代議士時代からのつながり。中竹五郎は明治PTA会長。村越謙吉（仲介業）はちょっと個性が強い。小野田熊太郎（藤沢ミシン社長）は戦後グンと延びた一人。

次は緑成会。農大出の地主、町市議四回で休んでいた斎藤正夫がひょっこり出た。無駄口少ない人格者、早くも副議長の噂。田中喜八郎（建築業）は自由党からの転入、教育常任委員長。小出春之は東京ラシ工業で支配人格だっ

た。労使の推せんで再当選。新顔では葉山前議長長の夫人葉山キヨが青年層に人気があり、婦人ながら口八丁、手八丁、議会通いも民情視察も自転車でくるくる回る。梶野豊秋は邪心のない人。『藤沢銀座』商店街の代表、姓名学で緑会を緑成会にしたのは彼。前薫彦（獣医）は小清水と昔の同僚、政治も好きで自由党支部幹事をしたこともある。酒は蒙の部。仲戸川桃人（釜七の主人）遊行通り商店街発展に努力。市民税問題を研究、仲戸川私案を作り結局問題解決。石井清は父の後を継いだ鎌倉脳病院長。湯沢正直は元海軍兵曹長のラバウル帰り、PTAを背景に当選。永井健三は村岡農協のホープ。

社会党は議席が倍の四になったが辻堂の金川亀太郎（薬局）の勇退と竹内の死去で新人揃い。野口順一は日本精工労組の長で支部長、肌ざわりはよいが、迫力の点では辻堂の藤田純（新聞販売）に歩がある。藤田はクリスチャンで情熱家、先輩金川に一期譲っていたあたり人柄がしのばれる。石垣荒一は関東特殊鋼を母体に出馬、童顔が彼の真の姿か。田口治三郎は芸妓屋乱闘事件の発端となった人物。

共産党は葉山又三郎亡きあと夫人が出た。婦人議員二人が同姓で、こちらの名はふゆ、女子大出。静かに物を見、かつ静かに考える、立てば演説をぶつ。先輩の大和田武は葉山又とは名コンビだったが東京で労働運動で鍛えてきた人。自宅に帰れば温厚なボンブ屋の主人。

最後に前議会から全く無所属を押し通している二見林太郎、江の島二見館の主人。熱血児で戦闘力あり、貫録も備った名物男。さて一枚加える要があるのは議会書記長の小野治三郎だ。県書記から藤沢市に入り二十三年十月現職。議長にとっても議員にとっても案内人、ゴマ塩だがまだ若く正直者、適役らしい。

なお芸妓屋乱闘事件とは、八月一四日の夜に某芸妓屋で懇談していた自由党の金子四郎、相沢五郎、藤井金蔵、山口倉吉がここを訪れた社会党の田口とささいなことから口論となり、田口がなぐられて負傷したという事件である



## 第五節 市民税問題と財政難対策

### 一 市民税引き上げ問題

市税条例再審議の請願 昭和二六年五月一六日の市議会には、改選前の四月二六日の市議会で可決された市税賦課徴収条例にたいする再審議の請願が五通提出された。東京螺子労働組合委員長長豊田義造外九五〇名のもの、日本鍊鋼株式会社北島嘉男外二四名のもの、江の島鎌倉観光労働組合長小塚倉吉外二四五名のもので、鶴沼の内野政一外七五三名のもの、藤沢地区労働組合市民税対策協議会代表佐藤榮造外四四四〇名のもので、その趣旨は、いずれも少数出席議員の審議で昨年に比して驚くべき高率な市民税が課せられ、他市町村とくらべても均衡を欠いており、課税方法も無謀に近いとの理由で、再審議を請願したものであった。紹介議員は革新系の石垣荒一、大和田武、野口順一の各議員であった。

開会に先立つ全員協議会では、この請願にからんで野口、田口治三郎、藤田純、石垣、葉山ふゆ子、大和田、深沢謙治の七議員から市民税対策全員協議会を開催してほしいとの提案があり、市長もこれに賛成して全員協議会でとりあげることとなった。つづいて開かれた議会では、二見林太郎議員からこの請願を全員委員会に付託する動議が出され、可決された。

市税条例にたいする市民の反対は日を追って拡大していた。五月三日の夜には鶴沼親交会主催の市民税値

上対策協議会が鶴沼海岸クラブで開かれ、深沢、野口、大和田の地元議員、秋山税務課長らをはじめ町民六〇名が出席して質疑応答があり、地元議員は党派を越えて対策を協議することになった。一五日には藤沢市婦人会（会長作田絹枝）主催の市民税の説明を聞く会が済美館で百数十名を集めて開かれ、その晩には片瀬婦人会（会長岩淵照子）でも片瀬支所階上で説明会をもったが、反対の声が高く、二〇日には鹿野セイ子、郷綾子、津田キンら地元婦人有志の主催で市民税反対の市民大会が開かれた。二七日には市会革新議員団、地区労市民税対策協議会、白鳩主婦会主催の市民税問題報告大会が遊行寺境内で聴衆数百名を集めて開かれ、地区労山本実行委員長、白鳩会鹿野、大和田・葉山ふゆ子・野口各議員らの経過報告があり、ついで市民大会に切りかえて、一、市民税を減額せよ、一、扶養控除を認めよ、一、二六年度予算の削減、一、傍聴制限・傍聴禁止絶対反対の趣旨の決議文が満場一致で採択された。地区労からは再審議請願街頭署名運動が運動開始から延べわすか一〇時間<sup>ぐんじ</sup>足らずで七千名を超える署名者を得たとの報告があった。この決議文は二九日に代表から市長、市会議長に手交され、つづいて地区労市民税問題街頭啓蒙宣伝隊が、連日連夜活発に活動し、拡声機の前にはいつも五、六十名の聴衆が熱心に耳を傾けた（『湘南新聞』昭26・5・5、5・25、6・15）。

こうした情勢のなかで全員協議会は五月二日、六月二日、六月三日と三回にわたって開かれた。市長はじめ理事者がわでは、前年度に三四〇〇万円ほど期待していた平衡交付金が全く入らなくなるので、その分をまかなうために、中都市で多くとられている第二方式をとった。扶養親族の控除をすると課税所得が減るため一率一〇%の課税が必要になり、低所得分の税率を下げられなくなるので、扶養控除はおこなわなかつ

た。国税が減税になっているので地方税の増税はやむを得ないと説明した。

革新議員のほうでは、市長はさる四月の議会では全体としては増税をしないと行ったのに五万円から三〇万円まですべて増税で、三、四〇%増税のところもあるではないか、申告書に扶養控除の欄があり、親族一人×一万二〇〇〇円とあるのに扶養控除をしないのは住民をベテンにかけたものだ、鎌倉でも茅ヶ崎でも前年通り第一方式をとり、足りない分については政府に交付金をせまっているのに、なぜ藤沢市だけ第二方式をとったのか、などの諸点を追及した。市長の答弁は、所得一〇万円以下の未成年・老人世帯が課税対象にならぬので、その分だけ減った、扶養控除の記入は税務署の課税所得と引きあわせるためだ、政府に要求はしているが歳入に不足を出すような無責任なことではできないというものであった。

市民税小委員会の審議 六月二日の協議会では、市長も市民税再検討の意があるらしいから特別委員会を設置したらどうかの意見が二見議員から出され、革新議員団はこれに反対して全員委員会に切りかえて審議することを主張したが、二見案が通った。革新議員団は再審議の請願をとりあげないで法的根拠のないお手盛りの小委員会には参加できないとして退場したが、そのまま委員選挙がおこなわれ、藤田、二見、小清水、渋谷、山口、金子、梶野、湯沢、中田、大和田、田口、青木、大竹と革新三名をふくめた一三議員が当選した。小委員会は、革新系議員不参加のまま開かれ、二見、小清水両議員を正副委員長において市民税にかんする調査をすすめ、二見委員長から六日の協議会につきの趣旨の報告をおこなった。

「小清水委員と秋山税務課長が藤沢税務署で二四年度と二五年度との個人所得税の調定額を調査したところ、二四年度は二億三四六七万四〇一二円（七〇六八人）、二五年度は九六四三万二六四円（三六六四人）で、二五年度は前年度

の四割一分強の調定額にすぎぬ、前年度の課税方法をとると本年度の予算案にたいして五千万円程度の不足となることが予想され、まことに忍びがたいが地方税法第三一三条第二項の規定（第二方式）を適用する方式しかなかったとの結論に達したのであります。ただ法人所得において二百万円の増収を見込まれる点が市の資料とちがっていたのであります。

また市の資料によって見ますと、納税人員一萬五七二三三人、扶養人員四萬九一一〇人、計六萬四四三三人で、市の人口と比較しますと約二万人の減となりますが、それは以上のような非課税対象者のあることによるものであります。所得一〇万円以下の未成年と六五才以上の老人七八四〇、生活保護法適用者二二六〇人、寡婦一六八〇人、無所得者六三八〇人、収容入院者七〇〇人、身体障害者一二〇〇人、計二万六〇人であります。

これによって計算しますと、個人所得税割は一億二二五万六八五一円、法人所得税割九〇万円、個人均等割七〇七万五三五〇円、法人均等割九〇万円で、計一億一一一三万二二〇一円となり、この徴税見込額は九割として一億一八八〇円となっており、予算額に比して六〇五万六四二〇円の増収見込であります。なおこの他に法人所得割において約二百万円の増収見込が得られるので、増収総額は八〇五万六四二〇円となります。

ところで市民税においては扶養控除がまったく考慮されておりません。理事者は減免規定を適用して課税総所得一五万円以下の者にたいし扶養親族一人につき二〇〇円程度を軽減する心持であったとはいえ明らかにされてなかったのであります。それで委員会は一五万円以下の課税総所得者には扶養親族一人につき三〇〇円、一五万円以上二〇万円未満の課税総所得者にはおなじく一〇〇円を軽減することにいたしました。軽減する総額におきましては、一、扶養親族控除分一一一三万五七〇〇円、二、右以外によるもの三〇〇万円で計一四一三万五七〇〇円となり、差引減収額は六〇六万九二八〇円となっております。

理事者は議会の意見がそのようであれば、予算議会における審議権等は十分尊重し、つとめて予算を節約すると

もに平衡交付金の獲得ならびに競輪事業等に議会とともに努力し歳入欠陥にならないように努力する、そして前述の軽減をすることを了承されたのであります。」

報告が終わると、革新議員団は法人所得をいちじるしく過少見積りしたことについて理事者を追究した。理事者が四月の市議会に提出した資料に誤りのあることは市民のあいだでも問題になり、議会でもとりあげられたが、財政難の原因として問題にされていた市庁舎新築のための市中銀行からの借入金返還期限について市長が誤った答弁をしたことも非難された。

協議会はこの案を採決するかどうかでもめ、けっきょく採決にはいって革新議員団以外は全員賛成可決し、市長が、これを理事者は採用いたしますと答弁して、会を閉じた。

ついで全員委員会が開かれ、やはり二見議員を委員長に選出して、市民税再審議の請願を審議した。事实上は協議会で市民税の再審議をしたのではあるが、この請願は不採択となった。

財政対策特別委員会の設置と市民の要望 六月三〇日の市議会では、二見委員長から再審議請願を不採択にしたとの報告があり、これとともに一連の議案が一括上程された。金子議員は、市民の負担軽減をはかるため市財政確立の特別委員会の設置を提案し、いまや問題は地方税法三―三条の一項か二項か、つまり第一方式か第二方式かということではなく、実質的に市民の負担軽減と平衡交付金など市税以外の増収をはかることだと論じた。同議員はさらに地方財政平衡交付金増額方の意見書提出を提案した。これは、本市の物価は東京都の一〇〇に対し横浜市よりも高い九九・九で、そのため行政費がかさんでいるいっぽう、今回の地方税法改正で賦課できることになった法人所得税割が僅少であることを理由につきのことを要望していた。

一、基準財政需要の測定はその市の消費者物価指数等を特に考慮し現実に即するよう改められたい。  
 二、法律又は政令に基づく行政費にして財源措置を平衡交付金に求めているものの財政需要の測定は別な基準で定めるか又は別途交付金等により交付せられたい。

三、地方税法の改正により法人所得税を課税標準とし市民税（法人所得税割）を賦課できるようになったが、本市の如く法人所得税割の僅少なる市の基準財政収入額の測定については特に考慮をなし個人所得税割に転化（つぎ）させぬよう改められ度い。

つぎに革新議員団の藤田、石垣、葉山ふゆ子、大和田、野口、田口の六議員から市民税の減免要望方についてが提案された。これは「懲税（つぎ）令書が各戸に送達された現在、多数市民の中には昨年と比較し明かに二倍三倍の増税に達した者も続出し一大恐怖を捲起しつつある現況であります。このため市内各所に市民税の値上げが直接原因となって家庭悲劇的問題が惹起する傾向を示しつつあります。この傾向をこの儘に放置せんか或は如何なる不祥事の発生するやも図り知れず」として、市長に大幅な減税案の提案を要望したものであった。説明に立った藤田議員は、交付金増額のほか江の島棧橋の市営、工場誘致など財源獲得をはかり、前年通り三一三条一項で徴収するよう修正案を提出することをのぞんだ。

そのあとあらたに鶴沼の村上玲子外一一四八名、片瀬地区市民代表秋山権蔵ら、藤沢の中田吉堯外二九三名、全通藤沢支部小沢好雄外五四名などからの市民税減額ないし市税条例改正の請願が提出され、こんどは革新議員団ばかりでなく、湯沢、仲戸川両議員も紹介議員として立った。

平衡交付金の獲得については、伊沢市長も二五、六日の全国市長会で最大の問題となつたし、本市として

も努力すると述べ、これらの諸案はいずれも可決ないし採択された。特別委員会は全員委員会とすることに決まり、財政対策特別委員会と名付けられた。

七月二日と四日の市議会には、市民の要望にこたえて財政難・生活難の打開をはかろうとする提案が続々と出された。まず自由党ならびに緑成会から電力料金ならびに国鉄運賃値上げ反対の意見書が提出され、革新議員団からは五月に発足した九電力分割による電力再編成に反対し電力料金値上げに反対する意見書が出された。両者とも可決され、議長が文章を整えることになった。

ついで革新議員団から通信大学遊休施設の活用方にかんする意見書が提出された。これは鶴沼・辻堂地区にまたがる三万坪の土地に市が二四七万円を支出して建設した通信省官立無線電信学校が学制改革によって四月から休止になり一部だけ寄宿舎に用いられているにすぎないので、その活用方を促進しようというものであった。この建物は使用料で建設費を回収した場合には通信省に無償寄付することになっていたが、通信省から文部省に移管されてから使用料が不払いなので、この際市で取得するよう努力すべきだという声が高く、原案通り可決された。

また革新議員団から辻堂海岸付近の爆破作業被害による固定資産税の評価引下げを要望する議案が出され、これには辻堂の金子、相沢（五）、相沢（清）議員も加わっていた。辻堂では昭和二一年の暮れに駅にあった貨物列車の大爆発事件があり、その後も進駐軍の火薬処理による震動で家屋の被害が相ついでおり、市の民生部でも再三懇請をつづけたにもかかわらず、被害発生を阻止できない状況で、大きな問題となっていた。これも可決された。

そのほか本鶴沼駅付近の下水溝設置に関する請願、烏森に警察署駐在所設置の請願、市税条例再審議請願があり、それぞれ採択、治安委員会付託、財政特別委員会付託となった。二見議員からは、藤沢観光協会（会長飯森春吉）がかねて要望していた東京湾汽船の江の島寄港が実現しそうな見込みなので、議会として要請するよう決議してほしいとの提案があり、議長から要請することとなった。

自由討議では、自由党の深沢議員が「八万全市民の澎湃と沸立ちたる革新的気分が今度の選挙の結果となって現れて参ったように考えておるのであります」と説きおこし、「市民税問題の解決については八万全市民が当事者に対して鼎の軽重を問うているのでありましてこの解決は本市の将来の興亡安危を左右する」とし、無理な予算を立てることなく、苦しい市民の台所に即した税の決め方を考えるべきであり、重税では滞納整理に費用がかかり市民の怨嗟的になるだけだと論じた。共産党の大和田議員は、通勤者のあいだに藤沢市以外に移ろうという気運が高まっていることをあげ、さらに藤沢から通勤する大口の担税者にも市外逃避の気運がおこる恐れがあるとして、緊急に対策をはかるよう要望した。

**市税条例の改正** 財政対策特別委員会の審議結果は七月二〇日の市議会で金子委員長から報告された。その要旨はつぎの通りである。

本委員会は、地方税法第三一三条第二項で賦課した市民税が相当重税となったので、これを軽減しうるかどうかを調査審議するため、市税条例分科会（長 渋谷寅吉）、特別財源分科会（長 青木保二郎）、予算分科会（長 二見林太郎）を設け、連日にわたり藤沢税務署、鎌倉市、小田原市等を調査した。市税条例分科会では、所得税額が予想以上に減少していることが明かとなった。これにたいし昨年同様、地方税法第三一三条第一項によって賦課すると税額



は七六九万五九八八円で、この徴収歩合を九〇%とみると六九二万六三八九円、過年度繰越金収入の徴収歩合を三〇%とみると二六九万四三一四円で、当初予算九三九六万二五六〇円に對する不足額は三四一八万九二九七円という歳入欠陥になる。さらに今後の追加予算の見込額は二千二百余万円となることが判明した。

特別財源分科会では、市長から平衡交付金の交付状況、競輪事業の見通しなどにつき説明をもとめ、さる二日に議決した地方財政平衡交付金増額方の意見書を関係行政庁に提出するのをかねて岩本衆議院副議長、岡崎官房長官に懇請することとなった。その結果は岩本副議長も岡崎長官も懇請の趣旨は考慮するがまず市の予算節減に努力すべきだという意見であった。意見書は地方財政委員会に提出したが、本年度の交付金額は本月末日ごろ決定の見通しだとの回答を得た。

予算分科会では、市民税不足総額を三二二万九三〇八七円と決め、今後追加の必要とされる見込額二千二百余万円を検討して一五〇〇余万円にきりつめた。種々検討の結果、歳入面では繰越金四四〇万六八五四円、市債元金償還延期額六四九万七九一〇円、平衡交付金一〇〇〇万円を計上しうる見通しがつき、本年度予算の歳出を一一四八万八〇〇四円だけ節減すればよいこととなった。そこで予算総額の一八%程度の節減案を理事者にもとめたところ、一七九八万六二二三円の節減案が提出されたので、これを原則として認めるとともに旅費、雑手当、賃金、消耗品費、食糧費、工事請負費、原材料費、負担金補助および交付金等についても考慮をもとめることを決めたが、その予算措置は理事者に一任することになった。追加見込額一五〇〇万円は考慮に入れているが、その財源については平衡交付金等の歳入を見込んである。

本委員会では以上の各分科会の報告をうけ、審議のうえ、これを報告どおり決定した。市税賦課徴収条例再審議の請願はいずれも採択と決定した。

この報告が可決されたあと、理事者側から市税賦課徴収条例中一部改正の件が上程された。これは、地方

税法第三一三条第二項にもとづき個人所得割の課税標準を課税総所得としたのを改め、同条第一項により前年度の所得税額を課税標準として、税率を一〇〇分の一八とし、県下の他市なみとしたものであった。これも異議なく可決され、市民税問題は市民の要求通り着着をみたのである。

## 二 財政難打開対策

昭和二六年度予算の更正 七月二四日の市議会には、昭和二六年度藤沢市歳入歳出追加更正予算が提出された。これは市民税三二九万三〇八七円、歳入合計で二七〇八万六二二三円の減額にもとづいて歳出を節減した。おもな節減額を費目別にみると、役所費が二二万三千元減で吏員の減給や駐在事務所の廃止等による一四名の整理を含んでいた。消防費は辻堂出張所の建築をとりやめるなどで三六六万余円の減、土木費は橋梁改築を修理にとどめるなどで三六八万余円の減、保健衛生費は下水道の起債の見通しが立たないので五六二万余円の減、公債費は元金償還の繰延べによる六四九万余円の減となっていた。

これにたいして永井健三議員からは村岡の駐在事務所は二人でやっているのに、出張所と名儀を変えても残してほしいと要望があった。大和田議員は、市長が臨時交通部廃止の意向を述べたのにたいして、建設常任委員会では市民に負担をかけない範囲で市営バス事業を円滑に成功させようとしている苦心を無視するものだと批判した。野口議員は、食糧費の削減は一割四分強であるが交際費については六分強にすぎないのでもっと削減すべきだと論じた。だがこれは原案通り可決された。

八月二二日の市議会では、財政難打開のため昭和二六年度において地方財政平衡交付金の増額ならびに起

債の枠の拡大をもとめる要請書を、政府・国会・政党代表等に提出することが可決された。伊沢市長は、全国市長会が同月二〇日までに調査したところでは、全国二四八市中、昭和二五年度が赤字となるところが五一市に達し、そのうえ二六年度も平衡交付金は前年通り、起債の枠は前年度よりさらに圧縮されている状況だと報告し、市長会としては過半の市が赤字になるおそれがあるとして関係方面と折衝するが、全国各市としてもこうした要請書を政府に雨とそそぐことで側面援助をおこなう必要があると、そのねらいを説明した。

市庁舎暖房問題と庶民住宅、保育所の設置 おなじ八月二二日の市議会には、市庁舎に九〇〇万円の暖房装置を設けようという議案が、建設常任委員会の承認を得て提出された。この計画はさきの財政対策特別委員会で今年は見送りにするとされていたものであったが、この九〇〇万円を横浜興信銀行等から日歩二銭五厘で借入れて昭和三〇年度までに弁済することにし、本年度の一般財源には影響しない形にして提出したのである。だがこれが次年度以降の市財政を圧迫することは明らかであった。さきの予算分科会の委員長だった二見議員は、分科会の決定を事実上無視するものだとしてつよく反対し、田中議員もこれに同調した。しかし鉄筋コンクリートの建物のなかで執務する吏員の健康も考えなくてはならない。革新議員団の大和田、野口両議員は、市民感情からいって暖房装置に巨額の費用を投ずることに忍びがたいものがあるが、これによって新築の市庁舎を一〇〇％活用できるといふ見通しが立ち、この点で市民を納得させうる資料が出せるならば、すすんで賛成するという立場をとった。この議案は原案通り可決された。

九月二一日の市議会では、暖房用ボイラー、ラジエーター等購入の随意契約と設備工事のための指名契約について議会の同意を求める議案が出されたが、二見議員らがボイラーの性能、石炭の使用量、購入価格等

について質問したのにたいし、市当局の資料が不備で答弁できずに難航した。そこでこの議案をあとに回し、市側で追加説明を行なったのちに可決された。

なお八月の市議会では、追加予算中の社会労働施設費に辻堂保育所の新設費二一六万円と庶民住宅新設費一二四四万円が計上され、関係議案が出された。庶民住宅は一戸八・五坪の甲型一〇戸、一戸一〇・五坪の乙型四〇戸で、藤沢市にとって最初のものであった。

これらもさきの予算分科会で年度内は見送りとされていたものだけに、問題とされた。伊沢市長は全国市長会の折衝によって住宅建設と児童福祉施設について半額は補助、残りの半額についても起債を認める方向に向かっていたので提案したと答えたが、二見議員はさきの予算分科会当時にすでに県から内示されていたのではないかと食いきがり、市長はこの時点であえて着手することは特別財源獲得の一助としたいのだと、本音をもちした。大和田議員の関連質問によると、辻堂地区に大同毛織を誘致するには元海軍施設部の集団住宅二十余戸を移転させる必要があるので県に申請したところ、庶民住宅の割当てがあった、大同毛織の招致は成功しなかったが、庶民住宅は建設して競輪許可をうるための呼び水にするというのがそのねらいであった。そこで特別財源獲得のために努力してその見通しがついたところで着工するという希望条件を付して、可決された。このための起債はあわせて七〇〇万円で、暖房施設費を加えると一七〇〇万円にのぼった。

この庶民住宅は鶴沼下鰯に作られることになり、市営住宅設置並びに管理条例は、一月一七日の市議会で設定され、家賃は甲型が月七〇〇円、乙型が月一三〇〇円と決まった。市議会から民生常任委員五名と学識経験者三名、市吏員二名で入居者選考委員会が作られることになった。

競輪実施と市営バス計画の中止 藤沢市が財政難打開のために競輪実施と工場誘致とを計画していたが、なかなか思うように進捗しなかったことについては、すでに第三節で述べた。競輪場はけっきょく平塚市に設置されることになったが、その後、藤沢市も神奈川県知事から競輪開催指定市として許可され、昭和二十六年一月から翌年三月までの開催期から参加できるようになったのである。一〇月一五日の全員協議会での市長の説明では、競輪誘致をめぐる平塚・藤沢・鎌倉三つどもえの競争をおさめるためにとくに許可されたもので、平塚競輪場を借りて神奈川県知事の定める条件でおこない、年間に平塚市が六回、藤沢・鎌倉両市が各三回、一回六日間ずつ開催する、関東ブロックの施行者会議でスケジュールを組むが、年度内には一回開催できるていどだとのことであった。

一〇月三十一日の市議会には、藤沢市自転車競走実施条例と同競輪場入場者及び入場料並に場内取締条例が提出された。実施の便宜上から平塚・鎌倉両市と共通の条例を作ろうということで立案されたものであった。葉山ふゆ子議員が競輪などの事業によって財源を獲得することには原則的に反対だから審議権を放棄すると発言しただけで、これらの議案は多数で可決された。

競輪の運営にあたっては、議員全員によって構成される競輪運営委員会と同小委員会とが作られ、後者の委員には議長指名で大竹寿、藤井金蔵、渋谷寅吉、橘川庄三郎、相沢五郎、田辺政吉（以上自由）、小出春之、斎藤正夫、二見林太郎、豊島豊次郎（以上緑成）、藤田純、大和田武（以上革新）の一二名が選ばれ、これに小山助役、加藤民生部長、山本商工課長が加わるようになった。前者の正副委員長には、正副議長、後者のそれには二見・田辺両議員が決まった。最初の藤沢市営競輪は、翌二十七年二月二日から二六日まで、

鎌倉市との共催で平塚競輪場で举行され、二七年度については藤沢市が四月・八月・一二月の三回、鎌倉市は六月・一〇月・二月、平塚市が残りの月と決まった。

一〇月一五日の全員協議会では、かねて計画中だった市営バス事業をいちおう中止することも決まった。この計画はかねて市当局が建設常任委員会にはかかってすすめていたもので、四月一二日には新設の臨時交通部長に飯田正雄が任命されていた。ところがその後市民税問題がおこると、三〇〇〇万円を起債して市営バスを作ってみても、はたして成功の見込みがあるのか、けっきょく市民の負担をふやすだけではないか、という反対の声がおこってきた。八月にはいって建設常任委員会が全委員で尼ヶ崎・伊丹・姫路・明石の四市を視察する案をきめると、緑成会ではこれに反対して同会所属の建設委員である永井、小出、田中の三議員の参加をこぼんだ。建設委員会も視察旅行ののち一〇月八日の委員会で市営バス実施を延期することをきめ、全員協議会にかけられたのである。

全員協議会では、野口、金子両議員が市議会にも全員協議会にもかけないで臨時交通部を設けるなど、独断的に計画がすすめられたうえ、いままたどうしてか判らぬまま中止となることをはげしく批判し、今後議事を重視してもらいたいと要望した。そのうえで市営バス計画の中止が承認され、臨時交通部の飯田部長ほか二名は、一月二〇日付で商工課勤務となり、市営競輪事務を担当することになった。

一〇月三十一日の市議会には、藤沢中央劇場設置条例を廃止する条例が上程された。この条例では、中央劇場の経営にあたる株式会社藤沢中央劇場で月三万円の使用料を五カ年間支払ったときは、同劇場を相模運送株式会社に無償譲渡することになっていた。同劇場は予想以上の成績をあげ、前年四月の開場から本年三月

末までの入場税は九〇〇万円に近い好成绩をしめし、一割配当のうえ株主招待もあってきわめて有利だと『湘南新聞』（昭26・9・25）は報じていた。そこで相模運送では使用料を繰上げ完納して無償払下げをうけたいと申入れてきたのである。市当局ではつぎの理由でこれを認めるとともに市のもっている額面五〇万円の株券を有利に引取らせようとしたのである。第一に、中央劇場を設けて市税であった入場税の増収をはかろうという当初の企画は、地方税法の改正でこれが県税移管となって意味がなくなったこと、第二に、外国映画の上映による娯楽文化向上の目的はすでに実現したこと、第三に、公民館の開設によって市民の文化活動の場所ができたことなどがその理由であった。

だがこの議案にたいしては、文化向上に役立たせるために、むしろ市で買いとるべきだという意見や、譲渡にあたっては条件を付すべきだという主張があったうえ、観光常任委員の小清水督郎議員が常任委員会の決定に反して保留を主張したため、しばらく保留となった。この議案が十一月一日に再開された市議会に再提出されると、これに先立つ観光常任委員会で小清水議員から若干疑惑の点があるので保留をもとめたが、調査したところ内部の紛争だけで不明朗な点はなかったとして、これに賛成したとの報告があり、そのまま可決された。

**固定資産税の減免** 昭和二六年の末から翌二七年の初めにかけて、固定資産税の減免問題がおこった。シヤウブ勧告によって、従来からの地租・家屋税にかわって固定資産税が設けられ、住民税とならぶ主要税目となったことは上述したが、そのため、土地・家屋・償却資産についてあらたに評価をおこなう必要があったのである。そこで固定資産の評価は二六年九月三〇日までに行なうこととし、土地・家屋については二

五年度は現在登録されている賃貸価格の九〇〇倍（農地については自作農創設特別法による法定対価―田はおおむね賃貸価格の四〇倍、畑は四八倍―の二・五倍）を価格と見なして課税し、二六年度についても、第三納期まではこの仮決定にもとづいて納付し、第四納期のさいにこれを清算することとなった。償却資産についても二五年度に仮決定をして納めるが、二六年九月の本決定にあたって二年分について清算することになった。

藤沢市では、昭和二六年度の当初予算で、前年同様に土地家屋とも賃貸価格の九〇〇倍を課税標準に見込み、これに一・六％の課率を課し、滞納繰越をあわせて総額七二〇〇万円を計上していた。ところが固定資産額の評価の結果は、これを大きく上回った。すなわち藤沢、辻堂駅前、片瀬洲鼻通り、江の島等の土地は相当な値上りを、逆に爆破作業の被害をうける辻堂海岸の土地は値下りをしめし、家屋は相当の値上りで、その結果、評価額は別表の通りとなった。これによる税収見込額は一億二五七万円、仮決定に比して三―三七万円の増で、増加率は一四四％となっていた。

これでは固定資産税が大はばな増税になる。一月八日の全員協議会では、重田総務部長から、地目変換や家屋の増改築がないのに本算定税額が仮算定額を上回る場合は、超過分の半額を軽減する。その算定がなおも仮算定額の一・五倍をこえるときはその超過分を減免するとの案を出したが、結論を得ず、一〇日に全員協議会を再開して、つぎのように決めた。

一、他市の状況等を考慮するため一時仮決定しておき、他市について判明次第本決定をする。

二、辻堂爆破事件損害補償については、議会に調査委員会を設けて調査にあたる。



固定資産評価額（昭和26年）

	固定資産決定 評価額	件数	増加額	仮決定に対す る増加率
土地	18億7406万円	7万2878筆	3億1844万円	120
家屋	39億0008万円	1万4333戸	14億9353万円	162
償却資産	64億1076万円	450件	1億4823万円	144

後者については委員一名が互選され、金子四郎、相沢五郎、石垣荒一、相沢清勝、藤田純、深沢謙治、大和田武、村越謙吉、野口順一、湯沢正直、田辺政吉が当選し、正副委員長には金子議員・相沢五郎議員が選ばれた。また前者との関連で、一月十七日の市議会では、固定資産税の課率の本決定が済まないもので、第四納期をさらに二期に分け、本決定による過不足分はあとのほうの二七年二月に清算することになった。固定資産税の課率は、翌二七年一月二五日の市議会を通過した昭和二六年度分固定資産税軽減に関する条例で本決まりとなった。これは税率を一・五％に引下げたうえ、さきの重田総務部長案のように減免する、すなわちそこで算定された税額が、地目変換や家屋の増改築の事実がないのに仮算定額をこえた場合には超過分の半額を軽減し、こうして算定された額がなおも仮算定額の一・五倍をこえるときはその超過分を減免するというもので、この減免は納税者の申請を必要とせずに実施されることになった。

重田総務部長の説明によると、固定資産の評価増にともなう固定資産税の増徴分は三千余万円になるが、この条例によって増徴分の三分の二程度が軽減され、数字上は一〇〇万円ほどの増徴になる。だが、このなかには地目変換や建物の増改築による自然増が含まれているから、実際の増徴分はこの半分ぐらいにとどまり、急激な変化を防ぐことができるということであった。

昭和二十七年三月三〇日の全員協議会では、辻堂爆破事件調査委員会の田辺委員長から調査の報告があった。同委員会としては審議の結果、つぎのように決定したとしてこれを全員にはかり、異議なく承認された。

辻堂地区の爆破被害による昭和二十六年度分の固定資産税に対する評価は相当数の調査粗漏のものがあることが認められた。この是正は昭和二十七年度分の調査の際根本的な調査をなし其の結果による差額は減額することが至当であり、尚この調査の完璧を期すため特に被害の甚しきものについては申告せしめることを至当と認めた。なほ右の周知徹底を期すため市公報、ポスターの掲示、チラシ等に依り知らしめることを理事者に要望することに致しました。

なお昭和二十六年一月一七日の市議会では、市民税の法人税割を二七〇万円追加計上したことから、当初の見積りが過少だったのではないかと問題になった。大和田議員は、法人の市民税所得割は当初予算ではわずか九〇万円しか見込んでいなかったのが、その後つきつきと追加計上されているが、当初の見積りとその後の追加計上の根拠をしめせと質問した。これにたいする秋山税務課長の答弁では、当初法人税割を九〇万円と見込み、その後の調査で六九〇万円に訂正し、さらに二七〇万円を追加したのであるが、これは法人の申告納税とそれにたいする調定額とから推定したものである。法人税割は、個人税割とちがって本年度の事業実績にもとづくものなので、日本精工にしても関東特殊にしても本年度このように巨額の収益をあげるとは予想できなかったのだということであった。

これにたいして野口議員は、九〇万円が六百万円となり、さらに精密にやれば一千万円になるのではないかという予想は、すでに数ヵ月前に聞いたことがあるとし、この答弁は納得できないと反駁した。

## 第六節 伊沢市政から金子市政へ

### 一 昭和二十七年の市長選挙

伊沢市長の辞職をめぐる紛糾 昭和二十七年にはいると、四月の伊沢市長の任期切れを前に、市長選挙が市民の関心をあつめた。すでに前年の九月に対日講和条約と日米安全保障条約とが調印され、ついで社会党は講和・安保両条約にたいする態度をめぐる左派が対立し、左派社会党(委員長 鈴木茂三郎)と右派社会党(書記長 浅沼稲次郎)とに分裂していた。これと前後して公職追放者の追放解除が続々とすすめられ、旧政党内の政界復帰にもなつて、保守勢力内部の勢力争いもようやく表面化しようとしていたのである。

藤沢市長選の下馬評でも保守陣営から現職の伊沢市長と元片瀬町長の林吉次郎、それに元市長の金子小一郎の三候補が鼎立し、市議会も一八名の自由党議員が伊沢、金子に二分され、一一名の緑成会と右派社会党とが林を支持して、天下三分の形勢となるものと見られていた。

こうした情勢のなかで、伊沢市長は突如として二月一五日に辞職を豊島議長に申し出た。その理由は「今や昭和二十七年予算編成の重大時期に際会してはいるが政情は混とんとしている。よつてこのような事態

とこれに関する自分の現在の心境にあっては重要な予算を編成することは自分の信念が許さない。新予算は新たに選ばれた新市長の確乎たる信念に基き編成されるべきが至当と考えここに退職する」というものであった。翌一六日には伊沢市長は、退職の期日を二月二〇日限りとしたいのでよろしく御取計り願いたいとの追信を豊島議長におくった。伊沢市長が突然辞表を提出したのは、他党・他候補の陣営が整うのに先手打って奇襲で再選を狙おうとするものであった。『神奈川新聞』(昭27・2・15)はひとつには自由党として社・共両党に不意打ちをくわせてこれに圧勝し、予想される総選挙にそなえる意味をもっており、自由党派支部幹部とも連絡のうえで行なわれた模様であるが、ひとつには、保守陣営の同志打ちにあたって市民税問題で黒星をとった伊沢が非常手段に出たものともいえる観測していた。

選挙管理委員会では、ただちに委員会を開いて、選挙期日を三月九日、告示は来たる二月一八日と決め、一六日から二二日まで公職適否の資格審査をおこなうと発表した。伊沢は一八日に立候補を届出、林もこれにつづき、二〇日朝になって金子も立候補にふみきった。社会党からは野口順一市議が立候補するかと見られたが、とりやめとなり、共産党からは二八日になって弁護士岡崎一夫が立候補することになった。

二月二〇日には市議会の急施臨時会が開かれ、市長の申立に同意を与える件が上程された。小山正光役は身体に故障があって市長は出席できないと述べたが、青木保二郎、野口順一らの議員は市長の出席を要求した。そして市長が出席するまでの間に、市長選挙立会演説会条例などを可決した。午後一時二五分に再開されると、伊沢市長は挨拶だけで退席しようとしたが、野口議員はじめ革新議員団の面々がさかんに食いさされた。選挙管理委員会が一五日に急いで委員会を開いたのもおかしいが、伊沢市長の辞表がまだ発効して

いない一八日に立候補届出を受理したのは、公職選挙法違反ではないか、また伊沢は自由党員であるのに無所属として立候補届出をしたのは団体等規正令違反ではないかなどときびしく追及したのである。選挙管理委員会からは飯森春吉代理委員長が出席して答弁にあたったが、申し開きが立たず、仲戸川議員から緊急委員会を開いて態度を明確にせよとの要求があつて休憩にはいり、選挙委では兼子浪造委員長の名で伊沢の届出受理を取消すことを公示した。ところが選挙委では公示の写しを豊島豊次郎議長に渡しただけで委員を議会に出席させなかったので、市議会は議会無視として議長から警告を発することとなった。なお伊沢市長の故障については、豊島議長から今朝診察したところ疲労からくる脳神経衰弱症として静養をすすめたと、医者としての報告があつた。こうした経過をへて伊沢市長の退職申立は承認されたのである。伊沢は二〇日付で自由党脱党を届出て、二一日に立候補届を再提出した。伊沢市長の策略はかえつて自己ののどをしめる結果となつたのである。

昭和二七年三月の市長選挙 選挙戦の情勢については『神奈川新聞』（昭27・3・1）の報道を引用する。

「最終日に立った岡崎氏の立選れは別として林、金子、伊沢の三氏は、目下のところ全く互角の形勢にあるといつてよく、決選投票に持込む公算もまた大である。消息筋によつても伊沢氏の現役の強味をうたう者、金子氏の人柄と実力を買う者、漁夫の利を占めた林氏の有利を説く者と、その観測はまちまちでそれだけに最後まで予断を許さぬ戦いとなりそうだ。

任期満了前に辞職して抜き討ちをくらわせ、現職の有利に立とうとした伊沢前市長の作戦は確かに図に当たつたかみえたが、届出に関する選挙委の失態などからかえつて市民感情を刺激する結果となり、奮起した林、金子両氏の袂

撃にあい、昨年の市民税問題などの悪材料も手伝って、当初の絶対有利な態勢がくつがえって、かなりの苦境に立っている。不意打ちをくらった金子氏は一時立候補を断念するまでに至ったが、地元民の強力な支持に動かされて出馬の決意を固め、立ち遅れを驚異的に挽回して伊沢陣営に食いこんでいる。金子氏は伊沢氏の前任者であり、両者の調整をはかるため金子氏を県監査委員に推すなどの工作が行われたが、すべてはご破算となって対立は逆に激化した。伊沢氏は六会が、金子氏は旧明治村（辻堂、大庭）が絶対の地盤とされているが、両者共通の地盤に立っているのが、票のつぶし合いも激しいようである。こうした間隙をついて片瀬を不動の地盤とする林氏の進出が目立っているが、金子、林両氏とも先ず「打倒伊沢」を呼号しているので、受ける伊沢氏の立場は辛い。

共産党の候補は最後に岡崎一夫氏に決ったが、それまでには社会党左派その他革新陣営の統一候補として畑中政春氏を推す動きがあり、左派からはまた野口順一氏の声もあった。共産党は最近の反政府的気運に乗ってシンパはもちらんインテリ層を狙うものとみられる。社会党右派は支部執行委員会で林氏支持に決定したが、林氏が保守派、中間派の支持にも立っているので、表面的な活動はしていない。

藤沢の有権者数は約四七、〇〇〇、旧町村別に見ると藤沢一二、七〇〇、鶴沼一二、八〇〇、明治九、六〇〇、六会三、八〇〇、村岡一、九〇〇、片瀬六、〇〇〇となっており、このうち明治、六会、片瀬はそれぞれ金子、伊沢、林の三氏の地盤とされ、このため浮動票の多い藤沢、鶴沼が天王山と目されている。とくにインテリ層の多い鶴沼の住宅地帯はとかく市政への関心も低く、古い選挙戦術では得票も困難なため、如何にしてこの地帯の住民の関心と呼ぶかについては、各候補とも頭痛の種となっているようだ。

市民の関心といえはいつものところ未だ全盤的には低調である。ただ昨年の市民税問題などから自治への関心はかなり高まってきているので、市長選挙への関心も次第に調子をあげ、前回の五五％というような投票率に終ることはあるまいと、市選管委あたりではみている。伊沢、金子、林三氏とも自由党系、保守系の出身であるが、掲げる公約は

それぞれ特徴をみせている。先ず林氏は健全財政による一億の市債償還の要を説き、行政機構を改革して支所の強化をはかり、市政と住民の結びつきを強めようとしている。また減税については二十七年当初予算で二百万円の減税は可能というなどかなり具体策も示している。金子氏もまた冗費節約による漸進主義、市民の担税能力と均衡のとれた予算の編成を二大綱領として、市民の信頼し得る政治活動を行いたいと語り、その堅実な人がらをみせている。税金問題で矢面に立つ伊沢氏は教育施設の充実、都市計画の完成など相変らず積極策を誇示しているが、とくに住宅都市としての発展のためには教育内容の充実が急務であるとの感覚をみせ、減税については「市政の実情を知っている者には、減税など軽々しくいえないはずだ」となかなか強気である。岡崎氏は行政協定締結からむ反政府的、反自由党的気運をとらえて、保守政策を反撃していくだろう。

この藤沢市長選挙は来るべき総選挙の前しょう戦といわれており、それだけに内部事情は複雑でとくに自由党の複雑な党内事情の縮図の感がある。金子氏はいわゆる岡崎派一色で青木豊三郎県議、実弟金子四郎市議らが中心となって運動を進めているが、市議のうちにも次々と洞ヶ峠を下って金子陣営に投ずる者の数を増しているといわれ、また神教組も金子氏支持に決したため、立候補当初の悲壮感から次第に明るさをとり戻しているようである。伊沢氏を推すのは河野、岩本両派の連合軍で、氷炭相容れぬ両派の連合は一見奇異の感を受けるが、直接の理由は伊沢氏を補佐する小山助役が河野派の人であることによるようで、栗原直義（河野派）池田進（岩本派）氏らが参画している。しかし両派の水と油の関係は決して解消したわけではなく、戦線の統一にも支障があるようだ。

なお『湘南新聞』（昭27・3・5）は、保守三候補の選挙参謀をのせている。藤沢市政界の人的なつながりを考えるための資料として、これを載せておこう。

伊沢派 総務部長秋本信善、同副部長佐々木長治、飯田正雄、渋谷寅吉、文書主任小野田拓司（熊太郎―引用者注）、

會計主任伊沢三郎、企画部長田辺政吉、同副部長橋川庄三郎、遊説部長深沢謙治、同副部長佐藤孫八、村越謙吉、杉山清茂、宣伝主任渋谷松夫、企画主任小清水督郎、情報部長宮崎忠太郎、同副部長尾島留吉、連絡主任中田竹五郎、通信主任川井武治、統計主任大竹寿、なお企画部には池田進、遊説部には栗原直義が控えている。

金子派 岡崎勝男、飛嶋繁、青木豊三郎、斎藤正男、相沢五郎、藤井金蔵、相沢清勝、金子四郎、山口倉吉、川田義一、田邊半蔵、山崎宣一、青木縫蔵、石井茂、石井光三、武藤武夫、平野恒子、神奈川県教職員組合、明治農協、婦人会高橋鑄江、山本悦三夫人、三嘴進、赤木愛太郎。

林派 選挙事務局長兼事務部長鈴木竹次郎、副部長湯沢正直、部員二見林太郎、赤羽根万吉、小金武雄、竹内泰治、企画部長小塚源太郎、副部長田中喜八郎、石垣荒一、部員前薫彦、二見林太郎、赤羽根万吉、石井清、遊説部長永井健三、副部長渡辺功、田口治三郎、中田吉堯、富田史郎、部員二見喜一、中村郁次郎、福島清、内藤博之、松本重文、中野要三、情報部長小出春之、副部長山下正美、藤田純。

三月九日の市長選挙はもりあがった雰囲気のみでおこなわれた。投票率は七三・八%と、前回の市長選挙の五五・〇%を大きく上回り、市長選挙としてはさきにもあとにもないほどの高率をしめた。

開票は翌一〇日の午前八時から市庁舎三階の大会議室で行なわれたが、金子候補が最初から大きくリードをつづけ、公選三代目の市長の栄冠を獲得した。第二位には林候補がつづき、伊沢前市長は大きく引き離されて第三位に落ちた。共産党の岡崎候補の得票は、前回の葉山又三郎の票の半分にも及ばなかった。

候補者別得票数

金子小一郎（無）

一万三八一五票

林 吉次郎（無）

一万一九二七票

伊沢十郎（無）

八四〇八票

岡崎一夫（共産）

一五八七票



なお投票所別の投票率をみてもかなり平均して高い。

投票所名	投票者数	投票率	投票所名	投票者数	投票率
市役所	一二〇五	七五・六	辻堂小学校	一四〇三	六八・八
地方事務所	一六六七	七五・五	明治農協	二五〇五	六八・〇
西富会館	一一九九	七六・一	辻堂支所	一四七二	七〇・七
済美館	一八四七	七四・六	明治小学校	一七五七	七九・八
藤沢高校	二〇四三	七七・七	亀井野クラブ	九九八	八九・九
本町小学校	二一二七	七八・七	下土欄クラブ	五九二	七九・六
日清百貨店	三〇八〇	七一・七	六会支所	九〇二	八二・二
村岡小学校	一五六六	七七・〇	石川クラブ	八三〇	九七・九
鶴沼小学校	一六一九	七八・五	片瀬小学校	一三三二	七九・一
鶴洋小学校	一二八三	七〇・七	片瀬支所	二七四三	七三・二
旧鶴南支部	一〇四六	五三・八	江の島分校	六五四	八六・七
鶴南倶楽部	二〇二二	六一・〇			

(『広報ふじさわ』第四三号)

## 二 金子市政の発足

金子市政の発足と昭和二七年度予算 金子市長は、就任直後の市民へのあいさつで、「地方自治体の民主化にとって一番大切なことは財政の確立であり……市理事者は経済情勢に不断の注意を払い担税力の消長を

測定する必要がある」と財政確立の要を説き、「起債の見透しのつかぬ積極事業を予算に計上して所信の政策実現に万丈の気を吐くと致しましても、その実行の伴わないときは何等の価値がなく、寧ろ害があります」と放漫財政を批判したうえ、「今後私は全力を振って清浄なる住宅都市、教育文化の都市、観光都市の建設にまい進し、又これを培養する商工業者のよき協力者となり、平素包懐している農業施策に精魂を傾けたいと念願するものでございます」と語った(『広報ふじさわ』第43号、昭27・3・25)。

三月一五日には就任あいさつのため全議員をまねき、二五日にははじめて市議会にのぞんで、つぎの趣旨のあいさつを行なった。

「講和条約の発効によって日本は独立の栄誉を得たが、同時に非常な困難を増すのではないかと思えます。今後の市民生活と藤沢市の行政とは非常に関係が深くなったかの如き印象が市民の間でもたれておりますが、迫りくる財政上・経済上の困難と市政とをいかに調和させるかが、先決の問題となってきました。八万市民は我々市長・理事者ならびに議員諸君に対しまして眼をそばだて耳をそばだてて注視していることを考え、今後いろいろ御協力くださることをお願いします。」

簡単なあいさつではあるが、市民税反対運動が高まりをみせた直後にこの言葉が述べられたことを考えあわせると、この含みの多い表現は、負担軽減や市民へのサービスなどにたいする市民の要望をコントロールしながら、市財政の確立をはかろうとする宣言のように受けとれる。

新年度をひかえた三月二五日の市議会には、昭和二七年度自四月至五月藤沢市歳入歳出暫定予算とその関連議案が提出され、二見林太郎議員を委員長とする予算特別委員会に付託された。暫定予算となったのは、

金子市長は当選早々で本予算を編成する余裕がなかったためであったが、これは三〇日の市議会で二見委員長の報告通り可決された。

この日の議会では二五年度の決算を認定するにあたって、豊島議長から昨年一月に決算を提出することを要望する付帯決議があったことを述べ、決算を一月中に提出してもらいたいと要望した。しかし金子市長は現在の会計・出納の吏員数では不可能であるときっぱり述べ、極力早くするよう努力することで落着いた。閉会にあたって市長は「私は正直な人間であやをつけて申上げることが出来ない性分で、幾分皆さまの感情を刺激したかと申訳なく思いますが、微に入り細にわたっての皆さまの御意見は非常に参考になりましたので、十分尊重して実現方に努力したい」と述べ、議員の協力に感謝の意を表した。

昭和二七年度本予算とその関連議案とは、五月一三日の市議会に提出された。予算総額は三億五九〇九万七二四三円で前年度の現計予算の九九・七二％にあたっていた。その編成方針については、金子市長は要旨つぎのように述べた。

「予算本来の性格に基き予見し得る経費はすべてこれを網羅計上したことは勿論であります。法令費、義務費、既定費等の基準的経費については、財政事情の真相を直視し、いたずらに従来の行きがかりに捉われることなく、断乎として新しい観点から取捨するとともに、政策的な経費については、事業の重要性を十分検討し、緊急捨て置き難いものを選択計上して、極力歳出の圧縮に努力しました。一方歳入の面においても、国・県の補助金・交付金を始め……その増収をはかったのでありますが、……本年度の市税は税法の改正によるものは別とし、すべて自然増収を見るに止めたのであります。……地方財政平衡交付金と起債については、昨年度の実績に鑑み、本市は相変らず不利な状況に置かれておりますが……本年度は地方財政平衡交付金において一千五百万円、起債において五千五百万円を計上

し、これが獲得のために資料の提出、実情提訴等に万全を期して目的実現に努力する考えであります。」

歳入のうち市民税は三三五五万円増の一億七六三円、固定資産税は昨年度行なった軽減はしないので五一八万円増の九四三九万円円で市税総額は三〇二六万円増の二億二一〇三万円となっていた。国庫負担金も一三二二万円増の四四八三万円と見込まれていた。これらの増加額と地方財政交付金と市債とあわせて七〇〇〇万円を見込んだことが、前年の歳入予算に比してのおもな増加項目であった。

歳出の面では、土木費・観光費・産業経済費・教育費・議会費・警察費・公債費の順に高い伸び率をしめた。社会及び労働施設費は頭打ちになり、保健衛生費は半減しているが、その一因は失対事業費と下水道費が土木費の項に移されたことにあった。

金子市長の説明で強調されたのは、つぎの諸点であった。議会費については議員報酬の若干の引上げ、月二千円の交際費の支給、退職議員への記念品贈呈、役所費では予算定員の圧縮による人件費の節減と委員報酬の若干の引上げ、警察費では超短波無線電話設備の設置と片瀬方面の警備力の強化、土木費では都市計画事業と下水道事業の実施、教育費では鶴沼・村岡両小学校の改築、社会及び労働施設費では公営住宅一〇戸の建設、保健衛生費では伝染病予防と汚物掃除事業の推進、産業経済費では土地改良と畜力導入を重視するいっぽう中小企業の金融難打開のために藤沢信用金庫に三〇〇万円を貸付けること、観光費では児童遊園地三カ所の新設と鶴沼海浜公園の新設、公債費では庁舎建設のための借入れ金六千万円の償還期限の延長などである。

これにたいして革新議員団を代表する大和田武議員は、膨大な市税を徴収しながら、議員報酬等の値上

げ、警察予算等に相当の部分が消費され、下水道費の財源のほとんど全部を起債におおぐなど市民にまったく還元されず、住宅都市としての藤沢の発展を妨げていると反対した。そして議員報酬の値上げや交際費、観光協会補助金等を減額して下水道費に繰入れる修正案を提出した。緑成会からは田中喜八郎議員が立って、平衡交付金と大蔵省からの借入金の獲得を強く要望し、財源の見つかり次第、学校教育・社会教育や、観光等の施設の充実をはかることを意見として付したうえで原案に賛成した。同志会からは渋谷寅吉議員が立って、京浜間の衛星都市として、産業都市として、観光都市としての藤沢の発展を希望する見地から、この予算に全幅の賛意を表した。新公会からは大竹寿議員が立ち、防犯協力会等の外廊団体への市費の支出、道路・下水道事業の促進、塵芥焼却場の設置を希望意見として原案に賛成した。

採決の結果は、革新議員団の修正案は否決され、予算とその関連議案とはすべて原案通り可決された。

なお藤沢信用金庫への三〇〇万円の貸付けは、中小商工業者運転資金として同金庫から七月一日と十一月一日とからそれぞれ三ヵ月、つまり決算期のやりくりのために貸付けを行なわせるための出資金であった。その後信用金庫では運営の万全を期するため市議会と理事長から一名ずつ役員を送ることを要望してきたので、金子市長が監査役を引受け、議会から理事一名を出すことを六月一日の全員協議会に提案して了承された。なおこの年の予算案には商工振興事業費に五〇万円計上され、商工会議所を通じて会議所と商店連合会で折半することになっていたが、商工会議所では補助金を六〇万円に増額することを請願し、この請願は内政産業連合委員会で採択され、増額が実現した。市当局と市財界との結びつきがよまったのである。

予算審議に関連して、革新議員団は五つの議案を提出した。通信大学遊休設備活用促進の件、辻堂駅藤沢

駅設備改善促進の件、辻堂演習場接収解除促進の件、平衡交付金並に起債獲得の件、鉄道横断下水路改修方  
についての意見書提出の件の五つである。はじめの四件については後述する。第五の件については意見書を  
提出することがきまった。

八月二八日に全員協議会が開かれると、金子市長は突然、昭和二七年度実行予算をつくったことを報告  
し、これにたいして市議会の了解をもとめた。この実行予算は市財政の赤字状態を克服するため、部課長の  
協力によって、特定財源のもの、緊急不可欠のものや人件費などを除いた残りの一億二百万円についてその  
二割を削除する、すなわちこれらの分については八割を実行予算としたという提案であった。これは前年  
度の決算をしたところ約一八〇〇万円の赤字が出たためにいそいで立案されたもので、二七年度予算にも、  
平衡交付金や起債の獲得運動への配慮から、見通しの困難な交付金や起債が組みこんであるので、この実行  
予算を組まなければ今年度も赤字になるおそれがつよいとの理由によるものであった。

この提案にたいしては、野口、葉山キヨ、葉山ふゆ子らの議員から予算成立後わずか一ヵ月余でこうした  
実行予算を立てたのは、議会の審議権を無視するものではないか、平衡交付金・起債の獲得について努力を  
しているのか、これによって事業とくに緊急な下水や教育などの事業に支障を来たすおそれはないか、こ  
うした状況なのになぜ議員報酬の値上げをしたのかなどと市長を追及した。これにたいして金子市長は、実行  
予算は予算執行についての理事者の心構えであり、議決の精神に反するものではない、平衡交付金・起債に  
ついてはできるだけだけの努力をしている、学校関係のものについては学校側と協議して支障のないよう努力し  
ている、議員報酬は就任前の湘南五市内政常任委員長会議の申合せ等を尊重するとともに公務員の給与とも

勘案して妥当なものと認め、議会の空気も考慮して議決願ったもので、矛盾はないと答弁した。

そこで市長の実弟で、同志会の金子四郎議員が立って、これは市の理事者の心構えの問題で、協議会にかける必要はない、野口議員らの質問は、腹のなかではやむを得ないと承知しながら単に難くせをつけようとする八百長にすぎないと放言したため、議場は混乱におちいった。そこで休憩して折衝を重ねたのち、金子議員から発言の取消しを申し出で、そのあと新政会の秋本信善議員が、市長は削減しても支障はないというが、そうきっぱりいわれると納得できなくなる、赤字財政をやりくりするので多少無理があるかも知れないが、支障ないようつとめるから了とされたいといういい回しとしたりどうかと発言し、野口議員も支障がないと断言するのなら更正予算を出すべきであり、秋本議員のような趣旨なら了承すると述べた。金子市長も二割削減は目標であって絶対的に押しつけるものではないと認めた。同志会の金子、相沢五郎両議員は、座長の青木議長が秋本、野口両議員の発言を許したことはさきほどの各派代表の申合せに違反すると非難したが、実行予算の件はこれで打切りとなった。

### 三 青木議長の就任と会派の動向

青木保二郎議長の就任と常任委員の改選 金子市長の就任のあと四月三〇日に開かれた全員協議会では、あらたな会派の構成にそって運営委員会を構成することが要望された。それまでの運営委員は深沢謙治議員だけを残して辞任していたのである。そこで各派から二名ずつ出て運営委員の選出を協議することになった。正副議長も辞意を表明したが、全員の希望で予算審議を終わるまでこれを保留することになった。

五月一三日の全員協議会では、各派交渉委員の会合で五人までの会派からは一人、六人以上一〇人までの会派からは二人、一人以上の会派からは三人の運営委員を選出することに決まり、つぎの一〇人の委員が選ばれたことが報告された。運営委員会の委員長には田辺議員、副委員長には石井議員が任命された。

緑成会 葉山 キヨ 石井 清 前 薫彦

新政会 田辺 政吉 橘川庄三郎 村越 謙吉

市政同志会 相沢 清勝 藤井 金蔵

革新クラブ 石垣 荒一 藤田 純

このうち新政会はようやく届出を済ませたばかりの新会派で、大竹議員のあいさつによれば、厳正中立・是々非々の立場で議会に臨む趣旨のもとに発足したものであるが、自由党の議員でさきの選挙で伊沢候補を応援したグループから構成されていた。

昭和二七年度本予算の審議をおわったあと、六月一三日には正副議長改選の市議会が開かれた。しかし議長の人選をめぐる各派間の交渉がまとまらず、紛糾をつづけた。この間、二見議員を支持する緑成会の八名と市政同志会の八名と二見議員自身とは、保守合同の交渉中に一方的に開会をはかったとの理由で引揚げた。青木議員を推す新政会の一〇名、革新クラブの六名、それに二見議員支持に反対して緑成会を脱退した豊島豊次郎、仲戸川桃人、葉山キヨがつくった中正会と計一九名だけが出席して一気に改選投票を決定した。その結果は一九票で青木保二郎議員が当選し、第五代の議長に就任した。ついで副議長も選出するかどうか問題になったが、一九名だけで副議長まで決定することは今後の市会運営上からも好ましくないと



の自重論が出て、会期を一七日まで延長して六月一日午前一時四五分に散会した。

こうしたいきさつから緑成会を脱退した三名が中正会を作ったのち、新政会の宮崎忠太郎議員が市政同志会に転じ、緑成会の客分格だった二見議員が同会に入り、市議会の新分野はつぎのようになった。

新政会（一〇名） 青木保二郎 秋本信善 川井武治 大竹寿 小野田熊太郎 橘川庄三郎 村越謙吉

清水水督郎 田辺政吉 深沢謙治

緑成会（九名） 石井清 永井健三 小出春之 湯沢正直 前薫彦 梶野光秋 斎藤正夫 田中喜八郎

二見林太郎

市政同志会（八名） 山口倉吉 相沢五郎 相沢清勝 中田竹五郎 金子四郎 渋谷寅吉 藤井金藏 宮

崎忠太郎

中正会（三名） 豊島豊次郎 仲戸川桃人 葉山キヨ

革新議員団（六名） 藤田純 田口治三郎 石垣荒一 野口順一 葉山ふゆ子 大和田武

八月四日の市議会では田辺政吉、藤井金藏、藤田純、石井清の四議員から市勢の進展にともない常任委員の改選が提案され、各会派から選考交渉委員を出して選考にあたることとなった。六日に開かれた全員協議会には、新政会から大竹、橘川、緑成会から田中、永井、同志会から藤井、相沢清勝、革新議員団から大和田、石垣、中正会から仲戸川の各議員が選考交渉委員として通告された。二見議員からは、他市においては常任委員の選考に当たって市民に恥じるような事態があったが、本市では円満協調のもとに迅速に選考を完了させたいと要望し、全員了承した。

選考交渉委員会では六日に大竹、永井両委員をそれぞれ正副委員長に互選して審議にあたったが、選考は難航した。委員会ではまず常任委員長、副委員長のことを審議することとしたが、七日の委員会では橘川委員代理の村越委員から常任委員長は新政二、同志・緑成あわせて三、革新議員団一、中正・無所属あわせて一という提案があり、田中委員からは新政二、同志二、緑成二、革新議員団一という提案がなされ、審議を重ねても結論に達しなかった。八日の委員会でも妥協点が見出せず、まず村越案を表決したところ賛成四、反対四の同数となり、委員長が村越案と裁決した。副委員長については、石垣委員より緑成・同志あわせて四、新政・革新・中正・無所属あわせて三という提案があり、賛成四、反対二で採択された。九日の全員協議会ではこの中間報告だけをおこなって、会期を一四日間延長し、二三日になって再開された市議会も幕切れの午後一時すぎになって、ようやく常任委員の顔ぶれが決まった。正副委員長はつぎの通りである。

内政常任委員会	正 大竹 寿	副 湯沢正直
教育常任委員会	正 藤田 純	副 中田竹五郎
民生常任委員会	正 豊島豊次郎	副 石垣荒一
産業常任委員会	正 藤井金蔵	副 前 薫彦
建設常任委員会	正 村越謙吉	副 川井武治
観光常任委員会	正 梶野豊秋	副 小野田熊太郎
治安常任委員会	正 永井健三	副 相沢清勝

藤沢市警の拷問事件 あたかも予算審議中には問題の破壊活動防止法案が国会で審議されており、これに

たいする反対運動がまきおこっていた。藤沢市議会でも、革新議員団は同法案に反対する意見書を政府に提出するよう提案した。五月二十七日の市議会では野口議員が説明に立ち、すでに労働組合や民主団体にも公安係などが出入している状態で、もしこの法律が成立すれば言論・集会・結社の自由は公然と侵害され、政府の意に反するあらゆる言動が圧迫され、日本の民主主義の命とりになる危険性があると力説したが、この提案は否決された。

おりから同月に、藤沢市警の警察官の拷問事件がおこり、防犯主任の西方警部補と少年係の落合巡査とが横浜地方検察庁に検挙されたことが報じられた。

六月一日の全員協議会では、野口議員がこの問題を取りあげ、新聞によると公安委員長と警察署長とが横浜地方裁判所に向いて遺憾の意を表したとあるが、これだけで済ますのは市民にたいして無責任であり、また市の公職にあるお歴々が職務に忠実な警官の徳行をたたえて穏健な処置をもとめる嘆願書に署名していることも問題であるとして、公安委員長の出席をもとめて詳細な経過報告をきくことを主張し、全会一致で了承された。

公安委員長は六月一三日の市議会に來たが、議長選挙をめぐる紛糾のため報告できず、一七日の市議会も開会が大はばにおくれたため、公安委員会からつぎの経過報告を出すにとどまった。

藤公安発第五〇号

昭和二十七年六月一四日

藤沢市公安委員会

藤沢市議会議長 青木保二郎殿

本年六月五日市警職員西方警部補及落合巡查の兩名が横浜地検にかねて食管違反及詐欺事件の被疑者の取調べに当り職務上行過ぎの行為ありたる容疑につき召喚留置されました。公安委員会並に警察長に常に職員に対しかかることなきよう嚴重に注意を与えおりに拘らず、斯の如き事態の発生を見たることは遺憾至極であり、当公安委員会は深甚な謝意を表するものであります。

本件に対し公安委員会は事件発生と共に諸般の情勢を判断し慎重審議の結果、六月七日付を以て兩名に対し夫々免職処分に至りました。

又警察長に対しては部下統率の責任上六月一二日付をもって戒告処分に致しました。

右謝意を表し併せて経過報告致します。

六月一七日の市議会でこの経過報告が朗読されると、野口議員は議員の一人として議会の都合でせつかく来られた公安委員長長の報告をうけられなかったことには責任を感じずるが、もっと事実経過を明らかにしたいので、できれば本日の会議中に公安委員長から十分な説明をもとめたいとの意見をのべ、異議なく承認された。青木議長は公安委員長に連絡をとると述べたが、けっきょくそのままにおわった。

#### 四 昭和二七、二八年の総選挙

昭和二十七年の総選挙と選挙違反問題 昭和二十七年五月にサンフランシスコ講和条約が発効したとき、衆議院は昭和二十五年一月の総選挙以来の議員によって構成され、このとき大はばに進出した共産党の議員だけが追放指令によって議席を失っていた。前年の追放解除によって自由党には前総裁の鳩山一郎をはじめ石橋湛

山、三木武吉、河野一郎らが復帰して鳩山派を構成し吉田派と対決した。民主党は追放解除組の元民政党グループを加えて改進黨を結成し、重光葵が総裁、三木武夫が幹事長になった。占領体制の終了とともに自由党の吉田派と鳩山派、それに改進黨が三つどもえとなつて、保守勢力の主導権をばげしく争おうとしたのである。他方、講和・安保両条約をめぐる左右両派に分裂した社会党はそのままであり、共産党はこの年のメーデー事件以後、火炎瓶戦術に出て、孤立化をふかめていた。

こうした情勢のなかで吉田内閣は、追放解除組の準備がととのわないうちに、八月に臨時議會を召集して、いわゆる抜き討ち解散をおこなつた。これに先立って公職選挙法が改正されて選挙運動にたいする制限が強化され、新人候補者や革新勢力に不利に作用した。

一〇月一日に実施された総選挙では、自由党の当選者は二四〇名で減少はしたもののなお過半数を占め、改進黨八五名、右派社会党五七名、左派社会党五四名で、社会党が盛り返したのにたいして、共産党は全員が落選した。追放解除者は一三九名が当選した。保守政党の新議員の半数を官僚出身者が占め、財界が巨額の政治献金によって保守政党の支援に積極的のりだし、他方、社会党議員のなかに労働組合出身者がふえはじめするなど、その後の総選挙にみられる特色が、このときの総選挙から表われはじめたのである。

神奈川県第三区では、五人の定員のところに一二、三名が立候補すると取沙汰されたが、けっきよく九名が立候補した。自由党からは、岡崎勝男外相、岩本信行衆議院副議長と小金義照の現役代議士に、追放解除の河野一郎元同党幹事長とが立ち、河野の弟の謙三は立候補をとりやめた。その他、佐藤謙吉・坂田稔と追放解除の安藤覚とが立った。右派社会党からは、片山哲元首相が引続いて立候補し、左派社会党の山川菊栄

引出しは失敗した。共産党からは内野竹千代が立ち、共産党を脱党した中西伊之助前議員は出馬しなかった。大物ぞろいだけに早くから当選確実が決まっていた番狂わせはまずないともいわれたが、自由党のなかには吉田派と鳩山派の内紛がはげしく、予断を許さぬとの声もあった。選挙の二日前には河野は石橋湛山とともに自由党を除名された。

選挙の結果は、前回落選した片山が、事実上左右両派社会党の統一候補として一〇万余票をとって最高位で返り咲いた。二位は返り咲きの河野が五万七千票で依然たる強さを見せ、これに小金、岩本とつづいた。岡崎外相は片山について第二位との下馬評を裏切って最下位でやっと当選し、農民の目は秘密外交、官僚外交をするどく批判していると評された。

藤沢市での得票状況を見ると右社の片山が有効投票三万五九六票の半数に近い一万六九二九票を占めて他を引き離し、これに自由党の岡崎の七二一九票、河野の四五六四票、岩本の三六八三票とつづいている。共産の内野が一四一二票、それに小金九六〇票、安藤党六四四票、佐藤謙吉六〇八票、坂田稔二七七票であった。

この総選挙からんで、藤沢市会では、秋本信善副議長をはじめ七議員が選挙違反の容疑で取調べをうけるといふ、とんだ事件がおこった。まず秋本副議長は岩本派の選挙運動で七〇名を自宅に招いて供応した疑いで留置をうけた。他方、岡崎派については、出納責任者である金子四郎市議が買収供応の謀議にあつたとして追及された。金子は出納責任者だけに違反が岡崎外相にも及ぶのをおそれて一ヵ月にわたって潜行をつづけて話題をまいた。

秋本、金子両議員は、取調べをうけたあと、副議長ならびに監査委員の辞表を提出し、十一月二日の全員協議会ではその辞意を了承した。一二月の市議会では、副議長の辞職許可とその選挙ならびに監査委員の選任に同意をもとめることが日程にあげられたが、いずれも議事にはいらぬまま、年度末を迎えたのである。

教育委員会の設置 衆議院議員総選挙から四日後の昭和二十七年一月五日には、藤沢市にとって最初であり、また最後ともなった教育委員の選挙が施行された。

公選による教育委員会制度は、占領軍の民主化政策の一環として導入されたもので、戦前の国家主義的な教育の支柱となった知事―教育部長―視学による中央集権的な地方教育行政を根本的に変革しようとするねらいであった。教育委員会は都道府県と市町村のすべてに設置されるべきものとされたが、財政上の都合から都道府県と五大市だけが設置を義務づけられ（昭和二十三年一月五日に教育委員選挙、一月一日発足）、それ以外の市町村については昭和二五年まで任意設置とされ、ついでそれが二七年にまで延長された。

しかしこれらの市町村はおもに財政上の理由から教育委員会の設置に消極的であった。そのうえ教育委員会法では人事権も市町村に移譲されることになるので、教員の人事交流が困難になり、人事の停滞や欠員の補充難、さらにはボスの人事介入をまねくおそれがあると懸念された。文部省でも町村単位の教育委員会には反対であった。神教組も、人事上からも財政上からも教育の機会均等を妨げるおそれがあるとつよく反対した。

昭和二十七年八月二八日の市議会には、教育委員会法即時実施反対の要望書が提出された。金子市長は神教組の意見も引用して反対運動をすすめたいと説明し、異議なく可決された。

## 要 望 書

現下、中央地方を通じ政治上の重大課題たる教育委員会法を本年度より全市町村に実施せらることは、本市教育行政上並に財政の実状に鑑み極めて不適當のことと思料せらるるので、当分の間これが延期方本市議会の議決を経て要望するものである。

昭和二十七年八月二十八日

藤沢市長金子小一郎

各関係当局 各政党幹部宛

政府でもこうした設置反対の世論に押されて教育委員選挙を一年間延期することを内容とする教育委員会法の一部改正案を第一三国会に提出していたが、その審議をめぐって波乱がおこり、上述の抜打ち解散となつたため、この改正案はお流れになり、いよいよ教育委員選挙が行なわれることになつたのである。

藤沢市の教育委員は四名であったが、そこに斎藤正太郎、川井国吉、増田弥太郎、野口広信、砂川次郎吉の五名が立候補した。斎藤が教組の支持を受けたのたいていして、川井・野口はいずれも元校長で、増田はPTA会長であった。選挙の結果は、斎藤・野口が任期四年の委員、砂川・増田が任期二年の委員に当選した。

斎藤正太郎	四〇歳	無所属	元小学校教員	鶴沼	五六二八票
野口 広信	六〇歳	無所属	僧侶	藤沢	五五五八票
砂川次郎吉	四七歳	無所属	会社社長	片瀬	四一七八票
増田弥太郎	四四歳	無所属	旅館業	藤沢	三八二四票
川井 国吉	五五歳	無所属	農業	下土棚	落選



議会選出の教育委員一名の選出については、一〇月一五日に市議会臨時会が開かれたが、各派の折合いがつかず、革新議員団が総退席したのち、投票によって田辺政吉議員が当選した。投票総数一九票、無効四票、田辺政吉一五票であった。

一月一日には最初の教育委員会が開かれ、委員長には野口委員、副委員長には田辺委員が選出された。また総務・学校教育・社会教育の三課より成る教育委員会事務局が設置され、教育長には加藤市郎が任命された。

ついで一月二九日の市議会には、教育委員会設置に伴う関係条例の整理に関する条例が提案された。ところが教育委員の報酬が月額で公選による教育委員長一万円、教育委員九〇〇〇円、議会選出の教育委員長五〇〇〇円、教育委員四〇〇〇円、費用弁償いずれも月額三〇〇円となっていた点について、湘南五市の教育常任委員長会議の申合せに反するのではないかという非難があがった。そして内政教育常任委員会に付託されたのち、報酬は委員長・委員の差別をなくし、月額で公選委員九〇〇〇円、議会選出委員二〇〇〇円、費用弁償はそのままということで可決された。

昭和二八年の総選挙と市議会会派の再編成 昭和二七年一〇月の総選挙ののち、第四次吉田内閣が成立し、岡崎外相も留任したが、自由党内では鳩山派が民同派を結成して野党色をつよめるいっぽう、内灘基地反対闘争が激化するなど、再軍備反対の平和運動が高まりはじめ、政局は不安定の度を加えていた。一月二七日には、池田勇人通産相が右社の加藤勘十の質問にこたえて、インフレ経済から安定経済に向かうとき中小企業が若干倒産してもやむを得ないと失言し、不信任案の提出をうけた。池田通産相不信任案は、自由

党の民同派三五名が欠席したため、賛成二〇八票の過半数で可決され、日本国憲法下最初の閣僚不信任案が成立した。自由党と野党との議席差はちぢまり、民同派の動向いかんでは吉田内閣が倒れかねないという情勢が生まれていたのである。民同派はその年の暮れに石橋、河野の復党を認めさせたのをはじめ、巻き返しを着々とすすめていた。

こうしたなかで昭和二八年の二月二十八日には、吉田首相が右社の西村栄一との応答でバカヤローと口走って失言問題をおこした。吉田はこれを取消したが、懲罰動議が出され、自由党の民同派と広川（弘禪農相）派とが欠席したため、この動議が通った。吉田首相が広川農相を罷免すると、鳩山、三木、河野らは脱党し、三月一四日には吉田内閣不信任案が成立した。吉田内閣は衆議院を解散して野党に挑戦した。

この年一月にはアメリカでは共和党のアイゼンハワー政権が成立し、まき返し戦略による朝鮮戦争の解決を唱えた。総評はただちに朝鮮戦争の即時停止を要求する運動をまきおこすことを世界の労働組合に要請した。三月五日にはソ連のスターリン首相が死に、その後継者のマレンコフ首相は朝鮮休戦を強調した。中国の周恩来首相も朝鮮の捕虜問題の解決をよびかけた。朝鮮休戦はほぼ決定的となり、アメリカでも日本でも、株価はいわゆるスターリン暴落をしめた。

四月一九日の総選挙の結果は、自由党がさらに減少して吉田派、鳩山派あわせて半数そこそことなり、社会党とりわけ再軍備反対を唱え基地反対闘争を推進した左派社会党が大はばに進出した。当選者は自由党吉田派一九九、自由党鳩山派三五、改進黨七六にたいし右社六六、左社七二、労農五、共産一、ほかに諸派一、無所属一一であった。

総選挙後の議会では、総評の提唱で重光首班の動きがおこったが実現せずに、第五次吉田内閣が成立し、衆議院の正副議長は改選と左社と野党が独占した。

神奈川県第三区にも、こうした政局の動向が反映しはじめていた。自由党吉田派からは岡崎勝男、岩本信行、小金義照が、自由党鳩山派からは河野一郎と安藤覚が立った。右派社会党からはやはり片山が出馬したが、左派社会党もあらたに元外交官の森島守人を立てた。共産党は内野竹千代、それに改進黨の坂田稔、無所属の後藤帰一が立った。安藤が上り坂なのに比して岡崎外相が選挙違反事件などでさっぱり人気がないと評されていた。

選挙の結果は、片山が八万票台でまたも最高点を占め、落選した森島の得票と合算すれば一〇万八千票となり優に二名を当選させうる余力をしめた。二位は五万一千票の安藤でこれに河野が四万七千票でつづき河野陣営の強さを見せた。自由党吉田派では、大将格の岩本が三万七千票で落選するという番狂わせを見せ、苦戦を伝えられた岡崎はそれが幸いしてか四位にくいこみ、小金が最下位で当選した。

藤沢市での得票は、やはり片山が一万二三四票と首位を占め、これに岡崎が六九一六票でつづき、つぎに左社の新人森島が四一九一票を獲得して三位にはいつている。あとは河野三六六三票、岩本三一四四票、内野九一九票、小金七三四票の順となっている。

金子市議はこの選挙がおわっても姿を現わさず、八月一日になって横浜地検に自首した。金子は青木豊三郎県議らと共に謀して藤沢市稲毛屋の事務所開きに供応したこと、藤沢市議の藤井金蔵、宮崎忠太郎ら四名に選挙運動を依頼し報酬として五千円ずつを与えるなど買収をおこなったことなどの容疑で起訴されたが、

岡崎外相は証拠不十分で不起訴となった。

これよりさき七月二七日には朝鮮休戦協定が調印され「熱い戦争」は終わったが、アメリカは日本をふくめたアジア諸国の反共ブロックの結成をすすめ、日本の再軍備を促進しようとした。すでに七月一五日には、アメリカのMSA（相互安全保障法）にもとづく防衛力増強のための軍事援助にかんする交渉が、日米両国間で開始されていた（MSA協定とこれに関連する余剰農産物購入協定などは翌二九年三月八日に調印）。そして、一〇月二日にはワシントンで吉田首相の特使である池田勇人自由党政調会長とロバートソン國務次官補とのあいだで防衛力増強について会議が行なわれた。日本再軍備の布石がこうして着々とすすめられるいっぽう、内灘をはじめとする基地反対闘争、日中・日ソの復交友好を主張する平和運動もありあがりはじめていた。

吉田首相は再軍備促進のために自由党の再統一をはかった。鳩山派では憲法調査会と外交調査会の設置を条件にこれに応じ、二月二九日に鳩山ら二十数名が自由党に復帰し、憲法調査会の会長には岸信介が就任した。三木武吉、河野一郎らいわゆる「八人の侍」は自由党に復帰せずに日本自由党をつくった。

こうした保守合同の気運を前に、藤沢市議会でも、新政会、同志会、緑成会のあいだで合同話が進められた。その結果、二月三〇日には新政会から大竹寿、川井武治、橘川庄三郎、田辺政吉、村越謙吉の五名、緑成会からは石井清、梶野光秋、小出春之、永井健三、二見林太郎、前薫彦、湯沢正直の七名が同志会の八名と合同して市政同志会を結成し、二〇名で絶対多数を制した。秋本信善ら五名は新政会に残り、緑成会の齋藤正夫、田中喜八郎は無所属となった。中正会三名、革新議員団六名は元の通りであった。

## 第七節 市民運動の發展と財政難打開の努力

### 一 辻堂演習地返還運動と高圧線問題

辻堂演習地返還要求 サンフランシスコ講和条約と日米安全保障条約が昭和二七年四月二八日に発効し、制限つきではあるが、日本の主権は回復したものの、市民の生活は苦しく、その生活環境は荒廢したままであった。国から多くの事務を移譲されたものの、乏しい財源しか与えられない自治体の財政は窮乏をつづけ、市民の生活環境の改善はなかなかすすまなかった。こうした情況のなかで、藤沢市にも、市民の権利の確保、生活環境の改善などをもとめる市民運動がおこってきた。それは、GHQの権力を背景に国民のうえへのぞんでいた吉田ワシントン内閣とそのもとの官僚政治に反発した市民の自己主張であり、政府や自治体当局におまかせするのではなく、自力で生活環境を改善しようとする苦しい努力の積み重ねでもあった。

市民運動として最初におこったのは、米軍の基地となっていた元辻堂海軍演習場の返還要求であった。日米安保条約にもとづき駐留米軍の配備を規律する条件をきめる行政協定は、昭和二七年二月二八日にアメリカ大統領特使ラスクと岡崎勝男国務大臣とのあいだで調印された。これによって、日本は日米安保条約にもとづいてアメリカが必要とする「施設及び区域」すなわち基地の使用に同意し、占領中から使用されている基地については、とくに両国間の合意が成立しないかぎり、アメリカが継続使用しうることとなった。その

うえ駐留軍の軍人・軍属ならびにその家族のすべての犯罪については、「軍隊の地位に関する北大西洋条約当事国間の協定」がアメリカについて効力を生じ、日本の選択でこれと同様の刑事裁判権に関する規定をアメリカと結ぶまでの間は、アメリカ軍事裁判所が裁判権をもつこととされた。米軍はさまざまの特権を維持して日本の主権を制限していたのである。七月二六日には行政協定にもとづく両国間の協定が締結されたが、それは日本全土にわたって広大な基地をみとめていた。

米軍の基地となっていた辻堂の元海軍演習場については、それが住宅地に接し、以前から爆破問題などで市民の関心をよんでいただけに、いち早く返還運動がおこった。早くも昭和二七年一月二五日の市議会では、革新議員団の藤田純議員から、行政協定の締結にさいして元辻堂海軍演習地を演習地として指定されないよう議会の名をもって関係当局に意見書を提出する動議が出され、野口順一、大和田武両議員もその必要を力説した。相沢五郎議員からは演習しては困るといふ陳情はまだ早いので被害をなくすよう考慮してもらいたいという陳情にすべきだといふ意見もあったが、この動議は可決された。しかし退場者も多く、特別委員会を作ろうという革新議員団の希望は実現しなかった。

ついで金子市長の当選後に開かれた五月の臨時議会には、金子市長から藤沢駅混雑緩和のための要請書の提出が提案されるとともに、革新議員団からも通信大学遊休設備活用促進、辻堂駅・藤沢駅設備改善促進、辻堂演習地接収解除促進ならびに平衡交付金、起債獲得のためそれぞれ特別委員会を設ける件が提案された。これらの促進運動については、別に述べるが、特別委員会については、六月一日の全員協議会で、通信大学遊休施設活用特別委員会と駅施設改善促進特別委員会とを設置し、辻堂演習地接収解除のことについ

ては後者で調査審議する、両委員会は各会派より三名ずつで構成する、なお平衡交付金・起債獲得については内政常任委員会で審議することがきまった。演習地接収解除を正面切って要求することを好まない空気がまだ市議会のなかに強かったのである。

上記協定で日米合同委員会が神奈川県下の多くの基地をひきつづき米軍に提供すると決めたことは、県民に失望を与えたが、県ではまず辻堂演習場の接収解除を交渉するとの方針を決めた(『神奈川新聞』昭27・8・1)。九月には石川県の内灘の砂丘をアメリカ軍が砲弾試射地として使用することを要求し、その年の暮れに村民の反対を押しきって一時使用が日米合同委員会で認められると基地反対運動がもりあがった。これをきっかけに基地反対闘争は全国にひろがりはじめた。子どもを守る会や日教組が基地の影響を問題にとりあげ、つづいて浅間山、妙義山の基地反対闘争が開始されることになる。

昭和二十七年一二月四日の市議会で、深沢謙治議員が駅改善特別委員会から辻堂演習地解放促進委員会を独立させて設置することを提案して可決された。委員には辻堂出身議員を中心に一五議員が選ばれ、委員長には藤田議員、副委員長には、深沢・湯沢正直両議員が互選された。一日には辻堂・茅ヶ崎に居住する文化人のつくっている湘南会が外務省に演習中止を陳情したが、陳情書には、駐留軍が昼夜を問わず付近の民家で酒類を要求し、婦女子を武器でおどして暴行しようとしたことや、昼夜まくなしの実弾演習による結核患者の悪化、幼児・妊婦の恐怖症、不眠症などがあげられていた(『神奈川新聞』昭27・12・11)。

翌二八年二月一五日には、藤沢市PTA連絡協議会、辻堂主婦会、湘南会などの発起で、辻堂・茅ヶ崎の米軍演習の被害についてその対策樹立を要望する民間公聴会が辻堂小学校で開かれた。その開催趣意書も、

辻堂演習地が住宅地に極めて近接していることから、住民とくに療養者への悪影響、米兵の付近住宅への侵入とビール・酒の要求、婦女子にたいする暴行・追跡、売春婦の出現、演習による家屋の被害などをあげて、これらの脅威を民間人の自主的な努力で除去して、民間人の日米協力を実現することを主張していた。会合には市の加藤民生部長、河原警察署長、市会議員ら約二〇〇名が出席して、被害対策委員会を設置するとともに、外務省を通じて日米合同委員会につきの事項を要望することとなった。

- 一、演習期間中はM P、市警の警らをひんばんにして夜間でも婦女子が安心して外出できるようにすること。
- 二、日本軍演習地当時は深夜の発砲や爆破音でガラスがこわれたり、戸だなものが落ちたりすることはなかったから、この程度まで演習を制限すること。
- 三、演習地と住宅地が隣接しているという特殊事情を考慮して風紀問題の取締りやある種の行為を目的とする建築の許可には特別の考慮を払うこと。

これに先立って二月二日には大竹寿内政常任委員長らが辻堂演習地の補償料交付について外務省の国際協力局に陳情し、付近家屋の被害状況等の実地調査を要望していた。一二日には外務省の井関国際協力局長らと駐留軍辻堂演習地区司令官らが駐留軍の演習状況ならびに家屋の被害状況視察のため来市し、金子市長と市議会の内政常任委員らが立ち会った。

**米軍M Pの少女暴行事件** こうしたなかで六月一〇日に辻堂演習地内で米軍M Pによる女子工員暴行事件がおこった。七月六日の市議会では、葉山ふゆ子議員がこの事件をとりあげて、辻堂演習地の接収解除と駐留軍人等の裁判権の回復が急務であると論じたのち、公安委員会から出席をもとめて事件の経過とC I D



(捜査課) の裁判の進行状況の説明を要求する動議を提出して可決された。飯野定利捜査課長の説明によると、当日、辻堂の片倉製糸の女子工員五名が演習地の近くに遊びに行き、MPにドライブに誘われ、夜八時ごろ二台のジープに乗せてもらったところ、少女二人とMP二名の乗っていた一台のジープが演習地の松林の中に走りこみ、一人の少女は逃げたが、もう一人の少女は捕まって、二人のMPに暴行をうけたという事件であって、容疑者のMP二名は藤沢市警が逮捕してCIDに引渡したということであった。

市議会ではとりわけ裁判権のことが問題にされ、その結果、日本の警察では基地外の犯罪の場合でも容疑者を逮捕して米軍に引渡すだけで取調べの権限がないことと、今回の事件については再三の督促にもかかわらず裁判状況についてCIDから返事がないことが明らかになった。野口順一議員からこの事件の処理について市民に納得のいくように通報することを米軍に要求することが提案されて、可決された。

アメリカで北大西洋条約の行政協定が批准され、日米行政協定もこれに準じて米軍人・軍属の公務外の犯罪を日本の裁判権の管轄下においたのは、この年の九月のことであった。

ついで七月九日には、中部地区労働組合連合分会から金子市長にたいして、演習地の存在が市民の生活環境を悪化させ、市の発展を阻害しているとし、演習地をすみやかに解放して住宅地か学校地区とするよう一段の努力を要望するとの要望書が提出された。

県営特別高圧線問題 昭和二六年の六月ごろから、鶴沼、川袋付近約一キロにわたって送電線架設のため鉄筋コンクリートの電柱数十本が、地主になんの交渉もなしに立てられて、問題となった。やがてこの送電線は、藤沢駅構内の変電所から二万二千ボルトの高圧電力を鎌倉に送電する県営の特別高圧線であることが

判明し、波紋はさらにひろがった。地元民は神奈川県当局に交渉して四回の懇談会をもったが、県はいっこうに誠意を見せず、また市当局も傍観的であつた。

さらに二七年八月になると、県は建設大臣に申請して藤沢市長名で二〇日付で土地収用法を適用する旨を告示した。告示の日から二週間たつて土地収用委員会で承認されれば強制収用となる。驚いた地元関係者は二一日に市会議員との懇談会を開いて、市議会に電柱撤廢の請願書を提出するとともに、かねて斡旋をたのんでいた鈴木竹次郎、青木豊三郎両議員と県に抗議するなど徹底的に抗争する意思をかためた。

この請願書は八月二三日の本会議で宮崎忠太郎議員から紹介された。野口議員はこれからんで七月一日に市長名で知事の照会にたいして道路上空使用の許可書が出されていることを追及した。大和田武、小野田熊太郎両議員は、県の態度が高圧的で、しかも県の吏員は非難をうけると、これができなければ藤沢市の水道事情は好転しないなどと放言していると非難した。

請願書は建設常任委員会に付託され、八月二六日の委員会には、県電気局の高橋庶務課長が出席して、地主と完全な契約をしないで着工したことは遺憾だったといちおう陳謝した。しかし高橋課長は、このコースは専門家の検討をへたもので、地元から変更の陳情をうけているが、変更の意思はない、土地所有者への補償はできるだけのこととし、危険防止には規定以上の施設を設けたいと強腰であつた。委員会では、県が地主の完全な承諾なしに着工し、しかも土地収用法による強制手段に出たのは遺憾であるとして、この請願を採択することとし、議長から県に善処方を要望するよう求めることを決議した。これは二八日の本会議で採択となつた。

その後、高圧線の工事は中止され、問題はそのままになっていたが、二八年六月三〇日の市議会で、革新議員団が市に円満な解決のために努力することをもとめる決議案を提出した。ところが、野口議員が提案説明のなかで、補償金等で解決しようとする金子市長の方針が結果として議会の決定を無視することになると述べたことから、金子市長と野口、大和田、小野田議員らとのあいだにはげしい論戦が交わされた。結局、葉山ふゆ子議員の提案で、県営特別高圧線問題委員会をつくってこれに付託することになった。

この委員会は村越謙吉議員を委員長として発足し、まず県当局ならびに地元関係者の意見をきいてから審議をすすめることとしたが、両者の意見は対立したままであった。県企業庁では、強制収用の手続きは終わっているが、補償料、危険防止などの点で関係地主の了解をもとめて解決をはかる方針で、現在の路線は変えないが、鶴沼中学校運動場にかかる部分については変更の用意がある。江の電利用による路線の変更が噂されているが、これは技術的に不可能なので考慮していないとのことであった。他方、地元民で結成された特別高圧線路線変更要求貫徹同盟（代表者小野田熊太郎）では九月五日夜に鶴沼中学校で市民大会を開き、地主に無断で農地に電柱を立てたことは財産権侵害であり、住宅地さらに鶴沼中学校庭を横切することは危険が大きいとし、県が一方的に強制収用をはかり金子市長も陰にこれを援助して一部地主の切崩しに協力していることなどをあげて非難した。そして路線の変更と電柱の即時撤去を要求する決議を採択した。ついで反対同盟では、藤沢駅前や江の電駅前などで街頭署名をあつめるなどして、一万二五〇三人の反対署名をそえて県に陳情した。

九月七日には県営特別高圧線問題委員会が県企業庁の池田管理局長らをまねいて地元の要望を伝えたが、

これには応じられないとのことであつた。九月一四日の委員会では、関係地主の出席をもとめて意見をきいたが、地主全員が特別高圧線は市の發展と住宅の安全を阻害するとして金銭上のいかなる解決にも応ぜず、県のとつた措置は所有権の侵害であるとして電柱の撤去をよく要望していた。なお、その席上で開会に先立ち地元代表から質問があつたのにたいして、大竹寿委員が「傍聴人には発言を許されない」と発言したことから、野口議員が「傍聴人とはなにごとだ」と叫び、大竹委員とつかみあいとなり、大和田委員の通報で市警から武装警官七名がかけつけるといういざこざもあつたが、これは大竹議員が遺憾の意を表して落着した。委員会ではその後も審議をつづけたが、常任委員の改選にぶつかつたので、九月一五日の本会議に経過を中間報告し、改選後の建設委員会に引続き審議してもらふことを提案、了承を得た。

貫徹同盟の神奈川県会への陳情は、一月二四日に土木委員会に付託されたが、県の事業進行中のものについては権限がないとして、三〇日に不採択となつた。そこで地主の関係者一八名全員は、内山神奈川県知事を相手どつてコンクリート柱撤去要求訴訟を横浜地方裁判所に提出した。それとともに貫徹同盟でも弘山尚直県電気局長らを住宅侵入罪・職権濫用罪などの容疑で横浜地方検察庁に告発した。実地検証がすんで裁判がはじめて開かれたのは、翌二九年一二月であつた。

昭和二八年の一二月には、片瀬の東京螺子製作所が火薬庫設置を計画し、藤沢消防署の同意書、農地委員会の農地変更の同意をとりつけて工事にかつたことがわかり、付近の市民のあいだから反対運動がもりあがつた。これらの動きのその後の経過については、次章にゆずる。

## 二 既施設改善問題と四電話局合併問題

藤沢駅施設改善問題 藤沢駅施設の改善が問題になったのは、昭和二七年夏の海水浴シーズンを前にした五月のことであった。五月一二日には湘南親和会の五島秀太郎、前東京駅長加藤源蔵をはじめ藤沢駅長、小田急駅長、市内の学校・工場の代表者らが市役所に集まり、豊島豊次郎市会議長、金子市長、関係部課長らをまじえて協議した。その結果、とりあえず藤沢駅ホーム西側に跨線橋の増設方を金子市長から国鉄総裁・東鉄管理局長らに要請することとなった。

問題の跨線橋は大正一三年に建設され、その後昭和四年に小田急口が増設されただけで、その混雑は年を追ってはげしくなっていた。昭和二六年一月二〇日（火曜）の調査では、中央階段乗降者数が四万六〇六四人、表口が一万六三二人、小田急口が一万六一七八人、江の電口が一万三五七四人で、夏季など人出の多いときはこの約二倍と見込まれていた。定期乗車券の利用者だけでも一万六千名をかぞえた。しかも乗客が三方に同時交流するため、その混雑は大変なもので、観光客・海水浴客などが加わると、文字通りの惨状を呈した。そこで差当りホームの両側に跨線橋を架設して乗降客を二分することで混雑緩和をはかることを要請したのである。

この要請書は翌五月一三日の市議会に提案された。その説明に立った金子市長は、この跨線橋は東鉄管内でも二三番目の増設順序になっているので、これを促進するためには市としても湘南親和会などの協力をえて相当の地元負担をする必要があると述べて、協力をもとめた。

この要請書提出の件は可決され、上述のように駅施設改善促進特別委員会がつくられた。七月初めには市と国鉄ならびに小田急の三者会談が開かれ、工事費六六〇万円を三者が均等に分担し、藤沢市と小田急は分担金二二〇万円の六割を、工事着工前に国鉄に支払うことになった。委員会ではこの二二〇万円を藤沢駅改善期成同盟会が中心になって全額募金して市に寄付することで同盟会とも交渉し、つぎのことを決めた。

一、二二〇万円の市負担は期成同盟会が責任をもって募金することを条件として了承する。但し湘南親和会の協力を特に希望する。

二、寄附金を財源として予算措置をなし六割相当額を交替払とすることを承認する。

三、市が国鉄と負担金に関する契約を締結することを承認する。

七月二五日の市議会では、この分担金を計上した追加予算が審議されたが、重田総務部長は、この施設は本市發展のためのものでもあるので、寄付金が目標に達しない場合には改めて審議して頂いて若干市費で肩代りする機会もあろうかと思ひますと述べた。

国鉄では一〇月二十九日に起工式をあげ、翌昭和二八年三月三日に工事は落成した。しかし寄付の方はこの段階でも約九〇万円不足したので関係者は努力を重ねたが、衆参両院議員の選挙とかちあうなどの悪条件も重なって四六万円は募金不能の状況に立ち至った。そこで七月一七日の委員会では、この実状を認め、理事者が一般歳入でこれを補填する意思のあることを確認のうえで、市がこの不足分を負担すること、新跨線橋は小田急乗降者だけが利用しているが、国鉄乗降者も利用できるよう関係当局に申入れることなどを決議した。

この委員会の中間報告は九月二十五日の本会議に提出されたが、これについてははたして募金に最善をつくしたのかどうか、きびしい追及をうけた。そのうえ委員のひとりの山口倉吉議員からこの中間報告は委員会としてまだ決定していないのではないかという発言もあって、この提案は保留のままになった。なおこの市議会の直前の二八年九月五日には、湘南電車の藤沢始発・東京行電車が設けられ、東京方面への通勤に便利さを加えた。

電話自動化と四局合併運動 藤沢駅の改善と前後して電話の自動化と四局合併運動がおこった。藤沢電報電話局には藤沢・片瀬・鶴沼・辻堂の四局があり、道ひとつ隔てた家へ電話するにも局が違うばかりに一―二時間かかるというばかげたことまでおこっていた。昭和二六年一月には四局合併を見込んで鉄筋コンクリート二階建の電話局の庁舎が新設され、ついで二七年一月には藤沢地区の加入者一二〇〇が最新の自動制となり、横浜との通話も準即時となった。しかし、片瀬六〇〇、鶴沼五〇〇、辻堂四〇〇の加入者は依然として不便のままに取残された。これら三局を藤沢局に合併するには一億四〇〇〇万円の巨費を要することが、最大の難関であった。

この問題については昭和二二年以来通信改善特別委員会がおかれていたが、昭和二六年の統一地方選挙後の一〇月定例会で、前委員の清水水督郎議員の提案で改めて設置することとなり、秋本信善、青木保二郎が正副委員長に選ばれて活動を開始した。この委員会は中央の関係方面へ十数回にわたって四局合併を陳情するなどの努力をかさね、その結果二八年五月には日本電信電話公社との間で社債七千万円の引受を条件として四局合併を実施することに話がきまり、懸案の六会・村岡・明治地区の電話増設も社債五百万円の引受を

条件に実施できることとなった。

委員会はこの七千五百万円の社債については、加入者の負担を軽減するため市内に支店をもつ各銀行に相当額を引受けてもらうよう折衝し、社債の利ぎやの年利二分五厘を補填することを条件に横浜興信銀行が四千万円、駿河銀行が二千万円を引受けることをほほ認めさせた。だが、残りの一五〇〇万円の社債引受と利ぎや補填については、電話加入者の団体を結成してこれにあたる必要があるとされた。五月二十九日の臨時会でこのことが秋本委員長から中間報告されたが、永井健三議員は、五月一四日の全員協議会で田中喜八郎議員が電話所有者は有産階級であるから市の利ぎや負担は納得できないと述べたことを引いて、これを一般市民税で負担することには反対した。

その後の折衝では、辻堂にはいわゆる準局を作る必要があつて工事費は二億四千万円にのぼることがわかったが、公債の引受額は四局合併七千万円、六会・明治・村岡地区の増設分三五〇万円、計七三五〇万円にとどまった。委員会ではこの公債を電話加入者にかわつて市長が一括引受け、この引受公債を各銀行に引受けさせる。公債の利子六分五厘と銀行の標準利子年九分との差額の二分五厘は加入者が負担するという方針を立てた。だがこれは問題があとに尾を引かないよう、銀行に額面の八割五分で買ってもらい、不足分の一割五分を加入者が負担することに落着き、銀行の買受の額面高は横浜興信銀行四千万円、駿河銀行二千万円のほか日本勧業銀行一三五〇万円ときまり、九月二十九日の市議会では、市長がこれらの契約を結ぶことを提案して可決された。

一〇月二四日には電話加入者の総会が開かれ、金子市長を会長、秋本委員長を副会長とする藤沢市四電話



局併合期成同盟会が結成された。同盟会は加入者全員に会員になってもらい、地域や電話使用料に応じて計算された負担金を市職員の協力で徴収する仕事をすすめた。昭和二九年四月一日には鶴沼・片瀬地区の自動化と合併が完成し、ついで三〇年の三月六日には辻堂地区の自動化と合併とが実現した。

### 三 財政難対策と昭和二八年度予算

財政難打開の努力 藤沢市議会では、昭和二七年度の予算審議にあたって財政上の苦境を打開するため、平衡交付金並びに起債獲得をはかり、この件を内政常任委員会に付託していた。同委員会が同年七月一日に県・地方自治庁・大蔵省に陳情したところ、普通平衡交付金は望めないが、特別平衡交付金についてはあるていど見込みがあると思われるので年度末に改めて陳情するよう指示された。翌二八年一月になると、同委員会では、藤沢市が演習地の関係で渉外費の多いこと、昼間人口が多いこと、現在四種四級地であるが五種五級地がふさわしいことなどを理由に、特別平衡交付金交付を陳情することとした。そして神奈川県ならびに地元出身の岩本信行衆議院副議長、岡崎勝男外相ならびに大蔵省主計局を訪ねて、藤沢市の特殊事情を説明して協力をもとめ、波状的に陳情をおこなうことになった。

税収不足のうえに起債の認可もきびしくおさえられているなかで、市民の要望にこたえて積極的な市政の運営をはかるために、まず着目されたのは、税外収入の獲得であった。昭和二八年二月二七日の内政・建設両常任委員会の懇談会では、税外収入確保の対策ならびに直接市が負担しなくてもできる建設関係の事業方法が協議された。そこではつぎの諸事項があげられ、三月二日の全員協議会ではこれを各委員会で調査する

ことが承認された。

- 一、廃道整理促進の件  
建設常任委員会
- 一、境川下流河川改修促進の件  
同 右
- 一、県道辻堂停車場辻堂線改修の件  
同 右
- 一、県営住宅誘致の件、駐留軍高級住宅誘致の件、国鉄職員寮誘致の件  
民生常任委員会
- 一、塵芥焼却場建設の件  
同 右
- 一、横須賀―藤沢―厚木軍用道路建設促進の件  
建設常任委員会
- 一、奥田附近一帯埋立事業について  
産業常任委員会
- 一、不急施設売却整理の件  
内政常任委員会
- 一、火災保険の件  
同 右
- 一、建設公募債の件  
同 右

**昭和二八年度予算の提案** こうした動きのなかで、三月一四日の市議会には、金子市長から昭和二八年度の予算案と関連議案とが提出された。予算総額は四億四五二万七千七百七十四円で、前年度の当初予算に比較して約二三％増、現計予算にくらべると約五％増であった。

金子市長は本予算の編成方針ならびに大綱として要旨つぎのように述べた。

昭和二六年度の決算であらわれた歳入欠陥をなくすため、二七年度には実行予算を編成して赤字克服と健全財政の確立にとめたが、本年度もこの方針を堅持する。しかし一面では市勢の發展にともない財政需要の増大はさげられないので、事業費については市の行政規模と市勢の動向とを察知してこれに適合した最少限度のものを計上し、保育助長の面では、既定経費の観念を排除し、すべて新規または臨時的経費としての観点から再検討した。

歳入についてはこの方針にもとづいてその確保につとめるが、市税は現下の経済情勢にかんがみすえおきとし、固定資産税の評価の改訂による以外は自然増収を見るにとどめた。市民税は所得の上昇等によって前年の当初予算に比して一八%の増収を見込み、固定資産税は宅地の評価の改訂、償却資産の自然増などにより八〇%の増加を見込んだ。起債総額は九八五〇余万円、平衡交付金は獲得期成の意思表示として一〇〇〇万円を計上した。

歳出では、役所費は欠員不補充の方針を堅持し、母子寮開設、住民登録等にもなう要員増にたいしては、配置転換等によって対処することとし、予算定員は前年と同じく条例定員より二九名減の三〇六名にとどめた。警察費は警察法改正案が国会で審議中であるが、本年度の負担は免れえないので、これを計上し、消防費は防火貯水槽一二個の新設と辻堂消防出張所の望楼建設とを計上した。土木費は道路、橋梁、河川の緊急のもののみを計上し、新規事業としては宅地造成事業を開始した。失対事業は、前年と同じく二万一千人の就労を計画した。学校建設は教育委員会の要請にもとづき鶴沼小学校の改築を継続するほか、明治・片瀬両小学校の改築と、辻堂・鶴沼・明治三中学校の増築等を起債財源で計上した。市営住宅は六〇戸建設三カ年計画にもとづき、第一種二〇戸、第二種一〇戸を予定し、建設中の母子寮は本年度より開設のはこびとなるので経営費を計上した。保健衛生費としては、本県最初の赤痢予防モデル地区に指定されたのでその対策費を計上したほか、塵芥焼却所の新設と塵芥処理のオート三輪車の購入を予算化した。産業経済費にはとくに力を入れ、農業では土地改良に重点をおき、商工関係では商店街の顧客誘致事業を直接助成するほか、商工会議所への補助増額、信用組合への歳計現金の預託をして中小業者の資金難の緩和をはかった。観光費としては江の島神社鎮座一四〇〇年大祭にあたるので宣伝費を計上した。公債費のうち庁舎建設費は銀行借入分を実質上は一〇カ年年賦の元利均等償還として予算措置をおこなった。

**予算をめぐる質疑** 市長の予算説明にたいしては、三月一六・一七両日の市議会にて、大和田武、仲戸川桃人、相沢五郎、田中喜八郎、湯沢正直、大竹寿、渋谷寅吉、田辺政吉ら諸議員がつぎのように質問した。

共産党の大和田議員は、まず予算編成の苦心をみとめたうえで、この予算が藤沢市の發展の速度においてきうるかど論じたのち、辻堂演習場の解放促進、国民健康保険の実施、辻堂・小田急六会駅前の区画整理、大道東地区の短距離道路、四電話局の合併、学校の増築と新設ならびに地方平衡交付金の獲得などの件について質問した。

仲戸川議員は中正会・無所属を代表して、起債獲得の可能性、市税の徴収率、固定資産の評価額、市の機構改革、警察法の改正問題、消防対策、工事未成の道路、宅地造成の資金、住宅建設と商工業振興との関係などについて質問した。

相沢（五）議員は、小学校敷地購入のための代替地斡旋、消防協力会、塵芥焼却所の一二〇〇万円の起債ができないときの対策、地価上昇に先んじて道路・下水工事をすすめる方策について質問した。

田中議員は、赤字問題、吏員手当を増額しない理由、塵芥焼却所、衛生管理、観光の問題について質問したのち、事業計画が消極的ではないかと論じた。

湯沢議員は商工会議所への補助、信用組合への預託と中小企業者の助成について質問し、また海浜公園の予算が昨年の一千万円から四〇〇万円になっている理由を問うた。

大竹議員は、農・商・工・漁・観光・住宅とさまざまな住民をかかえる藤沢市の發展方向、特定財源の収入減、産業經濟の膨張と赤字問題について質問した。

渋谷議員は農村対策とくに観光対策の貧困、農村の二、三男問題、片瀬河口改修について問ひ、藤田議員は助役設置、辻堂小の新設、宅地造成と需要費の二割節減について質問し、田辺議員は二部授業、海浜公

園、辻堂方面の事業の乏しい理由などについて問うた。

金子市長の答弁を問題別に整理するとつぎのようになる。

まず予算の規模と財源獲得の見込みについて、この予算は緊縮予算ではあるが、昭和二七年度の実績からみても伊沢前市長時代に比して劣っていない。予算については歳入の増加と経常費とのバランスをとり、特定財源の獲得によって事業の実施にとつめたい。前市長から受けとった一八〇〇万円の赤字は三年ぐらいで解消しようと思ったが、教育委員会の新設やベースアップなど予期しない支出が重なって実現できなかった。赤字克服には人件費で大なたをふるったが、これでだめならまだ小なたをふるう必要があるが、それには影響も大きいので協力してほしい。需要費節約は骨が折れるが、善処したい。

平衡交付金は昨年は一五〇〇万円計上したにもかかわらず、一〇〇〇万円しか来なかった。特別平衡交付金は別として、普通交付金は困難だと思いが計上した。特別交付金は昨年は皆様の努力で五〇〇万円を獲得した。その内訳は消防四六万円、電気ガス税の標準税率が過大に見積られていた分が一三五万余円、辻堂爆破による固定資産税の減収や演習地にもなう分が二九六万余円、合計五一〇万七〇〇〇円である。起債のわくは、賠償金や再軍備からんで圧迫されるが、鶴沼小や海浜公園、塵芥焼却所の起債については見通しがある。塵芥焼却所については起債ができなければ継続事業としてでもやりたい。

警察法の改正については、全警察の費用を県費で支弁しながら任免権を国家でにぎるのは矛盾であり、こうした点には反対するつもりである。この移管にもなって市民税中の法人割と固定資産税中の償却資産分、それに電気ガス税をとられるという話もあるが、今年度の警察費は三六〇〇万円にのぼっているので、

これらをとられても余裕がでてくることは事実である。

なお積極的に事業をすすめるために厚生出資財団をつくることも考えている。

つぎに都市計画と学校建設について、都市計画については市だけでなく県や個人の組合でもやりうるの  
で、県にも働きかけ市でも努力するが、議員も協力してほしい。学校建設については、教育委員会では相当  
の要求を出しているし、市としても早くした方が得だと考えているが、財政上から緊急のものにしぼらざる  
を得ないので、なんらかの方法を講じたい。二部授業の廃止もこれに関係する。小学校の建築に必要なのは  
敷地の獲得であり、地価のあげ足は昭和一一年とくらべて一般物価の三五〇倍に比して商業地区一五一倍、  
工業地区一一六倍、住宅地区二三倍と大はばにおくれているので、早急に取得しておきたいので協力をお願  
いしたい。代替地提供のことは教育委員会の方針にしたがうが、辻堂地区については相沢議員にも協力をお願  
いしたい。水道については、県営水道の事業課長と話して三、四年のあいだに一億円ぐらいの投資をして  
もらって鶴沼から辻堂へ延長してもらうつもりであるが、それには市としても一割ぐらいの負担をしなけれ  
ばならぬかも知れない。片瀬海浜公園は県とタイアップしてすすめる。片瀬川については、片瀬堰の解決に  
努力したい。鶴沼にも余裕のあるかぎり住宅地建設の努力をすすめたい。

産業振興について、商工業については商工会議所を中心に助長政策をすすめたい。商工会議所・信用組合  
とも、これに補助金・貸付金を与えてさらに下部に流させることで、権威と信用とを高めたい。中小企業に  
もなるべく自発的に組合を作ってもらい、これになんらかの助長策を講じたい。酪農対策は不十分で恐縮だ  
が、助成のためにも受入体制を整備してほしい。なお大竹議員が、産業経費が昨年六・九四パーセント

から九・四五パーセントへと非常に膨張している理由を問うたのにたいして、市長は途中一分間だけ速記を停止して、これにたいする意思表示であると述べた。

その他の要望について、辻堂演習場の解放は非常に困難であるが、これにたいしてならんかの便益を計らせることにとめる。四電話局合併にはそれに必要な四億七千万円を藤沢市全体で協力することを考えた。国民健康保険には賛成であるが、もう少し研究したい。消防能力については、大和醸造のところに県が高圧ポンプを備え付けたので強化されるであろう。消防団は一八分団であるが、事情が許せば統合して機動力を強化したい。二、三男問題は東洋航空でも実現していないが、工場拡張や他の工場の誘致などで実現したい。助役は近いうちにおきたい。

予算案ならびに関連議案は、予算特別委員会を設置してこれに付託することになり、その正副委員長にはそれぞれ二見林太郎、橘川庄三郎両議員が選出された。

三月二四日の市議会では予算特別委員会の審議結果が二見委員長から報告され、原案につきのような意見を付して承認することと藤沢市長等の給料額および支給条例の一部改正ほか二〇議案を原案通り承認することが可決された。この意見は当時の市政の課題と市議会の要望とをあらわしているので、引用しておこう。

意 見

歳入について

- 一、小中学校増改築費起債獲得については最善の努力を払い、増改築の実現を期せられたい。
- 一、市税の滞納繰越金を完全に徴収するよう努力せられたい。

第七節 市民運動の発展と財政難打開の努力

一、市税並びに地方財政平衡交付金、国県補助交付金及び起債等の特別財源の収入については、これが獲得に万全を期せられたい。

一、事業費に対し地元の寄附金を求める場合は、各地域的に寄附額の均衡を計られたい。

一、税外収入の獲得については議会及び理事者協力の下に万全を期せられたい。

一、観光事業の重要性を考慮し県補助金の獲得について最善の努力を払われたい。

歳出について

一、小中学校備品費については往々にして他の費目に流用されておるが、速かに備品を整備し支障なきを期せられたい。

い。

一、社会教育は学校教育と同様、重要性をもつものであるから、予算の執行にあたっては最も忠実に執行せられたい。

い。

一、小学校維持修繕費が少額である。急速に適当な財源を求め追加計上の上、学校維持管理に支障なきを期せられたい。

い。

一、農業普及事業費、商工振興費、商工諸費の補助金の交付については、実情調査の上、不均衡のないよう最も適切に執行せられたい。

い。

一、国民健康保険の実施については鋭意促進せられたい。

一、下水並びに道路の整備に万全を期するため努力せられたい。

一、辻堂演習場の解放促進につき努力せられたい。

一、都市計画による区画整理については、辻堂、六会、鶴沼、片瀬、本町の五地点に重点を置き、この推進を図られたい。

たい。



- 一、区画整理財源として建設公募債を発行せられたい。
- 一、下水、道路新增設の能率化を計るため土木の機動力を充実せられたい。
- 一、塵芥焼却場は万難を排しての実現に格段の努力をせられたい。
- 一、農村対策の一環として食糧増産を計るため土地改良費に重点を置いてもらいたい。
- 一、二部教授を避けるため学校建設に主力を傾注せられたい。
- 一、事業予算については予算の枠内において最大の効果をあげるよう努力せられたい。
- 一、市費を必要としない市発展事業の推進を図られたい。

これとならんで、昭和二六年度藤沢市歳入歳出決算認定についてなど五議案が決算特別委員会の相沢五郎委員長からつぎの意見を付して承認することが報告され、委員長報告通りに可決された。

#### 意見

歳入について

- 一、交付金補助金等の収入見積が過大である。よって今後予算計上の際は充分検討し収入が確実なものを計上するようすること。
  - 一、寄附金収入については工事施行後における努力がなされていない。予定した収入確保を計るようすること。
  - 一、寄附金を財源とした事業等は直接市民生活に重大な影響あるものの外は収入後事業を施行すること。
- 歳出について
- 一、予算の流用補充等が各款に亘りなされているが、予算計上の際充分検討をなし、つとめて流用補充を行わぬようにせられたい。
  - 一、資金前渡の精算について不備の点あり、今後充分注意せられたい。

一、競輪事業費の經理に不備の点があったが今後かかることのないよう留意せられたい。

一、決算は遅くとも一二月までに提出するようにしてもらいたい。

重田助役の任命と田中副議長の当選 三月二四日の市議会では、金子市長から助役として総務部長の重田巖を選任することについて、議会の同意をもとめる提案がなされた。この提案は異議なく可決された。ついで監査委員の選任について金子市長から仲戸川議員の選任が提案され、異議なく可決された。この選任は議会前の全員協議会で選挙をおこない、仲戸川桃人一七票、小出春之一五票、山口倉吉一票、白票一票となった結果にもとづくものであった。つづいて秋本信善副議長から副議長の辞職許可の願出があつて可決されたのち、大和田議員が選挙によることの動議を提出し、これが可決されて投票となった。その結果は田中喜八郎一六票、葉山ふゆ子・小出春之各二票、宮崎忠太郎・渋谷寅吉・山口倉吉各一票、無効六票で、田中議員が副議長に当選した。

厚生出資財団の計画と寄付金条例案 おなじ三月二四日の本会議には、予算審議にあつて市長がほめかした厚生出資財団への出資ならびに資金の受託の件が提出された。これは三月二日の全員協議会で市長から提案されたもので、その説明によると、斯界の権威永田博士と本市の江口、藤森三氏が検討立案したもので、市民のあいだから出資者をつのつて、藤沢市長を理事長とする相互組合の厚生出資財団をつくる、出資金を市の金庫に預託し、これを出資者の厚生福利の増進という建前で、市の振興発展に寄与する事業の運用にあてる、というものであった。その特色としては、市の公債は限定された使途に用いられるので全市民から公募しにくい、この財団は使途の融通がきくので全市民の協力がもとめやすく、また出資者には毎月抽

選で当選者に賞品を分配するので楽しみにもなることがあげられていた。具体的には入団者は一口当たり申込証換金百円の他、毎月三百円を三ヵ月払込んで一万元の出資証券を受取る（これ以後は脱退自由）が、払込開始以後毎月抽選が行なわれ、特賞五万円以下の賞金が分配され、三ヵ年間一回も当選しなかった者には五百円が配当されるという仕組みであった。その趣意書はつぎのように、そのねらいを述べている。

抑も吾が藤沢市は天下の観光地たる天賦の特色を活用して遠大なる抱負の実現に向つて突進すべきであります、何をすることも先立つものは金であります。然るに現下大衆の消費生活には競馬、競輪、パチンコ、特飲街などに巨額の資金が雲散霧消して居ります。それで私共相謀り此等大衆の浪費金を楽しく健全に希望に満ちて資金化せしむる方法としてこの財団を創設することとなりました。其特長を一言にして述べれば、宝くじ及至パチンコのスリルを応用し、津々たる興味を沸かせながら、全員に其元本を一文も損することなしに夫れ夫れ巨額の当りくじのスリルと実益とを与え、挙つて不知不識の裡に蓄財せしむる点にあります。

この計画はとりあえずは五千万円の出資をあつめることを目標にしていたが、他市にも類例のないものであった。この件は内政常任委員会に付託された。同委員会では、これを立案した東京丸ビルの日本厚生出資財団の実態を明らかにするため出張調査し、また設置の意志があるといわれる佐世保市に照会したが、佐世保市からは全然考慮していないとの回答をうけ、さらに慎重な審議を要するとしていた。ところが七月三日の市議会では、市長のほうからこの計画案を撤回すると申出たので、撤回が承認された。

学校建設などにもなう市民からの寄付金などの税外負担については、さきにふれた予算・決算については、付帯決議でも問題にされていたが、この件についてもひとつの提案がなされた。七月二日の市議会では、

市立一中の校庭の整備拡張工事費二一九万九千円についてPTAから五〇万円、六会中の図書館改造費三〇万円にたいしPTAから二〇万円の寄付申出を採納することが提案され、可決された。着工と同時にほぼ半額を、工事完成と同時に残額を寄付するというものであった。このように税外負担が甚大で、しかもその負担率が異なっていることに着目して、寄付金条例をつくってその公平化をはかるべきではないかという提案が、内政常任委員長の大竹寿議員からなされたのである。

重田助役は、こうした事業は元来市自体でやるべきもので、個人の寄付は強制し得ないものである。市が当然やるべきものだが、地元これだけの熱意と寄付があるので、市の財政から考えて着手するという場合に、寄付を願うので、比率が相異なるのもやむを得ないのであって、これを条例化するとかえって不自然になると答弁した。しかし大竹議員は承服せず、地元負担の比率は、周辺部のほうが中央部よりも高い例をあげて、やはり一定の基準を条例で決めるべきだとくいきがった。金子市長は、寄付は画一的にすべきでないし寄付金条例の前例はどこにもないと反対し、予算編成にあたって常任委員会にはかるとか、なおも不公平がある場合には議会が修正するなどの方法も講じることができると述べ、けっきょく大竹議員も了承した。厚生出資財団の計画にしても、またこの寄付金条例案にしても、いずれも突発な提案ではあったが、こうした提案がえてなされたことには、はげしい財源難になやむ自治体の苦悩と重い税外負担にたいする市民の不満とがあらわれていたのである。

#### 四 東洋航空誘致等の諸問題

東洋航空の誘致とその違約問題　かねて企業誘致をはかりながらなかなか実現しなかった藤沢市がようやく成功したのは、旧藤沢飛行場跡を利用した東洋航空の誘致であった。だがそれは同時に苦杯をなめさせられた経験でもあった。昭和二七年一〇月には大蔵省から農林省に移管されていた旧藤沢航空隊あとの畑および山林九七町六反歩が地元で払下げられることになり、耕作者に払下げる畑八〇町歩を除く山林一七町六反歩は市で買取した。ところが滑走路とその近隣の三万五千坪については話がないので確かめたところ、これは大蔵省から東洋航空工業株式会社工場建設のために払下げられたものとわかった。すでに九月二六日は内山神奈川県知事が藤沢市役所で利害関係者の聴問会を開き、会社側と市理事者二名、農業委員四名、村越謙吉建設常任委員長、県からは鈴木建築課長が出席し、耕地の保障、農村子弟の優先的採用などを条件に会社設置には全員が賛成したということであった（『湘南新聞』昭27・10・15）。

この件は一〇月二二日の市会全員協議会にかけられた。市当局からは、東洋航空は日本錬鋼の工場の一部を借り、アメリカのフレッチャー社と契約して飛行機製作をおこなう会社で、工場完成の節は従業員七〇〇人、市税六〇〇万円が見込まれるとの説明があった。議員からは耕作者に反対はないか、軍事拠点とならないか、住宅都市としての発展に支障はないかなどの質問があったあと、誘致が承認され、産業・建設連合委員会に交渉が付託された。

記録によると青木議長から一月二七日付で東洋航空工業の社長・横尾竜につきの要望事項の確認をもとめ、横尾社長は一二月一〇日付で確認を回答している。

一、将来拡張は最少限とせられたい

- 一、損害を蒙った場合は十分な補償をしてもらいたい
- 一、滑走路の西側の道路を新設し排水溝及農道の完璧を期せられたい
- 一、質問書第六項は将来も確約すること（練習機以外のものを受託しないよう会社に確たる事が規定してあるや否や、米国へ競争目的に基地を提供するというような危険性はないかどうか）
- 一、米国資本の割合は将来も二〇％を越えないこと
- 一、猥りに住宅地上空を飛翔しないこと
- 一、工場経営に当り当藤沢市の発展を阻害するが如き方針は一切とらぬこと

東洋航空では飛行場内の農地の買収を年内に終わって、翌二八年三月には八〇〇坪の格納庫を完成し、四月一五日に飛行場開きを挙行了した。当初の市議会での説明では練習機の組立工場を作ることだったがこのときには東南アジアのジャングル地帯を爆撃する飛行機を作っており、工場の本拠は戸塚におくことが発表されて、藤沢市民をおどろかせた。

五月二日の全員協議会では、「東洋航空の確約事項の履行方について」が議題にとりあげられ、同社馬場技術部長の出席をもとめて質疑がおこなわれた。そこで問題となったのは、日本鍊鋼の工場を借入れないで日本ビクターの戸塚工場に移転した理由、藤沢の農家の二、三男の採用を約束しながら一向に果たさないこと、練習機を製作するといっていたのに軍用機を作っていること、滑走路を他社にも使用させ住宅地の騒音はげしくなっていることなどであった。

その結果、東洋航空の重役の出席をもとめて改めて懇談会を開くことになり、東洋航空の都合で少しく

れて六月三日に東洋航空の橋口常務らが出席して産業・建設常任委員との懇談会が開かれた。議会がわからは前回と同様の質問が出されたが、会社がわはつぎのように答弁した。

採用者については戸塚、藤沢の二八四名中、藤沢地区の出身者が四六名、見習工だけをとると三六人中二五人にあたる。工場はベトナムからの注文が急を要したので戸塚の工場と契約したが、藤沢にも組立工場はつくる、軍用機を作るというが飛行機が輸出用なので、ジャングル戦にも向くと宣伝しただけである。こんな飛行場が爆撃されるときは他の飛行場がみんなやられている。滑走路を他社にも使用させるというのは運輸省航空局の注文である。

六月五日には青木議長から離作農民、農家二、三男、一般市民等の採用を要望する手紙を送ったが、東洋航空ではすでに充員も一段落したので、今後状況の変化したとき改めて考慮させて頂きたいとの返事をおくってきた。

六月三〇日の全員協議会では、東洋航空が確認事項を履行しないので再確認させることをきめた。こんどの確認事項は前年の一月二七日付のものにつきの三項が加えられていた。

- 一、当初計画の主要工場及諸施設は早急に設置することとし、併せて日本鍊鋼株式会社を使用するよう努力すること
- 一、藤沢工場設置に関する離作農民の就職については完全雇傭を保証すると共に一般藤沢市民の就職者については可能な限度に於て優先的に採用することとし、就職希望者の取扱について万全を期すること
- 一、今後藤沢市に関係ある企画立案等をする場合は事前に十分連絡して行なうこと

この確認書は六月三〇日の全員協議会で承認されたが、こうした確認は法的効力をもたないのではないかという点が問題となり、この件は後日にゆずることになった。

ところが、そうこうしているうちに東洋航空は経営不振におちいり、七月からは従業員の賃金も払えなくなった。飛行機が売れたのは一機だけで、七月以降保安庁と仏印から発注された六〇機が契約不成立におわつたため資金がつかなくなったのである。一月三〇日の株主総会のあと同社労組は横尾社長らと団交して、賃金支払いのため藤沢飛行場と格納庫の売却を日本青年飛行連盟と交渉し、不成立のばあいは山一証券に譲渡し、二六二〇万円を未払賃金に、三八〇万円を会社の経費にあてることを約束した。こうして東洋航空は事実上の倒産となり、藤沢市最初の工場誘致はさんたんたる結果を迎えたのである。

電気通信大学遊休施設活用問題 東洋航空と並行して問題になったのは、電気通信大学遊休施設の活用問題であった。戦時中に電気通信大学の前身にあたる無線電信講習所が藤沢分校を建設するにあたって、藤沢市では逋信省総務局長と協定して大蔵省から約三〇〇万円を借りて鶴沼下鰯に二万八千余坪の土地を買い、これを年額一三万余円で講習所に貸付け賃借料が二五年間完納された場合には自動的に所有権を移転することをとりきめた。ところが戦後の学制改革でその管轄が逋信省から文部省に移り、無線電信講習所から電気通信大学に昇格した。それにもなつて目黒にある本校と藤沢分校とを統合一元化することになり、土地の返還問題がおこつたのである。

この件については、上述のように昭和二七年五月一三日の市議会で革新議員団が通信大学遊休施設活用促進の件を提出したが、これに先立って、同年四月に同大学から藤沢市にあてて、つぎの件を申入れる書簡が送られていた。すなわち上述のように藤沢分校が移転することになった経緯を述べたのち、土地・建物は藤沢市に返還するが、従来からの関係もあるので、土地二万八千三百七坪、建物一七千七百五坪のうち現在使用中の



寄宿舎・食堂等の建物五八五坪とその敷地二八八〇坪だけ無償譲渡をうけたいと申入れてきたのである。逓信省ではこれまでに賃借料として一一三万円を市に支払っていた。なお別に電波管理局でも、このうち建物一六〇坪、敷地七七四〇坪の賃借を希望していた。

通信大学からの申入れに接した市議会では、六月に通信大学遊休施設活用特別委員会を発足させ、金子四郎、大和田武両議員が正副委員長となった。委員会では通信大学の申入れにたいしては、都市計画の観点から無償譲渡はできないが、無償無期限で貸与し、電波管理局には公定価格で賃貸する方針をきめたが、その間に通信大学の事務局長が更迭したこともあって、藤沢市の案は虫がよすぎると反駁して問題を白紙に返すことを申入れてきた。

委員会では通信大学の施設を学校用敷地にあてることとし、とりあえず施設の一部を辻堂小・鵜沼小の二部教授解消のために使用するとの方針を立て、文部省を加えて折衝をすすめた。文部省としても痛いところを突かれたらしく交渉は進捗し、けっきょく藤沢市では寄宿舎三四六坪と土地二五五七坪を国に無償寄付し、食堂等二四八坪をこの土地内に移築してこれも寄付する、そのかわりに右以外の土地建物の賃貸借権は藤沢市が小学校その他のため使用する目的で藤沢市に帰属させるという仮覚書が七月一三日付で取交わされた。この件は七月三〇日の市議会で可決された。ついで一二月二三日の市議会で、今後紛争の生じないよう措置を講じたうえで、さきの土地建物を電気通信大学の用に供するため文部省に寄付することが可決され、問題は一応落着した。なお電波管理局の使用施設についても、市理事者が遺憾のないよう措置することが承認された。

元使記念館貸与問題 昭和二八年一月三〇日の市議会には、片瀬にある元使記念館について二つの請願が提出された。

請願のひとつは、藤沢医療生活協同組合元組合長正木晃、寄付者代表飯森春吉らの提出したものであった。この建物はさきに同組合の組合病院となっていたが、その後、医師を失ったりしたため、昭和二七年二月に同組合は病院をなんらかの形で存続させるようつとめるとの含みで解散し、そのままになっていた。この請願は、病院開設を望んでいる国際親善病院または済生会病院などとはかつて、この建物を利用して病院再開を実現することを要望したものであった。

もう一つの請願は、組合病院の前理事で組合精算人の一人で常立寺の住職である永倉唯嘉の提出したものである。これは建物の一階を幼稚園、二階を講堂、三階を読書室・懇談会場にするため、これを常立寺に譲渡するか、または永代賃借させることを要望していた。

紹介議員は前者のほうが山口倉吉、宮崎忠太郎、渋谷寅吉、中田竹五郎、相沢五郎、相沢清勝、藤井金蔵、葉山キヨ、大和田武、野口順一の一〇議員、後者のほうは田中喜八郎、二見林太郎、前薫彦、小出春之、湯沢正直、梶野豊秋、永井健三、石井清の八議員であった。二つの請願は真向から対立していたので、両者ともいったん請願を撤回して、請願者のあいだで意見を調整して、改めて請願を提出することに落ちついていた。

越えて七月三〇日の市議会では、金子市長は元使記念館を神奈川県済生会に無償譲渡することを提案した。それは、戦争直後に当時の産業報国会が元使記念館を払い下げたときの条件が、これを病院として無償

貸与することであつたのを理由に、済生会が社会福祉事業として経営する病院に使用を認めるかわりに、済生会にたいして前所有者の藤沢医療生協の解散にともなう清算に協力するようもとめるものであつた。重田助役は、済生会の申入れは、これを改造すると約三〇病床ができるがそれには二〇〇万円以上の改造費がかかるので、もし市で改造のうえ賃貸してくれるならば賃借するし、もしそれができないときは無償譲渡してくれば済生会で改造する。ただし病院をやめれば返還することになるから実質的には無償譲渡になるというものだと説明した。この件は二見議員の提案で全員委員会に付託された。

その後この件をめぐる賛成、反対両派が署名をあつめるなど市民の関心をつよめていたが、七月二〇日の全員委員会には、神奈川県医師会長・藤沢市医師会長から、済生会への無償譲渡は違法であるとしてこれに反対する陳情がおこなわれた。地方自治庁の法律の見解でも、無償譲渡が違法であることは明らかとなつた。済生会も問題が政治的問題化したのを理由に辞退を申入れてきた。金子市長もこの提案を撤回して、問題は白紙にもどつた。



第三章  
地方制度の改革と財政再建



## 第一節 増大する行政需要と赤字財政

ドッジ・ラインとシャープ勧告によってもたらされた超均衡財政のしわよせは、とくにわが国の地方財政を甚だしい苦境に立たせることとなった。なかでも昭和二五年度の地方財政平衡交付金を一挙に半減させるという荒療治は、一方で六三制義務教育施設の整備を中心として急激に増大しつつあった行政需要と相まって、全国の地方自治体の財政事情を急速に悪化させることとなった。

昭和二六年度から顕在化しはじめた地方財政の実質赤字の増加ぶりは、第一表に示すとおりである。

昭和二六年度の赤字は一五都道府県・七四九市町村で合計一〇二億円であったが、ビークの二九年度には三四都道府県・二二四七市町村で合計六四九億円となった。この赤字団体数は都道府県の七割、市町村の四割に達する。

このような地方財政の悪化をくいとめ、政府の統制のもとに再建をはかることを目的として制定されたのが地方財政再建促進特別措置法（昭和三〇年一月）であり、これ以後、全国の多数の地方自治体がいわゆる「再建体制」に組み入れられて塗炭の苦しみをなめさせられることになるのである。

一方、昭和三〇年代のはじめから、日本経済のいわゆる「高度成長」がようやくその緒につきはじめるとともに、都市部とくに大都市近郊地帯への人口と資本の集中が始まり、住宅、学校、上下水道、ゴミ・し尿処理施設など住民の生活環境整備に対する行政需要が急ピッチに増大して、三〇年代後半から四〇年代へか

第1表 地方団体の実質赤字額の推移

(単位：億円)

区分 \ 年度	昭 26	27	28	29	30	31	32
都 道 府 県	26 (15)	138 (36)	225 (39)	264 (34)	256 (36)	32 (13)	14.5 (5)
市 町 村	76 (749)	163 (2,596)	237 (1,685)	385 (2,247)	386 (1,522)	110 (852)	78.5 (569)
計	102	301	462	649	642	142	93

(注) 1. ( )内は赤字団体数  
2. 自治省『地方財政の状況』(各年度)による。

第一節 増大する行政需要と赤字財政

けて、それはまさに「爆発的」な「都市問題」として火をふくに至るのである。

そうした行政需要の増大と、財政制度の改革によってもたらされた赤字の累積との板ばさみに合せて、全国の地方自治体とくに人口急増市町村はさまざまな困難に直面することになるのであるが、藤沢市がその例外でなかったことはいうまでもない。

#### 一 市財政の赤字への転落と再建努力

藤沢市の財政は二六年度決算において実質赤字一八五〇万円を生じ、昭和六年以来はじめて赤字団体に転落した。以後、財政の赤字は昭和三〇年度までつづき、市はこの赤字を克服するために種々の再建努力を余儀なくされることとなった(地財再建法の適用については、この法律が発効した時期―昭和三一年度にはすでに基本的には赤字克服を終わっていたので、再建法の全面適用はなく、いわゆる「自主再建」方式を採用した)。

赤字財政の原因 藤沢市の財政がなぜ赤字になったかについては、背景として、前述のような情勢があったことはまちがいない



が、直接的には国・県からの交付金・補助金等の削減、起債の不許可等が原因であったことは明らかである。

その間の事情について、たとえば昭和二七年度の赤字の原因に関する当時の市当局の説明を聞こう。

昭和二七年度の予算の執行に当りまして、昨年度におきましてすでに赤字が出ておりますので、この赤字の克服につきましては、予算の執行上、極力冗費の節約、その他、税の収入に努めたわけであります。しかしながら、甚だ遺憾のことに存じますことは、二七年度の決算におきまして、その出納閉鎖期でございます五月末日の出納閉鎖の結果、歳入総額が五億五、七三一万九、六三六円、歳出が五億七、〇六二万六、九五〇円でありまして、差引一、三〇〇万七、三〇四円という不足額を生じたのであります。(中略)

なお、この際、然らばどういふわけでその赤字が出たかという主な原因を申上げてみたいと思っております。前年度において一、八〇〇万余円の赤字が出ておりますので、当時議会におきましては一応御報告申上げておきました。一旦この赤字が出ますと、その市の財政というものは、世間の例をみましても、年々これが雪だるまのように加速度的にふえるのが必然の勢なのであります。そこで非常な強過ぎるような節約方針をとってみたのであります。ここにどうしても二七年度におきましても手加減が加えきれなかったものがあるのであります。それは、当初平衡交付金を一、五〇〇万円計上いたしましたのであります。これがやはり予定通り入りません。実際入りしましたものは五一〇万七千円でありました。九八九万三千円というものが平衡交付金で赤字の原因になっております。

それから県の補助金におきまして、小田急弁天橋の架設に伴いまして県補助金をみましたものが八五万円ばかり、それが県の補助金が算定されまして半分ばかり減りましたもの。

それからこれは年々ございますものですが、伝染病院費を計上いたしております。これは七六万円ばかりでございます。

ますが、この伝染病予防費はどうもその年には補助が入って参りませんが、翌々年度以後におきまして入って来るわけで、やがては入って参りますけれども、それが入らなかった。

その他、選挙の費用がやはり翌々年度に繰越されて、その年には入って来なかったというものを合せますと、県の補助金の二百万円以上のものが入って来なかった。

それから寄付金におきましてやはり予算化したものが入って来なかったというものがございます。それは一三三万二千円ばかりでございます。これも内訳は細かいものも交っておりますが、一番大きなものはあの駅の跨線橋の寄付金が当初二二〇万円を全部地元の寄付金に計上いたしましたのが、実際に入りましたのは一三〇万円でございます。その差額が赤字の原因になっております。その他小さいものを合せましてそういう数になったのであります。

そのほか、起債におきまして、起債を予定して政府に迫ったものにつきまして、これが入らなかったものが二七〇万円ばかり、すなわち起債が不許可になったというものであります。

こういった関係が赤字になりました主なる原因でありまして、これらはまた見ようによりますと、何れも非生産的な費用でございます。何れも当時仕事を執行する上におきまして、これは赤字が出てやむを得ないではないかというような考えのもとに遂行した仕事なのでありますことを併せて御報告申し上げます。

(昭28・7・2市議会定例会における重田巖助後の説明)

赤字財政再建のための努力については、前章第二節にも述べられているが、昭和二九年度に入ってから引き続き諸般の措置が講じられた。

期成会方式による学校建築 人口が増加して児童・生徒の数がどんどんふえる、音楽教室、裁縫室などの特別教室をつぶして一般教室に使ってもひとつの学校で五教室も六教室も不足するという状態が生まれる、

そのうちにどうしても新しい中学校を建設しなければならないことになってくる。しかし学校建設についての政府資金による起債（償還期間一五年、年利六分五厘）の許可を待っていたのでは、とても眼前の教室不足の解消には間に合わない。

そうしたギリギリの必要から考え出されたのが期成会方式による学校建築と、そのための財源を裏づける予算外義務負担の議決である。

当時市立一中、六会中、片瀬小、明治中等の校舎整備は、まさに焦眉の急であった。ところが一般財源だけはなんとか工面したものの、起債相当部分までを一般財源で負担する余裕はとてもない。しかも政府の起債許可は三年先か四年先かわからない。そこで背に腹はかえられず、異例の措置として、PTA、後援会等が期成会をつくって、一時資金を立て替えて校舎を建て、それを市が年賦で償還していくという、いわば一種のヤミ起債を合法化する手段をとったわけである。

たとえば、一中の校舎増築の場合にみると、四教室をふやす必要があり、それには三六九万円の資金がいる。そこで地元のPTAその他の有力者を中心として期成会をつくり、期成会が金融機関から借金をしてひとまず教室をつくる。その借金の元利を市が将来の起債をあてにしなから、毎年度償還していくという方式である。

昭和二九年九月二八日議事に提出され、即日可決された「予算外義務負担について」の議案の内容は、次のようなものであった。

第一節 増大する行政需要と赤字財政

六五四

予算外義務負担について

本市立第一中学校々舎増築工事について本市教育委員会と第一中学校建設期成会との間に別紙契約を締結するものとする。

昭和二九年九月二八日提出

藤沢市長 金子 小一郎

(即日可決)

△別紙▽

契 約 書

当事者 藤沢市教育委員会

当事者 藤沢市立第一中学校建設期成

会々長 稲 葉 勤

藤沢市教育委員会を甲とし第一中学校建設期成会を乙とし、第一中学校々舎建築について両者の間に左の契約を締結する。

記

第一条 甲は第一中学校々地内に乙が第一中学校々舎に充てるため左の計画による建物を建築することを承認する。

建築敷地 藤沢市鵜沼七二五番地

建築の構造及坪数 (略)

第二条 乙は工事設計及執行の一切を甲に委任するものとする。

第三条 甲は建築工事竣工の日においてその建物を左の条件により乙から借受けるものとする。

1 借受期間 向う四ヶ年とする。但し都合により短縮することができる。

2 賃借料の総額 この工事費支払のため乙の金融機関からの借入金とこの借入金に対し乙が金融機関に支払うべき利子（年利一割以内の割合で計算する）の合計額に相当する金額とする。

3 毎年度の賃借料の額及び支払方法 昭和二九年度の賃借料は乙が当該年度中に金融機関に支払うべき利子に相当する金額

昭和三〇年度より昭和三二年度までの間の賃借料は毎年度乙が金融機関に償還すべき金額（借入金の三分の一）と当該年度中に金融機関に支払うべき利子との合計額に相当する金額とし毎年度二期に分けて支払うものとする。

第四条 乙は借受期間満了の日に於て当該建物を甲に無償寄付するものとする。

第五条 本契約を履行するに必要な細目は別に相互協定の上これを定める。

右契約を証するため本書式通を作成して当事者間に於て各壹通を保有するものとする。

期成会が金融機関から借り入れるにあたっては、期成会に対する市の債務保証が必要となることは当然である。そこで市議会は前記予算外義務負担と同時に、次のような債務保証の議決をも行なうことになるわけである。この議決も即日可決された。

#### 債務保証について

本市は別紙願書（略）に基き第一中学校建設期成会が第一中学校々舎増築工事に充てるため、左記の通り資金の

第一節 増大する行政需要と赤字財政

六五六

借入れをすることにつき債務を保証するものとする。

昭和二十九年九月二十八日

藤沢市長 金子 小一郎

記

- 一 借入金額 一金參百六拾九万円也
  - 一 借入利率 年壹割以内
  - 一 借入先 株式会社駿河銀行
  - 一 償還方法 昭和二十九年度中は据置、昭和三十〇年度から昭和三二年度までの間に別に定める契約に基き償還する。
- 同様の予算外義務負担は六会中、片瀬小の増築についても同時に行なわれた。ただし、六会中の場合は借入先が農協であり（借入額二六四万八千円）、事情がよくわかっているというので債務保証の議決はなかった。反面、利率が年一割二分とさらに高利であった。また、片瀬小（給食場の増築）の場合は、期成会のメンバーの持寄り寄付等によって三百万円を立替えたものを、順次市が返していくという措置がとられた。
- 空予算 このように期成会方式による学校建築という方法が、たしかに財政難のもとでの窮余の一策であったことは明らかであるが、そのことがみすみす政府資金よりコストの高い市中資金を使うことによって、財政困難を一層促進したことは否めない。
- それと同時に重要なことは、市長が提案し議会在が議決した予算が、実は「空予算」ではないかという問題が、この予算外義務負担の審議の過程で指摘されたことであった。

大竹寿議員 関連してお伺いいたしますが、（この六会中の増築のための予算は）二八年三月一〇日に議決が済んで

おつて、それを今まで放任しておくのはどういふわけか。それと同時に、いかに起債獲得のためにやっておるにしろ、あまりにも時機を失しておるということが私のききたいことと、予算は支出とバランスしておる、そうすると、バランスしておるにもかかわらず、起債ができなかったという考え方はこれは少し違う。一般財源でもはっきりやりますというようなことで予算提出が済んでおるにもかかわらず、また再びこれを起債に仰がなければならぬということとは、嘘欺ウソではないか。予算提出が嘘欺ではないかということを私はききたい。「空予算々々」と呼ぶ者あり）どうも予算というものは、こういうようなことを再三されたのでは困ると思うので、その点も加藤教育長さんにお伺いしておるのであります。

〔何もかもカラッポ〕と呼ぶ者あり〕

重田巖助役　こと予算に関係しましたので私からお答え申し上げます。

今御叱責を受けました教育関係の予算であります、たいへん結果において皆さんの御希望に副えなかったことは申訳ありませんが、この予算は御承知の通り起債に財源を求めますので、一定の時期を要することと、対外的な一つの作戦でもございます。やはりその点を十分御了承いただきまして、起債の獲得の面におきまして、期成会を作るといふ無理なことをいたしましたが、皆さんの御要求に応えたいと思っております。

（昭和二九年九月二八日定例会）

起債獲得に一定の時間がかかること、対外的な作戦もあることを理由にして、市当局は議会の追及を逃れたのであったが、ことは議会で議決をみた予算がそのとおり実行されないという財政民主主義の根本にふれる問題である以上、この程度の議論の応酬で終わったことは、物足りないとの印象を与えるものといつていであらう。

一時公債の発行 昭和二九年五月一日全国初の「一時公債」が売り出された。当時、年間六千万円程度の財政調整資金が必要とされており、従来これは大蔵省資金運用部や市中銀行から融資を受けていたが、政府の金融引締め、銀行利子の増大が市の一時借入金金の調達を困難にしはじめたため、これに代わって公債を発行し、あわせて市民の利殖にも役立てようという企画であった。

この一時公債は第一回発行以来毎回売切れという状態で、三二年四月までに八回発行された。第一回分を発行するにあたって、昭和二九年三月二九日の市議会に提出された議案の内容は次のようなものであった。

藤沢市一時公債発行について

本市は財政調整資金に充てるため昭和二九年度内において、左の要項により一時公債を発行するものとする。

記

- 一 発行総額 金六千万円以内
- 一 公債の種類 一万円券、五千円券、一千円券、五百円券の四種類とし無記名割引債券とする。
- 一 公債の発行価格 額面金額に対し四分五厘を割引発行する。
- 一 据置期間 発行の日より起算して六カ月間とする。
- 一 償還方法 据置期間満了の翌月中に償還するものとする。

この一時公債発行にあたって、市議会で議論された問題は、第一に、この公債の性格、すなわちこれが単に歳計現金の不足をカバーするための一時借入金にすぎないものか、それとも事業費の不足を補う起債の一



種なのかという点であった。この点についての市当局の意図は、最初から明確であったとは必ずしもいえないようである。大和田武議員の質問に対し重田助役は「原則として飽くまでも一時借入金金の借入先を公募債によって求めるということでございます。但し本市がどうしてもヤミ起債までして仕事をいたさなければならぬという問題ができましたときには、この公募債によってやりましたものをまたそのときに切替えていくという便法があります。しかしそれは、やはり先にいって市会の御議決を頂かなければできない問題でありますので御了承願いたいと思います」と答えている。つまり、建前としてはあくまでも一時借入金とするが、実質的には切替えを重ねて、事業債と同様の機能をもたせたいということであった。

また、金子市長もかなりはつきりと、そのねらいを述べている。「これは大和田議員の含みのある御質問だと思えます。言いかえれば、単なる財政調整資金でなしに、ときにはそれ以上に使うことが必要だ。そういう場合にはひっくり返し使っていれば（切替えを重ねていけばの意？）使えるのではないかという意味を含めてのお話、ごもっともであります。それを狙っているのであります」（昭29・3・29定例会）

いずれにしても、一般市民を対象に地方公共団体が資金を募るということは、全国的にみても前例のないことであっただけに、この企画に対しては世間の広い関心が集まった。当時自治庁の見解として伝えられたものは「地方自治法第二百二十七条の一時借入金とみられるから、法的には別段問題はないが、事業をやるわけではないから、結局市民の税金で高い利子を払うことになる。それまでしてやりくり公債を発行する理由が判らない」（『湘南新聞』昭29・4・15）というものであった。

金子市長はさらに、この公債発行のねらいが銀行への抵抗にあることを明らかにして次のように述べて

いる。

「都市行政に新しいシステムを作りたい念願から、公債の発行を考えた。銀行に対する抵抗の意味もある。というのはいままで銀行預金の活用は大都市にのみ集中されて、地方都市の人が預けた金であっても、（地方都市は）恩恵を受けることが少ない。公債によって銀行の中間搾取を排除することもできるわけだ。

一部有力者の買占めも懸念されるが、金融機関が持つことだけは許したくないと考えている」（前掲新聞）

問題の第二は、この市債を納税に活用することの可否についてであった。一部の議員（たとえば野口順一議員等）のなかには、市債を納税にも使えるという便法を講じないと、広い範囲に応募者を求めることがむずかしいのではないか、特定の金持ちに偏することなく普遍的、全市的に市債を消化するためにはそういう便法も考えてもいいのではないかという意見もあった。

しかし、市当局はその考えには消極的であった。その理由は、年九分に当たる高利のものを発行してそれを納税にあてることになると、市が損害を受ける（はじめに割引してあるから、額面どおりの金額の代わりに納税されると損をする）からであった。

**P T A寄付** 憲法に定める「義務教育無償」の原則は、当時の財政難時代においては、なかば空文化していたといってもよく、当然公費をもって負担すべき義務教育の経費を、P T Aを通ずる父兄負担に転嫁することが公然と行なわれていた（この傾向は今日でも皆無というわけにはいかず、なおP T Aによる公費負担の肩替りは残っている）。

この問題が議会ではじめて取り上げられたのは、昭和三〇年度当初予算に対する各派の代表質問において

であった。

すなわち三〇年三月一四日の本会議において、緑成会代表の湯沢正直議員は「PTA寄付金の全廃は本市多年の懸案であり、またPTA連合協議会等の強い要望であるにもかかわらず、今日の状態はきわめて変則であり、教育税ともいうべきものになっているが、当局の考えはどうか」とただした。

これに対して金子市長は、当然市が負担しなければならぬ経費の三分の二をPTAが負担している事実を認め、これを軽減していかなければならないことを認めながら、現実の財政運営はそれが困難であることを明らかにした。市長はいう――

「昨年はこの三分の二というものを相当減少したのであります。今年も実は更にこの減少をはかりたいと思つたのであります。なかなか思うように参りませんでした。ただ私、思うのであります。このPTAの負担というものは確かに市が持つべき性質のものが相当ございます。しかし、いわゆる「臍を得て蜀を望む」という言葉もありますとおり、教育を完璧にせんとする立場にありましては、勢いそこにPTAとしては市の財政ということを考えずに教育の完璧を期したいと考えることは、これまた当然であります。これを決して悪いとは思きませんのであります。しかしながら、私どもとしますと、このPTAの御負担は到底直ちに全部を解消するということではできませんので、逐次その改善を期したい。かような考えのもとに今後も努力をしたいのでございます」

当時のPTA肩替り負担がいかに大きなものであったかは、学校の什器、備品の類にとどまらず、校舎の増築そのものまでが大きくPTA負担に依存していたという事実によって推しはかることができる。

その代表的な例として、藤沢小学校の理科教室の増築を挙げることができよう。昭和三〇年三月二二日の本会議は、次の二つの議案を審議可決した。

▽寄附受納について

藤沢小学校増築費に充てるため左記の者より頭書の金円寄附申出につきこれを記載の条件により受納するものとする。

記

金額	納付条件	寄附申出者
壹百万円也	昭和三〇年三月三〇日までに納入する	藤沢小学校PTA会長西口彦一

△寄附採納願▽

今般市立藤沢小学校理科特別教室新設の目的を以て昭和二八年度以来蓄積したる醸金五十万円及び其他をとりまとめた左記御寄附申上げ、当会所期の目的達成のため、特別の御詮議をいただき、昭和二九年度中に完成の運びにいたしたいものと存じますので寄附御採納下さる様御願ひ申上げます。

記

- 一 金壹百万円也 納期 御指定の時
- 昭和三〇年二月一八日

藤沢市立藤沢小学校PTA会長 西口彦一

藤沢市長金子小一郎殿

▽藤沢小学校々舎増築について

市立藤沢小学校々舎を次のように増築するものとする。

但し工事その他施工上必要あるときは各部分において多少の変更をすることができる。

記

一 木造屋根厚型スレート葺平家建校舎一棟

建坪 四二坪三五

別紙略図（略）の通り。

藤沢小学校においては、かねて会長西口彦一氏を中心として、理科特別教室をつくって子供たちの科学教育の振興を図るといふ計画を立てていたが、そのための寄付金百万円がまとまったので、負担付き寄付の申出を行ない、市議会がこれを受け取ることを議決したのであった（注一一般の寄付の受領については議会の議決を必要としないが、当該寄付に付された条件にもとづいて市が一定の負担を支出するいわゆる「負担付き寄付」の受領は、議会の議決を必要とする）。

市はこの寄付金百万円を基礎として、総工費一六九万二二五〇円を追加予算に計上して藤沢小学校の理科特別教室をつくったのである。

二九年度決算における繰上げ充用 以上のようなやりくり算段を重ねて、市財政の健全化を図ろうとした市当局の努力にもかかわらず、二九年度決算においてもついに赤字を解消することができず、二七九四万余

円の赤字が必至となったため、翌年度歳入の繰上げ充用の措置がとられた。

二九年度の赤字の直接の原因について、三〇年六月定例会で山本務本総務部長が議会で報告したところによれば、第一は、二九年度に体育館を新築することとなり、その体育館敷地を九百万円で買ったが、その財源として、さきに入手してあった病院敷地を売却する予定になっていた。しかしこの売却が遅れたため歳入欠陥を生ずることとなった。第二に、予算化された市税が予算どおり入らず、その金額が約一八〇〇万円にのぼった。

この繰上げ充用額は、前年度（二八年度）の繰上げ充用額一八〇〇万円に比べると、かなりの増加である。

しかし、当時は、決算において赤字の発生が避けられないため繰上げ充用を行なうことは、藤沢市だけの例ではなく、ほとんど全国的に共通した事例であった。二九年度決算を湘南各市にみても、たとえば茅ヶ崎市七四四九万円、小田原市一億一八〇〇万円、平塚市一二二五万円と、それぞれ翌年度歳入の繰上げ充用を余儀なくされている。

なぜ税収入が予算どおり収納されないかの原因についても、議会において一応の審議がなされている。それによれば、市民税、固定資産税など市税の柱となるべき税収入の、現年度調定分はほぼ百パーセントに近い徴収率をあげることができるが、これらの税金の滞納繰越分の徴収がきわめて困難であることが明らかにされた。それも次第に深刻化しつつあったデフレの影響とみることができるといえる。

しかし、その後の健全財政堅持政策の継続は、ちょうど日本経済が昭和三〇年代から「高度成長」の段階

に入ったことも相まって、市財政の好転をもたらし、三一年度決算においては実質収支で六七六〇万円の黒字を生ずることとなった。ここに藤沢市財政は五年間の赤字時代を克服し、かつ地財再建法の適用を受けられることもなく、自力で財政再建を実現したのである。

## 二 ゴミ焼却場設置問題

人口の増加とともに、市民の生活環境整備に対する要望が日を追って激しくなってきたことはいうまでもない。なかでもそれまで近代的な処理施設を持たなかったゴミ・し尿の衛生的な処理をどうするかということは、一日も引延しを許さない喫緊の課題となりつつあった。

ゴミ焼却場については、すでに伊沢市長時代に日本鍊鋼跡を候補地として、建設の計画が進められたことがあったが、地元の高い反対にあつてこの計画は陽の目を見なかったといういきさつがある。その後は片瀬沿道の舗装道路の縁をゴミ捨場として使用してきたが、そのような姑息な方法で急激に増加しつつあるゴミを処理しきれないことはいうまでもない。

そこで、ゴミ焼却場の早急な建設が必要となり、東京螺子の裏山を接收するとか天獄院を接收するなど、さまざまな計画がつくられたが、最後に白羽の矢が立ったのが石名坂所在の旧軍用地であった。

ここは旧軍用地が解放されて二人の市民が畑として耕作していた地積二反一四歩の土地であったが、これを坪当たり七百円で買取して、ここにゴミ焼却場をつくるという計画であった。

ゴミ焼却場設置の議案と反対請願 この土地の買取と塵芥焼却場建設のための議案が市議会に提出された

のは昭和二九年三月一〇日である。

議案によると、土地の買収価格は四二万九八〇〇円、ここに岩本式塵芥焼却炉C型（自然通風一日四千貫焼却）一基を建設する。併せて建設工事の随意契約を岩本工業株式会社（平塚市・専務取締役鈴木俊蔵）との間に締結しようというもの。

議会では、なぜ当局が岩本式がよいと判断したかの根拠を追及する質問が二、三あっただけで、ゴミ焼却炉建設はすんなり決まると見えたが、ここに一つの難関があらわれた。それは地元住民の反対運動である。

この日市議会に対し、中田吉太加氏ほか一三五九名署名の「伊勢山公園裏塵芥焼却場設置反対の請願」が提出された。その請願の要旨は次のとおりである。

塵芥焼却場設置反対事由

今回塵芥焼却場設置の候補地となつて居る石名坂附近は市立伊勢山公園の裏にあたり、近年この地一帯は住宅地として最も適当なる処でありますので、漸次住宅建築が増加し、最近に於いては焼却場候補地の前方高地には保安隊要員の住宅二十戸が建設さるべく既に敷地買収の契約も成立したる由のみならず、西部地区一帯は藤沢駅附近の繁栄に反して年々衰退の傾向を辿りつつありまして、地元民としては地区開発の対策に腐心して居り、其の一方策として伊勢山公園附近を中心として地区内の遊休土地を解放、住宅地化し、人口増加に依る購買力の湧起を期待して居る所あります。其の矢先き最も有力な候補地である伊勢山公園附近に塵芥焼却場が設置せらるるならば地元民の期待は完全に裏切られる結果となるであります。更に隣接地には県営種畜場があり、一頭数百万円の高価なる種牛を飼育して居り、万一塵芥に附着する細菌等に依つて伝染病の発生を見んか、たちまち県下の酪農者の大脅威となるであります。



せう。

又近年桜の名所として東京方面にまで知られた伊勢山公園の桜も、焼却場の煤煙に依つて三年を出でずして枯死する恐れがあります。

以上の如き実状を検討すれば、同候補地が塵芥焼却場として極めて適当ならざる処である事がよくお判りの事と存じます。

地元民多数は上述の如く無謀極まるともいふべき今回の焼却場設置に断乎として反対し計画実行を阻止すべく決意を固めつつあるのであります。賢明なる議員各位には此の実状と地元民の意のある処を御諒承の上、右提案のある場合之を御承認なく市当局をして一応右計画を中止し、改めて全市のより適当なる候補地を選定せらるるよう御取計い相成度重ねて御願ひ申上げます。

昭和二十九年三月八日

石名坂塵芥焼却場設置反対

藤沢市引地・白旗横町・森脇・本町四・五・六丁目住民千三百五十九名

右代表者 中田 吉太加 ㊦

紹介議員 村越 謙吉 ㊦

藤沢市議会議長青木保二郎殿

こうした反対請願が出されてみれば、議会はそれを無視して即決というわけにはいかない。しかし、焼却場の設置は焦眉の急であり、すでに二九年度においてそのための起債四百万円の許可もあつたほか、借入金も借入れ済みとなっている。そこで是が非でも二九年度中に結論を出し着工の手續を開始しなければならぬ

いというせっぱつまつた事情も、市の方にはあった。

かくて、この議案を付託された民生常任委員会（石垣荒一委員長）は、同月一七日まで審議を続けた結果、三月議会最終日の二十九日、原案承認、請願不採択を内容とする委員長報告を行ない、本会議もこの委員長報告どおり原案を可決決定した。

ただし、議決にあたっては、次の意見が付せられた。

△塵芥焼却場のための土地取得について▽

一、附近住民が将来住宅地として発展し得るよう道路、上下水道の設備等につき最善を期すること。

二、家畜保健衛生所に対する酪農面の危惧については、最悪事態が発生せぬよう、県、関係当局と十分協議の上、万全の措置をなすこと。

三、附近民家に対しては何らかの措置をなすこと。

四、附近関係農民の農耕上支障のないようにすると共に炉灰はこれらの者に優先的に払い下げること。

△塵芥焼却場設置について▽

一、塵芥焼却場設置に伴う附帯設備については、理事者において最善の方法により措置すること。

二、塵芥焼却場の設置により付近の観光風致上の美化（カウチ）するよう細心の注意を払うこと。

また、地元住民の反対請願を不採択とした理由は①反対の理由である家畜の保健衛生については、支障を生ぜぬよう万全を期することとしたこと②将来付近に公営住宅を建設し住宅地として発展し得るよう道路、上下水道の設備等につき最善を期することとしたこと、があげられた。

「反対運動はつづいたが、こうして石名坂地区へのゴミ焼却場設置は議会の議決を得るにいたったが、地元民の反対運動は依然として熱心に続けられた。反対請願の不採択を最終的に決める討論においても、村越謙吉議員は「位置変更ということは手続上においてもできると思いますので、現在の場所に余りかけ離れない所で、地元の人もほかに候補地も二つあるそうですから、その候補地をできるだけ急速に交渉いたしました。まとめあげていただきたい」と述べ、また、藤井金蔵議員もこれに同調して「この場所だけは少しでも保留してほかに候補地を探していただいで、できるだけ地元の藤沢市民の反対の少ないようにご配慮ねがいたいと思う」と地元民の声を訴えた。

むしろ議案の成立が住民の反対運動の火に油を注ぐ結果となったといえるかもしれない。その後も地元民は市当局に再三陳情を行なったが、単なる陳情ではラチがあかないとみて、四月二五日には伊勢山下の広場で市民大会を開き、翌二六日には内山知事に対し集団陳情を行なった。この市民大会で採択された決議文は、次のように住民たちの強い反対意見をあらためて確認している。

「西部地区住民は、他処に適当な候補地（注・稲荷部落沖野台）を求めその土地の所有者の承諾、地元了解を得て市当局にこれを提示したが、市当局と議会は、単に距離が遠いという理由でこれを受け入れない。市長と市会は権力によって石名坂設置案を強行せんとしている。しかしわれわれはこの圧政に屈せず、われわれの主張を社会に訴え、権力による強行を阻止せんとするものである」

一方、市がこの土地を買収してゴミ焼却場を設置するには、市農地委員会の転用許可が必要だが、農地委は五月二四日小委員会を開いて無記名投票を行なった結果、十一対三で農地転用を認めずとの態度を決定し

たため、市は窮地に立たされることとなった。しかも石名坂の住民が代わりの候補地としてあげた稲荷部落においても反対運動が表面化するという事態が生れて、ゴミ焼却場設置問題の成行きは一時予断を許さない状態となった。

しかし、市議会の議決をバックに、当局・議会一体となつての地元説得工作と、関係方面への了解工作は精力的に続けられ、ついに住民の反対運動を押し切つて石名坂への設置は実現することとなった。着工以來ほぼ一年を費して完成した焼却場は三〇年九月一五日に稼動を開始したのである。

大都市周辺の人口急増都市が不可避的に直面しなければならぬ難問——一方において住民の生活環境施設の早急な整備という要請と、他方においてこれらの施設のうちの特定のもの（たとえばゴミ焼却場、し尿処理施設、火葬場、屠殺場など）の建設に必然的につきまとう地元住民の反対という困難な課題に、藤沢市は早くも昭和二〇年代の終わりにぶつかることとなつたわけで、このゴミ焼却場設置問題の経験は、それ以後、市の行政運営のあり方を考えるうえで多くの教訓を残したといつていいであろう。

### 三 国民健康保険の発足

藤沢市が公営の国民健康保険制度を発足させたのは昭和二九年七月で、「国民皆保険」のスローガンのもとに全国の市町村が強制的に国民健康保険（以下「国保」と略す）を実施しなければならなくなつた昭和三六年度より七年早く、藤沢市はこの制度の実施に踏み切つたわけである。

しかし、この制度の実施は、けつしてなんの抵抗もなくスムーズに事が運んだわけではない。膨大な財政

負担をどう処理するか、医師会など医療担当者との関係をどうするかなど、事前に解決し、将来の見通しを確立しておかなければならない問題が山積していた。そのため、二九年七月の発足までにかなり長期にわたる準備段階があったことを見逃すことはできない。

市当局がこの制度の実施に対しきわめて慎重な態度をとらざるをえなかったには、具体的な理由がある。それは主として、この制度実施に伴う財政負担の重さから、それまで国保制度がしばしば危機にひんするという歴史的事実があったからである。

そこで、全国的にみたこの時期までの国保制度の歩みを簡単にふりかえっておく必要がある。

国保制度の歩み 昭和のはじめ、わが国の経済界は深刻な不況（一九二九年にはじまった世界恐慌の一環）におそわれたが、その影響は特に農山漁村においてはなほだしかつた。その不況にあえぐ農山漁村の住民および都市中小商工業者に対する医療保障を実現し、その生活の安定を図るため、昭和一三年四月国民健康保険法が公布され、同年七月から国保制度が発足したことは、わが国の医療保険の歩みのなかでも画期的なできごとであった。もちろん満洲事変（昭和六年）上海事変（同七年）日中戦争（同一二年）と拡大しつつあった戦争とともに「富国強兵」の国策が次々と実施に移され、国保制度の発足もその一端であったという側面を見落とすことはできない。

はじめは市町村の区域を単位とする任意設立の国保組合を保険者とする組合方式の疾病保険制度であったが、昭和一七年には、同制度の普及をはかるため、組合設立の強化、組合員加入義務の強化等を内容とする法改正が行なわれた。また、この昭和一七年の改正を契機として、国民皆保険運動が展開された。

このような政府および関係者の制度普及の努力と、国民の協力に支えられて、国保は大きく発展し、昭和二〇年には組合数一万三四五、被保険者数四〇九二万人に達した。

しかし、戦後の社会的・経済的混乱によって大半の組合は極度の事業不振におちいり、昭和二二年には組合数五六一九、被保険者数二七八六万人とほぼ半減し、国保制度は壊滅の危機にひんしたのである。

そこで、組合再建のため、政府は昭和二三年に、組合に代わって市町村が公営で国保を行なういわゆる市町村公営の原則を確立し、被保険者の強制加入制をとる等の大規模な法改正を行なった。

しかし、その後も保険財政はなお苦境から脱しきれない状態であったため、数次にわたって財政補強の措置がとられた。すなわち、昭和二六年に診療報酬の審査制度を確立して支出の適正化を期し、一方、保険料制度のほかに、これに代わるものとして国民健康保険税の制度を設けて収入の確保をはかる等、収支両面から保険財政の健全化が推しすすめられたのははじめとして、翌二七年には財政再建整備資金貸付制度が創設され、従来の診療報酬の未払いを整理するために国の資金の貸付けが行なわれることとなり、ついで昭和二八年には療養給付費に対する助成交付金制度が予算措置として実現されるにいたった。

このように「国民皆保険」運動の重要な一部門として国保制度の普及がはかられたのは古い歴史的な経緯をもっているものであり、しかも政府のよびかけにもかかわらず、この制度が必ずしも市町村によって歓迎されなかったのは、主として財政負担に対する懸念が市町村の側に強いからであった。

藤沢市もその例外ではなかった。

議員提案で 藤沢市議会において国保制度の実施に関する審議がはじめて軌道にのったのは、昭和二八年

六月三〇日の議會であつた。

この日、議案第七二号「国民健康保険制度早期実施のことについて」が議員提案で提出された。提案者は藤田純、大和田武、石垣荒一、葉山ふゆ子、野口順一、田口治三郎の六議員である。提案のあらまし次の通り。

議案第七二号「国民健康保険制度の早期実施のことについて」

今更、国民健康保険の必要性をここに強調するまでもなく、御賢明なる当市議員の各位におかれては御承知の事でありますが、吾が国の国民健康保険制度は文化国家建設を熱望する福祉先進国の例にならい、昭和九年頃より着々と関係当局において研究に研究せられ……(中略)、吾が神奈川県においても現在八市百ヶ町村中、一市九〇ヶ町村は既に公営実施せられ、昭和二七年度からは国險奨励交付金、国險再整備貸付金、災害特別給付金の新しい制度が設けられ、昭和二八年度からは国險助成交付金制度が設けられ、その額二九億六千万円に達することになると云う。当市隣接五市の内、小田原市は昭和二六年四月一日公営実施をなし、以来毎月九〇%以上の保険料収納率を保持して円滑なる運営を行つて市民に喜ばれていると云う。本年七月一日より色々なる環境情勢下におかれては川崎市も公営実施になるとの事です。

当藤沢市においては、既に前回選出議員諸兄の熱心なる運動により先進実施都市までも視察なされ、着々準備をなされて居られたとの事です。今や、凡ゆる制度も進歩し施行せらるる今日、この福祉制度こそ市民は一日も早く実施公営せられん事を一日千秋の思いで待望せらるる事であり、当市文化都市発展の標榜に應えるものと考えます。どうぞ議員各位の御賛同により一刻も早く公営実施せられん事を要請するものであります。

昭和二八年六月三〇日

提案者を代表して趣旨説明に立った田口治三郎議員によれば、藤沢市はすでに昭和二五年度に当初予算四万七千円、追加予算三万七千円、計八万四千円を計上して、制度実施のための準備をしていたにもかかわらず、二八年度においてはわずかに三九〇〇円という乏しい予算しかこれにあてていないことは「蠟燭が最大に点（とも）って今まさに消えんとするような状態」だという。

しかし、金子市長は、議員の質問と要望にこたえて「議会がなるべく早期にやったらいいじゃないかという議決をするならば、市長としてこれを行なうに吝（やぶさ）かではない」とやる気十分のところを見せた。

民生常任委員会に付託されたこの議案は、同委員会において、原案どおり実施すべきものと決定し、七月三〇日の本会議に報告されて満場一致可決された。ただし、この事業は規模が大きわめて大きく、相当の準備期間を必要とするので、①国民健康保険準備委員会（仮称）を設けてさらに詳細な調査を行なうこと②具体的促進を図るため追加予算等について早急に措置すること、の二点をつけ加え、以後の準備作業は国保準備委員会の手に移ることとなった。

国民健康保険条例 約一年間の準備作業を終わって、国保条例案ができ上がり議会で提出されたのは昭和二九年五月二一日の本会議である。

ここで提案された同条例案の内容を要約すれば、次のようなものであった。

一、国保事業の運営に関する事項を審議するため藤沢市国保運営協議会（以下「協議会」という）を置く。

（第二条）



二、協議会の委員の定数は①被保険者代表四名②医師または歯科医師代表三名③公益代表四名、とする。

(第三条)

三、保険給付の種類は①療養給付②助産給付③葬祭給付、とする。(第十二条)

四、療養給付の範囲は①診察(往診および処方箋の交付を含み車馬賃は含まない)②薬剤または治療材料の支給(診療以外の薬品および売薬は含まない)③処置手術その他の手当④入院(食事を含む)⑤充填およびインレ

⑥補綴(銀合金以外の貴金屬類は含まない)、とする。(第十三条)

五、療養の給付は被保険者の同一傷病につき療養の給付開始後三ヵ年とする。(第十五条)

六、被保険者が左の場合において療養担当者以外の医師、歯科医師その他の者の手当を受けたときは、第一三条の規定による範囲の療養の給付に代えて療養費を支給する。①療養の給付をすることが困難であると

き②緊急の必要があるとき③その他の必要により市長の承認を受けたとき。(第十六条)

七、被保険者の一部負担金は世帯主、家族とも五割とする。(第一八条)

八、助産、葬祭の給付は各五百円とする。(第二〇条)

九、市は被保険者の健康の保持増進のため左に掲げる事業を行なう。①伝染病、寄生虫病その他疾病の予防②健康診断③母性及び乳幼児の保護④栄養改善⑤その他健康の保持増進に関する施設。(第二一条)

一〇、保険料の賦課基準割合および保険料率は左のとおりとする。①所得割基準は保険料総額の百分の三〇、保険料率は被保険者の市民税総額を以て除して得た数②資産割基準は同百分の一〇、保険料率は被保険者の固定資産税総額を以て除して得た数③被保険者均等割基準は同百分の三〇、保険料率は被保険者数

を以って除して得た数④世帯別平等割基準は同百分の三〇、保険料率は被保険者世帯数を以って除して得た数。(第二六条)

一一、賦課額の限度額は三万円とする。(第二三条但書)

一二、保険料は賦課額の十二分の一の額を毎月末までに納付しなければならない。(第二八条)

一三、この条例は昭和二九年七月一日から施行する。(付則)

この条例案の内容についての議会のおもな質疑応答を紹介すると――

「運営協議会の委員の選考はどういう方法で行なうのか」(石井清議員)

「医師または歯科医師等の内部の関係については藤沢市医師会等の意見を十分に尊重することとして、委員は議会の議決を経て市長が任命することになっている」(小野治三郎国保準備事務長)

「運営協議会は被保険者代表、医師会代表、公益代表の三本立てになっているが、さらにこれに市議会または理事者側から委員を送る必要はないか。県協議会でもやはり保険者代表として県の民生部長、保険課長が加わっているが、その方が何かと便宜があるのではないか」(豊島豊次郎議員)

「市町村が行なう場合はこういう比率で、代表者を出すことが協議会で規定されているので了承ねがいたい」(小野事務長)

「第一五条の三カ年は最高限度であって、たとえば結核など長期の療養になると保険の危機が想定されるかどうか」(石井議員)

「保険を実施する以上、被保険者にこの期間は保証するという考えで、いくら苦しくても条例の変更がな

い限りこの期間を適用していききたい」(小野事務長)

「助産、葬祭の給付各五百円というのは低すぎないか」(石井議員)

「もう少し増額したいという気持で案を練ったが、この給付は国庫補助の対象にならない関係上、さしあたり年度開始当初はこの程度でやってみたい」(小野事務長)

「第二条の被保険者の健康の保持増進のために行なう事業は、医師会の協力がなければできないと思う。ところが過日の民生常任委員会において、医師の立場を考える必要はないという発言があったそうだが、医師会に対する理事者の考えをききたい」(石井議員)

「そういうことをいった者があるというのは非常な誤解で、私はそういうことはないと思う。この国保を実施するについては、おそらく今後開業医に相当の犠牲を強いることになるのではないかと思うので、市としてはできる限り何らかの優遇策を考えていききたいし、医師会の協力もねがいたいと思っている」(金子市長)

「予防注射はいま一五円で三回市が行なっている。これが国保になると、一点単価一一円五〇銭で十二点にして一三八円。国保ができないうちは一五円で受けられたものが、国保ができたために一三八円の半額六九円を払わなければならなくなる。この辺はどう考えているか」(豊島議員)

「その点は研究が足りなかった。この事業に国保の点数を使ってやることについてはこれから検討していきたい」(小野事務長)

「医療機関がもし(医療を)拒否した場合には、契約者は強制力をもって医療機関に協力を強要すること

ができるか」(深沢謙治議員)

「法第八条の五に『保険者ハ医師、齒科医師、薬剤師其ノ他ノ中ヨリ其ノ者ノ申出ニ依リ療養ノ給付ヲ担当スル者ヲ定ムベシ。療養担当者ハ命令ノ定ムル所ニヨリ療養担当者タルコトヲ辞スルコトヲ得』となつていて、協力を強制することはできないことになつてゐる」(小野事務長)

「医師会の方にも要求があると思う。医師会が要求してきて、(こちらは)病院をつくるのだから関係しないでもいいのだという——極端な考え方だが、たとえばそういう言葉があるとすればいけないので、どういう条件になつても最後まで(医師会と)契約するという意思があるかどうか」(石井議員)

「いまの社会情勢を考へてもらへば、おそらく医師会がこれに対する拒否の態度をとることはないと思ふ。われわれが傲慢不遜なことや不利な協約を押しつけるのであれば無理だが、議会の総意、市民の立場を考へてもらへば、協力いただけるものと思つてゐる」(金子市長)

以上のような論議を経て民生常任委員会に付託され、さらに検討を加えられた結果、六月二日の本会議で満場一致、原案どおり可決成立、いよいよ七月一日から施行される運びとなつた。

一年間延期を要望した医師会 議会における国保条例の審議でも、いちばん議論が集中したのが医師会との関係であつたことにもあらわれてゐるよう、この制度が円滑に運営されるか否かの一つのカギとなるものは、療養担当者たる医師会との協調がうまくいかどうかという問題であつた。

そのかんじんの医師会は、国保制度の発足を必ずしも歓迎しないというのが実情であつた。その最大の理由は、国保の単価が低くおさえられていて医師の経営が圧迫されるという点にあつた。

そのころの『湘南新聞』（昭29・6・25付）に藤沢市医師会理事・石川正生氏が「国保の実施は慎重に」とい  
う一文を寄せているが、そのなかで次のようにのべている。

「今問題となっている国民健康保険の単価には、非常に無理な点がある。というのは、物価や賃金ベースに関係な  
く、いつまでも低い単価に据えおくことである。たとえば、国家公務員の給与ベースは、人事院の勧告によると、昭  
和二三年八月を一〇〇として二四年が一二七・二、二五年が一六五・〇と、六五%あがっても、相変らず単価は十  
円。二六年賃金ベースは一七八・五となつて、ようやくその年の十二月に十一円五十銭と一円五十銭だけ上がった。  
二七年一月には賃金ベースは二〇五・〇、同年七月には二一九・一、さらに二八年、二九年と（資料不足）賃金や物  
価はどんどんあがっているにもかかわらず、単価は相変らず十一円五十銭。この事実をみれば、いかに無理な単価で  
あるかは、誰にも明らかに判るだろう。

その上、七月一日から一番多く使用される葉の点数を平均三割下げるといふのである。七年前の料金で据えおき、  
今度は葉価が下がったから点数を下げるというのは、誰が考えても乱暴な話である。それだからこそ、中央では国保  
を総辞退しようという激しい運動が起り、日本医師会では、全国の医師から委任状をとりまとめて、点数引下げに反  
対しようとしている」

この一文は、当時の医師会の国保実施に対する不満の気持を代弁したものとみてよからう。

かくて藤沢市医師会は六月一八日の総会で「国保実施の一年延期」を決議し、次の声明書を発表するとと  
もに、市へもその旨を申し入れた。

#### 声 明 書

藤沢市は近く国民健康保険を実施しようとしている。藤沢市医師会は市民の福祉のためこの挙に対し衷心賛意を表  
第三章 地方制度の改革と財政再建

するものである。

然るに我々は、国民保険の円滑なる運営を期するため、数次にわたって市当局と折衝を重ねたのであるが、国民健康保険の早急なる実施に対しては、遺憾ながら我々の受入態勢が十分でなく、加うるに市民の国民健康保険に関する認識が未だ必ずしも十分と認められず、この際早急実施を強行すれば、必ずや被保険者たる市民にとりても、また医療担当者たる医師にとりても有利でないと考えられるので、これが実施を一カ年延期し、この間、受入態勢の整備に努めた上、改めて実施の可否を協議するを妥当と認め、右主旨を市当局に申入れた次第である。

右声明する。

昭和二九年六月一八日

藤沢市医師会

予定どおり七月から実施 それまでに神奈川県下の都市で国保を実施していたのは小田原市だけで、藤沢市と川崎市が同時に実施しようとしており、横浜、横須賀、平塚、茅ヶ崎、鎌倉の各市はまだ研究中という状態であった。

しかし、藤沢市においては、この問題はすでに伊沢市長の時代からの懸案であり、前述のように、市議会の全員一致の要望決議をきっかけとしてあらためて具体化したものであって、客観的な機はまさに熟しているといつてよい。

ことに当時すでに藤沢市では、周辺町村との合併問題が具体的に動きだしており、渋谷、御所見、小出などの隣接町村は国保を実施しているという情勢のもと、合併対策の一つとしても国保事業の早急な実施が日程にのぼっていたのである。

こういう情勢のもとでは、医師会の抵抗が実施を延期させることは無理であった。

藤沢市の国保事業は、予定どおり、昭和二九年七月一日から実施されたのである。

発足当時の被保険者数は三万五六一六名、世帯数は八二六七。

ちなみに三年後の加入状態をみると、昭和三二年四月一日現在で被保険者数四万四三四六名（当時の藤沢市の人口は一万二三七四名）、一万七二世帯、加入率は人口で三九・五％、世帯数で四二・三％となった。

また、懸念された財政も予想より順調で、三四年度決算をみると保険料徴収は九八・七二％という好成績であり、赤字で繰越金すら出さなかった。三四年度の国保会計決算のあらまし次のとおり。

〔歳入〕

（単位千円）

保険料

四二、六一六

国庫負担金

三二、八八六

県支出金

一、三〇八

繰入金

七、二四八

繰越金

四、七八七

雑収入

二一六

計

八九、〇六三

〔歳出〕

市役所費

一〇、三五七

保険給付

六七、九一八

(助産費)

二五九

(葬祭費)

三四五

保険施設

一、一二七

(保健婦三名給与)

諸支出金

三四〇

計

七九、七四四

〔差引〕翌年度へ繰越

九、三一八

四 国保課・市民課の登場

昭和二九年七月一日からの国民健康保険事業の発足を前にして、同事業を担当する部門（国民健康保険課）の設置が必要となったことはいうまでもない。

藤沢市はこの国保の発足を機会に、一部機構の統廃合を行ない、機構の合理化・簡素化を図ることとなり、同年五月二〇日の本会議に「藤沢市部課設置条例の一部を改正する条例」が提案された。

これによると、従来総務部にあった秘書課、財政課、税務課、統計広報課、戸籍課の五課のうち、統計広報課と戸籍課とを統合して、新しく市民課を作ること、および民生部に新しく国民健康保険課を設置することがおもな内容であった。なお、市民課には、従来商工課に所属していた物資係をつけることになった。こ



れは、主食の配給事務に伴う転出入の事務を担当する物資係の仕事と、戸籍課の住民登録の仕事とは密接な関連があるので、これを市民課に集約して、市民の便宜を図るべきだ、というのが理由であった。

(なお、このときの原案では、教育委員会に所属していた体育係も市民課につけることになっていたが、これは議会の反対が強く実現せず、厚生課へ所属替えとなった。これは、社会体育は教育委員会の本来の任務とは関係がないという理由による)

同改正案についての質疑のなかで、従来の藤沢市の機構は、事務系統の部課が不当に優遇され、逆に建設部門が軽視されているが、この頭でかちのアンバランスを是正して土木建設部門をもっと拡充すべきだという意見が出たことは、人口急増都市における行政機構のあるべき姿を展望した卓見であったといっている。

結局この改正案は、臨時につくられた機構調査特別委員会に付託されたうえ、同年五月二八日の本会議で、原案を一部修正し次の意見をつけて全会一致可決された。

意見

- 一、商工業振興策について特に重点をおくようにすること。
- 一、建設部計画課、土木課の強化拡充を図ること。
- 一、可及的速やかに建築基準法による手続を市において取扱いができるよう建築主事をおくこと。

## 五 大下水道事業に着手

近代都市に不可欠の基礎的施設たる下水道に対する要望は、藤沢市においても年を追って激しくなっていた。すでに二七年度予算に一部の下水道新設費が計上されていたとはいうものの、本格的な計画の発足までには、なお数年の月日が必要であった。これは主として市の財政事情がそれを許さなかったという理由による。

しかし、その間にも、市民からの下水道設置の請願、陳情は相ついで。二八年七月六日の請願が市議会で採択されたのははじめ、二九年九月二八日にも陳情が出されている。

鶴沼在住の五島秀太郎、服部盛、井上政良の各氏を代表者とする住民三百余名の署名によるその陳情書は、要旨つぎのように訴えている。

鶴沼下藤ヶ谷を中心とする東部地区一帯には、藤ヶ谷橋―沖電気社宅間と菊本邸横の大下水があるだけで、排水溝らしいものは一本もない。このため、下藤ヶ谷を中心とする地帯は下水のはけ口がなく、大部分は砂に穴を掘って吸いこませている始末だ。ふだんはどうやらこれでも間にあうが、ちょっとした雨が降っても湘南学園から鶴沼海岸へ出る道路などは完全に水におおわれ、自動車の通行もできないありさまだという。このような環境におかれたところは、市内にたくさんあり、本格的な下水道の築造は、いたずらに遷延を許さないとどこまできていた。

そこで市当局もついに、昭和三〇年度からこの大事業に着手することを決意するに至り、そのための議案

が提出されたのが二九年の一二月議會および三〇年の二月議會であった。すなわち二九年二月二〇日に議會に提出された議案第一一二号「改良下水道築造について」および議案第一一三号「藤沢市下水道条例制定について」ならびに三〇年二月一二日の議會に提出された議案第八号「下水道築造工事について」がそれである。

これらの議案に関する当局の説明によると、

一、二九年三月水道協會（東京）に下水道の設計を依頼し、一〇月一二日それが完了して関係書類を受理したので、この案を提出する運びとなった。

二、今回設計された分は引地川から東の地域に関するものであり、引地川から西、すなわち辻堂地区は測量が未完成のため、この計画には入っていない。近く辻堂地区についても設計を依頼する。

三、六会地区をこの計画に入れることは、技術的、財政的に困難なので、同地区は別個に局部的に解決する。

四、計画地域の総面積は約八七五ヘクタール（筆者注Ⅱ当時の藤沢市の総面積四八二ヘクタールの一八％にあたる）、これを八つの排水系統に分け、さらにこれを一九の小区域に分けて設計した。

五、下水管の口径は大が一八〇センチ、小が二五センチ、その総延長は一七六キロメートル（おおむね東京―静岡間の距離に匹敵）に及ぶ。

六、総経費は一九億五千万円、うちわけは工事費一八億三九〇〇万円、事務費七六一五万円、予備費三八五四万円を予定。

七、工事施行期間は昭和三〇年四月一日から昭和四〇年三月三十一日までの一〇年間。

この事業計画はもちろん下水道法にもとづき国の認可を受けて行なうことを前提としたものであり、国庫補助金および起債を有力な財源に見込んだ計画であるが、それにしても一〇年間に一九億五千万円（二年間平均額にして一億九五〇〇万円）という事業規模は、昭和三〇年度の藤沢市の財政規模が一般会計予算で約六億円（競輪等の特別会計を合わせても八億三千万円）であったことを考えれば、いかに大きなものであったかわかる。

それだけに、この事業の発足を議決した市議会の審議も慎重かつ真剣であった。

野口順一議員「これは本市待望の一大事業である。しかもこれは国の認可を得て行なうということになると、図上プランであることは許されない。そのためには、今からスタッフを考えてその進行過程において齟齬をきたすことのないように、この事業に身体を張ってやる態勢が必要だと思うが、その態勢はあるか」

金子市長「この大事業をいよいよ実行するにあたっては、たしかに現在の陣容をもってしては不可能だ。従って、有能な人材を入れ事業の完成をめざして運営していきたい」

野口議員「これが計画倒れにならないためには、裏付になる人的構成が重要だ。この点で市は相当ハラをきめてかからないと、担当部長が全部荷を背負ってしまつて、しかも計画どおりいかないというようなことになる。そうなると市民の迷惑になるので、適材適所、部内においても適任の者は抜擢し、しかもどうしても力が足りない点については他からも人を入れなければならないと思う」

金子市長「市の行政といえども会社と同じように、やはりその事業によっては人員の増加を図らなければ

やれないことはよくわかっているつもりだ」

野口議員「今後の実施面にあたっては、本市の衛生行政の大乗的見地に立って、能率よく合理的にやっていくことが必要で、部落的な利害からこの計画が争いの具になってはいけないと思う。議会側も小我を捨てて大同につくという見地で、みにくい利害関係ができないように注意すべきだし、実施にあたる理事者側においても特別に細心な政治的配慮が要ると思う。この点を十分念頭において、計画の実現に努力してもらいたい」

このような討論を経て、下水道事業一〇ヵ年計画は三〇年二月一二日原案どおり可決され、いよいよ四月から実施の段階に入ることとなった。

## 第二節 警察制度・教育制度・地方財政制度の改革

昭和二〇年代の終わりから三〇年代のはじめにかけての時期は、わが国が戦後の混乱を克服して「独立」を回復し（二六年対日講和条約調印、二七年同条約発効）、同時にアメリカとの共同体制を一層緊密に確立（日米安保条約調印・発効、二九年日米MSA協定調印等）するとともに、国内体制においても再軍備コースが次第に明確な形をとってあらわれ（二九年防衛庁・自衛隊の発足等）、それにあわせて戦後「民主化」政策の一環として成立した行政の諸制度にも改革が加えられるという、いわゆる「サンフランシスコ体制」確立の過程であった。

戦後、民主主義の二大支柱であった警察と教育の両制度を中央集権的に再編成するとともに、地方財政制度・地方自治制度をも中央の統制を容易にするような方向に改革しようとするうごきが急速に高まり、いずれも国民の激しい抵抗に直面しながら、強引にこれを押しきって矢つぎばやに実施に移されていったのである。

それらは、いうまでもなく、地方自治体の行財政に深刻な影響を及ぼした。藤沢市がその影響の埒外らちにいくことができなかったのはいうまでもない。

### 一 警察制度の改正——市警廃止

改正警察法の内容 前章でもふれられているように、民主的警察として発足した戦後の新しい警察制度（自治体警察に象徴される）は、当初からきわめて多難であり、その制度や運営に対しては次のような批判が浴びせられていた。

- ① 自治警の維持が市町村財政に大きな負担となっている。（そのためとくに町村側からは進んで自治警の廃止が唱えられるようになった）
- ② 警察が弱小な自治警に細分され、能率的な警察活動ができないだけでなく、政府として治安維持の責任がとれない。

③ 地方のボス勢力と自治警が結びつき、公正な警察権の行使が妨げられる。

④ 国警と自治警との間および自治警相互間の連絡が円滑を欠き、人事の停滞、広域にわたる犯罪鎮圧の困

難さが起こる。

これらの批判のなかで、自治警廃止に決定的な影響を与えたのは、なんといっても財政負担の大きさであった。もともと自治体警察の設置に伴って、従前国が都道府県に対して警察費の二分の一を支出していた警察費連帯支弁金の制度は廃止され、その所要財源はすべて地方団体の財源で賄うこととされた。このため昭和二三年には入場税が地方税に移譲されて市町村において入場税附加税が実施され、市町村民税も引き上げられる等、税制面において市町村財源の拡充が図られ、また、地方配付税の算定方法に変更が加えられて、自治体警察を設置する団体の財源の配分について特別の考慮がなされるなど、種々の対策が講じられていたのである。

しかし、六三制実施による教育費需要の増加をはじめ、市町村の自治権拡充に伴う経費の増加が大きくなり、加えてインフレによる物価高騰と職員の給与ベース引上げ等が重なったため、自治体警察を維持する市町村はその財政負担に耐えられなくなっていた。

そこで昭和二六年には早くも警察法の改正を行なって、町村の自治体警察は住民投票によってこれを廃止し国警に編入することができることとしたため、財政力の貧弱な町村は次々に自治体警察を返上することとなった（一挙に一〇二四町村が自治体警察を廃止し、昭和二八年度末において自治体警察を維持していた市町村は都市二七七、町村一三九、計四一六団体となっていた）。

二七年に入ると、政府は警察制度の全面的改革に乗り出し、二八年二月の第一五国会に根本的な改正案が提出された。この改正案は①中央に閣僚を兼ねる警察庁長官を据え②国家公安委員会を諮問機関とし③自治

体警察と国家地方警察の二本立てを廃止して国家警察的色彩の強い都道府県警察一本とし、五大市は任意設置とする④都道府県警察の警視正以上の幹部職員は国家公務員とする⑤国の公安に係る事件が発生したときは警察庁が都道府県警察を指揮してその鎮圧にあたる——ことなどを内容としていた。

中央集権的・国家警察的色彩のあまりにも濃厚なこの改正案に対しては、期せずして広範な世論の批判が集中したが、吉田内閣による衆議院の解散で、一応廃案となった。

二九年二月政府は再度警察法改正案を国会に提出した。今回の改正案の内容は、さきに廃案となったものと大差ないものであったが、ただ、公安委員会制度を存置して、国家公安委員長に國務大臣をあて、その下に警察庁を設置すること、自治体警察の廃止についての五大市の特例を認めないことなどが、前案と異なっていた。

しかし、これに対しても、野党は警察国家を再現するものとして絶対反対の立場をとり、また、五大市側は五大市警の存続を主張して鋭く対立した。世論もこぞって警察の中央集権化を非難した。たまたま摘発された大規模な「造船汚職」とこれに関連して起こった犬養健法相の「指揮権発動」事件は、吉田内閣に対する世論の風当たりを一段と強いものにし、政府は窮地に立たされることとなった。

そのため、二九年六月三日の会期切れになっても、警察法の国会通過は見込みが立たない情勢であった。そこで政府・与党はその夜二日間の会期延長をはかろうとした。しかし衆議院本会議は左右社会党が議場の入口を人垣でふさぎ、自由党議員がこれに突進して大乱闘となった。堤議長は警官の出勤を求め、警視庁予備隊二百名が議場に入った。その力を得て堤議長は、議場に片足をふみこんで、会期延長の議決を宣言した



(午後十一時五七分)。翌日から、両社・日自・労農・共産の各党は、国会は閉会したとして審議をボイコットした。自・改両党はこの変則国会で会期をさらに一〇日間延長し、六月七日参議院で自由党・改進黨・緑風会だけで警察法を成立させた。

新警察法は同年七月一日施行された。

市警廃止への抵抗 右の新警察法施行に伴い、藤沢市警察も必然的に廃止されることとなったのであるが、これに関連する条例改廃は二九年九月の定例市議会で行なわれた。すなわち「警察法の施行に伴い関係条例の整理に関する条例」と関係警察予算の減額更正がそれである。

市当局は新法の施行によって当然関係条例は廃止されるべきだとの観点から、この条例改廃を提案したのであったが、これを受けとめた議会は「悪法」への抵抗をも含めて、当局の態度に激しい批判を加えた。

大和田武議員 次々にこういう民主主義に逆行するような法律が出されることは、日本の民主化にとって逆コースを行くことである。このことは非常に世論の指弾を受け、そうしてごうごうたる世論の中に、この警察法というもの、いわゆるわれわれの言葉でいわせれば、反民主主義的に改悪された。しかしながらこれはもう自由党からあらゆる党派を含めて、全国あらゆる所で自治警廃止反対の運動は盛り上がったわけでありませう。

本県における横浜市等においては、たいへんな市費を使ひまして、街頭において、あるいはあらゆる機会にこの自治警廃止反対の運動を盛り上げております。全国市長会あるいは全国議長会等においてもこの問題を大きく取り上げまして、そうしてこれを広く国民に呼びかけております。(中略)そういう観点からいけば、本市の理事者も自治警廃止反対の運動を具体的行動の面で現わさなければならぬと思うのであります。横浜市のいろいろの情勢を見てわかるように、たとえ国会を通過したとしても、民主主義をあくまで守るといふ自治の精神というものは、やはり重

要な精神として横浜市民に伝わっておると思っております。

そういう観点から、横浜市のように、何らかの形で市当局者は自治警廃止反対の運動を、行動をもってすべきだつたと思うのでありますが、理事者はどういう観点からこの問題と対処したか。このことが一つ。

それからもう一つは、この警察法の廃止は、あの会期末の乱闘国会において「意見だ」と呼ぶ者あり。その他発言する者あり）……。

青木保二郎議長 静粛に願います。

大和田議員 議長、だめだ、注意しなければ……。

非常に今……（笑声起こる。その他発言する者あり）。冗談でやっているんじゃないぞ（「簡單明瞭」と呼ぶ者あり）。ところが、そのような情勢の中で、この法律が官報をもって公布されたということは、現実の事実だということ、われわれも認めざるをえないと思うのであります。しかしながら、この自治警廃止の官報あるいはその他の自治庁の通達を理事者は受け取って、そうして一応この議案に現われたような態度をとったわけでありますが、この自治警察廃止の法案が国会を通過したあの経緯、つまり堤議長がドアの外で小突かれて、人のうしろの方で国会の延長は有効だということを宣言した。というのは、それによってこの警察法は最初から適法か不適法かということが判断される材料になると思うのであります。ああいう状況のもとで国会の会期の延長を宣言したことが、この警察法が有効か無効かということに関係あると思う。したがって理事者は、この自治警廃止の法律は適法であるということ、ほんとうに認めてこの議案を提案する気になったかどうか。（笑声）（後略）

重田巖助役（注・このとき金子市長不在のため、重田助役が市長に代わって答弁） 大和田議員のお尋ねにお答えしたいと思えます。「できるのか」と呼ぶ者あり。笑声）警察法廃止のときに、反対運動を市民的に展開しなかったというようなお尋ねであります。市長といたしましては、何回も申し上げております通り、全国市長会の意見、あ

るいは関東市長会等、いつも市長会は全員一致をもってこれに反対いたしております。また、市会等にもお話が出ましたとき、自治体警察は廃止すべきでないという強い考えを持っておったのであります。

それから、先般の国会の審議状況等からみて、市長はこれを適法と思っておるかというお尋ねであります。これは、われわれ常識におきましては、まことに遺憾な審議状況であったことは認めておりますが、公布されたこの法律を適法なりや不適法なりやという有権的解釈をする権利を市長として持っております。従ってこれが法律として施行された場合、法律として受け取る以外にないことを御了承願いたいと思ひます。(後略)

**野口順一議員**、私どもは、さきほど助役の説明のように、法律として公布されたものを、今ここで反対とか、ひっくり返すとかいうことをいっておるのではありません。(よくわかっております)と叫ぶ者あり)私どもがいちばん心配していることは、現に進行しつつある財産権の移管の問題です。これは同僚各位も理事者もおそらく御心痛だろうと思ひます。現状においては、県は全く一方的であります。最近になってこの財産権の移管を、今いったきめたということくらいで——地方自治体においてよほどしつかりこの点に対する明確なる限界をつけておかなければ、今後ますます理事者は窮地に陥るのではないか。この点を私は恐れるのであります。

それで質問であります。肝心の公安委員会は法の消滅とともに消滅しております。そこで公安委員会の事務局長に代るべきいかなる方がこの責任をもってやっておるか、お答えをいただきたい。

**重田助役**、あの廃止と同時に本市は警察関係の一切の仕事を掌握している。事務は、財政課が担当しております。

**野口議員(討論)**、基本的には私は納得できません。しかし、地方議会の一員であり、また自治体の今日置かれてある状態から、尽くすべきことを尽くす場を与えなかつたという理事者の民主主義の原理にもとる行為に対して、はなはだ遺憾の意を表するものであります。(中略)

遺憾ながら国会のああいう終末によって形式的に実施されているというけれども、この問題は、そこで形式的にき

まったから形式的に済ませばいいということは、今日ただいまから改めなければならんのではないかと思います。

こういう点において、本市の議会においても、これに心から賛成しておる議員もありません。あるいは全面的に反対しておる者もあれば、若干これに修正を施すという、さまざまの議員がおられると思います。賢明なる市長は、市会議員の頭腦のテストは済んでおると思うのであります。満場一致これが事後でも承認でき得るような議案であるならば、あえて形式をはずれて事務的に処理なさることも結構と思いますが、私どもは基本的な問題が論議されないで、中央で決定したから地方はこれに従うというような中央集権のようなゆき方を、今日の理事者がもっているならば、その自治体に属している住民は、こんな不幸なことではないか。何のために市会議員に出ているのか。(中略) 藤沢市の全議員が翼賛議員になるならば問題はないとして、市会の問題は少なくとも是非々でやってゆくべきであると思います。今後こういうことは絶対に私どもとしては許せない。よもやこういう非常識なことは起こるまいという油断から、かえってこういう事態が起こった。この点に対して私どもの力の足りない点は十分自責しておりますが、理事者は民意尊重を實踐窮行する範をたれてもらいたい。(後略)

**藤田純議員** 助役の態度は議会軽視で非常に遺憾に思う。この重要な問題で議会を軽視するような理事者は、藤沢市民をよくするための理事者であるのか、はなはだ遺憾に思うことを意見として申し上げておく。

**二見林太郎議員** さきほど野口議員から意見がありました。非常に、ごろが悪いんですが、聞きようが悪かったかもしれませんが、一応速記録を見まして、ごろが悪い点がありましたら直す意思がありますかどうか。

**野口議員** それは意思があります。言いたいことと表現が違っていれば、表現が合うようにしたいと思います。

(昭和二九年九月二八日本会議)

藤沢市議会には珍しく、どぎつい理事者批判も飛び出したりして、一時は議場が緊張するひと幕もあつたが、結局、警察法改正に伴つて市警を廃止する条例は、この日の本会議において、多数で可決された。

## 二 地方自治法改正（自治権縮小）反対の運動

改正案の内容と全国的な反対運動の高まり 地方自治の基本法たる地方自治法は、昭和二二年制定いらい今日まで幾多の改正を経てきたが（大改正だけでも七回）、ことに昭和三〇年代以降に行なわれた改正には、共通した一本のすじが貫かれていることがみられる。それは、日本経済の「高度成長」に歩調を合わせて地方行政の運営を「合理化・能率化」するため、国と地方との間においては国の統制を強め、地方団体内部においては執行機関の権限を強め、議決機関の権限を相対的に弱めるという方向である。

これに対して、地方議会はその都度複雑な反応を示してきたが、昭和三〇年から三一年にかけて問題になつた地方自治法改正は、地方議会の権限をかつてなく大幅に縮小する内容を持つていたため、保守・革新をあげて、これに反対する運動が、全国の地方議員の間にまきおこつた。この運動は、地方議会史上まさに特筆大書すべき大運動であつた。

この改正の内容を要約すれば、(1)議会の定例会の回数を年四回以内で条例で定めるものとする（従来は地方自治法第一〇二条によって議会の定例会は毎年四回招集しなければならぬものとされていたのを、規模の小さい市町村では毎年四回は多すぎるといふので、条例で決めれば二回でも三回でもよいこととした。これは議会権限の縮小につながる）と批判された）、(2)議会の常任委員会の数を人口段階によって制限すると同時に、議員は一つの常任委員会にしか所属することができないこととする（これも従来は制限がなかった）、(3)議員の議案提出権に議員定数の八分の一以上の賛成を要するとする要件をつけて制約すること、(4)議員・委員に対する報酬・手

当および職員に対する手当の種類を法定し、法律にもとづかずにはいかなる名目の給与その他の給付も支給できないものとする事、(5)内閣総理大臣に地方団体の行政運営についての是正勧告権を与える事、(6)五大市が府県から独立するうき(特別市制の運動)を封ずるため、若干の権限を大都市におろして、特別市制の規定を地方自治法から削除すること(これで特別市というものは法に規定されながら一度も陽の目を見ることなく葬られてしまった)——などであった。

この地方自治法改正案が提出されたのは三〇年の第二特別国会であったが、果然全国の地方議員が反対に立ち上がり、その運動の高まりは三〇年六月二六日東京で開かれた「地方自治擁護全国議員大会」で最高潮に達した。この大会は、都道府県議会議長会、市議會議長会、町村議會議長会の三者共催で一二〇〇名の地方議員代表が集まり、政府に対し地方自治擁護の一大示威を行なったという空前絶後の大会であった。

地方議会側がこの改正案に反対したのは、いうまでもなく、それが議会権限の縮小を中心として、地方自治制度のなかに中央の権力的支配を必要以上に介入させようとする意図を盛りこんだものだからであった。府県議会を代表して梅本大阪府議會議長は、つぎのように激越な調子で政府を追及した。

「地方制度調査会でもまだ結論を出していないのに、突如このような改正案を出してくるのは政府の陰謀だ。地方財政の合理化はもちろん必要だが、いまのような赤字をもたらした原因を一方的に自治体側に帰し、しかもその原因が地方議会の運営の非効率にあるようにいうことは言語道断だ」「こういう重大な改正を出すにあたって、自治庁は一度でも地方議会側の声を聞いたか」

つづく市議会、町村議会各代表の激しい追及に、壇上の塚田(十一郎)自治庁長官をはじめとする政府当

局は、しばしば答弁につまppingて立往生を余儀なくされるといふ場面があつた。こうして大会は、政府をさんざんつるしあげた末、次の決議を採択した。

「今回政府提案の地方自治法改正法案は、地方公共団体の組織及び運営の合理化に名をかり、中央集権的官治行政強化を意図するものである。なかんずく議会における定例会の廃止、常任委員会の改廃等は、議会の権限を大幅に圧縮し、その機能を甚だしく弱化せんとするものであり、かくの如きは憲法の保障する民主政治の基底たる地方自治の本旨に反する時代錯誤の措置といわざるをえない。(中略) 全国地方議会議員は、地方自治擁護の見地より、かかる改正法案に絶対反対の意思を表明し、政府の猛省を求めるとともに、国会における全面的否決を期し、不転の決意を結集して右目的貫徹に断乎まい進するものである」(以上全国議員大会の記録は島恭彦・宮本憲一編『日本の地方自治と地方財政』一二二～一二四ページから引用)

藤沢市議会における対応 このような反対運動の全国的な高まりは、当然藤沢市議会にも反映し、三〇年六月三〇日山下正美、金子四郎、塚越正治、相沢清勝、佐藤築造、田辺政吉の六議員提案による次の決議案が提出された。

#### 地方自治法の一部改正反対決議

政府が今次国会に提出せる地方自治法の一部改正法案は、地方財政窮乏の打開と地方議会の運営の合理化の美名のもとに、民主政治の基盤である地方自治権を極度に弱化せしめ、中央集権を強化せしめんとする時代錯誤の措置であり、国家将来の発展に大なる支障を及ぼすこととして憂慮にたえない。

われわれはあくまで地方自治の確立を期し、民主政治下地方議会に課せられた重大使命にかんがみ、かかる自治法

の改正については断固反対の意思を表明するものである。

右決議する。

昭和三〇年六月三〇日

藤沢市議会

ここで注目すべきことは、地方自治権擁護といっても、この運動をもっぱら推進したのは地方議会関係の三団体（都道府県、市、町村の各全国議長会）であって、知事会、市長会および町村会の執行機関側三団体はこの反対運動に加わらなかっただけでなく、ひそかに改正案推進のうごきすら取沙汰されていたことである。

右の決議案審議にあたって、市長会側の態度が当然問題となり、金子市長に対する追及が行なわれた。その問答は次のとおり。

小金武雄議員 過日新聞で見ましたことですが、全国市長会におきまして——今日本議会は反対決議をいたさんとしております事項につきまして、市長会におきましては、政府原案の速かなる通過を望む促進運動をしたというふうな意味の報道がありました。その席に列席されました市長さんの決議に対する考え方につきまして一言参考伺いたいと思います。

金子市長 この問題は、私共としますと偏に地方の財政窮乏から論ぜられた問題でありまして、単に、いわゆる議員間の反対でありますところの自治権あるいは民主主義の原則を破るというような意味に基づくところの改正案を私共は要求したことは一つもないのであります。従いまして、政府の原案というものに対しまして、一つの憶測はできましても、真にその案というものをわれわれはよく知らないのであります。要するところ、われわれといたしますと



いうと、先程申したような原則に従ったところの自治の制度の改正をしてもらいたいという意味におきまして、全国の市長会におきましては促進方をお願いしたのであります。果卵の危うきにありますところの地方財政の極度の窮乏から来るところの——これは必然的な窮乏であります。単に議会の構成とか、あるいは理事者のやり方、そういうもの自体から来たものではない。かように判断いたしますと、この案に対しては皆様方の反対という理由と、われわれが推進する理由は必ずしも一致しておらない点があるかもしれませんが、しかし根本におきましては、民主主義の鉄則を貫くということで、議会制度の鉄則を破るという意味の改正方の促進方を要望したことはない。かように御了承願いたいと思います。

このあと大和田武議員から、いままでの全会一致の決議というものは、ややもするとその意見書を中央の関係機関や政党に置いてくるだけというおさなりな処置に終わりやすかったが、それではいけないので、街頭署名運動など具体的な運動の展開が必要ではないかとの質疑があり、討論に入って、小山正光議員が次のような賛成討論を行なった。

小山正光議員 本案に対しましては賛成をするものであります。これは先月の二〇日に神奈川県議事会が鎌倉市において開催されましたこの問題に対しまして全面的に反対の決議をいたしましたわけであります。

なお六月の三、四日の関東議長会におきましても地方自治法改正反対ということが再確認されております。それから今月二三日、二四日に全国議長会が仙台市において開催されました。その会議におきましても本問題に対すると同様の決議がされております。しこうして只今大和田氏から申されましたが、神奈川県におきましては五月二八日県下議長会を代表いたしました。当藤沢市が理事でありますので、当藤沢市と鎌倉が当番市でありまして、この鎌倉と、次回開催地が逗子でありますので逗子と、三市の議長が自治庁並びに国会両議長、各党派の政調会長、行政委員長等

に陳情して参つておるわけでありませう。

こういうわけで全国的にこの問題に対しては澎湃として反対の氣勢をあげておるのでありまして、仙台市における議長会におきまして、新しく会長に神戸市議会議長が就任されましたが、新役員によって相当強力なる運動を起こすということをお申し合わせております。さようなわけでありませうので、本案に対しましては満場一致をもって本市におきましてもこの反対決議案を可決することを要望いたします。

かくて、藤沢市議會は全国の地方議會に伍して、反対決議を行ない、地方自治法改正反対、自治権擁護の運動に乗り出すことになった。しかし、大和田議員が提唱した署名運動その他の大衆運動に發展するまでにいたらず、議會内の陳情運動に終わった。

翌年の国会で改正案成立 反対運動の予想外の高まりにあわてた自治庁は、異例の「自治法改正反対運動」に対する反ばく書」などを出して法改正の宣伝につとめたが、ついに第二国会で成立を見るにいたらず、廃案となつてしまつた。

しかし、一時ホコをおさめた自治庁は、反対運動の鎮静をまつて翌三一年の第二四国会に、前回と同じ内容の改正案を再度提出した。今回は、前回の失敗に学んで、提案までに地方議會側に対する了解工作が慎重に行なわれたほか、同時に国会に上程された小選挙区法案や新教育委員会法案などの重要法案に世論の眼が向いていたという事情も加わつて、前回のように大きな抵抗を受けることもなく、国会を通過成立した。

この地方自治法改正に伴い、関係条例の制定改廃および會議規則の改正が必要となつたが、これらの議案は三一年の九月定例会に提出された（改正法の施行は三一年九月一日）。

すなわち「藤沢市議会の定例会は毎年四回これを招集する」という内容の「藤沢市議会定例会の回数に関する条例」が九月十一日の本会議に提案されて即日可決されたほか、藤沢市議会委員会条例、藤沢市議会会議規則および藤沢市議会運営委員会規程の三案が同日提案されて議会議例規審査委員会（委員長小山正光議員）に付託され、同一四日の本会議で原案どおり可決された。

委員会条例の改正の要点は、常任委員会を四委員会としたほか、常任委員の任期を一年とするとの規定を新設したことである。

会議規則の改正の要点は、議員の議案提出権の要件として、地方自治法第一一二条第二項の議案（団体意思の決定に関するもの）については、発議者を含めて五人以上の賛成者が必要とすることとしたこと、および従来の会議規則の不備の点を改め、不要箇所を削除して議会運営の能率化を図ったことである。

また、運営委員会規程は、従来の常任委員会としての運営委員会が、地方自治法改正および委員会条例の改正によって、設置を認められなくなったため、それに代わるべき内規的な性格をもつものとして、議会の円満な運営を図り議長の諮問にこたえるための運営委員会を設けるもので、自治庁もその設置には了解を与えたものであった。

### 三 教育二法と新教委法

警察制度とならんで教育制度に対しても、昭和二〇年代の終わりごろから三〇年代のはじめにかけて、大きな改革が加えられた。それは、教育制度のあり方が国の将来の運命を左右する最も重要な要素と考えられ

ていたからであるとともに、戦後の「民主教育」の「行き過ぎ」に対する批判的意見が政府部内に次第に台頭し、教員の政治活動に一定の制限を加えることと、教育委員会に対する政府および自治体当局の統制を強化することの必要性が、痛感されるにいたったからである。

そうした教育制度改革のあらわれが昭和二九年の教育二法（「教育公務員特例法の一部改正」と「義務教育諸学校における教員の政治的中立の確保に対する法律」）の成立であり、また三一年の「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」（新教育委員会法）の成立であった。

教育二法と藤沢市議会 警察法改正で荒れた前述の第一九国会（昭和二九年）には、教員の政治活動を規制するためのいわゆる教育二法も提出されていた。この法律は、日教組対策と文部官僚による教育の中央集権化の意図が合致してできあがった法律だとの批判が強いものであった。

この法律提出にいたるまでのいきさつを簡単に述べておくと、昭和二七年の地教委全面設置により、教職員の人件費は府県が負担し人事権は市町村が握るというように、教職員に関する財政上の責任と行政上の責任が分割されることとなった。このため、府県から、両者を府県において統合したいという要求が出されたのであるが、文部省もまた、義務教育に対する国の責任という観点から、義務教育費全額国庫負担制度―公立義務教育諸学校教職員の身分及び給与の負担の特例に関する法律案―を二八年の国会に提出した。この法案のねらいは、教職員の給与を全額国庫で負担するかわりに教職員の身分を国家公務員とし、政治活動を国家公務員並みに制限しようという点にあった。しかし、この法案は、国会解散のために廃案となった。

教職員国家公務員化が廃案になったとはいえ、教職員の政治活動を制限しようとする文部省と自由党の意

図が消滅したわけではなかった。そして二九年の国会に、形を変えて提出されたのが「教育公務員特例法一部改正案」と「義務教育諸学校における教員の政治的中立の確保に関する法律案」、いわゆる教育二法であった。

当時、再軍備反対、平和、内灘問題などで活発な運動を行っていた日教組に対し「偏向教育」との批判を強めていた政府と、日教組をバックアップして「教育の中央集権化反対・民主教育の擁護」を訴えた野党との間に深夜の乱闘さわぎがひきおこされたが、結局二法は二九年五月二十九日、一部修正のうえ国会を通過した。

この教育二法をめぐる国会の騒動は、各地の地方議会にも大きな波紋をまきおこした。住民の教育二法案反対の運動もようやく高まってきた情勢を背景に、各地の地方議会で革新系の議員が反対決議を提案し、この提案をめぐる地方議会がもめるという例も少なくなかった。

藤沢市議会にこの問題が持ちこまれたのは二九年三月二十九日、三月定例会の最終日であった。野口順一議員から、反対決議を行ないたいとの動議が出されたが、藤沢市議会の場合は、この動議に対する保守系議員の積極的な反対討論はなく、消極的な流会戦術によってついに流会となり、教育二法反対決議は不成立に終わったのである。

そのときの本会議の様子は、会議録によって再現してみよう。

(午後七時四十一分本会議再開)

青木保二郎議長 再開いたします。

第三章 地方制度の改革と財政再建

野口順一議員 緊急の動議を提出いたします。教育二法案に對しましての反対決議の動議を提案いたしたいと思ひますので、一応お諮り頂きたいと思ひます。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

青木議長 只今野口議員の動議、教育二法案の件につきまして反対の動議でございますね。これは大和田議員ほか数名によつて動議は成立いたしました。よつて日程を追加いたしましたして、教育二法案反対決議に関する件を議題に供します。提案者に説明を求めます。

野口議員 それでは提案の説明をいたします。

すでに御承知の通り、去る二六日の衆議院におきましては、二法案とも成立をいたしまして、目下參議院に回付されております。然るに一方、全国津々浦々、この教育に関心のあるPTAを中心として、あるいはまた一般知識層の方を問わず、少なくとも子供の教育ということに関心のある方々はこぞつてこれに對して反対の意思表示をしていることは事実であります。本市におきましても、本市の子弟の眞の教育を確保するためには、却つてこういう法案の成立は民主主義の基本的な教育を阻害するものであるという意見のもとに、本市のPTA連合会におきましても、あるいはまた教育委員会におきましても、これに對して反対あるいは善処方の意思表示をそれぞれ關係当局に出しているのは事実であります。こういう点に鑑みまして、本市議會といたしまして、本當の意味における民主主義のこの教育は、挙げて義務教育の、今後の國を背負つて立つところの児童教育に重点のあることは申すまでもありません。こういう意味合いから、議會といたしましては、民主主義を守る意味からいきましても、正しい眞理が堂々と教育できるこの権利の確保のためにも、憲法の基本的人権にもとるような結果を招来するこの法案、即ち「義務教育諸学校における教育の政治的中立の確保に関する法案」と、いま一つは「教育公務員特例法の一部改正案」に對しましては、断固反対の意思の決議書を、本議會の名におきまして、決定せられまして、緊急に參議院あるいは爾余の關係當

局に提出すべきではなからうか。是非ともこれを議会の名においてやって頂きたいというのが提案の理由でございます。その案又並びに方法一切は議長に一任いたしたい。かように思いますので、簡単にございますが提案の説明を申上げまして同僚各議員の御賛同を得たいと、かように存じます。(拍手)

青木議長 提案者の説明に対しまして御質疑のある方はありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

青木議長 御質疑がないようですから御意見のある方はありませんか。

大和田武議員 これは申上げるまでもなく、今日本における最小限度の民主主義を守るといふ線からも、是非とも同僚議員においては、この案に御賛成を願いたいと思います。

(退席する者多し)

青木議長 流会の恐れがありますので、定足数を欠く憂がありますから……。

(「議長さん早く制限しなけりゃ……」「おしまいだよ」と呼ぶ者あり。その他発言する者多し)

青木議長 遺憾ながら定足数を欠いておりますので流会でございます。

(午後七時四十六分流会)

(昭和二九年三月二九日本会議)

新教育委員会法の成立と教委任命 戦後の民主的教育のかなめは教育委員会制度だといっても過言ではなからう。教育委員会制度は、教育がかつて天皇制支配を維持するための手段に利用されたことに對する反省から、アメリカ教育使節団の強力な勧告にもとづいてつくられた制度で、公正な民意により地方の実情に則した教育行政を確保するために不可欠の制度とされた。ことに、教育委員を公選制とし、地方団体の長から

相対的に独立した行政委員会として、規則制定権や原案送付権をもたせ、官僚統制に代わる民衆統制のもとに實際運営にあたらせることとした教育委員会制度は、教育の民主化と分権化を徹底したものであった。

ところが、昭和三十一年三月の国会に提出された「地方教育行政の組織及び運営に関する法律案」（新教育委員会法案）は、教育委員を公選制から自治体の長による任命制に改めるといふ、戦後の民主的な教育制度の根本をゆるがす大変革であった。この法案の内容は、(1)教育委員の公選制をやめ長が議会の同意を得て任命することとする、(2)いわゆる原案送付権を廃止して教委と長との協調をもとめる、(3)人事権と財政責任の二元化を改め、教職員の任免権を市町村から府県教委に移す、(4)府県教委の教育長の任命には文部大臣の承認を、市町村教委の教育長の任命には府県教委の承認を要することとする、などであった。

このような内容の法案に野党が反対したのはいうまでもない。日教組をはじめとする勤労階層や教育学界は強い反対の意思表示を行ない、国会には連日労組や学生のデモがおしかけた。

神奈川県におけるうごきもようやく高まってきた。神奈川県市町村教委連絡協議会は三一年四月一三日、藤沢市の秩父宮記念体育館で協議会を開き、新教委法案に対する態度を協議した結果、同法案は世論を無視し時代に逆行する暴挙であるから、政府はその非を悟り、速かに撤回すべきであるとして、

一、清瀬一郎文相を不信任する。

二、市町村教育委員は総辞職する。

三、他の教育団体と共同して反対運動を行なう。

ことを決議した。



そして同連絡協議会と神教組その他の教育関係団体との共同による新教委法案の説明集会が各都市ごとに行なわれた。

さらに五月八日には、同じく秩父宮記念体育館で新教委法反対総決起大会が開かれた。この大会には県下の教育関係者千八百余名が参集、三好大会実行委員長長の経過報告、参議院議員曾禰益、県労働金庫理事長相沢重明、元参議院議員中西功各氏のあいさつのあと、新教委法案反対の次の決議を行なった。

「教育の民主化を実現する基礎は、教育委員会の公選制にある。われわれ教育に関係する者だけでなく、全国の子どもを持つ父兄の強い要望でもあり、この基本精神にもとづいて、全国の教育委員会と教職員、PTAは苦しい地方行政のなかで困難とたたかいつつ教育充實をはかってきた。政府はこの精神をふみにじり、教育の政党支配をねらい、教育を中央集権化して国家行政のもとにおさめようとして、現在の教育委員会制度の廃止を強行しようとしている。これは世論を無視した暴挙であり、民主教育を守り青少年の健全な成長をはかる意味からも、われらは全力をあげて反対にまい進するものである」

この決議は、県教育委員会、県地教委連絡協議会、県教組、県高教組、県PTA連絡協議会、県教育擁護連盟、県青年団協議会の連名で参議院に提出された。

この法案の審議は、そのような反対運動の高まりのなかでなかなか進展せず、衆議院の特別委員会では逐条審議を第九条までで打ち切って中間報告を行ない、そのまま通過させたが、衆議院における審議時間は公聴会を含めてわずか四八時間であった。

参議院でも、委員会が混乱して審議を進めることができず、中間報告で片付けようとしたため、野党と激

突するにいたった。政府・自由党は議場に五百名の警官を動員し、実力で野党の抵抗を排除することによって、六月二日かろうじて新教委法を成立させた。

新教育委員会法の内容のうち、教育委員の任命制への切替えと並んで、もうひとつの重要な点は、教育長の性格が変えられたことである。すなわち、教育委員会の決定にもとづき実際に教育行政を指導するかなめの役割を果たす教育長が、文部大臣または都道府県教委の承認を得た者でなければならないこととなったことは、任命制教育委員とならんで、文部省が地方教育行政にその統制力をひろげるうえで強力なくさびを打ちこんだことを意味するものであった。

しかし、変則的な形ではあれ、ともかくも国会を通過成立した新教育委員会法は、三一年一〇月一日に施行され、全国で長の任命（議会の同意を要する）による新しい教育委員が選ばれることとなった。

藤沢市議会に新教育委員任命の同意議決が求められたのは同年九月一七日の本会議で、満場一致、次の五氏が選ばれた。

- ▽加賀美東一（六六歳、甲府商業卒、日吉回漕店社長、任期二年）
- ▽高田元三郎（委員長、六三歳、東大卒、元東京日日新聞社取締役、地方制度調査会委員、任期一年）
- ▽古谷正三（六〇歳、神奈川師範卒、元小学校長、任期四年）
- ▽井上金貞（五五歳、平塚農業卒、元藤沢市主事、元渋谷町長、任期三年）
- ▽加藤市郎（教育長、四八歳、東大卒、藤沢市教育長、任期四年）

### 第三節 住民運動と藤沢市議会

このころ藤沢市において起こった住民の運動は大小さまじまの規模と、各種の色あいをもったものがたくさんあるが、それらのなかで、市議会とのかかわりの比較的強かった運動の代表的なものをあげてみよう。もちろんこれらの運動は、いずれも前の時期からひきつづいてきたものであり、前章第六節でふれられているものが大部分であるが、ここでは、その後の経過を紹介することになる。

#### 一 高圧線撤去問題のその後

法廷闘争へ 藤沢市鶴沼と片瀬大字川袋地内に、さる二六年六月県電氣局が地元民の反対を押し切り、二万二千ボルトのコンクリート造り電柱二四本をたてたことに対し、地元民から猛烈な反対の声が起り、再三にわたる陳情によってこの問題が県議会、藤沢市議会でも取り上げられたことは、前述のとおりである。しかし、二八年一月二四日に県議会土木委員会に付託された反対請願は、県の事業進行中のものについては権限がないという理由で、同月三〇日に不採択となつてしまつた。

そこで地元民によって結成されている特別高圧線路線変更要求貫徹同盟（代表者小野田拓司氏、浜田颯吉郎氏）は二九年一月一八日、東京都大田区新井宿二ノ一四六八弁護士伊藤武氏を代理人として、弘山尚直県電氣局長、高橋恵二同庶務課長、長岡重徳同庶務課員を相手どつて、横浜地方検察庁に告発の手続をとつ

た。

それによると、県は二五年二月ごろ津久井―鎌倉間の送電線設置を計画、藤沢市鶴沼、片瀬大字川袋地内を貫通する予定線の土地の所有者（一八名）の同意を得ることがむずかしかったので、二六年六月県電気局は数名の工事係をさしむけ、職務行為に名をかりて無断で直径一八センチ、高さ一〇メートル四のコンクリート柱二四本をたて、その土地の使用を不能にしまったというものである。

ことに鶴沼二五三三板谷幾代さん方では、本人不在中庭内に無断で入って測量し、藤沢市長から土地収用法による許可も受けずに竹垣を勝手に取り除き、本人がこぼんだが職務行為に名をかりて柱一本をたてたという。

これらの行為は、住居侵入罪、職権乱用罪、土地収用法違反に該当するというわけである。

また、同時に、土地所有者代表鶴沼三六一六榛葉勝太郎氏ほか一七名は、伊藤弁護士を代理人として、内山知事を相手に、コンクリート柱撤去請求の訴えを横浜地裁に提出した。

これによって、高圧線問題はいよいよ本格的な法廷闘争の段階に入ったのである。

地主側の法廷闘争に対抗して、県側は土地収用法発動の準備を整えはじめ、同年二月二二日藤沢市にその旨を通知してきている。しかし、土地収用法を発動するには同法第三条の規定による調査を各地主の立会いのもとに作らなければならない。

そのため同年一二月二七日、県企業庁は各地主に立会うよう通知したが、地主側は全員が立会いを拒否した。そこで企業庁の係員二名と藤沢市土木課員一名とが地主の立会いなしに現地調査を行なうという非常手

段がとられたのである。もちろん地主側は、この手続きは土地収用法の規定を無視したものであって無効であるし、金子市長が土木課員を立会わせたのは不都合だとして、金子市長に強く抗議した。

種々の準備段階を経て高圧線問題の第一回公判が藤沢簡裁で開かれたのは昭和三〇年五月一〇日であった。この日の初公判は堀田裁判長、岡垣、海老原両陪席判事。被告側の弁護士は佐々木、山下の両氏。原告側は伊藤武弁護士。証人は原告側から浜田顕吉郎、村田勘次郎、綾井朝子、地主榛葉勝太郎、関根勝平、高橋繁の各氏。被告側証人は橋本巖（市吏員）、中原博一の両氏であった。

まず浜田氏の一時間余にわたる事件の経過についての詳しい証言があったあと、被告側橋本氏の証言が行なわれたが、橋本証言によると、地主のうち六名に対し「できるなら後日県の人がきたとき承諾の印を押してやってください」と頼んで帰ったが、そのとき強い反対はなかったので、後日長岡氏（県電気局庶務課員）が市役所に来たとき「早くいって印をもらってくれ」と伝えたという。ところが、その六名の地主のなかにも、そんな話は全然聞いたことがないという者が出てきた。綾井氏の証言によると、電柱をたてられては困ると断って外出したら、その留守に垣根を破り、植木を抜き、電柱をたててしまったというのである。

これらの証言によって、県が地主の承諾なしに電柱をたてたものであることはほぼ明らかとなり、裁判のゆくえが被告側にとって必ずしも樂觀を許さないものであることが見通されるにいたった。

こうして法廷闘争が進むのと並行して、県は土地収用法発動の準備を着々とすすめていた。すなわち三〇年八月一五日には、土地の使用ならびに損失補償の裁決を県収用委員会に対して求めたのである。

県収用委員会は、一月三〇日付をもって二月一六日から、申請にかかる土地（電柱一五本の敷地三八

坪)の使用を認める旨の裁決を行ない、裁決書を各関係者に送付した。これは、企業庁側が主張した事業の公共性を認め、地主側の主張をほぼ全面的にしりぞけたものであった。これにより強制収用の対象となる関係者は杉浦源蔵氏ほか二三名。坪数の個人最高は三坪六合、最低が二・五合、損失補償総額は五九万七〇五四円であった。

このため、住民側は土地収用法第一二九条二項により二週間以内に建設大臣あて裁決に対する不服の申請を行なうか、行政事件訴訟特例法第二条による処分執行停止を内容とする仮処分の訴訟を提起するか、対抗手段がなくなったわけである。

しかし、仮処分の決定に対しては、内閣総理大臣の異議申請によってその効力が失われることになっていくし、また、裁決に対する不服申請は収用手続の進行を止めることができないので、一二月一六日からの強制収用―架線工事の着手は確実となった。

こうした情勢の進展に対して、地元側がますます態度を硬化させたことはいうまでもない。一二月のはじめ、反対同盟は、強制収用を強行する場合、流血の惨事が起きてもその責任は県側にあると県に通告、さらに一二月一〇日夜には鶴沼中学校図書館で市民決起大会を開いて氣勢をあげ、決議文を可決して建設大臣、社会党本部、人権擁護局等に提出するなど、強制収用反対の結束は一層強まるばかりであった。

一方、県議会では一二月一二日の藤田純議員の質問に対し、企業庁長は「直ちに強制収用はしない」旨を言明、調停裁判にかける意向であることを明らかにして、実力による正面衝突はようやく避けられる見通しが出てきた。

調停乗出しを迫られた市長　このころ市議会においても、事態の平和的解決を望む声が強まり、金子市長に対し調停に乗り出すべきではないかとの強い要望が出された。

すなわち三〇年一月二日の本会議は、全議案の審議を終了したあとの自由討議において、特に小野田拓司（熊太郎）議員が発言を求め、高圧線問題の経過報告を行なったが、それに続いて葉山ふゆ子議員が市長に質問した。

葉山ふゆ子議員　私、意見ではなしに、市長さんに緊急の質問をしたいと思います。実は、只今の小野田議員のお話にございましたように、非常に重大問題化しておりますので、その問題について市長さんに所信を伺いたいと思うのでございます。

只今取用委員会は不幸にして発令になりましたけれども、県の意向としては調停裁判にかけまして、その結果によってこの問題を解決したいという、かなり明るい見通しになってきたわけであります。そして、この間ありました調停裁判におきまして、調停官が、来年の九日に現地を見にいつて、いろいろな方法があるだろうからその方法を検討したい。水道みちもあるだろうし、地下ケーブルもあるだろう。只今までのところは、通るか撤去するかという話合いのつかない状態であったのでありますが、かなり妥協点が見つかってきたわけであります。

このときに当りまして、藤沢市の市長であります金子市長さんが、鶴沼の土地の発展に関係するところの重大なこの問題に対して拱手傍観されるか、あるいはこの際この調停にお乗り出しになる意思があるかどうか。（中略）

私共地元議員といたしましては、住宅地として発展して行く鶴沼に、あのような線が通ることは絶対に反対でございます。あそこの部分を地下ケーブルにするか、あるいは他のいろいろの方法を講じて頂きたいと思っております。勿論基本的には人権無視的なことで非常に紛糾したのですが、それはもう五年前の問題でございますから、それは

敢えて問いませんが、この際市長さんに是非とも調停の労をとって頂きたく存じますので、果してとって頂くことができるかどうか、市長さんの御意向を伺いたいと思います。(拍手)

**金子市長** 只今の御質問ですが、先程小野田さんのお話の中に、つまり所有権の侵害だから撤去するのだというお話になっている。またそれを基にしての裁判をやっているということであります。そうなりますというのと、これは絶对的な問題になってくるので、そうなると、これは調停というふうな問題に入ってこないのではないかと、これは私の推測なんです。ところが最後にきますと、ほかの方法で安全な方法ならば通してやってもいいというふうにもきこえますし、葉山議員さんのお話のように調停ということになりますれば、さような所有権とか憲法の問題ということは捨ててかかるのだという前提条件がありませんと、これはどうしていいんだかわからない。そういうふうな点が明確になっておりますれば、お話のように――私が調停できるかできないかは別として、何か解決のために努力したいと思っておるんですが、重ねて申しまして失礼ですが、小野田さん、あなたが代表ですが、さっきの話だと憲法の問題だ、所有権の侵害だから通さんといっておるんですか。

**小野田拓司議員** それは一番初期のことでございまして、今日いろいろ向うが無断に所有権を侵したからこうだとか、無謀に垣根を破ったから悪いとか、そういうふうなことをいっても仕方がございませんので、要は県の方でも、ここにこれ以外に線を引く場所がないならば土地収用法なり何なりで鉄柱を立てるならばよろしいのであります。四年半も経過しちゃって、今頃になって終盤戦で、いよいよ近い中には裁判が判決になるといふ真先に、一日前に来て一月三〇日に土地収用法だなんて、県の方は実に表現の仕方が悪いと思う。要は生徒や何かに危くはないような整備をしてもらいたいというわけです。

**金子市長** それではあなた方同盟を作っている人が、そういうことは投げ捨てて、絶対安全にやってもらえるならば、それで承諾するのだという意味でやって頂けば、調停の労を――可能か不可能かは別として、やってみてもいいで



す。

(昭和三〇年二月二日日本会議)

この応答からも判断されるように、また、事実の経過そのものが明らかにしているように、高圧線問題については、市当局は住民の反対運動に対してかなり消極的な態度であったといつてよからう。

職権調停を経て解決へ 横浜地裁の職権調停のための現地調査が三一年一月九日行なわれた。一行は飛鳥田、藤宮両調停委員、横浜地裁岡垣、石崎両判事補で、最初市役所の議会委員会室で小野田市議や浜田顕吉郎氏から、地元側の希望四案の説明を聞いた。四案というのは、①長後から町田線を通り水道みちに抜ける、②長後変電所から下土棚、水道みちに至る、③小田急―長後―山之上から水道みちに交差し鎌倉にいたる、前記三案がだめな場合、いま問題になっている区間全部を地下ケーブルにする、というもの。

この説明のあと、鶴沼地区の实地調査に移り、調停委員ら一行のほかに地元路線変更要求貫徹同盟員、藤田純県議、市議会革新議員団らがこれに参加した。

しかし、地元の希望四案のいずれについても、直ちに県の受け入れるところとはならず、この調停はついに実を結ぶことができなかった。もちろん、強制収用にふみ切るほど情勢が熟していなかったこともあって、この問題はふたたび長い膠着状態の期間に入る。

三二年一月一九日、六年半にわたって紛争を続けてきた高圧線問題は、あらためて県側と地元側との交渉の場に持ち出された。この日、市役所委員会室で関係者の懇談会が開かれたのである。

飛鳥田、藤宮両調停委員、裁判官三名のほか、県側から電気局長ら三名の職員、地元側から小野田拓司、

村田勘次郎、綾井朝子、関根勝平、山本悦三の各氏、それに安藤覚代議士、金子市長らも出席した。

ここで出された県側の案は、向う三年間既設の電柱を生かして使い、その後は藤沢駅裏の拡張などによって道路ができるから、そのとき新道路に沿ってケーブルを通すようにする、というものであった。

しかし、これに対する地元側の反応は依然として冷たかった。そのいうところは、いまになって三年間だけ使わせろというのは、県理事者のメンツをたてるだけのもので、意味がない、ということ、反対の線を崩そうとはせず、むしろ地元側の結束を一層固めさせる結果をもたらしただけであった。

こうしてまた一年、三三年一〇月一八日にいたって、ようやく両者の間に妥協が成立し、さしもの難問題も実に八年ぶりに基本的な解決をみることとなった。

その解決の条件とは、①現在たててある電柱を使って三千三百ボルトの電力を通す（最初の予定では二万二千ボルト）、②藤沢駅から川名線の道路新設（三三年度から始め三六年度に完成予定）により、それに沿って境川―柏尾川の合流点から川下へ通じ、東京螺子製作所下の電柱から既設の線を通す。その場合も三千三百ボルトで高圧線は通さない、③したがって現在の電柱は三六年一〇月一三日までに必ず撤去する、④この条件は裁判所がなかに入っての公式のものとなる、というものであった。

その後、三四年に入って（二月）、実際に架線工事が始まった段階で、高圧線の真下にある住民が無断で工事をするのは無法だとさきぎ出し、工事が一時中断するという事件などもあったが（これは県と反対同盟との交渉は一応解決していたが、架線の直下にある住民の了解を得ていなかったことから起こったもの）、基本的にはすでに反対同盟との間に了解がついていたため、程なく納まった。

ともあれ、八年間つづいた県営特別高圧線撤去運動は、辻堂演習場解放運動とならんで、戦後藤沢市民の運動のなかで、まさに特筆すべき大運動であったといつてよい。

## 二 辻堂演習場解放運動

藤沢市民の多年の悲願であつた辻堂演習場の返還問題は、講和発効とともにその具体性を強めつつあつたとはいうものの、それが昭和三四年に正式返還されるまでの過程では、なお幾多の迂余曲折を経なければならなかつた。

昭和三〇年代に入ってから正式返還が実現するまでの数年間における、この問題のいきさつをあとづけてみよう。

自衛隊による肩替り使用問題 自衛隊はすでに三一年夏、辻堂演習場で落下さん降下や敵前上陸演習などを行なつていたが、この演習は法的根拠もあいまいであつたし、補償も支払われないので、県当局から防衛庁に対し公文書をもつて照会が行なわれていた。しかし、防衛庁はそれに回答しないばかりか、三二年三月末にいたつて、新たに、辻堂演習場において無線誘導飛行機の飛行演習を行ないたい旨を県に申し入れてきたのである。この無線誘導飛行機は翼長約一メートル、機長約三メートルの小型のもので、カタパルトから発射、辻堂演習場前面の海上で無線誘導を行なおうというものであつた。

しかし、当時この演習場を管理していたキャンプ・マガイルと県との契約による使用条件は、①上陸演習（海域制限）、②対艦射撃（オーボー第一・第二射撃場）、③陸上演習（爆破などを含む）となつていて、空中を

使用する飛行演習は含まれていなかったので、飛行演習を行なうためには新たな契約が必要だったのである。

防衛庁のこの申し入れに対し、県としては、前年夏の補償問題がウヤムヤになったことはもちろん、公文書に対する回答もよこさず、当初調達庁の了解をとりつけたといいながら、実は横浜調達局の事業部に話をしただけで、本庁を通さず、ましてや日米合同委員会にかけてもいないような防衛庁の態度に、強い不信の念を抱いたのは当然であった。そして、今回の申入れがいかなる法的根拠によるものであるかを明らかにするよう、防衛庁側に要求した。

防衛庁は行政協定第三条一項の米軍の基地管理権により行ないたいとの意向を示した。これによって行なえば、補償は米軍の演習なみに調達庁が行なうことになるが、このことは、はしなくも自衛隊が米軍の権威にかくれて米軍の名で演習を行なおうとしていることを暴露したかたちになった。

これに対して調達庁側は、このような演習は行政協定第二条四項のA「米軍が使用しない基地を日米合同委の同意に基づいて自衛隊が使用する」という条文を適用すべきものであり、したがって補償は防衛庁自身が行なうべきだとの見解を示した。

このように防衛庁、調達庁間において若干のくいちがいはあったが、いずれにしても自衛隊が米軍に代わって辻堂演習場を使用することになるという点で、地元や県当局にとって好ましいものでなかったことはいうまでもない。

(注) 行政協定第二条四項A II合衆国軍隊が射撃場および演習場のような施設および区域を一時的に使用していない

ときは、日本国の当局および国民はそれを臨時に使用することができる。ただしこの使用が合衆国軍隊による当該施設および区域の正規の使用の目的にとつて有害でないことが合意された場合に限る。

第三条一項 合衆国は施設および区域内において、それらの設定、使用、運営、防衛または管理のため必要なまたは適当な権利、権力および権能を有する。合衆国はまた前記の施設および区域に隣接する土地、領水および空間または前記の施設および区域の近傍においてそれらの支持、防衛および管理のため前記の施設および区域への出入の便を図るに必要な権利、権力および権能を有する。本条で許与される権利、権力および権能を施設および区域外で行使するに当っては、必要に応じ、合同委員会を通じて両政府間で協議しなければならない。

防衛庁の申入れに対する藤沢市の反応はきわめて早かった。四月一八日金子市長は、山本総務部長、長谷川市民課長を帯同して日米合同委員会、調達庁等を歴訪、反対陳情を行なった。また、相沢清勝・辻堂演習地解放特別委員長、坂田秘書課長も同日、県企画渉外部に佐々木部長、岡課長を訪ね、同様の陳情をした。

金子市長の陳情の要旨は「旧海軍の演習場時代から引きつづいて米軍の演習場となっている辻堂海岸は、旧海軍時代とは土地の状況も変わり、むかしは無人地帯に近かったのが、現在では住宅地であり観光地となっている。したがって、米軍の使用に対しても一日も早く解放されるよう、何回となく陳情・請願をしてきた。地元としては、自衛隊の演習に反対し、米軍の早期引揚げを強く要望し、演習場を解放して地元払い下げしてくれるよう陳情する」というものである。

もちろん、市民の間にも、事態が明らかになるにつれて、全面的な解放運動の機運が再び高まってきた。ところが五月一七日調達庁は、県渉外当局に対し「日米合同委の合意があれば、米軍の使用条件にかかわ

らず、米軍演習場を自衛隊が一時使用することができる」との公文書を通達した。これはあいまいであった法的根拠について、自衛隊、調達庁の三者会談が四月一六日に行なわれた結果、結局行政協定第二、四、五項Aを適用することになったからである。つまり、いままでは第三条の米軍基地管理権のかけにたくれて演習していた自衛隊が、これによって堂々と自前の演習をすることになったのである。ただし、この公文書には「地元側の了解」が条件とされていた。

県涉外課では、この公文書にもとづいて、水産課を通じて早急に藤沢、片瀬江ノ島、茅ヶ崎の関係三漁協組と藤沢、茅ヶ崎両市当局との話し合いを始めることになったが、藤沢市当局などは、①二、四、五項Aで使用されることは自衛隊の演習場としての既得権をつくられてしまう、②湘南海岸公園の整備に支障をきたす、③飛行機の無線誘導演習には危険が伴う、などの点から自衛隊の「正式」使用に強く反発した。そして、辻堂上空に自衛隊の誘導飛行機が飛ぶかどうかは、米軍との折衝ではなく防衛庁対地元の話合いにかかることになった。

藤沢市では五月二〇日午前九時から市議会の演習地解放促進特別委員会が開かれ、金子市長以下部課長が出席して協議した結果、最終的には演習場撤去が目的だが、日米行政協定がある以上米軍の演習は仕方がないとして、米軍が演習地を放棄した場合、後がまに自衛隊に入られるのは困るとして、反対運動を強めることを決定した。なお、この反対運動の進め方については、茅ヶ崎市側と歩調を揃えることとなった。というのは、演習場は三二万坪で、うち約五万坪が茅ヶ崎市小和田になっており、上空演習の目標姥島(烏帽子岩)は茅ヶ崎市に所属しているからである。

このように演習地の自衛隊使用に地元が強い反発を示した理由は、演習地の解放が住民の長年の宿願であったという事情とともに、より直接的には、湘南遊歩道路の演習地内延長による同演習場地域一円の湘南住宅地域造成案が県・市で具体化しつつあり、自衛隊の演習地使用はその計画に致命的な打撃となると考えられたからである。

防衛庁の計画によると、この無線誘導飛行の演習期間は二ヵ月ということであったが、地元の了解が得られるまでは演習を始めないという条件がついていたため、地元の反対運動が収まらない限り飛行機を飛ばすわけにはいかない。

そうこうしているうちに、県は七月一七日大蔵省に対して、辻堂演習場三二万坪の国有地払下げを申請するとともに、内山知事は一八日津島調達庁担当大臣を訪問して接収の解除方を申し入れ、県の大湘南住宅地域造成の基本構想がいよいよその第一歩をふみ出すことになった。

三二万坪と称する演習場敷地のうち県有地はわずかに七八九六坪、大部分は国有地の三一万二二〇四坪とあって、ナシのつぶてになった二三年の払下げ申請とはちがった意気ごみの申請がこんどは提出されたのである。

こうして、一方では両市を中心とする自衛隊使用反対の運動が盛り上がり、他方では県から強力な払下げ申請があるということ、自衛隊もそれらの世論を押し切って演習にふみ切ることができず、ついに使用を断念したのであった。

なお、この間、藤沢市議会においては、六月二四日の本会議で辻堂演習地解放促進の運動を進めるため、

特別委員会を設置することが決定された。

**米軍通信施設設置問題** 自衛隊による無線誘導飛行機の演習問題にようやく決着がつけられようとしていたころ、地元にとつてもう一つ厄介な問題が持ち上がった。それは、米軍が辻堂演習場に半恒久的な通信施設をつくりたいと申し入れてきたことである。

この話をはじめて県に伝えられたのは三二年七月二五日、渋谷横浜調達局長が内山知事を訪ねて公文書を提出したときであった。そのときはまだ、通信施設の規模も内容もはっきりしておらず、県としても辻堂演習地の全面払下げを申請した矢先でもあったので、知事は即答を避け、米軍側の計画をさらに詳しく知らせてくれるように要請して終わった。

その後明らかにされたところによると、計画は同演習場の西側大磯寄りの一部分、四万八千坪の敷地に二百坪の指向性電波を用いる短波通信施設を作ろうというもので、米軍人三八人が三交替で勤務する予定だという。こうなると、施設の性質上、施設付近の相模湾に動力船が入ることも、施設内に自動車道路をつくることもできなくなり、半永久的な米軍施設になることはほぼ間違いない。

この計画にあわせて、米軍は、①この施設をつくるかわりに、同演習場三一万坪のうち同施設に使う分を除く二六万余坪を全面的に接収解除する、②いままで行なっていた上陸演習など海陸演習は行なわない、との条件を提示して、内山知事に再度協力を求めてきた。

これに対し県当局は、これまで同演習場の接収解除を見込んで、同演習場を海岸沿いに貫く湘南ドライブウェイと観光、住宅計画を練ってきたものであり、同施設ができるとこれらの計画がすべて水泡に帰してし



まうところから、絶対反対の線を強く打ち出した。地元藤沢市が恒久的なこの通信施設計画に強力で反対したことはいうまでもない。

こうして八月一三日、県、藤沢市、茅ヶ崎市による三者会談が県迎賓館で開かれ、三者とも一致して米軍通信施設の設置には全面的に反対する態度を決定した。米軍の大規模な新規要求に対してははじめから全面的反対という強腰の態度を決めたのは、一一年間の内山県政はじまって以来のことであった。この日の三者会談は県側から内山知事、矢柴副知事、佐々木企画渉外部長、岡渉外課長、藤沢市側から金子市長、重田助役、秋元市議会議長、石垣副議長、金子辻堂演習場解放促進特別委員長、茅ヶ崎市側から内田市長、堀越助役、大森市議会議長、久保田副議長、伊藤総務常任委員長というトップメンバーの出席によって開かれた。この出席者の顔ぶれをみても、今回の反対運動に県、市側がいかに本格的に取り組もうとしていたかがわかる。

県、市当局のこのような強腰の態度決定が各議会を通じて市民運動を激励したことは当然である。藤沢市では八月一九日に辻堂演習場解放促進特別委員会が開かれ、金子四郎委員長から経過説明が行なわれたが、同委員会はおお一層強力で設置反対の陳情を行なうため、地元選出国會議員を通じ各政党に呼びかけ、政府にもこれまでと同じく反対を続け、もし九月上旬までに解決のきざしをみない場合には、反対の市民運動までもっていくことを決定した。

県や地元関係市のこうした強硬な反対意思表示にもかかわらず、仙台から岩国までの海岸線を調査した結果辻堂地区に白羽の矢を立てたという米軍の意向も固いので、間に立って困惑した調達庁が考え出したの

が、一つの妥協案であった。それは、貫通道路を若干山側に曲げ、道路の海側にはバラボラ・アンテナだけを設置、山側にその他の施設を設けて、両者を道路下のケーブルで結ぼうというものであった。これによれば、アンテナは海岸線から二五〇ヤードの線になるので、道路は若干曲るが、アンテナの裏側を通るので通信上の障害はない、そうすれば地元の開発計画にも大きな妨げとならず、米軍側の要求をも満たすことができるというわけである。

しかし、演習場の全面的な接収解除を要求し、そのことを大前提として跡地の開発計画をつくりつつあった県と両市が、このような妥協案に応じ得ないことも、むしろ自明であった。

八月二七日県は、佐々木企画渉外部長が調達庁を訪れ、上村調達庁長官に「県の観光開発を妨害するから通信施設の設置を拒否する」ことを文書で正式に伝えた。

なお、辻堂演習場解放のための市民運動の一環として、九月一日には中部地区労連の三橋委員長、金子書記長、関野日精労組委員長、野口副委員長らが藤沢市役所を訪れ、金子市長に要請書を手渡した。この要請書は平和都市建設と全市民の幸福を守るため解放の目的を完遂することを要望し、中部地区労連七千名の組合員はこの目的達成に協力するというもの。また、県労連はこの運動を全市民運動に盛り上げるべきだとの意見で、そのためには市が中心となって、市広報などで現在の事実の経過を発表すべきだとの申入れも行なった。

代表に面会した金子四郎特別委員長も、この意見に賛成し、市の総力をあげて解放に努力すべきだと答えた。こうして市民運動への盛上げは急速に高まっていった。

その後米軍からは正式の回答がないまま、一方では全面接收解除を見越しての国有地払下げのうごきが活発化するともに、いつか通信施設設置の計画は立ち消えとなってしまった。

こうして、辻堂演習場をめぐる県、市当局および市民の運動は、さきの自衛隊による肩替わり使用問題につづいて、米軍通信施設設置問題においても勝利をおさめたのである。

いよいよ待望の接收解除へ 昭和三三年に入って、辻堂演習地の接收解除近しの機運は次第に高まってきた。その機運は三三年度県予算の編成のうえにもあらわれていた。

すなわち県は、二月予算県議会に辻堂演習地内を横断する道路の建設費を計上したが、内山知事は、その後の対米軍、対中央折衝の過程からみて、辻堂演習場は近く必ず県の手に入るとの自信を深めていたものと思われる。

現実に同演習場がまだ接收されているだけでなく、前年には米軍から通信施設を設けたいとの申入れがあったほどで、果たして接收が解除になるのかどうか公式情報のないまま、県が接收地内に建設しようとする道路の予算を計上したということは、まさに異例なことであった。

この点についての知事の所信は次のようなものであった。「辻堂演習場を県が使用できるかどうかの問題は、すでに対米軍関係ではなく、日本政府との中央折衝の段階にきている。その政府は、県が三三年度予算にこの道路の建設費を計上することは結構だといったので要求しているのであって、必ず実現できる確信をもっている。米軍にしる防衛庁にしる、この土地を使用する意向があるとしても、県は絶対にここを手に入れる信念のもとに仕事を進めてゆく」(昭33・3・15記者会見で)

果たせるかな、八月五日の日米合同施設委員会で、同道路建設のための測量許可が下りることが明らかにされた。これで、従来米軍の許可がなかったため立入りさえもできないありさまだったのが、その壁が取り払われたのである。と同時に、湘南開発計画のガンになっていた同演習場三万余坪（国有地三〇万四三〇〇坪、県有地七九〇〇坪）の全面接収解除の見通しが一段と明るくなった。

翌三四年に入ると、接収解除の機運の一層の高まりに伴って、跡地払下げに市も加えよとの声が地元に残りこつてきた。つまり払下げをめぐる藤沢市が競合するかたちになったわけである。藤沢市は五月六日、重田助役と菅原建設部長が大蔵省横浜財務部を訪ね、演習場一〇ヘクタール（三〇万坪）の払下げ申請書と、解放後の利用計画書を提出した。それによると、解放後の利用計画は▽国際的観光地区▽レクリエーション地区▽住宅地区▽ターンバイク（高速道路）専用地▽ゴルフ場▽海水浴場など観光、文化、体育施設として開発する、このため国際観光ホテルなど三つのホテルをはじめ、小中高等学校、アパート、運動場、駐車場、児童が集団的に利用できる広場、緑地帯などをつくることとしている。また、そのころすでに一九六四年（昭和三九）の第一三回オリンピックの日本開催が取沙汰されていたが、それが実現すれば外国選手団を迎える施設を藤沢市につくりたい、その施設用地として演習場跡地を利用したいとの心組みも盛りこまれていた。

五月一五日米陸軍司令部から調達庁を通じ正式に、きたる六月二五日を期して辻堂演習場の接収を全面的に解除する旨の通告が、県に対してなされた。いよいよ待望の接収解除である。これによって、湘南海岸に残されたほとんど唯一の広い土地資源として、ここを観光、レクリエーションの理想的なセンターにしよう

とする県・市の計画は、より一層具体化することとなった。

この払い下げについては、前述のように、藤沢市にも市有地として払下げを受けようとのうごきが活発化しつつあったが、県としてはあくまでも県が一括払下げを受け、全体的な立場に立ってその利用効果をあげるため、県、藤沢、茅ヶ崎の三者が一体となって計画を策定する方針を固めていた。県がたてた開発計画の基本構想は次のようなものであった。

▽一般公園と児童公園Ⅱ海岸寄りに三つの公園をつくる。構想としてはあくまで「静かな憩いの場」とし、おとな用公園は池や築山を配する日本式の公園と、芝生や花園などを取り入れた洋式の公園をつくる。こども用公園は野球場、豆電車などが整備され、児童の健全な遊び場とする。

▽海水浴場施設Ⅱ同解除地域は延長一・四キロの海岸線があり、沖合い九〇㊦まで水深一㊦という絶好な海水浴場適地。ただ片瀬川の流れが海岸沿いに流れる危険があるので数カ所に防流堤を設ける。また、茅ヶ崎寄りには防砂林を植える。湘南海岸につづく海水浴場ができれば「東洋のマイアミ」といわれている湘南海岸は、利用価値が倍加される。

▽公団住宅、一部商店街となるゲタバキ住宅の建設Ⅱ八千人を収容できる公団住宅を建て、星形のいわゆるポイントハウス一二むね、四階建五七むね、商店併用七むね、計七六むね、二三〇〇戸をつくる計画。

▽観光センターと付属のパブリック・ゴルフ場Ⅱホテル、駐車場を備えた観光センターをつくる。総面積四万九五〇〇平方㊦。また、付属施設として一日四百人が利用できるパブリック・ゴルフ場（一般の人が利用できる）を茅ヶ崎寄りにつくる。

▽藤沢市の下水道浄化装置Ⅱ公園の地下に設ける。約六万六千平方尺。

▽学校建設Ⅱ一部換地をもとめ、茅ヶ崎市の学校をつくる。

これに對して、藤沢市側の払下げ要望もまた、きわめて熱烈であつた。藤沢市議会は接收解除を翌日にひかえた六月二四日、次の要望決議を行なっている。

辻堂演習地払い下げについて要望決議

終戦以來駐留軍施設として管理されてきた本市辻堂演習地に対しては、多年に亘り全市民挙げて解放を目指し、あるいは市議会において重要施策として特別委員会を設け又は全市的署名運動を行う等あらゆる手段を講じこれの促進運動を展開してきたところである。

しかるところ、明二十五日待望の同演習地の解放実現を見るに至つたことは誠によろこびにたえない。

今後における同演習地の利用については、地方自治の本旨に則り地元藤沢市が優先し、市民の意志に適合した利用計画を樹立し、積極的に推進すべきである。

よつて、政府におかれては、辻堂演習地を藤沢市に払い下げられるよう格段の配慮をわずらわしく強く要望する。

右決議する。

昭和三四年六月二四日

藤沢市議会

提案理由の説明を行なつた大和田武議員によれば、藤沢市がこの決議を行なつたのは、かつて県立湘南海

岸公園の設置のときに藤沢市がつんば棧敷に置かれたことに対する反省から、今回こそは市の主導性を發揮し、前車の轍をふまないようにしたいという願いをこめたものだという。

払下げ問題の結論が出ないまま、歴史的な六月二五日がやってきた。接収解除による返還式は、この日午前一〇時から現地の演習場東口の砂浜に紅白の幕を張って行なわれ、在日米軍代表クイリング准将、スティブンス中佐、丸山横浜調達局長、内山知事、金子藤沢市長らが出席した。式は丸山横浜調達局長が「在日不動産返還書」に署名することから始められ、クイリング准将から丸山局長に一層大のカギが引渡された。ついで米軍代表から「思えば十余年軍の訓練に使ったが、その間日本側もよく協力してくれた」とあいさつ、丸山局長、内山知事も感謝の意をのべ、「これで県の懸案の総合開発をすすめることができる」と応えた。終わって日の丸が米軍楽隊吹奏のうちに掲揚されるころになると、かけつけた近所の人たちの人数もふえ、みな緊張したおももちだった。そのあと丸山局長から大角横浜財務部長と内山知事にカギが目録を添えて渡された。

（返還式当日の叙述は『神奈川新聞』昭34・6・26から引用）

跡地の開発計画をめぐって こうして演習場の正式返還は実現したものの、跡地をどこの機関が主導してどのように開発するかについては、依然として県と藤沢市との間に競合関係があって、しばらくは宙に浮いたかたちとなっていた。

しかし、同年一月はじめごろまでには県・市両者の話合いもほぼ煮つまり、県案で開発を進めることに意見の一致をみた。それによると、解除となった一〇二万六千平方尺（三二万坪）のうち、まず海岸道路と

道路両側の砂防林敷地を除いた五九万四千平方メートル（一八万坪）の国有地の払下げ地を対象に、県、藤沢、茅ヶ崎三者の意見が一致したのである。

計画の内容は、総合海水浴場五万一千平方メートル（一万五四〇〇坪）、駐車場三千平方メートル（九百坪）、センタービル二万六千平方メートル（七八〇〇坪）、児童施設及び同運動場五万二千平方メートル（一万六千坪）、芝生広場一二万三千平方メートル（三万七千坪）、レストハウス九千平方メートル（二七〇〇坪）、ツーリストセンター三万六千平方メートル（一万九〇〇坪）、藤沢市汚水処理場（地下）九万九千平方メートル（三万坪）、藤沢および茅ヶ崎中学校各三万平方メートル（九千坪）、住宅公団用地九万九千平方メートル（三万坪）という割振りである。

この県・市間における意見の一致については、藤沢市の内部に異論がなかったわけではない。一月一日の藤沢市議会辻堂演習地開発対策特別委員会では、一部の委員から「県、市両者間で県案にきめたのは委員会を無視するもの」との強い意見が出たが、結局「県案の承認を前提として理事者側はこんご委員会の權威を尊重、開発計画を進めよ」ということで承認された。

さらに一二月一五日の本会議においても、特別委員会の中間報告を認めることは、さきの六月二四日の決議からはずれるのではないかとの観点から強い異論が出された。

特別委員会の中間報告は、なぜ当初の市独自の払下げによる開発という線から方向転換して、県案に協力することになったかのいきさつを、次のように述べている。（大和田特別委員長長の報告から）

一、六月二四日の「辻堂演習地払下げに関する決議」に基づき七月九日大蔵省ならびに関係機関に陳情を行なった。



二、七月三〇日委員会を開き、払下げ運動を強力に推進するため、地元選出の栗原、青木、藤田の三県議の出席を得て、今後の協力を要請した。

三、八月二五日県知事に陳情。

四、十一月一九日委員会を開催し、その後の経過について理事者の説明を聴取した。理事者としては、その後関東財務局や横浜財務部に状況を打診したところ、財務部では県と市が別個に払下げの申請を出されては困るので、意見の調整をして両者が一体となって出してもらいたいということなので、種々検討し、県側と意見の調整を図った結果、この際本市の基本方針である全面払下げが無理であるという結論に達し、ここに現在までの独自払下げという考え方を変更し、改めて県と協調し払下げにまい進したいということになった。

五、当委員会としては、六月定例会において決議を可決されていることでもあり、慎重に審査の結果、本問題に関する現在の諸情勢にかんがみ、なおまた理事者の考えも考慮し、今後県と一体協調して払下げ運動を推進したいので、この一二月定例会に本件を報告し承認を得たい。

六、一二月四日の委員会で、次の三件について、理事者に対し、県当局と協議、その実現を早急に計るよう要望した。

① 辻堂演習地接收解除以前の長い間の経緯にかんがみ、今後は最も静的なる地域として教育、文化、保健上有効適切な場として活用したい。

② 演習地の開発計画の適否は、今後における市勢振興に重大なる結果をもたらすものである。従ってこの

対策を考究する機関として県市等関係者によって協議会的なる審議会を設置されたい。

③市立中学校及び終末処理場敷地のほか住宅公団払下げ予定の市営住宅団地を市営住宅敷地として本市に払下げを受けること、及び公立工業高校の敷地を確保すること。

この特別委員会の報告に対する当日の質疑応答のあらまは次のとおりである。

伊沢十郎議員 この委員会の御意思に基きまして当議会は六月二四日に市が全面的にこれの払下げを受けようという要望を議決しておりますが、今の中間報告によりますと、この方向転換の必要があるような報告でありまして、いつさような議決を当議会がしたらいいか、もはや方向転換をして過去のこだわりを捨ててスタートすべき時期にきている(とというような)見解をお持ちであるかどうか。

大和田武議員(特別委員長) 根本の方針である当市が全面払下げを受ける、独自で払下げを受けるといふことと、県当局と協調の立場に立って払下げを受けるといふことにつきましては、当初議会に御承認願ったのは、当市が「優先し」といふことばになっておりますが、別に独自であくまで全面的にといふそういう抜き差しならん表現はしていないということからも、また実際の客観情勢からも判断して大蔵省財務局あるいは建設省の意見をきいても、やはりこれは県、市がそれぞれの協調の立場に立たないことととも国としても扱いはらうということを繰り返してこへいってもしわかれるということで、理事者もその後各方面からそういうふうな意見を強調された。だからどうしても委員会としてはゼスチャーに過ぎなかったという印象を与えるかもしれないけれども、一応現実がそうなら止むを得ない。それであくまで優先払下げのことを原則としてはあるが、実際問題としてはそういうことに切り替えることの方がより現実だということがこの委員会の決定であります。

伊沢議員 大体了解しましたが、われわれ一般議員は特別委員会の示唆に基いて六月二四日にあのような議決をし

たのであります。その特別委員会が、当市が主導権をとって払下げ申請をする態度はまずいということに決定されたとするならば、なんらかの形で明らかにした方が、特別委員会の運営の上によいのではないか、かように存じたから質問いたしましたのでございます。

金子市長 特別委員長の報告にもありましたように、これは実は葉山議員が私どもに注意したのであります。とにかく議決されたものである。そうしますと議決をされたのは全面払下げを議決した。従って全面払下げという議決をある意味からいうと更正してもらわなければ私どもでも困る。そうしませんと（「ここでやらないのか」と呼ぶ者あり）あなた方の意思表示がないのに勝手に協調して県とやったということになると、委員会はちゃんと了承しても本会議では承知しない。そこで私どもは動きにくい。さっき私どももいったことは手ぬるいという批判があったようでございますけれども、手ぬるいのは当り前じゃないですか。

（「そのとおり」「議事進行」と呼ぶ者あり）

山口倉吉議長 お諮りいたします。本中間報告はただいまの報告のとおり承認することに御異議ありませんか。

（「議決のやりなおし」「九番」「三十番」と呼ぶ者あり）

石垣荒一議員（三十番） 今市長から途中で変更することについての議会の意思表示がなければならぬということがありましたが、私も特別委員会の委員の一人であります。そのときに理事者はわれわれの意思の決定を待たずしてどんどん仕事が進んでいったわけです。私どもはそういう点で、今の説明で了解はするけれども、この問題はやはり全員に諮って進めてもらいたいということを当時私は委員会の中で発言しております。そのようにきまっております。当然ここでなんらかの意思表示がなされるのであろう、こういうふうに考えておいた。当然理事者からも、そうせざるを得なかったという点と、それから委員長からもそういうことが了解されなければならないという意思表示をしているわけですから、決して私どもは全員を無視して委員会を決めたということでない。全員の了解を得

ることを前提として、この委員会では意思決定をしております。

藤井金蔵議員（三十三番） これは中間報告であり、ここで一応議題になっているから、これを議決すれば当然そういう方向に決定しなすということになるわけだから、議長からお諮りを願います。

山口議長 ただいまの三十三番議員の発言のとおり、本中間報告を承認することに御異議ありませんか。  
〔異議なし〕と呼ぶ者あり

山口議長 御異議がありませんので、ただいまの報告のとおり承認することに決定いたしました。

〔九番〕と呼ぶ者あり

山口議長 決定の後に発言しておりますから……。日程第四……。

〔九番〕と呼ぶ者あり

山口議長 九番

伊沢議員（九番） 私どもはただいまの議席において市長が議会に対して議決の更正を要求しておると承っております。さようでございますね市長さん。

金子市長 願わくばそういうことになります。

伊沢議員 また同僚石垣議員から去る特別委員会において当議会の了承を前提にして協議が決定しておるわけです。従って中間報告をややむやに了承したということでもたりますか。その見解を先ず特別委員長の和田さんにお伺いいたします。

山口議長 ただいま決定になっておりますから次の日程に入ります。

〔それでよろしいのですか。議員さんもそれでよろしいですか〕と呼ぶ者あり

こうして市独自の払下げによる開発という当初の構想は消えて、県が主体となった開発計画が具体化する

ことになった。それから約一年を経て、三五年一二月三〇日には関東財務局の諮問機関である関東地方国有財産審議会による国有財産の処分に関する答申が行なわれた結果、辻堂演習場跡地の配分計画が最終的に決まった。その概要は次のとおりである。

- ▽神奈川県都市公園Ⅱ約二〇万平方メートルを県に無償貸し付け。
- ▽国道、砂防林地Ⅱ二級国道横須賀—大磯線の用地とこの国道をはさんで南北各七五メートル、五〇メートルの幅に砂防林を造成するため約二一万五千平方メートルを割り当て、建設大臣所管の行政財産に所管替える。
- ▽道路敷きⅡ県と藤沢市に各八二五〇平方メートルを無償譲与する。
- ▽茅ヶ崎市浜須賀小、中学校用地Ⅱ各三万三千平方メートルを有償で払い下げ。
- ▽藤沢市辻堂中用地Ⅱ約三万三千平方メートルを有償で払い下げ。
- ▽藤沢市汚水処理場Ⅱ約一〇万平方メートルを譲与。
- ▽相模工業学園（代表兼子秀夫氏）敷地Ⅱ約一〇万平方メートルを有償で払い下げ。
- ▽住宅公団用地Ⅱ約一六万五千平方メートルを国から住宅公団に現物出資する。
- ▽公務員住宅敷地Ⅱ約三万三千平方メートルを割り当てる。

### 三 東京螺子の火薬庫設置反対運動

前述のように、辻堂演習場解放の運動は戦後一四年間にわたってねばり強く続けられた藤沢市民の運動であったが、それとやらんで、期間としてわずか半年間の運動であったが、一部の藤沢市民の激しい反対をよ

び起こし市議会をまきこんでついに勝利した運動に東京螺子火薬庫設置反対運動がある。この事件は、昭和二年の前半に起こったもので、その背景に講和発効―再軍備体制の強化という日本の政治の姿勢が色濃く影を落としていたことを否定することはできない。

おまけに藤沢市政にとっては、この事件が議会副議長の不信任問題という副産物まで派生させるなど、一時は大変な騒ぎであった。そのてん末を要約すれば次のとおりである。

農委への申請と異なる火薬庫設置 藤沢市片瀬一四八東京螺子製作所（社長松島喜作氏）は、戦時中各種螺子のほか銃砲弾の薬莖を製造していたが、講和発効後の再軍備ムードに乗ってふたたび機関銃の薬莖と火薬の製造をすることになり、二八年一月七日に火薬庫建設の許可申請を県と通産省に提出、即日許可を受けた。そして工場拡張のため隣接地一二〇〇坪（地主約一〇人）の土地買収も終わり、一二月末から鉄筋コンクリート造り四棟、一二〇坪の新工場の建設にとりかかり、二九年一月中に完成の予定となっていた。

敷地買収にあたって一二月下旬に市農業委員会に提出された農地転用の申請書には、薬莖倉庫をつくるための工場拡張ということになっていたが、一方ですでに火薬製造の許可も得、新工場の設備などからみて、これが火薬製造を目的とした建物であることは明らかであった。

そこで地元民の間に、急に反対の機運が強くなり、設置反対期成同盟（代表渡辺功氏）が結成され、川名西、東の住民三百余名の署名を集めて反対運動がはじまった。

こうしたうごきに刺激されて、藤沢市農業委員会は、事実が会社側の当初の申請と相違することを理由に、一月一六日会社に対してとりあえず工事の中止を要求、二二日にはあらためて現地調査を行なうたう

え、再度工事中止方を勧告した。しかし会社側は、その中止勧告をけて、鹿島建設の手によってどんどん工事を進め、一月末には操業開始も可能というところまで既成事実をつくりあげてしまった。

一月二二日の市農業委員会は、実地調査のうえ、午後三時一〇分から市役所三階の会議室で開かれた。委員は関野定吉会長以下十余名、県農業委員小塚源太郎氏、会社側は杉本兵器部長、江野庶務課長、上原庶務係長の三名、傍聴者は地元民約百名。青木市議会議長以下議員数名、はじめに地元民代表渡辺功氏から要旨次のような発言があり、それに対する会社側の反論が行なわれた。

渡辺功氏——当初会社側は、約一〇人の農民から農地（一二〇〇坪）を買収するにあたり、薬莖倉庫のための工場拡張であるといったが、実際は火薬庫であり、火薬の製造が目的だ。そのうえ県から試射場の許可までとっている。会社は五千坪の空閑地があるにもかかわらず、なぜ現在の場所を選んだか。また近くには苗代地、住宅、工場、牧場もあり、少し離れては中学校や保健所などもある。多くの人の生命財産を危険にさらすわけにはいかず、火薬庫設置には絶対反対だ。

杉本兵器部長——空閑地を使わなかったのは道路に接しているためである。火薬とはいっても、セルロイドと同じようなもので爆発性のものではない。火気を厳禁していれば、百パーセントとはいえないが火災の心配はない。許可申請書には火薬の製造も含まれているが、火薬は造らない。

関根久男委員——二、三日前は工事を中止していたというが、実際は中止していないことを私は見ている。また、附近住民の承諾も得ず、公聴会も開かず、しかも薬莖倉庫だと称して火薬庫や火薬製造の申請をしているのは当委員会を愚弄するものである。また、一人の地主は、どうしても売らないといったら、鉄条網をひいて出入をできなくするとおどされたというが事実か。

上原庶務係長——私は実際に当たらなかったのでわからぬが、そんなことはないと思う。

(傍聴していた地元民のなから、会社は鉄条網をひいて畑へ入らせぬというし、替地をといえば石炭ガラの捨てある土地を与えるといわれた、と発言)

小塚県農業委員——農地法を犯した場合、委員会としては処罰の権はないが、警察権の発動を要求することはできない。

杉本部長——法律で認めている以上安全であり、危険はない。

関根善之助委員——設置に反対するのはよいが、あとで反対しなければよかったというようなことがないかどうか、もう一度考えてみてはどうか。

このような議論がくりかえされた結果、石井茂、加藤庄太郎委員の反対意見で、委員会は一二月の承認をくつがえして反対となり、県へ反対の通告をすることになった。

(市農委の審議の様子は昭29・1・25付『湘南新聞』から引用)

一方、地元民の反対運動は一月二五日の第一回町民大会(同地区内・松淵工場)にまで高まり、決議文をきめて会社側に申し入れたが、会社側はこれを黙殺した。

そこで二月一日には川名児童遊園地で第二回町民大会が開かれた。この町民大会には老人、婦人なども含めて約一五〇人が集まり、議長に砂川格三氏を、副議長に砂川鐘三、渡辺繁家両氏を選び、「火薬庫の建設は付近住民の人命、財産の保全をおびやかす、農耕地に重大な影響を与えるので絶対に反対する」との決議文を作成、反対期成同盟委員長渡辺功氏を先頭に約七〇人の男女が絶対反対の旗数本をふりかざして近くの工場へおしかけ、窪田工場長、江野総務課長、杉本兵器部長と面会、決議文を手交した。押しよせた人た



ちと工場長との間ではげしいやりとりがあったが、四時ちかく一同は市役所へ向ってデモ行進を行なった。

**火薬庫問題と市議会** 火薬庫設置に反対する住民の運動は、当然市議会にも波及した。一月二九日市議会に反対請願が提出されたのであるが、市議会はこの請願の取扱いをめぐって大ゆれにゆれた。

代表者渡辺功氏ほか二五七名の署名を添えて提出された請願の内容は次のとおりである。

#### 火薬工場並びに火薬倉庫新設反対の請願

今回藤沢市片瀬・株式会社東京螺子製作所に於て火薬製造の爲工場拡張火薬倉庫を川名四二七番地先に建設計画工  
事施行中であります。

該施設に近接し市立片瀬中学校・授産所・児童遊園地・保育園等市の公共施設・県立保健所並びに東京ガス株式会  
社のガスタンクあり、而も火薬倉庫に接近せる耕地には農業生産上不可欠なる水田苗代並に用水池（灌水田五町歩）  
等あり。

之が人命・財産及び農耕地に及ぼす影響は人道・公安上看過すべからざるものがあると考えられます。

以上の理由により住民は火薬製造工場拡張火薬倉庫の施設に対しては絶対反対を表明致します。

依つて私共は代表をもつて右決議を会社に伝え該施設の撤去方を申入れたるも会社は尚工事を続行中であります。

聞く処に依ると施設に対しては当市消防署長の意見書等に依り通商産業省並びに県当局より各々認可済の由なるも  
市農業委員会は農地使用申請に対して不可なる決定の下に県当局に申達中と聞いて居りますにもかかわらず右施設施  
行は如何なる根拠によるものか了解に苦しむところであります。

依つて私共は県農業委員会に反対陳情中なるも脅威と不安にかられ日常業務も手につかざる状況であります。

市議会に於ては関係市民の窮情を充分御推察下され特別の御詮議を賜り工事中止並びに設備の撤去方を関係当局に

要請願度住民一同記名捺印の上請願致します。

昭和二十九年一月二八日

請願者代表 渡辺 功 ㊦

外二五七名

紹介議員 永井健三 ㊦

石井 清 ㊦

この日の市議会は二七年度の一般会計・特別会計の決算を認定することが予定されていたが、前年暮の議会で金子四郎議員（市政同志会）が野口順一議員（革新議員団）をなぐりつけたことから、野口氏は金子氏を藤沢市警に告訴していた。その告訴をなんとか取り下げさせようとする同志会と、革新議員団との間で話し合いが進められたが、夕方になっても話がつかず、本会議が開会されたのは六時近くであった。そうした波乱含みの市議会に火薬庫設置反対の請願が提出されたのである。

はじめに紹介者として永井健三議員が事実の経過を詳しく報告した。この報告に関連して出された質疑のおもなものは、①平和な藤沢市に文字通り爆弾を持ち込んだことにつき、市長はどのように対処するつもりか、②多年藤沢市に貢献してきた東京螺子がいま倒産寸前の状態にあり、溺れる者が藁をもつかむという格好で爆弾をつかんだのだが、これを援助することが市の仕事ではないか、③消防長が東京螺子の工場建設申請に対して「危険ではない」という回答をしているのはどんな根拠によるものか、がおもなものであった。

①についての金子市長の見解は、火薬庫として不安があるかないかは相当の調査研究を必要とし、県や通

産省の意向もよく尋ねてみなければならぬ、それでない限り、市の住宅政策に直ちに悪影響を及ぼすとは断言できない、ということであり、②については、東京螺子を救済するための起死回生の薬はない、ということであった。

③の火薬庫の危険性についての消防長の回答は、この問題のかなめに關するものであるだけに、多くの議員の集中的質疑を受けたが、議会における消防長の答弁はきわめて事務的なもので、議会側を納得させ得るものではなかった。

消防長の最後の答弁から幕切れに至るまでの本会議の様相を再現すれば、次のとおりである。

富田伸利消防長 火薬の危ないものだということは常識で知っておりますが、どのくらい離れていけばいいかという点、一トンなら三キロか五キロか、結局距離の問題であります。五キロ離せば安全なものはどこまで禁じたらよろしいか、これをきめるのは火薬類につきましては火薬類取締法に明示されてあります。先ずこの場合二トンならば市街地であつて二百メートルから三百メートル、これは保安距離によつてきまつております。それだけの距離を離していれば安全である。これは距離の問題である。そうしますとこれは、図面からいきまして二トンの火薬ですと二百メートルである。あれは二百メートル以上離れております。三百メートルのところは隣地境界線、少なくとも隣地境界は三百メートル。それでいきますと先ずこれは安全である。

(「市の發展はどうするんだ、市の發展は」と呼ぶ者あり。その他発言する者多し)

青木保二郎議長 静肅に願います。

富田消防長 それによりまして私は意見書をつけません。ただ同意の意思表示をしたわけでありませぬ。

(「二十三番」「議長、十七番」「二番」と呼ぶ者あり。その他発言の許可を求める者多し)

青木議長 二十三番。

相沢五郎議員（二十三番） この螺子の火薬庫の問題は十分に、紹介議員の永井さんの今までの関係の御説明で、われわれ議員は、ことが大事なこともあるし、また大きな問題であると直感しますので、先程市長さんからちょっとお話が出ましたとおり、特別委員会を作る（「まだ質問だ」と呼ぶ者あり）ようにして頂いて（「それは意見だ」「質問のときだよ」と呼ぶ者あり。その他発言する者多し）……。

青木議長 静粛に願います。（「議長十七番」と呼ぶ者あり）お諮りします。先程市長の発言もご言います通り、特別委員会か治安委員会に付託して熱心に検討するという御意見もご言いますので、お諮りいたしますが、本案は特別委員会でも作ってこれに付託したら如何でしょうか。

（六番発言の許可を求む。その他発言の許可を求める者多し）

青木議長 お諮りいたします。（「六番」「議長」「まずいよそれでは」と呼ぶ者あり、議場騒然）特別委員会を設置することに御意見はございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

青木議長 御意見がないようですからさよう決定いたします。

（「横暴」と呼ぶ者あり。「議事の順序を間違えているじゃないか」「特別委員会を作ったって、十分意見を出してなけりゃ人間を選べないよ」と呼ぶ者あり）

青木議長 お諮りいたしますが、特別委員会の名称は如何いたしましたでしょうか。

（「それだから十分意見を言わなけりゃならないんだ。全面的にやらなくちゃいけないのか、いろいろ性格があるし……」と呼ぶ者あり）

青木議長 特別委員会の名称並に人員は如何いたしましたでしょうか。

（「悠長なことはしてられないよ。どンドン作っているんだから」「研究を要するんだよ」と呼ぶ者あり。その他発言する者多し）

青木議長 特別委員会の名称及び人員は如何いたしましたでしょうか。

（「議長一任」「議長でたらめた」と呼ぶ者あり）

青木議長 なお本案は相当内容の審査を要することと思われまますので、議会閉会中といえども審査できるようにいたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」「議長」と呼ぶ者あり）

青木議長 審査できるように決定いたします。暫時休憩いたします。

田中副議長を不信任 こうしていったん休憩に入った本会議が再開されたのは、約三時間後の午後九時二〇分であった。再開後、休憩中の打合わせで決められた特別委員会の名称と委員の氏名が発表された。名称は「火薬工場及び火薬庫設置に対する対策委員会」、構成は委員長・相沢五郎議員ほか七名である。

その後、小出春之議員（同志会）から田中喜八郎副議長に対する不信任の緊急動議が提出され、議場騒然となつてふたたび休憩、再開されたのは午後一時五〇分であった。

青木議長 先程の三番議員の発言を許します。

小出春之議員（三番） 本日請願として上程されました川名地区火薬庫設置の問題は、地元住民の反対は勿論、大藤沢市建設の将来に対し一大障害となるべき重大なる問題でありまして、誠に憂慮に耐えぬ問題であります。かかる重大なる問題のあるときに際し、仄聞するところによれば、田中副議長は東京螺子の幹部と、ある料亭において会見いたしたる事実があるという風評を聞くのであります。われわれはこの風評によってのみ信任を問うものではないの

であります。現在われわれが終始円満解決をすべく努力中の告訴問題に対しては、副議長として議長を補佐し、「関係なし」と呼ぶ者あり）公平無私の立場において市議会のため円満なる解決に努力すべきにかかわらず、相手方の一方的に有利なる強硬意見を警察側に申し入れたるが如きは（「関係なし」と呼ぶ者あり）、副議長として採るべき態度でないと思ひます。なおまた元使記念会館当時の副議長としての言動等、その他幾多の問題に対し、われわれ議員は副議長として信任することはできません。

よつてここに田中副議長の不信任案を同志会一同をもつて動議として提出する次第であります。

（「動議賛成」「賛成」と呼ぶ者あり）

青木議長 只今三番小出君の動議、即ち田中副議長を信任せずという動議に対しまして、二十三番相沢五郎君、三十一番山口倉吉君の賛成によつて成立いたしました。よつて小出君の動議を議題に供します。この際地方自治法第一一七条によりまして田中副議長の退場を願いたいと思ひます。

（「ノーノー」「一身上の弁明をしなさい、人事の問題だから」「退場々々」「議長の命令だ」と呼ぶ者あり。その他発言する者多し）

田中喜八郎議員 一身上の問題であり、理由に疑義があるから発言します。

青木議長 遺憾ながら動議が成立して議題に供しておりますから、あなたの一身上の……但し議会が同意すれば発言を許します。

七番田中君の発言を許したいと思ひますが御異議ありませんか。

（「異議なし」「異議あり」と呼ぶ者あり）（「異議なし」「採決して下さい」「異議なし」「異議あり」「異議なし」「採決して」「異議あり」と呼ぶ者あり。議場騒然）

青木議長 田中議員の発言に対して発言を許すことに異議ありませんか。

〔異議なし〕「異議あり」と呼ぶ者あり

青木議長 田中議員の発言を許さないという方は起立願います。

〔賛成者起立〕

青木議長 起立多数であります。遺憾ながら田中議員退場願います。

〔議長何やっている〕と呼ぶ者あり

〔これが民主主義だ〕「アメリカの戦犯裁判だって弁明させているよ」と呼ぶ者あり

〔田中喜八郎議員退場〕

青木議長 田中副議長の不信任の動議は成立いたしております。故に小出君の動議を議題に供します。小出君の動

議、即ち田中副議長信任せずという不信任案に賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

青木議長 起立多数によって副議長不信任案は議決されました。決定いたしました。

〔全く非民主的だよ〕と呼ぶ者あり

〔散会々々〕「暴力議会だよ」と呼ぶ者あり

青木議長 お諮りいたしますが、本日はこの程度をもって散会いたしたいと思います。御異議はありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

青木議長 本日はこれをもって散会いたします。

〔午前零時六分散会〕

〔昭和二九年一月二九日本会議〕

この不信任案の提案説明のなかにある告訴問題とは、いうまでもなく野口議員が金子議員を告訴した問題

のことであり、また、元使会館問題とは、二八年九月ごろ元使記念会館を済生会病院に譲渡する話が始まった折、田中議員がはじめ賛成しながらあとで反対したことを指している。

もちろん副議長に対する不信任議決は、法律上の強制力をもつものではなく、本人が辞職しない限りこれをやめさせることはできない。田中副議長は果たせるかな、辞表を提出する意思のないことを明らかにして、新聞紙上に次のような談話を発表した。

「たしかに東京螺子の幹部と会食したが、反対陳情書が出るようだが即決するかと問われたので、問題が重大なので十分に調査研究してからのことだと答えただけだ。また、野口、金子両氏のことについては、自分としてできる限りのことをして円満解決をはかったが、どうしても両方でききいれないので、このうへは徹底的に調べてもらいたいという気持でいる。付近住民の賛成があるなら、済生会病院ができることに自分としても賛成だが、住民がござって反対する以上、自分としても賛成するわけにはゆかぬ。もちろんこんなことで不信任の裁決をしても、自分は絶対に辞表は出さない」(『神奈川新聞』昭29・1・31)

市議会、反対請願を採択 一月二十九日の本会議で設置された特別委員会は、議会閉会中も引きつづき火薬庫問題の審査を行なった。そのあらましを日を追って記すと――、

二月五日 委員会を開き請願者代表渡辺功氏の出席を求めて反対理由の説明を聴取。

二月一八日 東京螺子窪田工場長、杉原火薬取扱責任者、上原用地係、広瀬経包製作主任の出席を求めて事情を聴取。会社側は、農業委員会と消防署に提出した申請のくいちがい、事務手続を委託した仲介者のミスによるもので会社の責任ではない旨を説明。



二月二日 前回の会社側の説明につき事実調査のため高瀬春男氏（用地買収を仲介した高瀬工務店主）の出席を求めたところ、同氏は、本件について会社からは火薬関係等の製造ということについては何ら知らされず、農地使用申請関係の手続を進めたのであり、むしろ手続上の不備は会社側にあると証言。

同日 県の五十子工務課長、横原主任、佐野農地係長、宮園建築課指導係長の出席を求め、主として火薬庫設置許可と農地使用未許可とのくいちがいについて説明を聴取。県としては農地法、建築基準法、火薬類取締法がそれぞれ単独法であり、法としての横の連係がないためこのような結果となったと説明。

二月二六日 議長、委員長が市長と同道、県農地部長を訪ね、県および市農業委員会の農地改廃許可がないにもかかわらず、東京螺子が工事に着手したことにつき事情を聴取。農地部長は、慎重調査の上もし不法事実があれば部長名をもって農地を原状に復せしめるよう通告すると回答。

三月一日 県農地調整課長等係四名が東京螺子の現地調査を行ない、議長、委員長、農地係員が立会った結果、至急実地測量を実施し事実を確認することを約束。

こうした審査の経過が三月一二日の本会議に報告された結果、本会議は同日、さきに渡辺功氏を代表者として提出されていた請願書を採択すると同時に、市議会としても火薬庫設置反対、施設の撤去を要求する決議を行なった。そして、この決議の実現をはかるため、三月二日には青木議長、相沢特別委員長、永井健三、石井清両議員などが上京して、通産大臣に火薬庫設置反対の陳情を行なった。

一方、反対同盟も、その後ますます活発な反対運動を展開し、連日県や市に陳情したり全市民に訴えるビラをまくなどするとともに、三月一九日には東京螺子社長松島喜作氏を農地法第五条違反で横浜地検に告発

した。

火薬庫設置ついに流産 こうして東京螺子はいよいよ苦境に立つこととなったが、さらに同社にとって不利な新事態が生まれた。それは三月一七日火薬庫からわずか三〇メートル離れたところに住宅一戸がつくられてしまったことである。

県が東京螺子に対して火薬庫の設置を許可したのは、火薬類取締法第一二条にもとづく一定の条件を具備しているためで、その条件の一つには、容積二トンの火薬庫の設置は周囲の住宅から四五メートル以上離れていなければならないことになっている。ところが同法には、火薬庫の周囲四五メートル以内に住宅を建てることを禁じた制限規定はないので、建築基準法に違反しない限り、住宅を建てることは自由で、しかも家が建ってしまうと火薬庫は火薬庫として使用できないことになる。この法の盲点について、火薬庫から三〇メートルの距離に建築主砂川鐘三氏（藤沢市川名）が住宅を建設、一七日市と県（高座地方事務所）に届け出をした。このままでは東京螺子は、火薬類取締法上もこれを火薬庫として使用することはできないこととなったわけである。

そのうえさらに、四月七日には農林省から県へ農地転用を認めずとの通達が発せられ、さきに藤沢市農業委員会が決定したとおり、地元民と会社との農地売買契約は無効ということになって、火薬庫建設の不可能なことは決定的となってしまった。

かくて東京螺子が起死回生の社運挽回策として打ち出した火薬庫設置と火薬製造の計画は、あえなく流産の憂き目をみることとなり、社長松島喜作氏の退陣となって幕を閉じた。

それにしても、この事件の過程で県内部の不統一が暴露されたことは、地元民の県に対する不信をかきたてたといつてよい。

#### 四 元使記念会館譲渡問題のその後

元使記念会館譲渡問題は、前章第六節で述べたように複雑な紆余曲折をたどってきたが、昭和三〇年一月になって、二つの映画会社から映画館として使用したいから払い下げてもらいたいとの申請が出された。これに対しては、地元からも賛成の意見が寄せられ、映画館として再生させてほしいという陳情書も出されたことでもあるので、市当局はこの申請を受け入れることに踏み切り、三〇年二月一二日の本会議に関係議案を提出した。

#### 議案第六号

不動産処分に伴う指名競争入札と契約の締結について

左記表示の建物の売却は大衆映画劇場用として田辺興業社及び野内映画有限会社の二社を指名し競争入札に付しその落札者と契約を締結するものとする。

#### 記

藤沢市片瀬電口下二八一五番所在

元元使記念会館 木造亜鉛メッキ鋼板葺三階建 此の延坪二一一坪三〇

この議案は即日可決され、いよいよ元使記念会館も映画館として生まれかわるかにみえた。

ところがその後、二社とも、いずれも言を左右にして指名競争入札に応ぜず、結局映画館化の計画は流れてしまった。

たまたま同年一二月になって、この土地の所有者である常立寺住職永倉唯嘉氏から、あの建物はもともと常立寺が造ったものであり、常立寺としてはこの建物を幼稚園、服飾学院あるいは書道、洋裁、生花など地元青少年の文化向上に役立つような事業に使いたいのでぜひ寺に払い下げてもらいたいとの陳情があった。そこで、二転してこんどは、元使記念会館の建物を宗教法人常立寺代表役員永倉唯嘉氏に売却することとなり、そのための議案が三一年三月二三日の本会議に提出された。

議案はただちに市有財産活用委員会に付託され、本会議を休憩して同委員会の審査を進めた結果、同日中に結論を得て原案どおり、本会議において可決された。

しかし、これで元使記念会館問題は終わりとなったわけではなかった。

その後二年もたった三三年三月一八日の定例市議会で、大和田武議員が金子市長に質問したところによると、常立寺に払い下げられたはずの元使記念会館の管理状況は、きわめて悪く、払下げの趣旨に沿うものはなっていないことが明らかとなった。

大和田議員の質問——「片瀬記念館の売買契約を解除して藤沢市有に引きもどし、これを有効に活用する必要があるのではないか。われわれ革新議員団で市内くまなく視察して驚いたことには、あの数百坪が藤沢市の財産台帳に時価数十万円と表示されている。これも永倉氏にわずか七〇万円で売却し、昭和三十一年一二月に所有権移転の登記をする、残金はもちろんそのときに支払うという約束であるが、いまだに支払われないそうだ。そればかりか、あの契約

事項にも書いてあるように、その建物は幼稚園、予備校、服装学園等々に利用するのだということであったが、今は全くそれを利用しておらず、空家でくもの巢の張るのにかまかされている。これは明らかに売買契約違反であり、民法上からいっても違法だ。有効に使えば市営の幼稚園、託児所あるいは公園などに使えるが、そういうものに活用する意思があるか」

金子市長の答弁——「全くお説のとおりで申しわけないと思つてゐる。内容証明をつけて催促はしているのだが、金を半分しかよこさない。ただ問題は、今まで記念館をいろいろのものに利用する毎に、地元から大きな反対があるとか、いろいろのことがあつて、とどのつまりああいふことになつてきた。こんどあれを取り上げた場合を仮定し、何をつくるかということを考へてみると、やはり地元の見解をかざるを得ない。これを取り上げてまた別の観点から処理するということになる、よほど慎重な態度をもつてやらなければむずかしいのではないか。小金、山口、田中各議員の話を書いても、さんざん手こずつたようだ。

法廷に訴へて契約解除をすることは容易だが、この問題についてはそういうふうなわけで、われわれは直ちにやれない。しかし、お説のような意見がほうほうとして起れば、もちろんわれわれは強行してもいいと思ふ。永倉氏は個人なら金を払うといつてゐるが、これはおかしい。常立寺という寺が買ったのだ。しかも永倉氏は、金がないのだという。金がないのになぜこれを買ひとつたか。これはだましたということになるのではないか。永倉氏個人なら残金を支払うといつてゐるが、これは問題だと思ふ。相手がそうなつてくれれば契約を解除しなければできない。これが問題になつてくれれば、われわれはやはり議会にはからなければできないのであるから、この問題を研究してみたいと思つてゐる」

こうしたいきさつを経て、元使記念会館問題が最終的な決着をみたのは、その年九月、払い下げの名義を常立寺から永倉氏個人に切り替へるという形をとつてであつた。すなわち三三年九月三〇日の本会議に「議

決事項の一部変更について」の議案が提出され可決されたのである。

この議案の内容は、昭和三十一年三月二三日議決された議案第四三号のうち、

「左記表示の建物は幼稚園、予備校、服飾学院等の用に供するため宗教法人常立寺代表役員永倉唯嘉に売却するものとする」

とあったのを、

「次の建物は幼稚園、予備校及び服飾学院等の用に供するため常立寺住職永倉唯嘉に売却する」に変更するものであった。

個人に払い下げることによって、その使用目的が幼稚園、予備校、服飾学院等となっていることが果たして保障されるのかという懸念も一部にはあったが、檀家総代、永倉氏らの強い要請の前に、結局、実情においてはやむをえないものがあるとの判断から、永倉氏個人に売却することになったものである。市当局の提案説明（重田助役）もその点をとくに強調し「この変更議案につきましては多少の御異論等もあるかも存じませんが、私ども折衝に当たりました結果、現状といたしましてはこの方法以外に解決の方法がありませんので、是非とも事情を御了承承りたきたい」といっている。

## 五 秩父宮記念体育館建設問題

現在藤沢市にある秩父宮記念体育館は、昭和三〇年の国体を契機につくられたものであったが、この体育館ができるまでには、敷地の購入、建築業者の選定などをめぐってかなりの紆余曲折があり、市議会も深く

これに関係した。

(この問題については、とくに「住民運動」というほどのうごきがあったわけではないが、三〇年の町村合併以前に起こった主要な出来事の一つとして、便宜上、ここに紹介することにした)

敷地の選定をめぐって 三〇年の神奈川県国体のため、藤沢市に体育館を建てようという話が起きたのは二八年で、その年九月一九日の市議会で関係議案が可決され、一〇月三日には「秩父宮記念体育館調査委員会」(委員長宮崎忠太郎議員)が設置され、主として敷地の選定について審議を行なった。

当初市が候補地として白羽の矢を立てたのは、市庁舎向い側の県信連の土地八〇三坪であったが、そのうち一〇〇余坪は入口の道路になっており、そこに七〇〇坪の建物を建てることは到底不可能であることが、実地調査の結果明らかとなって、この案はまずつぶれた。

次に候補地となった藤沢市藤沢九六番地秋山正男ほか三名の所有地一五〇一坪(医師会館の並び、検察庁前の埋立地)については、関係者による熱心な買取交渉にもかかわらず、価格の点で市の意図するところとの開きが大きすぎて、ふたたび暗礁にのりあげた形になった。

そこへたまたま東京螺子から工場の一部を提供してもよいという話が持ちこまれたので、市長と関係議員が東京螺子と交渉した結果、同敷地内入口の道路を現状のままとすることを条件として土地二三〇九坪、七五〇万円、建物(講堂、更衣室、守衛室、調理室、倉庫)一五〇万円、計九〇〇万円で譲渡することに話がついた。

この東京螺子の敷地を取得することについては、一部の議員から、もう少し努力して駅や官公庁により近

いところを入手すべきではないかとの意見があったが、値段の点からいって他に候補地を求めることが至難であるところから、二九年五月二〇日の本会議は満場一致当局の提案を認め、体育館の敷地選定はここに最終的に決定することとなった。

ただし、この敷地の購入代金は、当時の市の窮屈な一般財源で賄うことはきわめて困難な事情にあったので、手持ちの市有財産（土地）を売却してそれを体育館敷地の購入代金に充当する予定になっていたが、その市有財産売却が円滑にゆかず紛糾することとなった。その間の事情については後述する。

**建築業者の選定** 敷地が決まると次は工事を請け負わせるべき建築業者の選定である。

六千万円にのぼる建築工事といえば、当時はかなり大規模なものであり、地元のみならず中央の業者にとっても魅力のある仕事であった。そこで、まず議会に提出されたのが地元業者一八社からのぜひ指名に加えてもらいたいという請願であった。この請願は二九年一月一四日の本会議（臨時会）に提出された（紹介議員村越謙吉、野口順一ら）。その趣旨とするところは、同じ市民であって、しかも本市の記念事業ともなるべき公共建造物の建設事業に、できる能力をもちながら参加できないということは誠に残念だ、これには市民の立場からぜひとも協力させてもらいたい、というもの。

しかし、この請願はその日採決に至らず、建設常任委員会（委員長永井健三議員）に付託して慎重に検討することになった。そして常任委員会における決定は二月二〇日の定例会に報告されたが、その内容は次のようなものであった。

「本請願は採択すべきでないものと決定する。但し、当委員会は左記事項について市長に強く要望する。



要望―工事施工者は、できる限り市内の人員資材等を使用すること」

建設常任委員会が地元請負業者からの、指名競争入札に参加させてほしいとの請願をしりぞけた理由は、この工事が六千万円以上の巨額な資金を必要とすること、工期が非常に制約されていること、経済情勢が深刻なデフレ下にあり金融面に強い拘束があることなどから、この工事を請け負うには相当の資本を有し、かつこの種の工事に豊富な経験をもつ業者であることが必要だが、地元業者のなかにはそれらの条件を満たす強力なものがない、ということであった。

翌一二月二一日の本会議は「市宮秩父宮記念体育館」鉄筋コンクリート造三階建一棟、面積延べ一三〇一坪を建設することを正式に決定したあと、左記の一七社を指名競争入札に参加させ、その落札者と契約を締結することを議決した。

清水建設（清水康雄・東京）大成建設（藤田武雄・東京）鹿島建設（鹿島守之助・東京）戸田組（戸田利兵衛・東京）大林組（大林芳郎・大阪）藤田組（藤田定市・東京）浅沼組（浅沼猪之吉・大阪）間組（神部満之助・東京）馬淵建設（大藤春彦・横須賀）熊谷組（熊谷太三郎・福井）松井建設（松井角平・東京）大木建設（大木貞助）木田建業（木田保太郎・東京）花崎建設（花崎保人・横須賀）三木組（三木末吉・横浜）小泉組（小泉岩吉・横須賀）三幸建設（田中清玄・東京）

申請のあった八〇社のうちから弱小の業者をふるい落として、この一七社にしぼったわけだが、指名にあつたって市当局が立てた選考方針は、重田巖助役の議会における説明によると、要旨次のようなものであつた。

「本工事の請負は極めて重大でございまして、この入札者の選定は私どもがこの工事を執行していく上において安全感—すべての点において安全を得たい、工事の途中で資金の行詰りとか、あるいは工事が予定のように堅牢にできなかったというようなことを憂慮いたしました。この点特に工事の確実性というところに基本をおいたのであります。その資格要件といたしましては、先ず資本金が一千万円以上ということ、それから一つは工事の経験であります。三千万円から一億円程度の工事をしたことがあるかどうか。それからいま一つは、体育館、公民館というような類似の建設物を建てた経験があるかないか。それと同時に、業者の指導監督の立場にある建設省の評価も徴しました。それによると、この程度の工事をやるには一二〇〇点上の成績のある業者ならば、まず安全だろうとこのことであります。これらの要件を勘案して選定いたしましたのが、この一七社でございまして」

この入札と契約締結の議決に於いて三〇年一月六日に入札が行なわれた。この日の入札では清水建設と間組があらかじめ辞退、浅沼組が欠席したため、実際に参加したのは一四社であった。入札は一回、二回、三回と行なわれたが、いずれも市の予定価格五三〇〇万円より高く落札者がなかった。ところがその後熊谷組と三木組が随意契約を申し出たので、熊谷組にあたり五七〇〇万円を請け負いたいというし、三木組は五三〇〇万円を引き受けたいという。三木組の五三〇〇万円が市の予定価格と符合することになったので、市長の専決処分によって一月一〇日に三木組と随意契約を締結することとなった。

しかし、こうした契約の締結方法については、三〇年二月一二日の本会議できびしい追及が行なわれた。そのあらましを紹介しておこう。

深沢謙治議員 三木組の入札価格はいくらか。

山本務本総務部長 第一回六三九八万円、第二回六二七三万円、第三回六一九五万円である。

深沢議員 第一回の六四〇〇万円から急転直下、随契で五三〇〇万円に下がったということは、靴のかかをとをかねで削って五三〇〇万円の型にはめようとした感じがある。かなり無理をしているのではないか。

重田助役 それは入札者が作戦を用いたのかもしれないが、われわれとしては五三〇〇万円で立派な工事ができると思っている。

大和田武議員 三百万円以上の場合には議会の三分の二以上の多数による議決が必要ということになっているが、それを専決処分できるのだという根拠はなにか。

和松太郎財政課長 「議会の議決に付すべき財産營造物又は議会の議決に付すべき契約に関する条例」第七条に基づいて随意契約の方法をとった。

大和田議員 三回の入札で落札者がなかったということは、当日来た一四名はいろいろの角度からみて不適任だといふので、市長は入札の解散を宣言したのだと思う。本来ならば、全部御破算にして新たな、面目を一新した業者だけをすぐり抜いて、改めてわれわれに承認を求め、再出発して入札するのが筋の通ったやり方だと思うが、一四名のなかの一人、三木組と随意契約をするということは、道義的にいってもどうもしっくりしない。この業者はどう考えても談合をしているのではないか。

重田助役 あるいは内部において申合せ等があったかもしれないが、不正談合が行なわれたものとは断じていない。

田口治三郎議員 市役所庁舎ができるときも期日が遅れたという事実があったが、こういうふうにあく見積られた場合に、期日が遅れたときはどうするということはできているのか。

重田助役 期日内に励行するよう十分監督したい。

石垣荒一議員 条例には入札保証金一割を納付させることになっているが、その保証金はとったか。

重田助役 三木組は価格の点で非常な努力もいるだろうし、また三木組からも、予定価格は引き受けるが保証金はぜひ免除してもらいたいという申出があったので、結局保証金は免除した。

体育館敷地代金の調達 前述のように、体育館建設の敷地として東京螺子の工場の一部を購入するにあたり、その代金として、市当局は財産売払代金を充当することとしていた。当時はどの財産を売却するかが確定していたわけではなかったが、その後の検討の結果、かつて昭和二五年一月二二日の議会で取得の議決をして入手してあった市立病院建設予定地（藤沢市鶴沼中藤ヶ谷七一一五番の一二、外一六筆）三六四七坪九合八勺を手放すことが最も妥当だということになり、そのための議案「不動産処分に伴う契約の締結について」が三〇年二月二二日の議会で提出された。

この土地は二五年当時、市立病院を建設するという名目で宮川岸雄氏（東京都文京区）から一二〇万円で購入したものである。これを体育館敷地購入代金（九〇〇万円）調達のために一般競争入札によって売却しようというのであった。

しかし、せっかく市立病院予定地として確保してあった土地を手放してしまえば、後日病院建設に支障をきたすのではないか、というのは当然起こる疑問であり、議会でもこの点が一つの問題となった。

それに対する市当局の考えは、①この土地の環境からいって病院建設には適しない、②国民健康保険の運営において市医師会、歯科医師会の協力を得ているが、いま市立病院をつくる旨を明らかにすることは、医

師会、齒科医師会をいたずらに刺激することとなり、得策ではない、③横浜市にある国立病院が、その需要状態からいって、むしろ市立病院といつてもよいほど藤沢市民によく利用されているので、当面市立病院をつくる必要はない——ということ、市立病院の建設ということにはきわめて消極的であった。

また、問題の土地を一般競争入札によって売却してしまえば、買主がそこに、たとえば危険物を扱う工場のような、市の発展にとって好ましくない建物を建てることをチェックすることができないではないか、ということも議会側の懸念の一つであった。しかし、それに対しては市当局も、一般競争入札であるから条件をつけるわけにはいかないことを認めつつも、なるべくこれを高級住宅地として使用してもらおうよう、落札者に働きかけるという以外に、きめ手はなかった。

この議案は内政常任委員会（委員長・深沢謙治議員）に付託となり、四月二日まで同委員会の審査が行なわれた結果、同日の臨時会本会議で原案どおり可決されたのであるが、内政常任委員会および本会議で議論されたおもな問題は、次の二点、①隣接地主との間に境界について意思疎通が行なわれていないではないかということ、②売却予定地に建っている住宅二戸の住民の処置をどうするかということであった。

第一点についての当局の考え方は、現在はまだ隣接地主との間に紛争というほどのものにはなっていないが、境界線が不明確なので、将来紛争のタネになるおそれはある、そこでその点も考慮して、一応紛争になりそうな土地は分筆しておき、それに関係のない地積約三千坪をまず処分する予定だ、とのことであった。

しかし、そのことは、将来の紛争の有無によって売却地の地積をふやしたり減らしたりすることを意味するのだから、これは原案とはちがう。原案を修正しないままそういうことをするのは議決権の無視ではない

かという反論が出たが、結局原案が認められた。

第二点については、当該土地の上に建っている家屋は、市がこの土地を買収するときから建っており人が住んでいたもので、売買契約と同時に立ち退いてもらうことになってはいたが、そのまま立退き、取りこわしが遷延していたものである。したがって保存登記もしていない建物であり、早急に居住者に対して立退きを要求しこれを取り払うというのが、当局の方針であった。

この点についても、最終的には当局の方針が認められた。

金子・野口両議員の応酬 こうして体育館敷地購入代金を調達するために市立病院予定地を売却する議案そのものは、原案どおり可決されたのであるが、この議案審議の過程で、金子四郎、野口順一両議員の間に激しい応酬があったことを紹介しておきたい。ちなみに両議員は、藤沢市議会における長年の論敵としてしばしば派手な論戦を展開し、時には実力沙汰に及ぶこともあったという間柄で、藤沢市議会の名物視されていたが、三〇年四月の統一地方選挙（県議選）に野口議員が立候補することとなって市議会を去ったので、四月二日の論戦は文字どおり最後のたたかいとなったわけである。その最後の応酬のあらまは次のように行なわれた。

金子四郎議員（深沢内政委員長に対する野口議員の質疑に関連して）誠に不思議な人物が二人ある。一人は野口委員で、野口委員は内政委員であって、しかも委員会に欠席しており、そしてその欠席を心恥しく思わずに意気揚々と質問しておる。

いま一人は田口委員である。この間委員会を開いてみると、田口委員がこの原案には不賛成だといわれたので、私

がどういふところが反対なんだと質問した。ところが田口委員は何も答えなかった。そこで意見がないのだから多数で賛成だということになった。田口委員は先程から私が誠に不思議に思っている一人だ。

**野口順一議員** 内政常任委員会において現地視察をしたとき境界線がはっきりしていない。これでは隣接地主との紛争は当然予期できる。現在明らかに二百坪の誤差がある。したがって先程分筆をしていうけれども、もしそういうことが許されるならば、提案の本旨は一括三千五百有余坪を公売することなのだから、これは議決の精神を無視したことになるのではないか。私は議員の一人として心配しているから先程質問したのである。私はあるいは本日議席を去るかもしれない。しかし同僚議員、先輩議員も残っているので、早急にそういう点を十分地主とも明確にし、また、居住者に対しても、市の一方的な考え方でなく最善の方法を講じて、大体この線がよろしいということまでこれを提案しても遅くないのではないか。そういう意味合いにおいて、もう一回これは当該委員会にさし戻して、なるべく早い機会にそれらの大体の協定をつけてから提案してもらいたいと思う。

**金子議員** 只今野口氏の御意見を伺ったが、最後の議席だということだが、惜しむらくは何を言っているのか何もわからない。事実を全然知っていない意見だ。紛争が起ると困るから先の見通しをつけて解決しろといっているが、先の見通しをつけるもつけないもない明瞭な問題だ。それをただ抽象的に不明朗だというように解釈している。これは是非かは何もいふ必要はない。そういう意味において、私は分筆して一刻も早く処分した方がいいと思う。

(そのあと数人の意見があつて、採決となり、この問題は前述のように原案通り可決された。それにひきつづき)

**二見林太郎議長** 次に六番議員(野口議員)に発言を許すが、お互いに個人攻撃にわたらないように。

**野口議員** 先程の金子議員の発言のうち一点だけ、どうしても承服できないので、その個所の取消しを求めたい。それは「あの問題については、野口議員は一体何をいっておるかわからない」また「事情も何も知っておらない」という点だ。事情も何も知らずに、もし私が軽卒な態度、不真面目な態度でこの問題と取り組んだならば、私は議員

としての資格を持っておられないことになるわけである。このことを金子議員はいかなる根拠に基づいていつておるのか。最終回の議会において私はもうこれ以上はがまんできかない。こういう議員の人格を傷つけるような発言を無視すること、速記録に残すことは私個人の名誉を毀損されるだけでなく、同僚議員をも侮辱することになると思うので、後刻速記録を調べて、その点の取消しをしてもらいたい。

二見議長 いまの六番議員の意見は、速記録を調べた後において三十六番議員（金子議員）の発言を許すことにし、暫く休憩する。

（約一時間休憩ののち）

二見議長 三十六番に発言を許す。

金子議員 野口議員は議事以外の余分なことをいっている。その余分なことに対して一矢を報いる意味でいったのである。野口議員の質問全体を通観してみると、あのことが何が何だかわからないということにあてはまってくるのである。土地、家屋の知識もあり、買取当時の経緯を十分知り、そして現在のあの土地の問題を知っておれば、あのような質問が出るはずがない。幼稚なことなんだ。ばかばかしいことだ。だから私がわからないといったので、それと同時に、余り長たらしくて何だかさっぱりわからない。一体あれを売っちゃいかんというのか、あるいは十分検討して慎重にやってくれというのか、多分そういう意味ではないかと私は思うが、例や何かが多く、また俗に言えば駄弁の中に入る。私はそういう意味でいったのだ。

（これで一応応酬は終わったわけだが、そのあと直ちに、次の日程「議員辞職許可について」が上程された。これは翌四月三日公示となる県議選に野口、藤田、二見の三議員が立候補するための辞職を許可するもの。まず野口、藤田両議員の辞職のあいさつがあったあと、とくに金子議員が発言を求めた）

二見議長 発言の内容は……。



金子議員 辞任するお二人に対して祝辞を述べたいという事でございます。

二見議長 三十六番。

金子議員 只今野口議員と藤田議員の辞任されるお言葉を承って、私も実は感慨無量でございます。先程来の論議でも、あたかも犬猿の間柄であるかのような印象を与えたかもしれませんが、「碁仇や憎さも憎しまた可愛」ということもあります。私は野口議員、藤田議員と、あるいは過去四年間において相当反目と申しますと語弊があります。が、あるいは相反したこともあります。お二人が市勢伸展のために努力されたことに對しましては、十分私としても思っておりますし、また意見の相違において喧嘩したことも十分知っております。しかし私としては、今日までお二人の議員がよく市政のために御尽瘁下さったことに對して厚くお礼申し上げ、また惜念の情に耐えない次第でございます。まして、どうぞお二人とも御自愛專一に、御当選の栄を得られることを祈りまして、お二方に対する私のはなむけの言葉といたします。

## 六 東急弾丸道路に反対する運動

昭和二九年に東急が打ち上げた東京―藤沢間「弾丸道路」の構想は、沿道各地に異常なショックを与えた。

この道路は、東京・渋谷を起点とし藤沢市鵜沼を終点とする延長四七・二八キロで、おもな通過地点は世田谷区野沢町―玉川町―川崎市北見方―梶ヶ谷―港北区小机―保土ヶ谷区星川町―戸塚区平戸―鎌倉市岩瀬―藤沢市宮前が予定されていた。三二年度から三年計画、一五九億八千万円を投入して完成させ、通過車両から通行料金をとって、昭和四八年度には純益一二六億円を生み出そうという大計画であった。

藤沢市内のコースで一時予定されていたのは横浜市戸塚区影取―藤沢屠殺場南側―伊勢山公園近くを高架にし、引地橋三百坪西側で国道をまたぎ、辻堂飛鳥野裏方面に出るといふ構想であったが、東急側は、この道路が完成すればトラック・バスの速度は三〇キロから平均六〇キロに、乗用車は四〇キロが一〇〇キロになると説明していた。このことは藤沢市の觀光面にも大きなプラスとなり、東京との交流が一層頻繁になるので、弾丸道路の建設に賛成しようとの空気が、市長の周辺にあったことは否定できない。

しかし、コースの予定地では、受け取り方はきわめて深刻であった。それは道路建設に伴う立退き、転業、公害などの心配が当然予想されたからである。昭和三〇年代の後半から四〇年代にかけて、全国的な問題となった高速道路の建設とそれに伴う地元の反対運動の、いわばはしりともいうべきものが、この東急弾丸道路反対運動であったといつていいだろう。

藤沢市では二九年六月二九日の市議会に地元住民からの請願が出された。この請願は、林芳子、井上美江ほか二五〇四名の署名を添えて出されたもので、その趣旨は、頭からこの道路建設に反対というのではなく住宅街を避けて別の路線を考えてもらいたいというものであった。

「東京急行」弾丸道路に関する請願書（主旨）

「東京急行」の自動車専用道路がわれわれの居住地鶴沼の中央を縦断して海岸に抜ける計画が進められていることを阻止して頂きたいと願います。

（理由）

農村と住宅地とから成り立っているこの狭い鶴沼の中央を八間幅の高架道路が貫けば、その兩種の危険区域を二十

間と見て実に三十間幅の空白地帯をとられ、この住宅難、主食物不足の折から国家的に見ても莫大な損失と申さねばなりません。ことにようやくの思いで静かな鶴沼に土地を手に入れ家を建て庭木に心安らいで落付いた人達はこの道路―しかも観光道路―の建設によって又も家を失い或は農作物の減収を永久に余儀なくされねばなりません。

この高架道路の下は危険なばかりでなく日光もさえぎられますから畑も出来ず人も住めません。

又その周辺の人達は折角樹々の緑と澄んだ空気と静かさを好んで集った住民であるのに四六時中騒音と異臭と埃と高架橋の岩の如き醜惡な眺めになやまされ続けなければならず、これは直接道路にぶつかって取り扱(とく)はれた人々より数十倍のなやみとなることは疑う余地がありません。

又大型バスで大量に運び込まれた遊覧客から利を得ようとするいかかわしい業者も必ずや集ってきて健全なる住宅地鶴沼のすがたは一変し「歓楽郷の場末街鶴沼」に転落しないとも限りません。

かような事を思いめぐらすとわれわれ鶴沼の住民は何故に一營利会社東急の犠牲とならなければならぬか、否なる必要は毛頭ないと考えられるのであります。

それ故にこの専用道路は「交通緩和」の意味で計画されたものならば、あらゆる交通機関の集中する藤沢駅、前周辺にてお止め頂きたくそれならば鶴沼住民も旧藤沢地区の住民も遠方からの遊覧客も又その遊覧客を吸収する江の島・片瀬地区の住民も利用出来て甚だ結構なる施設となることを考へられ歓迎する次第です。

しかし又どうしても海岸近くまで建設したいと「東急」側で申出られた場合には境川のへりを護岸工事をして川すれすれの線を通して頂くか或は大船より片瀬竜口寺までの既成の自動車専用道路に合併使用して片瀬に乗入れるか或はトンネルを作つて片瀬赤山下に出て頂きたく存じます。

何卒鶴沼を愛する住民の声をお聞き下され鶴沼を根底から覆すような計画に対して市当局が慎重に御善処なし下さらんことを切に要望いたします。

第四節 議長改選をめぐる紛糾

七六六

二千五百六名の連署を以って請願いたします。

昭和二年六月二十八日

代表者

藤沢市鵜沼六〇九八

林 芳子

”

井上 美江

他二千五百四名

藤沢市議会議長 青木保二郎殿

この請願は建設常任委員会（委員長・永井健三議員）に付託となり、七月一日の臨時会で採択となった。

しかし、東急のこの計画は、二年三月に運輸、建設両省に提出してあった工事の許可申請が二年春になっても認められず、そのうちに東急自身の構想にも再検討の声が出るに及んで、結局実現をみないまま沙汰やみとなってしまった。

第四節 議長改選をめぐる紛糾

地方議会において、議場の秩序を保持し、議事を整理し、議会の事務を統理し、議会を代表する（地方自治法第一〇四条）ものとしての議長、およびその職務を代行すべき副議長の職が重要なものであることはいうまでもない。と同時に、正副議長の地位が、執行機関の長とならば最高の榮譽を社会的に与えられている

ことも明らかなどころである。

それだけに正副議長の地位を議員のなかのだれが占めるかは、すべての議員にとってはもちろん、一般市民にとっても強い関心のまことなるものであることは、きわめて当然のことである。

一般に、どこの議会においても、正副議長は議員の中から選挙によって、選出されることになっているので（地方自治法第一〇三条第一項）、多数を擁する会派のなかから選ばれるのが通例であり、多くは各会派間および多数派の内部における話し合いによって事前に候補者が選ばれ、その者が選挙において当選することとされている。

しかし、多数派と少数派の勢力が伯仲している場合または多数派のなか一本にまとまっていな場合等は、この事前の話し合いが難航し、時によっては候補者未調整のまま選挙に持ちこまれるというケースも少なくない。こうした場合には、往々にして、正副議長の選任に長時間を要し、しかも紛争的な場面を展開するということになる。いわば舞台うらの紛争にけりがつかず本番の舞台にまでそれが持ち越されるわけである。

藤沢市議会においても、議長改選をめぐるそのような紛糾が起こった例はいくつかある。そのなかで第七代二見林太郎議長および第八代豊島豊次郎議長が選出されるまでのいきさつを、会議録によってあとづけしてみよう。

なお、正副議長の任期は「議員の任期による」（地方自治法第一〇三条第二項）こととなっていて、建前として任期は四年ということになっているのであるが、この建前が藤沢市議会で守られるようになったのは第一

○代山口倉吉議長（昭三四・五・一八以降）のときからで、それまでは長くて三年、短いときは四ヵ月という短期交替が慣例となっていた。

一 二九年一二月の議長改選

町村合併議案をめぐる議場混乱 昭和二九年一月二五日に行なわれた議長改選は、午後四時五〇分からはじまったが、舞台うらの話し合いがもつれて当日はついに流会となり、翌二六日に持ち越したとなった。その結果ようやく議長に二見林太郎議員、副議長に村越謙吉議員を選出したのであったが、この選挙には革新議員団六名全員のほか田中喜八郎、豊島豊次郎、青木保二郎、秋本信善らの各議員が欠席した。

このように大量の欠席者が出た原因は、町村合併に関する審議の進め方をめぐって、青木前議長に対する不信が高まり、革新議員団ほか数名の議員が抗議のボイコット戦術に出たからであった。

その間の事情を説明するには、同年一月一日の臨時会までさかのぼる必要がある。この日の臨時会は、渋谷町および御所見村を藤沢市に編入合併することについての議案が提出されたが、この件については市議会のなかにかなり強い批判がうずまいていた。その批判が、一気に多数決で押し切ろうとした市当局および議会多数派の戦法と衝突したのである。

当日午後三時四〇分から開かれた議会は、おもに住民からの請願などを審議したあと、いよいよ合併案件を上程することになったが、議事運営についての各派の話し合いが難航したため、本会議は午後四時二〇分休憩に入ったまま舞台うらの交渉が続けられ、再開されたのは午後一〇時一四分であった。

青木保二郎議長 日程第六、議案第一〇八号町村を編入合併することについて、を上程いたします。……提案者に提案理由の説明を求めます。金子市長。

金子市長 ただいま藤沢市町村合併促進委員会の諮問答申に則りましてこの案を上程したのでございます。

本市が湘南の大都市としてここに歴史的巨歩を踏み出すところの画期的な議案に対しまして、何とぞ議員諸君におかれましては、全会一致をもって御賛同あらんことをお願いいたしまして、提案の理由をここに省略いたしましたので、一言御挨拶申し上げます。

青木議長 お諮りいたします。本件については、すでに町村合併促進委員会において十分に審議されたものでありますから、質疑討論を終局し（議長、議長と呼ぶ者あり）表決に入りたいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」「議長」「議長異議あり」「異議なし」「討論の要なし」と呼ぶ者あり。その他発言する者多し）

青木議長 わかりました。御異議があるようですからただちに質疑に入ります。

（「当然そうだ」と呼ぶ者あり）

青木議長 これより質疑に入ります。質疑のおありの方はありませんか。

渋谷寅吉議員 ただいま上程中の町村を編入合併することについてのこの議案は、昨日、本日にわたって論議を尽くされた問題であるので、ただちに採決に入ることを希望いたします。

（「賛成」「議長」「六番」「まだ質問がある」と呼ぶ者あり。その他発言する者多し）

青木議長 討論打ち切りの動議ですか。

（「そうだ」「議長」と呼ぶ者あり。その他発言する者あり）

青木議長 お諮りいたします。

（「六番」「冗談じゃない」と呼ぶ者あり。その他発言する者多し）

第三章 地方制度の改革と財政再建

討論打切りの動議と認めます。(「違う違う」と呼ぶ者あり。議場騒然)賛成の声がありましたから……。ただいま二十五番から(「動議賛成だ」と呼ぶ者あり)……。動議が出ております。

〔議場騒然〕

(「議長は質問を許すといったじゃないか」「議長」「六番」「なぜ答弁できないんだ」「動議を諮れ」「二十三番」「それで議事がうまくいくと思うか」「そんな多数横暴があるか」等呼ぶ者あり。その他発言する者多し)

青木議長 ただいま二十五番渋谷議員の(「質問打切らないじゃないか」と呼ぶ者あり)……。

青木議長 暫時休憩いたします。

〔午後一〇時二〇分休憩〕

〔午後一〇時二一分再開〕

青木議長 再開いたします。渋谷君の……(「二十五番」と呼ぶ者あり)二十五番。

渋谷議員 ただいま上程中になっております町村を編入合併する件については、昨日、本日にわたって長時間審議したのであるので、質問打切り、ただちに採決に入ることを希望いたします。

(「反対」「十一番」「討論打切り」と呼ぶ者あり。その他発言する者多し)

青木議長 質疑討論打切りという動議でありますか。

(「そうだ」「討論打切り」「六番反対」「どこで長時間やったんだ」「諮問委員会」「あれは諮問委員会だ、議会はまだやってない」と呼ぶ者あり。その他発言する者多し)

渋谷議員 そうです。

青木議長 二十五番の発言は動議と認めます。渋谷君の動議は(「どこで長時間やった」と呼ぶ者あり)多数の賛成によって成立いたしました。



〔「誰が賛成したんだ」と呼ぶ者あり。その他発言する者多し〕

青木議長 お諮りいたします。渋谷君の動議、即ち本議案に対する質疑討論を終局いたし、ただちに表決に入りたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり。その他発言する者あり〕

青木議長 御異議がないのでさよう決定いたします。

青木議長 これより表決に入ります。採決いたします。議案第一〇八号に対し原案に賛成の諸君の御起立を願います。

〔賛成者起立〕

青木議長 起立多数。

〔拍手〕

青木議長 反対の方の御起立を願います。

〔「反対じゃない保留だよ」「反対じゃない」と呼ぶ者あり〕

青木議長 本案は原案通り可決確定いたしました。

〔拍手〕

青木議長 以上をもって本日の議事は全部終了いたしました。

青木議長 これをもって閉会いたします。

〔午後一〇時三四分閉会〕

青木議長に対する不信任の動議 混乱のうちに終わった臨時会のとを受けて開かれた一二月定例会の第一日（十二月二〇日）は、はじめから波乱含みであった。

青木議長が型どおり開会を宣し、議事日程について諮るや否や、藤田純議員から緊急動議として、青木議長に対する不信任が提案された。不信任の理由は、いうまでもなく、一四日の臨時会における議長の議事運営が民主的でないということであった。この動議に大和田武議員が直ちに賛成して動議は成立した。

田中副議長が欠席していたので、秋本信善議員が仮議長となつて、この動議を採決することになった。

秋本仮議長 休憩前に引続きまして、青木議長不信任の件について、これより表決に入ります。本議会は青木議長を不信任することに（「議長議長」「議事運営について」と呼ぶ者あり。その他発言する者多し）……。本市議会は青木議長を不信任することに賛成の議員は御起立願います。

（「議長、議事運営について」「宣言は終つた」「議事進行について」と呼ぶ者あり。その他発言する者多し）

秋本仮議長 本市議会は青木議長を不信任することに賛成の方は御起立願います。

（「発言を要求してゐるではないか」「議長宣言通り」「議長、原稿通りやらないで……」「宣言は終つた」と呼ぶ者あり。その他発言する者多く議場騒然）

秋本仮議長 不信任に賛成の方は御起立を願います。

（「議事運営について」「そんな議長があるか」「議長、どうしてそういう横暴振りをするのか」「発言を求めているではないか」「議事進行について」といっているではないか。「不信任賛成は一人もないよ」と呼ぶ者あり。その他発言する者多し）

秋本仮議長 御起立ありませんか。一人も不信任に賛成の方がありませんければ……（議長いわせろ）「議事進行」と呼ぶ者あり）

〔議場騒然〕

〔休憩々々〕「休憩しなくてもいい、そのままやれよ」「やりなおせ、やりなおせ」と呼ぶ者あり。その他発言する者多し)

秋本仮議長 もう一ぺん再確認いたします。

〔無記名投票でやれということをおうとしているのに何故発言を許さないんだ〕「休憩々々」「採決々々」「だまっただまっただ」「静粛々々」と呼ぶ者あり。その他発言する者多し)

秋本仮議長 お諮りいたしますが……

〔宣言する前に発言を求めているじゃないか〕「前じゃない」「再確認々々々々」「続行々々」と呼ぶ者あり。その他発言する者多し)

続行いたします。本市議会は青木議長を不信任することに賛成の方は御起立をお願いします。

秋本仮議長 もう一ぺん申し上げます。よく聞いて下さい。本市議会は青木議長を不信任することに賛成の議員諸君は御起立願います。

〔賛成者起立〕

金井五郎事務局長 起立少数。

秋本仮議長 起立少数によって本件は否決することに可決確定されました。

〔拍手〕

〔あとは信任したことになるのだから〕「三月いっぱい大丈夫」と呼ぶ者あり)

秋本仮議長 これをもって仮議長の職を終ります。

こうして青木議長不信任の動議は否決されたが、五日後の一二月二五日、同議長および田中副議長は辞表を提出した。

そして、後任の正副議長を選ぶ舞台うらの折衝が難航してその日は流会となり、翌二六日ようやく二見、村越の正副議長が選ばれたことは前述のとおりである。

## 二 三〇年五月の議長改選

三〇年四月三〇日に行なわれた市議会議員の改選のあと、初市議会が開かれたのは五月一九日であった。この初市議会は、いうまでもなく、まずはじめに正副議長を選出するという重要な任務をもっていたが、各会派の思惑がいりまじってなかなか候補者を一人にしぼるところまでいかなかった。午後一時に開会した議会は、議長候補について話し合うため直ちに休憩に入り、定刻の六時になっても各派交渉がまとまらないので、時間延長のためいったん再開、そこで一週間の会期延長を決めて散会した。

翌二〇日午後一時に二日目の会議を開いてようやく豊島豊次郎議員を議長に、小山正光議員を副議長に選出したのであるが、この議長選出にからんで問題になったのは議長の任期を一年とすることの是非であった。

議長任期を一年とすることの是非 前述のように、地方議会の議長の任期は議員の任期による、すなわち四年とすることを建前としているのであるが、実際は、話し合いにより各派の回り持ちとして、一年ないし二年の短期で議長を交替させるといふ慣例が根強く残っていた。しかし、その交替のたびに各派の利害対立が表面化して、いたずらに会期を空費し、市民のひんしゅくを買うという例も少なくなかったのである。

さて、五月二〇日の本会議で新しい議長に選出された豊島豊次郎議長は、就任のあいさつを次のように述

べたものである。

「私、図らずも仮議長から本物の議長に皆さんの御支持に基づいて推薦されました。心からお礼を申し上げます。いったん就任いたしましたからには、一生懸命になって皆さんの御期待に副うように、議会の円満な運営をはかりたいと思っております。まあ、大体一年間、私、一生懸命になって御奉公したいと思いますので、何分よろしくお願いいたします」

就任あいさつのなかで、自ら任期を一年間と限ったのは、議長選出のための各派交渉会で、おおむね一年後には別の者と交替するとの了解ができていたためである。しかし、その了解はあくまでも非公式のものであり、公然と議会が決定すべき性質のものでないことはいうまでもない。

ところが、この議長あいさつを受けて、金子四郎議員が新議長に対し、この舞台うらの約束ごとを必ず実行してくれるよう念を押す発言を行なったことから、初市議会は荒れはじめた。

金子議員の発言の要旨は「さきほどの各派交渉会で一年という口約があったが、口約はとかく破られがちのものである。しかしこの口約はぜひ実行していただきたい」というものであった。

この発言にさっそく異議を申したたのが中田吉太加、大和田武、関根久男らの各議員であった。

中田吉太加議員 金子議員から議長は一年交替という意見があったが、一年交替という原則はない。議長は、仮りに何年やっても、あるいは一年でやめても二年でやめても、それは議長自身の都合によるのであって、われわれがこの席上で一年交替を約束してもらおうというふうなことは、議長の職権を冒瀆するものと考ええる。

大和田武議員 議長は隣組の組長ではないのだから、一年交替がどうか、口約がどうかいうことは軽卒だ。た

しか四年前に豊島議長が就任されたときも、金子議員の発言によって一年交替という拘束を受けたが、そのため過去四年間はどうかであったか。選挙の翌日から議長選挙の運動が行なわれ、議会は役員問題にうき身をやつして、市民から負託された審議権をないがしろにするという傾向に陥らざるをえなかった。先程議長さんは非常に謙虚な態度で、いさつをされたが、それに念を押すかのごときああいう発言は実にけしからん。人を食った態度であると思うので、さきほどの金子議員の発言を取り消してもらいたい。

**金子四郎議員** 私がなぜこういふことをいったかという点、また紛争を起こしてはならないという老婆心からである。過去においてこの市会で不信任案が通つてさえ居すわつた人間があつた。こういうことは絶対に避けなければならぬ。この議長の件についても、各派交渉会において一年交替ということが話し合われたので、それを私が本会議において念のため申し上げたのである。決して侮辱であるとか、豊島議長に反対だとかいふことではない。

**関根久男議員** 不信任案が通つて辞職するとかしないとかいふことと、議長の任期を一年に限定するといふことは、別の問題だ。一年間で交替するといふことは、一年後にまたかういふことで苦い経験をすることになるので、断固として反対する。いつ辞めるかは議長自身の都合にまかせるべきだ。

およそこのようなやりとりがあつて、金子議員の発言については、とくに取消しの措置をとられることもなく、任期問題は終わった。

問題になつた「おべんちゃら」発言 ところがここにもうひとつ「舌禍」事件がプラスされて、この日の議会は、いささか異常なハッスルぶりだつたといつてよい。それというのも、改選後はいじめての議会とあつて、各議員の神経がピリピリしていたことが原因だつたようである。

もうひとつの「舌禍」事件といふのは、藤井金蔵議員の発言のなかに出てきた「おべんちゃら」といふ文

句が、一部の議員を刺激したことから起こった。

議長の任期問題で前述のような激しいやりとりがあったあと、議事進行の意味で、藤井議員が次のような発言をしたのである。

「各会派の代表の間で決まったものを、ここで何だかわからないおべんちゃら主義みたいなことを言い争うよりも、代表の間できまったことをここで実行して、大体この辺で打ち切ってもらいたいと私は思うのでございます。いろいろのことを言えばきりのないことであって、この程度で先へ進んでもらいたいと私は思います」

このなかの「おべんちゃら」という文句をききとがめて最初に問題にしたのは佐藤樂造議員であつた。

佐藤樂造議員 先程藤井議員の発言の中に「おべんちゃら」ということがあつたが、これはどういふことであるか、藤井議員に説明願いたい。

藤井議員 各派代表が出て一応きまったことが本会議において確認されるのが当然であるのに、またむしかえしている。これはいいかげんなことを繰り返すなどいふことであつて、他意はない。

小金武雄議員 議事の円満な運営をはかるには、やはり発言に節度がなければならぬと思う。「おべんちゃら云」といふことは、節度を越え、とりようによっては侮辱的なことばと受け取れる発言内容ではないかと思うので、藤井議員に取消しを要望する。

大和田武議員 小金議員の動議に賛成する。このことばは、おそらく中田、関根議員と私の三名に浴びせられたことばだと思ふが、われわれは豊島議長に何もおべんちゃらを言う筋合はない。藤井議員は虚心坦懐にこの粗暴なことばを取り消して頂きたい。

藤井議員 私は、一応各派代表が寄つてきめたことに對し、お座なりを何回もいつてくれるなどということをもいつてまでだ。

中田吉太加議員 「おべんちゃら」というのは、通俗的には、ある特定の個人に對してカラ世辭をいうことである。藤井議員の弁解は、それとは全く意味が違うことをいつている。藤井議員は「おべんちゃら」ということばをどういつふうに解釈しているのか、それを伺いつたい。

藤井議員 何回も申し上げた通り、一応各派代表の交渉会できめたことは、ここでお座なりになるから、私はその意味をいつたのだ。何ら他意はない。

佐藤議員 藤井議員の説明でいくと、各派交渉会で決定したことを本会議でどうだかうだいうなどということになるが、裏口できまつたことが本会議では何も言わずに通らなければいけないという原則はない。そういうことに対して發言したからおべんちゃらをいつたことになるとしたら、これは重要な問題だと思つう。したがつて、いま藤井議員が説明されたようなことであるならば、なおさらこれは取り消してもらわなければならぬ。

遠藤柳太郎議員 この問題は、われわれ第三者としてきいてみると、さほど強く耳に残つていない。われわれはこの程度の發言は、ときにより事情によつてはやむを得ないと思つている。一々かういつことをとがめだてするよりは、この程度で打ち切つて議事を進行してもらいつたい。

ここで豊島議長は、小金議員の動議、すなわち藤井議員の發言中「おべんちゃら云々」の部分の取消しを求めるといつた。起立による採決を行なつた。その結果は起立少数で、動議は否決された。

しかし、この問題が、新生の意気に燃える新しい議會の出発点において、何とも後味の悪さを残したことは否定できなかつた。



第四章 町村合併と藤沢市議会



## 第一節 国策としての町村合併

### 一 町村合併促進法の制定

第二次大戦後のわが国の町村合併のきっかけとなったのはシャップ勧告であった。同勧告は地方公共団体の事務の合理化・能率化を強調したなかで、次のように町村合併の必要性にふれている。

「市町村が学校、警察その他の活動を独立して維持することが困難な場合には、比較的隣接地域と合併することを奨励すべきである。同時に、隣接府県は特殊の行政、たとえば水害防止あるいは大学教育の規模を拡大するために協力するよう奨励すべきである。市町村または府県の合併が行政の能率を増すために望ましいときにもまたこれを奨励すべきである。このようにすれば、小規模な行政による不利益を克服できるであろう」(シャップ使節団日本税制報告書附録V「地方団体の財政」中のD「職務の分掌」)

このシャップ勧告にもとづいてつくられた地方行政調査委員会(いわゆる「かんぶ神戸委員会」)が、町村規模の合理化を前提とした行政事務の再配分に関する勧告(昭和二五年二月二日)を政府に対して行ない、ここで「規模の著しく小さい町村については、おおむね人口七〇八千程度を標準としてその規模の適正化を図るべきである」という方針を明らかにしてから、町村合併問題に火がついたといっている。

この神戸勧告を受けて吉田内閣は二八年八月町村合併促進法を成立させ、同年一〇月から施行した。この

法律の公布にあたって発表された内閣総理大臣談話をみても、町村合併の推進がまぎれもなく重要な国策であったことが明らかである。同談話は次のように述べている。

「今回の町村合併の計画は、実に、明治の新政府が市制町村制の施行に先立って断行した町村の大合併以来の大事業であって、地方行政の進展上正に一時期を画するものである。一万の現町村は、六十有余年間よく住民各位の協力と選良有志の努力とにより、堅実な経営を続け、民生の向上と国運の進展とに大きな役割を演じてきたのであって、深い敬意を表するにやぶさかではない。しかしながら、その間交通経済の発達は著しく、自治行政の内容も質量共に変化し、殊に、民力の充実と行政の飛躍的發展を期すべき秋に当り、従来町村規模をもってしては、よく今後の自治の経営に全きを期することができない。政府としては、現在の町村を今後三年間に約三分の一とする目的の下に挙げて町村合併の促進に努力したい所存である」

政府と財界が町村合併に託したねらいは、もちろんここでいわれているような町村の規模拡大による行政の充実が第一であったことは否定できないが、いうところの行政の充実の内容は、住民福祉の向上とならんで、朝鮮戦争によって実現された資本蓄積を土台に、当時すでにその萌芽をみせつつあった日本経済の「高度成長」に地方自治体の行政を協力させるため、これを徹底的に再編合理化することが目指されていたことは明らかである。すなわち直接的には、地域開発の進展に伴う行政広域化の要請が、町村合併を促進した原動力であった。

さて、政府は、町村合併促進法の施行に伴って次のような「町村合併促進基本計画」をたて、これを強力に推進する体制をととのえた。

町村合併促進基本計画

町村合併促進法の施行に伴う九月一日の町村合併に関する件閣議決定の方針に則り、昭和三十一年九月末日まで（町村合併促進法の有効期間中）に、小規模町村（人口八千未満）を合併し、町村数を約三分の一に減少することを目的として、左の要領により町村合併を促進するものとする。

記

一 人口八千未満の町村八二四五（昭和二十八年九月一日現在）の九五％七八三二を次のように合併して解消するものとする。

1 七八三二町村中一五〇〇町村は、市または人口八千以上の町村に合併して解消すること。

2 七八三二町村中残りの六三三二町村は、平均四カ町村ごと合併して一五八三町村とすること。

これにより差引き四七四九町村が減少すること。

3 1および2により減少する町村の合計数は六二四九、合併計画完了後の町村数は三三七三となること。

二 昭和三十一年四月に、大多数の町村では議員および長の選挙が行なわれるので、それまでに目標の八〇％を達成す

年度別区分	合併進捗率	減少町村数	一府県 減少町村	減少町村数の内訳			
				市、大町村の 合併町村数	一府県平均	町村相互の 合併町村数	一府県平均
昭和二十八年年度	一五%	九三七	約二一	二二五	約五	七一二	約一六
昭和二十九年年度	六五	四〇六二	約八八	九七五	約二一	三〇八七	約六七
昭和三十一年度	一〇	六二五	約一四	一五〇	約三	四七五	約一一
昭和三十一年度 （九月末日まで）	一〇	六二五	約一四	一五〇	約三	四七五	約一一
計	一〇〇	六二四九	約一三七	一五〇〇	約三二	四七四九	約一〇五

ることを目途として、次により（注・前ページの表参照）合併を行なうものとする。

三 二の目標を達成するために、

1 各都道府県においては、おおむね、本年中に管下町村の実態調査を完了するものとする。

2 各都道府県においては、一月一日までに町村合併促進審議会を設置し、昭和二十九年三月末までに各都道府県別町村合併計画を作成するものとする。

四 政府、都道府県、市町村及び関係機関などは、昭和二十八年度中は町村合併に関する啓発宣伝その他合併の準備に力を注ぎ、昭和二十九年度中に本格的な合併を実施するものとする。

二 合併促進運動の本格化

この基本計画にもとづいて町村合併促進の運動は、昭和二十八年度の終わりがら二九年にかけて、いよいよ本格化するにいたった。

この運動のため政府に町村合併推進本部が自治庁を主体としてつくられ、中央、地方を通ずる運動の組織として、次の諸団体が動員された。

中央においては、

全国町村会、全国町村議会議長会、全国市長会、全国市議会議長会、全国知事会、全国都道府県議会議長会。

日本出版協会、日本新聞協会、日本放送協会、日本民間放送連盟等。

日本青年団協議会、主婦連合会、婦人有権者同盟、社会教育連合会、日本PTA全国協議会、社会教育連盟、公明選挙連盟等。

全国指導農業協同組合連合会。

地方においては、

前記中央団体の各地方組織、地方新聞、地方放送局。

そして、運動の方法として広範に行なわれたものは、①講演会、座談会の開催②連絡懇談会の開催③パンフレット（一般啓発用、町村用、指導者用にわけて）の作製配布④ポスターの作製配布⑤標語の募集⑥放送討論会、街頭録音、放送座談会、時事解説、ラジオドラマ（「新しい道」）の放送、スポット放送⑦中央・地方各紙による論説、解説、紙上座談会、紙上討論会、懸賞論文募集⑧都道府県、市町村の広報紙、広報自動車の利用⑨移動展の開催⑩懸垂幕、横断幕、スライドの活用⑪宝くじ、馬券、車券、入場券などへの標語の刷込み⑫部落座談会、懇談会の開催⑬公民館の活用⑭社会科授業への取入れ等々、文字どおり鳴物入りの大宣伝が全国津々浦々までくりひろげられたのである。

この宣伝のなかで、とくに重点を置かれたのが、町村合併のプラス面であったことは当然であり、町村合併推進本部が作成した「町村合併の利点」(二八・一一・一二)は次の諸点をあげて精力的にこれを宣伝すべきことを指示している。

一、町村については、

(一) 財政力が強大となり、かつ財政運営の弾力性が增大する。

(二) 役場費、議員費、委員会費などのいわゆる消費的経費が節減され、これに対して事業費などの投資的経費の占める割合が著しく大となる。

(三) 施設の総合整備によって、資金を効率的に使用し、施設、経営の合理化と施設の高度化を図ることができ、また、事業の集中的実施が可能となり、相当程度の事業が独立の力で行ないうる。

(四) 町村の役職員について広い範囲から人材を求め得、職員組織も合理化される。

(五) 各種協同組合などの公共的団体の統合を行なうことができ、これらの団体の事務事業の運営が合理化される。

二、府県および国全般を通じては、

(一) 町村との連絡調整事務が簡素化される。

(二) 町村に対する補助金行政が合理化される。

(三) 町村合併が計画どおり行なわれれば国全体を通じて経費が大いに節減される。更に、町村の規模の拡大に伴い、府県の制度の合理的な改革も可能となり、国政全般を通ずる行政合理化に資すること多大である。

だが、反面、こうした利点のみの宣伝に対し、主として革新政党を中心とする勢力から批判の声があがっていたことも見落とすことができない。その批判のおもなものは、①市町村の規模が大きくなりすぎて行政のキメ細かさが失われる②市町村の規模に比較して議員数が少なくなり民意の反映が困難になる③市町村、府県を通ずる行政制度の合理化は地方自治に対する中央統制の強化につながる④合併による財政力の強化は



宣伝されるほどのものではなく、むしろ周辺農村部の財源を吸い上げて中心市街地を開発することがねらいだ——などであった。

しかし、圧倒的な合併促進運動の前には、これらの批判はほとんど力を持ちえず、町村合併は嵐のような勢いで全国を風靡した。当時朝日新聞の「かたえくぼ」欄に「朝村暮市—漢学者」という皮肉がのつたほど、そのテンポは急であった。事実、これだけの短期間にこれだけ多くの町村を消滅させた事例は、世界的にみても空前絶後のことであった。

こうした運動の結果、昭和三年九月末日という町村合併促進法の期限切れまでに六一五四町村が減少したのである。これは国の計画に対して九八%強というおどろくべき順調さであった。

### 三 神奈川県における町村合併計画の推進

国の町村合併基本計画に則して神奈川県における町村合併推進の土台となったものは、二九年三月に発表されたいわゆる「鶉飼試案」であった。これは東大教授・神奈川県専門委員であった鶉飼信成氏が中心になって作成したもので、その骨子は次のようなものであった。

一、町村の現状は、地方自治の民主化と能率化という二つの要請を満たすことができず、町村合併なくしては、一切の地方制度改革はその基礎を失うであろう。

二、しかし、機械的に町村を三分の一に減らすというような態度は許されない。

三、特に本県町村のように、山村、農漁村、市街的町村というように、人口密度も社会的経済的構成も干差

万別である実情では、人口標準は一応の目安であるに止まり、とくに積極的な基準とはなり得ない。

四、都市行政と農村行政とは質的に異なるものがあるので、その合併はとくに留意することとした。

五、郡の境界については、これに拘泥しない方針である。

六、分村は、特殊のものを除き、原則としてこれを試みなかったが、当然分村されるべき十分な理由があつても、親元町村との一体性の強いものについては、これを今後にゆだねることとした。

こうした基本方針にもとづいて、同試案は県内の各郡ごとに、町村合併を予想したブロック構想をたてたが、うち高座郡関係については、次のように述べている。

▽第一のブロック

関係町村名	人口		面積		町村の形態
	人	平方秆	平方秆	一平方秆当り人	
寒川町	一一、一一六	一三・五七	八二三	農(商工)村	
小出村	五、〇七九	一三・二六	三八三	農村(畑)	
御所見村	五、四七七	一一・九二	四六〇	農村(畑)	
計	二一、六七二	三九・〇五	五五四		

1 小出村、御所見村の中央に丘陵が起伏する外は、おおむね平坦なので、道路交通は至便であり、小出、御所見間にはバス連絡もある。

2 三町村とも畑作中心の農村であり、園芸作物の特産地である。

3 相互に通婚関係も深く、有名な浜降祭にはあげて参加しているなど、社会的関係も深い。

4 寒川町に隣接する中郡大野町四の宮の飛地は、この際地形的にも大局的に解決する必要がある。

5 茅ヶ崎市と寒川町、小出村は交通的、経済的に密接な関連を有するので、これらの合併も考慮される。

この場合、御所見村については渋谷町、綾瀬町との合併が考えられる。

▽第二のブロック

関係町村名

人口

面積

密度

町村の形態

人

平方秆

一平方秆当り人

海老名町

一〇、一八一

一四・七四

六九一

農村(田)

有馬村

五、三七四

一〇・九七

四九〇

農村(畑)

計

一五、五五五

二五・九一

六〇〇

1 二村の東部は丘陵であるが、おおむね平坦地に属し、国鉄相模線、バスなどにより密接に連絡されている。

2 本郡の水田地帯として一体性を有し、園芸作物の特産も多い。また、両町村は特に出作、入作関係においても深い関連を有する。

3 通婚関係も相互に認められ、社会的関係も緊密である。

▽第三のブロック

関係町村名

人口

面積

密度

町村の形態

	人	平方秆	一平方秆当り人
渋谷町	九、五八二	一二・七六	七五一 農(商工)村
綾瀬町	八、一八一	二二・六九	三六一 農村(畑)
計	一七、七六三	三五・四五	五〇一

1 ともに相模原台地に属しバス路線によって密接に連絡されている。

2 おおむね畑作中心の農業地帯として経済的にも一体性を有しているが、近年小田急沿線の住宅地帯として発展する趨勢にある。

渋谷町長後は藤沢市と境界が入りくみ、市街地が藤沢市六会に跨り発展しつつある。

この「鵜飼試案」の公表によって、神奈川県としての町村合併推進の機運が一気に醸成されることとなった。

これより先、二八年二月二日に設置された神奈川県町村合併促進審議会(知事の諮問機関・会長佐々木神奈川新聞社長)は、この「鵜飼試案」の反響を検討し、さらに県下七郡に赴いて各町村と意見を交換し、かつ、現地の実情を調査した結果、五月一日付で知事から出されていた諮問に対し、二九年七月十五日「神奈川県町村合併計画案」を答申した。

この答申は、高座郡における町村合併について「寒川町、小出村、御所見村、有馬村は合併することが適当である」といっているだけで、藤沢市と隣接町村との合併、あるいは茅ヶ崎市と隣接町村との合併については、直接はなんら言及していなかった。

## 第二節 藤沢市における町村合併

国および県による強力な指導のもとに、全国の市町村が合併へ合併へと進んでいったなかで、藤沢市による隣接町村の吸収合併は、幾多の曲折を経て、昭和三〇年四月には渋谷町の一部、御所見村および小出村の一部を取り入れて新しい藤沢市が誕生するに至るのであるが、その経過を日を追ってあとづけてみよう。

### 一 合併の準備段階

金子市長は早くから周辺町村の吸収合併に積極的な意欲を燃やし、町村合併促進法が施行された直後、二年一月一二日には早くも周辺町村の行財政実態調査を行なって、合併のための基礎資料作成にとりかかった。

この段階で明らかになった藤沢市および周辺町村の行財政の実態は第二表に示すとおりである。

次いで一二月二六日、市長の諮問機関として藤沢市町村合併促進委員会を設けた。その構成は議員全員と助役、部課長など理事者七名である。この委員会は、規程第一条にうたったとおり「町村合併に関する計画策定に関し市長の諮問に応じ調査審議を行なうとともに、市長の求めに応じ合併交渉に協力する」ことを目的とした。

翌三〇年一月一九日の第二回委員会で委員長に田辺政吉議員、副委員長に大竹寿議員を互選したあと、合

第2表 近隣町村行政実態調査資料総括表 昭和28年11月1日現在

(1)

区分 市町村名	人口 人	面積 (平方町)	人口密度 (1平方町) 人	世帯数	財政規模					
					一般			特別		
					28年度 子算額 千円	住民1人当り 子算額 円	才入 千円	27年度 才出 千円	差引 千円	住民1人当り 差引出額 円
藤沢市	92,013	48.72	1,889	19,370	494,125	5,370	357,619	370,626	△13,007	4,028
大和町	20,928	19.3	1,083	4,500	85,956	4,107	46,381	41,961	4,419	2,005
小見川町	5,079	13.0	390	834	14,371	2,829	13,325	12,575	749	2,476
御所谷町	5,439	11.6	469	894	14,540	2,584	17,751	17,194	556	3,161
濱川町	10,102	12.4	815	1,798	36,912	3,654	33,081	33,076	5	3,274
綾瀬町	8,176	22.69	360	1,384	23,909	2,924	26,854	24,612	2,242	3,010
川馬村	11,533	13.2	874	2,142	33,747	2,926	29,932	25,084	4,847	2,175
合	5,378	10.7	503	890	16,157	3,004	14,105	14,104	1	2,623
計	158,648	151.61	1,046	31,812	719,719	4,505	539,051	539,236	△185	3,399

(2)

区分 市町村名	財政				規模				財政 基本財産 円	
	一般会計		特別会計		共同作業所		水道			
	28年度 子算額 千円	住民1人当り 市税子算額 円	平衡交付金 千円	国民健康 保険 千円	公益質屋 千円	競輪 千円	共同作業所 千円	水道 千円		合計 千円
藤沢市	249,529	2,712	△28,950	0	11,028	170,973	2,742	9,348	184,743	77,387
大和町	32,128	1,535	9,296	6,064					15,413	12,783
小見川町	8,217	1,618	4,608	4,613					4,613	33,579
御所谷町	8,040	1,478	3,733	3,786					3,786	30,299
濱川町	15,677	1,552	4,050	4,374					4,374	126,323
綾瀬町	12,197	1,491	5,310	6,195					6,105	6,105
川馬村	24,070	2,087	2,535	6,310					6,310	43,126
合	11,235	2,089	△1,956	5,254	11,028	170,973	2,742	9,348	230,689	323,497
計	361,096	2,276	△2,532	36,596						

区分	財産										
	基			公用又は公共用財産			負債		住民1人当り		一時借入金
	有価証券	土地	建物	積立金	土地	建物	有価証券	千円	千円	千円	
市町村名	円	坪		円	坪	坪	円				千円
藤沢市	6,000	70.60		1,391,482	108,257.96	3,830.43	310,000	89,353	971	92,799	
小所見町					59,961	1,189		7,800	373		
御浪谷					6,225	1,379		3,100	570		
綾瀬					37,032.38	3,239.41		10,000	990		
寒川	18,000			333,799				15	2		
馬場				1,300				677	59		
計	24,000	70.60		1,756,837	211,206.34	1,405	310,000	111,845	167	92,799	

(3)

区分	財産												
	小			中			市町村費弁		職員1人当り		消防団		有権者数
	校数	教員数	児童数	校数	教員数	生徒数	支職員数	住民数	員数	員数	員数		
市町村名		人	人		人	人	人	人	人	人	人	人	
藤沢市	10	261	10,819	5	149	4,750	547	168	468	51,038			
小所見町	4	76	2,940	1	27	1,010	85	146	500	11,432			
御浪谷	2(1)	20	739	1	13	338	32	159	243	2,642			
綾瀬	1	20	749	1	13	330	26	209	333	2,882			
寒川	2	40	1,391	1	18	558	42	241	542	5,242			
馬場	5(4)	32	1,085	1	17	522	32	203	649	4,383			
計	3(2)	41	1,804	1	22	679	50	268	425	5,971			
	1	24	726	1	13	370	42	142	323	2,863			
	28(7)	514	20,253	12	272	8,557	856	185	3,504	86,453			

(4)

併対象町村の選定に入ったが、はじめ市長が提案したのは小出村、御所見村、渋谷町の一町二村としたいとのことであった。これより先、五島寒川町長が茅ヶ崎市を入れて大湘南市をつくりたいとの意向を示していたが、金子市長はこの構想には消極的で、より狭い範囲で堅実にということを考えていたのである。

市長提案に対し仲戸川桃人委員から、綾瀬町を入れてはどうか、との意見が出、慎重審議の結果、一応、小出村、御所見村、渋谷町、綾瀬町の二町二村を目標として、合併の条件などを調査することに決定した。しかし、この四カ町村のうち、全村あげて藤沢市との合併をすることに問題がなかったのは御所見村だけで、あとの三カ町村はいずれも、なにがしかの難点をもっていた。

渋谷町では、南部の町民には藤沢市との合併を望む声が強かった半面、中北部住民にはそれに反対する声が圧倒的に強かった。

小出村の場合は、学校関係や地域的利便の点で茅ヶ崎市との合併を望む四部落があり、残りの遠藤部落だけが藤沢市への編入を希望するという事情があった。

また、綾瀬町は、むしろ大和、渋谷との三カ町合併を期待し、藤沢市のよびかけには必ずしも乗り気ではなかった。

これらの事情から、藤沢市の合併工作の対象はいきおい小出、御所見、渋谷の三カ町村にしばらくはなされたのである。

そこで、以下、各町村別に合併の経緯を追ってみよう。



## 二 渋谷町との合併の経緯

二九年二月一日藤沢市側から正式の合併申入れが行なわれたが、これを受けた渋谷町の事情は複雑であった。そのため申入れに対する回答も遅れ、藤沢市に対して意思表示が行なわれたのは七月七日であった。

渋谷町長の合併条件（私案） それは、井上金貞町長の私案というかたちで合併申入れを承諾したものであり、かつ、合併するにあたっての条件を示したものであった。

その条件は、おおむね次のようなものであった。

### (1) 市役所出張所に関する事項

① 現町役場を市役所出張所に充てること。ただし、現町役場は大正一三年の建設で老朽化しているので、現在地または他の適当な位置に改築すること。改築に際しては二階建延百坪程度とし、階上は会議室、階下は事務室その他とすること。

改築費予算 三五〇万円

② 出張所の取扱い事務は、片瀬または辻堂出張所に準ずることとし、支所長は部長級として事務の代決権を認めること。

### (2) 教育文化施設に関する事項

① 渋谷中学校改築は二八年度第一期工事を完了、二九年度に第二期工を行なうが、特別教室その他不足に付、第三期工事として、町の計画に基づき特別教室六、便所一棟、延三一七坪の増築を行なうこと。

増築費予算 一一一〇万円

② 近い将来公民館および図書館を改築すること。

改築費予算 六五〇万円

③ 勤労青少年の教育振興のため、成人学級の施設の改善充実を図ること。

④ 教職員の給与の地域差について、これが均衡を図るため特に考慮すること。

(3) 消防に関する事項

① 長後地内に自動車ポンプ二台を常備する消防分署を設置すること。

消防費予算 五百万円

② 昭和二九年度以降県営水道の布設に伴い適当な位置に消火栓を設置すること。なお、防火に関し消火栓

または河水の利用困難の地域に対しては、防火用水槽を設置すること。

設備費予算 三百万円

③ 消防団関係および消防団機械器具の件に関しては追って協議のこと。

(4) 衛生施設に関する事項

① 藤沢市下土棚字谷戸地内に設置した塵芥焼却場を整備拡充するとともに、掃除人夫を常備して塵芥処理に遺憾なきを期すること。

② 長後地内商店街および住宅街の下水については、至急調査のうえ、施設の改善を図ること。

③ 鼠族昆虫駆除の徹底を期すること。

④ 出張所に救急自動車一台を常備すること。

予算額 百万円

(5) 授産場、保育所その他厚生施設に関する事項

① 長後地内に授産場を設置すること。

設置予算 二五〇万円

② 渋谷町の適当な位置に保育所を設置すること。

設置予算 三百万円

③ 適当な位置に市営住宅を建設して北部方面の発展を期すること。

(6) 道路、橋梁その他土木工事に關する事項

① 府県道藤沢―町田線の改修を急速に実施するよう善処すること。

② 渋谷町地内町村道および橋梁は町の計画に基づき至急調査の上、新設および改修を図ること。

毎年度改修費 三百万円以上

③ 既設町村道の補修については、特に資材を供給してその保全に遺憾なきを期すること。

毎年度補修資材費 百万円以上

④ 新長後、高座渋谷、桜ヶ丘各駅を中心として迅速に都市計画を樹立すること。

⑤ 境川改修の促進を図り、引地川上流部の改修を行なうときに上流部まで河川法の準用河川となるよう努力するとともに、引地川沿線の水田の土地改良に対し、または県補助金のほかに事業費の二割以上を市が助成し、これが完遂を期すること。

⑥ 相模川河水統制計画に基づく畑地灌漑事業に關しては、渋谷町はその負担金に対し二分の一の助成をし、昭和二八年度において東幹線は完成、二九年度において西原に至る支幹線も完成の見込であるが、将来負担金に対して同様二分の一の助成をするとともに、目下計画中の畑地灌漑事業と不可分の關係にある団体営土地改良事業に対しても、国・県の補助金のほかに二割以上市が助成すること。

(7) 市町村税に關する事項

市税に關しては市の税率によること。但し市民税の個人均等割は向う三年間一人当り二百円とすること

(藤沢市は四百円)

(8) 職員の身分取扱いに関する事項

①合併の際町に在職する職員は、全部市の職員として引き継ぐこと。

②町における在職年数は市の在職年数とみなし、身分・諸給与などの市の条例を適用すること。

この条件をつけた回答に接した藤沢市は、ただちにこれを受諾する旨を伝えた(七月九日)。渋谷町はこの合併条件を九月一六日発行の町広報に掲載することによって、これが単なる井上町長の私案という性格から、公式のものに変わったのである。

町広報に合併反対論 町村合併問題における渋谷町の動向は、藤沢市、茅ヶ崎市と高座地方事務所関係の三つの引力の均衡の上に立つ小出、御所見の各村にも決定的な影響を与えるものとみられていただけに、この藤沢市・渋谷町間の合併条件の成立は、合併計画全体の実現近きを思わせた。

ところが事態はそう甘くはなかった。九月に発行された渋谷町広報第三九号に「町村合併に対する小見」と題する藤沢市との合併反対論が掲載され、藤沢市当局者に大きな衝撃を与えたのである。

この意見は、農村の立場から、合併による農村の二、三男問題と失業問題の激化を予見し、合併促進委員をあらゆる階層から出してほしいと主張していた。これに対し合併促進委員会から「この意見は藤沢と合併してはいけないということだけで、どうすればよいかの建設的なものが示されていない」との反論も掲載されたが、ともかくもこの意見は、町村合併問題に対する農村関係者の気持を代表するものとして注目すべきものであった。

その要旨は次のとおりである。

一、藤沢市について実際にみたり聞いたりしたこと片瀬町が藤沢市に合併されるとき、税収の六割は片瀬町のためにつかうと口約束があったにもかかわらず、これは実行されなかった。また、六会小学校の建設には六会が藤沢に合併されてから一〇年かかった。藤沢市では衛生の向上を叫んでいるが、かんじんの下水が完備せず、市長は「財政貧困で造れないから、もし造るなら市民が費用を負担すれば監督する」の一点張りだという。しかも財政の一部をになう工場はデフレのため東京醸造の営業中止、日精の人員縮小、東京螺子、関東特殊鋼、三光社などいづれも不振をきわめている。お膝元がこのような現状にある藤沢市が、どうして渋谷町の発展に力をかすことができるだろうか。

二、もし合併した場合渋谷町に住宅街を建設するならば、農耕地は買収され農民は零細化し、生活水準は低下し、しめ出しを食った農村の二、三男と三反百姓は失職し、働く道を血眼でさがしながら愛する郷土を捨てて離村する者が続出、犯罪の原因もつくりかねないだろう。町村合併が一部関係者によってだけきめられ、真の町民の声を代表していない現状に不満を感じずにはいられない。現在行なわれている話合いが、一個人のためにそして一部権力者のために、さらにまた酒のために行なわれているように見受けられるからである。現在の合併委員の氏名をみると、みな肩書のある人ばかりだが、これをあらゆる階級（渋谷町の場合農民、農村二、三男、商人、失業者、学生、勤人など）から出すようにしてほしい。

渋谷町長リコールへ 井上町長が町民の意向を無視して藤沢市との合併を画策推進していると憤慨した反対派の町民は、渋谷町町政刷新連盟（代表者本田弥一氏）を結成し、一〇月一六日町選挙管理委員会に井

上町長リコール請求の手續きを正式に提出、一日から署名運動に入った。

これに対して藤沢合併派の町民（主として南部地区の長後、高倉両部落一五〇〇戸、五三三七人）の代表吉野花三、井上松之助、神山才一、斎藤光晴の四氏もまた三一八二名の署名を集めて一〇月二〇日、町議会に対して藤沢市との合併請願書を提出した。これによって渋谷町の世論は完全に二分され、両派の対抗意識は日を追って急速にボルテージを高めていった。

一月八日の夜藤沢合併派三百人が長後部落に集まって開いた演説会では、町長リコール派が野次をとばせば藤沢派がこれに応酬、おたがいに腰掛けをふりあげてあわや乱闘寸前という険悪な空気となり、藤沢派遠藤柳太郎町議の演説も一時中止という場面もあったが、大和署の取締りでようやく事なきを得たという状況であった。

一月一九日町政刷新連盟は二一九四名のリコール署名を集めて町選管に提出した。同町の有権者数は約五二〇〇名だから、ゆうに法定数の三分の一を越えていた。

ところが井上町長は一月三〇日午後一時に町議会招集を告示、同三時から緊急町議会を開いて藤沢市との合併に関する議案を提出、町議会は出席議員二一名のうち賛成一四名、反対六名で一気に合併を議決してしまつた。この議決の前に町長は、部落代表三二名に委嘱してあつた「町村合併促進小委員会」の委員を全部解任する通知を発し、この通知書が届かないうちに合併を議決したのである。これは、小委員会が二二対一〇で藤沢合併慎重派が多かつたからと思われる。

これを知つた反対派町民三百余人が役場を取り巻き氣勢をあげたので、万一に備えて大和署から二十余名

の武装警官が出動して待機するなど、一時は容易ならぬ空気がただよった。夜になって二百余人の町民代表者が井上町長と面会、その不当を責めたが、町長は「ひと晩考えさせてくれ、二日朝一〇時に回答する」と答え、八時四〇分ごろ町民はひとまず解散した。

一方、同町下和田の靱山照氏ほか四四名の部落代表者は翌二月一日、内山知事あてに「藤沢市との合併に関する町議会の議決は、町民の意思を無視、理事者と町議会が強引にやったものであるから、県合併審議会は渋谷町民の意思に反する処置をされないよう」との陳情書を提出、また、同町福田の柴田熊蔵、飛田隆敏、長後の梅本辰雄の三氏は三〇日、町選管あてに議会解散請求の代表者証明書の交付を申請、議会解散のためのリコール運動に入る構えを示した。

しかし、井上町長は約束の二月二日になっても姿をあらわさず、町役場から大和署に搜索願が出されるという有様、しかも一日からは藤沢合併派の一四町議も雲がくれしてしまい、町政は半身不随の状態に陥った。

藤沢市議会、合併議決を強行 こうして渋谷町の事態が混乱を重ねていたさなか、一月二四日の藤沢市議会臨時会は、市長提案の「渋谷町、御所見村を編入することについて」の宣言議決を、革新議員団などの猛反対を押し切って強行可決してしまった。その日の市議会の模様については前出、第三章第四節一「二九年一二月の議長改選」の項（三一九ページ）で詳しく紹介したとおりである。

すでに渋谷町議会が藤沢合併をともかくも議決し、いままた藤沢市議会が渋谷町の編入を議決したのであるから、これで両者合併の基礎的手続きは終わったはずであるが、渋谷町内に発生している深刻な対立は、

その後の事務的手続の円滑な運びを許さなかった。

その対立の深刻さは、藤沢市議会による合併議決の強行を予測して、渋谷町反対派の住民があらかじめ藤沢市議会あてに提出した請願書の文面にも、生々しくあらわれていた。

その全文を紹介しておこう。(原文のまま)

渋谷町中北部住民は何故合併に反対しているか

去る一月三〇日渋谷町議会におきまして藤沢市合併が議決された事は渋谷町当局を通じて御承知にて近々藤沢市議会に於ても之を議せらるる事と存じます。この事に就きまして渋谷町中北部並びに南部一部の住民の思潮を申し述べます。

渋谷町の合併の研究は昨年藤沢市よりの合併の要請に端を発し一月町議会内に合併研究委員会を作ったがその研究には殆ど見るべきものなく徒に功を焦って促進法の研究もせずして唯、藤沢合併一辺到に推進され、八月に至って町の一部に之が推進方法に就き疑念を懐かれるや深慮せずして直ちに学識経験者との名の因に型式的に理事者の御都合主義的人選をなして之を加へ之等委員に対しては何等充分な研究時間を与えずして九月下旬部落懇談会を開催した。これより先広報委員長が藤沢合併の主謀者である事を奇禍とし広報を改竄発行せしめる等の作為を行ひ以て藤沢市への合併へと町民を強引に引き入れようと画策した。

然し乍ら此の懇談会に於て見出されたものは納得出来ぬ合併を強行せらるる町民の不満の声のみで此の直後に於て町民代表を入れよとの声は膨湃として各地区に起り合併派は再三謀略によって阻止せんとしたが町民の叫びには抗し得ずして地区毎に住民五十名に二名の割合にて委員を選出し既設の委員会に加へる事となり之を拡大委員会と称し一



○月二二日本委員会は発足した。

以後論議の焦点は何等聞かざるうちに合併を推進されてしまった町民代表の大部分の要求である白紙よりの研究説と聞かせずして合併せしめようとした多数派町議並びに之が側近の唱える研究の必要なしとする二つの説に対立し混沌とした会議は続行された。

第三回拡大委員会に於て此の問題に関して小委員会をつくり詳細なる研究をなし之が進行を計ることとなり一月一〇日各地区毎に町民代表委員中選ばれた一名づつの委員による小委員会は抜本的に合併問題を取り上げる事に決し合併法の研究に入った。

此処に至って合併強行派はついにその毒牙を出し己の弱点の露呈するを恐れてか三〇日午後合併促進委員の解任通知を各委員宛に郵送し之が到着せぬうち即ち同日午後二時頃急施議会の告示を為すと共に二時三〇分頃合併自重派議員に開催通知を出し三時最後の足掻きとしての議會を持ち渋谷町中北部より馳せ参じた傍聴者の罵倒のうちに議決したのである。

その後合併強行派の議員及び助役は何処にか姿を消し三日目頃より三々五々町内に姿を現したが、渋谷町の事態は最悪であるにも拘らず斯る無暴な議案の提出者であり乍ら町長は今日に至るも尚杳としてその姿は彼の席に無くその逸脱した政治に町民は挙げて疑惑の眼を以て町長を探索して居る次第である。

以上を以て大略中北部住民の言はんとする事は御諒解願へる事と存じますが、更に之を要約して申し上げるならば吾々中北部住民は藤沢合併の可否を論ずるよりも斯る謀略と独善とによって成立させた議決に対しては総力を挙げて断呼反対せざるを得ない状態にある事を申述べる次第であります。

御願

以上の様な次第でありますので貴議会に於て渋谷町の藤沢市への合併が提案されました場合は何卒渋谷町中北部住民の意図を御配慮の上御審議願ひ度く渋谷町合併促進委員会町民代表委員八二名並びに渋谷町町政刷新連盟二四七九名の代表者五名の署名を以て御願ひ申し上げます。

昭和二九年一月二一日

渋谷町合併促進委員会町民選出委員

五二名連署

なお、一四日の合併議決強行に抗議する藤沢市議会革新議員団の藤田純、野口順一、石垣荒一、大和田武、葉山ふゆ子、田口治三郎の六議員は二月二〇日声明書を発表、この合併議決の不当性を非難した。同議員団の主張するところは①今回の合併は市理事者と二、三の市議員により強引に進められ、議員の大半がツンボ棧敷に追いやられた議会無視の行動で、しかも合併だけにきゅうきゅうとし議員全体によってなら調査研究されていないこと②現在渋谷町議会では多数で議決されたとはいえ町長リコール問題や町議会解散の署名運動が展開中である。町内は二分されて紛争中であり、このような場合藤沢市議会が早急に議決する必要はない。むしろ紛争解決後でも合併可決は遅くない③小出村は分村を議決している。これは市が村長や村議上層部だけを誘惑した結果である④少なくとも合併問題は受入側の藤沢市民の民意を問う必要がある⑤こうした大問題を非公開、しかも議員の質問も許さず強引に議決したことは、かれらに自信のないことを暴露したものである——というもの。

藤沢市議会はさらにそれから一週間後の二月二一日の定例会において、次の三議案を可決した。

▽議案第一二六号「町村の廃止編入について」

高座郡渋谷町及び同御所見村を廃し、その区域を昭和三〇年二月一日をもって藤沢市に編入することを神奈川県知事に申請するものとする。

(理由) 本案は、昭和二九年一月四日藤沢市町村合併促進委員会へ「高座郡渋谷町、御所見村を編入合併することについて」の諮問を發し、同日異議ない旨の答申があったので、これに基づき、一月四日招集の臨時市議会において、議案第一〇八号「町村を編入合併することについて」を提案、即日原案可決(宣言議決)を経たので、地方自治法第七条第五項の規定により本案を提出するものである。

▽議案第一二七号「合併に伴う財産処分に關する協議について」

昭和三〇年二月一日高座郡渋谷町および同御所見村を廃し、その区域を藤沢市に編入した場合、關係町村の所有する財産は別紙協議書の通り決定するものとする。

△別紙一▽

合併に伴う財産処分に關する協議書

昭和三〇年二月一日高座郡渋谷町を廃し、その区域を藤沢市に編入した場合、これに伴う財産処分を次のとおり決定する。

一、渋谷町の財産は全部藤沢市に帰属せしめる。

昭和二九年一月一八日

藤沢市長 金子 小一郎  
渋谷町長 井上 金貞

△別紙二▽

同 文

藤沢市長 金子 小一郎  
御所見村長 小泉 修三郎

▽議案第一二八号「合併に伴う教育委員会の委員の任期及び定数の特例に関する協議について」

昭和三〇年二月一日高座郡渋谷町及び同御所見村を廃し、その区域を藤沢市に編入した場合、関係町村の教育委員会の選挙による委員の任期及び定数は別紙協議書の通り決定するものとする。

△別紙▽

合併に伴う教育委員会の委員の任期及び定数の特例に関する協議書

昭和三〇年二月一日高座郡渋谷町及び同御所見村を廃し、その区域を藤沢市に編入した場合、これに伴う教育委員会の委員の任期及び定数を次のとおり決定する。

高座郡渋谷町及び同御所見村の選挙による教育委員会の委員は同町村の選挙による教育委員会の委員の互選により二人を選出し、その任期は合併の日から昭和三十一年一〇月四日までとする。

藤沢市長 金子 小一郎  
渋谷町長 井上 金 貞  
御所見村長 小泉 修三郎

この三議案の審議の過程で、野口順一議員から、渋谷町に起きている事態を重視し、合併を慎重に進める

ため、特別委員会を設置して調査すべきだとの動議が提出されたが、この動議は少数で否決され、原案が可決された。

この原案の表決に当たって革新議員団の五議員（葉山ふゆ子議員は当日欠席）と深沢謙治議員が退場したため、残った議員の満場一致で原案可決となったのである。

渋谷町ついに分町へ 一月三〇日の町議会で合併の宣言議決をしたあと雲がくれしていた井上渋谷町長も、いつまでも姿を隠しているわけにはいかなかった。県への申請をもう一度議決するために、議会を招集しなければならなかったからである。

井上町長が吉川議長とともに、町役場に現われたのは二月二〇日朝であった。しかし、町役場につめかけた中北部の住民約三百人は、たちまち町長・議長をとりかこみ、①抜打ち議決の撤回②町長の辞職③拡大委員のなかから合併小委員に三二名を委嘱しておくながら一方的に解任した理由の明示、の三点を迫って譲らなかつたため、町長・議長はついにその場で辞意を表明した。町民たちはさらに関根欣平助役にも辞職を迫ったが、助役は回答を保留した。こういう事態のためその日の町議会は流会となった。

こうして藤沢・渋谷の合併問題は暗礁にのり上げたまま、二九年の暮れを迎えて、両派の対立感情はますますエスカレートするばかりで、もはや元のサヤにおさまることは不可能という情勢が、だれの目にも明らかになってきた。

県は連日徹夜であつ旋につとめたが、藤沢合併派は、一月三〇日に町議会を開き藤沢市議会の議決の線にそって合併議決を強行するとの態度を変えず、反対派は多数暴力を指摘してあくまでも議決を阻止すると

の方針を堅持したため、県のあつ旋も何らの効力を示さなかった。

しかし、二九日の夕方になって秋山県地方課長は一つのあつ旋案を両派に示した。その内容は、①三一日の町議会は午後三時開会して合併問題以外の議決をし、同四時まで休憩する②中北部住民は三十一日朝九時から午後四時まで藤沢合併か、分町かを住民投票する③議会は同日午後四時再開して藤沢編入を議決する④住民投票の開票は議決が終わってから行なう⑤開票の結果過半数でいづれかに決める。もし藤沢合併反対が多かった場合は分町の議決に切りかえる——というもの。

両派はついにこのあつ旋案をのむことになり、合併派代表町長、吉川議長、遠藤、野島、諸節の五氏と分町派代表柴田、関水、飛田の三氏立会いのもとに、あつ旋案を承認した。

これにより中北部地区（上和田、福田、本蓼川）約五千名の住民投票が、いよいよ大みそかの朝九時から午後四時まで桜ヶ丘小学校と町役場の二カ所で行なわれることになった。しかし、この投票には公職選挙法が適用されず、戸別訪問も勧誘も自由とあって、三〇日早くも両派の猛烈な宣伝戦が中北部地区一帯に吹き荒れはじめた。

中北部地区の住民の九割が藤沢合併に反対ないし慎重派だということは、天下周知の事実であったが、住民投票ともなれば、藤沢側からの働きかけも精力的に行なわれた。

参考までに、中北部住民のなかの「藤沢派」とみられるグループが町内に配布したピラの一節を掲げておこう。

このピラは「渋谷町の運命は一二月三十一日に決定されます。冷静なる御判断を乞う！」と題し「中北部有

志一同」の名で次のように訴えている。

▽分町して中北部だけ残った場合

一、町民税はどうなるか

現在の当町の町民税は一〇〇分の一八です（藤沢市は一〇〇分の一三）。しかし分町して自立した場合は中北部のみとなり残された学校建築をかたづけけるには恐らく一〇〇分の二二でも困難でしょう。

二、農協はどうなるか

南部が藤沢合併ときまれば、半数近くの預金が引きげられ、農協は自然弱体化されるでしょう。その上財産分割など面倒な問題が起こることも当然でしょう。

三、北部小学校は今後どうなるでしょう

分町して中北部のみとなれば財政は極度にひっばくして、恐らく現在の分校で何年も過ぎなければならぬでしょう。増築するには町民税、固定資産税もあげなければ絶対に不可能なことはいうまでもありません。

四、渋谷町が分町して満足するのはどこか

それは南部でしょう。学校は県下随一とも称すべきモデルスクールが完備され、残された中北部は未完成な学校をしよわされて、今後の重い負担をどのようにして解決したらよいのでしょうか。

五、藤沢市に合併しても現在の役場で何事も間に合います

全町あげて藤沢合併すれば当然高倉町に支所が出来て、今まで通り全部間に合うものを、南部だけ先に合併した場合の支所は長後に建設されるでしょう。後になって藤沢合併をお考えの方もあるかと存じますが、その場合は受け入れてくれるかどうか、受け入れられたとしても恐らく悪い条件でしょう。

▽大和合併は可能でしょうか

第四章 町村合併と藤沢市議会

北部が地域的に大和合併を希望するのは当然のことです。しかしそれは不可能です。なぜならば、大和では自分の町政だけで精一杯です。それに南部が藤沢市へ合併した後のこまぎれの様な中北部をどうしてほしがるでしょう。中北部の指導者も大和合併が可能なら中北部だけで自立しようなど考えないでしょう。大和合併が不可能故に自立の止むなきにたち至ったのです。

この異様に興奮したふんいきのなかで、渋谷町の関根助役が関水五夫教育長になぐられ、一時は危篤に陥るといふ不祥事までおきるといふ状況で、渋谷町は「暴力の町」といわれはじめた。

そして三〇日、藤沢合併を唱える南部から切り崩しの宣伝カーがくり出され、これを阻止する中北部住民が棒を持って町角に立ち、乱闘もおこりかねない形勢となったため、住民投票を提案した秋山県地方課長は現地に急行、ついに投票中止を決定。南部は一気に議会が藤沢合併を議決するよう迫ったが、結局「中北部住民の意思を尊重する」との条件で、県審議会にこんごの去就を一任することとなった。

明けて三〇年一月一〇日、渋谷町は県町村合併促進審議会の調停にもとづいて分町を決定した。これで、同町の商店街の中心である長後、高倉（戸数一〇一戸、人口五三三三三名）は藤沢市と合併し、農業を中心とする上和田、下和田、福田、本蓼川（戸数九一九戸、人口五一五一名）は渋谷町に残ることとなったわけである。

翌一月一日の渋谷町臨時緊急町議会は、まず二月一日藤沢市編入につき久我森一議員から「合併は討議し尽くされているので、すぐ採決に入りたい」との発言があり、一挙に採決した結果、全員一致で可決、ついで上和田、下和田、福田、本蓼川の四部落をもって二日一日から「渋谷村」を設置することを可決した。



全国ではじめて、町から村に変わるといふ珍現象がおきたわけである（渋谷村は三一年九月一日大和町と合併、大和市となった）。

### 三 小出村（遠藤）との合併の経緯

小出村の場合は、ちょうど渋谷町と時期を同じくして藤沢市との合併が問題になったが、ここでは茅ヶ崎市への編入を希望する住民と藤沢合併を要求する住民との対立が深刻であった。渋谷町の場合のように、暴力沙汰を起こしたり、村長や村議会のリコールがおきるなどのことはなく、その意味では比較的平穩に事が運んだとはいいい得るが、いずれにしても、結果的には分村合併という「悲劇的」結末を見た点では、渋谷町と共通している。

小出村でも町村合併促進法の施行を契機に、村議会内でも住民の間でも合併問題がにわかにクローズアップされてきた。たまたま二九年二月一二日、藤沢市長から正式文書をもって合併申入れが行なわれたのにつづいて、二月一六日には茅ヶ崎市長からも同様の申入れがあった。そこで村議会を開いて協議したところ、小出村は両市のいづれかに合併すべきであろうという点では意見が一致したので、二月一七日村議会議員全員と村三役から成る合併研究委員会を結成し、正式に研究を開始することになった。

二月一七日茅ヶ崎市を、二月二七日藤沢市を、それぞれ委員全員が視察し、さらに四月三日茅ヶ崎市、四月五日藤沢市というふうに両市の市勢調査が重ねられた。

四月二〇、二一日の両日にわたり、委員を四班に編成、村内一カ所において部落座談会を開き、両市の

市勢の現況と末端行政の状態などを説明し、住民の意見を聞いたところ、この座談会における共通した意見は、いずれかの市に合併することについては異議がないが、その合併先をどちらかに決めるのは時期尚早だということであることが明らかになった。そこで、五月五日には、さらに広く住民の意見を反映させるため研究委員会を解散、部落代表一三名、学識経験者（前村長）二名をもって合併促進委員会を組織、合併の促進を図ることになった。

その後しばしば促進委員会を開催、合併先について批判検討が重ねられたが委員の意見は甲乙両論にわかれて結論を得られず、そのうち農繁期に入って、合併研究は自然休止の状態となってしまう。その間、梶飼試案を基礎とした郡南部四カ町村合併案（御所見村、小出村、寒川町、有馬村）が地方事務所長から提案されるなどのことがあった。

八月に入ってもう一度住民の声を聞くことになり、八月七日村内一カ所で一斉に座談会が開かれた。この座談会でほぼ大勢が固まりつつあることが明らかになったが、それは、四カ町村合併は反対、大體において遠藤部落は藤沢市へ、堤、下寺尾、行谷、二本松部落は茅ヶ崎市へ、芹沢部落は藤沢、茅ヶ崎市半々という色分けであった。

ところが、九月一日遠藤地区代表者から九四〇名の署名を添えて藤沢市合併の請願があり、また、九月一日日には堤ほか三部落の代表者から一二〇六名の連署をもって茅ヶ崎市合併の請願書が提出されるにおよんで、村内には早くも分村合併やむなしの声すら聞かれるような状態になってきたのである。

その間しばしば委員会、請願代表者懇談会などが開かれて、一本合併のための努力が続けられたが、事態

はいっこうに好転せず、二つの希望はただ並行線をたどるばかりであった。そして、一月二日遠藤地区合併実行委員から藤沢市議会に対し、遠藤地区の分割合併についての請願が出されたことによって、分村の線はいよいよ濃くなってきた。

ついで一月六日の合併促進委員会においては、朝九時から午後四時までかかり、藤沢派、茅ヶ崎派、中間派の間で活発な意見がたたかわされたが、従来中間の立場をとり分村に反対してきた芹沢部落の「いづれかに一本合併を」という意見が、前村長大竹斎三郎氏らの強い主張に支えられて勝を制し、全委員の投票によって決着をつけることがきまった。

この全員投票に先立って確認された「合併に関する方向決定の投票実施要綱」によると、

- 一、本委員会は、合併に関する方向決定を投票により行なう。
- 二、方向は投票の多数をもって決する。
- 三、方向決定により村内の状況を見るときにも、反対意見を持つ住民については、委員会を挙げて説得し、すみやかなる一本合併に努む。
- 四、委員会の説得に納得できず、あくまで反対意見を持つ住民より相当数の連署をもって申し出があった場合は、住民投票を行なう。
- 五、住民よりの意見は一月一〇日までであった場合に限る。
- 六、住民投票の方法は、委員会において決定することとなっていた。

投票の結果は藤沢市二一票、茅ヶ崎市一三票で、委員会の意思は藤沢市への一本合併ということに決定した。委員会はこの決定に基づいて村民を説得することを申し合わせた。

ところが、堤部落をはじめとする四部落の住民の茅ヶ崎合併の要望は依然として強く、堤部落代表本間久作氏らは一二七七名の署名を集めて、広瀬村長、青木議長、桜井合併促進委員長あてに住民投票によって決定されたいとの申し入れを行なったため、一〇日深更まで協議した結果、一二日に住民投票を行なうことになった。

投票は小出小学校本校と遠藤分教場の二カ所で一斉に行なわれることになったが、この投票には公職選挙法が適用されないので、両派とも買収自由、暴力発生のおそれもあるということで、藤沢署その他は嚴重な警戒体勢をとった。

一月二日住民投票執行。結果は、藤沢市合併賛成一〇三七票、反対一二四一票となり、六日の町村合併促進委員会の藤沢合併という方向決定は覆された。

このため村理事者は、茅ヶ崎市合併に賛成する者多数と認め、一月一三日臨時村議会を招集、茅ヶ崎合併宣言案を提出したが、議会のなかに、住民投票の結果はかならずしも住民の意思でないとする意見が出て、即日可決とならず、会期を二〇日まで延長することとなった。二〇日は朝九時から開かれた全員協議会が、村議会開会予定時である午後一時になってもまとまらず、遠藤部落選出六議員の分村固持のため、理事者も諸種の情勢を洞察熟慮した結果「分村かならずしも不幸ならず」との結論をもつに至った。

こうして午後六時すぎに開かれた本会議では、茅ヶ崎合併宣言議決を行なうにあたって、遠藤部落を除外

する動議が満場一致可決、ここに事実上の分村宣言が成立したのである。

この結果、翌一二月二一日住民に合併先決定の報告を行なうとともに、両市に対し、それぞれ合併申入れが行なわれた。

#### 四 御所見村との合併の経緯

前にも触れたとおり、昭和三〇年に藤沢市に編入合併された三カ町村のうちでは、御所見村がもっとも円満かつ平穩裡に合併を完了した。

まず、二九年二月一二日藤沢市から合併の申入れがあったあと、追いかけるようにして茅ヶ崎市からも同様の申入れがあったことは、小出村の場合とまったく同じであった。御所見村ではこのことを議会に報告すると同時に、県から示された四カ町村（寒川町、小出村、有馬村、御所見村）合併案についても、市との合併案と併行して調査研究の対象とし、同年七月一日村議会議員全員および三役をもって「御所見町村合併研究会」を組織した。

爾後、四カ町村合併案の検討は、研究会の回を重ねるごとにその内容が具体的に明らかになってきたが、さらに九月に至り、学識経験者および各種団体を加えた「町村合併促進協議会」を組織して調査をすすめ、一月一日に最終的な結論を持ち寄って検討したところ、御所見村を除く三町村は合併機運がきわめて薄いことが判ったので、四カ町村の合併研究会は解散した。

一方、藤沢市または茅ヶ崎市との合併については、両市の視察も行ない、その結果を住民に報告したあ

と、各部落住民の意向を持ち寄って合併促進協議会で検討したところ、藤沢市との合併が適当であるとの結論に達したので、一月二七日に小泉修三郎村長、長島喜治町村合併促進協議会委員長、高橋利貞同委員長ら五名の代表が藤沢市役所を訪れて、藤沢市からの合併申入れに応ずる旨を回答した。

一二月二一日臨時議會を招集、三〇年二月一日をもって藤沢市と合併すべく、村の廃止編入、財産処分および教育委員会の委員の任期の特例に関する議案が、それぞれ満場一致で議決された。

しかし、その後、小出村遠藤部落が藤沢市に編入することに決定し、かつ、諸種の事情から二月一日の合併は不可能となったので、関係町村および藤沢市と協議の結果、合併期日を三月一日に延期するとともに、小出村遠藤部落も同日をもって藤沢市に編入することと決定したので、三〇年二月六日再度臨時議會を招集して、三月一日を合併期日とする旨を議決した。

##### 五 藤沢市における合併関係議決の完了

関係町村における藤沢市への合併問題のいきさつは、以上のように幾多の迂余曲折を経ながらも、ともかくも三〇年二月上旬までには、基本的な手続はすべて終わった。あとは藤沢市自身の受入れのための最終的な議決をのこすだけとなった。

その議決を行なうための藤沢市議會は三〇年二月二二日に開かれた。この日市長から提案された合併関係議案は、

- ① 町村の廃止編入について

- ② 合併にともなう教育委員会委員の定数および任期の特例に関する協議について
  - ③ 合併にともなう農業委員会委員の定数および任期の特例に関する協議について
  - ④ 合併にともなう財産処分に関する協議について
- の四件であった。

合併問題の経過に関する討議 このうち①の「町村の廃止編入について」の議案の内容は次のとおりである。

#### 議案第九号

##### 町村の廃止編入について

昭和三〇年三月一日から高座郡小出村、御所見村および渋谷町を廃し小出村大字遠藤、御所見村及び渋谷町の区域を藤沢市に編入することを神奈川郡知事に申請するものとする。

これは、すでに二九年二月二〇日渋谷町および御所見村の廃止編入（合併施行期日三〇年二月一日）とその関係議案が提案され、翌二一日原案可決となっていたものであったが、その後、小出村の合併宣言、渋谷町からの四部落（渋谷村）の分離などの変化があったので、改めて最終的に関係町村の編入を確認するためのものであった。

この議案は、他の四件と一括上程されたのであるが、市当局に対する議会の追及は、おもに、この合併がさまざまの紛糾をまきおこし一時は合併の実現が危ぶまれるほどの難航ぶりであったにもかかわらず、当局が市議会にほとんど相談なしに独断専行したことは議会軽視ではないかということであった。たとえば、

**野口順一議員** いまの市長の説明のなかに、渋谷町の問題はあのようにどうしても当事者間で解決できないので、やむを得ず県の手をわずらわしあつたおねがいをした、とあつたが、そういうことをやる前に、なぜ市議会に話をしなかつたか。市議員は何も関知しないで、県のあつたものはこきまっただから呑めといつて出したのが、この議案だ。これはなんといおうと、議会軽視以外の何ものでもない。

**金子市長** 議会軽視といわれるが、渋谷町の内紛に対して、われわれ市当局も市議会も、果たして介入することができたかどうかを考えてみなければならないと思う。そう判断すれば、内紛に対しては、監督すべき県あるいは県の審議会に任せるのが当然であつて、第二人者である藤沢市がこれに介入することは到底むずかしい。

**野口議員** 第二人者は介入しないで県に任せるというが、それはその前に、理事者と議会があらゆる角度から検討したあげく、当事者の介入はまずいということになれば手を引いて、これを県に任せるというのが実例だ。藤沢市の場合はその手を出している。向うの争いにこっちは介入しないのが当然だから県に任せるということでは、一体藤沢市の自主性はどこにあるか。市民の意思が少しも反映しない町村合併ではないか。

**金子市長** 必ずしも自主性を持たずにやつたのではなく、千思万考の末こうならざるをえなかつたという点を御了解ねがいたい。

しかし、この種の討論は、それまでもしばしば繰り返されてきたところであつて、結局は圧倒的多数によつて原案が可決されたことは、従来と同じであつた。

かくて、町村合併に関連する議決はすべて完了した。この決議にもとづいて市長は知事に申請し、知事は三月二五日、御所見村、小出村大字遠藤および渋谷町の藤沢市への編入が三〇年四月五日から発効する旨を告示した。



財産処分について、ここで、町村の廃止編入にともなう財産処分のことについて、簡単にふれておこう。御所見村については、一丸合併であったので、その全財産が藤沢市に帰属したことはいうまでもないが、小出村、渋谷町の場合は分村（分町）合併であるので、旧町村の財産をどう分けるかが問題になった。折衝の結果、両町村についてそれぞれ結論が出され、議会で認められた財産処分の内容は、次のようなものであった。

▽小出村分村合併にともなう財産処分要領

一、小出村における財産（昭和三〇年一月一日評価額）の処分については、藤沢市合併地域と茅ヶ崎市合併地域との昭和二十五年国勢調査時人口、昭和二九年度村民税および固定資産税の調定額を基礎とし、按分率を定めそれぞれ処分する。

按分率は次のとおりとなる。

藤沢市合併地区分	四〇・三三%
茅ヶ崎市合併地区分	五九・六七%

二、不動産（中学校を除く）はその不動産の属する土地の団体の所有とする。  
三、前項によりそれぞれの団体の所有となるべき財産の評価額が第一項のそれぞれの団体の按分額をこえるときは、その差額を一方の団体に支払うものとする。

ただし、小出村芹沢四〇八九ノ二に所在する溜池及び同堤一九二八ノ一に所在する小出村巡査駐在所の財産分配については、これを除外し、評価の対象外とする。

四、備品、消耗品、現金その他金銭に換算できるものの分割の基準は、すべて第一項の按分率により処分する。

五、役場庁舎については、その所有に関係なく、当分の間両市の共同使用とする。

〈別紙〉

一、小出村の財産から藤沢市の財産に帰属せしめるもの

1 建物

小出村立小出小学校遠藤分教場

(小出村遠藤六一二八。一二六坪二五)

二、小出村の財産から藤沢市及び茅ヶ崎市の一部事務組合の財産に帰属せしめるもの

1 小出村立小出中学校

右は藤沢市及び茅ヶ崎市の一部事務組合を設置し、当該組合に帰属せしめるものとする。

三、小出村分村合併にともなう財産処分要領第三項により、茅ヶ崎市から藤沢市に支払うべき金額

一金 三一〇万二六五四円也

右金額は次により支払うものとする。

昭和三〇年度 一五五万一三二七円

昭和三一年度 一五五万一三二七円

▽渋谷町の廢置分合にともなう財産処分について(別紙財産処分要領による)

渋谷町の財産から渋谷村の財産に帰属せしめるもの

一、土地

面積七反九畝〇六歩 評価額三万五三八八円

二、建物

旧北分校、新北分校、渋谷小学校、役場庁舎、町有住宅（署長官舎）、同（教員住宅）、同（巡査駐在所二）  
計評価額一五〇〇万八五一五円

三、負担

1 渋谷北分校建設資金起債未償還額

元金二〇〇万円、利子一四〇万三六一〇円、計三四〇万三六一〇円

2 一時借入金 四五一万九六一三円

〈別紙〉

渋谷町の廃置分合にともなう財産処分要領

一、渋谷町における一切の財産（不動産については渋谷町税務課の調査による評価額による）の処分については、渋谷町と渋谷村との昭和二五年国勢調査時の人口、昭和二九年度町民税、固定資産税、自転車荷車税の調定額の合計額および土地台帳に登載された両地域の面積の割合に按分する額によってそれぞれ処分する。なお、その按分率は左記によるものとする。

記

- 1 昭和二五年度国勢調査時の人口による率 四〇％
  - 2 昭和二九年度町民税、固定資産税、自転車荷車税の調定額の合計額による率 三〇％
  - 3 土地台帳に登載された面積による率 三〇％
- 二、不動産（新築中の北小学校を含む）の所有は、その不動産の属する土地の団体の所有とする。
- 三、第二項によりそれぞれの団体の所有となるべき財産の評価額が第一項のそれぞれの団体の按分額をこえるときは、その差額を左記要領により一方の団体に返済するものとする。

記

昭和三〇年度から五ヵ年間に返済するものとし、その償還方法は均等割の方法により年一回、三月三十一日までに支払うものとし、利息は無利息とする。

四、渋谷町南小学校の建築資金借入金（起債）一〇、〇〇〇千円及び北分校の建築資金借入予定額（起債）二、〇〇〇千円の支払負担の割合について第一項の基準により定めるものとする。

この場合、その学校を所有する団体が借入先との関係においてはその学校に対する借入金の金額を引継ぐこととなるので、引継いだ起債額と分担額との間における差額を生じたときは、それぞれその差額を借入条件にしたがって一方の団体へ支払うものとする。

五、現在新築中の小中学校の建物及び付属施設費の評価額は、すでに竣工したのものとして評価し、その評価額は請負金額とする。

中学校の建築及び管理維持については当分の間一部事務組合を設置し、その建築費については第一項

の基準により、管理維持については生徒数により、それぞれ負担するものとする。

六、備品、消耗品、現金その他金銭に換算できるものの分割基準はすべて第一項の基準による。但し分割不能のものは協議により定めるものとする。

七、役場については、その所有に関係なく事務引継ぎに支障を来さぬよう当分双方にその使用を許すこと。

藤沢市建設計画 小出村遠藤、御所見村および渋谷町を編入合併して、三〇年四月五日正式に誕生した新しい藤沢市を、どういう基本方針で建設していくかを定めたものが、四月四日知事に提出された「藤沢市建設計画」である。この計画は四月二日の関係各市町村議会ですけれども全員一致可決されたもの。その内容のあらましは次のとおり。

#### ▽基本方針

首都の近代的衛星都市建設を図るため、(1)編入する三町村の大部分は農業地帯なので、特に商業との連絡のもとに産業都市発展をはかる(2)重要道路の拡張整備をはかる(3)交通通信の便をはかるとともに住宅保健行政に意を用い福祉都市としての育成をはかる(4)小中学校の整備と併せて高等学校、専門学校など各種教育機関の整備充実のほか、公民館、図書館などの社会教育施設の充実を図る(5)市内通話、市内配達の改善、府県道の整備などにより実質的生活圏、経済圏を一層密ならしめる(6)藤沢駅舎改築をはかる。

▽市役所支所または出張所の統合整備

(1) 小出村遠藤に遠藤支所を新築する。

- (2) 御所見村役場を御所見支所とする。
- (3) 渋谷町に長後支所を新築する。

▽小、中学校その他の教育文化施設の統合整備

- (1) 小出村立小出小学校遠藤分教場を増築し「藤沢市立秋葉台小学校」と改称する。
- (2) 御所見村立御所見小学校を改築し「藤沢市立御所見小学校」と改称する。
- (3) 渋谷町立南小学校を増築し「藤沢市立長後小学校」と改称する。
- (4) 秋葉台小学校増築は応急的措置なので適当な地域に小学校を新築する。
- (5) 小出中学校は茅ヶ崎市及び藤沢市との組合立中学校とし「茅ヶ崎市藤沢市中学校組合立小出中学校」と改称する。

- (6) 御所見村立御所見中学校を「藤沢市立御所見中学校」と改称する。
- (7) 渋谷町立渋谷中学校は渋谷村及び藤沢市との組合立中学校とし「渋谷村藤沢市中学校組合立渋谷中学校」と改称する。

- (8) 秋葉台中学校を新築する。
- (9) 御所見村で実施していた季節保育所を常置の幼稚園とする。
- (10) 遠藤地区内、御所見、長後に公民館（図書館併設）を新設する。

▽消防施設の統合整備

- (1) 市消防分署を渋谷地区に設置し自動車ポンプを配置するとともに、その他編入地域の消防力強化をはか

るため消防ポンプ、貯水槽その他器具を増設する。

(2) 消防分署の新設を機に団の統合整備をはかる。

▽病院、診療所その他の衛生施設の整備統合

(1) 御所見村にある診療所を役場付近へ移転する。

(2) 市内下土棚にある塵芥焼却場を整備充実して編入町村の塵芥処理を行なう。

▽授産施設、保育所その他の厚生施設の整備統合

(1) 渋谷町長後地内に共同作業所の分所を設置する。

(2) 編入町村への公営住宅建設を計画する。

(3) 遠藤地区内に児童遊園地を設置する。

(4) 渋谷町長後地区内に公益質屋を設置する。

▽道路、橋梁その他土木施設の整備

(1) 次の道路の拡張整備を計画する。

〈小出村遠藤地区〉

①羽根沢・矢尻線改修②石川・矢崎・打戻線改修③石川・北原神明谷・宮原線改修④六地藏・琵琶島・笹

久保線改修

〈御所見地区〉

①宮原・神明谷（小出）線新設②府県道菖蒲沢・戸塚線改修（継続事業）

〈渋谷地区〉

- ①府県道藤沢・町田線改修（継続事業）
- ②天神社線改修
- ③中高倉・鷹匠橋線改修
- ④下高倉・四ッ辻線改修
- ⑤小谷戸・上分線新設

(2) 次の橋梁の架替を計画する。

- ①目久尻川に架橋
- ②十二枚橋（木橋）架替
- ③戸中橋（コンクリート）架替
- ④御所見地区内平塚線に排水路を設ける。

(4) 渋谷町商店街及び住宅街の下水道は本年度から実施する本市下水道事業の一環として考慮し、その実現をはかる。

▽開田、開畑、干拓、かんがい、排水施設その他の土地改良

(1) 引地川沿線水田の土地改良事業を次により助成実施する。

渋谷町長後地区受益面積 一八二反

(2) 引地川以西及び以東の畑地土地改良事業を次により助成実施する。

受益面積 一八三反

▽その他の建設事業

(1) 藤沢駅南口を整理し駅前広場を約三六〇〇坪新設する。

国鉄、小田急、江の電の総合駅舎を民衆駅舎として建築し、その規模は鉄筋コンクリート六階建、総面

積一八〇〇坪とする。



小田急ホームは高架で二階に乗入れ、江の電ホーム及び国鉄ホームは地下連絡とする。

## 六 遠藤地区分村後の紛争

つつがなく町村合併も終わり、藤沢、茅ヶ崎両市とも盛大な合併記念祝賀式をあげて、まだその喜びも消えさらぬ三〇年六月二四日、藤沢市議会に一つの請願が提出された（注・このときの市議会は四月の改選で議員の顔ぶれが新しくなっていた）。それは、藤沢市遠藤五五〇七飯島彦三郎氏ほか七〇九名の連署をもって「藤沢市大字遠藤字丸山部落の一部は、小出村が茅ヶ崎市合併と同時に茅ヶ崎市に合併されたので、従前のとおり遠藤地区とされるよう、境界の変更を願いたい」旨を請願したものであった。

この請願は、六月三〇日の定例会に提出されたが、調査特別委員会をつくってこれに付託され、さらに八月九日の本会議で特別委員長（中田吉太加議員）報告のとおり採択となった。その審議の過程で明らかになった事情は次のようなものであった。

小出村を廃止し、大字堤、芹沢、下寺尾および行谷の四部落は茅ヶ崎市へ、大字遠藤は藤沢市へ、それぞれ編入されたのが今回の合併であったが、実は遠藤部落がそっくりそのまま藤沢へきたのではなかったのである。請願書によると、大字遠藤のなかの字丸山は、従来二本松部落会（堤、芹沢、遠藤の三大字にまたがって組織されている）のなかに入っており、二九年十二月二〇日の宣言議決のさい、字丸山の一部は大字堤へ、一部は大字芹沢へ区域変更の措置をとられたため、そのまま茅ヶ崎市へ合併されてしまったのであった。したがって、藤沢市が大字遠藤を編入したときは、その遠藤のなかに丸山部落の一部は入っていなかったのだ。

ある。

このことは歴史的経過を無視し、かつ、区域的、地形的にみても不自然であり、そのうえ遠藤部落民の意思に反するものだから、以前のとおり遠藤地区にもどし藤沢市に編入してもらいたい、というのが請願の趣旨である。

ところがこのとき、遠藤地区には丸山部落の立場とまったく逆の立場に置かれた住民もあって、この人たちは編入された藤沢市から分離して茅ヶ崎市に編入してもらいたいという運動をおこなっていた。それは丸山部落を取り囲むような形になっている遠藤地区南部の九七戸（遠藤地区の戸数は三四〇戸）で、この住民は藤沢合併後すぐさま県に茅ヶ崎合併の請願を提出していた。この人たちが茅ヶ崎合併をのぞむ気持は非常に強く、茅ヶ崎合併が実現しない限り市税を払わないという納税拒否の運動すらおこなっていた。この紛争は家庭内にまで持ち込まれ一家の主人が自殺するという悲劇を生んだり、その他さまざまなトラブルをひきおこしたが、いったん正式手続を経て決まった町村合併の結果を、たとえ部分的にでも改めることはきわめて困難なことであった。

したがって、この遠藤南部の紛争ははずると長びいた。県合併審議会による実情調査などを経て三十二年二月二三日、県町村合併調整委員会は、藤沢市が県の協力を得て公民館の建設、道路の整備などを行なうことを条件に、境界線の現状維持を藤沢、茅ヶ崎両市に勧告した。藤沢市議会はこれを受諾したのに対し、茅ヶ崎市議会がこれをことわったため、県の調停も三三年一月二七日に打ち切られ、ついにこの紛争は未解決のままとなった。

## 第五章

### 新しい都市づくりの基礎固め



周辺町村の合併を終わって、新しい藤沢市はいよいよ首都圏内の一〇万都市となり、大藤沢発展の礎石を築いた。

しかし、近代的な大都市に発展していくためには、都市計画、生活環境、文教施設、交通通信施設など各方面にわたって、手を着けられねばならない事業は山積していた。

本章は、合併後の新しい藤沢市が、次の本格的な「高度経済成長」時代にそなえて、都市づくりの基礎固めをしていくうえでどのような課題に直面しなければならなかったか、そのなかで藤沢市議会がなにをしたかを記述することにあてられる。

その本題に入る前に、記しておかなければならないのは、町村合併を一切完了した直後に行なわれた三〇年四月の市議会改選の結果と、それと同時にに行なわれた県議選、ならびに同年二月に行なわれた総選挙の結果についてである。

## 第一節 三〇年の総選挙、県議選および市議選

### 一 三〇年二月の総選挙

昭和三〇年の前半は、一月末から四月にかけて総選挙、統一地方選挙と選挙一色にぬりつぶされた感があった。なかでも二月二七日に行なわれた第二七回総選挙は、前年の暮れに吉田内閣に代わって鳩山内閣が成

立したあととはじめての総選挙ということで、国民の関心はかなり高まっていた。

すなわち、この総選挙の特徴としてあげられた点は、

(一) 六年間の長期政権を維持した吉田自由党が政権の座を降りて「清新」を標榜する鳩山民主党内閣(一九二九年二月一〇日成立) を選挙管理内閣として選挙が行なわれたが、本質的にはほとんど変わらない二つの保守党の政権争奪に対して、国民がどう判断するか。

(二) 左右社会党が統一政権をスローガンとすることで、保守と革新の対決が次第に鮮明になってきたが、国民はどちらを選ぶか。

(三) 国内的にはデフレ政策の浸透による国民生活の悪化、鳩山内閣の登場によってクロースアップされてきた憲法改正問題など、国際的には対米一辺倒の自由党の政策の再検討などが、国民の関心のまどであったが、国民がこれらの問題にどんな回答を出すか。  
などであった。

その総選挙の結果は、民主党一八五、自由党一一二、左社八九、右社六七、労農党四、共産党二、諸派二、無所属六、計四六七という色分けで、予想されたとおり民主党の勝利、自由党の惨敗の反面、革新派のめざましい進出となり、この結果はひきつづいて行なわれる地方選挙に微妙な影響をおよぼすこととなった。

神奈川三区の選挙結果は、河野一郎(民主) 安藤寛(民主) 片山哲(右社) 森島守人(左社) 小金義照(自由)の五人が当選、岡崎勝男、岩本信行(いずれも自由)が落選するなど、ここでも自由党の凋落と左右社会党の健闘ぶりが目立った。

## 二 県議選、市議選

四月二三日に行なわれた県議選の結果は、依然保守系が過半数を占めたが、左社一名、右社六名、計七名と改選前の一二名にくらべ五名の増加をみたことは、知事選に示された相沢重明候補（左社）の三〇万票を上回る得票とともに、革新陣営に対する県民の期待の大きいことを物語っていた。

藤沢市における県議選（定数二）の結果は次の通り。

当選 八三〇四票 栗原 直義 51 民主元

” 七六一一票 藤田 純 53 右社新

次点 七一九票 青木豊三郎 47 自由前

” 六〇四五票 野口 順一 49 左社新

” 五八六六票 二見林太郎 54 無 新

さて、県議選から一週間後、四月三〇日に行なわれた藤沢市議会議員の改選は、三六議席に対して六五人の候補者がシノギを削ったが、その結果は、改選前の顔ぶれにくらべて大きな変化を見せなかった。新人は三四人も出馬したにもかかわらず、当選は一三名に止まり、元議員は三名。

党派別では、圧倒的に保守政党と保守系無所属が多かったことも前回と同じ。千票の全台を突破した数名の当選者を除けば、他はみな票数が接近しており、毎回のことながら市議選のつばぜり合いの激しさを示していた。乱立のため総倒れのうわさのあった渋谷地区からは、かろうじて二名の当選者が出た。

第一節 三〇年の総選挙、県議選および市議選

当選者の氏名、得票数など次のとおり。

得票数	氏名	年齢	所属	職業	住所
一五二一	山口 倉吉	48	自由再	旅館業	片瀬
一三五五	大和田 武	49	共産再	水道工事	鶴沼
一二三八	甘粕 三郎	31	保無新	海浜ホテル 専務	片瀬
一二一六	石井 清	41	保無再	病院長	弥勒寺
一一九五	長嶋 満	42	保無新	農業	宮原
一〇三九	富田 泰	58	保無新	農業	遠藤
一〇二七	吉田 隆	53	無新	団体役員	仲町
九九七	秋本 信善	62	自由再	会社社長	石川
九九六	深沢 謙治	54	民主再	会社社長	鶴沼
九八一	湯沢 正直	48	保無再	呉服商	大鋸
九七八	葉山ふゆ子	46	革無再	会社社長	鶴沼
九七八	佐藤 榮造	53	左社新	会社員	藤沢
九五三	金子 四郎	55	自由再	会社役員	辻堂
九三九	大島 真次	61	保無新	無職	亀井野
九三〇	石垣 荒一	45	右社再	会社員	羽鳥



九二六	青木保二郎	56	自由再	会社社長	大鋸
九〇八	田中喜八郎	49	保無再	会社役員	片瀬
九〇三	小金武雄	46	右社新	染物業	片瀬
八八八	関根久男	32	無新	農業	鶴沼
八七九	小野田拓司	62	保無再	ミシン会社 社長	鶴沼
八五六	青木靖一	43	革無新	医薬品販売 業	辻堂
八四六	山下正美	47	保無元	会社社長	藤沢
八三一	田辺政吉	49	自由再	旅館業	鶴沼
八二九	小山正光	62	民主元	会社重役	鶴沼
八一	相沢五郎	59	保無再	会社社長	辻堂
八〇九	平綿宗司	43	保無新	会社社長	葛原
七九〇	葉山キヨ	57	無再	会社役員	藤沢
七八六	渋谷寅吉	53	保無再	農業	西俣野
七八一	相沢清勝	42	保無再	漁業	辻堂
七七九	仲戸川桃人	43	無再	金物商	藤沢
七四三	豊島豊次郎	68	無再	医師	藤沢
七四二	中田吉太加	61	無元	無職	藤沢

七三七	藤井 金蔵	52	自由再	農	業	羽鳥
六九七	遠藤柳太郎	52	革無新	ラジオ商		高倉
六九二	齋藤正太郎	42	革無新	団体役員		鶴沼
六八一	塚越 正治	63	保無新	農	業	高倉
次六七七	村越 謙吉	46	民主前			藤沢

## 第二節 都市計画の基本構想と広域行政

### 一 都市計画の基本構想

藤沢市で都市計画の本格的な調査研究が始められたのは昭和三〇年であり、その基本構想がまとまったのは三一年一〇月の「藤沢市総合都市計画」の策定である。

この計画の構想は、従来住宅都市、観光都市という性格のほかに、工場を積極的に誘致することによって生産都市の基盤をつくり、藤沢市を単なる消費的ベッド・タウンから生産的な機能をも併せもつ総合的近代都市に発展させていくという基本方針にもとづいたものであって、現在の都市計画の基本もこのときにくられたものであった。このときの構想では、昭和五〇年の人口は二三十万人になると想定し、二〇年間で理想的な衛星都市を建設することをめざしていた。

この総合計画案が市議会にかかったのは三一年一月二七日の臨時会で、議員全員で組織する総合都市計画特別委員会（委員長石垣荒一議員）に付託され、同年二月一日の定例会で原案どおり可決された。そこで出たおもしろな議論を紹介しておこう。

**金子市長** 藤沢市は観光地帯、住宅地帯、商業地帯、農業地帯、工業地帯というふうにはほとんどすべての要素をかねそなえた複雑な都市である。これを総合的にどう伸ばすかという問題について、多くの調査と努力と決断が必要だ。そこで、純農村地帯を別にして、都市計画としてほぼ三千ヘクタール余の土地を対象とし、現在一一万の人口のうちの一萬三千余のところの土地を基にして、将来これを二〇万から二一萬くらいに増加させたい。

**深沢謙治議員** 将来人口が二〇万ないし二一萬になるという推定の根拠は何か。

**菅原文哉計画課長** 宅地として可能な土地の面積を調べたら三千ヘクタールある。そうすると二〇万から二一萬の人口が入る。逆に土地利用の面からみても、都市は農村の二三男の仕事の間を作る義務がある。それには生産施設が必要だが、藤沢と大船の間の平地を工場に使ってもらうのが最も合理的だ。そうすると集ってくる人口は、海岸の観光施設の整備強化によって集ってくる人口と合算して、大体二〇万から二一萬になるというわけである。

## 二 藤沢駅南部の都市改造

藤沢市の都市計画が、その基礎的調査、計画の段階から、積極的実施の段階に入ったのは昭和三三年度であった。

すなわち三三年度当初予算とともに実施に移された都市計画の主なものをみると、(1)藤沢駅南部地区一六万坪の土地区画整理による大改造と、これにともなう幹線街路および駅前広場の整備、(2)御幣山地区約一三

万八千坪の日本住宅公団の委託施行による区画整理、(3)住宅金融公庫の融資により三二年度から実施中の椎名谷団地約二万坪の宅地造成事業の完成ならびに分譲、(4)善行地区における新駅設置とこれにともなうその周辺の開発、(5)辻堂駅前および大道東の土地区画整理事業——などである。

このうち最も大がかりのものが、藤沢駅南部地区の土地区画整理事業であったことは、いうまでもない。もっとも、当該地区の土地区画整理による都市改造計画そのものは、すでに三四年一月につくられ、逐次、各区別に住民に対する説明会などが開かれていたのであるが、この土地区画整理事業を実施するための条例およびそれに関連する特別会計予算が市議会に提出されたのは、三四年度当初予算を審議した三月議会であった。

この土地区画整理計画による略図は、別図のとおりだが、これは、北は駅北口広場から東は境川、西は橋通り、南は秩父宮体育館から石上駅(江の電)までの、駅の南五二万八千平方メートルを区画整理しようとするもの。

駅前に広場(九九〇〇平方メートル)をつくり、ハイヤー、バスの駐車場を設け、駅東側踏切りには地下道をつくる。また、砥上、橋、東奥田、奥田、高砂の五カ所には公園を設置する。事業費総額は四億六一九〇万円、六カ年計画で完成させる予定となっていた。

ところが、この計画に対しては、地元石上地区住民のあいだに難色を示す者が多く、石上地区都市計画区画対策委員会を結成して、六月一七日市議会に対し、委員長井上勝利ほか三八三名の連署をもって請願書を提出した。

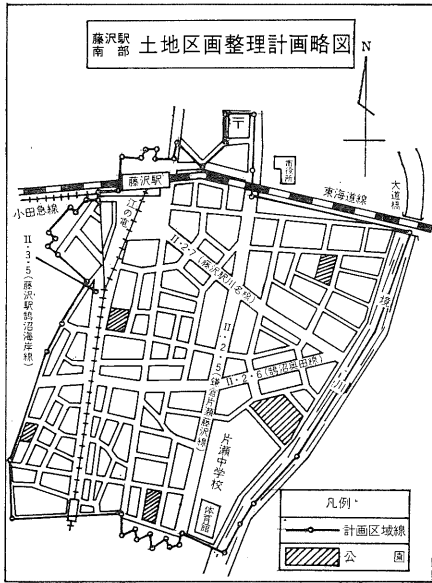
「藤沢市南部土地区画整理案に関する請願」の要旨は、次のとおりである。

藤沢市南部土地区画整理案が発表されたが、その計画は膨大なもので、住民は区画整理によって受ける利益より損失の方がはるかに多く、また、現在の静かな環境は失われ、住宅地は細分され、かつまた道路の拡張により交通の危険は増大する等、住民の意志には関係なく計画されており、当右上地区は今次計画案どおり施行することは相当無理を生ずるものと思うので、計画案告示前に再検討願いたい。

この請願は六月二〇日の市議会に提案されたが、紹介議員を代表して仲戸川桃人議員が説明したところによると、この右上地区は昔の観光道路として栄えたところで、かつてはわずか数十軒の世帯数しかなかった

が、このころには世帯数四四〇、人口二千を越す、藤沢市内有数の町内会に発展していた。

その地形は、市役所前から片瀬に通ずるいわゆる片瀬県道と江の電の軌道との大体中間の地帯で、その間を旧街道が通じている矩形の状態になっていた。丘陵あり、田畑あり、個人の住宅あり、アパートあり、また水道局、土木出張所等の官公署もあるというふうな、非常に変化に富んでいる。地区は上、中、下の三部落に分かれ、一番近いところで駅まで数分、遠いところでも十数分



で行かれるので、住宅地としては格好の場所であった。

この区画整理案がはじめて住民に示されたときには、住民は非常におどろいたが、しかし石上地区の住民は藤沢市の都市計画に原則的に反対というわけではなかった。ただ、この計画を実施する段階において、もう少し地元民、利害関係者の意思を当局が斟酌してやってもらいたい、というのが請願の趣旨だったわけである。

この請願は、建設観光常任委員会（委員長相沢清勝議員）に付託されたのち、六月二四日の本会議で採択された。

こうした経過を経て、区画整理案が藤沢市都市計画審議会（兼子一郎会長）の答申を得、正式に決定されたのは三四年八月二九日であった。この日の審議会は市役所会議室で開かれ、吉田、小金、石垣、小野田、山口、藤井、小塚、伊沢、仲戸川の各市議、栗原県議、石渡日大教授、林横浜国大教授らが発言した。

このなかで仲戸川議員が次のような意見を述べて注目された。①減歩は最小限にすること②補償は最大限にすること③換地移転は特別に考慮せよ④縦覧は個々面接して、意見は県へ具申するよう便宜を図れ⑤完工期間は厳守せよ⑥現行予算では無理だからできるだけ追加予算を組め⑦国鉄踏切閉鎖により諸車の回り路には事故防止を考慮せよ⑧この施工に当たっては最大の親心をもってせよ。

総事業費四億六一九〇万円の財源内訳は、国庫補助一億四三二〇万円、県補助三〇六二万円、市費その他二億八八〇七万円で、その他のなかには国鉄、江の電、小田急の受益者負担金三三〇〇万円が含まれている。

したがって市費は二億五五〇〇万円余の支出。工事費の予定は平均坪三千円。また減歩の平均は二割二分三厘であった。

なお、審議会は、答申にそえて意見書を提出した。意見書の内容は、江の電の駅を平面移転することは踏切を新設することになって、区画整理の根本理念に反することになるので、立体交差の実現のため、市と会社の協議を要望し、またこれについて国、県の格別の援助を要請するというものであった。しかし、県都市計画審議会で、この点は費用がかかりすぎるとの理由で採択されず、計画どおり平面乗入れということになってしまった。

こうして、藤沢駅南部の都市改造は具体的に発足し、その後六年間を費やして完成したのである。

### 三 「湘南市」構想のてん末

松岡県会議長の提唱 町村合併が進み県下の行政区画が再編成されようとしていたとき、一方で、湘南の海岸線をぐるっと取り囲んでいる茅ヶ崎、藤沢、鎌倉、逗子、葉山の四市一町を合併して「湘南市」を作ろうという構想が、二九年九月ごろ松岡正二県会議長の手で進められていた。

この「松岡構想」によると、四市一町を合併し、現在の市の行政区画に区制をしき、湘南市茅ヶ崎区、藤沢区、鎌倉区とそれぞれ現在の地名を残す。また、鎌倉まで延長施行されている湘南ドライブウェイを葉山まで延ばすほか、大船から柄沢―藤沢―睦合―大庭―高田―北茅ヶ崎―下町屋―南湖と山手道路を建設（地元、県、国庫が各三分の一負担）、これと湘南ドライブウェイを結んで循環線とし、市営バスを運行、横須賀、

東海道、江の島、小田原、相模線の五線と連絡させる。一方、市役所を鎌倉山から江の島寄りの海岸方面に建設し、ここから放射状に茅ヶ崎、藤沢、逗子などの中心地に連絡、代表的な住宅都市を建設しようというものであった。

もしこれが実現すると、人口二七万、面積千五百平方キロの大都市となるほか、年間二千三百万人の内外観光客を一手に収め、総合的な観光行政を行なうこともできる。また、水道も現在の県営に頼ることなく立派に経営できるし、ゴミ・し尿処理も一本化して円滑に行なうことができる。さらに、多角的な産業を包含することになるので、市営魚菜市場を充実し、物価を安定させることもできる。

これが「松岡構想」による「湘南市」建設の骨子であった。

もっとも、相模湾に臨んで「大湘南市」をつくるという構想は、戦前から流布されていたもので、湘南人士の一種の夢のようなものでもあった。

昭和二年、藤沢市に青年市長としてデビューした飛嶋繁は、就任一年余を終わると、片瀬江の島の合併を実現して住民の期待にこたえたと、ついで相模湾を一九とす国際海上公園、また片瀬鵠沼海岸埋立てによる水産業基地の建設、沿岸大住宅街などの構想を発表し、私費を投じて港湾関係の権威者らにその下調査をさせたりした。しかし、当時は、事業家としての飛嶋の手腕に期待はかけられたものの、建設資材の統制時代ではあるし、海上公園建設のために相模湾沿岸で都市連合体を結成するなどという飛嶋構想には、まともな耳をかそうとするものはない状態であったといっている。

ところが、町村合併の進展とともに、この湘南人士の夢が次第に具体化するうごきをみせてきた。「松岡



構想」はそのうごぎの一つの結晶ともみることができるといえる。

そして「湘南市」誕生のかけ声は三〇年四月の地方選挙でにわかには真実味を帯びてきた。関係市町間の懇談、打診などが公式、非公式にひんぱんに行なわれはじめた。

しかし、ここに最大の難点となったのは、「湘南市」の中核となるべき藤沢、茅ヶ崎両市の関係が、旧小出村の吸収合併をめぐるあつれきを契機に、急速に冷却していったことである。

そのため、三〇年の地方選挙で盛り上がった「湘南市」実現への胎動も、同年後半にはふたたび鎮静し、具体的なうごぎを中止してしまった。

寒川町あつせんに乗り出す　こうして「湘南市」問題は立ち消えになるかと思われていたとき、三一年七月二一日突然、高座郡寒川町から藤沢、茅ヶ崎両市に対し、二市一町合併による「湘南市」実現の申入れが行なわれたのである。すなわち寒川町の藤沢町長、大久保町議会議長、亀山、佐野両町議は、同日両市を訪れ、寒川町がそれまで隣接町村との合併に冷たい態度をとってきたのは、藤沢、茅ヶ崎、寒川合併による「湘南市」実現の希望があったからで、来春の町議会改選のあと、合併を活発に推進したい、との意向を表明した。

これに対し、茅ヶ崎市側が非公式に表明した意見は「原則として湘南市実現には賛成であるが、二市一町が一度にやる合併ならば非常によい。しかし、吸収合併になるときは断わると同時に、もしそうなるとすれば最初茅ヶ崎、寒川が合併し、そのうち藤沢と湘南市結成をしてもよい」というものであり、また、藤沢市側は「茅ヶ崎市は赤字一億円余を抱え、しかも自主財政再建でやる状態にあるとき、こちらも内政面の充実

を図り健全財政確立をやっている。もし赤字をもつ市と一緒になるとすれば、市民が納得しないと思う。寒川とならばいつでも合併するが、茅ヶ崎とは時間をかけてからならば合併も考えられる。ただ一億円余の赤字を茅ヶ崎が合併後まで持ち越さなければ、また考慮の余地もある」といい、両者の意見は全くくいちがっていた。(両市の非公式意見は『神奈川新聞』昭・31・7・22付の報道による)

こうして寒川町のあっせんによる第一回の話し合いは失敗に終わったが、寒川町の大久保議長ら四名は同年八月二〇日、ふたたび両市を訪問、熱心に「湘南市」実現の必要性を説得した。ここで、第一回交渉のさい大きなガンとなった茅ヶ崎市の赤字一億円余の解決方法についてただしたところ、茅ヶ崎側は、不均一課税によってこれを処理すれば湘南市実現が可能となるのであれば、この方法を講じてもよいと、若干譲歩の態度を示した。また、藤沢市側も、茅ヶ崎が赤字処理をあくまで自己解決するとの原則を打ち立てれば、二市一町合併も考慮してよい段階にあると回答、さらに金子市長は、議員の問題についても臨時の条例をつくれば定数は現在のままでもよいことになると、微妙な態度を示した。

この交渉の結果に基づいて、茅ヶ崎市は八月二三日午前九時から市議会全員協議会を開き、この問題の審議を行なった。はじめ出口市長と赤間市議会議長から、二市一町合併問題につき寒川町から要請があるので慎重審議してもらいたい旨を説明、「湘南市」建設を前提にした寒川町との合併を進めてゆくか、あるいは過去において再三茅ヶ崎から呼びかけてきた茅ヶ崎、寒川両市町だけの合併を押しすすめてゆくかが討議されたが、寒川町議会はすでに「湘南市」構想を最良のものと考え、全会一致で両市に要請してきたのであるから、茅ヶ崎市議会も原則としてそれに賛成の態度をとるとし、全議員からなる「市政振興対策委員会」

を設け、こんごの「湘南市」問題と寒川町との合併を研究することになった。

一方、藤沢市も八月三十一日、寒川町に対し「茅ヶ崎市との三者会談を開くことに異議はない。議会とよく相談のうえ、日時を決定したい」旨を伝えたので、いよいよ「湘南市」実現をめざす初の三者会談を開く機運は熟してきた。

三一年九月八日午後二時から寒川神社において、はじめての三者会談が開かれ、「湘南市建設研究会」（仮称）を設けて同市建設に努力する旨の申合せが、なごやかな震囲気のうちに決められた。

すなわち座長・藤沢寒川町長の提案による「湘南市建設研究会」の設立は満場一致で決定、つづいて同研究会の運営方法が検討されたが、毎月一回一〇日前後に三者が輪番で会場を持って定例会を開くこと、代表議員は各一〇名とすることなどで意見が一致し「湘南市」への胎動はようやく軌道に乗りはじめた。

△申合せ▽ 市町村合併も最終段階を迎え着々と最初の目的完遂に近づきつつあることは、地方自治の強化確立のため喜ばしい。政治、経済、文化の真の理想郷を建設するには、藤沢、茅ヶ崎、寒川の二市一町の区域を主体とした総合的都市建設なくしては住民の福祉増進はない。ここに湘南市建設に鋭意努力することを申し合わせる。

この日の三者会談への藤沢市側の出席者は次の一二名であった。

市長金子小一郎、総務部長山本務本、秘書係長伊草昇、市議会議長秋本信善、同副議長石垣荒一、新政会田辺政吉、同志会相沢五郎、清風会湯沢正直、公正会田中喜八郎、新和会平綿宗司、革新議員団佐藤榮造、市会事務局長加藤照三郎。

なお、この段階で「湘南市」構想の提唱者松岡県議会議長が『湘南新聞』に寄せた次の一文は、二市一町

合併が将来の「大湘南市」につながる構想であることを、あらためて明らかにしたものととして注目された。

大湘南市の建設は先年私も提唱したが、まだ具体化するまでには進んでいない。今回、寒川町の提唱する寒川、茅ヶ崎、藤沢の二市一町による湘南市の建設は、第一段階として喜ぶべきことである。しかし、第二段階としては、鎌倉、逗子、葉山の二市一町をも加えたもので、大湘南市をつくるべきであると考えている。

人口から見ても、寒川、茅ヶ崎、藤沢の二市一町で一七万七千七九人、鎌倉九万一千三二八人、逗子三万八千九一人、葉山二万五千二百九人、二市一町の合計一五万四千四八八人。前記の第一段階の湘南市と加えると三三万一千八二七人。たちまち三十余万の中都市となり、文化、観光、産業各方面にわたり共通点の多い市が合併して、行政の合理化もできるし、施設の完備もできやすくなる。(中略)

しかし、ここに一言しておくことは、面目にこだわったり自己の地位にこだわったりして、吸収合併などでなく、あくまで対等合併でなければならない。大局的見地にたてば、一市一町の面目や小さな利害の問題ではない。また、理事者や議員の利害の問題ではない。自治体行政の発展のためである。

(『湘南新聞』昭31・10・5付から)

ふたたび暗礁へ だが、この構想が軌道に乗ったと見えたのは表面的な現象であって、合併への実質的な運動は、そう単純には進展しなかった。ことに茅ヶ崎市市長が出口から内田にかわったことが、ひとつの転機となって、「湘南市」実現のための努力は著しく後退してしまった。このことは当然藤沢市側のうごきにも反映し、かつての積極的な姿勢は失われた。三二年三月議会における金子市長の答弁がそのことを物語っている。

斎藤正太郎議員 (前略) 次に、湘南市の建設の問題でございますが、きくところによると、茅ヶ崎市長の内田氏

は、湘南市建設を公約に当選しているそうであるが、わが藤沢としては、市長はこの湘南市建設について、積極的に推し進める意思があるかどうか。この点についてお尋ねしておきたい。

**金子市長** 茅ヶ崎市の内田市長の話では、湘南市の建設ということよりも——勿論そうですが、先ず第一に、寒川町と茅ヶ崎が一緒になるのが順序だということをおっしゃるのをきいております。でありますから、そういうふうな意味におきまして、それからのちに藤沢市と一緒になるという考えをもっておるのではないかと思ひます。しかし、私どもにいわせれば、同時に一緒になるのがよいのではないかと考えますので、今後もその方針で進みたいと考えております。(三二年三月一四日本会議)

こうして「湘南市」構想は、寒川町の異常な熱意と努力にもかかわらず、ついに実を結ぶことがなかつた。

なぜこのような事態になつてしまつたかについて、後日金子市長は、次のように事情を明らかにしている。(三四年一月一八日の本会議における伊沢十郎議員の質問に対して答えたもの)。

これは新聞紙上にもかつてありませんでしたが、私どもがこの三者の合併を策したのは、昭和二八年に町村合併促進法が施行されて、各地におきまして合併が行なわれましたそのときにも、私ども寒川に向つて一応の合併のことに対する申入れをしたのであります。しかしその当時は、なんといたつても寒川は比較的黒字の財政でありまして、今でもそうでありませうけれども、特にその当時とすればめづらしくほかの町村と比べまして黒字の財政でありまして、そして人口はとかく一万二千近くあつた。こういうふうな関係から、ついによそも自分の方へ入れないかわりに自分の方も独立していきたい、かような考えで私どもの方へお断りがあつたのであります。その後昭和三年にいよいよ暫定法でありますところの合併促進法というものが消えまして、新たに新市町村建設促進法という法律がかわつて

できました。(中略) そこで、この問題につきましては、もう一べんどうかという話があったのであります。たまたま御承知のとおり、今でもそうでありますが、寒川の町会議長の大久保氏がこの問題に対しまして私に相談があったのであります。私の方でも是非そうしてもらいたいというふうなわけで、手をつなごうというふうなことになったのでありますけれども、その後これはどうしても茅ヶ崎が一緒でないと寒川自体がときには分裂するおそれがあるかもしれないという点から、どうしてもこれは道連れといつてはわるいが、茅ヶ崎市をどうしても入れなければならぬというふうになったのであります。そこで茅ヶ崎と寒川と本市の間で、その当時の議員はよく知っておりますが、二三回、寒川で会議をいたしましたり、あるいは茅ヶ崎においていたしました。本市においてもいたしましたりしてやっているのでありますが、やはり先程のような一部の原因はあったかもしれない。しかし、私どもは茅ヶ崎市というものの将来を考えてみますと、決して悲観しておらなかつたのです。確かに赤字はあったけれども、将来はこの意味からいうときには、鎌倉以上にこれは発展する都市じゃないかというふうにさえ考えておつたのであります。あながち私の方でふつたのではない。

ところが残念なことに、昭和三二年のはじめでしたか、ついに出口市長がおやめになつてしまつたのであります。これが非常に私どもにとっては打撃であつたのであります。内田市長になつたのであります。ところが内田市長は、これは私の忖度(そんたく)ですが、ほとんど確実だと思つたのですが、この問題に対して、藤沢市と一緒にするということに対しては、全然考えていないように私は思えるような節もたびたび私に対してみせたのであります。特に御承知のとおり、あの遠藤南部の問題以後、もちろんあれは出口さんも多少その渦中に入つて南部を自分の方へ、つまり茅ヶ崎の方へ割譲してもらつたように運動したことは事実でありますけれども、内田市長ほど熱心ではなかつた。そういうふうなわけで、そこにお互いに多少感情的になつたかもしれない。私の方は余りなかつたのですが、とにかく内田氏は藤沢市と余り一緒になることは好まなかつたように推察される。そこで実は三三年のはじめであり

ますが、内田市長が私どものところにまいりまして、あの問題はちょっと休んでおるけれども、私は今のところ藤沢市との間に都市合併をするということは考えておりませんので、御了承願いたい。それについては私の方は寒川町と合併する気持で今も運動しており、これからもさらに運動するつもりでありますから、御了承願いたいといって私どもにいつてきたのであります。実は私そのとき文書をもらおうかと思つたのですが、こういうことを角だてていうことは、かえってそれがために固くなり過ぎてはいけなと思つて、そうですかと軽くいつて、実はそのままにしたのであります。なるほど内田氏の考えておりますことは、御承知のとおり首都圏整備法におきまして、茅ヶ崎、寒川、対岸の平塚市一帯が首都圏整備の工場誘致の指定都市として認められることになつてきた。この好機を逸せず寒川町と一緒になろうという気を起したのでありますけれども、寒川は依然として直ちにといつふうなことにいつていないようであります。しかし休会はしておりますけれども、相互に委員を出してこれに対するところの交渉を進め得るような体制だけは整えておりますけれども、今のところ休んでおるのであります。(後略)

#### 四 江の島湘南港の建設

海の観光資源開発と江の島や片瀬東海岸の浸食作用防止のために、神奈川県総合開発審議会が立案した「江の島湘南港」の建設問題がにわかに具体化し、その是非をめぐる県、藤沢市、地元住民の三者が熱い論戦を繰り広げたのは、昭和三四年の後半から三五年にかけてであつた。

県の当初の構想によると、江の島の弁天橋に並行して幅八メートルの自動車専用有料橋と道路を建設し、江の島の東浦海岸には約九万九千平方メートル(三万坪)の埋立て工事を行ない、埋立地を観光センターとする。その突端には漁船の船着場を設け、さらに長さ三七〇メートル、幅一〇メートルの防波堤を築造し

て、干潮時でも三千トン級の観光船や漁船が棧橋に横づけができるようにしようというものであった。

藤沢市としては、この案が実現すれば、三九年に行なわれる東京オリンピックにヨット競技場として最適の港になるだろうと、はじめから大きな期待をかけていた。

建設促進を議決した市議会 昭和三九年の東京オリンピック開催が本決まりとなった三五年はじめ、藤沢市側には、この江の島湘南港建設を促進するため、市議会で要望決議をしようという機運が高まり、二月八日に市長から提案された次の議案が、全会一致ですらすらと決まったのである。

江の島港の建設促進について要望

本市片瀬江の島地区は、わが国有数の風光明媚を誇る観光地としまして、近年著しい発展をみております。しかるに江の島の対岸、片瀬東浜一帯は年々海岸が浸食されて、その将来が憂慮されるにいたっております。神奈川県におかれましては、この防止対策として江の島東側の岩礁を利用して防波堤をつくり、あわせて船舶接岸施設を造成し、房総、京浜、三浦、湘南、箱根、伊豆、下田、大島ならびに伊豆七島を一環とする海上公園地域想定のもとにこれら各地を結ぶ一大観光ならびに産業圏の中心とするための「江の島港」建設を計画されておることと仄聞しております。

この県が意図せられます江の島港建設計画案に対しましては、地元藤沢市が考えてまいりました意図とまったく合致し、地元藤沢市の将来における飛躍的大発展を招来することは、もちろん国策的に大きな貢献をなし得るものと信じます。

本市としては、以上の状況にかんがみ、全力をあげて御協力を申しあげますので、国ならびに県当局におかれましては、これがすみやかに実現せられますよう要望いたします。



金子市長の提案理由の説明によると、オリンピックのためのヨットハーバー建設については、当時横浜市（富岡）も候補地として名乗りをあげていたので、情勢を有利にするため早く市議会の議決を得て運動を促進するという含みがあること、および東浜の浸食防止と、将来この港を海上公園の中心たらしめる必要があることが、この要望議決のねらいであった。そして、市議会はいち早く、市長のこの提案に賛意を表明したのである。

名勝史跡指定解除と地元の反対　ところが、ここにひとつの障害が起こってきた。それは、すでにむかしから文化財保護法の規定によって「名勝史跡」に指定されている江の島に、新しい港をつくるためには、名勝史跡の指定を解除しなければならないが、県の文化財専門委員が指定の解除に強く反対していること、およびそのことと関連して、地元の観光協会が新港の建設は島の美観をこわすとして反対運動をはじめたことである。

江の島とその周辺一〇〇メートルの水域が文化財保護法による名勝史跡の指定を受けたのは、昭和九年一月、まだ片瀬町の時代であった。この文化財保護法は名勝史跡や天然記念物の現状維持を強く規制し、その地形を変えたり形質を変更することを許さないという建前をとっている。そのため、たとえ海上であっても、埋立てをし、港をつくるためには、名勝史跡の指定を解除してもらうことが必要であった。

この点についての議会における金子市長の説明によれば、世の中の進展状況からみて、多少なりとも資本をかけなければ、いかに名所旧跡あるいは名勝といえども、今日の人たちに遊覧その他をほしのままにさせることはできない。いかに保存すべきものがあるといっても、旧態依然としておいてはやはり観光客を誘致

することはできないわけで、そこに大きなジレンマがある。そこで、問題は、指定を絶対に解除しないか、あるいは解除してしまうか、二者択一の関係になってくる。

三月二三日の藤沢市議会では、議事に先立って市長が冒頭にこのことを報告したあと、「以上皆様方に申し上げて、もし諮問がきた場合には、私としては江の島観光港を作るためには、場合によっては史跡名勝の取り消し解除ということに對しましての賛成の答申をするかもしれませんから、その点特に御了承願いたいと思います。それであえてここで、議決を要する事項ではありませんけれども申しあげます」と、名勝史跡の指定解除について議会の事前了解を求める発言を行なった。議会は、市長のこの発言をその場で了承した。

同じ二三日、県は文部省文化財保護委員会に「現状変更申請」を出したが、この申請に添付された鈴木県教育長の意見書と県文化財専門委の答申に微妙な食いちがいがみられたように、関係者や一般県民の間にも「観光開発のために港が必要」という賛成論と「名勝史跡を守れ」という反対論の対立があって、それは日を追って激しくなる様相を示していた。

このころ『神奈川新聞』は「江の島湘南港是か非か」というテーマで、関係者たちの賛否両論を紹介したが、その代表的なものをみれば、問題の所在がいっそうはっきりするだろう。賛否両論のなかから、賛成論として金子市長の意見、反対論として三上次男県文化財専門委員の意見を紹介しておこう。

〔賛成論〕金子藤沢市長

観光港建設計画は片瀬東浜海岸の浸食を防ぐことから出発している。県が土地と水産資源に関する総合開発計画の

経済調査によって打ちだされ、最初は浸食を防ぐ突堤八百メートルを江の島から突き出す予定だったが、工事費がかさみ無味乾燥なので観光計画となった。この計画こそ、東洋のマイアミビーチと江の島の発展に必要であり、東浜の浸食対策とあわせて一石二鳥とおもう。

「観光港」が実現すれば、片瀬海岸の繁栄にくらべ年ごとに弁天橋渡橋者の少なくなっている江の島を繁栄にみちびき、自動車の乗入れも可能となる。したがって観光港実現のためには「緑の江の島」の史跡名勝というカンバンを失ってもいたしかたないと考え、さる二三日の市会最終日に、この意見をのべたが、反対の意思表示はなかった。ただ国の史跡名勝をはずされても、県の風致地区であるため、緑の江の島的美観は絶対に失わないよう、築港計画がはっきりすれば県に強く申し入れ、対岸の片瀬海岸とコントラストをもった観光江の島にしたい。

〔反対論〕三上次男県文化財専門委員・東大教授（東洋史）

県当局のいまの建設計画には全面的に反対だ。築港した内側を埋め立てれば、江の島じたいに手を加えなくても、必然的に江の島の周囲の美観をそこなうことになる。日本国民のだいじな財産、江の島を後世のためにも絶対に保護しなければならない。

県や県教委は文化財の保護に熱意を示しながら、簡単に保護の区域をこわすことは遺憾だ。為政者が率先して法律を守らなくてはならない立場を忘れてはならない。

文化財専門委員の答申を無視して県が国に申請したことは問題だ。県にたいして責任を追究しなければならぬ。いままでも荒れている江の島をさらにこれ以上こわしたくない。（後略）

（『神奈川新聞』昭35・3・26）

このような地元の賛否両論は、当然文化財保護委員会にも反映し、同委員会では結論を出すことに慎重な態度をとった。

しかし、県はあくまでも建設計画を推進するハラで、関係各方面との話がつけば、六月県会に調査費を含む事業費の一部を提案する準備を進めた。ただし、県の当初計画では、防波堤、護岸、岸壁、しゅんせつなどの港湾施設や道路、埋立ての工事費をあわせ総工費二六億円を要する予定であったが、その後総工事費を一五億円に縮小、当初は三千トン級の船三隻を横づけできる岸壁とする計画を二隻分に減らし、埋立て面積も一六万平方メートルから九万七千平方メートルに縮小、とくに道路敷など公共用地を除く一般用地の埋立ては八万平方メートルから三万六千平方メートルに削った。これは一般用地への商業資本の進出を最小限にとどめて俗悪化を防ぐとともに、江の島とその周辺の現状変更の規模をできるだけ小さくして、文化財保護委方面の不安にこたえようとする配慮に出たものであった。

しかし、それでも地元江の島の住民、とくに観光業者、旅館業者たちの反対運動はつづいた。四月一六日、島の中心にある大きな旅館、みやげもの店などの経営者の組織である江の島観光協会（岩本二郎会長）の代表六人は文部省で松田文相、河井文化財保護委員会委員長と会い「名勝史跡の指定解除に反対。江の島湘南港をつくるのは、国がぜひ必要と認めるならやむをえないが、その折は風致をこわさないよう、埋立てをしないでやってほしい」との要望書を提出した。

これに対し、湘南港建設を推進する立場の金子市長、山口倉吉市議会議長をはじめ市観光協会員ら七人もまた四月二二日、河井委員長を訪問、江の島湘南港の建設をすすめ、名勝史跡の指定をできるだけ早く解除してほしいと陳情し、さらに一行は運輸、大蔵両省にも同じ趣旨の陳情書を手渡した。

この日開かれた文化財保護委員会は、五人の全委員のうち一部から「江の島は名勝史跡としての価値がう

すい。指定を解除したらどうか」という発言があったが、他方「長瀬」のダムや「松島」の展望塔建設を許可しない方針をきめている現在、江の島の現状変更を許可することは好ましくない」と現状維持を主張する発言もあって対立し、結論が出なかった。

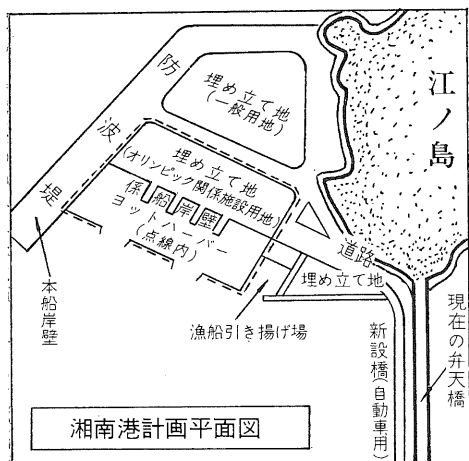
一方、東京オリンピック組織委員会が検討を重ねてきたヨット競技場は、富岡（横浜市）と江の島がはげしくせり合ってきたが、六月二日ついに富岡をやめて江の島につくることが正式に決定された。このことは、湘南港建設を促進するうえで決定的な要因となった。六月一〇日文化財保護委員会は、名勝史跡指定の解除を決定したのである。

湘南港建設の具体化と県の名勝史跡指定　こうしてオリンピック組織委員会のヨット会場正式決定と、文化財保護委員会の名勝史跡指定解除で、江の島にオリンピック用のヨットハーバーを含む湘南港を建設するというプランが、いよいよ具体化することになった。

県は六月二一日からはじまった六月定例県議会に、同港建設のための調査費七五〇万円を計上した。この計画によれば、江の島の東海岸の岸壁の内側に延長六八〇メートル、幅四〇メートルの防波堤を突き出させ、これによってこの計画のそもそもの出発点である片瀬東浜海岸の浸食防止に役立たせる。事業の主要は、防波堤の先端の内側一五〇メートルを二千トン級の観光船の発着が可能な本船岸壁とし、さらにその奥にヨットハーバーの建設や埋立地約十万平方米メートルの造成を行なう。ヨットハーバーは水面約三万三千平方メートル、係船棧橋四本、ヨット引揚げ場、クレーン等の用地六千六百平方メートル、その背後の埋立地九千七百平方メートルにクラブハウス、艇庫、修理場、倉庫などを設備しようというもので、また、江の

島と片瀬を結ぶため弁天橋に隣接して長さ三六〇メートル、幅七・五メートルの自動車専用橋をかけ有料道路とする予定。また、四〇メートルの幅をもつ防波堤の内側は駐車場として活用されるが、オリンピックのさいは埋立地の一部も駐車場にあてることになっていた。

ところで、国の文化財保護委員会が江の島の名勝史跡指定を全面的に解除したため、江の島地域の現状変更は野放しになり、その美観がそこなわれるおそれが出てきたので、県教育庁社会教育課は、江の島とその周囲一〇〇メートルを県の名勝史跡に指定する方針を固めた。これは、解除が官報に掲載されると、江の島



での建設事業は全く自由となり、民間会社の事業も勝手にやれるようになるので、そのうごきをチェックしようというものであった。

県のこの方針に呼応して「江の島を県の文化財保護指定地に切りかえて守ろう」という住民の運動も盛り上がりつつあった。

この県の指定には、地元の藤沢市教委が土地所有者の同意書を添えて県教委へ申請する手続が必要だが、江の島全島で五七〇筆、二五六人の地主の同意を得るには、かなりの時間がかかり、ようやく八月六日にいって市教委は二七七人を除く全地主の同意書を得て県教委に申請した。これで島の総面

積一八九〇アールのうち約八〇アール（四九筆）四〇程度が指定から除かれることになったわけである。

申請を受けた県教委は九月一三日の定例会で、江の島を、県文化財保護条例による県の名勝史跡に指定した。

なお、これより先、藤沢市議会は八月臨時会の第一日（八月一九日）「湘南港の港湾管理者及びその予定港湾区域の設定に対し同意することについて」の議案を可決した。これは、湘南港建設にともなう港湾管理者および予定港湾区域の設定が、七月二日県議会において議決され、公告されたが、県からこれらの設定について同意を求められたことに対する回答であった。その内容は、

一、湘南港の港湾管理者を神奈川県とする。

二、予定港湾区域は次のとおりとする。

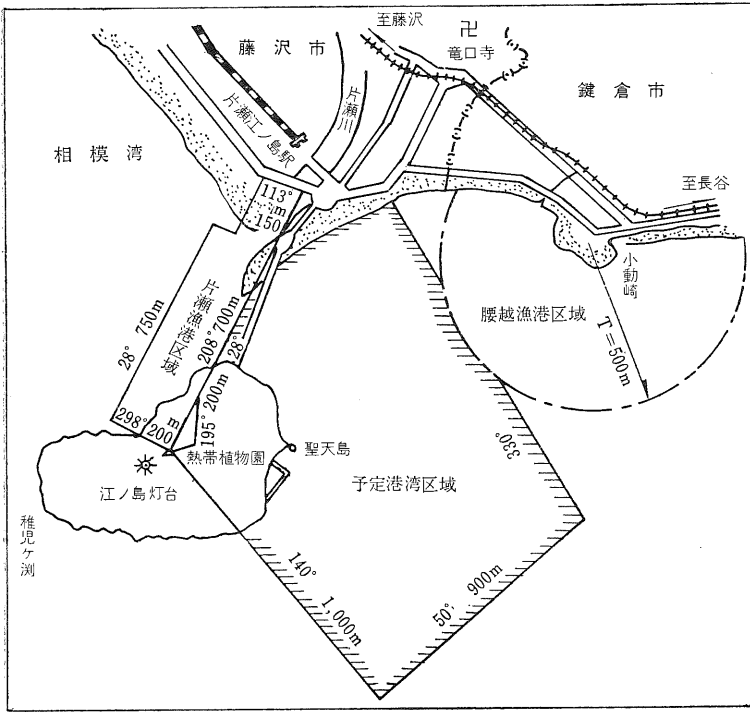
江の島三角点から一四〇度千メートルの地点まで引いた線

同地点から五〇度九百メートルの地点まで引いた線

同地点から三三〇度に引いた線

江の島三角点から二八度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面。ただし、漁港法により指定された腰越漁港の区域を除く（別図参照）。

こうして江の島湘南港は三九年に予定される東京オリンピックのヨットレース競技場に利用できるよう、県の計画では総工費一五億七五〇〇万円を投じ、三八年末の完成をめざして着工されることになった。そのための県、市関係者による地元民への説明会が九月一三日午後一時から地元の江の島神社で開かれたが、こ



れには地元から、築港による漁業補償問題などを中心に鋭い質問、批判が続出し、それまで押えてきた地元民の不満が爆発した感があった。すなわち、湘南港が建設された場合、①東浜海水浴場は客を誘致できなくなるのではないか。また関連して春秋の観光客も途絶えるのではないか②観光船の出入港によって重油が流れる心配がある③築港のさい人夫が相当はいるが、その飯場を江の島につくることは反対だ④湘南港の建設に伴い、一萬三三〇〇平方メートルの埋立地に東急、西武あるいは東海汽船など大資本が進出するうわさが出ているがどうか——などが、地元民の重大な関心であった。

ところが、これに対して回答したの



が県の土木河口課員三人で、海水浴場がそこなわれる心配はない、重油問題についてもいずれ進出してくる船舶会社に嚴重に注意する、飯場は江の島に設けないようよそを物色中だ、埋立地についてはどの会社が進出してくるか聞いていない、などいずれも責任ある答でなかったため、地元側はいっぺんに怒りを爆発させた。

さらに、築港以前に解決すべき重要な漁業補償問題についても、地元側から①漁民一三六人に對し二億七千万円、つまり一人平均二百万円の補償金が出るというわさがとんでいるがどうか②漁業補償は工事の測量にはいる前にどこでも支払われているのに、江の島の場合はなぜあと回しなのか③港湾建設には海底爆破工事も行なわれるはずで、これは海中に広範囲の影響を及ぼすが、これに關する定置網漁業の補償をどうするか——との質問があつたのに對し、漁業補償は水産課の担当なので、この席上では回答不能ということになり、県、市のやり方に対する地元側の不信を一層高めることとなつた。

しかし、その後地元民の知事に対する陳情などのなかで明らかになつたことは、知事ならびに県当局は、たとえ地元が反對しても湘南港はつくるという決意を固めていたことで、県は一二月県議会で漁民一人あたり二八万円相当額の漁業補償を計上、これを可決して、三六年五月工事に着手し、総工費はその後の追加を合わせて約二五億円、三年三ヶ月の超スピードで完成した(38・8・18)。

湘南港は、オリンピック後、大島航路が開発され、水中翼船も就航、海上観光ルート的一大拠点となつた。

### 第三節 都市づくりの進展に伴う諸問題

昭和三〇年代の急速な人口膨張に伴う藤沢市の都市づくりは、折りからの「高度経済成長」をバックとした財政事情の好転に支えられて、比較的順調に進んだとはいえるものの、急増する各種の行政需要に直面して、そこにはやはり幾多の問題が続出した。そうした都市づくりの進展に伴って出てきた諸問題のうち、代表的なものを、以下述べてみよう。

#### 一 し尿処理施設貯溜槽方式から加温処理へ

人口急増に伴って、すべての部門で生活環境整備の必要が強調されるのは当然だが、なかでもまっさき hands 手を着けなければならないのはゴミとし尿の処理施設である。ゴミ処理施設（焼却場）の建設については、第三章第一節で述べたように、すでに三〇年九月に完成して稼動をはじめていたが、し尿処理は依然として民間業者による汲取りと、貯溜槽への投棄という最も原始的な方法が続けられていた。たとえば三二年一月議会に提案された追加更正予算をみても、百石入りの貯溜槽六個の増設と三輪タンクローリー三台の新規購入の費用四八万余円が計上されている。これによって「し尿処理の完璧をはかっていきたい」というのが市当局の説明であった。

限界にきた貯溜槽方式  しかし、貯溜槽をいくつつくっても、急カーブで増加している人口から排せつさ

れるし尿を、この方法で処理することがすでに限界に達していることは、だれの目にも明らかであった。この追加予算に関する関根久男議員の質問に答えて、金子市長も率直にその窮情を述べている。

「たしかにご質問のように、タンクローリーを少し余計に買ったとか、小さなため池をこしらえたからといって、これは恒久的じゃないではないかということ、そのとおりだ。これはもうはつきり申すよりほかはない。しかし、一体こういうふうな暫定的処置によって幾年支えられるかという点、約二年しかもたない。それ以後は消化槽によらなければならぬことになる。そこで鋭意研究して昭和三四年までにはなんとかして消化槽の設置を実現させたいと思う」

また、三三年度当初予算を審議した三月議会（三三年）で市長が明らかにした、し尿の増加見込みによると、つぎのような深刻な状態が見通されたのである。

「まず三三年度におきましては、農家は一〇%くらいし尿処理が減ってしまう。一割くらい減ってしまうだろうという計算であります。そこで只今農家に使って頂いておるのは、三二年度において七万三五〇〇石くらいになっておりますが、できるし尿は一二万六千石もできる。あと残りの五万二五〇〇石はどうするか。これは仕方がないから山林など方々へ捨てる。三五年になると、できる糞尿は一四万四千石になるにもかかわらず、農家の処理は五万三千石に減ってしまつて、山林へ捨てなければならぬのが九万五千石になってしまふ。こうなつたらとても、山林へ幾ら捨てろといつても山林の所有者が承知しません。というのは山林がいくつもあるもんじゃない。方々にあつてもタンクローリーが山際まで入らないところがありませんからおぼつかない。いやでも応でもこの糞尿処理の問題について、皆様方が考えて頂きたいのは三四年に

どうしても作らなければならぬ。三三年から準備に入って三四年には絶対に作らなければいけないというところに追い込まれた。いかなる反対がありましてもこれをしなければ糞づめになってしまう」(昭和三三年三月一八日会議録)

こうして三四年度中におけるし尿処理場建設の必要性は、藤沢市政にとっていわば至上命令となった。しかし、処理場ができるまでも毎月のように増加してゆく汚物の処理を、いかに効率的、合理的にさばっていくかが当面の問題であった。そこで、九つあった市内のし尿汲取り業者を合併させて「有限会社藤沢清運」をつくらせ(三三年三月)、この会社を相手に市が契約を結ぶという方法がとられた。契約の内容は①市は三三年度および三四年度において衛生車各二両を製作し会社に無償貸与する②会社は寄付金として三三年度および三四年度各一八〇万円を毎月一五万円ずつ市に納付する③市は会社が寄付金を完納したときは、衛生車を無償で会社に払い下げる④会社は市の指定する地区内の汲取りは衛生車によらなければならない⑤無償貸与中の衛生車に要する修繕費、燃料費その他の管理費はすべて会社が負担する⑥会社は速やかに株式会社組織を変更するよう努めなければならない⑦この契約の一方の当事者は、他の当事者がこの契約による義務を履行しないときは、この契約を解除することができる⑧この契約の有効期限は昭和三五年五月三十一日までとする——というもの。

この契約によって市が購入する二台のタンクローリーと、従来業者がもっていた二台とを合わせて、四台のタンクローリーで人口密集地帯の汲取りの合理化を図ることが、この契約のねらいであった。藤沢清運はその後三四年六月に株式会社となり、さらに三七年四月には現在の藤沢市興業公社へと発展した。

加温処理場建設へ 懸案のし尿処理場建設のために、市は三三年七月一日、市議会議員全員と助役以下関係部課長をもって構成する「し尿処理施設調査委員会」をつくり、他市の視察なども行なって種々調査研究を重ねた結果、処理施設としては西原式加温消化槽を採用することを決定した。この施設の一日の処理能力は一二六キロリットル（七百石）で一五万人分（当時の人口は一二万八千人）。化学薬品を使わず、九四五キロリットルの消化槽二個で一五日間加温して脱硫水と汚泥に分離する。汚泥は火力乾燥して一日五〇俵（一俵五〇キロ）を粉末にして肥料や豚のエサに農家に払い下げるといふものであった。当時としては、県下で川崎市について大きな施設であった。

ところで、この種の施設を建設するとなると、どこにもっていくかが悩みのタネであることは藤沢市の場合も例外ではなく、いくつかの候補地をあげて検討を加えたが、地元の反対などがあって容易に決まらず、結局市内石川中の塚の元耕地だったところに白羽の矢をたてて地元を説得、三四年五月にいたってようやく土地買収の了解をとりつけることができた。し尿処理場建設を了承するにあたって地元が提出した対市要望事項は多数あったが、そのなかのおもなものをみると、①臭気があたりに四散しないように密閉式にすること②設計を公表し工事進行中でも地元民に見せること③伝染病の発生を予防するため薬剤を撒布すること④処理後の水によって農作物に被害を与えないこと⑤処理場で使った水以外の水も用水として地元を提供すること⑥部落の集会場を建設すること⑦火災予防のための用水槽を地元につくること⑧農道の改良と拡幅を実施すること、などであったが、市はそのほとんどを三年ないし四年以内に実行することを約束して、し尿処理場の敷地確保に成功した（買収地積一町四反九二五、価格四一九万五三三三円）。

そして、加温処理場建設工事に関する契約は、三四年一〇月二日の議会で、株式会社西原環境衛生研究所との間に、契約価格一億三五七〇万円、工期昭和三四年一〇月二〇日から三六年六月一〇日しゅん工まで、三カ年継続事業として締結することが議決され、一〇月三十一日起工式が行なわれた。

## 二 鎌倉市のし尿処理場問題

し尿処理問題で悩んでいたのは藤沢市だけではない。隣の鎌倉市でも、同じく深刻な処理場建設問題をかかえていた。

ところが、鎌倉市の場合は、その建設が藤沢市にまで影響を与えたという点で、どうしてもここで触れておく必要がある。

鎌倉市の三四年八月臨時市議会は、し尿の化学処理施設を実験的に同市内深沢につくることを決めた。これは、宝光化学工業、大原鉄工所、汽車製造の三社と契約して深沢に処理場をつくり、実験する。実験の結果、成績がよく公害がなければ市はその施設を買い上げる。もし成績が悪いときは、会社側は設備いっさいを取り払って原形にもどす、というものであった。

ところが建設予定地とされた深沢笛田は、鎌倉・藤沢両市の境にあり、そこで処理されたあとの廃液が片瀬川上流の柏尾川に流入する恐れが非常に大きい。そこで鎌倉市の山本市長、三谷議長が八月一〇日藤沢市を訪れ、金子市長、山口、石垣正副議長に会って了解を求めたのである。

しかし、藤沢市側はそのような了解工作に簡単に応ずるわけがない。逆に次の回答書を鎌倉市に送って

「反対」の意思を表明した。

お申入れに対しては、当市議会議長とも協議の結果、次の理由により、この建設については善処方をお願いする。

一、この処理施設からの放流水は当然柏尾川を経て片瀬川に流されるため、流域住民はもちろん、下流藤沢市住民のこうむる影響はきわめて大きいものがある。すなわち当市は、片瀬川河口を中心に東洋のマイアミ・ビーチ海岸をもち、片瀬江の島、鶴沼の海水浴場、各施設を含めて近代的な一大観光地帯を形成している。この観光地が、貴市が建設計画中の化学処理施設の不安定な操作による不利な条件が起こると、一瞬にして致命的大打撃をこうむる危険がある。

二、化学処理方法は、現在のところ採用した市は非常に少なく、とくに清水市ではこの放流水で人畜及び農作物等に相当の被害を与えた実例がある。その後研究改良されているとは考えられるが、強力な化学薬品を使用するため、放流水の中和調整が完全に行なわれないと、清水市の轍をふむことになる。

三、この化学処理施設の処理方法、試験結果が良好と判定されても、その後の運営操作が実験と異なる憂いもあり、また万一操作上のあやまりによって汚水が片瀬川に流入すれば、当市観光地が致命的打撃をうけるため、これらに基づく損害補償等の問題も懸念され、憂慮にたえない。

四、当市では研究調査の結果、この化学処理については短所が多いので、消化槽方式を採用することに決定した。したがって貴市においても消化槽方式を採用されるようお願いする。

五、なお、この化学処理の実験を近く行なうとのことであるが、この汚水は絶対に柏尾川に流さぬよ

う、万全の措置を講じられるようお願いする。

藤沢市は、この回答書を鎌倉市に送るとともに、知事および厚生大臣あてにも、鎌倉市の化学処理施設の許可について慎重に、適切な処置を願うという要請書を提出した。

市当局のこうしたうごきに呼応して、藤沢市民の間にも、鎌倉市の化学処理施設設置に反対する機運が高まってきた。山口市議会議長は九月一四日、地元業者、市議など二二人を招いて鎌倉し尿化学処理汚物放流反対期成同盟の結成準備会を開き、全員一致でその結成を可決、会長に西浜海水浴場協同組合理事長・上農忠市、副会長に東浜海水浴場営業組合組合長・鈴木政雄、小田急電鉄開発課長・宮沢久を決めた。この同盟は、市議会議員全員と、地元関係代表者として湘南海岸公園内特許事業者、東西海水浴場関係者、藤沢釣友会、江の島片瀬地区の旅館、飲食店、みやげ物店、漁業組合員などで構成された。

また、この日開かれた市議会全員協議会は「こんごも観光、文化、保健・衛生の見地から、鎌倉市側の計画にはあくまで反対、これを阻止する」ことを決めた。

こうして藤沢市側の抵抗が激化してきたため、鎌倉市側も当初の計画を一部変更せざるをえなくなり、柏尾川には絶対放流しないことを約束するにいたったが、藤沢市側はそういう口約束だけでは満足せず、さらに確実な保証を要求した。

一二月一四日反対期成同盟の上農忠市会長ら代表は県議会建設常任委員会に陳情、①「将来とも柏尾川に絶対に放流しない」ことを鎌倉市に保証させること②予定地を反対側の田辺方面に変更させること、を要望した。代表たちが懸念していたことは、①山本鎌倉市長は「柏尾川にはいっさい放流しない」ことを約束



し、約三キロのトンネルを掘って七里ヶ浜に流すため経費一五〇〇二〇〇万円を追加するといっているが、その程度の追加予算で施工できるかどうか疑問だ②また、ポンプアップするとしても、万一故障があれば大洪水は必至だ。この水は柏尾川に流れこむ③それに「柏尾川に放流しない」というのは実験段階だけのことで、将来にわたっての保証がない——などの点であった。

結局、この問題は、廃液をパイプで鎌倉側の七里ヶ浜へ流す、しかも公害があれば業者の負担で施設をとり壊すということで解決、同年一月二四日建設用地で地鎮祭が行なわれたが、いずれにしてもこれは、人口急増にひしめく衛星都市の悩みをさらけ出した象徴的な事件であったといっている。

### 三 市立伝染病舎建設問題

時期は前後するが、隣接自治体との間に紛争をもたらしたもうひとつの事件として、三一年から三二年にかけて起きた市立伝染病舎の建設問題がある。

横浜市内に伝染病舎を建設 藤沢市が昭和二五年以来、伝染病患者を収容してきたのは横浜市内にある国立横浜病院に委託してであったが、厚生省の方針によって、同病院内の伝染病棟を看護婦養成所に転用することとなったため、藤沢市は新しい伝染病舎を設置しなければならないこととなった。そこで、病院側の同意と厚生省の了解を得て、同病院の敷地内（横浜市戸塚区原宿町二五二）に藤沢市立伝染病舎を建設することになったのである。

三〇年一月二九日の藤沢市議会には、そのための関係議案が提出され、即日可決されたが、それによる

と、敷地二千五百坪に木造平家建モルタル塗スレート瓦葺一棟二七〇・二五坪および木造平家建モルタル塗亜鉛板葺渡廊下一棟四六坪を工事費一一〇七万七千円で建設するほか、同病舎は藤沢市伝染病患者の治療に支障のない限り、横浜市民の使用をも認めることとしていた。

また、この病舎建設に伴う追加更正予算一四一一万九五〇〇円も同時に提案され可決された。

こうして新しい伝染病舎の建設は翌三二年二月五日着工、五月末完成をめざして工事が進められた。

この建設について、あらかじめ横浜市側の了解が得られていたことは、いうまでもない。

原宿町住民反対運動に立つ ところがここに、病舎建築に一大支障があらわれた。それは地元の戸塚区原宿町の住民が伝染病舎の建設に反対して激しい運動を起したことである。

三一年四月一日朝、横浜市戸塚区大正地区（東俣野、俣野、汲沢、小雀、影取、深谷、原宿の七カ町約千戸）の町内会代表今村重雄、農協婦人部代表川戸文子、青年代表村松忠夫、衛生指導員代表鈴木源造、PTA代表石綿幸蔵、消防団代表北村富一ら約百人は、藤沢市役所に金子市長を訪ね「学童の健康を守るために横浜市戸塚区原宿町国立横浜病院わきに建設中の藤沢市立伝染病舎の建築をやめてもらいたい」と陳情した。

反対理由は、現在の国立横浜病院と大正小学校が近いため、大正小学校の児童の結核保菌率は、学校関係では県下随一であるが、そのうえこんど学校から八〇メートルしか離れない場所に伝染病舎を建てられてはたまらぬと、一〇日夜町民大会を開き、伝染病舎設置反対を決議したというもの。

また、横浜市も、前述のように、前年には横浜市民も同病舎を利用することで同地に伝染病舎を建設する

ことを了解していたのだが、このころになると、藤沢市に対して、工事の一時中止か、または場所の変更を求めてきていた。

しかし、藤沢市としては、すでに工事も八割方出来上がっているこの段階で、工事を中止することも、もちろん場所を変更することもできない。

地元の反対期成同盟は四月一八日、こんどは代表四九人が県庁を訪れ、小池県衛生部長に反対を申し入れた。しかし、小池部長は陳情団に対し「新築される病舎は昔の避病院とはちがって、完全な殺菌施設を持っており、保健上の心配はない」と説得したので、地元代表は、県ではラチがあかぬとばかり、その足で厚生省への陳情に向かった。

地元の各種団体のなかで、設置反対に最も強硬なのは大正小PTAであった。同PTAは五月二六日午後四時から大正小で臨時総会を開き「病院設置反対運動をどう進めるか」を論議した結果、ついに非常手段として同盟休校に訴えることを決議した。この日の会議で、会員のなかから「ほかに手段がないから同盟休校をやるう」という声が出たのに対し、宮原久四郎同小校長は「反対するのはよいが、こどもをまきこみたくない」と反対、会長、副会長も反対し、もんだ末二七日未明に至っても結論が出ず、帰宅する会員もでて残るは七十数人となった。岡本重郎会長が「全員賛成できる方法を討議してほしい」と提案したがこれは通らず、議長二人も責任を果たせないと退場、議長になり手がないため会長も「まとめられない」と辞任して退場した。

このあと露木勇、長野敏三両副会長が議長をつとめたが、ついに「流会とするか、同盟休校に賛成か」の

決をとることになり、この結果「休校に反対」一票を除いて残り全員が休校に賛成、午前二時頃の決議を行なった。

地元の反対同盟は、それまで対市非協力運動として、第一波「白い羽根募金拒否」第二波「納税拒否」を行なってきたが、ついに第三波として同盟休校を決議するにいたったのである。

ついに盟休の最悪事態へ、そして六月四日、同盟休校はついに行使された。この日横浜市立大正小学校の児童三百余名が集団欠席し、伝染病舎建設に反対する地元の運動は学童をまきこんでいよいよ深刻な事態に突入した。

この朝の児童の出欠数は全校児童七七〇名中はっきりした病欠が一名、事故欠三二五名、出席者四三四名となっており、事故欠の内訳は一〇名程度を除いてはみな「同盟休校」による欠席とみられた。この急な同盟休校のきっかけは、藤沢市立仮病舎に藤沢市遠藤から天然痘患者が入院したという情報が反対派の父兄を刺激したからであった。県、市両関係者の調査で、藤沢からの入院者は天然痘ではないことがあとでわかったが、病名がはっきりしないうちは安心できないとして、同盟休校に踏みきったものである。

もちろん、このような強硬手段の実行についてPTA内部や地元民の間に批判がなかったわけではない。しかしそうした慎重論を押えて多数の父兄が子どもを欠席させることに踏みきったうらには、地元民の伝染病舎に対する恐怖がいかに深刻であったか、また、横浜市政に対する不信がいかに大きかったかをうかがわせるに十分な事情があったとみなければなるまい。

一方、この休校問題の根源である伝染病舎設置問題について、村田横浜市衛生局長は同日小池県衛生部長

と協議を重ね、新設病舎の移転ができるかどうか、また、移転できない場合の衛生設備などについて話し合った。

その後も地元反対期成同盟は、病舎移転を要求する運動を続けて、市、県、厚生省への陳情をくりかえした結果、三一年一二月県議会で「同病院の改築工事を促進、隔離病舎を一般病舎に切り替える」旨を決議、厚生大臣に上申するとともに、次の調停案を作成、地元提示した。

- ① 藤沢市は市医師会と協議のうえ、できるだけ早期に同市内に市立総合病院を建設、隔離病舎を移転する
- ② 大正小学校の衛生施設を整備するため、藤沢市五〇万円、横浜市三〇万円、計八〇万円を支出する、ほか二項目。

三二年二月四日県庁衛生部長室で開かれた話合いには、大高県議会社会労働常任委員長、相沢県議、片岡横浜市議、金子藤沢市長、小池県衛生部長、村田横浜市衛生局長らのほか露木隔離病舎反対期成同盟会長ら関係者十数名が出席、地元はこの調停案をのんで、県、地元両者の正式調印が行なわれたため、この問題は三一年四月以来十ヵ月ぶりに解決をみた。

#### 四 湘南有料道路の通行料撤廃問題

湘南有料道路（鎌倉市滑川―江の島前腰越間五・八キロ）の料金徴収問題は、三一年夏鎌倉、藤沢両市の市民に大きなショックを与えた問題であった。道路整備特別措置法が改正されて、三一年四月一六日に発足した日本道路公園が、七月一日からいきなり料金の徴収（小型自動車三〇円、普通自動車五〇円、バス・トラック一五

○円)を開始したからである。

そのいきさつは、次のようなことであつた。二級国道大磯―横須賀線の計画中、この江の島―鎌倉線は、二七年の道路整備特別措置法によつて、将来有料道路とすることを前提に、県が政府の資金運用部資金を借りて着工した。そしてこの工事は三ヵ年計画が遅れて三一年春にようやく完成したのである。ところが、日本道路公団の発足によつて、県営の有料道路となるべき湘南道路が公団へ移管されることとなり、県議会は六月二五日に移管を承認した。そこで、年利七分五厘の借入金を資金運用部に返済する義務を負っている公団では、夏のシーズンを見送つては実質上の水揚げが一年遅れることになるので、わずか五日間の準備で七月一日から料金徴収の実施にふみきつたというわけである。なお、移管にさいしては、県と公団の間に「平行線がないので沿道の市民は減免措置を講ずる」との口約束ができていたというが、準備期間がなかったのでその措置がとられなかつた。このことが、市民のあいだに「天下の公道にいきなり料金徴収をするのは人権侵害だ」という怒りをよびおこす原因になつたのである。

この料金徴収によつて日常的に被害を受けるのは、おもに鎌倉市民であつたため、同市あげての反対運動が急速に高まつた。七月一三日鎌倉市議会は通行料金全面撤廃を決議、一六日市議全員と商工業市民代表七〇名で「湘南道路通行料金撤廃促進委員会」が結成されて、反対運動はいよいよ本格化していった。

藤沢市議会もまた九月一四日、次のような通行料金撤廃に関する決議を、全会一致で可決した。

二級国道横須賀・大磯線(湘南道路)通行料撤廃方の決議

二級国道横須賀・大磯線のうち本市片瀬東浜より鎌倉市由比ヶ浜に至る間の道路については、古来よ

り一般の利用に供され本市と鎌倉市及び三浦半島、京浜方面に通ずる重要な道路として市民の日常生活に便益を与え産業、観光面の発展に計り知れざる貢献をして来たものである。

しかる処、国、県、道路公団においては地元関係市町村及び住民の全く了解を得ることなく、七月一日より当該道路の通行料の強制徴収を開始した。

元来、有料道路の設定はその例を見るまでもなく、他にこれに替る代替道路の存在することが当然であるにも拘らず、これが無く、又関係市町村と完全なる了解の下に住民の福祉を計り国土開発、発展に寄与することが、根本義であることにも反して、当該道路所在関係市町村の観光、産業上の発展を阻害し、あまつさえ本道路が市民生活上絶対必要性を有するにかかわらず此れに新たな負担を加重し、生活権に脅威を及ぼさんとする如きは道路の有する高度の公共性に鑑み、全く了承し得ざる処である。

なお又、かかる悪例を看過する場合は、県下は元より全国に及ぼす悪影響はまことに重大である。

此の際、国、県、道路公団等関係機関に於いては早急に財源その他の方途を講じ当該道路の通行料を全面的に撤廃するよう強く要望するものである。

右決議する。

昭和三十一年九月一四日

藤 沢 市 議 会

鎌倉市の全市民的規模の反対運動と、藤沢市のこれに対する共闘にもかかわらず、通行料金全面撤廃の要求を貫徹することは、きわめて困難であった。それは、公団が八月一四日からツール・ゲート（料金徴収所）

を梶・鎌倉市が指定した地点、すなわち西田幾多郎記念碑付近に移し、これによって沿道の道路利用者は迂回道路（旧道）を回れば料金をとられないですむことになったため、鎌倉市民の不便不利は部分的に緩和され、反対運動が次第に下火になっていったからである。

その後、湘南道路を延長して逗子に結ぶことを望む運動が逗子市におけるとともに、逗子市民の要求と鎌倉市民の通行料撤廃の運動とが、あたかも対立的な立場にあるように利用されたため、鎌倉市民の運動はますます困難となり、ついに目的を貫徹することができなかつた。通行料金撤廃促進委員会も、三三年九月山本鎌倉市長の就任とともに解散となつた。

### 五 国鉄根岸線延長問題

昭和三十一年六月政府が国鉄桜木町―大船間の新線敷設を閣議決定したというニュースは、藤沢市にとって重大な意味をもっていた。というのは、藤沢市はかねて、国鉄藤沢駅（東海道線）の混雑が人口の増加に比例してますますひどくなり、これを緩和する方法として、桜木町からのびる新線を北鎌倉を経て藤沢まで通すか、桜木町・大船間の新線を藤沢まで延長することがどうしても必要だということを、関係方面に訴えてきたからである。

この閣議決定を知って、藤沢市議会は急ぎよ次の意見書を決議し、桜大線延長の運動を盛り上げる決意を新たにした。

桜大線を藤沢市に延長することに関する意見書



当藤沢市は首都圏内にあり且つ湘南地帯の中枢に位置し氣候温暖にして風光明媚年間一〇〇〇万人に及ばんとする観光客を招致する全国屈指の観光地として一面京浜の大住宅地帯であります。また交通上より見るとき東海道本線を基幹として小田急江の島線、江の島電鉄各自動車路線が四通発達しその要衝であり他面周囲に神奈川県の農林、工場地帯を擁するため物資の集散極めて多く昨年近接町村の合併に伴い人口一万余人の中都市として益々躍進途上にある次第であります。

政府が先般横浜市桜木町より鎌倉市大船に至る国鉄桜大線の敷設計画を決定されたことは当市の重大關心事項であります。

即ち前述の如く京浜地帯に生活根拠を有する事業家、商工業者、通勤者、農産物販売者の国鉄利用は逐年激増し現在の国鉄路線をもつてはすでに飽和状態に至つて居るものと存する次第であります。

当局におかれては以上について御勘考の上、桜大線を藤沢市まで延長され当市より直接横浜市心に通ずると共に東京方面への混雑緩和を計り他面国家観光、産業開発の見地からこれが実現方について格段の御高配を賜りたく本市議会の議決を経て意見書を提出する次第であります。

昭和三十一年六月一日

藤 沢 市 議 会

#### 関係行政庁宛

ところが、いったんは大船を終着駅とすることに決めた国鉄も、その後諸般の事情により、終着駅を明定

しないまま、新線の予定路線を「横浜市桜木町から北鎌倉に至る鉄道」として、名称も「桜大線」をやめ「根岸線」とすることに改めた。そして第一期工事が三二年一月から始まったのである。

そこで藤沢市は、この線を「北鎌倉を貫いて藤沢市に至る」ローカル線とするための運動を起こし、盛んに中央陳情を行なうとともに、期成会をつくって市民の署名運動などを展開した。

藤沢市が根岸線の延長を強く主張した理由は、次のような点にあった。

①藤沢市は首都圏内の有力な衛星都市として人口も極度にふくれ上がったので交通輸送も限界点に達しており、国鉄藤沢駅のラッシュ・アワーは文字どおりの交通地獄。金子市長も「この問題を解決できない以上は市の発展を一時停止させるより仕方あるまい」ともらすほどであった。当時東海道線の最大混雑区間は藤沢―横浜間で、なかでも藤沢駅の乗降客は一日平均七、八万人、最大一四、五万人にのぼり、事故もたびたび起こっている。

②もし同線の藤沢乗入れが成功すれば、实际的、経済的な「建設線」（黒字線）となり昭和五〇年には同線を利用する湘南の経済圏内人口は五〇万人になるものと推計される。また、夏季におしかけてくる海水浴五百万人の整理もこれによりおのずから解決される。

「根岸線延長実現期成会」は三三年八月二五日に結成され、九月一五日まで延長要請の署名運動が行なわれるなど、全市民的運動に発展していった。

ところが、この問題でもまた、藤沢市と鎌倉市の利害が対立することになったのである。

鎌倉市では山本市長提唱のもとに、同年九月一八日市民大会が開かれ、新線を桜大線と呼んで大船を終着

駅とするよう運動することを申し合わせた。その理由は次のとおりである。

(一)大船―東京駅間は横須賀線と東海道線がいっしょになっているが、東海道線に押されて横須賀線の運転間隔は長く、ラッシュ時の輸送力は限度にきている。三浦半島から横浜へ行く人は根岸線を利用できるようにして、混雑を緩和すべきだ。

(二)鎌倉にきた海水浴客が京浜に帰るときは、いつもすし詰めとなる。これが夏の客足を他の海岸に奪われる一因となっている。

(三)大船駅から桜木町の方向へ二・五キロの旧海軍燃料廠まで、戦時中に敷設した路線があり、この用地はそのまま利用できる。さらに横須賀線を有効に利用して、半島奥地の開発を図ることができる。

これに対して、藤沢市側は、運動が対抗的になることを極力警戒し、九月一七日、場合によっては鎌倉市民に対して、お互いの利害は決して対立してはおらず、むしろ一致しているのだということを説得することも必要だという方針で、運動を進めることを申し合わせた。

こうして藤沢市も鎌倉市も、根岸線の敷設について、その後も精力的な陳情運動を続けてきたが、結局大船を終着駅とすることにきまったものの、国鉄の財政事情から新線の建設は大幅に遅れ、今日にいたるまで完成していない（現在根岸線は「洋光台」まで開通している）。

## 六 マイアミビーチ市との都市提携

三二年夏東洋のマイアミとして名乗りをあげた藤沢市片瀬江の島海岸のマイアミ・ショアの、三三年度第

一回の打合わせが、実行委準備委員会の名で三三年一月三〇日藤沢市役所で行なわれたが、その席上金子市長は「藤沢市とアメリカ・フロリダ州のマイアミ市とが都市結婚をしたい。仲人は県知事とアメリカ総領事に頼む」と発表した。これは名前のゆかりから発案したもので、この都市縁組によって観光宣伝の実をあげ、さらに日米親善文化交流の役割を買って出ようとしたもの。アメリカのマイアミ市は人口六〇万、メキシコ湾に臨む常夏の海水浴場で、風光明媚なことで世界中にその名を知られている。

この市長提案は実行委で了承され、さっそくマイアミ市に対して「結婚」のプロポーズがなされたが、マイアミ市はすでにラテンアメリカの各市との間に縁組をしているので、日本の藤沢市と縁組をすることはできないとの意向が伝えられた。

ところがこの話を聞いた米情報局が近くのマイアミビーチ市に話をつけたところ、同市は藤沢市との提携に非常に乗り気で、三四年二月二六日付けの手紙が同市長ケネス・オカから金子市長に届けられた。同市は人口五万余、観光地として騒がれているのは実はマイアミビーチ市であることがわかった。

ケネス・オカ市長の手紙はつぎのようについていた。「私は、アメリカ合衆国情報局を通じて、藤沢市が東洋におけるマイアミ海岸と称していることを知りました。私は、また貴市がアメリカの都市と提携を結ぶことを欲しているという事実を確認しております。私は貴市の美しいたくさんのことについて知っております。そして藤沢市とマイアミビーチ市にとって、アイゼンハワー大統領のもとで、国民と国民、都市と都市が提携計画のもとで活動するということは、なんとすばらしい思いつきであることかと考えます。私は、このことについて市の首脳部と協議をしました。そしてきたるべき議会において、議員達も私達の都市が提

携を結ぶことの賛成議決をなすでありましょう。(中略) 私どもは共通の多くの利害を持っており、観光都市として私どもは共通の有利な考えを交換することができます。(後略)」

この手紙が藤沢市に届いたのは三四年三月三日、おりから開かれていた藤沢市議会は、三月五日「マイアミビーチ市と都市提携を結ぶことについて」の議案を全会一致で可決した。

都市提携とは、いったいなにをするのか。この日の金子市長の説明によれば、人物の交流、団体旅行の交換とその相互歓迎、手紙の交換、映画、写真展、絵画展、土産物、出版物等の交換、あるいはロータリー、健民少年団、ボーイスカウト、婦人団体、青年団体等の提携などがその内容であった。

だが、このような都市提携を行なうにあたって、現実の藤沢市は国際観光都市としての実を備えていないではないかとの立場からの質疑が行なわれたことに注目したい。

**大和田武議員** マイアミビーチ市と都市提携することについては、非常に明るいニュースとしてきいたが、藤沢市は向うのマイアミとは余りにも似ても似つかんような状態だ。第一に、交通を緩和することについてどういう具体的な考えをもっているか。

第二に、昨年八月海水浴場のシャワーが出なくなったことがある。石垣議員あたりのワイキキ海岸視察談によると、無料のシャワーが海岸に野放しに立っており、自由にシャワーの水を浴びることができるという。それに比して本市では、有料更衣所でもほとんど水が出ないことがあった。こういう状態を改善する場合に、市が何分の補助をするという点についてどう考えるか。

第三に、愚連隊をどうするか。これはもちろん警察の仕事だが、民間で対策をたてるのをどう指導しようとしているか。

第四は、あの弁天橋の渡橋料だ。あの程度の施設で金をとるということは、日本だけを見ても恥ではないか。おそらくアメリカあたりではないかと思う。都市提携をするには、少なくともこれを無料にすることが不可欠の要件になってくるのではないかと思うが、どうか。

金子市長 交通難の解決ということでは、本市としては道路をよくするより方法がない。そこで、この際柄沢から入ってくる道路は、いまの片瀬県道へ入るまではどんなことをしてもやっつけてしまいたい。ただ、あとの面は反対が非常に強いので、これに対する融和と了解をはかったあとでないとまずいと思う。二二一号線の跨線橋は今年のうちにでき上がるから、これだけでもかなり緩和にはなると思う。

海水浴客の衛生の問題は、県に向っても再三やっている。あの片瀬の貯水池は規模が小さいのではないかと思っている。あれに上げるための電気の送電線の問題は、いま反対もあるが、将来は藤沢駅南口にできる道路に沿って川名に入ってくる電力によって、送配電をする計画だ。

愚連隊の問題は非常に厄介だ。民間の人まで入れて対策をたてるということになると、日当をやるとしてもこの問題にとりくむことは容易でない。

弁天橋の通行料の問題は、しばしば県に向って撤廃をいつている。しかし、いま神経質にこの通行料を撤廃せよということを強調するよりは、通行料はとつてもいいから、もっと幅の広い橋をつくって、あの中へ自動車が入れるようにしろということの方が、むしろいいのではないか。

(三四年三月五日本会議)

このような議論はあったものの、ともかくマイアミビーチ市との都市提携は議会で正式に決まり、その年八月七日、都市提携宣言フェスティバルが秩父宮体育館ではなやかに催された。

## 七 議員報酬値上げをめぐる論議

議員をはじめ特別職の給与改定がとかく市民の注目を浴びやすいことは、問題の性質上当然のことといっているが、この問題は、議会内部ではどのように議論されているのだろうか。それを三二年九月定例会に提案された値上げ案についてみてみよう。

このときの値上げは、議会議員をはじめ教育委員会委員、公平委員会委員等、非常勤の委員等の報酬を引き上げることと内容とするものであった。そのうち議会議員については、議長月額三万円を三万三、五〇〇円に、副議長二万四、〇〇〇円を二万七、五〇〇円に、議員二万円を二万三、五〇〇円に、それぞれ三、五〇〇円値上げすることとしていたが、この値上げ分のうち二千元は、従来費用弁償として月額旅費二千元が一律に支給されていたのを報酬に繰り入れることとしたものである。実質的な値上げは一、五〇〇円であった。

ところで、この値上げ案に反対の意見を述べた葉山キヨ議員と、葉山議員を批判した金子四郎議員との応酬はまことに興味深い。

まず九月二六日（定例会第三日）の討論から――。

葉山キヨ議員 今回の給料の改定に対する条例については、大体了とするものでございますが、ただ一つ議会費における、議員に対する報酬の増額に対する条例の改正については、私は原則として反対いたします。理由といたしましては、市民の税金の中には、本当に、その日の生活費をさいても納入するというような血税が織りこまれておるのでございます。それは、もっと具体的に申すならば、最近ある未亡人が「長い間夫が病床にいて、その当時滞納した

ものを、その後少しずつ納入はしていたけれども、ここでどうしてもまತ್ತたものができないので遅れていたところ、今回公売の執行通知を受けたけれども、どうしたらよろしいでしょう」ということで、私の所に泣き込んでいったのでございます。そこで私は「あなたは本税だけは、当然納入しなければならない義務があるのだから、それだけは用意して出ていらっしゃい」ということで、最近苦しい金策をして、東奔西走して、やっと本税だけまとめ、納めた事例を私は知っておるのであります。そうした尊い税金の中から、私共の手当を、また更に増額するということは、現在でさえも、市民からいろいろな批判を受けているのでございますが、しかしこの上増額しないでも、議員としての責任は果し得るという確信を、私ほもっております。そこで、できることならば、議員の手当の増額分を他に転用したならば、本当に困る人達の面、あるいは教育費、あるいは下水等の——流れないどぶが、駅を中心に、その近在に無数にあるのでございます。そういう点を改善するとか、または、母子家庭においては、朝早く子供を保育園に置いてゆかなければ生活できないという、生活保護法を受ける一歩手前の、本当に血のにじむような生活をしている方もあることでございますので、私は、議員一人一五〇〇円は本当に徹々たるものでございますが、これを一括して、年額を考えてみますと、相当の数字になりますので、できることならば、そういう面に回して頂きたいという考えから、この議員の手当の増額のことについては、反対をいたすのでございます。

秋本信善議長 ほかに討論ございませんか。

相沢五郎議員 只今葉山議員から、夫が長い間病床にあって、非常にお気の毒な家庭があるというようなお話をお話を伺ったのですが、そのお気の毒な家庭を救う方法は、幾らも現在の社会にはあることになってはいるのですが、それを親切に、今お話なすった方に教えておやりになりましたかどうか。また現在は、そういう気の毒な家庭には、各方面から救いの手は伸びている時勢であります。例えば入院料とか薬料とかいうものは、やはり民生委員の方におはかりすれば、至急にそのお気の毒な家庭には、何分かの費用が出るようになってはいるのであります。葉山議員は、そういう



ことを十分お知りのことと思うのですが、それを親切丁寧に、教えておやりになったかどうか。葉山議員の今までの在り方をおききたいします。

**葉山議員** 今の相沢議員の御質問でございしますが、それは数年前のこととございまして、その数年前の滞納を、今日になって、ただ一つの頼みとする自分の家を差押えられ、公売に付されるということで、未亡人の方は、勿論女性でございしますので、びっくりして、どうしたらよろしいでしょうと行って、私の所に相談にきたのであります。御主人の病氣当時ではございませぬのでございします。私も民生委員をいたしております経験がございしますので、そういう点もよく承知しておりますから、そういった方向に御指導も申し上げることができたと思ひますが、すでにその時期を過ぎ去って、数年経った今日になって、最後のどたんばで、こういう問題が出たけれどもどうしたらよろしいかといつて、泣き込んでまいつたのでございします。ですからその席では、「あなたはどんなことをしても、一応市民の義務として果さなければならぬ」とよく話したのです。そしてその方は、親戚かお友達か存じませんが、八方かへ回って、最近やつとそれに達するだけの金額をととのえて納入したのでございします。そういう苦しい思いをして納めてある税金の中から、私達の手当を増額することは心苦しいから、私は御辞退したいと申し上げたのでございします。

**小山正光議員** 私は、原則として、只今委員長の御報告のとおり賛成するものであります。なお、葉山さんからいわれた反対というようなことは、これは結構であります。一部の修正のようにも思えるのであります。修正いたしましたすと、法規にきまつた数の賛成者がなければ通らないわけであります。この点はどういうことなのですか。一部分でありますから、当然修正ということになると思ひますが、葉山さんどうお考えであるか、それを一応伺ひたいと思ひます。

**葉山議員** 修正ができればそれは望ましいのでございしますが、もし賛成を頂くことができないということでしたら、やむを得ないと思ひます。

第三節 都市づくりの進展に伴う諸問題

秋本議長 ほかに討論のおありの方。

秋本議長 討論がないようですから、これにて討論は終局いたしました。採決いたします。議案第八〇号、第八一号、第八二号、第八三号、第八四号、第八五号は、委員長の報告どおり可決することに御賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

秋本議長 賛成大多数。よって本六案は原案どおり可決いたしました。

こうして議員報酬値上げ案は、圧倒的多数の賛成で可決されたのであるが、この問題には後日さらに続編ともいふべき議論があつた。それは同年の一〇月臨時会の最終日、十一月二日の三二年度追加更正予算の審議にさいし、葉山議員が、議員報酬の値上げ分を教育費に回せという緊急動議を提出したことからはじまつた。

葉山議員 藤沢市歳入歳出追加更正予算の追第二号について、緊急の意見を申し上げます。（「進行」と呼ぶ者あり）

修正動議でございます。議会費のうち、「議長議長」と呼ぶ者あり、その他発言する者多し）議員報酬の一四二万八千円という、議員報酬の増額に対するこの金額を（「修正意見だから議場に諮ってからきいたらどうか」「議長」と呼ぶ者あり）…緊急の動議でございますから、その内容について（「議長議長」「議事進行について」と呼ぶ者あり、その他発言する者多し）…この議員手当の増額に対する一四二万八千円というこの数字を、教育費の中の営繕費にまわしてもらいたいという考えをもつものでございます。なぜならば、学校は、老朽校舎の破損によって、極めて危険な状態にある学校も相当数市内にはあるのでございます。なお、校庭の整備についても、近隣の水の流れ込み

によって非常に迷惑している場合もあるのでございます。それらに対して、私は教育委員会にまいりまして、これらを一日も早く改善してほしいということを要望したのでございますが、委員会には予算がないというようなことも申されたので、せめてこうした金額を、その方にまわして使うことができればと思つて、私は今その考えを意見として申し述べる次第でございます。

秋本議長 只今の葉山議員の修正の動議に御賛成の諸君の起立を求めます。

秋本議長 所定の数に達しませんので、本動議は不成立であります。

なお討論のおありの方はありませんか。

小山議員 只今議題になつております議案第九八号に対しましては、委員長報告どおり賛成いたすものであります。

金子四郎議員 よく、議員が議場に出ますと、いろいろなかけひきがあるのであります。ところで、自分一人だけ反対しても、この原案は通るな、という見込みのときに、まことに口あたりのいいことだと、とかくいいたいものであります。そういう場合が多々あるわけであります。

そこで私は、この原案に賛成いたしますが、運営委員会というものが従来からあるわけであります。かような修正のようなときには、先ず運営委員会へかけて、運営委員会で、自分は反対である、あるいは修正であるというようなことを先にやってから、しこうしてのちに議場において、修正なり反対なりということが、議事の運営上最もよろしいのじゃないか。「そのとおり」と呼ぶ者あり）しかるに、とかく人気取りあるいはいろいろの考え方から、これを極めて巧妙なやり方でありますけれども、そういうふうな手続もせずに、運営委員会では至極賛成である、しこうしてのちに議場において反対である。これはまことに不可解千万なやり方であります。今回の御意見であるからよろしいが、今後においては、かようなことのないように、私は一言意見を申し述べまして、そのあとに原案に賛

成するものであります。

**秋本議長** これにて討論は終局いたしました。採決いたします。議案第九八号は、委員長報告のとおり可決することに御賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

**秋本議長** 起立大多数。よって本案は原案のとおり可決いたしました。

これにひきつづいて審議は、別の議題に入ったが、その途中で葉山議員は「議事進行について」発言を求め「さきほど金子議員が、いやしくも議場において人気取りのような発言をすとおっしゃいましたが、この二六人の中で、誰が人気取りのために、市民の代表として意見を述べているのでございましょうか。そういう人がありましたらおきかせ願いたいと思います」と食い下がった。しかしこれは「議題外だから」ということでしりぞけられた。

#### 第四節 保守・革新の戦線整理と三四年市議改選

##### 一 吉田内閣の終焉―鳩山内閣の成立―保守合同

昭和二九年一月七日の吉田内閣の退陣と一月一〇日の鳩山内閣の発足は、戦後満六年にわたって日本を支配してきた吉田茂の自由党にかわって、鳩山を頂点とする民主党が政権の座を占めたことであつた。

この鳩山内閣の母胎は同年一月二四日に結成された日本民主党であった。そしてこの政党の誕生を促した原動力は、アメリカ占領軍のもとに庇護されて完全に復活した日本の財界が、占領体制の解除とともに、さらに一層資本蓄積を高めるため、強力な政権の成立を期待したことであった。

財界が要求する強力な政治勢力の出現―すなわち保守合同は、すでに国民にあきらまれていた自由党の吉田・緒方派を除外した形で第一段が実現された。新党運動は二九年一〇月に入り反吉田の線を打ち出してからは急速なテンポで進み、ついに一月二四日改進黨・日本自由党・自由党反吉田派が合同して日本民主党を生み出したのである。

一二月七日民主、両社の三党から提出された吉田内閣不信任案に対し、吉田はなおも解散によって鳩山とたたかう姿勢を示したが、それに同調する者は池田勇人、佐藤栄作ら少数にすぎず、緒方竹虎、松野鶴平、大野伴睦ら総辞職論者が多数を占めたため、吉田もついに折れて内閣総辞職を余儀なくされたのであった。吉田内閣の退陣は、日本の財界が、至上命令である保守勢力の大同団結のためにはすでにその役割を終わった吉田を見放したことを意味していた。

かくて、それ以後の政局の焦点は保守合同の完成へと一直線に進んでいく。その間保守合同の中心的役割を果たしたのは、財界では日商會頭藤山愛一郎、政界では民主党幹事長岸信介であった。その後多少のジグザグはあったものの、三〇年一月一五日に自由・民主両党は合同して、ここに戦後はじめての保守一党―自由民主党が結成された。

しかし、こうした中央政界の変遷が、そのまま直線的に地方政界に波及したわけではもちろんない。

最近でこそ、中央政界に呼応して地方政界の「多党化」が取沙汰されるようになったものの、昭和三〇年当時の地方政界は、まだ政党化のうごきが緒にすぎたばかりという段階で、大まかに保守派・革新派の色わけはできたとしても、政策的にはほとんどまだ未分化の状態であった。

したがって、地方議会のなかで自由党、民主党を名乗るものはきわめて少なかった。

しかし、そういう未分化の状態であっても、自由党の天下から民主党の天下へという政局の転換が、なんといっても大きな波紋を地方政界に与えたことは否定できない。そして、中央よりかなりのタイム・ラグ（時間的ずれ）を置いて、地方にもその影響があらわれはじめた。

藤沢市において日本民主党の支部が結成されたのは、昭和三〇年一月一五日であった。この日午後一時から県立藤沢高校で開かれた結成大会は、栗原直義前県議を議長に推して議事をすすめ、支部長に伊沢十郎（前藤沢市長）、幹事長に小山正光（藤沢市助役）を互選したあと、河野一郎農相、安藤覚自治庁政務次官の講演が行なわれた。

こうして発足した民主党藤沢支部は、その年一月、中央で保守合同が行なわれたのちも解散せず、しばらくその活動がつづいた。

なお、一月二三日に開かれた同支部の役員会で伊沢十郎が支部長を辞任したあと支部長は空席となり、顧問に伊沢十郎、副支部長に尾島留吉、五島久次、幹事長小山正光、それに山下正美、田中喜八郎、深沢謙治の三市議、栗原直義県議、二見林太郎等が世話人として支部の運営にあたった。

保守合同によって自由民主党の県連・支部がつくられるのも、中央よりずっと遅れて三一年に入ってから

であった。神奈川県連の結成大会は三一年一月二十九日に開かれ、支部長河野一郎（旧民主党）、副支部長松岡正二（旧自由党）、幹事長小金義照（同）などの役員を決めた。

## 二 社会党統一

一方、昭和二六年一〇月二三日の臨時大会で、講和、安保両条約に対する賛否の対立から左右に分裂し、以来四年間、それぞれ左派社会党、右派社会党を名乗ってきた社会党にも、保守勢力の合同のうごきに刺激されて統一の機運が高まり、保守合同より一足さきに、三〇年一〇月一三日統一を実現した（委員長鈴木茂三郎、書記長浅沼稻次郎）。

しかし、地方における両社の統一は、保守党の場合よりさらに難航した。ことに神奈川県の場合は、中央で統一が実現してから二十数回の統一準備委員会を開き、運動方針、規約、人事などについて妥協を進めたが、参院選地方区候補の調整でつまづいたため交渉が長びき、ついに全国でもほとんどしんがりとなって、統一大会が開かれたのは三一年六月四日であった。

ここで決まったおもな役員は次のとおり。

▽会長門司亮（右・代議士）▽書記長大島稔一（左・横浜市議）▽財務委員長松尾トシ（右・代議士）▽政審会長飛鳥田一雄（左・代議士）▽統制委員長内井健二（右・全労神奈川議長）▽選挙対策委員長山内厚太郎（左・前左社県連副会長）▽議会対策委員長石井正雄（右・県議）▽基地対策委員長伊藤博（左・県議）▽総務局長千葉堅弥（右・地労委委員）▽組織局長野口順一（左・前左社統制委員長）▽教宣局長笹口晃（右・元代議士）▽青

婦局長大久保英太郎（左・横浜市議）

▽顧問片山哲（右・代議士）、三木治朗（右・参院議員）、土井直作（右・前右社県連会長）、佐藤賢治（左・前左社県連会長）

藤沢地区における社会党の統一大会は、中央の統一大会からほぼ一年を経た三一年一〇月二四日、秩父宮体育館で開かれた。

経過報告、運動方針、規約、予算など、統一準備委員会によって提案された諸案が異議なく可決されたあと、次の役員を選出した。

▽支部長藤田純▽書記長野口順一▽会計石垣荒一▽執行委員関野忠義、佐藤榮造、竹村与四郎、関口録太郎、飯塚研吉、山本信夫、梅本辰雄、田口治三郎、田代正司、小金武雄、植田正亥

▽顧問片山哲、森島守人

### 三 三二年市長改選

金子市長の任期満了に伴う市長改選は三二年二月二六日投票で行なわれた。この選挙は、一、二で述べたように保守・革新両陣営とも中央段階での合同・統一を実現した直後の選挙とあって、両陣営ともそれぞれの結束を固めるには格好の政治決戦と一般に予想されていた。

しかし、その予想に反して、候補者として名乗りをあげたのは金子小一郎（前市長）、飛嶋繁（元市長）、林吉次郎（元片瀬町長）の三人だけ、いずれも保守派で、革新陣営は適当な候補者がいないことを理由に、市



長選挙を見送ってしまった。

したがって選挙戦の焦点は、保守・革新の対決ではなく、自由党と民主党が合同してできた自民党という新しい組織が、地方選挙でどんな動きをみせるかにしぼられた。ことに旧自由党岡崎系といわれる現職の金子に対して、旧民主党系をバックにして立つ飛嶋がどこまでくいさがるか、また、前回（二七年）金子に対して千五百余票の僅差で惜敗した林が、どこまでまき返すかが、有権者の関心のまとなった。

さらに、町村合併によって御所見村と小出村遠藤の農村地帯、渋谷町長後の繁華街が選挙区に加わり、前回四万八六〇〇の有権者が六万三千と約三割ふえたが、この新しい票田がどこに流れるかも興味のある問題であった。

なお、選挙を見送ることとなった革新陣営は、それぞれ次のような声明書を出して、有権者に了解を求めた。

### 声 明 書

今次の市長選に当り我々革新議員団は我々の政策を誠実に実行し推進せしめる候補者を詮衡中でありましたが、不  
幸適任者を得ず、我々の代表市長候補を出すことが出来ませんでした。このことは革新陣営に好意を寄せられる市民  
各位の御期待に副い得なかつたことをまことに遺憾に存じます。

我々革新議員団はこの責を果すべく今後一層議会内外の活動に於て市民各位の福祉のため次の政策を掲げて身を挺  
して働くことを皆様に誓いましてここに声明いたします。

- ① 辻堂演習場の全面接収解除と、その平和利用
- ② 駅施設とその周辺の改善、始発列車の増発
- ③ 教育施設の整備拡充
- ④ 社会保障施設、保育所、貧困家庭、母子家庭の救済
- ⑤ 道路・下水道の早期完備
- ⑥ 中小企業の救済
- ⑦ 農業の土地改良と機械化の導入
- ⑧ 失業労働者の完全就労とその生活保障
- ⑨ 文化施設の拡充強化

一九五六年二月一〇日

藤沢市議会革新議員団

声 明 書

今次藤沢市長選挙に対して両派社会党藤沢支部としては、左右の統一を前進せしめる前提として両者で検討を続けてきましたが、残念乍ら我々の政策を推進せしめる候補者を得るに至りませんでした。

この事は党を支持し、革新陣営に好意を寄せられる市民各位に対する御期待に副い得なかったことをまことに遺憾に存じます。

党は速やかに統一の実を具現し今後一層議会の内外の活動において忠実に責任を果すことを堅く誓います。  
右声明いたします。

二月一日

日本社会党（両派）藤沢支部

声 明 書

共産党は「革新陣営から候補者を」という市民の期待を実現するため努力したが、遂に不成功のまま今日に至った。

このことは、わが藤沢市では、民主勢力がまだかたまっていないことを示すものであり残念なことである。現状では、われわれが特定候補を支持するかどうか発表する段階に至っていない。

当面、葉山ふゆ子、関根久男、大和田武、三市議の三候補に対する公開質問状に対する回答や、民主団体の要求に対する公約をまっけて、更に市民各位と相談して最後の態度をきめ、党の責任を明らかにしたい。

右の通り声明いたします。

一九五六年二月一二日

日本共産党中部地区委員会

藤沢市議会議員 大和田武

三人の候補者はそれぞれ死力を尽くしてたたかっていたが、やはり現職の金子に一日の長があり、次のような結果で金子の当選が決まった。

当選 一九、一四九票 金子小一郎 61 無前

次点 一三、五二七票 飛嶋 繁 49 無元

八、六五二票 林 吉次郎 60 無新

総投票数 四一、五五二票

投票率 六五・七%

#### 四 三四年の県議選、市議選

三四年の統一地方選挙の前段は、四月二三日投票の県議選であった。この選挙には、藤沢地区定員三名に

対して五名が立候補して争ったが、顔ぶれは前回（三〇年）のときと全く同様、そして得票順も前回と同じという結果となった。ただし今回は定数が一名ふえたため、青木豊三郎（自元）がすべり込んだ。

得票数次のとおり。

当選 一一、八六八票 栗原 直義 55 自再  
 ” 一〇、九二五票 藤田 純 57 社再  
 ” 一〇、五五〇票 青木豊三郎 51 自元  
 次点 一〇、三九七票 野口 順一 53 社新  
 五、五七八票 二見林太郎 58 無新

つぎに、統一地方選挙の後段として四月三〇日に行なわれた市議改選は、定数三六に対して六一名立候補という激戦であった。その内訳は新三一一人、元一人、前二九人、党派別でみると社会一、共産二、自民一、無所属五一。

選挙の結果、当選者は新一五、元一、再二〇と相変わらず前議員が強かったが、前回よりは新人の進出が目立った。党派別では社会六、共産一、自民一、無所属（大部分は保守系）二八と社会党の伸びが目ざされた。

当選者は次のとおり。

得票数	氏名	年齢	所属	職業	住所
一四八八	森井 仁	51	無新	農 業	鶴 沼

一四六六	本多 正明	44	無新	医師	鷓沼
一四四八	広谷 甲二	34	無新	会社員	羽鳥
一四三七	山口 倉吉	52	自民再	旅館業	片瀬
一四二四	葉山 峻	26	無新	学生	鷓沼
一三五五	甘粕 三郎	35	無再	会社重役	片瀬
一三四一	桜井 伊勢	63	無新	農業	遠藤
一二八六	鈴木 清治	38	無新	化粧品商	藤沢
一二八一	青木 靖一	47	社再	販医薬品業	辻堂
一二六七	加藤庄太郎	51	無新	農業	弥勒寺
一一六八	伊沢 十郎	57	無新	会社社長	石川
一一六〇	石垣 荒一	49	社再	会社員	辻堂
一一四八	金子 四郎	59	無再	会社重役	辻堂
一一四五	佐藤 楽造	57	社再	団体役員	藤沢
一一三六	長嶋 満	46	無再	農業	宮原
一〇八〇	高橋 鑄江	54	無新	無職	藤沢
一〇六七	大和田 武	53	共再	会社社長	鷓沼
一〇六四	小塚源太郎	55	無新	農業	小塚

一〇五三	相沢 五郎	63	無再	会社社長	辻堂
一〇四一	吉田 隆	57	無再	団体役員	辻堂
一〇〇四	葉山 キヨ	61	無再	会社重役	鶴沼
九七二	仲戸川桃人	47	無再	金物商	藤沢
九六九	斎藤正太郎	46	社再	団体役員	鶴沼
九五四	奥田 直鶴	57	無新	電電公社員	鶴沼
九五二	牧野 徳丸	50	無新	団体役員	藤沢
九四四	諸節 進	52	社新	米穀肥料商	長後
九三六	深沢 謙治	58	無再	会社役員	鶴沼
九三四	秦野 正雄	60	無新	土木建築請負業	高倉
九二八	石井 泰治	44	無新	農業	大庭
九一七	小野田拓司	66	無再	ミシン製造販売業	鶴沼
八八五	小金 武雄	50	社再	染物業	片瀬
八六九	村越 謙吉	50	無元	会社社長	藤沢
八六五	田中喜八郎	53	無再	会社役員	片瀬
八五一	平綿 宗司	47	無再	会社社長	葛原
八二九	藤井 金蔵	56	無再	農業	羽鳥

八二二 相沢 清勝 46 無 再 会社社長 辻 堂

八〇九 中田吉太加 65 無 前(次点)

## 第五節 安保体制と藤沢市議会

### 一 原水爆禁止運動と市議会

昭和二九年三月一日太平洋ビキニ環礁で行なわれたアメリカの水爆実験によって、日本の漁船第五福竜丸が被災、乗組員全員二三名が原子病と確認されるに至ったという報道は、日本はもとより世界中に電撃的ショックを与え、このことを契機として世界的な規模で原水爆禁止運動が高まった。わが国では三四〇〇万の禁止署名と、国会・地方議会における禁止決議が相つぎ、八月には日本原水協(事務局長安井郁)が結成され、一年後の三〇年八月には第一回の原水爆禁止世界大会が広島で開かれるまでに発展した。

この運動は、アメリカの「力の政策」を支持し原水爆実験協力の態度をとる吉田内閣に対して、国民の反対を表明するものであり、日本政府の政策転換を要求するものであった。

こうした運動の全国的な発展のなかで、藤沢市議会も原水爆実験禁止に関する決議を行なった。

原水爆実験禁止を決議 この決議は、二九年七月五日の定例会に上程された原水爆使用実験反対についての五件の請願を採択するとともに、全議員三六名の発議によって行なわれたものであった。

原水爆の使用実験禁止に関する請願は、①湘南平和会藤沢北部地方会員世話人代表・佐藤孫八ほか一六七八名②代表林吉次郎、赤羽根万吉、栗原直義ほか六〇一九名③婦人民主クラブ藤沢支部長戸沢篤子、同副支部長綾井朝子、同役員中西方子ほか一七〇三名④全国機械金属労働組合日本精工藤沢支部・代表者野口順一ほか一〇〇二名⑤平和憲法擁護の会辻堂支部浮田久子ほか六七三名——からそれぞれ提出されたもので、いずれも藤沢市議会に対し、原水爆実験を即時中止せよという住民の声をとりあげて決議し、政府や国連に圧力をかけてもらいたいという内容のものであった。そのなかの一つ、林吉次郎ら三名を代表とする片瀬、鶴沼の住民の請願は、次のように述べていた。

原水爆禁止に関する請願書

原水爆の製造並に実験禁止の要望は最早や全世界の人々の声となりました。

この事は、単に戦争か平和かということを超えて人類生存の根絶か否かという問題であります。

私共は藤沢市議会がその議決に基いて国際連合事務局と日本政府に対し、原水爆の製造並に実験禁止という世界人類の悲願を、可能にして有効な方法により実現されるよう申入れをしてくださることと、並に藤沢市議会がこの悲願実現のため適切な方途の発見に不断の御努力を傾注されんことを要望して止まないものであります。

この請願五件の趣旨説明には深沢謙治議員があたり、全会一致採択することを可決した。

この請願採択にひきつづき、全議員の発議によって提案され、可決された決議の内容は次のようなものであった。



## 原子力の国際管理及び平和的利用と原子兵器及び水素爆弾実験禁止に関する決議

科学の進歩發達は人類に幸福をもたらし、その福祉増進と繁栄とに寄与すべきものと信ずる。然るに今回の水素爆弾実験に基く被害は、直接人身に傷害を与えたのみならず、わが国の産業及び航海に甚大なる悪影響を及ぼしている。

この状況にかんがみ一度これが実戦に使用せられるに至る場合その被害は、ただに交戦国間のみならず広く第三国まで拡大波及することは論を俟たず、將に人類を破滅に導くものといわざるを得ない。

ここにおいて原水爆の惨禍を体験する唯一の民族であるわれわれは人類永遠の平和を願ひ、産業、航海の安寧を希求するが故に、藤沢市議會は市民多数の要請にこたえ、これを代表して原子関係兵器の使用及び実験を禁止し、原子力を国際管理に移し、その平和的利用を図るべきことを広く世界に要請すると共に政府の善処を強く要望する。

右決議する。

昭和二九年七月三日

藤 沢 市 議 会

その後三二年になってイギリスも、クリスマス島において最初の水爆実験を行なうことが伝えられたため、ふたたび世界の非難がイギリスに浴びせられた。藤沢市議會は三二年三月一日「クリスマス島に於ける水爆実験中止を要請する決議」を行なつて、関係方面に申入れるとともに、ソ連、アメリカに対しても同様核爆発実験中止を要望する決議をした。しかし同年五月一五日、イギリスはクリスマス島での水爆実験を、世界の世論に抗して強行した。

さらに市議会は同年九月二十六日、国連総会に対し「軍縮交渉促進並びに核爆発実験停止要望に関する決議」を行なつて、国際世論に訴えた。

このように藤沢市議会は、住民の意思を代表して再三原水爆禁止に関する要望決議を行ない、市民の平和に対する意識を啓発するうえで大きな役割を果たした。

原水協支部の結成 原水禁運動の高まりとともに、日本原水協の支部が全国の市町村に続々とつくられはじめたが、これには、日本の平和運動としてはまったく異例のことに、市町村当局や市町村議会が積極的に参加、資金面の援助などに乗り出すケースがふえてきた。このことは、この運動が政党政派の立場のちがひ、イデオロギーの相違をこえて、全人類的な立場から取り組まれねばならない運動であるとの自覚が、国民の間に深く広く浸透していったことの具体的なあらわれであった。

しかし、藤沢市においては、市議会が再三原水爆禁止の決議を行なっていたにもかかわらず、市当局はこの運動に公然と参加することにきわめて消極的であった。

そのため、三三年度当初予算に対する一般質問のなかでこの問題が取り上げられ、大和田武議員が市長を迫及するという場面などもあった。

大和田議員（前略）その次は原水爆禁止日本協議会藤沢支部の結成になら市補助金を計上していない。市長の施政方針演説の中にもこれは披瀝されていなかったということ、これはあとで申し述べますが、大きくいえば世界観の認識の欠如だ、こう思います、こういう点は私もが考えて不満な点であります。以下具体的に申し述べますから、御答弁をお願いしたいと思います。

第一は、原水爆日本協議会の藤沢支部結成の意義をどう考えるか。そして市長は作るとすればどういう構想でやろうとするのか。参考までに申し上げますが、神奈川県下におきまして、原水爆協議会の支部のないのは三浦市だけあります。他の市では、横須賀、横浜、川崎、小田原、秦野、逗子、厚木、茅ヶ崎、鎌倉、平塚、これは例外なく議長、市長が会長になってそうしてこの問題と取り組んでおります。勿論市の補助金その他の議長の交際費とかそういうふうなものを支出しておりますし、いろいろと全市民を網羅したこの運動を展開し、そして全市民を動員できるような組織ができております。これは申すまでもなく、下水道路区画整理事業も重要であります。これと並行して、放射能の人体に影響することを考え、われわれがそういう客観的な世界情勢の中におかれているということを強く考えたならば、わずか三万あるいは五万の資本を投下して、大きな世界の運動の一つの役割をになうという気持ちがあってもよからうと思うし、市長さんも市長さんの良心、市長さんの常識、市長さんのヒューマニズム、こういう点から考えましても、おそらくはある程度の努力をして頂けるのではないか、こう思います。そういう点では是非ともこの点につきましては、具体的な御答弁をお願いしたいと思います。(後略)

金子市長 (前略) それから原水爆協の問題であります。これは各市で確かにできております。先程のお話では、市長のいわゆる社会観というか人生観というか、原水協についての意義をききたい、こういうお話であります。原水爆協というものの意義は、私が説明するまでもないので、いわゆる世界の恒久の平和を目ざし、かつ人類絶滅の危険を防止するという非常に大きなねらいから生じたものであろうことは、あえて社会観というまでもなく、これはわかっておる問題だと思えます。実はこの問題につきまして、県知事が国連というものを作った、国連の支部というもの、私ども国連のものに対して五カ年の記念といたしまして、知事が官邸に私どもを呼んだことがある。これは市長並びにその他の団体あるいは県会議員の一部であります。そのとき私はいったのであります。一体国連というもの

なんだか印象によりますと、アメリカの走狗のようなおそれがあるように人々はいっておる。一体原水爆の禁止の問題こそ国連が大々的に取り上げてこれをやるべきものであると同時に、全国の都道府県、国は勿論でありますけれども、都道府県というものが一斉に管下の市町村長、あるいは更に下の一般の県民を動員して大々的に運動すべきじゃないかと思う。しかるにこれに対して県が国連というものを作っておきながら、これによってやらずに別に原水協を作ってやらせることはおかしいじゃないか、こういうふうな話したのであります。そこで知事も私にまことに申しわけないという話をしたのでありまして、私どもはあえて原水協を作っちゃいかんとか、作らなくてもいいということ考えはもっておりません。ただ今いったとおりどうしても県下の国連というものがこの問題を取り上げないということが明確ならば、私どもはあえてお説のようなことでなく市として独立した考えで原水爆協の支部なり、あるいは一つの代表を作ってこの問題に取り組みたい、かように思っております。従ってただ私どもは失礼でありますけれども、例えば大和田氏が共産党だから特にそういうのだという印象を市民に与えるのはまずい。はっきり申しますと、その点がわれわれが憂えるところなんです。（「だから市長がやれというのだ」と呼ぶ者あり）。そのとおりです。そこで私どもはお互いに社会党でも共産党でも保守党でもない。真の意味の人類の恒久の平和のため（「そのとおり」と呼ぶ者あり）そういうふうなやらざるを得ない。そこで私どもはこの問題をそういうふうな意味でやりたい、かように思っておりますから、その点御了承願いたいと思えます。（後略）

（昭和三三年三月一八日本会議）

このように市長自身は、原水協支部結成に市が関与することに消極的な姿勢をもっていたが、市民の世論は市長、議長の参加を強く求めていた。そのため六月二四日に市役所で開かれた藤沢原水協結成準備会には石垣、大和田、斉藤の各議員、地区労の野口順一、東京螺子労組の山本委員長らのほか、市側から見上市民

課長、中野統計広報係長などが参加、資金面や今後の協議会の運営面について、重田助役、山本総務部長と会って協力を要請した。

その結果、七月二六日に秩父宮体育館で開かれた原水爆禁止藤沢市協議会の結成大会では、金子市長が正式に会長に就任することとなった。

同結成大会には市内有志、各種団体代表など二百数十名が参加、強力な市民運動を展開することになった。

当日決定した役員は次のとおり。

会長 市長金子小一郎

副会長 市議会議長秋本信善、婦団連議長大地兼香

顧問 衆議院議員片山哲、同森島守人、県議会議員栗原直義、同藤田純、商工会議所会頭兼子一郎

常任幹事 片山菊枝、柏崎栄太郎、石垣荒一、山口倉吉、大和田武、佐藤栄造、栗原光三、市川公勝、牧野徳丸、小金武雄、野口順一、山本潤一郎、朝山茂輔、関野忠義、藤井金蔵、土方義道、杉山周彦、松川昇太郎、大谷満四郎、山本完治、田辺政吉、山内竜馬、熱田立男、重田巖、山本務本、加藤市郎、見

上文雄

折から広島―東京間一千キロの平和行進が八月六日藤沢に到着、午後二時から鵜沼海岸のニエ・アル碑前で関係者約二百人が集まって歓迎市民大会が開かれたが、金子市長は壇上からマイクで広島市民にあいさつを送った。

## 二 オネスト・ジョン演習場反対運動

昭和三〇年夏、藤沢市辻堂、茅ヶ崎海岸の米軍演習場にオネスト・ジョン原子ロケット砲が持ち込まれるという報道がひろがったことは、辻堂演習場解放運動をつづけてきた藤沢、茅ヶ崎の両市民にとって寝耳に水のおどろきであった。まずこの問題をとりあげた中部労連は、原子砲持ち込み反対に立ち上がるよう藤沢、茅ヶ崎両市長に陳情、両市長も県に陳情するなど、ようやく動きが活発になってきたが、藤沢市民の間にも原子砲基地反対藤沢市民同盟が結成され、茅ヶ崎市と共闘体制をととのえて市民的大運動に発展していく機運が高まってきた。

そうしたなかで三〇年九月二七日藤沢市議会に、藤沢市辻堂北町町内会長高橋政治ほか代表二六名連名の請願が提出された。「辻堂演習場がオネスト・ジョンの演習基地化されることを仄聞するが、本市の安寧福祉を図り、また観光、文化、住宅、産業の発展を期するため、かかることのないよう事前に防止いたしたく、政府および関係当局に要請してもらいたい」というものであった。

市議会は、全会一致この請願を採択したあと、ひきつづき「辻堂演習地をオネスト・ジョン演習及基地とすることに反対する決議」を可決した（提案趣旨説明は相沢五郎議員）。

### 決 議

今般米囤極東戦略上の目的を以って吾が国にオネスト・ジョンが配備されるに至ったことは既に明らかである。

オネストジョンの原子爆弾装填は本兵器の使命とする処であり、それが演習等のことであっても既に幾多の事例により個人の生命を保障する方途はない。

政府及び関係当局は全国幾多のオネストジョン演習地並びに基地候補地を選定中の模様であり此の中には辻堂演習地も挙げられていると仄聞するが辻堂演習地は既往の演習においても地元の家屋及漁業等に重大な損害を与えておりこれが事実とすれば本市安寧上また産業文化観光上多大なる脅威となることは明瞭である。

斯の如き見地より政府及関係当局はかかることのなきよう当局においてはこれを事前に防止するため政府及関係当局の善処を強く要望するものである。

右決議する。

昭和三〇年九月二七日

藤 沢 市 議 会

オネスト・ジョンの配備は、アメリカのニュー・ルック戦略（原子戦体制）にもとづく在日米軍再編成の前ぶれであった。国会における野党の激しい追及に対し、政府は「オネスト・ジョンは弾頭に原子爆弾を装てんしないかぎり、原子兵器ではない」と逃げたが、このオネスト・ジョン論争のため憲法調査会と国会議の両法案は審議未了に終わった。

また、辻堂演習地へのオネスト・ジョン持込みは、地元の反対が強いためついに実現せず、同年一月七日米軍は富士山麓で最初の試射を行なった。

### 三 沖繩米軍基地使用に関する要望決議

戦後ひきつづき米軍の直接占領下におかれた沖繩では、米極東戦略の強化に伴って、軍用地拡張のための土地取上げと、これに抵抗する住民のたたかいが次第に激化していた。

一九五三年（昭和二八）四月三日の布令第一〇九号「土地収用令」を根拠に、一九五五年（昭和三〇）にかけて、農民の頑強な抵抗を武装兵によって排除しながら、暴力的な土地接収がつけられたが、このような米民政府の土地政策は、アメリカ政府の政策そのものであった。ことに一九五四年（昭和二九）三月、米民政府は軍用地料一括払いの方針を発表したが、これは、それまで米軍側が一年間の借地料として決めていた額、すなわち米軍側の評価による地価の六％を、一六・六カ年分つまり地価相当額を一度に支払うことによって、永代借地権を設定しようという構想であった。

これに対して立法院は一九五四年四月三〇日「軍用地処理に関する請願」を全会一致で決議したが、この決議が重要視されたのは、そのなかに次のような軍用地問題解決のための四原則が含まれていたからである。

一、アメリカ合衆国政府による土地の買上げ、または永久使用、借地料の一括払いは、絶対に行なわないこと（一括払い反対）。

二、現在使用中の土地については、適正にして完全な補償がなされること。使用料の決定は、住民の合理的算定に基づく要求額に基づいてなされ、かつ評価及び支払いは、一年毎になされなければならないこと



(適正補償)。

三、アメリカ合衆国軍隊が加えた一切の損害については、住民の要求する適正賠償額をすみやかに支払うこと(損害賠償)。

四、現在アメリカ合衆国軍隊の占有する土地で不要の土地は、早急に解放し、かつ、新たな土地の収用は絶対に避けること(新規接收反対)。

後に「土地を守る四原則」とよばれたこの原則は、沖縄における土地闘争の旗印となった。

これに対して米民政府は「統治権を行使する間、公共の必要のため要請されるならば、如何なる私有地をも取得する」(民政副長官の立法院宛書簡、一九五四・一一・一)のが基本原則であり、この原則の変更は現在民政副長官の権限外であるとした。このため行政府、立法院、市町村長会、土地連合会の四者協議会から代表が選ばれ、直接米本国政府と交渉することになった。この渡米代表団の要請に基づいて米下院軍事委員会から沖縄に派遣されたのが、M・ブライス議員を委員長とする調査団であり、その現地調査に基づいて一九五六年(昭和三一)六月に発表されたのが、いわゆる「ブライス勧告」であった。

ブライス調査団に一種の期待をかけていた県民にとって、発表されたブライス勧告はまさに青天の霹靂であった。同勧告はいう――。

アメリカが統治するようになってから沖縄人の生活は向上し、一部少数党の煽動はあるにせよ、あらゆる面において事態は進行しており、まさに、沖縄は太平洋における民主主義のショーウィンドウである。アメリカの基本政策からいって、住民の福祉と矛盾するようなことがおきた場合には、沖縄においては断固とし

て軍事が優先すべきだ。地代の一括払い、土地の買上げによってのみ、軍用地対策は十分な効果をおさめることができる。

さらに、同勧告は、声を大にして次のようにいう――。

沖繩は地理的な位置、また統治形態からいって、どこの国の干渉も受けたくないで、原水爆兵器を持ちこむにこよなき島である。

プライス勧告と、それに基づく土地取上げ、地代一括払いに反対する沖繩県民のたたかいは、画期的な盛上がりをもみせ、本土からの支援、声援も高まってきた。各地の地方議会が支援を決議したのもこの時期であった。

藤沢市議会は三一年六月二十九日山口倉吉議員ほか九名の発議により、次の要望決議を全会一致で可決した。

#### 沖繩米軍基地使用に関する善処要望の決議

米国政府は今般プライス勧告に基き沖繩の米軍基地を拡張強化する目的をもって、

- 一、基地使用の継続、二、接収土地補償費の一括支払いによる永代借地権の設定、三、必要土地の追加収用の決定、四、過去の地代の一方的改正等を実施せんとするに至った。

元來沖繩は桑港平和条約によりその統治権を米国に委ねたといえ潜在主権は依然として我が国に存し加えて血肉を同じくする同胞八〇万の存在は如何なる強権をもつてするも否定し得ざる厳然たる事実である。終戦時より現在に至る沖繩島民はあらゆる忍従の下に敗戦国日本の苦痛を集中負荷されたとも云うべく且つこれに耐えてきた処であ

る。

今また沖縄全土の四分の一を基地化し加えて地代一括払いによる永代地上権の設定は沖縄同胞の生活権を根底より脅やかすものとして誠に座視し得ざる処である。

政府及関係当局は総ての努力を傾注し沖縄同胞の決定せる四原則を貫徹せしむべく米国はじめ国際連合等に対し強く要請すべきである。

右決議する。

昭和三十一年六月二十九日

藤 沢 市 議 会

#### 四 占領軍の不法行為等による被害救済の要望決議

昭和三四九年九月二二日、藤沢市藤沢一三七一・神奈川県進駐軍被害者連盟藤沢地区実行委員鈴木常雄ほか二名から提出された請願は、昭和二〇年九月連合国が日本を占領してから同二七年四月講和条約が発効するまでの約七年間に、連合国将兵の不法行為等により殺害された者の遺家族または傷害を受けた者に対し、国家補償をもってこの救済を行なうよう、立法化促進について中央に働きかけてもらいたい、というものであった。

講和条約第一九条で、占領期間中における占領軍に対する請求権を日本が放棄した結果、被害者の有する損害賠償請求権の行使は事実上不可能となったが、条約の如何にかかわらず国家補償によって窮状を救済してもらいたいというのが、請願者たちのねがいであった。

この請願の紹介議員となった佐藤樂造議員の説明によると、藤沢市においても、辻堂演習場その他でいろいろの被害を受けた人がいるし、また、藤沢市民であつて藤沢市以外で進駐軍の仕事をやつていて、銃で撃たれたという者が、当時の調査で二七、八人あつたという。

市議会はこの請願を文教民生常任委員会に付託したあと、九月二九日の本会議で採択した。

## 五 安保改定と藤沢市議会

六〇年安保改定が国内の世論を二分した未曾有の大騒動であつたことは、多言を要しない。この大騒動のなかで、地域住民の利益を代表すべき立場に置かれている地方議会が、安保条約改定についての賛否の態度決定を迫られたことは、むしろ当然であつたといつていい。

藤沢市議会におけるこの態度決定は、三五年三月二三日「日米安全保障条約に対する反対について」の請願が市議会に提出され、これに対する賛否を決することによつて行なわれた。

この請願は、藤沢市鶴沼七一九一・野口順一ほか六八四名の連名で市議会に提出され、石垣荒一、佐藤樂造、小金武雄、大和田武、青木靖一、齋藤正太郎、諸節進、奥田直鶴、葉山峻の各議員、すなわち革新議員団の全議員が紹介議員となつた。請願書の内容次のとおり。

### 日米安全保障条約に対する反対請願書

昨年の秋以来、世界の情勢は平和共存、完全軍縮軍備全面撤廃という明るい方向に進みつつある中で、日本は誠に

重大なる危機に直面しております。それは申す迄もなく、岸自民党内閣が国民多数の反対を無視して、日米安全保障条約の改定を強行しようとしているからであります。即ち、去る一月一六日岸首相を首席とする全権団が渡米し、一月一九日に調印を致し、四月中旬を目途として国会批准をせんとしている。そのため目下開会中の国会に於て、日米安全保障条約の改定をめぐって激しい論戦が展開されて居ります。この日米安全保障条約改定の内容は一言で申し上げますれば、日米間に於ける軍事同盟となる可能性は極めて濃厚であります。万一、この日米安全保障条約の改定を許したならば、次のような重大なる事態を招来するおそれが多分にあります。

先づ日韓台米の軍事同盟の締結となる可能性が強く、日本は極東地域における共同作戦に参加することが十分考えられます。このため軍備の強化、つまり自衛隊の核武装が公然と行なわれ、核兵器が日本を横行することになるだろう。更にはこのような状態が進行するに従って徴兵制や海外派兵が行なわれる事も考えられ、その上、民主主義的な自由は剝奪され、権利も蹂りんされるような状態が予測され、延いては、中央集権に依つて地方自治体の権限が縮小される可能性もあり、その上軍事費の底なしの膨張に伴つて地方財政は極度に逼迫し、国民の税金は、益々重課され、生活は一層苦しくなつて参ります。又米軍は依然として日本にとどまり、場合に依つては核兵器を自由に持ち込み、日本に基地がある限り、日本は報復攻撃の目標となる事も予測され、一億国民は一瞬にして壊滅される状態におかれることもあるだろう。しかも一〇年間は軍事同盟の性格を多分に持つ日米安全保障条約に依つてしぼりつけるというものであります。以上のような性格を有している日米安全保障条約の改定は断じて許すべきものではありません。私達はあの悲惨な原爆戦争を再び繰返すことなく、又厩大なる軍事費を本来の使命であります社会福祉のため、学校建設のため、あるいは住宅建設、災害復旧等に用途すべきであると存じます。更には中央集権化に依り地方自治体の権限は圧迫され、地方財政は貧困にされるようなことには絶対に反対をすべきであります。そして本当に平和で明るく住みよい行政に致さねばなりません。

このような観点にたつて私達国民（市民）の福祉と明るい国民（市民）生活のために是非議会におかれましては、本請願を採択下され関係当局に対して反対の促進をしていただき度く、ここに請願書を提出する次第であります。

藤沢市議会における請願の採択が賛否両論に分かれたことは、むしろ異例のことに属するが、安保改定反対に関するこの請願については、当然のことながら、激しい討論がまき起り、はっきりと改定反対、改定賛成の意見が分かれた。その討論のおもな点を紹介しよう。

伊沢十郎議員（前略）今佐藤議員からも仰せられたように、国の流れによって地方のすみずみまで一色になるといふようなことは憲法の精神に反するのじゃないか。従って政治の動向はいろいろな思想の政党があり、ときの消長がありましていかに変更することがありましても、お互いに藤沢市という土地を愛して、この国の波風とは別にわれわれは地方藤沢市だけを思うという考えで、地方自治に従事しようじゃないか。これがわれわれの四年間の使命であると思う。（そのとおりと呼ぶ者あり）当市は文化都市で非常に頭の進歩した方……（「もっと深く考えて」と呼ぶ者あり）あらゆる種類の市民がおりまして、ここに六八四名という多数の人がこの国の外交問題あるいは不法問題についての意見をおもちでございます。（中略）私もは一面憲法に保障された自治権に立脚いたしました、国のいかなる政党の動きにも動揺されず藤沢市政のために専心つくし、この信念が地方自治を守る根本精神でなければならぬと思うのであります。従いまして市民の中にいろいろな意見があることを是認しながら私もは一意専心これにわすらわされることなく、市政のためにのみつくすという信念をもって当市議会は措置せられるべきだ。これが私どもの意見であります。従いましてこの請願には、当市議会がこういうことにのみ賛意を表するのみでなく、ある要求をされておりますけれども、当議会としてはかかる要求には応じないのが至当である、これが私の請願採択に対する反対の理由であります。

石垣荒一議員 ただいまの伊沢議員の発言は、地方の議員は地方の問題だけやっていけばいい、そういうふうに解釈したのですが、私どもはそれは根本的に何か思い違いをしているのではないか、このように考えるわけです。主権在民といわれております。私どもは代議士を送って代議制をとっておりますけれども、それは私どもの世論の上に立つて政治が行なわれなければならないということでもあります。政治というものは国民の手による国民のための政治でなければなりません。地方から中央に盛り上がるものがこれが国政としてふたたび地方に返ってくる。こういう形が本当の政治だろうと私どもは考えております。今度の安保改定が本当の国民の大多数の意思を代表するものならば、あの勉強にいそむ学生諸君をあれまでにかりたてないだろうと私は考えます。(中略)

今私どもは教育重点だといって私どもの子供たちに一生懸命にやっております。子供達を二度と戦場に出したくないと思うから教育しているのであります。あの当時の政治が本当に世論の方向にあつたら戦争は避けられたかもしれない。悲しいかな軍閥の力によって私どもの末端の行為は全く封鎖されて一部特権階級によってあの戦争は強行されたのであります。しかも日本の先祖代々特に明治維新から私どもは、泣く子と地頭には勝たれないという思想のもとに教育されたことが、この悲劇を生んでいるのであります。そういう点で地方の末端の政治をあずかる私どもは、市民の代表者としても、将来市民に大きな災禍を導くようなこういふ問題、あるいは地方自治体、国の経済をおびやかすような問題については、やはり一市民としてこれらに対する積極的な働きかけが必要であろうと思うのであります。そういう意味で私は今の提案に賛意を表するものであります。

大和田武議員 この問題はいろいろいつくされておりますように、在来ありました条約と違うのであります。在来の条約は米軍に対する日本の基地貸与条約という形で、非常に極限された内容をもったものであります。今度は非常に積極的な意味をもった進んで共同作戦をするということであり、でありますから非常に日本の立場が防衛義務を負わされた、抜き差しならん軍事同盟的な性格をもった軍事条約である。さらにそればかりでなく軍備拡張の

条約である。(中略)そこで申し上げるのでありますが、結局は警察軍程度の軍備は必要だという常識論、戸締り論、どのような家庭でも戸締りをしないで寝ていられるか。それを社会党や共産党の連中は丸腰で中立だといっておる。戸締りをしないでいる家庭があるかということが一般の常識論であります。しかしながら私もがいい、いいのは、そういう俗論に対して俗論で反駁するのですが、戸締りどころか今日本には強盗が入っている。六百何カ所という軍事基地に大あぐらをかいて頑張っておる。ポツダム宣言は日本に責任ある政府が生れた場合には、すみやかに占領軍は撤退するということを謳ってある。しかるに責任ある政府ができたのにそのポツダム宣言を無視して、さらに日本にいすわろうとしている。アメリカという大泥棒強盗です。これが家の真中の、御承知のように佐世保であるとか、呉、横須賀というような、のどくびであり一家にたとえれば床の間であるところに強盗が入っておる。戸締りどころかすでに入っている。私はそう思うのであります。(中略)

でありますから、このしわよせが先程も申されましたように、地方政治の中へ鏡のように入っております。そのことは私どもがいうまでもなく国民生活が圧迫され、そして二千メートルの道路の簡易舗装もできないということがあります。これを考えた場合に、これは決して地方の問題ではないと申されましたが、とんでもない見解であります。私は政治にたずさわる人はいまま少くも考えていただきたい。これ程地方に関係の深い問題はないわけでありまして、やはり進んでこの問題を究明し、この条約によっていかに莫大な被害者にならざるを得ないかという根拠を突きとめ、真剣にこの問題と取り組み、そういう意味でこの案が諸君の賛成によって採択されることを望むものであります。

**仲川桃人議員** 安保の改定につきましては、わが国の将来にとって非常に重大な影響があるかと思えます。(「そのころだ」「そのとおり」と呼ぶ者あり)そこで目下衆参両院におきまして慎重審議を継続中でございます。仄聞するところによりますと、自民党のなかにおきましても、原案がよろしいという意見と、一部修正した方がいいのじゃない



かという意見があるようであります。また一方社会党と民社党におきましてはこれと全く反対の意見のようであります。私自身も鋭意この問題につきまして検討中でありまして、今直ちに賛成あるいは反対という結論が出ていないのであります。「〔「委員会付託」と呼ぶ者あり〕従いまして今日の安保改定に対する請願について、いわゆる反対という決定的な請願につきましては、はなはだ遺憾であります。御趣旨に沿えないというのが現状でございます。

このあとさらに小金武雄議員の賛成討論があつた後、山口倉吉議長は討論の終結を宣し、起立採決を行なつた。

結果は、出席議員二五名中賛成者九名の少数で請願は不採択となつた。

安保改定問題は、その後五月一九日夜から二〇日の未明にかけて、国会に警官隊を導入して異常な採決が強行されたことを契機に、改定反対運動の輪は一層ひろがった。そのなかで「国会解散・内閣総辞職」を要求する地方議会の決議がつづいたが、藤沢市議会は、この事態に対して意思表示をすることはなかった。

## 六 黒いジェット機追放決議

昭和三四年九月二四日正体不明の黒いジェット機が藤沢飛行場に不時着したことは、国民に無気味な不安を与えたが、それが米軍のスパイ偵察用ロッキードU2型機であることがわかると、国民の不安はますます大きくなった。

政府は一二月一日衆議院での緊急質問に対し、これは氣象観測用の米軍用機だと答弁したが、それがスパイ機であることは新聞等の報道によってすべての国民が知っていた。

ところが、翌三五年五月五日ソ連最高会議は、ソ連領空に侵入した米偵察機U2型機を撃墜し（五月一日）、操縦士パウーズを逮捕したことを発表した。このころ、そのU2型機が実はわが国の厚木米軍基地から飛び立っていることが明らかとなったため、国会で社会党が安保改定問題とからめて激しい追及を行なった。

こうした追及にこたえて米国務省は、在日U2型機は情報活動を行なっていないなど、弁解につとめたが、ソ連のフルシチョフ首相はあくまでも米国の責任を追及、そのため五月一七日に予定されていた米英仏ソのバリ首脳会談が流産となるなど、U2型機が世界中に与えた衝撃と不安は極度に高まっていった。

さらにソ連が、三五年五月二〇日の対日覚書で米U2型機の日本駐留を非難、五月二八日にはフルシチョフ首相がスパイ米機の基地を報復攻撃することもありうることを明らかにするにおよんで、「黒いジェット機は日本から出ていけ」という国内世論は急速に高まった。ことに厚木基地を圏内にかかえる神奈川県民および厚木市に隣接する藤沢市民の恐怖は深刻であった。

藤沢市議会がこの問題を公式に取り上げたのは、三五年六月九日、三五年度当初予算審議のなかの大和田武議員の質問であった（藤沢市では三五年二月二六日に市長選挙が行なわれたため、三五年度予算は暫定予算を組み、市長当選後の六月定例会で当初予算が審議された）。

大和田議員がこの問題についての市長の見解をただしたのに対し、市長は「これをやるに当りましては、市会全員がこれに対していかなる意思の表示をするかということが重要な問題であると思います。議会の意思表示がこれの推進力になるのではないかと思います。失礼でありますけれども、議会が議決をせずに、た

だ市長に向ってやれやれといっても、強力なバックがないということになります。その点をいかになさるかということによって私の答弁を保留しておきたいと思えます」と議会にゲタをあずけた形の答弁をした。こうして六月二九日市議会は、次の決議を満場一致可決し、市民の不安解消のための善処を関係方面に訴えたのであった。

#### 厚木基地のロッキードU2型ジェット機に関する要望

最近新聞等の報道によれば米国籍のロッキードU2型ジェット機がソ連において牒報活動に従事していたことが明らかにされ、ソ連の該飛行機の基地に対する報復攻撃声明があった。

本市に隣接する厚木基地に該飛行機と同種の黒いジェット機が活動し昨年九月本市藤沢飛行場に不時着したため市民に大きな疑惑と不安を与えた。

よって政府並びに関係当局におかれては、この地元の不安解消のため善処されることを要望する。右決議する。

昭和三五年六月二九日

藤 沢 市 議 会



第六章 高度成長下の地域開発と市議会



## 第一節 工業化と藤沢市の変貌

### 一 東京湾開発と神奈川県の変化

高度経済成長 戦後日本の政治経済は、昭和三〇年を境に大きく変貌した。まず経済をみると、朝鮮戦争を契機に飛躍的に復興を遂げた資本主義は、昭和三〇年において戦前のもつとも生産力の高かった昭和一九年の水準に達し、それ以後はいわゆる高度成長の段階を迎えることになるのである。この過程においてわが国の産業は、技術革新および原料・燃料の石炭から石油への転換によって鉄鋼・電力・石油化学などが基幹となっていく。こうした戦後の工業化はまず既成の工業地帯に、次いで装置産業を中心に東京湾、大阪湾および伊勢湾などの内湾沿いに展開された。

次に政治の分野をみると、資本主義の復興は昭和三一年のはじめ保守合同を推進したが、これによって自民党・財界・官僚による「安保体制」への布石がうたれた。次いで昭和三五年日米安保条約が成立し、日本経済の進路はドルの傘のもとで、自由解放経済に向かって資本主義諸国と競争することになった。池田政府によって展開された「国民所得倍増一〇ヵ年計画」はかかる条件のもとで、日本経済を飛躍的に発展せしめる高度経済成長政策であったから、それはまた正確には産業基盤の整備拡充政策であった。この政策および経済同友会が同年に発表した「地域経済開発構想」によって拍車をかけられたいわゆる「地域開発」は、し

ばらくの間全国自治体の合コトバとなった。

昭和三年には早くも首都圏整備法がつくられたが、その後ぞくぞくとして地域開発法が制定されていく。東北開発促進法（三二年）、四国地方開発促進法（三四年）、北陸地方開発促進法（三五年）、中国地方開発促進法（三五年）、九州地方開発促進法（三五年）、産炭地域振興臨時措置法（三六年）、低開発地域工業開発促進法（三六年）等が制定されたが、工業化は前述の東京湾・大阪湾・伊勢湾を主要拠点とし、それらを結ぶ東海地帯に集中されていった。こうした工業化の進展を背景に昭和三六年政府は「太平洋沿岸ベルト地帯構想」をうち出すとともに、水資源二法（水資源開発促進法・同開発公団法）を制定して工業化の地域的展開の方向を確認した。

こうして地域開発は三カ所の内湾工業地帯を軸にした経済圏に絞られていったのである。自民党内にはすでに昭和三三年「京浜・京葉工業地帯の直結、東京・横浜・千葉港など港湾の相互連絡をする場合、東京湾さらに首都圏全域の開発におよぼす影響は計り知れないものがある」として「東京湾開発特別委員会」が設置された。さらに「京葉地帯経済協議会」によって京葉工業地帯の造成を推進した財界は、東京・神奈川・千葉の都県を中心に群馬・茨城・栃木・埼玉の各県および横浜・川崎・横須賀・千葉・市川・船橋・習志野市原・木更津などの自治体、建設業、電鉄、倉庫、銀行等の業界を含む「東京湾総合開発協議会」を昭和三七年に設立し、自民党と協力して各省庁に働きかけ、道路・鉄道・水資源・港湾など産業基盤の整備拡大を要請する態勢を整えた。同時に政府は「首都圏基本計画」を策定し、東京を中心とする五〇キロ圏の基盤整備に乗り出したのである。また政府は「全国総合開発計画」を決定し、次いで翌三八年には「近畿圏開発整



東京50キロ圏の距離別人口

都心からの距離 (キロメートル)	S.40年人口 の比率	S.40年人口 (千人)	人口増加率(%)		S.35～40年の 増加人口(千人)
			S.35～40年	S.30～35年	
0～10	24.3	4,580	△ 1.4	13.4	△ 63
10～20	35.1	6,619	25.3	29.8	1,337
20～30	15.6	2,937	40.4	22.7	846
30～40	14.1	2,660	36.9	15.4	717
40～50	10.9	2,061	15.4	3.3	275
50キロ圏計	100.0	18,856	19.8	18.6	3,111

総理府統計局編「わが国の人口—その地域分布と構造—」P.11より作成  
△印は減少を示す。

備法」を制定した。

かくて、昭和三〇年代の高度成長によってわが国の地域構造ならびに産業構造に激しい変動がもたらされたが、とりわけ三大経済圏の都市化が急速に進展した。いま国勢調査によって東京・大阪・名古屋の各五〇キロ圏の人口の増加をみると、昭和二五年から三〇年までに一七・一％、三〇年から三五年までに一五・七％、三五年から四〇年までに一七・七％増加していることがわかる。同じ時期の全国人口の増加率は七・三％、四・六％、五・二％であるから、大都市圏への人口集中がいかに激しいかがわかる。昭和四〇年現在の総人口は九八四一万九千であるが、その三七・三％の三六六四万四千が以上の三大都市圏に、一九・二％の一八八五万六千が東京五〇キロ圏に集中している。なかでも東京圏（東京・神奈川・千葉・埼玉）の人口増加は著しい。それを実数でみると、二五年から三〇年までに二三七万、三〇年から三五年までに二四四万、三五年から四〇年には三一五万も増加しているのである。

次に東京五〇キロ圏の人口を都心から一〇キロごとに区切ってみると、都心から一〇キロまでと一〇キロから二〇キロまでで圏内人口の五九・四％を占めているが、増加率では都心部は減少しており、二〇キロ

圏では増加しているものの、伸び率では鈍化の傾向をみせている。これに対してその外側の地域はいずれも著しい増加率を示している。とりわけ藤沢市の入る四〇キロから五〇キロ地帯での増加率は、三〇年から三五年に比べ三五年から四〇年では約三倍になっているのである。以上の数字から、東京五〇キロ圏の人口は今後二〇キロから五〇キロにわたる地域つまり東京周辺の中都市で激しい増加を続けるといえるであろう。これら大都市圏の人口増加は、いうまでもなく工業化によって吸引された若い労働人口が大部分を占めている。

神奈川県都市化 ところで工業化による人口増加のもっとも著しかった県は神奈川県である。三〇年から三五年までの増加率は一七・九%で東京・大阪に次いで三位であったが、三五年から四〇年では二八・七%と全国一の増加率となっている。人口数でいえば一〇年間に二九一万九千から四四三万に増加している。さらに昭和四〇年現在で、県内市町村数三八のうち人口増加市町村は三三を数え、人口減少市町村はわずかに過ぎないことは、津久井地方の一部を除いて県下全域にわたる都市化が進んでいることを示している。これを次に就業別人口と比較してみよう。昭和四〇年現在一五歳以上の就業者二一四万五千を産業別にみると、もっとも多いのは製造業の七六万五千（三六・二%）、次いで卸・小売業の三八万九千（一八・四%）、サービス業の三一万（一八・四%）、運輸・通信業の一九万（九・〇%）、建設業の一七万八千（八・四%）の順になっている。就業者総数では三五年より五九万五千（三九・一%）ふえているが、これを産業別大分類にみると第一次産業はすべて減少しており、なかでも農業の二万二千（一五・八%）の減少がめだっている。第二次・第三次産業はともに増加しており、とりわけ製造業の二四万五千（四七・二%）の増加は著しく、次いで

卸・小売業の一・二万二千（四五・八％）、サービス業の七万七千（三三・一％）、運輸・通信業の六万八千（五五・二％）、建設業の六万（五〇・二％）などの増加が大きい。そのほか増加率では金融・保険・不動産業（二万九千、八六・四％増）の伸びがきわだっている。

こうした人口増加は、いうまでもなく東京湾工業地帯の主要部である京浜工業地帯の拡大、内陸工業地帯の開発、東京・川崎・横浜への通勤圏拡大などによって、神奈川県全域が工業地帯および住宅地帯として膨張していることを示すものである。県の工業統計調査によれば、出荷額では三〇年を一〇〇とするると三五年で二九七・二、三七年では四五九・六と著増しており、その間事業所数は七四六〇から一万二二〇に増加している。これは平均すると毎年三四五の事業所が建設されたことになるのである。こうした工場および住宅の増加が、面積では全国四六都道府県中四三位・二三万六千ヘクタールの、しかもそのうち山岳部が一四％を占める狭い地域に展開するとなれば、農地転用は避けられない。県農政部の調査によれば三六年から三九年の四年間に、実に五三八四ヘクタールの農地が工場・住宅・その他に転用されている。そのうち工場敷地は三六年に転用面積の三九％を占めていたが、年々比率が低下し、三九年には一五％になっている。これに対し住宅地は三六年の四一％から毎年上昇し、三九年には五七％に達している。これは本県の「都市化が第二段階に入ったことを意味するように思われる。ということは農村が都市化する第一段階として工場進出が行なわれ、第二段階として、商業や住宅の建設が行なわれる」からである。以上のような工場や住宅の増加はまた、土地価格の高騰および農業経営の変化をもたらしたことはいうまでもない。

## 二 神奈川県第二次総合開発計画と藤沢市の変貌

神奈川県第二次総合開発計画 神奈川県は日本経済の復興が軌道に乗った昭和二九年に「県の復興計画に秩序を与えようとにも、将来の発展に備え」るため、公共事業を中心とした第一次五ヵ年計画を策定した。しかし昭和三〇年以降高度経済成長過程において、京浜工業地帯の中心部を占める本県の工業の伸びは著しく、工場および住宅が激増した。県はこうした状況を積極的にとらえ、工業先進県として大規模な工業化を進めることになった。昭和三四年に策定された第二次総合計画——土地及び水資源に関する総合計画——がそれである。

わが国では「嚆矢<sup>こさし</sup>」といわれるこの計画は昭和三四年を初年度に、四〇年を完成目標とする七ヵ年計画であった。そこで計画の基本構想にふれ、その中で藤沢市がどのように位置づけられているかをみよう。というの是一般市町村の開発は県の総合計画によって規制されるからである。本計画書は基本構想のなかで策定の意義を次のように述べている。

「本県は人口の増加、産業規模の拡大において、年々著しい膨張発展を示しつつ、典型的な先進地域としての性格を、より一層強化せしむべき方向にある。その結果、これらの人口及び産業が、将来、本県の土地及び水資源に要請するところのものは、きわめて膨大なものと予想される。しかし、現在までのところ、土地利用、水資源利用に関する長期的な計画は樹立されておらず、現在、既に摩擦を生じつつある諸問題に対しても、調整の基準が与えられていない。

他方、国において計画策定を進めつつある首都圏整備の構想は、東京からの人口及び産業の分散を図るため、周辺都市の積極的な整備開発を企図しており、県土地利用面にすくなからざる影響を及ぼすものと思料される。

本県の土地及び水資源は、限られたものであるだけに、その利用の適正化を誤るならば、本県勢の調和ある発展を阻害するおそれなしとしない。それゆえ、前述のごとき、首都圏整備との関連をも考慮しつつ、土地及び水資源の高度利用を第一義的な目的として、これらに関する総合計画を樹立することにし、その基本的考え方を、この基本構想において示すことにした。

すなわち、総論においては、県下各地域の開発構想及び工業配置の方向を明らかにするとともに、これに対応すべき本県農業のあり方を記述し、ついで、各論においては、土地利用及び水資源利用に関する構想並びに土地利用の高度化と密接な関連のある交通の整備に関する構想について、それぞれ、その基本方針を明示することにした。」(神奈川県・土地及び水資源に関する総合計画、昭34、一ページ、以下第二次総合計画という)

このように、当時の本県の開発は、工業県として政府の高度経済成長政策を先取りし、鉄鋼、電力、石油化学等の基幹産業をはじめ、機械、金属、輸送機械、化学等の大企業に提供すべき土地及び水資源の高度利用におかれていた。こうした産業基盤の整備政策は都市を中心とする地域の設定からはじまる。計画書は県下を一〇地区に分けているが、藤沢市は湘南地区におかれ「藤沢、茅ヶ崎市の東海道線以北及び鎌倉市大船地区の工業地帯と、湘南海岸一帯の観光及び高級住宅地帯との二つの性格を持つ地域として」規定されている。第一の工業配置としては「大船地区には、機械工業特に電気機械、食料品等、相模川左岸地区には輸送機械、電気機械を主とする機械工業のほか、化学、食料品等の各業種を想定」した(第二次総合計画、三、四ページ)。

つぎに第二の住宅整備については、本県自体と東京に対する住宅供給という二面的問題をかかえ、その二面性は川崎や横浜で住宅問題をよりいっそう複雑にしているが、この問題を土地の高度利用によって解決するため、合理的な都市計画の実施と集団住宅地の開発が必要であるとしている。しかし第二次総合計画策定の段階では、湘南地区について川崎や横浜ほど切迫した問題とはみていないようである。湘南地区の住宅整備については「東京、横浜方面へ通勤可能な高級住宅地帯として、その特色を生かし、かつ、自然的景観との調和を考慮した構造をとり入れる」としている（第二次総合計画六ページ）。

また観光開発については「この地域は今後より増加する観光客に対処するため、交通関連施設の整備と辻堂旧海軍演習場を含めて片瀬以西の整備に重点を置き、とくに江の島に「湘南港」を建設する計画を明らかにしている（第二次総合計画二七三、二八七、二八八ページ）。

以上のように第二次総合計画においては、工業化、都市化に対応する施策は積極的であるが、農業に対してはやや消極的である。この計画の「農業地に関する構想」によれば藤沢市は近郊農業地帯（川崎・横浜地区から三浦半島を経て相模湾沿いに小田原に至る地帯）に含まれるが、この地帯に対しては「栽培技術を高度に集約した高級園芸作物を採り入れ、更に、それぞれの経営規模に応じた家畜を導入して有畜農業化を図り、できるだけ多くの現金収入をあげる経営方式をとるもの」としているにとどまっている。

ところで、こうした第二次総合計画による工業開発、住宅開発が進展した場合、藤沢市の人口増加をどの程度に見込んでいるのであろうか。この計画では、昭和三〇年現在県の総人口は約二九二万九〇〇〇であるが、それが昭和五〇年には一八五万四〇〇〇ふえて四七七万四〇〇〇に、藤沢市は一〇万九〇〇〇から一〇

万二〇〇〇増加して二一万一〇〇〇になると想定している。

これまでみたように、昭和三〇年代の後半における資本主義の高度成長は、わが国の産業構造のみならず地域社会を激しく変貌せしめることになった。とりわけ東京湾工業地帯の主要部分を占める神奈川県は川崎、横浜の過密化だけでなく、ほとんど県下全域にわたって都市化が進行した。それでは東京から五〇キロ、横浜からは二二キロの地点にある藤沢市はどのように変貌したであろうか。次に統計数字をみながら当市の膨張をみてみよう。

**藤沢市の変貌** 当市の人口は昭和三〇年以降三五年頃までは、二ないし三%の増加に過ぎなかったが、高度成長が本格化した三五年以降は、五ないし一〇%と著しい膨張を示している。しかも、増加の大部分は社会増であって、そのなかでも二〇代と三〇代の若年労働者の占める比率が極めて高くなっている(第1表1、2、3)。

こうした人口増は次のふたつの理由によるものである。第一に東京および横浜が漸く過密化するに従って、また当市が東京の通勤圏に入ることによって著しくなっていることである。第二は当市の企業誘致政策によってかなりの工場が入るとともに、社宅や寮が増加したことである。昭和三五年以降開発された宅地面積は主なもので一九九・八ヘクタール、工場用地として三四三・八ヘクタールに及んでいる。収容人員一〇〇〇名以上の住宅団地だけでも、昭和三六年には日本住宅公団の藤沢団地、同三八年にいすゞ自動車独身寮の東谷団地、同三九年には大蔵省公務員住宅の浜見山団地、日本住宅公団の辻堂団地、神奈川県亀井野団地、同四〇年には日本住宅公団の善行団地、三井不動産の片瀬団地、同四二年には長銀不動産の石原谷

第1表 人口の推移 (国勢調査人口は10月1日現在であるが、その他は年末推計人口である)  
(資料：藤沢市統計書第2回(42年度版)6～7P)

年次別	世帯数	人 口			備 考
		総 数	男	女	
昭和30年	22,694	109,101	53,572	55,529	国勢調査(含合併)
31	23,503	111,402	54,799	56,603	推計人口
32	24,331	114,169	56,184	57,985	"
33	25,335	117,001	57,460	59,541	"
34	26,353	120,048	59,019	61,029	"
35	28,089	124,601	61,041	63,560	国勢調査
36	29,952	130,619	64,022	66,597	推計人口
37	32,422	137,618	67,756	69,862	"
38	34,871	145,952	72,627	73,325	"
39	37,609	156,815	78,896	77,919	"
40	43,908	175,183	88,314	86,869	国勢調査
41	48,776	190,285	96,177	94,108	推計人口

第一節 工業化と藤沢市の姿貌

表1表の2 人口の社会動態  
(資料：市総務部行政課)

年次別	増加人口	社 会 増 減		
		転 入	転 出	差
昭和33年	2,437	10,264	8,572	1,692
34	3,128	12,120	10,004	2,116
35	4,964	12,740	9,167	3,573
36	6,114	14,093	9,177	4,916
37	8,111	17,035	10,348	6,687
38	8,386	18,009	11,652	6,357
39	15,593	26,643	13,635	13,008
40	16,916	28,844	15,894	12,950
41	11,299	27,028	18,526	8,502

九三〇



第1表の3-1 国勢調査時における年齢別人口数

年次別	総数	年齢別人口数				
		0～9歳	10～19歳	20～29歳	30～39歳	
昭和30年	市総計	109,101	22,780	22,580	20,014	15,591
	男	(53,567)	(11,678)	(11,402)	(10,002)	(6,646)
	女	(55,534)	(11,102)	(11,178)	(10,012)	(7,945)
昭和35年	市総計	124,601	19,794	27,867	22,940	18,958
	男	(61,058)	(10,221)	(14,059)	(11,313)	(9,069)
	女	(63,543)	(9,573)	(13,808)	(11,627)	(9,889)
昭和40年	市総計	175,183	28,979	31,528	37,820	31,344
	男	(88,314)	(14,868)	(16,507)	(19,221)	(16,479)
	女	(86,869)	(14,111)	(15,021)	(18,599)	(14,865)

第六章 高度成長下の地域開発と市議会

第1表の3-2 国勢調査時における年齢別人口数

年次別	年齢別人口数					
	40～49歳	50～59歳	60～69歳	70～79歳	80歳以上	
昭和30年	市総計	12,288	8,504	5,140	2,642	562
	男	(5,828)	(4,362)	(2,411)	(1,040)	(198)
	女	(6,460)	(4,142)	(2,729)	(1,602)	(364)
昭和35年	市総計	13,923	10,720	6,297	3,274	828
	男	(6,404)	(5,327)	(3,041)	(1,333)	(291)
	女	(7,519)	(5,393)	(3,256)	(1,941)	(537)
昭和40年	市総計	17,742	13,912	8,740	4,007	1,111
	男	(8,318)	(6,591)	(4,243)	(1,733)	(354)
	女	(9,424)	(7,321)	(4,497)	(2,274)	(757)

団地、神奈川県住宅公社の辻堂団地、天岳院下の日本住宅藤沢団地などがある。そのなかでも善行団地七〇〇〇、辻堂団地六八〇〇、片瀬団地六〇〇〇、藤沢団地四〇〇〇などはかなり規模が大きい。この他に一ヘクタール以上、三〇戸以上の一般住宅、社宅、独身寮が二七あり（「最近の藤沢市の動き」藤沢市企画管理室、昭43・2）、さらに「虫食い」的な住宅地開発が進行している。

また、社宅、独身寮は別として、一般住宅に入居するもの的大部分は京浜工業地帯、とりわけ東京に通動している。たとえ

ば「日本住宅公団入居者の就業地域別人口（藤沢・辻堂・善行団地）」調査によれば、当市に就業するものはわずか七・四％にとどまり、京浜地帯の八七・四％のうち七〇・四％は東京となっている（前掲書二〇ページ）。

この時期（昭和三五年―同四一年）に当市に入った企業を、敷地面積一〇ヘクタール以上についてみると、昭和三六年に神戸製鋼所、いすゞ自動車、プレス工業、三八年に武田薬品、三九年に荏原製作所、四〇年に日本IBMがあり、なかでも、いすゞ自動車は一三ヘクタールを占め、誘致工場ではきわだって大きい。以上のほか、小規模工場を加えると四一年現在で四〇社に及んでいる。こうした企業誘致によって、当市の製造業の構成は大きく変わった。昭和三五年当時全体の四分の一以上を占めていた食料品製造業は漸次比重を低下し、代わって機械、金属、電気機械、輸送機械等が台頭し近代工業都市的性格をそなえるようになったのである（第2表）。

また、これを産業別事業所統計でも、第二次産業の事業所の伸びが著しく、とりわけ従業員一〇〇人以上、五〇〇人以上の大型企業の増加がめだっている（第3表）。

住宅団地の開発や企業誘致による急激な人口増加は、当市の商業経済を刺激することになる。国鉄藤沢駅、同辻堂駅および小田急線長後駅を中心とする卸・小売業、飲食店など、さらにそれら従業員の増加のテンポは製造業に劣らず、とりわけ昭和三九年以降が激しくなっている。しかし一店舗当たりの従業員数は平均四・一人、五人未満が七五％と小規模のものが極めて多い。

また、この時期における金融機関（銀行・信用金庫）の増加も著しい。昭和三八年三月まで店舗数は八であったが、翌三九年三月には倍増し、四二年三月現在で都市銀行四、地方銀行八、相互銀行三、信用金庫四、

第2表 製造業産業中分類別年次別比率表

区 分	35年	36年	37年	38年	39年	40年	41年
総 数	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
18. 食料品製造業	27.7	26.0	25.5	23.8	22.4	20.8	18.2
20. 繊維工業	4.1	2.9	2.3	1.9	3.3	2.7	2.5
21. 衣服その他の繊維製品	3.8	4.1	4.2	3.5	2.3	2.4	3.3
22. 木材・木製品製造業	5.1	5.1	4.8	4.1	4.7	3.9	3.6
23. 家具・装備品製造業	4.5	4.1	3.5	3.8	4.0	3.3	3.8
24. パルプ・紙・紙加工品	2.5	2.9	2.3	2.5	3.0	3.9	3.6
25. 出版印刷同関連産業	3.8	4.1	4.2	4.8	4.7	5.4	5.6
26. 化学工業	1.0	0.6	1.0	0.6	1.0	1.5	1.8
27. 石油・石炭製品	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.5
28. ゴム製品製造業	1.0	0.6	0.3	0.3	0.7	1.2	0.5
29. 皮革同製品製造業	—	—	—	—	—	—	—
30. 窯業土石製品	3.2	3.5	3.2	3.5	3.3	3.6	3.3
31. 鉄鋼業	0.6	1.3	1.3	1.9	2.7	1.2	1.3
32. 非鉄金属製造業	1.0	0.6	1.3	1.6	1.0	0.6	1.0
33. 金属製品製造業	6.7	7.6	9.1	9.8	10.5	8.1	12.7
34. 機械製造業	13.7	14.8	14.2	13.4	12.0	13.9	13.7
35. 電気機械器具	3.2	4.4	5.5	5.1	5.4	8.1	8.4
36. 輸送用機械器具	7.7	7.6	7.7	8.9	8.0	10.2	5.8
37. 精密機械器具	2.7	2.5	1.9	2.9	2.3	2.4	2.3
38. 武器製造業	—	—	—	—	—	—	—
39. その他の製造業	7.4	7.0	7.4	7.3	8.4	6.5	8.1

信託銀行一を救え預金残額も著しく伸びている(第4表)。

藤沢におけるこうした工業、商業および住宅の急速な展開、都市化の波は当市の農業にも著しい変動をもたらしている。まず農地の転用状況をみよう。第5表によれば、企業誘致の集中した昭和三五、六年には工場用地に転用した農地は合計約三〇〇ヘクタールで、全耕地面積の一角に達しているが、そのなかにはこの時期最大の「いすゞ自動車」用地として一一一ヘクタールが含まれている。次いで三八年から四一年にかけて

第3表-1 藤沢市にある事業所の産業別推移

区 分	昭和32年	昭 和 35 年		昭 和 38 年		昭 和 41 年		
		実 数	前回比	実 数	前回比	実 数	前回比	
総 数	事業所数	3,692	4,091	110.8	4,611	380.0	5,610	626.3
	従業者数	24,081	30,147	125.2	42,540	141.1	58,583	137.7
第一次 産 業	事業所数	—	—	—	22	—	52	236.4
	従業者数	—	—	—	150	—	210	140.0
第二次 産 業	事業所数	418	468	112.0	610	130.3	742	121.6
	従業者数	9,723	13,352	137.3	22,735	170.3	29,540	129.9
第三次 産 業	事業所数	3,220	3,577	111.1	3,914	109.4	4,720	120.6
	従業者数	12,820	14,957	116.7	17,927	119.9	24,416	136.2
公益 事業	事業所数	54	46	85.2	65	141.3	96	147.7
	従業者数	1,538	1,838	119.5	1,728	94.0	4,417	255.6

第一節 工業化と藤沢市の変貌

第3表-2 従業者規模別事業所の推移

区 分	昭和32年	昭 和 35 年		昭 和 38 年		昭 和 41 年	
		実 数	前回比	実 数	前回比	実 数	前回比
総 数	3,692	4,091	110.8	4,611	112.7	5,610	121.7
4人以下	2,776	3,051	109.9	3,322	108.9	3,893	117.2
5人～ 9人	563	600	106.6	725	120.8	940	129.7
10人～ 19人	190	228	120.0	281	123.2	391	139.1
20人～ 49人	116	146	125.9	188	128.8	261	138.8
50人～ 99人	31	37	119.4	50	135.1	54	108.0
100人～499人	12	24	200.0	38	158.3	57	150.0
500人以上	4	5	125.0	7	140.0	14	200.0

九三四

第4表 銀行等の預金貸高残高 (資料：大蔵省関東財務局横浜財務部)

区 分	店 舗 数	総預金残額 A	貸 出 残 額 B	預貸率 $\frac{B}{A}$ %
昭和35年 3 月末	8	7,746,000 <sup>(千円)</sup>	2,909,000 <sup>(千円)</sup>	37.6 <sup>(%)</sup>
12 月末	8	9,778,000	3,416,000	34.9
36年 3 月末	8	10,140,000	3,551,000	35.0
12 月末	8	12,237,000	4,347,000	35.5
37年 3 月末	8	12,376,000	4,366,000	35.3
12 月末	8	15,715,000	5,589,000	35.6
38年 3 月末	8	15,524,000	6,085,000	39.2
12 月末	11	19,566,000	8,227,000	42.0
39年 3 月末	16	24,309,000	11,805,000	48.6
40年 3 月末	18	31,508,000	14,963,000	47.5
41年 3 月末	19	38,368,000	19,704,000	51.4
42年 3 月末	20	45,745,000	22,887,000	50.0

第六章 高度成長下の地域開発と市議会

て、規模はやや小さくなるが、件数は著しくふえている。他方住宅地への転用は工場用地ほどではないにしても、三八年以降かなりのビッチで進んでいることがわかる。

次に農家戸数の動きをみると、昭和三三年から三五年にかけて減少は四五戸に過ぎないが、それ以降四〇年までの減少テンポは急激に早くなり、二九二戸と全農家の一割近くに達している。しかもその減少は、兼業農家ではなく、ほとんど専業農家であり、耕作規模別にみると〇・七ヘクタールから二ヘクタールの、いわゆる中農層に集中していることが特徴として認められる。それとは対照的に、農外収入を主とする第二種兼業は、〇・七ヘクタールから一ヘクタールまでのところで急増していることがわかる(第6表)。つまり当市の農業は横浜市の港北区・戸塚区のように「近郊兼業地帯化」が急速に深化しているとみられよう。

最後に、当市の観光施設についてふれておきたい。当市は鶴沼海岸・江の島などを擁し、隣接の鎌倉市とともに古くから観光地帯として知られている。戦後高度経済成長のもとで「レジャーブーム」「余暇」の増大とともに、これら観光地帯への遊覧客は年

第5表 工場住宅申請状況（農地）

区 分	総 数		工 場		住 宅	
	件 数	面積(m <sup>2</sup> )	件 数	面積(m <sup>2</sup> )	件 数	面積(m <sup>2</sup> )
昭和33年度	719	416,475	2	80,037	717	336,438
34	685	367,205	15	134,536	670	232,669
35	804	1,723,389	19	1,287,979	785	435,410
36	780	1,255,907	32	917,512	748	338,395
37	797	318,699	7	48,856	790	269,843
38	1,038	744,587	44	144,588	994	599,999
39	1,136	591,122	7	40,945	1,129	550,177
40	1,076	787,174	14	361,321	1,062	425,853
41	1,129	417,654	10	11,305	1,119	406,349

※昭和40年度において藤沢市桐原町に工業団地として  
 田 16,787m<sup>2</sup>、畑 311,730m<sup>2</sup>、合計 328,517m<sup>2</sup>が含まれている。

ごとに増加している。とりわけ三五年以降は、オリンピックを  
 目指して建設された湘南港をはじめ、江の島植物園、江の島エ  
 スカー、江の島水族館、江の島マリンランドなどの開設、電鉄  
 資本によるホテル、レストハウス、駐車場その他娯楽施設など  
 の増設によって、観光客は飛躍的に増加している。市の統計に  
 よれば、三七年以降は泊り客、日帰り客を合わせると年間約二  
 百万以上の人が当地を訪れているが、そのうち夏季だけで三分  
 の二に及んでおり、いんしんを極めている。しかし近年の激し  
 いモータリゼーションのため、自動車の乗入れが、国道一号線  
 や藤沢線をはじめとして市内の交通事故、交通渋滞に拍車をか  
 けるといふ問題を発生せしめている。

こうして当市は、かつての農業・住宅・観光都市から工業・  
 住宅・観光都市へと急速に変貌を遂げるに至った。その結果、  
 急激な都市化に生活環境施設・公共施設の整備がともなわず、  
 地価高騰によるスプロール現象、工業化にともなう公害の発生  
 などが市民生活を圧迫するとともに、市財政の負担増を招いて  
 いる。市の財政規模は三六年度の二七億円から毎年一〇億円で

第6表 経営耕地面積広狭別、専業兼業別農家数<1965年(2月1日現在)農業センサス結果より>

区 分	昭 和 29 年				昭 和 33 年				昭 和 35 年				
	総数	専業	兼 業		総数	専業	兼 業		総数	専業	兼 業		
			農主	兼主			農主	兼主			農主	兼主	
総数	2107	1078	537	492	3055	1442	945	668	3010	1148	932	930	
0.3ha未満	400	54	44	302	397	39	23	335	439	28	14	397	
0.3~0.5ha "	312	96	100	116	419	74	155	190	386	47	56	283	
0.5~0.7ha "	}663	}381	}226	}56	380	135	154	91	377	98	118	161	
0.7~1.0ha "					581	321	224	36	537	258	208	71	
1.0~1.5ha "	498	368	118	12	884	597	273	14	862	477	371	14	
1.5~2.0ha "	193	151	39	3	330	239	89	2	331	194	135	2	
2.0ha以上	41	28	10	3	64	37	27	—	68	38	29	1	
その他	—	—	—	—	—	—	—	—	10	8	1	1	
	昭和40年度総数									2718	802	926	990

1兼(内訳)2兼

上ずつ増大し、四一年度の決算額は一〇三億円と四倍以上に膨張している。これは、いうまでもなく、区画整理、工業団地造成、下水道など自治体事業の質的・量的拡大の結果であった。こうした当市の事業体化にともない、職員数も三六年度の八五四人から四一年度の一三九二人に増加した。また都市開発部、企画管理室の設置やコンピューターの導入などによる行政機構の再編成と人事管理の合理化が進んだが、それは建設公社の設置とともに、行政機能の拡大強化を示すもので、議会機能の相対的低下とともに、地方自治についての新しい問題となっている。

### 三 第一次北部工業開発と建設公社

北部開発 当市において、企業誘致による地域開発構想がでてくるのは、昭和二九年に県の第一次総合計画が発表されてからである。三〇年四月以降、建設省および県の指導を受けて都市計画基礎調査を実施し、三二年、藤沢綜合都市計画を策定した。当市はかつて、首都ならびに京浜工業地帯の後

背地に発達した住宅観光都市であった。これを、湘南海岸観光資源の活用、北部および西部の台地を住宅資源として利用し、さらに大船と藤沢間の東海道線沿いの低湿地帯を工業地帯として開発し、辻堂駅北側の既存工業地帯を整備し、工場誘致によって農村労働力の雇用を促進するという、いわば消費都市から、観光・住宅・教育・生産など均衡のとれた「混合都市」にしようとする総合計画であった。しかしこの段階では、工業用地の開発利用可能地区として村岡、辻堂および長後の三地区がばくぜんと想定されていたに過ぎない。そこに誘致工場として予想されたのは食品、機械、電気機械などの業種であった。

北部開発が本格的に策定されたのは、いすゞ自動車工場が定着してからである。すなわち、旧東洋航空藤沢飛行場の跡地利用をめぐる、まず大同毛織の誘致を試みたが失敗に終わった。しかし、三二年から三三年にかけていすゞ自動車、その協力工場およびポンプメーカー荏原製作所の進出が決定したのである。とりわけ市の北部に進出するいすゞ自動車は、面積にして六〇ヘクタール以上におよぶ広大な敷地を求め、その協力工場は二八社を数えたのである。これが完成すれば、北部地帯は当市の中心的工業地帯になるはずである。

北部開発構想についてはじめて議会で質疑が行なわれたのは、昭和三五年六月九日の議会においてであった。以下は平綿議員と金子市長との質疑応答の一部である。

平綿議員「……先ず工場進出による都市計画と農家の経営の指導育成につきましてお尋ねしたいと思います。本市の北部地帯の都市計画事業でござりますが、この現況はただいまは税金だけは徴収しておるが大半においては無計画の状態である。本市におきましても最近当局の非常な努力によりまして、工場誘致が続々と成功されておることは実



に喜ばしく、この労苦に対しまして敬意を表するものでございます。この工場誘致の一環といたしまして、旧電波学校のあとに大工場の建設の段階に入っております。この周辺は歴史的といましょいか、革命的ともいうべき大変革が予想されておるわけでございます。これに対しまして道路、下水等その他を中心といたしましたところの都市計画事業を緊急に行なわなければならないと考えております。この構想等につきまして市長さんのお考えをおききたいと思ひます。……」

金子市長「……はじめは工場の進出、都市計画の構想、特に北部の方は都市計画の税金をとられたけれども、一つもそういうふうな計画がない、こういうふうな御質問でございます。特に村岡とか鶴沼、片瀬等の今までの仕事というものは、たとえば工場ができて何でもあとからあとから仕事に追いかけれ、先にやっておけばいいものをあとになってやる、こういうことでは困るというのですが、これはごもっともだと思います。これにつきましては御指摘のとおりでございますが、ただ私も非常に心配しておりますことは、工場は呼んだはいいけれども、藤沢市に多くの人を集めて住まわせるところの土地を如何にして建設するかということが非常に問題になってくると思うのであります。……そうなりますというところに工場地帯のみならず、住宅地帯を設けること、しかも住宅地帯に対しましては商業地帯も必然的にできてくるであります。下水道、道路の拡張あるいは新設あるいは小学校、中学校の新設も考えられてくるわけでございます。その他社会問題あるいは人口の増加等によっては市営の病院をこしらえなければならぬということになってくるし、また地価というふうなことも考えなければならぬようになってきます。また都市的形を整えることが必要なものはこれを見越して先に計画しなければ、藤沢市というものがよその市よりも劣るということになってくる。もしこれを藤沢市が先にやるならば、工場を集めたはいいけれども人を集めるのに騒ぎ出すということになり、結局藤沢市が先手を持つということになると藤沢市に多くの勤労者を住まわせるということになるわけで、この問題こそ実は私としては胸がしばいになる程の悩みを心に臆しておるのでございます。かようなこ

とから私はただ単に工場を誘致するのみならず、この工場の経営、運営に対して適当な施設をしてやらなければいけない。もちろん現在は工場といたしましても寮を作ったり、いろいろ厚生施設を作りまして極力工員、職員の吸収をはかるようにしておりますけれども、これに対しまして本市が本当に率先してやらなければ他市に先鞭をつけられるという恐れがございます。かような意味から私はこの問題に対しまして、鋭意建設部長と相談いたしました。特にこれに対しまして非常な知識をもっておる早大の松井博士をわずらわしてこの問題と取組んでおるわけでございます。かようなわけでございまして遠からずこの工場と工場に付随したところの多くの今のこのような地帯、施設をつくることに對する計画が現われてくるのではないかと考えておりますので、その点しばらく御容赦願っておきたいと思えます。もちろん大体この地帯を設定いたしましたして建設省の認可を受けることは、神奈川県都市計画審議会にかけるように今骨を折っております。それによつて都市計画地帯を作りましてなるべく早く工場の誘致をはかり、同時に今いったようなことでやりたい、かように考えておるのであります。」

金子市長はここではじめて、松井早大教授を委員長とする都市計画協会に対し、北部工業開発の立案を委託したことを明らかにした。それは、いすゞ自動車のような大工場の誘致は当市にとつて始めての経験であり、それを軸とする都市計画の立案は当市の能力にあまるものであったからであろう。しかし、金子市長および菅原建設部長がそうした構想を描いたについては、三〇年以降の工場誘致が他の自治体と同じように、もっぱら赤字財政の克服策としてのみ考えられ、その結果、むしろ市にとってマイナスの効果を生みだしたことへの反省があったと思われる。

都市計画協会は三五年一〇月「藤沢北部工業開発計画」を立案して市に報告した。それによると計画の内容はおよそ次のようになっている。

北部工場人口表

いすゞ自動車工場	40 万 坪	7,050人
いすゞ協力工場	18.3	5,230
その他協力工場	13	3,710
下請工場	81	3,240
別系工場	20	4,000
同関連工場	10	2,860
下請工場	4	1,600
荏原製作所	14.4	2,880
同関連工場	5.6	1,600
同下請工場	2.5	1,000
合 計	135.9	33,170

都市計画協会：藤沢北部工業開発計画P.8

「北部開発の構想はいすゞ自動車を母体とする機械工業の立地条件、即ち工場用地の確保とそれに伴う住宅地、用排水施設、道路、公園緑地等の基礎施設を設備して藤沢市の北部を湘南地方における東海道線北部につらなる一群の工業地と相模川沿岸に展開すると思われる大工業団地と並ぶ内陸産業の大団地として開発することに始まる。これは工場分散を標榜する首都圏計画の一環でもあり、又藤沢市自体の体質改善つまり単なるベッドタウン的衛星都市からの脱皮にも大きな推進力となるであろう。

いすゞ自動車の協力工場として北部地区に立地を希望するものは次表のとおりであり、用地にして一八二、八五〇坪である。現在決定している協力工場の他に成型材工場六工場（鑄鍛造、プレス）、機械加工場一〇工場、完材品工場一〇工場（計測器、シート、石綿、ゴム等）計二六工場、一三万坪（一般的に自動車シャーシメーカーの協力工場は敷地規模で一〇〇〇坪〜一〇、〇〇〇坪であるから平均五、〇〇〇坪となる）と下請工場一六〇工場（協力工場、一工場当り五〜七の下請工場がつくと想定されるが、そのうち約半数が北部地区に移り来るものとして協力工場一工場当り下請工場三とす）八・一万坪（一般的に敷地規模三〇〇〜五〇〇坪であるので一工場当り五〇〇坪とす）が新たに北部に立地するものと思われる。その他前述のとおり別系の工場も将来立地するものと思われるので一応その用地を二〇万坪とみこみ、又同関連工場一〇万坪（二〇工場×五〇〇〇坪）とその下請工場四万坪（八〇工場×五〇〇〇坪）とする。」

このような仮定のもと、北部に工場が配置された場合の工場敷地面積と工業人口を想定すると上表のようになるという。本計画の従業員数三

万三二七〇人を基礎に、従業員家族数五万六三九〇人、さらに「第二次人口増」七万三四四〇人、「第三次人口増」五万一四一〇人を見込めば、北部開発によって生ずる当市の社会増人口は合計一二万四八五〇人となる。昭和三二年に策定された総合計画によると、昭和五〇年における市街地人口は二一万人であるから、以上の社会増人口を加えた三三万五〇〇〇人の市街地人口と面積を総合計画に対して補正しなければならぬことになる。

さらに同計画は、以上の工場群と住宅団地を次のように配置している。

「土棚のいすゞ自動車予定地周辺は関東ロームの丘陵地と引地川水系の本支流による流域により形成されている。

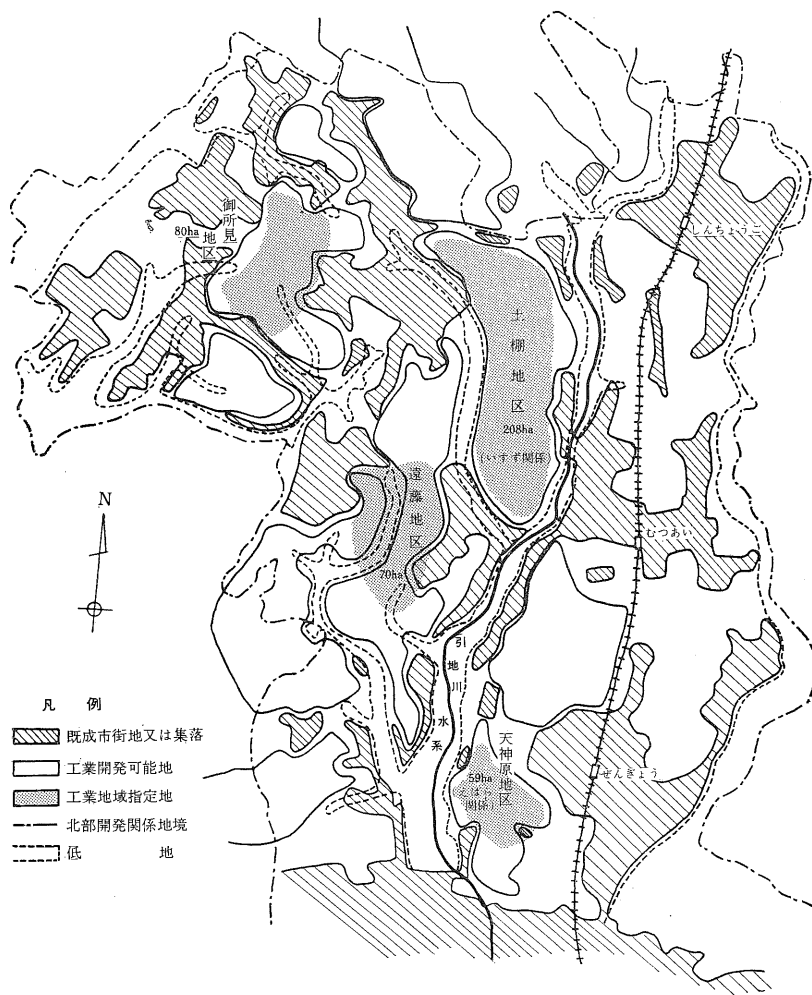
地下水の量質とも不すぐれ、又地価も南部地区に比べると比較的安く、又工場用地として利用できるまとまった面積の土地も未だ相当残されているので、街路網を整備してこの地区を市の南部や湘南各都市ひいては首都圏中心と結びつけ、かつ用排水等公共施設を整備することによって約二〇〇万坪の工業立地を見込む基礎的条件は充分に備えている。現在この地区のまとまった開発可能地は別図のとおりであるので、引地川西部の第一グループ（六会、長後西部と遠藤東部）と都市計画街路厚木戸塚停車場線沿線の第二グループ（御所見東部）に工業団地を計画した。

工業団地に対応する住宅地は第一グループについては引地川対岸の小田急新長後と六会駅周辺にとり、前記両駅中間に更に新駅を設けて工場通勤の便をはかり、あわせてその周辺に住宅地内の商業業務の中心地を開発するよう計画した。第二グループについては工業団地の西方、御所見中央部に住宅団地を計画した。

これらの住宅団地と工業団地は両グループそれぞれ一对の独立的市街地を構成し、母市と第一グループ、第一グループと第二グループとの間は農地又は近隣公園を配置して市街地の無秩序で散漫な膨脹を抑止することとした。前者の農地には湘南高速道路を導入し、第一グループ西方南北縦貫道路にインターチェンジすることとした。又第二グル

第1図 工業開発可能地分布状況

第六章 高度成長下の地域開発と市議会



17の住宅、工業両団地境を南北に縦断して東急電鉄を導入し、第二グループ附近に電車站を設ける計画があるの  
で、この計画が実現すれば第一、第二グループ間の農地の一部は将来市街化するものと思われる。」

この開発計画でも明らかのように、北部開発はこれまでのものより工業立地に強く傾斜したものであった  
が、その構想の時期は首都圏整備法による市街地開発区域の指定を受けた時期（三六年一月）と一致する。  
このようにみると、それは政府の高度経済成長政策を積極的に受けとめ、新しい計画を北部工業開発に盛り  
込むことによって、政府の公共事業を当市に呼び込むとする政策であったともいえよう。

建設公社 ところで、こうした都市計画を実施に移すためには事業主体の確立が必要となるが、それは、  
さしあたって公共団地の確保を急がなければならない。そこで市当局が構想したのは建設公社と一部事務組  
合の設立であった。両方とも、市財政を圧迫せずに開発を行なうことができるので、全国的に普及している  
制度であった。三六年五月二三日の議員全員協議会において、市当局は建設公社設立の理由を次のように説  
明している。

当時市が買収を予定していた土地は一七万坪であるが、これを従来の方法で予算内で買収すると一〇年以  
上かかる。その間の値上がりを三〇%とみれば約五〇億円になる。これを一、二年で買収できれば二〇億円  
で済み、三〇億円の節約ができる。そこで、都市計画に基づく公共用地の取得には建設公社を、宅地造成に  
は県との一部事務組合を設立してあたりたい。公社で行なう取得額は年間二億円くらいを予定しており、五  
年間に買収する予定地八万坪のうち、買えるものから買っていく、というのである。

同日、議会上に提案された「財団法人藤沢市建設公社に対し寄付行為による出資をすることについて」その

設立趣意書は次のようにいつている。

「藤沢市は、首都圏の市街地開発区域指定予定地として急速に発展しており、これに伴い公共的事業も激増しているが、本市の財政の現状では、今後尋常の手段をもってしては、容易にその事業は推進し難いものがあり、その解決には特に用地の問題がとりあげられる。

すなわち、市街地における土地価格の値上りは、一般物価の動きとは遊離した上昇線を描いて、大藤沢市建設計画の開発に当り、この問題はますます困窮の度を増すことが明白である。

ここに公益的な事業目的をもった藤沢市建設公社を設立して、市の総合建設計画の基本方針にのっとり、積極的に都市構造の近代化を推進するため、計画的かつ能率的見地から、将来必要とする用地を確保して、市の発展と市民の福祉増進に貢献しようとするものである。」

このように、建設公社の事業は公共用地の取得・造成・管理・処分および斡旋、藤沢市から委託を受けた事業の執行、その他であって、公社設立のため出資金額一〇〇万円を、主務管庁の認可があり次第出資した、というものであった。議会はこの議案を、総務企画常任委員会へ付託し、同委員会は都市建設常任委員会との連合審査を行なった。連合審査会において論議されたのは、財政面への圧迫、陣容の強化、公社の議会尊重の三点であったが、出資金については同意が得られた。建設公社の名称は「財団法人藤沢市公共土地公社」に変更され、六月二一日の議会で可決された。

#### 四 企業誘致と減税問題

誘致企業に対する便益提供 昭和三〇年以降、とりわけ三五年以降全国各地の自治体によって進められた

地域開発——企業誘致は、自治体当局と地域住民との間にさまじまのコンフリクトをもたらし、そのなかで、各地域に共通の問題としては、誘致企業に対する便益の供与・優遇措置が地元中小企業ないし住民から鋭い反発をうけるということであった。自治体当局としては、企業誘致が固定資産税・法人税等の増収、歳入の増加をもたらし、地域を発展させるとみるから、あるいはそう期待して誘致企業に便益を提供するのは当然と考えるわけである。しかし、企業誘致のための先行投資や便益の提供が自治体財政にとっても、地域住民にとっても利益にならない例が多い。先行投資が自治体財政を著しく圧迫したり、港湾・鉄道・道路・下水道・工業用水その他の便益——産業基盤——を企業が独占して、住民の生活環境との間に格差が生ずるといった問題は跡を断たない。いわゆる地域開発の「夢と現実」である。自治体が誘致企業に対して提供する便益のうち、もっとも代表的なものは企業誘致条例を制定し、誘致企業に対して三年ないし五年間（一〇年という例もある）固定資産税・法人税額に見合った奨励金を交付する方法である。昭和三七、八年頃から地域開発をめぐる住民と自治体とのコンフリクトが、しばしば企業誘致条例の存廃を争う形をとったのも不思議ではない。

ところで、当市では企業誘致条例を制定していない。したがって、市当局の誘致企業に対する便益の提供あるいは減免措置が議会において問題となったとき、理事者と議員との論争は便益提供・減免措置の法的根拠、および租税負担公平の原則をめぐる行なわれたのである。昭和三六年一月一五日の総務企画常任委員会の松下電器にかかわる論議をみてみよう。議案は「予算外義務負担による下水道施設譲渡契約の締結に（つ）」である。



仲戸川委員　あの地区に松下が来なかったらいつ頃やる予定であったか。また六万余坪だと負担金は一、三〇〇万円になるのに七〇〇万円にした理由は何か。

菅原部長　今回行なうのは六六〇米であり、従来の方法でやってたのでは二十年位かかる。また六七、〇〇〇余坪のうち今回のに該当するのは三九、六五四坪であり残りは他のところに流すことになり工事を行なうときにもらう予定である。

石垣委員　すでに工事の大半は終わっている。本来なら工事着手前に議会にかけなければいけないと思う。理事者はやらなければいけないというが、家は建ってないのであり、もっと住宅の密集している地区を先にやるべきだ。大企業にだけ奉仕することは住民感情としても許せないと思う。

菅原部長　誘致した以上市の責任において下水道の整備等はやることになり、さく渠だけでもよかったが、いずれ将来下水管を布設することになるので行ったものである。

大和田議員　……次に松下が来なくてもやらなければならぬものだったか。次に松下がきたところは、住宅地域であり本市が積極的に誘致したものでなく、松下の営業方針からきたものであり市が参拝九拝して誘致したものでない。それに対し市が面倒をみすぎると思う。

山本助役　誘致のことについては議会の要望もあり工場誘致係を設けて行なってきた。松下については、工場誘致の第一歩であり、天下の松下を藤沢に誘致したいということで市長以下が大阪の本社へ出向いて頼んだことがそもそも始まりである。その結果松下が本市に来たわけであるが、市としては大資本に奉仕する考えはもっておらず市の発展だけしか考えていない（傍点引用者、以下同じ）。本市（まち）に対し議会に提案するのが遅れたが理由は先程申ししたとおりであり了承願いたい。

以上の論議から市理事者側の企業誘致についての考え方がよくわかる。二流、三流企業でなく「天下の松

下」を誘致することが「市の発展」になるということであり、したがって、きてくれた企業に対してできるだけの便益を提供するのは市の責任であるというのである。当時としては、こうした理事者の考え方は多くの自治体共通のものであったといえる。大企業を誘致してともかく税収の増大をはかる、というのが偽らざる気持であつたらう。労働者を地域に定着させて人口を増加させる、人口の増加は商業、金融その他に刺激をあたえ地域が生きいきする、それがまた税収の増加をもたらし市当局は豊かな都市づくりに取組むことができる、といった構想が熱っぽく語られていた。しかし、こうした期待がほとんど「夢」に過ぎず、現実はもっと厳しかったことは企業誘致に狂奔した多くの自治体の経験したところであつた。だが、そうなつたからといって理事者ばかりを責めるわけにはいかない。むしろ、自治体に企業誘致だけしか考えられないように追い込んだ国の行・財政制度、工業化政策そのものに問題があつたといえるであらう。

こうして企業誘致に傾斜する理事者たちのあせりに企業側がつけ入ることもなるのである。ここに、松下電器産業ののではないが、神戸製鋼所が昭和三五年三月二三日付で市に提出した要望書の写しがあるので、便益提供の部分を紹介しておく。要望書はまず未買収の土地買収、官公有地払下などについて市の尽力を要請したあと、工場敷地内排水路について「周辺の土地事情から、取敢えず暗渠の場合は一尺三五〇径パイプを敷設する様御指示を頂いて居りますが、周囲の事情の変化により、若し許されれば、更に小口径管で足りる様御考慮上度……。又予て承つて居ります通り本排水路の工事費の半額を貴市に於御負担願える様御取計を賜度」といっている。後段の排水路工事費については半額市負担の約束ができていたことを示している。また「将来に関する事項」のなかでは固定資産税・都市計画税・償却資産税の減免について「特別の措

置を以て何分の御配慮相煩度」といい、さらに「敷地予定地の一部が鎌倉市の行政区域に入つて居りますがなるべく貴市に統合される様御取計賜度」と行政区域の統合まで要望しているのである。高度成長下の町村合併が、企業サイドにたつて行なわれたことを示唆するものとして興味深い。

神戸製鋼所の要望に対し、市がどのような処置をとつたか詳かにしないが、おそらく各誘致企業からは同様の要望書が提出され、市は便益を提供していたと思われる。そのような市理事者の態度を、大和田議員は松下問題について鋭く批判している（昭和三十六年二月二〇日市議会）。

#### 大和田議員

……何といひましても、独占資本に奉仕する、巨大財閥に奉仕するという姿勢、この考え方、これを市長はじめ助役その他の市主脳部は叩きなおしてもらわないと困る。今度はじめて工場誘致に伴つてきた一つのケースなのでありますが、巨大な、数億の、藤沢市の財政と数億の関係ある問題が端的に出てきた。従つて私はこの議案を重要視するわけでありませう。そういう意味でお願いしたいと思います。松下はヘナヘナの藤沢市のこうした財政力でカバーしないでも、巨大な利潤を上げている堂々とした資本力の会社なであります。……そういう巨大な資本家に——向うがこの間の話では、十ヶ条の、藤沢市のあそこへ誘致する際の条件を申し込んできたさうであります。が、それによると、上下水道、ガス、それを藤沢市が市費をもつてあの敷地内まで引込めということを言っているさうであります。それで私は驚いたのであります。中小企業あるいは一市民が工場や家を建てる場合に、市は一尺のバンプでももつてくれますか。それを五キロも四キロもただだでもてというのです。資本家は、そういうふとい飽くなき利潤を追求しておりながら、そういう不当な要求をしておるということでもあります。

もう一つ問題なのは、何か藤沢市が、七色の虹を夢みて松下を誘致したのだ、あるいは交渉段階ではそういう空気はみられました。しかし市長さん、よく考えてごらん下さい。松下電器は最大利潤を最高に追求するために、最も諸

条件の整った、最も条件のいい場所を狙っているわけであります。どこが最大の利潤を上げられるかということを狙っているわけです。その場所にびったり辻堂がなくなったということです。金子市長さんが財政で苦しんでいるから助けて上げましょうといったわけではないんです。あくまでも最大の利潤を上げるために一番適当な場所だということであそこへ決定したので、極端なことを言えばくるなといったもくるんです。巨大な利益を上げている。心ある市民は皆言っているが、あそこは工場地区ではない、住宅地区である。それをむりやりに、どういうからくりをしてか工場地区にした。それには十二分な、住宅地区として指定を変更したのだから、それには十分松下も協力するだろうということをして、心ある市民は言っております……。

松下問題に対する質問者の態度は、議会にはかる前に着工したことは議会軽視であり、大企業優先政策は「住民感情」から納得できないというのである。この工事を認める議員でも松下電器の立替工事費の支払期間を延期すべきではないかといっている。結局、委員会は、「工場ができたことによって環境がよくなった」という恩恵を住民に与えるためにも付近の下水を早急に完備すべきである」と意見を付し、市側の提案に賛成した。議会でも賛成多数で成立した。

**企業減税問題** しかし、誘致企業優遇措置に対する不信は容易に消えなかった。問題の焦点は誘致企業の減税問題に移っていった。同委員会（二月一八日）の「市税条例一部改正」の審議に際して次のような質疑が行なわれている。

**石垣委員** 市内大工場の固定資産の評価は、公平に評価されているか。最近誘致された工場の固定資産税が、減免されているときくが事実か。

**坂田課税課長** 土地については、昭和三十三年から調査し時価に等しい線で評価した。時価をいくらに見るか非常

にむずかしくすべての条件を入れた場合の評価と課税上の価格とがある。見方としては、売買価格を参考にして行っている。最近誘致した工場の固定資産税については減免している。ヤクルト、光星舎、オイルシールの三社でありその後のものについては、まだきまっていない。

**石垣委員** なにを根拠に減免してるか。

**山本助役** 地方税法第六条に公益上必要と認められた場合は減免できるという規定があり工場誘致は公益上必要のものと認め減免した、また隣接鎌倉、平塚市等も行なっており、これに習<sup>マダ</sup>ってやったもので、一年目五〇%、二年目三〇%、三年目一五%の率で行なっている。

**石垣委員** 工場誘致を行なう際、特殊なことではないがそのかわり道路その他の面を考慮するということをいつていた。しかし実際には固定資産税を減免しており低所得者についても減免してもよいと思う。工場が市にプラスすることもあるかもしれないが、低所得者の減免をして市民生活を豊かにすることも必要だと思います。

**小塚委員** 減免するのは土地や償却資産や全部についてか。

**山本助役** 固定資産について減免するが、土地については除いている。隣接町村でも行なっており市長が必要と認めるときはできる。

**石垣委員** 必要と認めるときは減免できるということであれば、低所得者についてもできるのではないか。

**仲戸川委員** 工場誘致については、道路その他の面で考慮するということと税の減免のことについては一切発言がなかった。

**石垣委員** 市長にはつきりこれに対する答弁を願いたい。

**山本助役** 誘致した工場に対しては、各市とも優遇措置をしており本市のみしない場合他にとられるおそれがあり、本市も各市なみに行なったものである。しかし、現段階ではすべての状況が変わって来ており市長もこの問題に

ついでには頭を痛めている。

石垣委員 これについては、一金子市長が行なうべきものでなく、市民の声をきいてからやるべきだ。それなのに議会には何ら話がされないで行なわれていることは遺憾である。他市では議会の承認を得てやっているときいてい

る。

企業誘致条例の制定については、むしろ議会の方が熱心であったといえよう。委員会の発言をみると、企業減税そのものに反対していない議員でも、「議会に相談なく」減免したことは不当であり、市長は地方税法第六条の「公益性」を拡大解釈している、という気持が強かった。条例を作らずに減免した理由について市長は次のように説明している（二月二日同委員会）。

金子市長 前期議会においては今のような景気ではなかった。ために次、三男対策等を考慮しなければならず、全会一致で工場を誘致しようということであった。また首都圏整備に伴い衛星都市としての指定も受けた。本市も遅れ

てはならないので当時の斎藤建設部長が菅原現部長を呼んで都市計画をたて区域を指定した。

工場誘致は国策として行なわれてきたもので本市も議会の要請に基いて行なってきたもので、今問題になっているのは、誘致条例を作らなかつたということであるが、作らなかつた理由の中には、周囲の状況をよくする方がよいという事と自治庁からの通達もあり条例を作ると将来に亘って財政負担を及ぼすのでそれより作らずに弾力性をもたせておいた方がよいということで作らなかつた。議会に相談しなかつたことは自治庁の關係もありあまり公けにしない方がよいということ及び地方税法第六条の規定から市長の権限でできるので相談しなかつたものである。

また公益性の解釈であるが、議会の要請もあり首都圏整備という国策から行なつてゐるものであり公益性があることは、まちがいない。実際問題として税金を減免することはしたくなかつた。しかし藤沢市にくるについて条例がないと

……ということだと他にいかれる場合もあるので多少、その点をい、お、わ、せ、た、こ、と、が、あ、る、と、思、う、。……

税収の増加　ところで企業誘致が自治体住民にとって利益になったかどうかを判定することはむずかしい。企業の種類・規模などによって異なるが、要するにその地域に与える影響をあらゆる角度から検討しなければならぬという理由のほかに、短時間で測定することはできないからである。しかし、産業公害によって地域が破壊され、人間が住めなくなるといった例は別としても、それに近い状況をもたらすのが普通である。つまり、企業誘致によって住民の生活環境（自然、文化を含めて）が整備され、企業が地域の一員として機能するよう地域に定着する、といった例はほとんどないのである。それだけに、企業誘致によって地域がどう変貌しているかを明らかにする必要があるだろう。当市にもまだそうした分析はないが、財政資料のなかに「工場誘致が市財政にあたえた影響」（総務部財政課昭38・11）がある。これは簡略な財政分析であるが、他ではあまり目につかない資料なのでとりあげておきたい。

昭和三八年一月現在で、誘致した企業四八社のうち操業を開始したのは二二工場、従業員八七三九人である。誘致企業からの市税収入は次表のようになっている。三四年度に二二九万八〇〇〇円であったのが、三七年度は急増して一億八四六三万二〇〇〇円に、さらに三八年度は三億五一七一万三〇〇〇円となり、市税総額に占める割合も三四年度の〇・四％から三七年度の一五％、三八年度は二三％と大きくなっている。

一方既存の法人のみの市税収入の推移をみると、対前年度伸長率では三三年度の一・二五％から三六年度一・一八％、三七年度一〇・一％と逡減し、三八年度には九三％と前年度より減少する傾向を示している。また市税収入に占める割合も、三四年度に二五％占めていたものが、三八年度には一三％に激減している（同文書

誘致工場からの市税収入 (単位千円)

年 度		34	35	36	37	38
税目別						
市民税・法人税割		1,194	3,620	11,771	67,426	122,953
固定資産税	家屋	209	548	3,092	46,864	78,006
	償却資産	280	504	2,822	51,403	127,988
	小計	489	1,052	5,914	98,267	205,994
電気ガス税		106	954	6,732	18,939	22,766
計		1,789	5,626	24,417	184,632	351,713
減免額		509	770	4,192	0	0
合計		2,298	6,396	28,609	184,632	351,713
対前年度伸長率		—	277	447	645	190
市税に占める割合		0.4	0.9	3.1	15	23

・四ページ)。こうしてみると、誘致企業の市税収入に占める割合がいかに大きいかがわかる。したがって、企業誘致によってまず税収の増加をはかろうとした理事者の期待はほぼ満たされたといつてよい。

それでは、誘致企業のために市が実施した事業の支出と市税収入との関係はどうなっているであろうか。三二年及び三三年度に実施した事業については、誘致企業の減免をしているので全額市負担であった。三四年から三六年度までの時期は市税の減免と受益者負担により、また三七年度以降は市税全額徴収、受益者負担で行なっている。三二年度から三七年度までの事業実施と税収の状況は第7表のとおりである。事業内容についてはこれだけではよくわからないが、これによると総事業費約四億六千万円に対し、誘致企業からの税収は五億円、受益者負担額は二億六千万円となっている。したがって誘致企業からの税収及び一般財源のうち六割が誘致企業にともなう事業費につかわれたことになる。もっとも同文書は、「これら事業はいずれも公



第7表 工場誘致による地区別事業実施状況

(単位千円)

地区別	区分	A 事業費	B 市税減免額	C 市税調定額	充当率( $\% \times 100$ )
村	岡	85,691 (30,327)	722	58,728	145 (52)
辻堂	鶴沼	83,660 (51,060)	4,829	131,529	64 (39)
北	部	288,445 (184,345)	—	313,739	92 (59)
計		457,796 (265,732)	5,551	503,996	91 (53)

第六章 高度成長下の地域開発と市議会

公共性が強いものが多いので全市的公共施設の整備をも果している」から六割全部が企業占用のものではないといっている。

このようにして、市税収入における法人関係収入、とりわけ誘致企業のそれに占める割合はかなり高くなり、三八年度には三分の一強を占め、市税は景気変動に対して著しく弾力性をもつに至ったといわれる。これを基準財政収入額及び需要額との関係で見ると、三三年度から三六年度までの財政力指数は一三〇台であったが、三八年度には一七〇を示し、県下類似都市（小田原、相模原、平塚、鎌倉）と比べて、もっとも財政力の高い都市になったといえよう（第8表）。しかしながら、市税収入に占める法人関係収入の割合が高いといっても、その伸び率は決して大きくないから、今後人件費をはじめ経常経費の伸びを考慮すれば、本市の財政構造は悪化することが予想されると警告している。

しかも、生産都市的色彩が濃くなったことは、今後そのような都市として整備すべき方向が規制されることになる。つまり、産業基盤整備だけでなく公害その他住民の環境整備のための膨大な経費が必要になるであろう。とすればこの程度の税収増で市が豊

かになつたと判断するのは早計であらう。

藤沢市議会で誘致企業に対する減免問題で論議されたのは三六年一二月であるが、県下各都市の動きはやちがつている。当時誘致条例を定め減免していたのは平塚、鎌倉、相模原、秦野、厚木、大和、座間、大磯、大井、山北、開成の一一市町村のほか小田原は議会の議決で減免できることになっていた。しかし、こ

(単位千円)

第8表 基準財政収入額及び需要額

年度	区分	A 収入額	B 需要額	$\frac{A}{B}$ 財政力指数
昭和33年		312,255	233,375	134
34		354,381	268,153	132
35		383,103	302,134	127
36		501,939	377,269	133
37		750,888	466,673	161
38		916,237	539,889	170

うした条例による減免措置をとらなくても、県下各地に企業が積極的に適地を求めて進出してくる状況から、とるべき税金はとって、道路、下水道その他公共施設を整備して企業誘致の立地条件を整えるべきである、という考え方が次第に強くなってきた。すでに平塚市および大磯町では三五年に誘致条例を廃止しており、「相模原、大和、厚木、秦野の各市も廃止に踏み切っており、ほとんどの町村がこれにつづくものとみられ、神奈川県も誘致条例をもつ市町村に対してできるだけ早い機会に廃止し、これをもたぬ市町村はこんごも制定しないよう非公式に指導、助言している」と伝えられた(『神奈川新聞』昭36・4・12)。

当市の理事者にはやはり他市におくれをとりたくないというあせりがみえる。

##### 五 農業の変動と農協合併

農業の変動 藤沢市の工業化・都市化が進むにつれ、農業が著しい影響を受けていることについては農地の減少、第二種兼業農家の増加などの点から既に見

た。そこでもふれたように、当市の農業は早くから都市近郊農業の性格を帯びつつあるが、さらにそれを地域的にみると次のように二分される（「神奈川県における都市化と農業変貌に関する調査」・農政情報一四・神奈川県農政部）。第一は、「市域農業地帯」とよばれる南部で、「市街に近接ないし包囲され、兼業農家が大部分で一戸当たり耕作面積が小さく宅地化の進行がいちじるしく、農業はまさに崩壊過程にあるところで、少数の農家において花卉・温室・酪農等、特殊に集約的な農業生産が営まれている」地域である。村岡・藤沢・明治・小出の南半分などがこれに該当する。第二は、中間農業地帯で、「近郊的性格はいろいろみられるが輸送園芸的性格がかなり強く中心的な共同出荷するそさいと、個人出荷の少量ずつ作られるものとが共存し、徐々に後者の多くなりつつある」地域で、御所見・長後・遠藤・小出の北半分が含まれる。両地域の農家の性格は、専業農家率ではちがいないが、第二種兼業農家では南部が三三％であるのに対し、北部は二七％とやや低くなっている。また、両地域の農業経営のちがいを畜産についてみると次のようになる（『藤沢市内農業協同組合の現状と課題』昭37・5藤沢市農協統合推進協議会）。

畜産は酪農をはじめとして養豚、養鶏の順になっているが、ここ数年の傾向として多頭数企業化の方向をたどっているといえよう。ただそれは、極めて少数の農家に限定され、全体としてはなお小規模零細経営にとどまっている。酪農についてみると、飼育普及率は九％であるが、一ないし三頭の零細飼育者が四分の一以上を占めてもっとも多い。これに対し、一一頭以上を飼育する農家は南部で一九％、北部で一・六％と南部がたかい。養豚では飼育農家率は南部一六・三％に対し北部では四二・二％とかなりたかいが、二頭未満の飼育農家をみると南部の八六％に対し、北部では二五％に過ぎない。また、養鶏をみると、飼育農家率

は南部が一四・六％、北部が三％であり、三〇羽未満の飼育農家が全体の四八％を占めているが、南部では三七％、北部では五七％となっている。しかし、五〇〇羽以上の飼育農家で見ると南部で一二％、北部で二％と逆になっている。

いずれにしても、都市化の進行は全般的に農業を零細化させながら、部分的には企業的農業への転換を促進していることがわかる。このように、都市化による農業の比重の低下傾向は、神奈川県全域にわたってみられる現象であるが、県内ではとくに藤沢市と相模原市にその傾向が著しい。それは、農家人口率が「六〇年当時から既に一〇％未満であった京浜の臨海工業地区が外縁的に拡張し、京浜全域さらに県央の相模原から湘南の藤沢を結び、それから相模湾に沿って真鶴に至る広大な地域は農家人口率が二〇％を割るに至った」(前掲書、神奈川県農政部調査)状況の一環として説明される。すなわち ①兼業農家の増大 ②商業的農業への進展 ③農業労働力の流出 ④階層分化の進展 などである。

**農協合併** 農業の比重の低下は、組合員や出資金の少ない零細組合の活動を不活発にさせる大きな原因になっている。農林省は、三六年四月に施行された「農業協同組合合併促進法」に基づき、五カ年計画で全国一万二〇〇〇組合を約七〇〇〇組合に再編成する方針を決定したが、神奈川県も県下一六九の単位総合農協を、少くとも半分に統合する方針で指導・助成することになった。県の想定する統合規模は、最終的には三九市町村の行政区画単位に統合することにあつたが、農協中央会では経済圏を対象に農協編成を推進することを決定しており、県としては両者の調整を計りながら合併計画を推進することになった。

ところで県は農協合併を推進するため県農政部・県農協中央会など農協四連、柑橘連など専門連合会、単

位農協、全国農協中央会、県市長会、県農業会議、県畜産会の代表により「農協組織新編成推進委員会」を設置し、合併試案を作成することになった。また、県下各地域に関係機関および農業団体による「農協合併促進協議会」を設置し、三六年度から三八年度にいたる三カ年計画によって統合を実現しようとした。

さきに引用した「藤沢市内農業協同組合の現状と課題」は、県の指導方針に沿って当市に設置された「藤沢市農協統合推進協議会」が農協合併基本調査から作成したものである。この調査は当市農協の抱える問題を次のように指摘している。

- ① 都市化のなかで農業を指導する農協の役割はより専門的で高度な営農指導対策が要請される。
- ② 都市化の進行により営農近代化への意欲を減退させ、自立経営への改善を足踏みさせている農家に対し、農協は自信をもった営農改善方針に基いた強力な指導が必要である。
- ③ 都市近郊化に伴い、農協経営の基盤は農業生産から後退し、市街地庶民金融的な組合運営へ漸次移行すると予測される。それに対応するためには、広域にわたる組織と事業活動が必要となる。
- ④ 組合員の主業が農業から離れたとしても農協は組合員と離別することはできない。農家の生活形態が変わったら、農協もそれに応じて体質改善を計らなければならない。

こうした問題は、当市の農業が都市近郊という条件と、零細経営が農協の利用率を低下させていることから起こっている。たとえば、当市七農協の事業収益に占める信用事業の比重が、南部、北部によってちがいはあるが、年々高まっている。また、販売事業では地区内総販売額七億八千万円に対し、農協の取扱高は三億八千万円に過ぎず、とりわけ今後の成長品目とみられる青果・畜産物の取扱実績が低くなっている。

「藤沢市農協統合推進協議会」は、こうした農協の問題点をふまえ、組合事業が信用事業を重視せざるをえなくなるのが近郊農協の避けられない傾向であるとしつつも、なお、販売・購買事業、指導事業における生産、流通面の活動を重要視しており、いずれの場合にも経営規模の拡大による合理化、事業量の増大による専門化と計画的運営の必要を主張している。

以上が当市において農協合併を推進する根拠であった。次にこの問題をめぐる議会の論議をみてみよう。市は三六年度予算等特別委員会で、産業経済費に「農協統合推進費」六五万円を計上した理由を次のように説明した。

二見農産課長 第四としましては、「農協統合の推進」を計画したのであります。農業の企業化並びに協業化、共同化が進展するに伴い、資金的にまた指導的に農協の果すべき役割は大きくなることは必然であり、また農業基本法中の大黒柱である農業構造の改善を見ましても、大きな組織となることが肝要であります。そこで、すでに昭和三十五年度に予算をいただき統合のための研究を進めつつありますが、昭和三十六年度にはなお予算の増額をお願いし、統合研究の推進をはかるとともに、一般農家の啓蒙をはかっていく所存です。

石垣委員 ……先程農産課長の説明でよくわかりましたが、ただこの額とかそういうことを問題にしているわけではなく、農協統合推進費というのがありますが、これは農業協同組合だと思っております。しかし農協は別個の法人だと思えます。こういう別個の法人である農業協同組合が、第三者からみて統合されることが望ましいのであるけれども、これを資金を出して統合しろという活動をしていいのかどうか、よその方まで介入するように見えるのであります。いいことであっても何か余計な介入をするような印象を受けるのであります。……

二見農産課長 ……農協の統合につきましては、昨年県から一つの農協の単位をもっと大きくして——この裏に農

協連がございますが、この農協連で二つぐらいというふうな話もきいております。また藤沢は、はじめ県の考え方をききますと南部と北部と二つぐらいという案も出たようでございます。市といたしましては、全市を一本にとり考えをもっておりまして、すでにあしかけ三年目になります、三年前、統合についての研究ということで研究会をやっているのでございます。……

**石垣委員** 私のおきいているのは、統合すること自体はいい、何といつても小さいものが大きくなるので、そのことはいいいとして、ただ、農協統合推進費という場合、別格の経済団体にやるのがいいかどうか。

**二見農産課長** この項を新しく——第六目でございますが——設けましたのは、近き将来農協の統合ということを考えているわけでございます。従いまして三十六年度から農協統合推進費という目を新たに作りまして、今後これには相当予算も計上しなければいけないということを、今から考えているわけでございます。この予算は調査研究費です。

**農業政策** 農協合併は中央政府および県の方針であり、市はそれに従って合併を進めたい、という説明に対し、石垣議員の質問は、農業の比重の低下している当市において、非農業的立場から市の姿勢を質したものとええよう。しかし、農業利益を代弁する議員は、農協統合問題よりむしろ、市の農業政策そのものを問題にする。たとえば長嶋議員は、これまでの農業政策について不満を述べ、転換期の農業政策に市は本格的に取り組むべきであり、そのために市の機構を拡大し、予算を増額すべきであると主張する。こうした農業関係議員の発言は、急激に都市化の進行するなかで不安を感じている農民の不満を示したものとみてよい。これに対し理事者は次のように説明する。

**金子市長** ……たとえば農協の統合ということは、三月も前から始まったのだけれども、今もって基本方針を打ち

出しておりません。というのは長嶋議員さんも御承知のとおりでありまして、なかなか統合といえどもまとまるものではない。農民というものは部落根性もあれば自分だけを考えるとところもある。言い換えれば、啓蒙という点につきましてもゆきとどかぬ点があります。いわんや長嶋議員さんですか平綿議員さんですかの御質問に、たくさん農村に金が入った、それを保持し有益に使うところの指導をしろうとお話があった。個人のことになりまずと一々介入はできませんが、講師として有力な人達を呼んでよい話をきかせるということならいたしまししょうというのを申し上げた。それと同じように、今の農民というものに対して共同化をさせるにいたしましても、機械化をさせる、あるいはそのお金をもって投資をさせるということにいたしましたも、ただちにこれがみな賛成するかというところが容易でない。農協自身、農協の主脳部の方さえ統合しない。三年もかかってできない。そういうことを考えていただければ、いかに農民というものを啓蒙し指導するということは骨が折れるかというところがわかると思う。しからば骨が折れるからやめるといふのはありません。時間がかかるということをお認めいただきたい……。

農業関係議員の不満は市長の答弁に満足せず、なおも次のような追求が続けられた。

小塚議員

先般概括質問においてすでに申し上げておりますが、市長さんの予算の説明の中で、将来の農業のあり

方については、抜本策を講ずる必要があるということと、一番しまいの方に、園芸と畜産を主軸にし、経営の合理化、近代化を促進することとし、主要経費を一段と充実し、とそういうふうにあるわけですが、これは先般も申し上げましたし、また長嶋君もるそのあり方については御質問になっているようですが、問題は、こういった予算説明をされておりますことが、いわゆる抜本策をどんなふうに講じられるか、それから主要経費を一段と充実し、とありますが、本市の農業予算が、昨年比べて一体一段と充実したかどうか。これは明らかにこの予算の中でしておりますものを見ますと、全体では二百三十万三千円の減、農林水産において百九十六万五千円の減、土地改良費において、五十八万四千九百円の減……。いつも書かれていることは、主要経費を一段と充実し、抜本策を講ずるとありま



すが、実現をみない。これは農産課長にききたいと思うのです。現在の農産課の機構をもって十分と思っているかどうか。農産委員会もしくは畜産会の、たびたびの陳情を課長に伝えたかどうか、一体いつ実現するつもりか……。

金子市長　一番初めの主たる収入は減っているじゃないか、しかるに充実したということはおかしいじゃないか、これはごらんになってもわかりますが、予算を毎年度作りませんが、ふえることと減ることとはある。これは御承知願いたい。むしろ抜本策という意味は、一番私が重点をおくのは、農産協同組合の合併であります。これによらなければ私は今度できないことを、私は第一に申し上げたい。大体市の農産課だけを充実させるということがおかしいのです。これからすべての仕事を、農民と直接するに当って一番必要なものは農産協同組合であります。一体農産協同組合に、今日どんな権威があるか。これはあなたよく御承知だと思う。昔はきつまいもでもみんな統制されておって、従って農産協同組合に力があつた、今は米でさえ予約でもってやっている。従って農産協同組合というものの価値が非常に減っている。一体これでよろしいかどうか。むしろ農民と一緒に仕事をし、指導すべき立場の農産協同組合であり、それで初めて農産協同組合が、大体において魅力のあるところのものであらねばならないのです。私どもにいわせれば、農産協同組合を強化して、そしてそこに畜産の技師もおき、あるいは園芸の技師をおき、それへむしろ藤沢市が補助を与える、助成を与えるということこそ必要であつて、たとえば藤沢市の技師が剪定をするといつても、どこかの家に行つて大勢集めて、そうしてわずか一時間でも半時間でも、説明するというだけのことはできませんけれども、それ以上の個々のものに対してはなかなかできない。しかるに農産協同組合にもしそういうふうなものがせられるならば、個々の家に対して、ことごとに、一時間でも半時間でも行つて指導をして、そうしてやられるわけでありませう。畜産にしても同じようであります。そういうふうなことになるますれば、藤沢市として、むしろその方ははるかに能率が上つて、しかも協同組合が、今後生ずるところの共同化であるとか、機械化であるとか、その他の設備を増加するにおきましてもやれるのであります。ただ単なる藤沢市の指導、頭だけをやって、これの価値と

いうものは非常に少い。……

昭和三十六年度予算案は三月二十七日、本会議において原案どおり可決され、市はより積極的に農協合併を推進することになった。しかし、市のこうした方針にもかかわらず、合併は遅々として進まなかった。それは、各農協の足並みが揃わなかったことによる。七農協のうち、御所見・村岡の二農協は合併に積極性を示したものの、他は消極的であった。とりわけ農協組合長人事が問題の焦点であったが、藤鶴農協内の革新派は大型化がサービスの低下を招くのではないかと合併には否定的であったといわれる。ほぼ三八年頃まで、合併の会合が続けられたが、組合長が積極的に出席しなかったため、なんら結論をえないまま農協統合は一時見送られることになった。「農協統合推進協議会」は市からの助成金を返えし、その機能を停止してしまつたのである。

一方、他府県での農協統合は徐々に進展し、四三年のはじめにはかなりの実績をみるようになった。こうした傾向に刺激され、消極的であった組合長の態度も変わってきた。この年の四月、他府県の実績を背景に農協中央会は当市農協の統合を指導したが、それを契機に合併の気運は急速に高まり、七月には六組合長が統合を陳情するまでになった。市の農政係が統合事務を担当し、「統合推進協議会」も機能を復活した。七月以降、各地区で数十回の役員会・部落座談会が重ねられた。一月一七日、市長室において協約書が作成されたが、この日は「大安」であった。一月中旬各組合大会において合併が承認されたが、小出地区は茅ヶ崎市にはいったため、小出を脱会した人びとは遠藤地区に加わった。こうして、職員約三五〇名、支所一〇カ所をかかえる藤沢農協が成立したが、青果ハウス・養豚農家を中心にその利用率は年々高まっている。

## 第二節 市を取りまく諸問題

### 一 湘南港建設問題

湘南港建設 神奈川県が「土地および水資源に関する総合開発計画」の一環として、江の島に観光港を開発する計画は三九年開催のオリンピック・ヨットレース会場として脚光を浴びるにおよんで、急速に具体化した。この事業が「本市として最大の重要施策であり、また大発展を招来するものである」（建設観光常任委員会・昭34・12・8）とみた当市の理事者および議会は、一体となって県と緊密な連絡をとりつつ、関係各方面に運動した。その結果、政府は四億の予算をもって三五年度から着工を決め、県もこれに呼応して三五年度予算に同額を計上して工事に着手すべく内定した。

しかし、工事は県の思うように進まなかったのである。その主な理由は、県文化財専門委員会が、史蹟・名勝に指定されている江の島の風致を害するおそれがあるとして、この計画に批判的だったからである。すなわち、国の文化財保護委員会が三五年六月文化財保護法による指定を解除した後——その理由は判然としないが、おそらく政府の築港決定およびオリンピック・ヨットレース会場決定によるものと思われる——県文化財専門委員会は県文化財保護条例による史蹟・名勝として江の島と周辺一〇〇メートルの海面の指定に乗り出し、九月県教育委員会の正式決定をみたのであった。そこで県は、文化財専門委員会の意向をいれ、

風致と築港計画の調整をはかるため、史蹟名勝保存、港湾計画、公園計画、経済効果などの専門家八名を委嘱して、三六年二月「湘南港建設計画調整調査委員会」を發足せしめた（『神奈川新聞』昭36・2・14）。

風致保存とならんで、もうひとつの問題は漁業補償であった。県と地元漁業協同組合との補償交渉が本格的に開始されたのは三五年一〇月であった。三六年二月二二日まで十数回にわたる交渉の結果、まずはじめに、江の島片瀬漁業協同組合（組合員一三五名）との間に次のような妥結をみた。その補償額は、江の島から東にひろがって建設される湘南港の海域（横約四〇〇メートル、縦約八〇〇メートル）と、その周辺における磯立て網、ひらま網、はだかもぐり、見突き、採草などの漁業を対象に総額七一九〇万八八二八円であった。その算定は、最近五年間の水産統計による水揚数量に、最近の水産物単価をかけたものである。なお、この補償には①県で適当な場所に魚礁をつくる ②外側防波堤に緊急避難用の階段を設ける ③網干し場、漁業置き場を適当なところに指定する などの三条件がつけ加えられている。次いで、建設や理立によって被害を受ける片瀬東浜、西浜の周辺海域に漁業権をもつ藤沢漁業協同組合（組合員九八名）は五七七万九〇〇〇円で、同じく腰越漁業協同組合（組合員九八名）は二七五〇万円で、同じく鎌倉漁業協同組合（組合員一〇〇〇名）は三五〇万円でそれぞれ妥結した。

起工式分担金問題 こうして、総事業費一五億七五〇〇万円をかける湘南港建設はようやく軌道に乗ったのであった。その起工式は五月一日行なわれたが、はしなくも式費用の分担をめぐる、五月二四日開催された市議会委員会から批判が起こった。以下各委員と助役および担当部課長とのやりとりをみてみよう。

石垣委員 湘南港の起工式に市が経費の半分以上を負担することについて理事者はどう考えるか。

**小池秘書課長** 本来こういうものには市は出すべきものでなく県が主体であり半々位なら負担してもよいといったところ、それならいい、という言葉もあった。市としては宣伝にもなるので、小さくやるより大々的に宣伝する必要があるのではないかと、ということから一〇〇万円の負担をすることにしたものである。

なお参考までに城ヶ島大橋の場合七億円の工事費で出来上り三浦市が七〇万円負担している。

**石垣委員** 市長が広域行政視察に海外に出張する費用についても事前に全員協議会に相談があった。

しかしこの一〇〇万円の負担については何ら相談なく当然出すべきものというように予算計上されたが、これに対する考え方をききたい。

**小池秘書課長** 前から起工式と落成式は大々的にやるとい話し合いがあった。これに関する文書が五月二日にきたもので議会に相談する暇がなかったので理事者と相談して出した。

**石垣委員** 建設公社に対する出資金の一〇〇万円についても議会に相談あったし五月二日に県から文書がきたのであれば議会に諮る暇がないとはいえないと思う。

**山本助役** 起工式までは地元との折衝が残っており見通しがつかなかった。急速に話しがきまり市に話があったものである。湘南港は地元藤沢市にプラスするところが多く、またオリンピック招致もいろいろの問題があったが江の島にきまったものであり、いろいろな事を勘案して市長も出すことにしたものである。

事前に議会に相談しなかったことについては申し訳けないと思っている。

**小金委員** こういうものに市が一〇〇万円を支出することが市民の納税意欲にどう影響すると思っているか。

**山本助役** この程度なら説明すれば市民も分ってくれると思う。

**葉山峻委員** 起工式については、市が一〇〇万円、県が四八八、〇〇〇円の合計一、四八八、〇〇〇円であるが、この明細を説明願いたい。

いままでこういう例がなく、また支出の方法もその都度異っている。

小池秘書課長 一、四四八、〇〇〇円の内容については県からまだ具体的にきいてない。

石田財政課長 本来は市が支出するものでなく科目もきまってる。

したがってウェイトにより出すために交際費で出す場合もあり、額によっては負担金とする場合もある。

以上は、この分担金支出に批判的な議員の発言である。批判の理由は、分担金の額が不当に高く、しかも議会にはかることなく支出した方法が市民感情に反するとしていっているのである。しかもこうした事業の場合、慣例ともなっている県の態度に対し理事者側は抵抗を示しておらず、議員に対する説明も説得性に乏しいといえよう。ところで、分担金については賛成議員もいた。翌二五日の議会委員会では次のような論議が交わられている。

長嶋委員 一委員としてでなく、これについてはあくまで考え方における主観の違いだと思う。

竣工式においても、御所見公民館の竣工式の経費は一五、〇〇〇円であるが、地区の喜びとして一五万円にもなっている。

湘南港は一五億からの経費を投じるものであり、他の関係から考えてもあながち多いとは思われない。……

対外的な宣伝と感謝の気持を表わす意味からも全会一致でやるべきだと思う。

石垣議員 御所見の場合と趣きが違うと思う。

湘南港の起工式に県が二〇〇万円市に要求してきたことは主客転倒していると思う。天下りの態度で強要することははいけないと思う。

またこれに対する理事者の答弁は一貫してなく、市民の血税をこういうものに出すことは賛成できない。

一人でも監査要求出来るものであり、すっきりしない以上賛意は表せない。

**小塚委員** 個人の意見であるが、嬉しいときはそれに合ったお祝いをするものであり、今度の場合、湘南港という画期的なものが出来るものであり喜ぶべきものとして扱い、手続上に不備の点があったかもしれないが、観光宣伝も兼ねており一〇〇万円の負担は妥当だと思う。

石垣委員の意見も問題は相談がなかったということであり、よいことであるので善意にとればよいと思う。

**伊沢委員** 県の事業であり県費でやるのが当然であるが、もっと大きな市政の面からみて、湘南新道については日精前までの工事については、三分の一を負担したが、それ以外は全部県費をもって完成したものであり、本来なら相当額を市が負担するものであり例外として負担することはよい。湘南港についても全般的にみて市の利益になり、県の事業に協力する市の態度が今後の事業に関係してくるのであり賛成である。

**仲戸川委員** 地元の要望をとり上げ議会できり上げ観光港を誘致したものであり、大規模な起工式ではあるが、市の発展に関係するので結構だと思う。

事前に相談がなかったということは内部的なことであり、これについては今後相談するということで今回認めたい。

**山口委員** 湘南港起工式に一〇〇万円負担することについては、事前に相談があればよかったが、招待を受けてから知ったものであるが湘南港の誘致については議会でも賛意を表しているもので、市側がとった措置はまずかったとも思われるが、市将来の発展を考えれば妥当だと思う。……

湘南港起工式は既に行なわれたことでもあり、できれば全会一致で承認をえようとした佐藤委員長は委員会を休憩し、正副議長とともに山本助役に会い委員会の状況を伝えた。助役は関係部課長と協議し、市長とも連絡をとったうえ、分担金を市役所費の交際費に差しかえ訂正することで了承をえられるよう委員長に善

処分を要請した。再開された委員会では長嶋委員は「本市の議会のあり方は円満を主としており、理事者も自発的に訂正」したから賛成したいと述べた。反対であった石垣委員も「市民の税金は上手に使わなければいけない」と理事者の慎重な配慮を要望して賛意を示した。こうして、湘南港起工式分担金の問題は結着したのである。

## 二 辻堂演習地跡払下問題

演習地跡利用計画 旧海軍辻堂演習地の解放について当市議会が取組んだのはかなり早い。昭和二七年一月、二名の議員をもって「辻堂演習地解放促進特別委員会」を設置し、委員長に藤田純、副委員長に深沢謙治、湯沢正直の三氏をあてた。それは、演習地跡を市有地として払下げてもらうため、政府に対し積極的に陳情することを決定したのであった。

ところで、旧海軍辻堂演習場は昭和三四年六月米軍から接收解除された。次いで、関東財務局の諮問機関である関東地方国有財産審議会は三五年一月、国有財産の処分について次のように答申した。その配分計画が梶、藤沢市、茅ヶ崎市、住宅公団、相模工業学園などの関係団体に提示されたのは一月一日であった。神奈川新聞（昭35・12・1）によれば、辻堂演習場跡地の配分計画の概要は次のようになっている。

- 1 神奈川県都市公園 藤沢市鶴沼寄りの海岸約二〇万平方メートルを無償貸付ける。
- 2 国道、砂防林用地 二級国道横須賀―大磯線の用地と、この国道をはさんで南北各七五メートル、五〇メートルの幅に砂防林を造成するため約二万五〇〇〇平方メートルを割当て、建設大臣所管の行政財産に所管換えす



る。

- 3 道路敷き 県と藤沢市に各八二五〇平方メートルを無償譲与する。
- 4 茅ヶ崎市浜須賀小、中学校用地 各三万三〇〇〇平方メートルを有償で払下げる。
- 5 藤沢市辻堂中学校用地 約三万三〇〇〇平方メートルを有償で払下げる。
- 6 藤沢市汚水処理場 約一〇万平方メートルを譲与する。
- 7 相模工業学園敷地 約一〇万平方メートルを有償で払下げる。
- 8 住宅公団用地 約一六万五〇〇〇平方メートルを国から住宅公団に現物出資する。
- 9 公務員住宅敷地 約三万三〇〇〇平方メートルを割当てる。

関東財務局はこの答申に基づいて測量、建設計画、払下基準の決定などの事務処理を進めることになった。神奈川県は三六年度当初予算から事業費を計上して都市公園の整備を進め、藤沢市は汚水処理場の施設を地下に構築し、地上は風致地区として公園化することになっているので県の計画と一体化して整備していく方針と伝えられた。

昭和三五年一月二一日、議会終了日に金子市長はいさつに立ち、辻堂演習場の返還問題は終止符がうたれた。一月一九日関係者が大蔵省横浜財務部に集まり、決定した利用計画の進め方を討議した結果、住宅公団が全体の測量を担当する、辻堂公民館の敷地払下げを大蔵省に交渉し、横浜財務局はかなり了承したようだ、将来は是非獲得したい、辻堂排水処理場建設のため三六年度には調査費を計上したいなど、これまでの払下運動の経過および今後の市の態度を説明したのである。

しかしながら、最終的な割当は、払下げを受ける関係諸団体が事業計画書（工事の日時、方法または予算書）

を提出した後正式に決定されることになっているが、関係諸団体の土地利用計画は、相模工業学園を除いて足並みが揃わず、また、下水道、道路などの建設については事業主体、財政その他の見通しがたまたないため、藤沢市としては事業計画書を大蔵省に提出したものの、他の団体の計画が明確になり、工事分担調整ができない限り容易に着工できない状態であった。しかも、藤沢市にとってこれだけ大きな事業の経験に乏しく、まず第一に財源の問題をどう解決するかという難関があり、次に、技術スタッフを整えることが課題となった。三七年五月一六日開かれた特別委員会で、経過報告に立った金子市長は跡地利用問題のむずかしさを次のように述べている。

この問題について、だれが責任をとるのか、結局は市が負うことになるが、責任者であっても、これを行うには、市の情勢について、財政、特に技術陣等の人的要件が揃わねばおこなうことはできない。例えば下水道についても一億二千万円もかかる。

ここは最終の場所だけに太い管を入れなければならず、ここを考えなければ細い管を使用すればよい。しかし、下水の水が終局的に集められるために太い管を入れなければならず、この管を使用するのが、五年先か、幾年かかるかわからぬ。……それでは市が大事な資本をねかしておかなければならない。……その間だけ大事な資本をこの藤沢市でねかすことができるかが論議の点である。大蔵省、県がこのまま放置してはならぬというのではあるが、大蔵省が当市に補助をくれるとか、起債をくれるということであれば、これは別問題である。これは恐らくできない。できないものを市に押しつけ、県より補助もでない。また住宅公団にしてもそこまでやれぬということで、結局さんすくみになっている。

(元辻堂演習地開発対策特別委員会に関する文書)

この特別委員会では「委員会の結果を議長に報告して議長名で関係団体に連絡して、議長の招集のもとに

集まってもらい、各団体の意見も聞き、また藤沢市の要望もある程度申入れて、この問題が早期に解決するように懇談会を開くこと」に決定した。

**終末処理場の建設** 一方、市はかねてより元演習場跡地に建設する終末処理場の計画立案を進めていたが、成案をえたので三十七年度から下水道法による事業として着工することにし、とりあえず三十七年度下水道事業費特別会計に二千万円を計上した。市議会は三月二十八日、予算案とともに下水道法施行令第四条の規定にもとづき終末処理場の建設を議決した。名称は藤沢市下水道南部終末処理場、位置は藤沢市辻堂六九三八番地、着手年度は昭和三十七年度と決定した。

議会における審査と並行して、終末処理場建設認可申請が厚生大臣に提出され、三月一日付で認可された。一月九日の都市建設事業説明会（大和田委員長）に提出された建設部の資料によると、その概要は次のようになっている。

敷地面積	約一〇ヘクタール（三万坪）
処理面積	八七五・七七ヘクタール
計画処理人口	一一人
処理方法	活性汚泥法
事業費	七億円
事業年度	昭和三十七年度から昭和四五年度まで。

事業年度については二期に分け、第一期は三十七年から四一年までとし、三九年末には簡易処理をする予定

となっている。第一期工事が完了する昭和四一年には高級処理のうえ放流できることになっていた。また、四二年以降は管渠工事が普及するから処理場を増設し、最終的には計画処理人口を二〇万人にまで拡大するものであった。

この事業には当初国の補助金が少ないため、理事者は三七年一月二日の議会に、事業費の予算外義務負担金三千五〇〇万円を提案して可決された。こうして市は、当時人口一五万都市としては他に例をみない思いきった先進的事業に着手したのである。その後工事費の値上りなどから計画が修正され、総工費は二倍以上の一六億円（国庫補助三分の一）に増額され、工期も三期に延長され、完成は昭和五〇年となった。この事業は世間の関心を集めたが、当時の新聞は「二〇万人分の汚水処理へ」と題し「市は同工事に関連して、水洗便所改造助成条例による市内のトイレ化も急いでおり、三十九年度から処理場も簡易運転を行なう予定にあるため、近代都市に必要な下水処理問題の解決も近い。」と終末処理場の詳細を報じている（『神奈川新聞』昭38・12・20）。それによれば、同終末処理場は一〇万平方メートルの敷地に、地上は鉄筋コンクリート二階建の試験室、機械室、作業員宿舎、ガスタンクだけで、処理場の主軸となる二つの沈澱池、曝気そう、分水そう、濃縮そう、消化そう、濃縮汚水ポンプなどはいずれも地下に設置される。このため地上は池、芝生、樹木、花などのある美しい公園になり、これまでの下水処理場のイメージをまったく変えてしまう計画である。

その作業方法は押しボタンによる集中管理方式が採用され、処理された下水は工業用水にも利用できるほど高度技術の処理法が予定されている。簡易運転の予定される三九年度には、江の島の一部、鵜沼南部排水

区二三〇〇戸を対象に処理することになる。

また市は、下水道事業促進による終末処理場の運転開始を前にして、環境衛生の向上をはかるため水洗式便所改造を助成条例によって行なうことになった。その内容は ①水洗便所に改造する市民に対し無利息二六ヵ月償還で三万五千元を貸し付ける ②排水設備新設資金一世帯二万円を無利息一〇ヵ月償還で貸付ける ③し尿浄化そう一そうにつき五千元の補助金をだす となっており、市の計画する水洗便所化目標は四一年度に鶴沼南部排水区の一部、片瀬排水区、西浜排水区の一部、鶴沼西部排水区の一部、藤沢西部排水区の一部など合計四千戸を、四二年度に藤沢西部排水区の一部一千戸を予定している。これが実現すれば湘南地方においてもっとも進んだ環境衛生都市になるはずである。

サイエンスランド計画 ところで、元演習場跡地利用について、もっとも混乱を示したのは県の計画である。演習場跡地は三八年末までに、相模工業学園、日本住宅公団、藤沢市汚水処理場などに分割払下げが完了し、残る面積は約一八万平方メートルに減っていた。一方、同年一月、株式会社サイエンスランド（市村清社長）が子どもたちに対する科学知識の普及を目的に、ここに科学博物館、遊園地などを建設する計画をたて県に協力を要請してきた。内山知事も設立発起人であったが、県は ①一八万平方メートルでは当初計画した魅力ある公園づくりは難かしい ②それよりサイエンスランドのような科学教育施設を建設する方が湘南海岸全体の利用計画からみてもよい ③県の財政状態からみて公園整備の余裕がない などの理由で、公共性が維持されるなら公園計画をやめサイエンスランドに肩代りしてもよいと積極的に協力する意向を示した。そして、先に大蔵省に提出した県の払下申請を取下げ、サイエンスランド社へ払下げるよう大蔵

省に県の意向を伝えることになった。

しかしながら、県のこの方針に対し、県議会の社会党はじめ野党各派は、サイエンスランドは営利会社であり、入場料金その他の面で公共性が薄いとし、国有財産をこうした企業に払下げることには反対であった。三九年三月二十九日の県会本会議で、「あくまで県立公園計画を推進すべし」という社会党のサイエンスランド建設反対意見書が上程された。当時、知事派と反知事派にわかれて分裂状態にあった自民党県議団がこれに同調したため、意見書は四〇対三二で採択されたのである。こうして、知事の方針と議会の態度は真向から対立することになり、知事は「気長に善後策を考える」としながらもあくまでサイエンスランド建設に協力する姿勢をくずさなかった。そのため、サイエンスランド問題は地元藤沢市および住民の反対運動へと進展することになるが、それについては項を改めてふれることにする。

### 三 米軍ジェット機墜落事件

ジェット機墜落 昭和三六年四月二一日、厚木基地を飛立った米軍ジェット機「A4Dスカイフォーク機」が九時一五分頃、藤沢市高倉の沢野方に墜落し、一郎氏は即死、妻嘉代氏は二週間の火傷、消火にあたった隣家の一名が負傷、同家および隣家を全焼した。結局、乗員を含む死亡者二名、負傷者二名、家屋六棟約九四〇平方メートルを全焼し、ジェット機の断片は一〇〇メートル四方に飛び散り、麦畑などにも被害が出た。この事件は、県下では去る三三年八月、横浜市神奈川区で民家六戸の全半壊と八名の重軽傷者を出し、乗員一名が死亡した米軍ジェット機墜落事故に次ぐ大きなものであった。

この事件は、米軍厚木基地のジェット機コースとなっている現場近くの人びとを恐怖のどん底におとしいれたばかりでなく、あらためて厚木基地に対する不信を大きくした。当時の新聞によれば「藤沢市長後婦人会長大地兼香さんは『厚木基地に対し』大和市のような強い態度をとったことはなく、これまでは爆音がやかましいくらいに考えていた。しかし人命を失い、家を焼かれたことは大きな問題で、大和市の行動も無理のないものと認識した。飛行場があるためにこうした事故が起るのだから政府にも責任はある。市を動かしてなんらかの手段、方法に訴えたい」と語り、また死亡した沢野一郎さんを教えたことのある藤沢市長後小学校の飯田義治校長は『ひっかかるような高圧線があるのにもいつも低飛行するのが問題だ。低空のために爆音も強くなるし小学校の頭上を飛んだり、民家のあるところをコースとするからこうした事故が発生する。コースもヘリコプターなどでよく調べ、家のあるところを飛ばないようにすべきだ。この恐ろしさを二度とくり返さないことを希望する』といていた。』（『神奈川新聞』昭36・4・22）

当市では、去る三四年九月いわゆる「黒いジェット機」が藤沢飛行場に不時着し、市民の強い不安と疑惑を生む事件が起こっている。当時市議会では、革新議員団を中心に各党派共同提案によって、政府関係当局に「黒いジェット機」問題の善処方を求める決議をしている。

事件のあった翌四月二二日、民社党県連は門司会長以下幹部が集まり、事件に対する態度を協議した結果、早急に臨時県会を招集し、県民の総意として米軍と日本政府の善処方を求めることがもつとも効果的であるとし、甘利県会議長にその旨を申入れるとともに、森久保総務部長らにも意向を伝えた。また、同党藤沢支部ではこの事件が普通災害として取扱われることに反対、災害救助法の発動を要望しており、二四日藤

沢市議会の各派協議会を開いてこの問題を検討しよう申入れた。

同日社会党県連もまた拡大執行委員会を開き、こうした悲惨な事件は軍事基地のなくなるなら限り防ぎ得ないものであり、日米安保条約のもたらす軍事基地に強く反対する旨の声明を発表した。

藤沢市高倉で発生した米軍ジェット機墜落事件は、藤沢市民のみならず厚木基地周辺の住民に大きなショックを与え、これまで爆音防止運動を進めてきた市民団体は、米軍基地そのものを問題とするようになってきた。まず、大和市長が厚木基地米軍司令官に強い事故防止策を要望したのをはじめ、大和市、綾瀬町、座間町、海老名町の一市三町爆音対策委員会も厚木基地に対し事故防止の善処方を申入れるとともに、今後の運動について検討を始めた。一方、市民組織の「大和平和を守る会」は市民の生活権を守るための具体的行動を検討し、「厚木基地爆音防止期成同盟」でもこうした事態に対処するための「人権侵害への訴え運動」を盛りあげる決定をするなど、住民の動きはようやく活発になってきた。

**臨時議会** ジェット機墜落事件に対する市議会の動きはややおくれ、まず各派代表者会議ではじまった。四月二四日、同志会、革新、公清会、松生会の各派代表七名の他山口議長および傍聴議員二名を加え「ジェット機墜落事故に対する善後対策について」協議が行なわれた。席上石垣議員(革新)は「議会としては、この住民の気持を汲んで対外的に市民の総意として事故防止に対する要望をすべきだと思う。……臨時会を開いて決議文等を議決する必要があると思われる。」と述べた。続いて小塚議員(公清会)は「県議会も本件に關して臨時会を開くときいている。本市は地元であり、その日にでも急施議会を招集すべきだったと思う。」と対策の遅れを指摘した。また秦野議員(松生会)も「二十二日の朝、長後の商工会長が見え、この問題につ



いて議会に陳情か請願を出したいがということでもみえたので、議会としては出されてからやるのではなく先にやるのが、よいと思われる。」と小塚議員に同調した。議会は急いで意思表示をすべきである、という点で各派の意見がまとまったので、山口議長は「議会としては本問題については臨時会を開いて意見書を議決することにしたい」とし、その日取をはかった結果四月二八日午後二時臨時議会を開会することに決定した（以上各派代表者会議記録）。

四月二八日、臨時議会前に議会運営委員会が開かれ、長嶋委員長のもとで作成された意見書の文案について検討し、その提出先を内閣総理大臣、外務大臣、調達庁長官、駐日賠償部長、横浜調達局長、基地司令官などに決定した。なお同時に、議会は引続き基地問題に対処するため、今後総務企画常任委員会で取扱うことを決めた。

当日の臨時市議会においては、まず次のような「米軍機墜落事故による善後対策に関する意見書提出について」（『藤沢市議会史資料編』三六五ページ参照）が議案として提案され、提案者を代表して長嶋議員がその理由を説明した。

米軍機墜落事故による善後対策に関する意見書提出について

本市議会は、本年四月二十一日朝米海軍厚木基地を飛び立ったダグラスA4D-2型ジェット攻撃機が本市高倉地区に墜落炎上した事故により死亡した故沢野一郎氏に対し謹んで哀悼の意を表するとともに、負傷あるいは類焼された被災者に対し心からなる御見舞の意を表し、これら被災者に対する最大限の補償ならびに今後の安全保障に対する善後策について別紙意見書を政府ならびに関係当局に提出する。

第二節 市を取りまく諸問題

昭和三十六年四月二十八日提出

藤沢市議會議員

仲戸川桃人

同

森井 仁

同

伊沢 十郎

同

石垣 荒一

同

佐藤 榮造

同

諸節 進

同

小塚源太郎

同

高橋 銚江

同

長嶋 満

同

秦野 正雄

意見書の内容は、罹災者に対する最大限の補償、厚木基地の今後の安全保障措置として低空飛行の即時中止、さらに基地の移転を早急に行なうことの三点に要約される。提案理由説明のあと、金子市長は特に発言を求め、事件発生いらい行政側のとった措置——罹災者への見舞、米軍厚木基地司令官および在日米海軍艦隊航空司令官に対する要望（最大限の補償、低空飛行の中止、爆音防止、基地の移転など）、政府に対する要望（罹災者への最大限の補償）など——について経過報告を行なった。

つづいて討論に入ったが、発言を求めた各派代表の議員は意見書に賛成して次のように述べた（『藤沢市議会四月臨時会会議録』昭36・4）。

諸節議員 ……さて、本市といたしましては、特に最近北部地区というものに対しましては、重大なる関心をもって  
いるときにおきまして、かかる事故が突発いたしましたことにつきましては、非常に遺憾な点があるということにお  
きまして、特に地元におきましては、去る二十六日、地元の総意によりまして、市当局に対し、また議会に対しま  
して、かかる悲惨事が再び起らないようにというような陳情したのであります。罹災者に対しましては、十分なる補  
償をしてもらうようにまた今後の罹災者、並びにその地の協力団体に対します補償問題につきましても、十分に  
もらいたい、こういうふうな要望があるのでございます。幸いにも各派代表の会議におきまして、臨時会を招集され  
ることになったのでございます。このことを地元にも伝えましたときに、地元、特に犠牲者になられました沢野君の  
家庭では、涙を流して喜んでいる次第でございます。どうかただいま申し上げましたような次第でありますので、本  
意見書の無事通過されんことを希望いたしまして、本案に賛成するものであります。

小塚議員 ……この米軍が日本に駐留する本旨は、わが国の安全であり、そうしてわが国の文化の向上を目指すこと  
が基本でなければならぬと思うのでございます。それが、普段の米軍の飛行訓練を見ておりますと、高度な文化を  
もったわが藤沢市の上空において、あるいはその近隣において、あたかも仮想敵国の上空にあるがごとく（「そうだ」  
と呼ぶ者あり）飛行しているのであります。いわゆる戦闘訓練というものは、私どももかつて軍に身をいたしましたこと  
もありますが、一朝有事の際は相手のすべてを鑑滅（かんめつ）しようという気持で訓練が行なわれるのであります。厚木基地の航  
空隊が、どういう性質をもっているか知りませんが、私どもが目撃しておりますと、上ったり下ったり、あるいは低  
空飛行し、その騒音は皆さん御承知のとおりであります。その被害はあらゆる方面に及んでいるのであります。小  
さな、私どもも関係しております農業経営にいたしましても種々の障害を起しているのであります。鶏が卵を生まな  
くなるとか、豚が育たないとか、普段学校の生徒が教室に臨んでもろくな勉強ができないとか枚挙にいとまないのであ  
ります。この被害を毎日々々繰返しているのです、いやな気がいたしておる。この戦闘機が、藤沢市の親愛なる市民の

生命まで奪い、貴重な財産まで一朝にして奪うということは許し難いことであると、私どもは信ずるのであります。本市は御承知のとおり、天下の景勝地であり、そうしてこの静かな、勤めを退いたところの人達が集まってゆっくりにして住もう、もしくは遊覧にこようという土地でございます。また最近はこの環境のよろしい所に工場を誘致して、産業を發展させようということで工場がぞくぞく集まっているのであります。この土地において、こういう悲惨事は予測されないどころではないのであります。数十回この近辺において——誤まって電車に衝突するということが繰返えされているのであります。これを目の当り見ました私どもは、市民がどのくらいおののきふるえているかということを、身にこたえて処置しなければならぬ時期に立ち至っていると思うのであります。……

佐藤議員 ……ただいままで各派の方々が、討論の意見の中から、幾多の問題を投げかけております。私どもはこの惨事を再び起こさないと、これが最も重要な市民運動として盛り上げ、われわれはそれを貫徹していかなければならないと思うのであります。それにはその根源を絶つことが一つの目的でなければなりません。これは今の政治情勢におきましては、直ちにこれをなくそうということは困難であるにいたしましたが、われわれ市民の代表としている以上は、市民の生活安定、すなわち恐怖をとり除くところの、恐怖の根源をなくすために、日夜これに対する運動を展開しなければならぬと思うのであります。従つてこの意見書の中にありますとおり、あの基地の演習をやめてもらいたい、また、速かに基地の移転をしてもらいたいという要望は、これまたわれわれが叫ぶところの当然の叫びであると私は思うのであります。そういう意味におきまして、また基地をもつ各市町村におきましても従来からこの運動に対しましては、積極的な運動を進めているのであります。しかし藤沢市におきましては、その運動は従来やっていたのであります。今回の事故により、対岸の火事ではなくして、自分の身にふりかかった問題といたしまして、ここにわれわれが立ち上らなければならぬと信ずるのであります。過去にわれわれは、米軍の基地であった、つまり演習場であった辻堂の演習場の、解放ののろしをあげたことがあります。これは当時におき

ましては、われわれは、とうていアメリカに対して叫びをあげても、解放ということは望めないだろうという懸念が、市民の方々にもあったのでありますが、その演習場の周囲には、爆風その他によります非常な被害を蒙っておりますのであります。この被害を除去するために、この演習場解放運動が、市民運動として続けられた結果、今日あれが解放され、藤沢市の観光の点におきまして、あるいはすべての点におきまして、有利に使用されようとしているのであります。そういうふうな藤沢市におきましては、過去における基地に対する反対運動は続けてきた経験があるのであります。従ってわれわれは、この厚木基地の移転は不可能だろうという断定を下して、われわれが安閑としていたならばとうてい市民のこの恐怖をとり除くことは望めないと思うのであります。これもやはり根強く基地の移転問題に対し、また演習中止に対して、強く要望していくならば、なし遂げ得ないことではないと思っております。ことに仄聞するところによりますれば、大和市におきましては、藤沢市のこの惨劇を見て、直ちに議会において全員協議会を開催して、防音対策特別委員会というのを基地対策委員会に改称し、綾瀬、海老名、座間等の町と共同して、今後この基地対策を協議会によってとり上げていこうということが決定されているのであります。かように大和市におきましては、最も深刻な問題としてとり上げられ、今までの名前を基地対策と改称してその運動を続けられていくようになったと思うのであります。それに対しまして、ただいま提案者から説明のありましたとおり、藤沢市がそれに働きかけ、ともにその運動を展開していこうということの御提案がありましたことに対して、最も適当な、時宜を得た提案であると私どもは考えるのであります。……

**基地対策合同委員会** その後藤沢市議会は、大和市および綾瀬、海老名、座間の一市三町で組織する「基地対策合同委員会」に加わり、厚木米軍基地問題について協同して対策を立てることになった。昭和三十七年七月五日開催された総務企画常任委員会において、消防関係の議案審査に先立って、佐藤委員長はその活動

を次のように報告している。

厚木基地周辺の二市三町で組織する基地対策合同委員会において今後神奈川、東京、埼玉の基地周辺都市を主体とした合同委員会を作りそして爆音等に対する問題を大きく取り上げていく必要があるのではないかとということで厚木基地の合同委員会で狭山、立川、昭島を視察をして、いろいろ爆音に対する被害を蒙っている市が相当あるということとで一応視察したので、その結果は明確ではないが、爆音対策については補償をもらっていないので爆音の被害を受けている市が今後協力して政府にこの住民の被害に対する補償方法を運動していくという傾向ができていくということとを報告する。なお、合同委員会で具体化されたら詳細について報告する。

その後、三九年七月三〇日にまたも米軍機が藤沢市大庭地区に墜落した。しかし今回は幸い人畜に被害はなかったが、それから一ヵ月あまり後の九月八日に大和市と厚木市に相次いで墜落、多くの犠牲者を出した。大和市では五人が死亡、三人が負傷したほか、工場、財産などに甚大な被害をあたえるという大惨事を出きおこした。神奈川県下で発生した米軍機による事故は、二七年から三九年九月八日までの間に、部品落下などを合せて八〇件に達し、三九年一月以降八ヵ月という短期間に墜落事故はすでに六回にも及んでいる。この数字は「基地県神奈川」の悲劇を如実に物語っているといえよう。

九月一二日、この問題に対する対策を審議するため開催された総務企画常任委員協議会で、葉山委員長はまず事故の概要を説明した後、基地問題に対する県側と地元関係市町側との態度のちがいを次のように報告している。次いで各委員の間に「移転」「撤去」をめぐる論議が展開された。

葉山委員長 ……合同委員会で今後いかなる態度で運動していくのかということについては基地周辺民生安定法一本

でやっていたが基地周辺民生安定法が制定されないなら移転ということで今回運動していくことになった。知事もかたくなな態度をとっており、県下の市長に呼びかけて基地をどけてもらうことを県民運動としてやっていくように各市長に呼びかけ、また知事に申し入れるという石井大和市長の言明があり、移転の運動を一本にしていこうということになった。

**関野委員** このような事故をなくすには、どうしても撤去をしなければならぬと思う。合同委員会における結論は基地の移転ということで陳情をするように新聞にでていたが安全を確保するために撤去してもらわないと筋が通らない。どうして移転ということになったのか。詳しく聞きたい。

**葉山委員長** ……七月三〇日に大庭に墜落したわけで当市として基地の撤去を決めて基地対策合同委員会に協力を申し入れた所、大和、綾瀬の方から民生安定法一本で押してきたのであるが、どいてもらうのが一番よいということで米軍司令官に申し入れをすることであった。……今回一本にしばらくたわいで、海老名町、大和市は移転として決議している。移転か撤去かで相当論議があり、大和市としては移転ということになった。法治国である以上、安保条約を結んでいる以上基地を受ける義務があり、基地を国外にもっていくこともできないので、そのような意味を含んでの移転ということになったものである。……

**金子委員** 移転ということであれば、他にあるかということもあり、これの引き受け手がないわけで安保条約もありそう簡単にはいかない。……

**金子市長** 安保条約の期限である昭和四五年までに移転してもらおうようにしてもらったかどうか。

**葉山委員長** 前回の時には移転とか撤去の方針は県ではとっていないので中間の労はとれないというような態度をとった。当県は全基地の三分の一を占めているわけで基地の問題について各市町に呼びかけて知事の考えを直していくことも必要である。

広谷委員 基地対策合同委員会は基地を認めたいのか。その態度を説明してもらいたい。

佐藤副委員長 合同委員会では基地をどうするかということで意見が統一されたことはない。不安なことが地域住民の中に現われてきて自治体も市民運動としてやっというにかたまったものと思う。住民感情がもり上がったのであり、安保条約があるうがなろうが困難であろうが基地がなくなつて安心した生活ができるように移転を決議することが決まったわけで当市も合同委員会の一員でありこの結論にそつて移転なり撤去なりを押し進めていくべきである。結論が移転に真意を訴えて早く移転してもらうように実直な運動を展開していけば目的は完遂される。集約された基地がなくなることが周囲住民の目的であり、当市も態勢をととのえてもらいたい。

以上のような論議の後、厚木基地を「早急に撤去されたい」旨の決議をするとともに、知事の態度を変えさせるため執行部と議会が協力してあたることになった。「米海軍厚木基地撤去に関する要望決議」(資料編三七四ページ)は九月十四日の本会議で議決された。しかし、基地問題に対する県側の態度はその後変わらず、墜落事故、騒音などを恐れる地域住民の不安はいぜんとして解消されないまま今日に及んでいる。

### 第三節 自治体組織の再編成

#### 一 湘南広域行政の構想

広域行政 昭和三十七年一月二六日臨時議会終了後の議員全員協議会において、金子市長は「藤沢、茅ヶ崎



両市と寒川町の合併により湘南市実現を目標」とするため第一段階として、二市一町の「諸事業共同化案」について説明した。議会運営委員会が開かれ、市長の構想について各委員が山本助役に説明を求めた。

**平綿委員長** さきほど議員全員協議会は、市長の説明をききおく程度ということであったが、助役から大体の説明をききその上で態度を如何にするかきめたい。

**山本助役** 数日前に茅ヶ崎市で見えた。昨年の暮寒川との合併のため研究をするということに話しが進んでいるというのであった。

今国会に合併法案が上程されており、二市一町の合併については恩典があるということでも藤沢市でも考えてもらいたいといってきた。

市長も海外視察をして広域行政というものをつぶさに見て来られたばかりで研究をしてみたいという考えをもっており議会の了解が願えればその旨を茅ヶ崎市へ回答したいと思っている。

したがって、これについてはお互いに調査研究をし、住民福祉の点等について研究することは必要だと思われる。  
**佐藤委員** 広域行政の調査は表面上であり、合併はかくれみのでやることは早計だと思う。

広域行政についての調査した結果がいいとばかりは考えられないので慎重に扱う必要があると思う。  
**山本助役** 合併は簡単にできないと思う。道路、下水についても両市負担で作ると安くできるとかいろいろ利点もあり

研究の結果、よいということであっても相当先きでないと言現はむずかしいと思う。

一応お互いに研究してみようということである。

**葉山キヨ委員** あくまで広域行政研究を行なうのならよい。

**鈴木委員** 合併ということだけでなく広域行政研究ということでもやってもらいたい。どんなことでも研究してみなければいけないと思うが、理事者だけでなく議会と相たずさえて研究するようにしてもらいたい。

小野田委員 長年の懸案事項であり、充分研究した結果合併という線ができればそれだよいと思う。

慎重に調査研究してもらいたい。

平綿委員長 合併ということでなく広域行政についての調査研究することは認めることとし、これに関連する予算を計上することを認めることにしたい。

山本助役 これについては、議員を主体に考えており三十七年度から実施するようになりたいと思うので、よろしいというのであれば茅ヶ崎市にその旨回答したい。

平綿委員長 本件については理事者説明のとおりであり議員全員協議会で全員に説明願うこととし、一応当委員会として説明を了承したい。

(『議会運営委員会会議記録』昭37・1・26)

二市一町の合併による湘南市問題がこの段階に登場してきたのには理由がある。第一に、昭和二九年成立した町村合併促進法によって神奈川県下でも町村合併が行なわれたが、三〇年当時、藤沢・茅ヶ崎両市および寒川町の関係者が集まり、湘南市実現推進研究会を結成し、数回にわたって研究会を開いた実績がある。これはその後中絶したが、三六年暮、茅ヶ崎市が独自に寒川町との合併策を研究したことから藤沢市も動きだしたといわれている。

第二に、金子市長は三六年六月、自治省の広域行政視察団の一員としてアメリカ、ヨーロッパ諸国をまわった結果、都市行政の能率を高め諸事業を推進するためには、小都市に分割しているよりは大都市化した方がよいという確信を深めたようである。さらに第三には客観的状況を考慮しなければならない。つまり、藤沢市をはじめ茅ヶ崎市および寒川町は、既にみたように高度経済成長によって京浜工業地帯が過密化するに

つれ、東京・川崎・横浜への通勤圏に入り、人口の増加が著しいばかりでなく、諸企業も進出して都市整備に迫られており、ともに首都圏整備法によって三六年一月市街地開発地域に指定されてもいるのである。しかも、山本助役の説明にもあるように、自治省では高度成長を背景に行政効率を高めるため、第二次合併ともいうべき都市合併特別法案を国会に提案するなど、小都市の合併促進気運が醸成されていたのである。金子市長はいち早く自治省の方針に対応しようとしたのであろう。

しかし、こうした行政サイドの合併促進姿勢に対し、市議会側はむしろ警戒的態度をとっていた。それは佐藤議員の発言によくあらわれている。したがって理事者側も「これについては、議員を主体に考えており……」と議会への配慮を表明している。結局多数の議員は、広域行政についての調査研究なら認めるということでは同意したのである。

翌一月二七日、金子市長は寒川町を訪れ大久保助役と会い、広域行政を推進することについて協力をえた。続いて野村茅ヶ崎市長・伊藤市会議長らと懇談した。その結果、藤沢・茅ヶ崎・寒川の二市一町は、都市合併特別法案を基本線として共通の問題を解決し、これまで各市町が行なっていた道路、上下水道建設などの諸事業を共同で行なうための研究調査を実施するため、二市一町が独自の立場で広域行政研究会を組織することに決まった。なお、二市一町による広域行政研究会設置に関連し、茅ヶ崎市会市勢振興審議会と寒川町勢振興審議会は一月三〇日茅ヶ崎市会議場で行政連絡協議会を開き、行政事務について協議することになった（『神奈川新聞』昭37・1・28）。

ところで、市は二市一町による広域行政研究調査組織のための分担金として、二〇万円を三七年度予算に

計上した。昭和三七年三月九日、本会議において金子市長はその趣旨をこう説明している。「……ここに本市は観光・住宅都市に加えて新たに技術革新による近代的産業都市としての性格を帯びるに至ったのであります。このため企業活動の基盤となる道路・排水並びに関連諸施設等の整備が一段と緊急性をもつにいたっております。

昨年十一月には、本市は平塚・茅ヶ崎両市及び寒川町とともに首都圏市街地開発区域として指定され、ここに本市は合併北部地域のほか相模川左岸の同一政治・経済圏に包含される茅ヶ崎市・寒川町を含む二市一町の広域を対象とする行政運営を考慮する気運に際会いたしております……。」

この文脈からみても、広域行政の構想が産業基盤整備と無関係でないことがうかがえよう。しかし、金子市長に対する各議員の質問は別の視点、つまり藤沢が中心になって進めるべきだ、議員にも参加させよなどというものであった。以下質疑応答をみてみよう。

平綿議員 昨年の十一月本市並びに茅ヶ崎・寒川が首都圏整備市街地に指定されたこの二市一町の広域行政を対象としたしまして、今回市長説明にもありましたとおり、「行政運営を考慮する気運に際会できた」——私はこの説明のとおりであると思いますが、この問題につきましては、金子市長は広域行政に対しましては、外地まで視察されまして、非常に経験者でもあり学者でもあるわけです。議会でもこれに賛意を表します。広域行政の研究協議会を作るということは今回の予算にもこの分担金として計上されてあるわけであります。なおこの問題は数年前も湘南都市建設ということで各市がお互いに研究した問題でございます。これは私から申すことは嘘ですか、本当ですかかわかりませんが、金子市長がある有力な人にこの広域行政の研究の話をした。そうすると後程藤沢市はあんなことをいっ

ていたが、辻堂の演習地へ終末処理場を作るのだ。それで資金が不足しているからそんなことをいつているのだ。そんな話を私はきいたのでございますが、これが事実であるとしたら実に不見識極まる人だと考えます。こんなつまらぬことに負けるような市長ではないと思います。これは無論本市が主体となって推進さるべき件だと思えます。これに對しまして今までの経過なお今後の市長の考え方を伺いたいと思えます……。

金子市長 ……御指摘のように中にはああいうふうなことをいったということもあつたことでもありますけれども、これに對しましては、先般藤沢市がこの市会の御容認を得ましたので先方に申し入れましてそうしてこれに對する回答がなされました。それには對しまして大体私どものいうことを了とされました。二月の十五日に茅ヶ崎の市長、それから寒川の町長がおいでになりました、そうしてこの趣旨に賛成するというわけであります。この構想につきましてはちょっと申し上げますというと、一体どうするかというのが問題です。これには一応各市が各市の立場からの広域行政に對するところの考え方を先ず打ち立てなければいかんじゃないか。それには調査研究を要する。だから各市があるいは寒川も、各市町が入つておりますけれども、それがやる。もう一つは共通の立場に立つて同じところ調査研究をするという二つの建前をとるわけです。それには先ず今のところは今まで前進的にやつておつた都市、たとえば和歌山県和歌山の北部臨海広域行政都市協議会、姫路を中心とした播磨広域行政都市協議会、石巻を中心とした同じような建設協議会というものがございます。そこへいつて文書を取り寄せたりしたのでございます。そこで私も先ずこれをやるには議決機関、執行機関が参加すべきものであることは同様でございますけれども、その運営はさきに市の事務的立場に立つたことをやつてみようじゃないか。そして事務研究機関というものをさきに作りたい。これは関係部課長等をもとにいたしましたして、双方の主張でもつてその研究会というものを作つてやる。これが大体においてできますと今年のうちにかなりなまでできると思いますが、そうしますと協議会というものを各市でやつておりますのをつくりまして、それには執行機関と議決機関の両方から出たところの人によつて協議会

を設けてそうしてやろう、こういうふうな考えであります。……

伊沢議員 ……広域行政の研究協議会の予算がわずかに二十万円計上されてございますが、市長のお答えには市長の部局の部長、課長等によっていろいろ調査研究する必要もあるということでございますが、……そこでこの地域に他市を含めて実行しようとする段階でございますれば、やはり地域の民意をききあるいは民意を代表すべき立場にある当市会の議員にもさような問題に関与させてしかるべきではなからうかと思ひますので、そういう方途をもってこの協議を進められるのであるかどうか。従ってそういう方向に進むために果してこのわずか二十万円の予算で足りるかどうか、先ずこの点をお尋ねいたします。

金子市長 ……先程も申し上げたように、今のところ広域行政そのものに対して二市一町ということにはきいておりませんが、これが果してそのとおりでなくてこれ以上になるかもしれません。これは研究してみなければならぬわけです。そうしてこれは藤沢市だけでなしに相手の茅ヶ崎にしても、寒川にしても、おのの自分自身の立場から一応研究するわけでございます。藤沢市も藤沢市の立場からこの二市一町の広域行政に対しての有利あるいは共通点、その他のことについての研究をしなければいけないわけでございます。従って先ずはじめといたしましては、たくさんさんの費用をもつということに対してはこれは私どもも実は藤沢市としてもう少しもった方がいいのではないかと、いうふうな考えたのでありますけれども、とにかく御承知のとおり、寒川と茅ヶ崎でございますので、お互いの間に意思のとりかわしをした末におきまして、大体はじめてのことであるから、これは二十万円くらいのこと、茅ヶ崎が十七万円でしたか、寒川が八万円でしたか、そういうふうな割合で予算に計上しようという申し合せを実はしたのであります。……もちろん広域行政というものにはなんら合併というものは、含んでおりません。含んでおりませんが、あるいは場合によっては十年間というものが、ここにできましたところの都市の合併特別法というものが今度できておりますが、それは十年間の余裕があるのです。でありますからこの結論としてそういうふうなことで將

来盛り上ってきたというふうなことになるますれば、これはあるいは合併にまで踏み切るといふふうなことになるわけでございます。今のところ私も合併ということをもとにしてやれば、これはしかも私が調べた欧米におきましても合併ということよりもむしろ今のようなやり方に対し広域行政によってやって相互の福祉増進あるいは市勢の伸展をはかっておるようなことでありますから、合併ということを先に打ち出すということはこれはどうかと思うのでやしません。……

(藤沢市議会三月定例会会議録)

湘南都市行政協議会 こうして、二市一町による広域行政研究組織は正式な名称を「湘南広域都市行政協議会」と定められ、三七年四月から本格的な研究作業をはじめることになったが、協議会発足にあたって二市一町の長および議長連名で次のような声明がなされた。なお初代会長には金子藤沢市長が推され、事務局も藤沢市役所内におかれることになった。

#### 声 明 書

経済が高度化してくると、社会は可<sup>(た)</sup>級の進化し、住民の生活圏、経済圏も単に一都市の経済機構にとどまらず、他都市との経済交流が連鎖反応的に規模を拡大する。

この現象は、経済圏を基盤におく地方行政においても同様、昨今の経済の高度成長にあつては、もはや行政区画にとられずより広域的な経済圏に基盤をおいたものでなければならぬ。もとより行政の基本的理念は住民の福祉を増進することを使命とするものである。

さて、藤沢、茅ヶ崎、寒川の一帯は、軒続きの都市形体にあつて、道路、交通、産業、商業、観光、文化は、今や強力な一体的経済圏を形成されるにいたり、すでに圏においてもこの地域を一体とした首都圏整備計画による市街地開発地域の指定を行なつたのである。

この経済圏において、行政水準の向上をはかるために藤沢市、茅ヶ崎市、寒川町が広域都市行政協議会を結成した。

そこで、協議会は、広域的地域の住民福祉に立脚した総合的開発計画の策定、施設の共同化等を推進し、理想都市建設に向い、まい進することを期する次第である。

昭和三七年四月一八日

藤 沢 市 長	金 子 小 一 郎
藤 沢 市 会 議 長	山 口 倉 吉
茅 ヶ 崎 市 長	野 村 宜
茅 ヶ 崎 市 会 議 長	伊 藤 彦 十
寒 川 町 長	小 林 武 雄
寒 川 町 会 議 長	源 内 稔

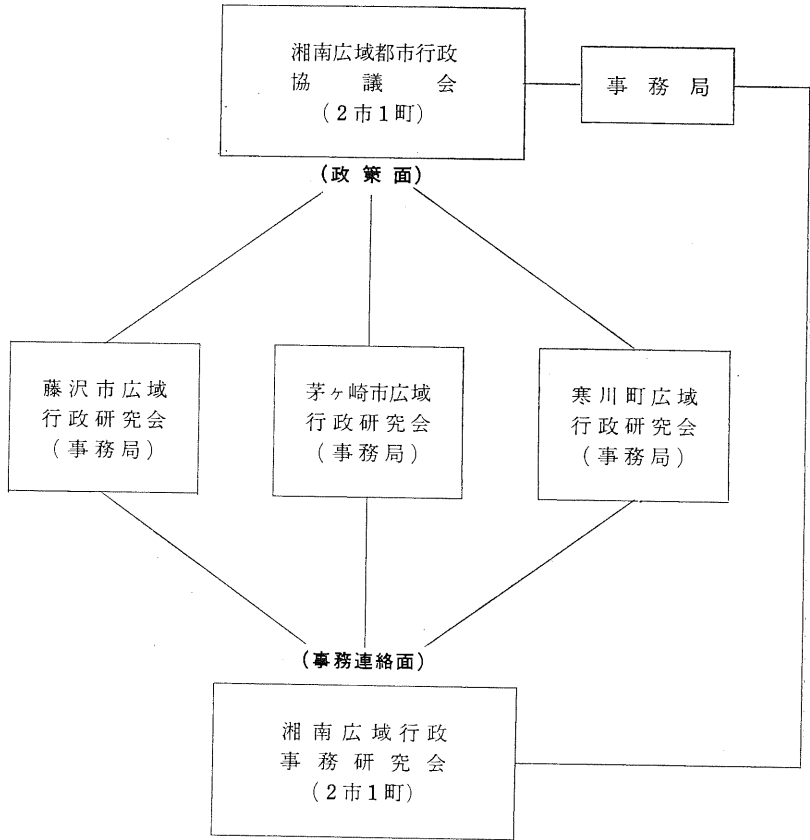
(『湘南都市行政概要』昭37・4)

当時の二市一町の人口と面積は、藤沢市一三万二〇〇〇人・六七平方キロ、茅ヶ崎市七万二〇〇〇人・三六平方キロ、寒川町一万二〇〇〇人・一三平方キロで、合計二一萬二〇〇〇人・一一六平方キロであった。次にその組織と運営をみてみよう(『湘南都市行政概要』昭37・4 湘南広域都市行政協議会)。二市一町によって「湘南広域都市行政協議会」——事務局設置——がつくられ、その他に各市町に「広域行政研究会と事務局」が設けられる。政策は統合されたうえで協議会に提出された後研究されることになっている。研究事項は非常に広範囲にわたっていて ① 全域の一体的開発計画の策定及び実施の促進 ② 道路(駐車場を含む)・



湘南広域都市行政協議会組織図

第六章 高度成長下の地域開発と市議会



港湾・交通・住宅・利水・観光施設等の有機的整備計画の策定及び実施の促進 ③都市計画事業の調整 ④上下水道・し尿・じんかいの処理施設、病院・学校・公園・社会福祉等の施設の共同化計画の策定及び実施の促進 ⑤行政事務の交流 ⑥その他構成市町間の利害の調整などがあげられている。

この内容からみると今後二市一町が共同で学校、大公園を建設す

るほか、茅ヶ崎市立病院を拡張して公立病院のない藤沢・寒川が利用する、ゴミ・し尿の処理に不便な寒川が藤沢・茅ヶ崎の施設を利用できるようにする、茅ヶ崎・寒川が相模川左岸に予定している工業団地建設の調整などが考えられる。当面の問題として共同事業化の望ましいとされるのは藤沢市が建設に着手した終末処理場である。これを藤沢・茅ヶ崎両市の共同事業とした場合、工事費負担も軽く、同じ性格をもつ国鉄東海道線から南側にある住宅街が共同使用できるということである。また、「藤沢バイパス道路」も三七年度内に完成することになっているが、これを藤沢市四ッ谷で国道と合流させず、さらに大山街道を通り茅ヶ崎市の赤羽線を経由して寒川町の田端地区で相模川を渡り平塚、小田原方面に延長すれば二市一町の主要道路となるであろう。教育面では、旧小出村が二つに分離したため三〇年に発足した藤沢・茅ヶ崎両市の小出組合立中学校（生徒数藤沢側一六二人、茅ヶ崎側二七二人）も現在のところ事務連絡など学校運営に不便をかこっており、これを、どちらかの市に委託すれば円滑な学校運営が可能となり、組合立中学の悩みも解消されるとみられている。この他、将来の計画として藤沢市北部工業地帯と茅ヶ崎・寒川工業地帯、さらに相模川とも結ばれる産業道路の建設、国鉄辻堂駅を中心として両市にまたがり一級一号国道と海岸線を直結させる道路、寒川町のため両市内にあるし尿・ゴミの処理など諸施設の開放案などもある（『神奈川新聞』昭37・3・29）。

協議会の運営方式は、さきに引用した「概要」によれば、次の二案を検討し二市一町の実状にあうような方法をみつけたすことになっている。

- 一、協力方式 広域都市圏の地方公共団体が特定の行政目的のため互に協力関係を結び処理していく方式である。こ

これはフランスに発達している市町村組合で、大都市圏の市町村にみられ電気・ガス・上下水道などの組合を結成している。

一、連都方式 これは一九五三年四月にカナダのオンタリオ州トロント市が、郊外の一二市町村と連合してつくった人口一二〇万人の大トロント市の運営に採用されているものである。大トロント市は一二人の郊外市町村長とトロント市長によって議会が構成され、大トロント市の共通事務である都市計画、地域住宅建設、公園、リクリエーション、主要道路、上下水道、刑務所、養老院、公共病院などを管理する。トロント市をはじめ一二市町村は各地方自治体として存続しており、大トロント議会の権限以外に属する各市町村の行政事務にたずさわっている。

以上のような構想で「湘南広域都市行政協議会」は発足した。その成り行きが注目されながら二周年を迎えようとした三八年暮、当時の建設相河野一郎氏によって「西湘一〇〇万都市計画構想」が発表された。これは、平塚・小田原・厚木・秦野の四市と大磯・二宮・橘・大井・松田・開成・山北・南足柄・伊勢原の九町を含む膨大な計画であった。河野氏がこれを発表した段階ではアウトラインだけで、いうところの「連合都市」の性格も明確ではなく、その実現に疑問がもたれていたが、ここで問題になるのは、こうした広域行政の動きの「湘南広域都市行政協議会」への影響である。事実、新聞によれば三八年八月、平塚市が中心になって厚木・秦野・伊勢原・中井・橘・二宮・大磯が集まり、正式に広域都市計画協議会を発足させたとき、茅ヶ崎市および寒川町がこれに参加したのである。また、その翌月には相模川を中心にして、周囲の二〇市町村が集まり、県央広域行政研究会を結成しようとする動きも表面化したのであった（『神奈川新聞』昭39・1・1）。このような動きは、広域行政の一般的ムードのなかで、バスに乗り遅れまいとする関係市町村

共通の気持をあらわしたものと見えよう。

「湘南広域都市行政協議会」は、こうした気運とりわけ河野構想に刺激をうけながらも、もしそれが実現する場合は協力していくとともに、独自の計画は従来通り推進する態度を確認したといわれる。そして、三九年度は基本的マスタープランの樹立にむかうことになった。しかし、独自計画の作業は大幅に遅れ、「協議会」が発足して四年後、ようやく二市一町の基礎的統計数値を整理したにとどまった。それは「湘南広域行政の現況・昭和三九年度」として公表されたが、「将来の総合計画の基礎的数値の把握の初段階の作業」に過ぎないものであった。その後四一年度の作業としては、「横浜地域生活研究会代表・河村十寸穂横浜国大教授」に委託した二市一町住民の意識調査がある。それは四二年三月に「住民意識調査報告書」として発表された。また、それと並行して「横浜国大河井研究室」に委託した「湘南広域行政都市調査」が行なわれている。二市一町の基本的調査は、その後「群建築研究所・代表緒形昭義氏」に委託した「都市調査」(昭46・3)でほぼ完了し、四四年頃から二市一町の共同事業の構想がでてくる。そのひとつとして三九年度から電子計算機導入の構想がでていますが、これは後にふれるように藤沢市で設置したため、推進事業から消えた。注目されるのは社会福祉事業として四四年に基本構想が生まれ、四五年度から着手された「養護老人ホーム」の建設である。これは二市一町の共同出資になる社会福祉法人によって建設・運営するもので、はじめ「社会福祉法の濫用であるとして難色を示した厚生省の態度を変えさせた」ほどの先駆的事業であるといわれている。その他ゴミ処理、精薄施設などが調査段階にはいつている。

こうして、二市一町の広域都市行政は共同の施設づくりを推進しているが、その底流に合併への志向があ

ることは否定できないであろう。むしろ、共同事業が実績を重ねることによって、その可能性は高くなることとみてよい。問題はこうした行政効果を高める方向と、住民自治とがどう係わるかということである。

## 二 行政組織の再編

行政需要の増大と行政機構の拡大 すでにみてきたように、当市は高度成長の過程で衛星都市・工業都市的な性格をつよめてきているが、それにもなつて都市として膨張するだけでなく、その構造も著しく複雑になってきた。すなわち、日本住宅公団あるいは民間の住宅団地の建設が急ピッチで進むと、それと並行して人口も増加し、三八年現在で一四万六〇〇〇人に達しているが、その伸び率は年六%を上回っている。そのため、従来片瀬、鶴沼、藤沢などの既成市街地に集中していた人口は周辺の辻堂、六会、長後地区に流入

第9表 予算規模の推移

区分 年度	当初予算額	
	金額	対前年度
昭和34年	1,368,213千円	%
35	1,668,839	122
36	1,756,462	105
37	2,355,821	134
38	3,217,360	137

S.38年度財政資料集（総務部財政課）

して市街地が著しく拡大している。さらに、工場誘致による工場数の増加がみられ、製造業事業所数では三七年現在三一・二、工場用地は三八年で二一・三ヘクタールと三〇年の四・四倍に達している。こうした著しい都市化傾向を反映して市の財政規模も拡大を続けている。一般・特別の両会計を合計してみると、三四年の一三億七〇〇〇万円に対し三八年度は三二億二〇〇〇万円と二・三倍にもなっている（第9表）。

しかし、こうした市の変動に対し、道路・上下水道・環境整備・医療・社会福祉・文化などの公共施設の水準は高いとはいえないのである。高度

成長によってもたらされた地域の経済的変動が、一方で広域都市行政の動きとなったことは前節でみた。それでは、それが市の行政組織にどのような影響をあたえたかをみてみよう。まず、行政需要の増加にともない、行政事務量が増大してくる。したがって行政組織の再編は、はじめに部課の増設、職員の増加となつてあらわれる。市長事務局についてみると、戦後地方自治法の成立とともに総務・民生の二部から出発した行政組織は、二六年、三五年、三九年、四二年、四四年と拡大再編され、四四年現在で総務・税務市民・衛生・社会福祉・経済の五部のほか建設局（建設企画部・都市整備部・都市施設部・西部開発事務局）市民病院建設事務局・秘書課・人事室・収入役室となつている。職員定数は二二年に一一九名で出発したが、四五年には市長部局で一一一九名、議会事務局、選挙・監査・教育・農業など委員会事務局および消防職員で二七名、合計一六四六名と約一四倍に増大している。このように組織、職員数は都市化の進行とともに拡大しているが、そうした自治体行政の量的拡大は財政的圧迫となり、必然的に行政の合理化・統廃合をもたらす。しかしそればかりでなく、行政は質的にも変化しており、それにもなつて組織の再編および機能にも変化が認められるのである。その変化は、基本的には自治体が地域開発に着手することによつて事業体化したことによる。すなわち、自治体行政は長期計画の策定と専門的能力の開発・蓄積によつて「近代的・科学的」行政へと変貌しはじめたのである。

当市の行政の合理化は、三六年六月一日に「事務能率改善委員会」が設置されたことによつて、本格的にはじまつたとみてよいであろう。市職員課の編集した事務能率改善資料「能率」によれば、合理化の目的は行政の総合管理つまり「一つの組織体としてトップの行政方針に統一されるよう、すべての事務を組織する

こと」におかれた（『能率』 第三号・昭37・6）。三七年六月一三日に、この委員会に付置された「事務総合機械化専門部会」の設置要綱は、市の推進しようとする合理化の方向を端的に示している。すなわち「近時の事務量の増加と将来における労働人口の見通しにともない、市町村の行政事務においても作業事務の機械化を真剣に検討する必要にせまられている。将来の見通しと機械の組織化された運営をはかるため」設置されたこの専門部会の機能として次の五項目をあげている（前掲『能率』）。

- (1) 将来における市の推定にもとづく長期的な機械の導入計画を樹立する。
- (2) 現状下において随時発生する要求を長期計画との関連において検討する。
- (3) 必要な知識をかん養するため基礎資料の収集研究を行なう。
- (4) 機械導入にともなう組織帳票等の調査研究を行なう。
- (5) 職員に対して機械による合理化の考え方、利用方法などの浸透を図る。

次いで市は三八年度歳入歳出追加更正予算案に「行政診断」の委託料三十七万円を計上した。一二月一七日に開かれた総務企画常任委員会で、「その内容はどのようなものか」という葉山委員の質問に対し、小池秘書課長は「第三者的な立場の人に見てもらうことで、日本（事務）能率協会に願って行政の中で、能率をもつて事務改善等にもっていくこうというのが、今回のねらいである」と説明している。行政組織の再編合理化の準備は着々と進められた。三九年三月、市議会定例会に提案された「藤沢市事務分掌条例の全部改正」はこうしてできたものである。それによって、これまでの総務・民生・経済・建設の四部制は、企画管理室・総務・税務・衛生・社会福祉・経済・都市開発・土木・建築の一室八部制に拡大され、ほぼ今日の組織の原

型がつくられた。そのような意味では、この行政組織の再編成は、当市の行政史のなかで画期的でございました。あったといえよう。

金子市長は提案理由の説明のなかで、行政組織の大幅な拡大について、次のように述べている。日本事務能率協会による行政診断、職員の見解提案、先進都市の改善資料などを検討した結果、①総合管理機構の強化 ②役所の共通事務を処理する機能の集中強化 ③社会福祉、衛生部門の強化 ④監督の範囲の適正化 ⑤地方自治法改正に伴う組織の整理 をはかるため「組織の整備確立を期」したというのである。いうまでもなく、新しい組織の焦点は企画管理室の設置にある。条例ではその事務分掌を ⑦重要施策の調査及び企画に関すること ①組織、職制及び事務管理に関すること ⑦予算及び財政に関すること と定めているが、市長はさらに次のように説明している。

「先ず企画管理室でございます。市勢の発展に伴ない事務事業は急速に増加しております。必然的にこれを処理する組織も拡大され、ややもすればそれぞれの機能がセクショナルリズムになるおそれがあります。それでは行政効果が期待できません。どうしても総合的、長期的に行政が確保されるようにしなければなりません。そういうふうなわけで、これをコントロールする機能が必要であります。そこで市政運営の基本でありますところの財政、施策、定員管理、事務考察、行政組織、あるいは事務改善等を総合して行政の企画整理部門として企画管理室を設置したのであります。今後はここを市政運営の要として住民の福祉向上のため、最小の経費で最大の効果をあげるよう努力いたしたいと思っております。」

（『議会三月定例会会議録』昭39・3）

市長の説明にもあるように、企画管理室は「市政の要」として位置づけられているが、それは財政を掌握



することによって示されている。この点が当市の特徴といえるだろう。

**企画管理室の意味** この議案は三九年度予算等特別委員会にかけられたが、各議員の質問内容と理事者の組織再編構想とが十分に噛み合っていない印象を受ける。とりわけ「近代的・科学的」行政によって増大する行政需要に対し、行政効率をたかめようとする理事者の構想が議会側に理解されなかったようである。これは、都市化の著しい進行にもなつて、これまで行政機構が拡大され、市行政に対する議会の監視がおよびにくくなったことに加え、市長の専決処分事項の増大、開発公社など行政に対する議会のコントロール機能が低下してきていることに、議員達があせりないし反発、あるいは不信をもってきたことのあらわれとみてよいであろう。以下議会における理事者と各議員とのやりとりを議事録によってみてみよう。

**高田委員** 概要の説明があつたが、近代都市のあり方としてみるに事務をはん雑にするように思われる。建築部は本市の実状に合わない。管理部門が多すぎる。次に建設部の廃止の理由について詳しく説明願いたい。

**小池秘書課長** 企画管理室は事務管理ではない。他の課においては管財課では財産管理、都市開発及び土木部のもは部内の統制をはかるためのものである。企画管理室は各部の調整を行なうもので、重要施策がでたときは企画管理室でやっていくものである。

次に建築部については、今後仕事を大きくやらなければいけないと思う。建築確認事務も県が市に移譲するということになれば二課になり、建築指導をするようになる。

**山下委員** 現在管轄課に一級建築士は何人いるか。

私がみたところでは、技術者が不足していると思われる。他からもつてくると、いまいる人との間で問題があると思う。

したがって、一部一課でなく、都市開発部にでも入れておいて良いと思うが、どうか。

次に以前事務の複雑化を簡素化するため建設部の各課にあった庶務係を廃止し、監理課を作ったがいままたこれを戻すというが、どういう理由によるものか。

**山本助役** 現在総務部管轄課ということで不自然な形である。今後市の発展を考え、許認可事務も市で行なうようになり、建築全般の将来を考えて作った。管理課を二つ作ると複雑になるという点、現在の監理課の仕事は多すぎるので、調整するために分けるが、能率が低下しないように考えてやっている。

**大和田委員** この議案ほど私に奮起を求めているものはない。これは藤沢市の発展に大きな関係があり、独善的に行なわれ、その結果は市政が逆戻りするものであり憤激にたえない。

問題は、これが人事問題からんで出されたという事、かりに他意はないというが、事務能率をこれによってあげるといふが、はたしてそのとおりにかくわからない。その場合どうするのか。菅原建設部長のいなくなった本市の建設行政はどうなるか。その責任はだれがとるのか。市長は部長の意見をとりあげたために名があがった。建設部の職員が署名運動して慰留しようとしている。菅原建設部長は建設省に顔がきき、国の起債補助金を四億数千万円も獲得しており、これ程の優秀な職員を放り出す条例の改正だといえる。これについて理事者はどのように考えているのか。

**金子市長** 大和田氏の質問は、私は奇怪だと思う。菅原氏とこの条例改正が何の関係があるのかわからない。菅原氏がやめるとしても本人の一身上の問題であり、いままでにも三度やめたいということをいったが、そのときははっきりした理由もなく慰留した。今度は昨年から辞意をもらしており、職員課に対しやめた場合、退職金がいくもらえらるかということをきいており、固い決心をもっているらしい。今回の問題は非常に具体的であり、感情的にやったものではない。

これについては、県の計画課長から仙台にやってほしいと建設省でいってきた。これは仙台市長から建設省に強い申し入れがあったためだという。

仙台市のいまの建設局長は六三歳で二〇年もやっているので、勇退するので、それに代るべきものとして市長が心配して菅原氏をもらいたいといってきたもので、栄転していくものである。具体的にいわれると引きとめる力は私にはなく、またそれに上回る待遇をして引きとめた場合、他との均衡もあり、むずかしい問題である。

個人的力量のある人で、まれな人だと思っている。ご意見のように本人が機構改革によって退職を決心したことであれば、本人にきいてみないとわからない。また、行政診断書にも監督の範囲には限度があると記されており、私共私情によってやるようなことは考えてなく、本人も自分の事情でやめるのだといっている。したがって、機構改革により辞めたということは断固としてないと思っている。

大和田委員は市長の説明に満足せず、なおも機構改革が菅原建設部長辞任の原因であると主張している。しかし、機構改革と菅原氏の辞任は直接結びつかないようである。同氏を惜しむ声は他の委員からもでているが、それだけ菅原氏の功績が大きかったということであろう。当市建設部門の基礎をつくった人といえるからである。続いて委員の質問は財政部門を企画管理室に包含する問題に移る。

古谷委員 財政の重要性については、代表質問の答弁でわかった。今回の改正により財政課は企画管理室の中に入るということであるが、むしろ財政部の確立をはかる必要があると思う。

問題は市民の窓口というものを作る必要があるのではないかということ。これは、市民が役所に来ていくつも窓口にいかなければ用がたらないという不便を解消するためにも一本化することは必要だと思うがどうか……。

山本助役 予算査定について、現在若い職員が部長相手にやっている現状で、査定能力においてもむずかしい点があ

り、これは課長クラスが行なうことがより効果があがると思うので、企画管理室にもってきたもので、四人の主幹をおいてやる考えである。

古谷委員 財政部の確立が必要だと思ふ。企画管理室は企画が主であり、財政もこれと同様にする必要があると思ふ。

山本助役 御指摘の点はあるかと思う。しかし、企画だけで財政がともなわないと実現できないわけで、今度は企画すると同時に実施できるようにしたいと考えている。

企画管理室に財政部門を包含するのは、これまでの財政主導型行政から企画主導型行政に変えようということであろうか。しかし、そうすることによって企画の独走・放漫財政を招く危険性もあり、両者を独立させて相互に均衡抑制させ、バランスのとれた行政の方がよいという考え方もある。ともあれ、財政部門を含む企画部門の問題は、計画行政およびその進行管理が日程にのぼる段階で改めて論議されることになる。しかし、この機構改革が提案されたときには、委員会の論議はそこまで展望していなかったようである。

菅原建設部長の辞任と、行政機構の大幅な再編成は、戦後藤沢市行政が大きく転換することを示すものといえるであろう。つまり、それは有能な個人によるリーダーシップの行政から、「科学的・近代的」システム導入の行政へと変化することを示しているのである。

### 三 議会運営機構の拡大

議会議務局の機構拡大 行政機構の拡大・強化すなわち行政機能の増大は、とうぜんのことながら議会活

動に反映する。しかし、議会の対応のテンポは遅れがちであり、行政のそれに追付けないから相対的に議会の機能——住民意志の統合、行政の監視——は低下する、というのが都市化の進行する地域にみられる共通のパターンである。ところで藤沢市の場合はどうであろうか。委員会に関する記録をみると、三八年頃から文書は多量になり、委員会別にはつきり区分できるようになった。そして審査対象に関する資料提出ならびに理事者側の下調べを、委員の側で強く要求しはじめていることがわかる。

一方、議会ではかなり早くから、行政の拡大にともない議会事務局を拡大整備して、議会の活動能力を高めようとする声がでている。三六年度歳入歳出予算審査のため、三六年三月一六日開かれた予算等特別委員会において、議会費について次のような質問がでている。

石垣委員 県下の雄都といわれている本市は、市勢の伸長に対処し市の機構は大きくなっている。

それにもない、議会の機構も増やしていかなければいけないと思う。

議会活動をする上に、調査係を必要と考え、事務局長に進言しておいたのだが、いっこうに実施されないがどういう理由によるものか。

金子市長 御指摘の点議会から要請があった。

しかし市長部局も市勢の伸長に対処するには、人員が不足している現状でこれも補充しなければならないが、市の予算のうち人件費が占める割合が多いため出来るだけ現状でやるべく努力しているものである。

しかし御指摘の点については全般的に検討し議会のみでなく他の部局においても必要と認める場合は、充実したいと考えているので御了承願いたい。

小塚委員 本市の事業と財政力を考えると人口二十万程度の市の力をもっていると思われる。

それらの市をみると（議会事務局）局長の下に次長をおき調査企画を担当している。

本市も次長をおく必要があると思うが、これに対する考えを伺いたい。

加藤事務局長 これについては、市の方に要請している。

これについては市長の説明のとおり全般的に検討して定員を増やすということで私はそれで了承している。

議会事務局の組織が再編されたのは、以上の論議が行なわれてからかなり後の昭和三九年になってからである。すなわち、この年の四月一四日に「藤沢市議会事務局規程」が全部改正され、それまで庶務および議事の二係で構成されていた事務局は、①庶務課（庶務係）②議事課（議事係 調査係）の二課三係に拡大された。議会が市に要請していた調査係は、次のような内容の仕事が課せられて設置された。

- 1 議会関係の条例、規則の制定、改廃に関すること
- 2 議員提出の議案、意見書等の立案に関すること
- 3 法令及び条例の調査、研究に関すること
- 4 議会（委員会を含む）が行なう検査、調査に関すること
- 5 各種調査資料の作成、収集、整理及び保管に関すること
- 6 各市照会並びに回答に関すること
- 7 その他の諸調査に関すること
- 8 議会報の編集及び発行に関すること
- 9 議会資料、議会要覧の編集発行に関すること
- 10 議会史及び議会先例集の編纂に関すること

このように調査係は、各種情報の整理を中心にかなり広範囲にわたって議会活動を支える役割を課せられ、たてまえとしては十分に機能するよう期待された。しかし、事務局の機構拡大にもかかわらず、配置される職員数は一二名と変わらず、しかも調査係には係長一名をおいたに過ぎなかった。したがって、議会活動に必要な各種情報の整理ということは事実上できなかったといつてよい。

**議会報の発行** 次に、調査係の事務分掌にある議会報についてふれておこう。一般の市民は議会で何が問題とされ、どう審議されたかはよほど大きな問題で新聞にでも報道されない限り知らないのが普通である。この間隙を埋めるのは議員の地域活動ということになっている。しかし、藤沢市のように人口が急増する地域では、かりに議員がつとめたとしても市民との接触は限られたものになるだろう。また、議員の所属する政党も市議会報告などはほとんどやらない。とすれば市民と議会との距離はいよいよ遠くならざるをえない。したがって、議会が議会報を発行しようというのは、議会にそうした問題への関心があったとみてよいであろう。議会報については、三八年六月二一日開かれた議会運営委員会で、主として発行の形式、手続等について次のような意見がかわされている。

- 佐藤副議長 議会報を発行したいという空気があり、議長と相談した結果、各市において、相当発行しており、一四、五万の人口を有する当市において、広報に乗せて発行していたが、市民に知ってもらうことが必要であろうというので、議会報の予算も計上されそうであるので、具体的問題については事務局で討議して、案ができていたので検討願いたい。

鈴木委員 大体予算化されそうであるが、議会報の発行部数、発行回数、予算はどの程度か。

佐藤副議長 三万六千部で広報藤沢によせかけて配布する。回数は毎月だしているところもあるが、当市で初めて発行することであり、本年度は通常議会四回、特別大きな予算がでた時の臨時会一回、計五回を大きな目的として、やっていきたい。予算は大体五二五〇〇〇円で、広報を配布するには、手数料を払っているわけで、広報と一緒に配布してもらっても、手数料をださなければならぬ。これをも含んでいる。

山下委員 事務局も、編集部もつくらなければならないが、人員等についてはどうか。

佐藤副議長 これは事務局でやり、人を一名必要とするということで、市長の方に要請しており、見通しがついている。各派から二名一名で編集委員会を設置して、どのように編集するか協議してもらって、事務局で作成する。各市はそのようにしている所が多い。

若月事務局長 別紙のとおり構成等について説明する。各市の状況をみると、あまり多くてはこまるというようである。事務局だけで発行しているところもある。

森井委員 委員の構成については、三人のところは一名として、あと二名ぐらいでよいのではないか。

鈴木委員 「議会だより」は、いままでどおり発行するのか。

角津議事係長 発行したいと思っているが、しかし、議会報と重複する場合もあるので、後日研究して、議長にお願いする。他の幾つかの市では調査資料という方向に進んでいるようであるので、今後そのようにもっていきたい。

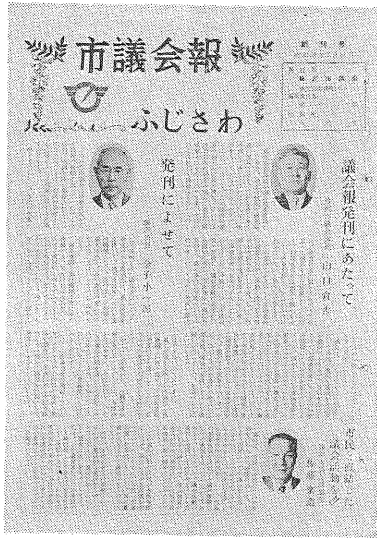
昭和三八年七月二〇日制定された「藤沢市議会報発行規程」によれば、議会報に掲載する事項は次のようになっている。

- (1) 定例会、臨時会に関する事項
- (2) 各種委員会に関する事項



- (3) 請願、陳情に関する事項  
(4) その他必要と認める事項

議会報編集委員会の構成は議長を選任に委ねられたが、委員長葉山 峻（革新議員団）、副委員長小倉尚志（正生会）、委員古谷正一（革新議員団）、斎藤正太郎（同）、村上 伸（公明会）、田辺政吉（五月会）、平綿宗司（同）、長嶋 満（正生会）、林 誠八（市政会）、山下正美（同）、石井 茂（新清会）など比較的若手議員に決まった。それに正副議長が参画することになっている。この委員会によって発行された議会報第一号は、発刊あいさつを中心にしたB5版六ページで、全議員三六名の顔写真を掲げて市民に紹介している。



以上のように、この頃の市議会には行政規模の拡大にともなって、議会側の機能を高めようとする試みが見られるが、行政機能の増大に較べるとやはり議会は追付いていないように思われる。たとえば議会事務にしても、ほとんど議長または副議長との事務的折衝に終始している状態である。しかし、特別委員会にして、交通改善対策（昭36・7・1）、北部地域開発促進（昭37・7・14）、藤沢駅北口整備促進（昭38・12・13）、藤沢市市民会館建設促進（昭40・1・25）、藤沢市西部開発（昭42・1・23）、藤沢市立病院建設促進（昭42・

5・19)、藤沢市民病院(昭44・6・30)など都市化の進行にともなうて増加している。このように議会における審議量が増大するだけでなく、内容も複雑かつ専門的になってくる。このような状況のもとで、議会の機能を高め市民と議会との距離を縮める問題は、行政の諸事業・諸計画が長期化し、専門化すればするほど緊急かつ重要な課題になってくる。しかも、そうした行政に対応するためには議員の個人的活動では不十分で、どうしても政党の地域政策を軸にした地域活動、議会活動が要求されるのである。中央政府の政策が行政組織を通じて地域末端にまで滲透する今日、地方自治に政党政派の対立を持たんではならない、という「神話」は意味がなくなっているからである。むしろ、政党政派の議会内外における政策的競争こそが議会政治を活発にし、市民と議会をより密接に結びつけることになるであろう。

#### 四 三八年四月市議会議員選挙

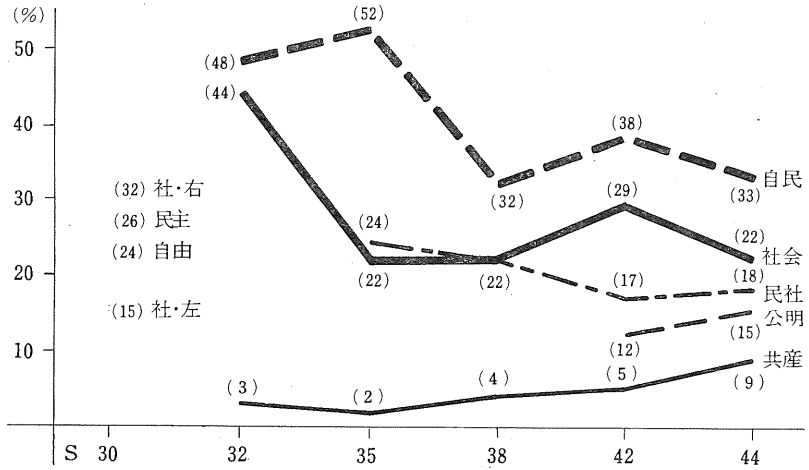
総選挙の傾向 第五回藤沢市議会議員選挙は、三八年四月三〇日に執行されたが、藤沢市の政治状況は、三五年頃より都市化と多党化現象を呈し始めていた。

こうした状況を衆議院選及び参議院選においてみると、第2図にみられるように自民党は市内での得票率を三五年の五二%から三八年の三二%へと低下を示しているのに対し、社会党は三五年・三八年ともに二二%であり、また、社会党の分裂により生じた民社党が三五年に二四%、三八年に二二%と、かなり高い得票率を示している。

さらに、藤沢市内での各党の得票率を三区全体の傾向と比較してみると(第8図) 自民党は三五年には三

第2図 藤沢市における党派別得票率の推移（総選挙）

第六章 高度成長下の地域開発と市議会



区では六七%を得ているのに対し、市内では五二%である。また、三八年には同じく五八%に對し、三二%であり藤沢市内での得票率が低いことを示している。これに對して、社会党は三五年には三区全体で一八%であるのに市内で二二%、三八年には同じく二三%に對し二二%である。民社党は三五年には三区全体で一二%の得票率であるにもかかわらず、市内で二四%、同じく三八年にも一%に對し二二%と、藤沢市内での得票率が、かなり高いことを示している。また、共産党は三五年、三八年ともに、ほぼ三区全体での傾向を市内でも示している。

このようにみると農村的色彩の濃い三区の中にあつて、藤沢市における三五年以降の革新票の上昇、保守票の低下傾向に注目することができよう。

参院選の傾向 参院選でもこの傾向は現われ、

第3図 神奈川3区における各党得票率の推移（総選挙）

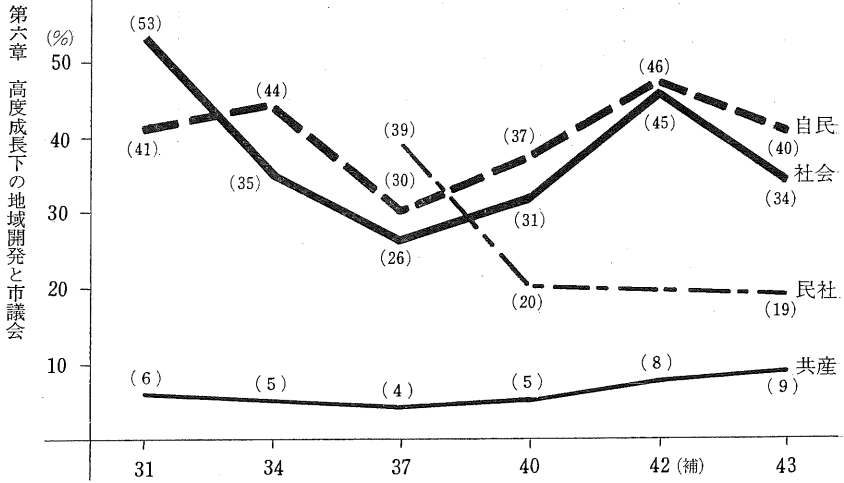
	昭和33年	昭和35年	昭和38年	昭和42年	昭和44年
社会	22,418 (44%)	9,624 (22%)	12,304 (22%)	24,500 (29%)	19,017 (22%)
	125,265 (30%)	76,255 (18%)	106,271 (23%)	149,299 (24%)	146,180 (22%)
自民	23,720 (48%)	23,802 (52%)	18,493 (32%)	33,174 (38%)	27,513 (33%)
	234,447 (57%)	277,685 (67%)	261,690 (58%)	287,947 (47%)	260,702 (39%)
民社		11,369 (24%)	12,025 (22%)	15,062 (17%)	14,520 (18%)
		48,541 (12%)	51,525 (11%)	91,123 (15%)	94,558 (14%)
公明				9,561 (12%)	13,027 (15%)
				68,516 (11%)	99,341 (15%)
共産	1,414 (3%)	1,340 (2%)	1,754 (4%)	3,962 (5%)	7,932 (9%)
	9,793 (2%)	11,281 (3%)	13,652 (3%)	22,834 (4%)	42,577 (6%)

第三節 自治体組織の再編成

注. 上段 藤沢市内での得票数及び得票率  
下段 3区 での " "

三七年の参院選をみると(第4図)市内での得票率は民社党の三九%、自民党の三〇%、社会党の二六%と、革新政党の得票率が五五%を占めている。さらに第10表から全県と市内とを比較するならば、横浜、川崎を考慮するとき、藤沢市が衆院選に示したのと同じように、都市型の政治状況を形成していることがわかる。もちろん、藤沢市内での民社党のかなり高い得票率に関し

第4図 藤沢市における各党得票率の推移（参院選挙）



ては、片山哲の人氣、及びかれが培った伝統が考慮されるべきであるが、こうしたファクターは藤沢市の全般的傾向を何らさまたげるものではない。

このことは、藤沢市が、かつての農村をかかえた高級住宅地・保養地といった静態的な地方都市から、三五年以降の日本經濟の高度成長の波をうけることで、変動していったことを示しているであらう。即ち、民間企業の目覚ましい進出と、首都圏のベッド・タウン化による新住民の急増によって、藤沢市が著しく都市化したことを物語るであらう。かくて、このことは何よりも以上のような市民の政治意識の推移として現われてきているのである。

市議会議員選挙では、かかる全国的レベルの選挙における推移は、市議会議員選レベルにおいて、どのように現われているであらうか。

第10表 参院選における各党得票率の推移

	昭和31年	昭和34年	昭和37年	昭和40年	昭和42年	昭和43年
社会	14,537 (53%)	11,111 (35%)	11,783 (26%)	16,959 (31%)	12,780 (45%)	25,173 (34%)
	431,758 (52%)	342,542 (37%)	437,708 (32%)	522,094 (35%)	304,392 (44%)	666,039 (34%)
自民	11,120 (41%)	13,949 (44%)	13,518 (30%)	20,213 (37%)	13,215 (46%)	30,354 (40%)
	352,162 (42%)	364,120 (39%)	401,842 (30%)	519,027 (34%)	318,002 (46%)	721,102 (37%)
民社			17,486 (39%)	11,097 (20%)		14,051 (19%)
			442,468 (33%)	257,352 (17%)		392,627 (20%)
共産	1,688 (6%)	1,592 (5%)	1,884 (4%)	2,994 (5%)	2,179 (8%)	6,547 (9%)
	45,945 (6%)	54,416 (6%)	68,031 (5%)	94,506 (6%)	58,513 (8%)	184,210 (9%)
無						

上段 藤沢市内の得票数 ( )内 得票率

下段 全県 の " "

まず第5図で明らか  
なように、三〇年、三  
四年の市議選において  
は、保守・革新ともに  
顕著な推移はみられな  
い。だが、三八年にな  
ると、全国的レベルの  
選挙の推移を市会でも  
反映することとなる。  
即ち、三八年になる  
と、保守の得票率は前  
回(三八年)の七六%か  
ら六六%へと落ち込み  
これに対して、革新は  
二一%から二四%へと  
増加を示した。また、  
この回から公明党(公

第11表 市議会議員選挙における党派別得票率の推移(Ⅰ)

	昭和 30 年		昭和 34 年		昭和 38 年		昭和 42 年	
保守	36,140	77%	41,705	76%	42,051	66%	43,860	54%
革新	9,517	20%	11,322	21%	15,401	24%	27,616	34%
共産	1,355	3%	1,649	3%	2,211	3%	3,344	4%
公明					4,149	7%	6,622	8%

注. ①立候補時点で自民党籍を有した者及び藤沢市議会史(資料編)にて保守系無所属とされている者を「保守」とする。

②同様に、立候補時点で社会民主党籍を有する者及び革新系無所属を「革新」とする。

③共産党、公明党については当選後も「革新議員団」を他党派と形成していないので「革新」に加えず別項を設けた。

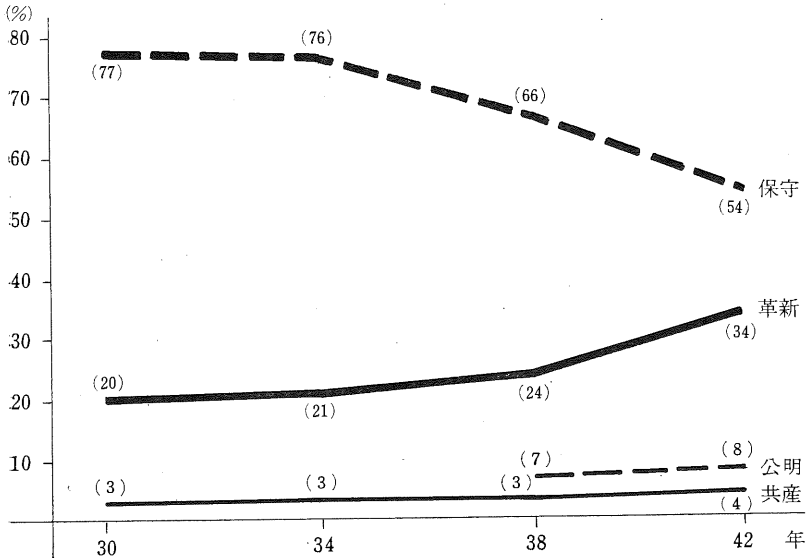
④昭和34.4の齋藤正太郎氏については当選後「革新議員団」に加入しているので「革新」とする。

明政治連盟)が市議会へ進出し、七%の得票率を得ている。公明党が始めての市議選で、共産党を二倍強上回る得票率をあげたことは、創価学会と一体化した組織力を示したものではあるが、共産党の得票率と合わせて一〇%の得票率となることを考えるとき、藤沢市への企業進出、及び市のベッド・タウン化によって勤労者層が増大し、藤沢市民の所得分布が広がりはじめたことを物語っている。即ち、低所得者層の増大の反映として捉えることができよう。

このような点からも、かつての藤沢のイメージは大きく変容をとげ、一方で民間大企業の誘致を図りつつ、他方、東京、横浜の衛星都市へと変化している動態的な地方都市の姿をみることにしよう。

だが、都市化現象の顕在化は同時に、政治への無関心者層を増大させがちである。また、市内の民間大企業への就業者、および東京、横浜への通勤者を多数かかえ、社会構成が著しく変容をとげつつある都市の場合、地元利害と強く密着した市議選には、全国的レベルの選挙で示された政治意識の推移は、全般的傾向とし

第5図 市議会議員選挙における党派別得票率の推移 (II)



ては反映しつつも、おのずと別の特徴をみるこ  
とができる。こうした意味で、市議選のより  
詳細な分析が必要となってくる。

三八年の選挙においては、定員三八名に対し  
て、立候補者五四名であり、当選者の当選時党  
籍は自民党一名、社会党四名、民社党二名、共  
産党一名、公明政治連盟二名、保守系無所属二  
名、革新系無所属三名、公明系無所属一名で  
ある。したがって、会派届出によって、保守二  
三名、革新九名、公明三名、共産一名(ただし三  
八年には、共産党議員は届出後、社会、民社とも  
に「革新議員団」を形成している)の勢力分布と  
なった。

党派別勢力分布を前回(三四年)と比較してみ  
ると、特徴的なことは第一に、民社党の退潮を  
あげることができる。前回三四年には、民社と  
社会とは一体であったが、実質的には社会一、



民社五であった。しかし今回は、民社の現職四名の中三名が落選し、新たに一名の新人を加えて二名となった。

しかしながら第2図と第4図で知ることができるように、三七、八年の衆院選・参院選での民社党の市内での得票率は、かなり高いことがわかる。また、得票も三七年の参院選で一七四八六票、三八年の衆院選では一二〇二五票であり、今回の平均得票数が一千二百票余、当選者の平均が一千五百票余であり、投票率が二回の全国レベルの選挙を上回っていること(六三・八%)を考慮するとき、二名の当選者しか得られなかったのは、藤沢市の民社票が稼動しなかったことを示しているであろう。

即ち、藤沢市の民社票は、片山哲の個人票、及び同盟系民間企業の組織票に依拠していると考えられる。それ故に三七年には、曾根益の藤沢市内での四〇%弱の得票が可能であった。しかし、市議選での民社党立候補者の職業は一人を除いて、地元商店経営者であり、こうした市議選には、片山哲の個人票はもとより同盟系企業の組織票が動かなかったことを示している。

一方、社会党は前回一名に対し、今回は四名の立候補者全員が当選した。社会党の三七年参院選挙、三八年の衆院選挙の得票は一万二千票余であり、この一万二千票余は市内のほぼ固定票であることが第2・4図から知れよう。したがって、社会党議員、及び革新系無所属議員はその大半が、この票を基礎として、上位二〇位までの間で当選している。

次に、今回の選挙における得票分布をみることにしよう。

今回は投票率七一%で、有効投票総数六万三八一二票で、前回のそれを約一万票上回っている。この増大

は、有権者総数の増大に起因しており、有権者数は前回より二万人ほど増大している。この増加の大部分は藤沢市への新住市民の流入によるものである。

このような背景のもとに、11表より明らかのように、保守四万二千票余（六六％）、革新一万五四〇〇票（二四％）、共産党二二〇〇票（三％）、公明四一〇〇票余（七％）と分布した。

そして、既に述べたように今回五四名の立候補者の平均得票は一二〇〇票余、当選者の平均得票は一五〇〇票余であった。そして、今回の最高得票は、葉山 峻の一九五七票、当選者の最低は泰野正雄の一〇五七票であった。これを前回と比較してみると、前回の最高は一四六六票、最低は八二二票であった。このことから、投票総数の増大とともに得票のバラツキの幅が広がっていることを知ることができる。

次に、当選者の年齢及び職業構成であるが、まず年齢では前回（三四年）二五歳で当選した葉山 峻が再選され二九歳で最も若く、最高齢者は富田 泰の六六歳である。三六名の議員を年代別にみると、二〇代一名、三〇代三名、四〇代八名、五〇代一六名、六〇代八名と、五〇代、六〇代が半数以上を占めていることが知れよう。さらにこれを党派別に分類してみると、保守では二三名中三〇代一名、四〇代三名、五〇代二名、六〇代七名と、大半が五〇代以上である。革新では九名中二〇代一名、三〇代一名、四〇代三名、五〇代三名であり、共産党議員は五〇代であることから、年齢構成において革新系議員の方が保守系議員より若いという一般的傾向を藤沢市でも示している。

当選者の職業構成についてみると、やはり保守系議員はそのほとんどが会社役員（この中には地元産業の経営者を含んでいると考えるのが妥当である）と農業であり、地元の有力者・名望家が大半を占めている。革新系

議員は、そのほとんどが団体役員、商店経営者、会社員であつて、農業は一名を数えるのみである。ここから、革新系議員の支持基盤が組合、その他革新系団体、そして、藤沢への新住市民であることが推測できるであらう。

こうして、先にみた衆院選・参院選での藤沢市民の示した政治意識の変化は、市議会議員選挙の革新票のびと、その職業構成のなかにみることができ、他方、依然として旧市民をバックに、地方有力者選出の保守系議員が市議会で多数を占めている。

こうした事實は、全国的レベルの選挙で示された藤沢市の保守対革新の構図を、一見、否定するかのような形をしめしてはいるものの、生活利害に密着した市議選の特殊性と、新住市民の自治意識が三八年当時は依然として低く、その間のギャップとして説明されよう。

それ故に、こうした新住市民の生活の定着化と、都市問題の深刻化等の都市構造の変化に対応して、第5図で明らかのように、四二年の市議選においては、保守、革新の差はちぢまり、衆院・参院選で示された傾向を、市会レベルでもより一層強くとってくるのである。



## 第七章

### 首都圏下の都市開発と市議会



## 第一節 首都圏の形成と地域開発政策の転換

### 一 県第三次総合開発計画と市の膨張

首都圏の形成 すでにみたように三五年の国民所得倍増一〇ヵ年計画によって全国的ブームとなった地域開発は、東京湾・大阪湾・伊勢湾の三大工業地帯に集中的に展開された。三七年に発表された全国総合開発計画は、これら三大工業地帯を軸とする首都圏・近畿圏・中部圏に労働、資本、技術等の諸資源を集中し、鉄道、道路、港湾、工業用水、住宅などの産業基盤を整備し、高度経済成長のテンポを一段とはやめることがねらいであった。とりわけ首都圏においては、全国総合開発計画に呼応するように、財界の主脳および神奈川、東京、千葉、横浜の三都県知事、市長などが中心となり、三七年一月「東京湾総合開発協議会」が設立された。これは、東京湾工業地帯におけるあらゆる諸企業の生産計画を基礎に、それらが要求する産業基盤を首都圏の整備計画、運輸省の港湾整備計画、建設省の道路計画その他関係各省の諸計画と関係各都県市の開発計画並に再開発構想とを調整しながら総合的、長期的に整備するよう政府、都県市に対して強力に働きかけようとするものであった。「東京湾開発協議会」の創立総会において重点施策として発表されたのは

- ① 東京湾横断橋並に横断堤の建設
- ② 東京湾を一带とする広域港湾の整備
- ③ 東京湾環状交通路の建設、整備
- ④ 水資源の広域総合開発
- ⑤ 新東京国際空港の建設

などであるが、その大部分はすでに建設段

階に入っている（東京湾総合開発協議会総会決議要望書）。

このようにして、首都圏（東京から一〇〇キロ圏）は広域的なひとつの経済単位として考えられるようになった。たとえば首都圏内の都市は、東京湾工業地帯の中心的大都市、その周辺の衛星都市、さらに、その背後の内陸都市（住宅、流通、工業）にわけられるが、それらを大都市を中心にして有機的に結合するよう交通網の整備が進められている。首都圏を経済単位とみる考え方は、必然的に広域行政の構想を生み出す。ある財界のリーダーは、早くから東京湾工業地帯の開発は、首都圏広域行政の成否にかかっている、と語っているが、それは、広域行政と工業化の関係をあますところなく説明しているのである。かくて首都圏には経済、ついで政治、文化の諸機能の巨大な集積が予想をはるかに上回る速度で進んでいった。

神奈川県の変貌 とりわけ、東京湾工業地帯の主要な部分を受けもつ神奈川県の変貌は著しかった。以下、県の第三次総合計画書によって数的変化をみてみよう。まず人口でみると、三六年中に一五万七千人、三七年中は一八万四千人、三八年中は一七万八千人、三九年中は二万二千人と増加し、四〇年には九月までに二二万五千人もふえ、一〇月一日現在の総人口は四四三万人に達している。この急激な人口増の主因は社会増である。三九年中の増加数の七五％は社会増が占めているが、この社会増は五九万七千人の転入者と四三万九千人の転出者の差であるから、人口の急増もきわめて激しいことがわかる。この人口増加は横浜、川崎など大都市のみならず県下ほとんどの市町村に及び、北西部の山間部を除いて全県が激しい都市化の波に洗われたのである。そして、人口増がそのまま続くならば、五〇年には六〇〇万を上回る人口をかかえることになると推定されている。



一方工業化の進展とともに本県の工業出荷額も飛躍的に上昇した。三八年には二兆五千億円を数え、全国総出荷額の一〇%以上を占めるにいたった。とりわけ県内陸部の工業化のテンポの早いのがめだっている。敷地面積一五〇〇平方メートル以上の工場だけでも、三一年から三九年までに一〇二九工場が立地し、その敷地面積は一九八五ヘクタールに達しているのである。臨海部だけでなく内陸部の工業化は今後もいっそう激化するとみられる。おそらく昭和五〇年には工業生産額は五兆五千億円を突破するであろう。

しかし、このような県下全域にわたる工業化、都市化は他方で深刻な地域問題を生み出したのである。地価の高騰、住宅難、通勤難をはじめ学校、上下水道の不足、ゴミ・し尿処理の不備、交通事故の激増などは全県下におよんだ。さらに、ばい煙、騒音、振動、有毒・有害ガスの発生、地下水汲上による地盤沈下、工場排水による海・河川の汚濁などのいわゆる産業公害は臨海工業地帯、超過密化した大都市ばかりでなく内陸部にも発生している。また、工場用地、住宅地の無秩序な開発は地域破壊、自然破壊をいっそう激しくしているのである。このように、今日の地域住民は経済の高度成長のもとで生活環境、生存条件の悪化にさらされているが、それは社会の底辺層にいっそう重くのしかかっている。だが、そればかりではない。過度の資本、労働、技術の集中と社会資本の不足は都市の経済機能を著しく低下させることになった。いわゆる都市問題は、地域住民にとっては生活環境、生活条件の悪化としてとらえられ、したがって都市の再開発は生活機能の回復向上の観点から提起された。これに対し、経済の側からみる都市問題は経済機能の低下であり、それをいかに高めるかが都市再開発のテーマであった。三九年一月九日成立した佐藤自民党内閣は、池田前内閣の経済成長政策を踏襲しながらも「社会開発」の必要性を強調せざるをえなかったのである。

る。

ところで、神奈川県が直面した問題状況は以上の通りであり、それは政府の高度経済成長政策のもたらしたものであるとはいえ、むしろそれを先取りする形で進めた県の第一次、第二次長期計画にも原因があったことは明らかであろう。それだけに、神奈川県はどの問題をとりあげても、他地域より先進的に深刻化しているのである。県は第三次長期計画策定にあたって、こうした問題状況を率直に認め、その計画の柱を「住みよい県土」においていたのである。そのため、「実施せざるを得ない施策を対象とするとともに、実施することが望ましいとされる施策もその対象とする」ことになったが、それには「現行法制度を十二分に駆使するとともに、できるだけくふうをこらさなければならぬが、それにもおのずと限界があるので、限度を越える部分については立法措置などに期待する」として、「住みよい県土」づくりが困難な課題であることをほのめかしている（神奈川県第三次総合計画一八ページ）。しかし、「住みよい県土」づくりの計画がはじめから疑問視されるのは、行財政制度ばかりでなく、先にもふれた「東京湾総合開発協議会」のような、財界の開発センターがリーダーシップをとる政府の地域政策に県が組みこまれる可能性が大きいからである。県の第三次総合計画においても、全国総合開発計画や首都圏整備計画を尊重するとともに、他都県の計画と調整するという方針をとっているのである。

**第三次総合計画** 次に第三次総合計画の基本構想をみてみよう。計画は基準年次を三七年におき、四〇年から五〇年にわたる一〇ヵ年計画である。そして、①資源の活用と基盤の整備 ②生活環境と福祉の向上 ③産業の調和ある発展 を三つの基本的施策目標にしている。いわば、生活機能と経済機能を調和させて向

上するということである。地域別将来方向については湘南地域を次のように想定している。

- (1) 住宅地として、また中小工業地域としての整備をはかる。
- (2) 海岸線および相模川両岸については、緑地の保護をはかる。
- (3) 内陸丘陵部については、できるだけ生産緑地を残存し、近代的農業地として育成する。

目標年次における県総人口は六〇〇万であるが、湘南地域については六八万七千人と基準年次の一・八倍をみこんでいるが、それは県央地域に次いで高く、年伸び率も二・八%から四・七%に上昇する。工業出荷額をみると、基準年次で横浜川崎地域は全県出荷額の八〇%、一兆七〇〇億円を占めるのに対し周辺部は二〇%、四〇〇億円にすぎず、横浜川崎地域のシェアは圧倒的に大きい。目標年次における両者のシェアはかなり変わる。すなわち横浜川崎地域の出荷額は六九%、三兆八〇〇億円に対し、周辺部は三一%、一兆七〇〇億円に達する。出荷額の伸び率でも横浜川崎地域は二倍強にとどまるが、周辺部は四倍近い伸び率である。これは京浜工業地帯の外延的拡大にともなう周辺部への工場進出が主導力になって、工業の地域構造が変貌することを示している。湘南地域は基準年次の出荷額一四〇三億九一〇〇万円が目標年次には五四七一億円と三・九倍を示し、シェアも六・五%から九・九%を占めることになる。

県の第三次総合計画の全貌をここで明らかにすることはできないが、たとえば以上のような数字を基礎とする県民の生活機能と経済機能の調和ある発展が、実施段階で実現するかどうかは問題であった。事実、県は早くも四四年五月に第三次総合計画の改定計画草案を発表しているのである。

藤沢市の変貌　ところで、その後の藤沢市はどのように変貌したであろうか。それについては前章でかな

人口流動状況 (42.10~43.9)

都市別 区別	東京 23区	その他 の東京	横浜	川崎	湘南	三浦	県央	県西	県北	県外	計
転入	20.0%	3.4	15.8	5.1	6.5	7.0	4.1	1.2	0.1	36.9	100
転出	14.4%	4.3	17.7	3.0	11.6	7.0	7.3	1.1	0.1	33.6	100

(藤沢市総合計画書 昭和44年3月)

昭和41年個人所得推計の比較

区 分	藤 沢 市	全 国	神奈川県	横 浜 市	茅ヶ崎市	鎌 倉 市
金 額	352千円	284	309	333	321	414
指 数	100	81	88	95	91	118

(藤沢市総合計画書 昭和44年3月)

り詳しくみたので、ここでは数字を中心にその動きを要約しておきたい。人口は北部工業地帯の形成、首都圏の拡大にともなってひき続き増加の一途をたどっている。とりわけ三五年から四〇年の伸び率は七・一%と最も高く、四〇年現在で一七万五千人に、四二年一月には二〇万人に達した。その間の人口流動をみると、転入一八万人、転出一二万三千人で、社会増は五万七千人(年平均八二〇〇人)を数えた。これに対し自然増は一万七千人(年平均二五〇〇人)で、人口の増加ばかりでなく激しい流動を示していることがわかる。その結果、戦前からの居住者は人口の二〇%を割り、転入五年未満が五〇%を占めるようになった。年齢構成では生産年齢人口の著しい増加がみられ、産業別人口構成では第一次産業人口の絶対的減少と第二次・第三次産業人口の急激な増加がみられる。

市民の分配所得は四一年で七二一億円と推計され、県民分配所得総額の四・四%を占めている。一人当たりで

第12表 業種別にみた本市の産業構造

区 分	総数	農業	鉱業	建設業	製造業	商業	金融 不動産	不動産 産業	運輸 通信	電気水道	サービス
35 事業所数	4,091	—	2	169	297	2,332	50	70	37	9	1,125
年 従業者数	30,147	—	×	1,216	12,099	7,972	641	147	1,591	×	6,197
41 事業所数	5,610	52	0	372	370	3,076	77	174	88	8	1,393
年 従業者数	58,583	210	0	3,242	26,298	13,181	1,611	385	4,332	85	9,239

(藤沢市総合計画書 昭和44年3月)

は三七万八千円で国民一人当たりより九万四千円、県民一人当たりより一万七千円多い。また、市民の個人所得は六六四億円と推計され、一人当たり三五万二千円は国民個人所得の一人当たりより六万八千円、県民個人所得より四万三千円多く、当市市民の所得水準の高いことを示している。

当市の産業は第12表にみるように、経済の高度成長を反映して企業活動が活発である。三五年と四一年を比較してみると、どの業種も事業所数は五割から一〇割も増加しており、従業員数では二倍近くふえている。しかし農業の生産性は依然として低く、商工業では大企業と中小企業の格差が著しくなっている。当市の農業については、農協合併のところでみたとように、都市化の進行にもなって衰退をたどっている。すなわち、三五年から四二年までに経営耕地面積は六三五ヘクタール減少し、農家戸数も同じ期間に四〇二戸減少している。農家一戸あたりの耕地面積では三五年の〇・八八ヘクタールから四二年の〇・七八ヘクタールに減っている。農業就業人口は三五年の九四九二人から四二年の六七五六人に減少した。これを階層別にみると専業、第一種兼業、第二種兼業の割合はそれぞれ三八％、三一％、三一％であったが、四二年には三五％、一二％、五三％と、第二種兼業が著しく増加していることがわかる。

農業の主要指標の推移

区 分		年	35	40	41	42
農 家 戸 数 A			3,010戸	2,718	2,633	2,608
A 内 訳	専 業		1,148戸	802	963	921
	第一種兼業		932戸	926	380	309
	第2種兼業		930戸	990	1,290	1,378
農 業 従 事 者 数 B			9,492人	7,067	6,985	6,756
1戸当り従事者数 $\frac{B}{A}$			315人	2.6	2.6	2.6
農 地 転 用	件 数		804件	1,076	1,129	1,054
	面 積		138ha	66	38	37
経 営 耕 地 C			2,670ha	2,095	2,092	2,035
C 内 訳	田		699ha	602	592	577
	畑		1,953ha	1,449	1,462	1,417
	樹 園 地		18ha	44	38	41

第一節 首都圏の形成と地域開発政策の転換

(藤沢市総合計画 昭和44年3月)

次に商業をみると、人口増加と所得水準の上昇を反映して商店数、販売額とも確実に上昇しているが、商店の増加はほとんど小売業に集中し、卸売業はそれほどふえていない。しかし、当市の産業のなかで飛躍的に成長したのはいうまでもなく工業である。当市の工業は、北部地域のいすゞ自動車およびその関連企業、東海道路線に松下電器、武田薬品、神戸製鋼など四十数社、また三十九年から北部工業団地の造成によりIBMほか二十数社が立地し内陸型工業地域を形成している。工業出荷額は著しい上昇を示し、四一年の工業所統計調査では一三五〇億円余、事業所数三九四、従業員数は二万五千人を越えている。しかし、第13表からもわかるように、全企業の九六％は従業員二九人以下の中小企業が占めており、その生産性は低く、出荷額のわずか二三％にとどまっている。

第14表 商業の動向

区分 年	人口	商店数		従業者		総販売額	
		実数	指数	実数	指数	実数	指数
35	125千人 (100)	2,156店	100	7,669人	100	13,897百万円	100
37	138 (110)	2,334	108	8,660	113	19,812	143
39	157 (126)	2,431	113	8,808	115	26,368	190
41	190 (153)	2,975	138	12,068	157	39,442	284

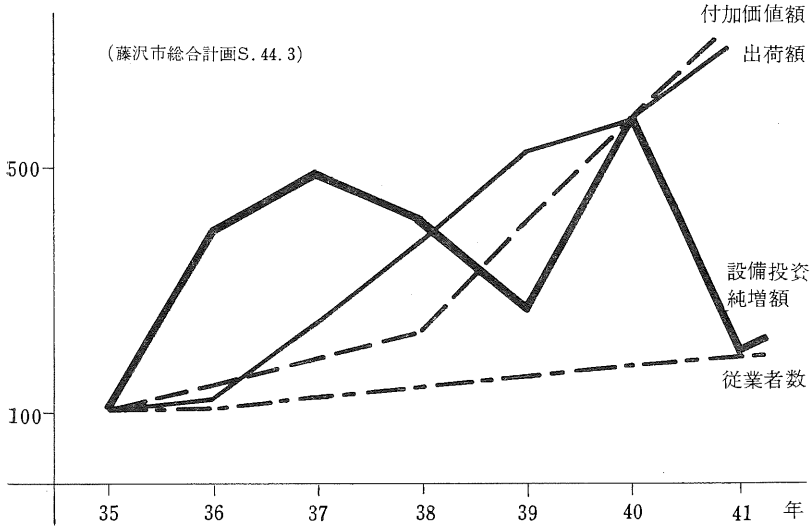
(藤沢市総合計画 昭和44年3月)

このように、当市は工業化、住宅地化の方向を歩みながら、しだいに過密の度を加えている。その結果市民をとりまく生活環境は悪化している。たとえば、公害についてみよう。境川、引地川、両河川の水質汚濁は四二年現在で三六年当時の八倍にも達しているといわれ、湘南海岸の海水浴場も汚染がひどく、遊泳に危険信号がでるほどになっている。また、騒音、大気汚染なども激しくなっており、被害地域の住民からの苦情も増加している。このように当市は、激しく都市化の進行する県下の都市と同様に、深刻な都市問題に直面することとなった。

## 二 北部第二工業団地造成

北部第二工業団地開発構想 藤沢市はいすゞ自動車の立地を契機に、三七年、都市計画事業の一環として一八六万坪におよぶ北部第二区画整理事業を決定した。この地域は、首都圏整備法によって市街地開発区域に指定され、工業用地として開発を要請されていたが、当時の市は企業誘致によって工

工業の動向 (35年=100)



第一節 首都圏の形成と地域開発政策の転換

一〇三四

業都市へ大きく変貌しようとしていた時期であり、ここに約一六万坪の北部第二工業団地(大字石川、字中ノ塚、田島屋敷、中原、一色下、山田、嚮窪、和泉原、犬山の各一部、大字円行、字桐ヶ谷、下の原の各一部)を造成して企業を誘致し、税収の増大を図ろうとしていたのである。しかし、この事業は、首都圏整備法によって、住宅公団、県または県と市町村の一部事務組合のいずれが行なうことに定められていた。したがって、市は県との一部事務組合によって実施しようとし、県と交渉を続けたが、県にその意思がななく交渉はながびいた。したがって北部地域の開発は遅々として進まなかつたのである。

三七年七月一四日に発足した北部地域開発促進特別委員会(委員長 長嶋 満)は、三七年一月二〇日「北部開発を促進するための機構を充実し、計画実現のため財源確保をはかるよう」市に要望した。さらに翌三八年七月三十一日「区画整理地域の意思決定



第13表 規模別にみた本市工業の状況

区 分	事業所数		従業者数		出荷額		1人当生産性	
	実数	構成比(%)	実数(人)	構成比(%)	実数(百万円)	構成比(%)	本市(万円)	県平均(万円)
3人以下	83	21.1	187	0.7	177	0.1	95	108
4人～9人	126	32.0	808	3.1	1,228	0.9	152	165
10人～29人	86	21.8	1,393	5.4	2,640	20.0	190	229
30人～99人	55	14.0	2,603	10.1	7,264	5.4	279	339
100人～299人	27	6.9	4,412	17.1	19,627	14.5	445	528
300人～499人	6	1.5	2,362	9.2	10,010	7.4	424	694
500人～999人	6	1.5	4,065	15.8	35,260	26.1	867	708
1,000人以上	5	1.3	9,944	38.6	58,831	43.6	592	610
計	394	100	25,774	100	135,038	100	524	521

(藤沢市総合計画S.44.3)

と未買収地域を工場用地として買収することを早期実現するように議員全員の賛成を得て市へ要望する」ことを決定した。これに対し市は、実行手段としては県との一部事務組合をつくる方針を変えておらず、特別委員会も必要によって促進の陳情をすることを確認した。

しかし、市の事業計画によって土地の提供を約束した関係地区の住民は、事業が遅々として進捗しないため不安を感じるようになり、三九年六月次のような請願書を議会に提出したのである。

請願書

私達は、藤沢市が着手した北部開発事業に協力して一色川改修工事、市道新設工事、県道改修拡幅工事の為に各自其の所有地を提供したのでありますが、市当局は当時工場専用地域若しくは工場地帯として指定された地帯であるから、広範囲に区画整理事業を行ない一般民有地と共に減歩精算方式によって換地を交付すると云う条件

でそれまでの期間は借地の形式で土地を提供して欲しいとの申出に応じたものであります。然るに市当局は未だこの地域を対象とする北部第二区画整理事業を実施することの方針を確定せず、その着手に必要な準備予算の計上も行ないない由で、土地提供者である私達は、永年に亘り、その所有地を不安定の状況の儘で公用に供さなければならぬのでしょうか。私達は、市当局が故意に延引して居るとは信じたくありませんが、北部第二区画整理事業は十ヶ年計画とか聞いて居ります。然るに本年度の着手も未確定で何時完成出来るでしょうか。私達は、北部開発を市政の目標とした市理事者の方針に卒先協力した者です。市が速かにこの区画整理事業を市長施行として実施し私達の提供した土地の換地が確定する様一同運署を以てお願いいたします。

昭和三十九年六月十二日

請願人代表

藤沢市石川一四一五番地

水村茂雄

ほか八十九人

藤沢市議会議長

山口倉吉殿

三十九年九月八日、都市建設常任委員会では、北部第二工業団地造成促進の請願について、次のような論議が行なわれた。

長嶋委員長 請願第一号 北部第二区画整理事業施行の請願について上程する。現地を視察してきたが、第二区画整理に関する理事者の考え方を説明願いたい。

金子市長 いすゞ自動車の南側、加温処理場の南側の約二〇万坪の工業団地、あと一五、六万坪が工業団地の用地と

して残っている。五七万坪の都市開発事業をやる前から首都圏では工業団地を作れということもあったわけで、工業団地を作ることは、大変な事業である。首都圏整備法に工業団地造成は住宅公園、県及び都道府県と市の一部事務組合の三者しかないわけで、地方公共団体がやりうるということもあるが、首都圏整備法で、藤沢市独自でやろうとしてもできなかつたわけである。本市の場合は単独でやることは、土地を売却した地主の税金の問題もあり、県との一部事務組合をつくって、やるように鋭意折衝中である。県としては、地の利のよい藤沢市については、造成しなくても会社ができるのでこの一部事務組合については全然考えていなかったわけである。私達としては、造成して売れるかどうかと考えたが、そういう心配はないと考えている。私たちとしては、工業団地を造成するにあたっては、住民の立場を考えてやらなければならないことを第一に考えている。

現在完全な道路がなく、農民は売りたくてあせっても売るわけにはいかない。私たちとしても、工業団地造成に踏切ったわけである。県と一緒に交付公債でやることもできる。一般財源を投下しなくとも可能ということがいえる。これを整地して立派な工業団地にすることはできないが、道路、公園程度を作るのであれば、比較的金がかららずにできると思う。農民の問題をかたづけることが、先決問題である。最大限農民から買ってやるのが、目的であり、価格についても地主は大体了解したわけである。いすゞ自動車の東側に向かって二五メートル道路、西側の緑地帯に、二八メートル道路、現在の裏口が正面になる。なるべくなら立派な工場を建てて工場地帯に早くしてしまいたいと考えている。

住宅開発ということをやっていると非常に金がかかるわけで、善行も三分の二の公共事業でやっており、藤沢駅南部も三分の二、藤沢駅北口も三分の二の公共事業でやらなければならない。工業団地をやるからということで、三分の二を公共事業として認めるかどうかということはわからない。大ざっぱな区画整理をやり道路だけは作っていきたい。公園でやれば、これでやりたいが善行のような区画整理は絶対にできない。健全財政を堅持しながら行なうにつ

いては、市税に対する人件費を四七％に押さえることが必要であるが、今の状態では、五〇％を上まわるのではないかと思われる。また人事院勧告もあり、相大人件費が増加すると思うので、今ただちにということはできない。大体一〇ヶ年程度でやりたい。詳細な点については、担当者から説明させます。

**浜本都市開発部長** 一八六万坪の内、七〇万坪あり、これを第一次的にとり上げていきたい。幹線道路については、昭和四〇年までに着手するという前提で、土地を借用してやっている。調査だけでも当然一、二年かかってしまう。現在実施中の北部第一も解決されると思う。南側の部分をまずやっていきたい。

**相沢委員** 地元としては、緊急にやってくれということか。

**伊沢議員（紹介議員）** 地元と約束した時期が年々近づいているのに市の施行で区画整理をやるといふ言明がなかったので、地元として心配したわけである。価格交渉は妥結してあとは、県との一部事務組合ができるのを待っているわけであるが、これは県の議決を必要とするわけである。

計画に必要な測量をするということでは若干の事務費を今年度計上して早急に着手する必要があると思う。

幹線街路の改修について、一時借用という形でやっているわけで、目安を与えることも必要であると思う。三ヶ年前に一片の文書で承認してやったわけで、住民は安心してないないので、事業費ぐらいは早急に計上して住民を安心させてやってもらいたい。

**相沢委員** 仮に測量を始めても一、二年はかかると思うので、測量費程度は早急に計上してもらえないのか。

**浜本都市開発部長** 地主の了解はできているが、県との一部事務組合も話しあっているわけで、昭和四〇年からは遅くとも調査、測量をやらなければならない。当然早急にやらなければならないと思う。

**野渡議員（紹介議員）** 替地を買いたいという地主も相当多くいるわけで、一部事務組合ができなければ本当の契約はできないと思うが、それ以前金の支払はできないか。

浜本都市開発部長 一部事務組合の見当がつかないと不可能であると思う。市としては力を入れているわけである。万一の場合にそなえて、首都圏整備法の法律改正を要望しているわけである。

**北部工業団地特別事業** ところで、市が要望していた首都圏市街地開発整備法はその後改正され、四〇年九月一日から工業団地造成の施行者は地方公共団体及び日本住宅公団となった。そこで市は、それまで公共土地公社で実施していた北部地区の開発を、市の特別会計で実施することにし、四〇年度北部工業団地造成事業費特別会計予算を計上して議会に提案した。その計画内容は次のようになっている。

(藤沢都市計画北部工業団地造成事業計画書)

施行年度	昭和四〇年度～昭和四一年度
施行面積	一六万二七〇〇坪
買収面積	一三万六七〇〇坪
分譲面積	一二万五八〇〇坪
分譲価格	坪当り一万二〇〇〇円
事業費	一五億九八〇万円
(起債額)	一一億五〇〇〇万円

北部第二工業団地造成事業費特別会計予算案は九月二二日の総務企画常任委員会に上程されたが、この頃になると各委員は企業誘致に対し、財政問題、公害問題などかなり慎重な態度で臨んでいることがわかる。以下討議の様様をたどってみよう。

**吉田委員** 基本的な考え方として収支のバランスは考えていると思うがその点はどうか。

**伊草管理課長** 特別会計の企業としてやり、一般財源は投入しないでやる。

**吉田委員** 価格の点、場所によってと売買の時期によって差を設けるのか。区画整理の地区内だが、権利は市か地主にあるのか。

**伊草管理課長** 土地の価格の点はそれぞれの利点があり平均でやる。ただ時期が異なるものは金利の点だけ高くなる。

現在、予約で内定したのが七社で一〇万坪である。この土地の権利については、特別法で行うために北部第二の区域からは除外してやるもので権利は市になる。

**古谷委員** 輸送の問題にからんで道路が必要になるが、南側には計画されていないが、会社とはどういう話をしていくのか。

**伊草管理課長** 既設県道をとりあえず使う予定で県道までのとりつけ道路はつける。

**松山議員** ①法が改正になっても公社でやっているものを市にかえなくてもいいのではないか。

②この前の説明には一〇月に農地転用するといったが、どの程度になつてゐるか。

③経済不況の折会社はきたが工場が建たなかったのではこまるが、これについての見通しはどうか。

**伊草管理課長** ①法が改正により、首都圏では法改正は藤沢市のためにやったので、第一番にやってはということもあった。また、造成工事も高低があり一括でないと無理であり農転などで公社よりもスピードでできる。計画通りやる自信をもっている。

②内定している工場一〇万坪があるが、条件は別につけていない。農地転用については事前審査に県の農地部にいており、今月中には事前審査の許可がある予定である。許可あり次第、事業決定の審議会を開きそれから五条申請を出す予定である。

③申し込みのある会社は早く建てたいという希望があるので心配はないと思う。しかし万一工場を二年以内に建てないときは契約をご破算にすることをとりきめるようにしたい。

誘致については建設が遅れないような会社を選ぶようにしたい。

葉山委員長 一二万五八〇〇坪の団地から税金が年間数千万円入るので人件費を出してもよいことだが、もう少し具体的に説明して欲しい。

伊草管理課長 操業してみないとはっきりしたことはわからないが一定基準によって算出すると当初五〇〇〇万、五年目八八〇〇万、一〇年後には一億を超すだろうと考えている。

葉山委員長 各委員からの意見をまとめて確認しておきたい。

①不景気のときにこれだけの事業をやり、すでに一〇社は内定しているというが、予定どおり二ヶ年でできるか。

②一般財源をこの事業に対し投入しないという事、すなわち一般会計に迷惑をかけないという点。

③造成して分譲というときに不景気のために工場が来ない。そこで公害があるものでも受入れようということはないか。公害がないという保障ができるか。尼ヶ崎等は会社がないために市の財政にしわ寄せが来て、財政再建整備法の適用を受けている。

山田助役 ①造成は二年間でできる。

②一般会計に迷惑をかけるようなことをしない。土地は売り物と買物ということでそれ程確実とはいえないが、宣伝その他により期間内に売り渡すようにしたい。

③公害のない会社を選んで誘致する予定であり心配ないと思う。しかし会社のことであり公言はできないが最小限度の公害にとどめ、一般に迷惑の及ぶようなことのないよう十分注意したい。

関野委員 この地域の下水は引地川に流すと思われるが、どこの負担でやるのか、延長は何キロか。

伊草管理課長 一色排水路に流す。費用は事業費の中に含まれている。

伊沢議員 公害問題について企業の選ばつについて市長にまかせるにしても、懸念する人たちの意見をきく機会を設ける考えがあるか。

伊草管理課長 誘致については煤煙、排液のない工場ということでやっている。県の公害条例を厳格にやりたい。これについては県の公害課と十分連絡をとってやりたい。

伊沢議員 関心をもっている地元の人と相談する意思があるか。

伊草管理課長 県の公害課と協議しているが、協議会を設けることも考えているが、県の専門家と職員とでやれば足りると思われる。

葉山委員長 さっきの条件がまもられないときは責任をとる考えがあるか。

山田助役 関係理事者としてはっきりした責任をとる。

以上の討議でもわかるように、工業団地の造成を特別会計で実施する場合の利点は、市側の説明によると次の四点である。①これまでばらばらに行なわれていた農地転用が一括してできる ②租税特別措置法の適用を受けられ地主の税金が二分の一課税から四分の一課税に軽減される ③区域内の道路は一括して市の所有になる ④不動産登記法の適用で町名地番の整理が容易になる。これに対し委員側は、①市側の計画通り二年間で完了するかどうか ②工業団地造成は独立採算で実施すべきであり、人件費もそれに含めるべきである ③公害企業の誘致は避けるべきであるなどの点から市側の見透を質したのである。理事者の答弁をみると、かなり確信をもっていることがわかるが、地元を代表する伊沢議員の公害に対する必配を十分受けとめているとはいえない。公害については楽観的で、県の公害課と協議していけば足りるという態度である。



住民に対し市が責任をもって解決する姿勢に欠けているといえよう。この点について住民の不安を今後にのこしたわけである。ともあれ、北部工業団地造成事業費特別会計予算は九月二四日の定例会で可決された。事業の完成とともに誘致企業として、IBM、日本精工その他が立地した。

### 三 新市建設計画の策定

地域開発から都市開発へ 藤沢市は四〇年に、新市建設計画——(三五〜四四年度)——の後期部分を全面的に改訂した。この計画のひとつの柱は市民会館の建設であったが、計画策定には次のような事情があったといわれている。第一に、三五年二月の市長選挙で、九〇%以上の得票率で当選した金子市長の支持率は、三九年の選挙では対立候補である中村(共産)の出現によって二〇%低い七〇%にとどまった。その理由としては、工場誘致や住宅団地の増加にともない、勤労者が増加して選挙が都市型に移行しはじめたことが考えられる。その傾向は、市会議員の選挙でも革新系議員が増加していることにも現われている。しかも前年の市会議員選挙で、革新系候補は市民病院の建設をとりあげていた。そこで、選挙に臨む直前になって金子市長は市民会館の建設を公約に掲げたのである。もっとも、これまでの「都市計画がほとんど出つくして」めあたらしいものがなくなつたこともあったといわれている。このように新市建設計画は動機において、かなり選挙色、政治色の濃いものであったが、都市化の激しい今日の藤沢市にとって観光はもはや議論の対象にはならず、三五年に策定された新市建設計画は基本的に改訂しなければならぬ段階であった。しかも公共施設の不足がめだつていたから、市民会館の建設は市民がはやくから要望していたものであった。

第二に、金子市長の当選によって公約の策定が企画管理室に課せられることになった。企画管理室もそれを積極的に受けとめて新市建設計画の策定にあたったといわれる。このことから、市長の政策を効果的に市政に反映させるためにつくられた企画管理室ということを考えると、その機能が軌道にのりはじめたといえるかも知れない。

ところで、新市建設計画は策定の背景を説明するに際し「近時本市の健全な発展をばむかにみえる要因があらわれはじめた。それは、首都の過密解消の過程の中で、周辺衛星都市に発生した都市問題である」とし、それを次の三点に要約している。すなわち、①過密大都市の弊害が、中心部から周辺都市へとスプロール化しつつあることで、交通難、公害の危険性の増大、無秩序で散発的な宅地開発の進行など放置すれば市民の生活環境は「住みにくい」ものになる ②消費型ベッド・タウン化である。これは主として日本住宅公団などによる集団団地形成等に起因するもので、市税収入に対し、財政支出の倍増という現象をもたらし、さきにもた本市の目標である「独立型衛星都市」の発達を阻害している ③行政需要の著しい増大である。急激な人口の流入にともない、義務教育施設の充実、環境衛生の整備、都市改造の推進、社会開発の強化等々各方面にわたり市民の要望は高まりつつあり、強力な対策を要請されている。

しかしこうした指摘にもかかわらず、計画策定の基本的方針は、首都圏整備計画および神奈川県第三次総合計画を尊重する立場をとっている。したがって、ここでも県第三次総合計画で指摘した問題が残るであろう。たとえば都市再開発の需要と行財政力とのバランスの観点から、人口急増の主要な原因である住宅団地の建設を抑制する一方、積極的に工業適地を開発して企業誘致につとめる、といった構想は安易に過ぎない

であろうか。しかし、ここでは新市建設計画の詳細にふれる余裕はないので、以下市民会館の建設を検討してみたい。

**市民会館建設構想** 三十九年三月一日の定例会において、三十九年度一般会計暫定予算案の審議が行なわれた。その際、市民会館の建設についてその場所、面積、財源など各会派の代表者から質問がでてゐる。金子市長は、まだ構想の域を出ないがと前置きしながら、東京、横浜に近い当市の立地条件を考へて、近代的かつ多目的な会館——ホール、会議室、食堂、音楽堂、楽屋、録音室、照明室、結婚式場その他——をつくりたい、建物は四階建二〇〇坪、建設費として三億から四億位を考へてゐると説明してゐる。次いで金子市長は六月一日三十九年度予算案の提案にあたり、市政の運営方針と予算案編成方針を述べるなかで、「従来ややもすると総花的になりがちであつた予算配分の方式をあらため、超重点的な事業の実施と財政需要における思い切つた新陳代謝を行ない、資金の効果的使用を極力はかることにした」と、かなり意欲的な市政担当の姿勢を示した。そこで市長は任期中に完成したい重点事業として、①藤沢駅前南部土地区画整理事業の早期完成 ②公共下水道事業第一期工事、特に終末処理場の早期完成 ③小中学校へ近代的な屋内運動場の完備すること ④産業文化の殿堂としての市民会館の完成 をあげてゐる。そして、市民会館建設の準備費として調査費を計上し、敷地の選定及び資金の積立など必要な諸準備をすすめたいと表明した（藤沢市議会六月定例会会議録）。

市長の提案を受けた議会側も、予算等特別委員会が「市民センター建設については、市長の重点施策にもとり上げられてゐるものであるが、市民の待望してゐる施設であり、早急に建設するよう努力されたい」と

して、市民会館建設を歓迎する態度を示した。しかしその資金の調達方法は容易でなかった。七月一七日総務企画常任委員会に上程された藤沢市財政調整基金条例案の審査では次のような討議が行なわれている。

角津企画管理室主幹 …… 今回の基金条例の目的は特定の目的を年度間の調整基金、翌年度以降にわたる調整基金の二目的をかみあわせて作ったわけである。また基金条例を作る動機は本市が非常に発展してき財政規模も大きくなったので、必要ではないかと考えるわけである。

市民会館、し尿処理場問題、労働会館、都市公園等、大規模な事業も山積にされている。健全な財政運営については、基金条例を設置しなければならないわけで、例えば、市民会館建設資金基金条例とした場合、市民会館が建設された場合には、これを廃棄して、あらたに別にやらなければならないわけである。……

伊沢委員 当面市民会館ということであれば理解できるが、それ以外については、理解できない。……種々の金が必要ということで、毎年予算計上で調整交付金を積立てる余裕がなくても一億円余の繰越金があるわけで、多くの例を上げて、財政需要があるということではないとまずいと思うがどうか。

角津企画管理室主幹 現在やらなければならない事業が山積されており、現在の本市の力では、市民会館を作るとしても、市費を一億五千万円程度必要とするわけで、これをだす場合、他にもいろいろな事業をやっており、これを単年度、二年度ぐらいでだすことは容易なことではないと考える。また起債、補助金の問題であるが最近の自治省、県の方針も変わってきて、起債の認可、補助の承認の場合、積立てをやっている場合は有利であると考えられる。……

長嶋議員 市民会館に対する市民の要望も多いわけで、予算的にこれを別として置くということで、繰越金として健全財政上一億円程度残るだろうということであり、もしなくなっても積立てていけるかということが心配であり、この点についてききたい。

金子市長 市民会館という大規模なものを作るに当たって、多少他の圧迫なしにはできない。多少そこに苦しきがある。……無理にということではなく、なるべく繰越金の一部を積立てるといふわけである。

こうした討議の後、総務企画常任委員会は、①第一次目的が市民会館ということを示明すること ②金額については五〇〇〇万円以上を積立てる。市民会館以外のものを使用するときには、議会の意見を参しやくしてもらふ という意見を付して原案を可決した。

一方、市に市民会館建設設計画のあることを知った文化団体は、その促進について議会に次のような請願書を提出した。

#### 藤沢市市民会館建設についての請願

藤沢市は首都圏市街地開発区域に指定され、加うるにここ数年来大企業工場の進出操業により市の構造も一変し、従来の住宅、文化都市よりさらに産業都市へとますます活気に溢れた都市に発展しつつあることは、市民として喜びに堪えない次第であります。

これらの市の発展に伴い、市民の文化活動は年々活発となり、その発表の場、鑑賞の場が要求され、また市民を対象とした諸行事、諸会合も数多く開催されるようになりました。

しかしながら現在藤沢市には、これら諸行事を行なう会場が皆無の状態であり、関係者は常に諸行事を行なう当たり会場の点について、いつも苦慮している実情であります。

近隣、平塚、小田原市にはすでに立派な会館ができ、市民各層に喜ばれ大いに利用されているときいております。

幸い藤沢市においても市民会館建設設計画があるようにきいておりますが、市民といたしまして一日も早くこの建設を実施され、市民の文化活動に、また諸会合に利用できるよう念願いたすものであります。

よってここに市民会館建設促進について関係者連署の上早期建設について請願する次第であります。

昭和三九年九月一日

藤沢市議会議長

山口 倉吉 殿

藤沢市藤沢四八番地

藤沢市文化団体連絡協議会

会長 服部 清道

副会長 黒崎 義介

副会長 本多 正明

この請願の審査のため十一月九日に開かれた総務企画常任委員会で、市側は企画管理室が調査研究を進めていること、すなわち小田原、平塚、相模原、横須賀および京都、愛知など各市の文化ホールを調査した、特定財源をみつけるため三九、四〇年は財源確保に集中し、建設は四一、四二年にやりたい、企画管理室の構想では固定席一三〇〇〜一五〇〇、音響効果を中心に、敷地は二〇〇〇坪〜三〇〇〇坪、結婚式場、会議室を備えた地下一階地上四階の建坪一一〇〇坪、工費は建物だけで五億円位必要であると説明した。委員会も市民会館について県外視察（福岡、久留米、岡山、浜松の各市）をすることに決定した。一月一六日その報告の後、市民会館建設促進には特別委員会を設けてあたることにした。また、さきの請願は一月一七日の定例会で採択されたが、議会側の要望として、①市民の総合的文化施設としてふさわしい機能を有するものとする ②場所は市役所と体育館の間とし交通騒音等十分考慮して定める ③建設費は五億円程度とし、起

債の確保について全力をあげるの三点が付記された。

翌昭和四〇年一月二五日、さきの決定にしたがって藤沢市市民会館建設促進特別委員会（委員長葉山委員、副委員長野渡委員）が設置された。特別委員会は、その後四一年二月までに文京公会堂、江東公会堂、横須賀市文化会館、平塚市市民センター、日立市市民会館、茨城県民文化センター、八王子市市民会館、相模原市市民会館などを視察調査して市側と市民会館の内容、建設場所などについて討議しながら建設を具体的に煮つめていった。また、市内の主要企業、労働組合、文化団体などの代表者と懇談し、起債確保について協力を要請した。こうして、四一年三月には企画管理室によって、市民会館建設の具体的プランが出来あがることになる。三月四日の特別委員会では会館の機能面についてかなり具体的に討議されているが、そこで確認したことは、市民会館は文化会館、勤労会館、各種集会の場を兼ねた総合会館とし、多目的な大ホール、諸会議室、福利厚生者の結婚式場、社会教育に利用できる講座室などを設けることであつた。その後建設地を片瀬中学敷地に決定し、次いで設計業者を日建設計株式会社に定めたが、七月二五日、八月二日、八月一三日の特別委員会で業者の基本設計三案の検討が行なわれ、ようやく九月一七日に最終設計が確定した。なお、市側の説明によると工費は基本構想より一億円ふえ主体部分だけで六億円となつた。その資金計画は起債三億円、県の補助金一億円、一般財源二億円（積立金は四一年度で二億円になる）ということであつた。しかし市民会館の建設が最終的に決定されたのは、四二年二月二日の特別委員会においてであつた。市側の最終提案は、総工費六億五千万円（鋼材値上りにより増額）、財源計画は起債を三億五千万円、県補助金一億円、一般財源の割当は四一年度三一五二万円、四二年度八八九万六千円、四三年度七九四万四千円と説明され

た。市民会館建設促進特別委員会はこれを承認して解散した。

次いで四二年一月には市民会館建設事務局が設置され、三月一六日飛鳥建設などの業者によって着工、翌四三年七月三一日に敷地面積二万九一九平方メートル、大ホール・小ホール・展示会ホール・会議室（四室）・結婚式場・食堂・売店などを含む地下一階、地上四階（建築面積四二三一平方メートル）の市民会館が完成した。

#### 四 西部開発計画の策定

西部開発構想 西部開発の構想は四一年五月頃から企画管理室において調査検討されていたが、それが議会で説明されたのは四二年一月二三日開かれた議員全員協議会（山口座長）においてであった。当市にとっではじめてとってよい膨大な開発計画の概要はあとで紹介するとして、まず開発計画の動機というべきものを議員全員協議会の記録からみてみよう。金子市長はその動機を次の諸点にあると説明している。第一に、当市には遠藤、大庭、石川といった地域に住宅地として開発可能な広大な「白地帯」がのこっていた。この地域に目を付けた民間不動産業者が土地の買漁りを始めており、放っておくとスプロール化するのには必ずであるから、これを防がなければならない。第二に、都市の過密化が激化して住宅需要が急迫すれば、住宅公団なり県がこの地域に住宅団地を開発する可能性が高い。しかし、辻堂、善行などの例でもわかるように、公団や県の大規模な団地造成は市の財政を極度に圧迫している。だからといって、住宅公団なり県の団地造成が国家的要請として行なわれるとき、市としては協力せざるをえない。そうなれば、財政需要の急増



は明らかである。第三は、南部地域は過密化しており、市が建設を迫られている市民病院、身体障害者の施設、老人ホーム、青少年の家、県立高校の誘致、低家賃住宅、公園墓地などの公共施設は広い土地を必要とするが、それらをつくる地域としては西部地域しかない。第四には土地が安いということである。

こうした理由から市長は西部地域の開発を構想したのであるが、県も計画に助力を約したこともあって、「開発に向かって邁進」する決意を固めた。なお、市長がこの開発を決意した動機には、北部開発・工場誘致によって農業に不安をもちはじめた農民に対する配慮があったといわれている。ところで開発方法であるが、六八万坪におよぶ広い面積であるから、全部の土地を買う資金は市にない。そこで計画は市が策定し、造成は区画整理方式で住宅公園、県公社あるいは信用できる民間業者に条件をつけてやらせる。つまり道路、小中学校、終末処理場、じん芥処理場など公共施設の一部を負担させる方法を考えたわけである。市長のことは引用すれば「少い費用で立派な都市づくりができる」ということである。

〔事業計画〕企画管理室長の説明によると事業計画の概要は次のようになる。開発面積は二二四万四〇〇〇平方呎（六八万坪）で、その内訳は田三〇万六九〇〇平方呎（九万三千坪）、畑七八万二一〇〇平方呎（二三万七千坪）、山林一一二万八六〇〇平方呎（三四万二千坪）、その他二万六四〇〇平方呎（八千坪）である。利用計画としては増加人口三万人とみて住宅地一一八万一四〇〇平方呎（三五万八千坪）で六五％を占める。幹線道路八万九一〇〇平方呎（二万七千坪）、区画街路二五万七四〇〇平方呎（七万八千坪）、公共用地として市立病院三万三〇〇〇平方呎（一〇〇万坪）、老人ホーム、青少年の家それぞれ六六〇〇平方呎（二千坪）、身体障害者施設一六〇〇〇平方呎（五〇〇坪）、小学校二校各一万九八〇〇平方呎（六千坪）、中学校一万九八〇〇平方呎

(六千坪)、その他保育園二カ所、地域センター、終末処理場、上下貯水池三カ所、バスターミナルなどを合わせると公共用地は一九万八〇〇〇平方メートル(六万坪)になる。そのほか近隣公園二カ所四万九五〇〇平方メートル(一万五千坪)、児童公園五万六〇〇〇平方メートル(一万七千坪)、公園墓地四二万九〇〇〇平方メートル(一三万坪)が予定されている。

次に費用をみると、用地買収は住宅公団、民間業者などによる資金調達とし、分譲住宅処分収入を五七億円とみている。支出計画は用地費四四億円、工費一億九三〇〇万円、事務費一億円で合計五七億円となる。公園墓地は特別会計で行なうから、残りの五五万坪のうち住宅は六五%で、三五%の減歩によって市が道路その他を建設するという区画整理方式である。さてこの膨大な事業資金をどう調達するかが問題であるが、市はそれを分譲予約事業主体から予納金として調達する。買収、造成は公社によって行ない、分譲によって収支を合わせるから他に費用は必要としない、その他の経費は一時借入でまかなうというのである。年度別資金計画をみると予納金は四三年度一四億二六〇五万円、四四年度八億九四五万円、四五年度一四八〇万円、四六年度一一八〇万円と見込んでいる。市としては用地取得を四三年度中に終わりたいとしているが、支出計画をみると用地費は四二年度三三億円、四三年度一一億円、調査費四二年度二千万円となっている。

最後に特別会計で実施する公園墓地をみると、収入計画は永代使用料として一五億七七八七三万七千円、支出計画として用地費九億一千万円、工事費二億九八七三万七千円を計上している。

以上が西部開発計画の概要であるが、市はこれを四二年度から四六年度に至る五年間の事業として実施す

る予定である。市がこの事業によってうける利益は、区画街路、上下水道、道路舗装、用地取得などで三〇億に達するという。しかし、これだけの計画を短期間に市の事業として行なうためには困難が予想されるので、市は現行の土地公社、藤沢公共土地公社を全面的に活用する方針である。その場合、公社制度は議会の制約を受けないことになっているが、市としては事業計画を議会に提案し、議会にも特別委員会の設置を要請して、議会が積極的にこの事業の完成に協力するよう訴えている。

**議員全員協議会** 西部開発計画を説明された多くの議員は、率直にいつてかなり驚いたようである。これほど大きな計画が企画管理室で準備され、突如として議員の前に明らかにされた驚きであろう。それはまったく「雲をつかむような」計画だと感じ、その実現を危ぶむ議員は決して少なくなかったようである。そこには、市の行政なかんずく企画管理室の能力がここまで高くなり、議会のコントロールが及ばなくなるのではないか、という不安が底流としてあったのではないかと思う。行政と議会との機能のアンバランスについては前にふれたが、西部開発計画策定をめぐって、企画管理室のリーダーシップを改めて感じたのである。

さて、質問に立った議員の疑問はおよそ次のように要約されよう。藤沢市は農業構造改善事業の仮指定を受けているのに、この計画を農業委員会が知らないという手続上の不満（加藤庄太郎議員）、増加人口三万人であれば交通対策が問題である（松山議員）、民間デベロッパーを導入する開発方式で市が十分コントロールができるかどうか、結局は開発業者に奉仕することにならないか、土地を売った農民が損をするのではないか（松山、大和田、葉山峻の各議員）、五ヶ年という短期間にはたして完成するかどうか（大和田議員）、遅れている市街地の区画整理を先にすべきではないか（関野議員）、用地費四四億円を坪当たりすると八千円にな

るがこれで土地買収ができるか（葉山峻議員）、総合開発審議会にかけるべきだ（松山、葉山峻の各議員）などである。これらの質問に対し、市長以下理事者は計画の緊急性を強調し、事業遂行の決意を示したが、各議員の十分な了解をうることはできなかったようである。全員協議会の終わりがち斎藤議員は発言を求めて次のように述べた。

「いままでいろいろ討議されているが、議会としてもこの問題が成功するかどうか、内容の点についてもこれから十分討議してやっていかなければいけないと思う。先ほど特別委員会をつくらうかどうかということに対して、市長は、特別委員会もけっこうだけれども、市長の権限を侵さないようにやってくれというふうに言われたが、いろいろ問題点があるので議会としては特別委員会をつくらう、十分討議してみたいと私は考えている。もし特別委員会を開いては間に合わないというなら市長の権限でおやりになるのもけっこうですが、議会の立場としては、これを了承するには、特別委員会をつくらう十分討議するということを提案申し上げたいと思う」。

三時三〇分から九時までの長時間にわたった議員全員協議会は、斎藤議員の提案を認め、西部開発計画を調査検討するための特別委員会を設置することを決定し、一月二三日の臨時会の議を経て発足した。

西部開発特別委員会 西部開発特別委員会（富田委員長他一二名）は開発地区及び千葉県坂月ニュータウンを視察したのち、二月二七日に市側と討議を行なった。まずはじめに、坂月ニュータウンと西部開発との方法のちがいを検討した後、低所得者向住宅の問題から討議に入った。

松山委員 構想としては、原則的に変わらないということであるが、坂月の場合は市営、県営住宅地を確保している、

本市の場合は弾力的に考えるということであり、この用地はとらないということなのか。

**熊山臨時開発事務局長** 当初は入れて考えていたが、三万坪に対する対価は数億円になり、これを一〇年間も放置して一般財源でまかなうには無理で、市営住宅は他の地区に集約して団地を考えている。市営住宅は、短期事業には支障になり、独立採算のたてまえから切替えたということである。

**佐藤委員** 低価な土地を宅地化して、低所得者に与えるということであるが、大きな業者に土地を渡すと儲けようとして高級住宅地にし、庶民に関係のないものになってしまう。庶民のために安い土地を提供する方法はあると思う。市で融資を受けてやればよい。この点十分に考えないと高級住宅地になり、庶民に縁の遠いものになる。やり方によって相当の問題がでてくると思う。

**伊沢委員** 弾力的に運用するということは、要求によっては勤労者住宅等（一万坪とか）に土地を提供するということを意味するのか。

**熊山臨時開発事務局長** 相当のスペースを確保したい。いままで、三対七の割合で考えていたが、四対六に考えを変えて、このアップした分を勤労者住宅等のものにまわしたい。ご意見を体して将来前向きでいきたいと考えている。

**大和田委員** 弾力的に運用するということがあるが、これが一番曲者で、我々が納得いくようなものを示してもらいたい。この割合について四対六という説明があったが、少くとも五分五分、もしくは逆な割合でやるように考えるわけである。例えば六〇％～七〇％を民間に渡すことになる、坪一万円の利益としても何億円という儲けになる。したがって市が一般財源を使わなくても、市の多くの職員を配してやるわけで、大資本の儲けの手だすけをしてやることになると思う。

**金子市長** 未指定地区に対して、土地が安いということ、多くの不動産屋が買取にかかっており、仮登記までいっている状態である。……未指定地区といえども県として不動産業者にやらせることもあり、そうなったときは儲けら

れて、あとを市がしりぬぐいすることになる。……買収した土地の面積によってどの程度用地がとれるかわからない。万一買収面積が減った場合は他に、低家賃住宅（毎年五〇戸）を作ってやる必要があると思う。以上の点をもとにして判断を願いたい。

**関野委員** ……この土地の開発について民間を入れることは民間の資本を利用することがねらいと思う。工業団地のように市の直轄でやれないのか。政府でも住宅政策を打ち出しており勤労者住宅協会に対してもかなり出資しているわけである。厚生資金等を還元融資として国が出していると思う。この点努力されていないと思う。この点どうか。

**熊山臨時開発事務局長** この事業は独立採算性を建前としている。この用地買収は市の職員でなくてはだめで、現在六人であるが、一四人程度に増やしてもらいたい。人件費はこの会計の中から出す。設計等は民間にすべて委託することになる。

遠藤、石川南部、大庭北の谷等に農地を残す必要がある整備をしたい。この事業に関連して、この周辺の整備を図りたい。

何故に市の直轄でやらないのか、ということであるが、この地帯は白地帯であり、起債、補助等はとれず日時もかかる。事業決定もされていない土地であり、市はこういう形式をとってやる以外方法はない。大阪等で企業会計でやっているがうまくいかないわけで、市は民間を利用するという方法でやりたいと考えている。

**大和田委員** 市長は、これを終生の事業としてやっていくという話があったが、藤沢市でもっとも大きな事業であり、後世の市民から批判されることのないようなものにしてもらいたい。この事業は迅速にやらないとできない。職員は現在六人ということであるが、もっと大胆に人員を増やして、現地に事務所を置いてやらないとできないと思う。……公共施設用地をもっと大胆にとっておくべきではないか。

**佐藤助役** この事業は大事業であり、開発事務局の仕事だけでなく、市をあげての仕事である。この仕事は急速に進

めていく覚悟である。職員ももっと増やす計画で、また公共用地については、用地買収の状況に応じ、もっと多くとっていくように考えている。

**加藤庄太郎委員** この計画について、基本的には賛成している。しかし買収ができるかという問題があるわけで、この地区は白地帯で、売りたいという人も、整地してもらいたいという人も、また売りたいくないという人もいるわけで、この計画にもなつて現在営農している人達が、いざ土地をとられる段階になると土地に愛着を感じるわけである。この買収にあたっては、換地の計画と営農の指導（計画）をあわせて考えていくべきではないか。この点を考慮すれば買収もうまくいくと考えるが、この点どうか。

**熊山臨時開発事務局長** 地元の地主の協力を得るには、お説の点に重点を置かなければならないが、残す土地を四割にした方がよいか、五割にした方がよいか等検討しているわけで、理解を得るには、万全を期してやっていきたい。地元としてもこの事業を望んでおり、御意見の点は十分検討したい（遠藤地区からは既に三六年一二月、開発の請願がでており、議会もそれを採択している―引用者）。

**関野委員** 市のこの事業を直轄できない理由がはっきりしないが、民間を利用しないで政府資金を引き出してやった方がよいと考えて、何か方法がないかということである。人員に関しては、この事業は短期間でやるわけで、ここに多くの職員をもってきた場合には、終了後困ると思う。他の部課に充足できるのか。

**熊山臨時開発事務局長** 公共土地公社は損失補償が必要で、事業費は一〇〇億をこえるわけで、自からも借入れて早急にやる。少しづつやっていったのでは、話しにならないわけである。公社といえども裏付けがないと金を貸してもらえない。再投資をしないようなものにした。全部が高級住宅でなくなるべく早く早く住宅地化したい。千葉の場合は、年二〇％の建築率であり、本市の場合はそういうことのないようにしたい。短期にやるには、これ以外の方法は無い。市で数十人の臨時職員が雇われており、西部開発事業に用地買収の経験のある職員を回してもらって、この代替

として臨時職員を雇ってもらうことになる……。

**関野委員** 五七億円の事業費で、公共用地を確保し住宅地と区別することになるが、この事業は五七億円でできるのか。

**熊山臨時開発事務局長** 三五万坪の中で三五％の減歩をし、これに要した費用を残った住宅地にかけるわけである。この事業費の五七億円は、内輪に見ているので了承願いたい。地形土量計算、上水道の布設等についてもわかっていないので了承願いたい。

**伊沢委員** 道路、下水道その他の市の一般公共事業の負担は若干、市が負担することがあるかも知れないが、この工事費等はすべてこの事業の中で負担してやるのか。

**熊山臨時開発事務局長** 将来、藤沢市にくる住民に転化することになる。公共下水道の認可もなく、都市計画にも入っておらず、補助もなくこの事業でいっさい負担することになる。

こうした討議の後、特別委員会は、次のような意見を付して西部開発計画を了承した。「この事業は藤沢市始まって以来の大事業であり、この成否は藤沢市民の注視するところであるので、市当局は総力をあげて、事業完遂のため取組む必要がある。また土地の配分については、民間との比率を五分五分にするよう検討し、市民に低廉な価格で住宅地を分譲する必要がある。その他、保育園、幼稚園等の公共施設のスペースを十分確保する必要がある」(以上『西部開発特別委員会会議録』昭42・2・27)



## 第二節 行政組織の合理化

### 一 電子計算組織の導入

行政事務の機械化 都市化の進行、行政需要の増大、行政の計画化などから行政組織の再編成にいたる過程についてはすでにふれた。ここでは行政事務の合理化の一環として登場してきた電子計算組織の導入について、行政側の意図と議会の対応についてみてみよう。

当市における事務機械の歴史を「行政事務と電子計算組織」(『研修読本』第二四号、昭41・3)によってみると次のようになる。事務機械化の歴史は中小都市としてはかなりふるといえよう。機械化が始まったのは三三年三月パロース会計機F501型一台と宛名印刷機一台を購入したときからであって、それは市県民税の賦課計算、給与計算、固定資産税賦課計算などを行なった。次いで三五年八月に、事務量の増加ならびに国民健康保険の賦課計算、農業共済組合掛金計算を機械化するためパロース会計機F506型一台、折たみ封かん機一台を増設するとともに、浄書計算事務の集中処理システムをつくり浄書計算室を設置した。こうして事務の能率化が進められたが、さらに事務を合理化するため、三六年六月事務改善委員会が設けられたのである。

市が電子計算組織の研究に着手した直接の動機は、三七年から市県民税の新賦課方式が採用され、事務処

理が著しく複雑化し事務量も増加したことにある。そこで、基本的に事務処理方式を再検討することになり、事務改善委員会のなかに事務総合機械化専門部会を設けた。事務総合機械化専門部会は、行政事務の合理化、高度化のために電子計算組織の導入が必要であるとの結論に達し、その具体的研究に入った。まず導入以前の問題として組織の職能的分化、事務手続きの標準化、管理技術の修得などを解決するため、すでに開発されていた超小型電子計算機（NEAC-1201）一台をレンタル方式で導入することを決定し、三八年度予算に四カ月の借料として二二万円を計上した。もっともこれは借料ではなく、据付料の経費であった。三八九年九月二〇日の総務企画常任委員会で、三八年度歳入歳出追加更正予算案の審査が行なわれた際次のような説明がなされた。

葉山委員 電子計算機借料二二万円を減して、電子計算機据付委託料を追加しているが、何故に更正したのか……。

長谷川会計課長 電子計算機据付委託料二二万円であるが、電子計算機を四ヶ月借用するということで当初予算に計上したが、これは据付料の経費であるということがわかったわけで、借料を委託料に更正したわけである。調査不十分であった。

超小型電子計算機は一二月に設置され、業務の開発と専門部会における研究が積上げられていった。次いで、さらに増大する事務量とバロース会計機の機能低下に対処するため、先に導入したものとほぼ同型の電子計算機NEAC1201Aの一台増設を決定し、一二月の補正予算に据付料二二万円、借料二八万一千円を計上した。しかしこの段階の機械化は、計算事務を中心とした単位事務の機械化に終始しており、機械化の抜本的改革の必要性が強くなった。ところが三九年四月にいたって行政組織が再編拡大され、企画管理室

に事務管理係が設置されて、行政管理改善の研究、実施を推進することになったのを機会に、事務総合機械化専門部会は改組され、電子計算組織専門部会となった。それは業務課の係長・係員で構成され、管理技術の修得、導入都市の調査、適用業務の検討、適用業務の業務分析、事務量測定、導入機種種の検討などを行った。六月には事務改善委員会に執行管理専門部会及び窓口事務専門部会が設置されている。一方企画管理室では管理職の調査・研究、適用業務システム、事務量、機械化時期、メーカーの計画書の補正事項調査などを重ね、その結果四一年度業務より電子計算組織を導入することが適当であると市長に報告した。そうして四〇年五月一日には導入機種が内定している。

こうした市側の意向が正式に議会側に伝えられたのは、三九年九月職員定数条例の一部改正を議会に提案したときであった。九月一五日開かれた総務企画常任委員会は藤沢市職員定数条例の一部改正案を審査したが、そこで市側に電子計算機導入の構想のあることが明らかにされた。

古谷委員 職員定数条例の改正に関連して人員の確保について職員課で努力していると思うが、事務効率を上げる観点からすれば機械化も考えなければまずいがこの点いかに考えるか。

茂木企画管理室長 事務効率に関する研究部会を作って各課の実務担当者を構成員に入れて研究している。

加藤企画管理室主幹 行政が非常に多くなると事務が非常に多くなり現在行政事務をいかに節約するかということで各市でも研究を進めているが、当市では昭和三〇年頃からいろいろ改善・研究はしているが、文書が一番大きな事務量を占めており、文書の改善、これにともなう帳簿の関係、条例、文書の横書きの改善等を行なっている。機械化という問題であるが、現在いろいろな機械も入っている。人口がふえ、事務量が増えてくると将来もっと大きな電子計算組織を導入しなければならない問題もある。電子計算機をいかに利用したら能率的か、現在一三名で電子計算機の

区分 年度	電子計算組織を導入 しない場合		電子計算組織を導 入した場合	
	職員数	職員1人当 口	職員数	職員1人当 口
35	685	177	—	—
36	876	145	—	—
37	1,079	123	—	—
38	1,159	125	—	—
39	1,269	124	—	—
40	1,332	124	1,332	124
41	1,423	123	1,398	124
42	1,515	122	1,485	124
43	1,611	121	1,571	124
44	1,710	120	1,650	124

(新都市計画 P. 214)

受け入れ体勢について専門に研究している。今年度中には中間的ではあるが、結論を出すという目標のもとに研究を進めている。この外に五つの事務改善のための専門部会を設置して一・二年の目標を定めて研究している。

電子計算組織の導入 ところで、市は四〇年を初年度とする新都市計画を策定したが、そのなかで行政事務の抜本的改革をはかるため電子計算組織を導入することとし、その基本的理由を次のように説明している。

本市の行政は本庁を中心に六会、片瀬、辻堂、長後、御所見及び遠藤の六支所によって運営されているが、最近における人口の急増とともに都市化の進展によって行政需要は益々増大し、複雑化しつつある。これに対し本市では昭和三〇年以来事務の機械化および窓口事務の一部統合等事務の合理化と市民サービスの向上に努めて来たのであるが、上記の表に示すとおり職員数は年々増加し更に今後

も抜本的対策を講じない限り累増し、人件費のみの増高を招いて直接市民の福祉に直結する事業に大きな圧迫を加える結果が予想される。

したがって本庁機能とともに支所機能についても運営の実態を究明し、総合的な執行体制を確立して行政の効率的運営によって市民福祉の増進を図る必要がある。

新都市計画は行政についての施策目標を、①広報広聴活動の強化 ②電子計算組織の導入 ③窓口事務の改善 ④庁舎の整備 ⑤支所業務の改善と地域センターの建設 ⑥印刷事務の合理化 ⑦職員研修の強化 ⑧職員寮の建設 ⑨職員会館の建設 をあげている。電子計算組織は「増大する事務量と多様化する行政事務を迅速正確に処理するとともに適確な行政管理をすすめるため」導入すると説明しているが、それと関連して市民の便宜を図るため窓口事務を一元化し「支所と本庁機能の改善を図り、支所管轄区域の開発状況と庁舎の老朽度に応じ支所業務、公民館、青少年会館等の機能をもつ」総合的地域センターを建設するといっている。その他電子計算組織の導入と直接関連するのは印刷事務の合理化であろう。このように行政組織が複雑化し事務が専門化されてくると、それに従事する職員の能力を高めなければならないから職員研修の強化が課題になる。

市は企画管理室及び事務改善委員会の結論に基づき、各社の機械化計画書を検討した結果、四月三〇日市の業務計画にもっとも適合する機種としてNEAC2200モデル200をレンタル方式で採用することを決定した。次いで四〇年度分の経費二五三七万余円を一般会計補正予算に計上し、六月議会に提案した。その付属文書によると電子計算組織導入にともなう年度別経費は、四三年度まででは一億円に達することになっている。総務企画常任委員会の四〇年度藤沢市一般会計補正予算案の審査は、七月六日と九日に行なわれたが、七月八日には委員会が東京都大田区、渋谷区及び日本電気計算センターを視察している。六日の委員会では、まず電子計算組織を導入している他市の実状、とくに導入による経費の節約、人員の節減の効果などに質疑が集中し、次いで機種選定の経緯、二〇万都市ではじめて導入する緊急性などについて論議がか

わされた。以下その質疑応答を抜書きしてみよう。

葉山委員長 藤沢市の場合、一二〇〇〇〜一三〇〇〇万円は節約するという差引勘定をしているが、他市の状況はどうか。

人口二〇万都市の類似都市でやっていないが、そこに何等かの原因があるのではないか。

秦野事務管理係長 本市の場合はレンタル方式でいくわけであるが、西ノ宮市が買い取りで七〇〇〇万円、昭和三七年に購入したが、職員二〇人を減らせば採算がとれるということで、年に二〇人を減らせるから五年間で償却でき。豊中市も買い取りで七〇〇〇万円、職員の節減は、増員を押えたという形でやっている。三ヶ年間位、職員を増やしていないので、これが節約したという結果になっている。尼ヶ崎市は一億三〇〇〇万円で買いとり、電子計算機を入れて人件費を減らすというような消極的な考え方ではだめで、仕事を早くやって、市民サービスに務めることが目的であるということもいっている。東京渋谷区は七〇〇〇万円で買いとっており、効果は考えていないということである。……当面として採算を無視して機械を導入するわけにはいかない。

人口二〇万以下の市ではまだ早いということであると思うが、今まで導入している機械は、開発段階で高価であったが、最近は安くなってきている。他市が入れた時には高かったが、現在年一千万円のレンタルで入ってきている。2200システムは、従来の小型の機械の値で入ることであり、昭和四一年の推計人口は一八万人になるということでもあり、また、今まで入っている段階の能力ではなく、新たに技術革新があったということである。

山口委員 人の問題であるが、技術者を入れず市の職員でやるということであるが、これのできるのか。

古谷委員 この問題と現行定員制とどのように考えているか。

秦野事務管理係長 藤沢市の職員の能力をもってしても支障があるということで、超小型を入れてある程度職員の訓練をやってきたが、中型の場合は職員を訓練しなければならない。

本市の電子計算機のシステムをやる職員が未熟の場合にはこまるわけで、日電の技術者五名が、本市の職員で仕事が軌道にのるまで援助してもらおうという確約をとっている……。

人は配置替によってあてはめるわけであるが、不足した場合には条例定数に限度があるので、臨時職員でやって十分検討して充用するようにしたい。

伊沢委員 今の定員は何人で、これを導入してどのくらいになるのか。

秦野事務管理係長 各課ごとに事務量を推計したが、定数一三二四名、この中で本年四月一日に定数を六一人増員する時に税務の方から一〇人の要請があったが、電子計算機が入るといふことで押えたわけである。来年は一三九八名程度でおさまると思う。職員数の増は、昭和三九年～昭和四〇年の伸びの一三二名の半分の七四～七五名の線で押えたい。昭和四五年は一七三〇名程度の職員でやってもらいたい。職員一人当り市民一二七名、昭和四五年四月には一人当り一三六人になると思う……。

〔『総務企画常任委員会会議録』 昭40・7・6〕

委員会は七月八日に大田区、渋谷区等を視察した結果にもとづいて、七月九日再び質疑を行なった。

伊沢委員 同行した理事者も同じような印象であったか聞きたい。将来、人員増加を抑制する効果があるとして、そういう効果をあげるために一億円余の金を一般市税から出すわけであるが緊急に必要と思っているのか。

佐藤助役 将来の人口増により、人を抑制することによって、他の行政部門にあてられるという考えでやるものである。

伊沢委員 大田区、渋谷区が導入してから三年目である程度働くようになったときいている。昭和四〇、四一、四二、四三年の件費は一億円に達しないと思う。緊急の仕事かどうかきいたわけで、将来必要といふことは十分承知している。緊急なものをさしおいて設置する考えかどうか。二〇万以下の市では未設置であり、三年さきの効果を期

待しているが、緊急にやるといふ説明をききたい。

**佐藤助役** 本年導入してすぐ効果が出てくるということであれば説明しやすいし、また了解も得やすいと思うが、緊急度となると各部門の要求が多く、効果が先きに出るものが緊急性があるかわからない。これは説明しにくい機械の導入であり行政全般を見て、機械化により人件費を抑制したい。

**古谷委員** 現人員の中で人員整理を行なうのか。

窓口事務の合理化であれば一本化されると思うが、そういう形はどうなっているのか。

**葉山委員長** 人員整理の問題については、大田区役所では最初そういう心配があったようで、組合は納得してくれたということで、話しあいに入れることになった。税務事務をみても、電子計算機の方にいくので税務の事務が楽になったということがいえる。今まで手をつけられなかった方面に向けられるようになったということである。電子計算機を入れたといっても、これを動かすのは人間であり、プランナーである。仕事のやりかたによって差が生じ、熟練するのに一年はかかるということである。両区については、将来計画として住民票の管理、力学計算を最終目的としている。

（『総務企画常任委員会会議録』 昭40・7・9）

総務企画常任委員会の電子計算組織に対する考え方は渋谷区、大田区、日本電気計算センターの視察によってかなり変わったようである。そうした意味では、委員会の視察をすすめた理事者側の目算は効果をあげたといえるだろう。委員会としては原案を可決したのであるが、四年間で一億円に及ぶ電子計算組織の導入について、議会が知らされていなかったことへの不満、及び他の緊急を要する事業に優先させることへの疑問は残った。葉山委員長は議会に対する報告のなかで次のように述べて委員会の意向を表明した。「……電子



計算機の導入は四ヶ年で一億円以上に及びます。今回は二千数百万円ですが四年間で一億以上に及ぶものであり、これはすべて一般財源をもって実施するわけで、本市にとってはその影響するところは重大なものであるにもかかわらず、議会にはその計画についていままでもほとんど知らされず、市のみにおいて計画し、予算化したことは、理事者独走の感を与えはなはだ遺憾である。さらにこの導入については、現在本市として他に緊急に実施すべき事業等が山積しているにもかかわらず、財源の関係で見送られている問題もあり、それらをさておき、今回一般財源をもって一億円に及ぶ電子計算機を導入することが果してそれらの事業に優先実施すべきかは論議の対象となるとあり、必ずしも市理事者の考え方が正しいという見方はとれない面があると思われる。しかしながら本市の発展の要素からみて……」。

電子計算組織の問題点　ところで、こうした討議をみて第一に気のつくことは、すでに行政組織の再編のところでは指摘したように、行政に対する議会側のチェックおよびコントロールが難かしくなっているという点である。行政側での導入過程をみるとわかるように、電子計算組織の導入は行政機能の増大―行政組織の拡大再編成―行政事務の合理化というコースのなかではとうぜんの帰結であったといえよう。それはすでに二台目の超小型電子計算機を導入した頃から明らかになっており、不十分ではあるが議会においても説明されてきたのである。しかしながら、市側の行政事務の機械化に対する認識と議会側とははなはだしくずれていた。わが国の工業化過程において、地方公共団体が著しく事業体化した今日では、行政のなかに民間企業の経営システムが導入されるのはとうぜんであろう。今日の地方行政は議会が考えるよりもはるかにこうした方向をたどっているのであり、政府や県の指導方針もそこにあるといえる。もちろん行政は住民の

福祉を目的にするから、企業とは本質的に異なることはいうまでもない。したがって行政の合理化・機械化の目的がどこにあるか、いかえれば機械を駆使する職員の考え方や能力が問題になるはずである。

総務企画常任委員会の討議をみて第二に気のついた点はその問題である。つまり、電子計算組織が導入され、それを軸にして行政が変わっていくとき、行政が目指すものは何かの論議がなかったことである。市は導入後の将来計画として計算業務だけでなく「管理技術等の充実、適用を図りつつ第二段階として、計画判断業務の類型に入る予算、長期計画、組織管理に適用し、これらのうえにたつて総合的な行政効果の測定にも適用してまいります。なお、市行政の中で、住民管理体制の確立は、最低にして最も困難なことであります。住民台帳を基本として住民把握の体制を整備し、一連の住民管理システムも開発して電子計算組織の効率的活用を図りたいと考えて」いるのである（『藤沢市における行政管理と電子計算組織』企画管理室）。いうまでもなくこうした計画を実現するためには時間がかかるし、もっと大型の機械が必要になるはずである。また電子計算組織を導入した多くの都市では、計算業務が機械の容量を上回り、それ以上の利用まで余裕がないことは事実である。しかしながら、たとえば東京都中野区のように、住民管理業務がかなり進み、方向として行政がまさに住民を「管理」する危険性もないではない。電子計算組織はこうした方向で予算、長期計画、組織管理に適用される可能性がある。それはみずから自治を否定することになりかねない「諸刃の剣」である。

## 二 昭和四十二年四月市議会議員選挙

昭和三五年頃より顕在化してきた藤沢市における都市化と多党化の現象は、四二年になるとより顕著となった。

この四二年には、衆議院選、参議院選、県議選、市議選と四種の選挙が行なわれたが、ナショナル・レベル、県レベルの前者三種の選挙の中に、藤沢市民の政治意識の傾向をまずみることとしよう。

革新の上昇 まず、四二年一月の衆院選においては、表1（第六章第三節四の表を参照、以下同じ）で明らかに藤沢市内での得票率は自民党の三八%、社会党の二九%、民社党の一七%、この回より衆院選に進出した公明党が一二%、さらに共産党が五%と、明らかに多党化現象を示している。民社党を除いて、各政党とも三八年の衆院選よりも得票率の増大を示しているが（公明党の比較は表6の市議選での得票率との比較が、この党の体質から可能であろう）、なかでも注目に値するのは社会党と公明党の進出である。このことは、表2から自民党が三区全体で四七%の得票を示しつつも、市内で九%低い三八%にとどまったのに対し、社会党が市内での得票率が三区全体での得票率を五%上まわったことから知ることができる。

一方、公明党は三区全体での得票率が一一%であるのに対し、市内では一二%のそれを示した。共産党も前回（三八年）の得票を二倍強にまで増大させ、五%の得票率を示して上昇している。

民社党も得票率においては、前回は五%下回ったものの、得票数では前回より三千票余増大し、三区全体での得票率よりも高率のそれを挙げ、前回に失った議席を回復している。

さらに、こうした傾向は四二年二月の参院補欠選でも現われ、自民対社会の得票率の差は、四六%対四五%と僅かに一%にすぎず、共産党も前回に比較して得票率の増大を示している。

こうして、表1・表2から、三八年当時の都市化現象が、この時点に至ってより鮮明となってきたことが知れよう。

即ち、すでに述べたように高級住宅地、保養地としての、かつての藤沢は昭和三〇年代後半の日本経済の高度成長下で、いすゞ自動車、松下電器、武田薬品等々の大企業が進出し、さらに京浜地方への一時間以内の通勤圏として、急速に都市化されていったのである。このことは人口面からみると、終戦時の六万が昭和三〇年の一〇万、三五年には一二万、四〇年には一七万と、三〇年代以降急速に増加していったことから判断であろう。

かくて、新住市民の増大と大企業の進出による都市構造の変化は、明確に藤沢市の政治状況に反映するごととなった。

社会党の上昇はこれら新住市民の大半が学歴の比較的高い、京浜地方へ通勤するサラリーマン層であることを示しているし、また、公明党、共産党の上昇は民間企業の進出とともに、所得格差の増大がもたらされ藤沢市における低所得者層が増加したことを示しているであろう。

では、かかる藤沢市における全国レベルでの選挙に示された市民の政治意識は、四二年の第六回市議会選挙において、いかに反映したであろうか。

表5・表6より藤沢市議会は、三八年時点までは、かなり保守的色彩が濃かったといえよう。しかし、三

八年市議選の中にもた市議会への、都市化、多党化現象の反映傾向は、前述した四二年の衆院・参院選での政治意識の変化と相まって、四二年の市議選で明確な姿をとって現われてきた。

まず表6で明らかのように、保守の得票率は前回の六六％から五四％へと減少し、昭和三〇年以来、一貫して低下傾向にある。これに対して、革新は前回の二四％から三四％へと増加し、三〇年から三八年までの緩やかな上昇傾向を一举に打破している。また、公明、共産ともに僅かではあるが上昇を示し、「革新議員団」に公明、共産を加えるなら、保守対革新の得票率は接近してきていることがしれよう。

さらに、この傾向を表5より得票についてみるならば、保守は昭和三〇年と比較して、投票総数が約一・七倍になっているにもかかわらず、得票数では六千票余の増加しか示しておらず、とりわけ三四年以降はまったくの停滞を示している。これに対して革新は、三〇年のおおよそ三倍の得票を獲得しており、前回と比較しても、約一万二千票余の増大を示している。

このことは、我々がすでにみてきたように、四二年時点になって、三五年以降のナショナル・レベルでの選挙に示された藤沢市民の意識が、市会レベルにも反映されるようになったと見ることができよう。このことはまた三〇年代に流入した多数の新住市民が、生活を定着させ自治体行政への関心を強めていったことを反映しているであろう。

このような市民の政治意識を背景にして展開された今回の市議選においては、定員四〇名に対して立候補者六〇名であった。そして当選時の党籍によって分類すると、新議会の勢力分布は自民党一名、社会党四名、民社党二名、共産党二名、公明党四名、保守系無所属二四名、革新系無所属三名であり、会派届出後、

保守二四名、革新一〇名、公明四名、共産二名となっている。

今回の選挙では、定員増によって拡がった四議席を、保守、革新、共産、公明の四派が、それぞれ一議席ずつ分け合った。

こうしたことを踏まえたうえで今回の選挙の特徴はまず、得票率で減少し、得票総数でもほぼ変化のない保守が、議席では一名増加したことであろう。

このことは、今回の当選者の最高得票が二五四五票、最低一三〇六票という比較的広い得票分布下で、保守系議員が地割等の技術的問題に巧みさを発揮したといえよう。

一方、革新は前回に比較して一〇%の得票率の増加と、一万二千票の得票数の増加を示したにもかかわらず、定員増による一議席の増加に留まった。このことは、今回の選挙で革新系無所属候補二名が一位、二位を占め、彼らの得票が革新の得票の一八%を占めている、という事実から知れるように、今回の革新票が組織票よりはむしろ、若さ等の個人の人気票に依拠していると言えよう。

次に、先の衆院選・参院選で示された藤沢市の多党化現象は、市議会へも確実に反映し、共産党の議席の倍増、公明党の得票における二五〇〇票の増加、議席での一議席増となって現われてきた。そして、かかる二派はその組織力を巧みに配分し、立候補者全員の当選を得ている。さらに、共産党は四二年より「革新議員団」に加わらず、市会で始めて独自に共産党議員団を形成した。

次に今回の当選者の年齢、職業構成をみることにしよう。

まず、年齢構成であるが、今回の最年少者は番場定孝で二六歳、最高齢者は富田泰の七〇歳である。これ

を当選者全体で見ると二〇歳代一名、三〇歳代三名、四〇歳代一二名、五〇歳代一五名、六〇歳代八名、七〇歳代一名の分布となっている。これを前回と比較すると、前回五〇歳代以上が半数以上を占めたのに対し、今回も五〇歳代以上が二四名と半数以上を占めるが、四〇歳代の議員が増加することで、いくらか若返りの傾向を示しているとも言える。

**市議會議員の性格** これを党派別にみると保守では二〇歳代一名、三〇歳代一名、四〇歳代五名、五〇歳代一〇名、六〇歳代六名、七〇歳代一名となり、二〇歳代の新人を別とすれば、やはり前回の傾向からの変化はなく、大半が五〇歳代以上である。一方、革新は三〇歳代二名、四〇歳代三名、五〇歳代三名、六〇歳代二名で、前回よりいくらか高齢化していることが判る。なかでも社会党議員四名が全員五〇歳代、六〇歳代であることが特徴的である。したがって、前回革新系議員の方が保守よりも年齢構成で若いことを示していたが、今回はそのような傾向をみることができない。さらに、公明党は四〇歳代二名、五〇歳代二名であり、また、共産党は四〇歳代二名の構成となっている。

職業構成についてみると、やはり前回と大差なく、保守は会社役員、商店経営者、農業と、地元有力者、名望家層を出身基盤とする地縁・血縁の保守的体質を、そのまま反映している。一方の革新系議員では、会社員、団体職員が多数を占め、前回同様の結果となっている。さらに、共産党二名は共産党系団体職員及び屋根工事業者であり、公明党も会社社員、団体役員で、おのおの選出母体の組織票と密着していることをみることができよう。

こうして四二年四月の選挙においては、三五年以降の企業進出、新住市民の増加といった状況を背景とす

るナショナル・レベルでの選挙での傾向を反映して、得票率では都市型の構図を形成してきた。しかし、議席による現実的勢力分布では、急激な変化をみることができない。

このことは、新住市民の票が全体として、革新票であるものの、浮動的性格が強く、革新系候補のもつパーソナリティーに左右されやすいことを示しているであろう。逆に言うなら、革新票は公明、共産の票を除けば、決して組織された票ではないのである。

一方、これに対して地元有力者層を中心とした保守票は、増加こそ示さないが固定票を握っており、この巧みな配分によって議席を維持してきている、と言えよう。したがって、新住市民の流入を中心とした動的な社会構成を示す藤沢市の場合、より一層の都市化が進んで、この保守対革新のバランスが崩れたとき、保守は議席で減少を示すことであろう。

**市長選挙** このような藤沢市での政治意識の推移と革新票の性格は、市議選よりはむしろ、市長選においてより鮮明に現われてくる。

即ち、四三年二月の市長選では、現職の保守系無所属・金子小一郎に対し、二五歳で市議に当選した経歴をもつ三四歳（当時）の葉山 峻が革新系無所属として立候補した。金子と葉山の票差は僅かに一五二五票であり、これに、共産党候補の票二六二七票を加えれば、革新票が保守を上回っている。

このことはすでにみたように、昭和三〇年代からの藤沢市の都市化現象を明らかに反映している。即ち、藤沢市に定着し自治体行政、生活環境の悪化等への関心を深めた新住市民が、ナショナル・レベルでの選挙に示した傾向を、葉山の持つパーソナリティーにも影響されて、市長選で示したものである。



かくて、この市長選の結果は、三〇年代後半以降の藤沢市民の政治意識における諸傾向と、推移とを象徴した事例であると言えよう。

### 第三節 都市開発と住民運動

#### 一 サイエンスランド反対運動

サイエンスランドの疑問 辻堂旧海軍演習場跡地がアメリカ軍によって全面的に返還され、日本住宅公団、相模工業学園、神奈川県、藤沢市などに払い下げが行なわれたのは三四年五月であった。県は当初計画した三二万坪の公園構想が実現せず、県への配分は六万坪にとどまった。県は六万坪を都市公園にすることと決定し国の許可もとった。ところが三九年になって県はこの計画を突如取りやめ、民間企業サイエンスランドをつくらせるということが報道され、県議会でも問題となった（以上については第六章第二節「辻堂演習跡地払下問題」でふれた）。

当時の県の意向としては、都市公園をまったく白紙に返すのではなく、公共性をもたせたサイエンスランドをつくらせる、企画委員会（県・業者・藤沢市長・市会議長などを含む）をつくり規制させる、ということであった。しかし、県の公園計画の放棄は地元に必要な反響を呼び起こしたのである。三九年一月一日には相模工業学園から市議会に対し次のような請願書が提出された。

藤沢市議会議長

山口 倉吉 殿

辻堂射的場跡地処分に関するサイエンスランド建設反対請願について

本学園は現下の工業技術者養成を焦眉の急務と考え昭和三六年四月より相模工業高等学校を建設し、さらに昭和三八年四月より相模工業大学を建設し、現在に至っております。然るに辻堂射的場跡地の処理に関しては、県配当分六万坪については公園計画のもとに国有財産関東地方審議会において処理が決定され、われわれもその諒解のもとに学園建設計画を進めてまいりました。然るに仄聞するところによると県は自らの手による公園計画を抛棄し、特定業者によるサイエンスランドなる施設の建設を考えているようでありますがこれに隣接する本学園の被害は甚大となるべく、今日県が江の島西浜海岸に特定業者に建設せしめた遊興地帯（いわゆるマイマミビーチ）が現出し騒音の被害は附近住民にとって相当なものとなっております。学園は静かなる教育環境を選んで建設すべきものであり、県ならびに文部省の認可等の場合においても環境について嚴重な考慮が払われ、先に遊興地帯がある場合には学校の設置は認められないのであります。本件の場合においては既に学園が先に存在している地域に遊興地帯を設置することとなり文部省並びに県の教育施設設置の方針に背致することとなります。当初の県立公園計画を放棄して騒音発生の虞れあるサイエンスランドの建設には絶対に反対でありますので、貴議会におかれても県当局に対し当初の計画どおり実施するよう働きかけていただきたく請願する次第であります。

昭和三九年一月十五日

神奈川県藤沢市辻堂七一八一

学校法人 相模工業学園

理事長 兼 子秀夫

この請願書の取り扱いについて一二月一六日開かれた総務企画常任委員会は、充分慎重に審査するため調査することにし、翌四〇年一月一二日葉山委員長・野渡副委員長の二人は、本件の担当者である五神副知事と会見した。その報告をもとに一月一四日委員会の討議が行なわれたが、そこでは第一にサイエンスランドの性格、とりわり公共性と営利性の問題を中心に論議された。第二は県が計画を放棄した結果住宅公団その他が払い下げを申請している、市内にある国有地だから藤沢市も払い下げ申請をすべきではないか、という意見もでてゐる。しかしこの段階では県の意図、サイエンスランドの内容が不明確なまま論議されたので、市側も議会側もまとまった結論はでなかった。委員会としてはさらに調査することにして散会した。一月一六日、委員会は原知事、大蔵省横浜財務部、サイエンスランド株式会社などを訪問してそれぞれの意向を聴取した。その報告を中心に一月二三日の総務委員会は討議を行なつたが、結論を得ないので請願については継続審査とし、とりあえず本会議に中間報告をすることになった。

一月二五日の臨時会において葉山委員長は委員会の意見を次のようにまとめて報告した。①世界にないものをつくるということは何々博覧会というものをつくるのと似ているように思われる。そうだとすれば子供たちにとってもできればいい ②株式会社であつて株主もいるのだし、配当ということも当然起こつてくる。公共性ということを考えていても自然に営利を追求することになる。騒音について今騒がしくないといいても騒がしくなる。会社の説明を鵜呑みすることはできない ③知事はサイエンスランドをやらせる場合、別に委員会を設け会社と文書を取り交しておくので、知事が辞めても公共性は守れるといつてゐる。要は信頼性の問題だが日本でも有名な会社が出資しているから利益追求は考えられず、信用してもよい ④県

は開発計画をたてる当時、県立公園をつくる際は藤沢市と相談するといったが、突如として変えることについて何の報告もない。県を信頼することはできない ⑤市とすれば市民病院用地とかモータープール用地とかがほしい。あの土地は必要だ ⑥区画整理を市内で行っているが替地がない。あそこはただで入るかも知れない。市は最後のチャンスだから払い下げを申請すべきではないか ⑦この問題を考えるには解放以来の深い関係があつて、あの土地を静的な文化施設の場合とすべく議会の議決も考慮する必要があるのではないか。

この報告に対して各議員の質疑があつたが、そのなかでめだつたのは一番関心をもつ地元藤沢市の了解なしに計画を変更し、民間企業に土地を譲るといふ県への不信感と、藤沢市も土地の払い下げを申請すべきだといふ意見であつた。たとえば佐藤(榮)議員はこう述べている。

佐藤議員 ……しかし今までいろいろ調査した結果、サイエンスランドは一つの株式会社である。公共性をもつたらうというふうには私も考えていますけれども、県は都市公園としての六万坪の敷地を放棄して、そうしてサイエンスランドというものをやってもよからうという。県の方針はあるいはそうかもしれない。しかし私も藤沢市の地元として、市の中に六万坪の国有地があつて、そうして県がそれを利用する計画を放棄したにもかかわらず、ただ営利会社にそれが行くのを指をくわえて見ていることはなからう、私はそう思う。したがって国におきましてもその態度ははっきりしておらない。あるいは総務委員会でお骨折願つてサイエンスランドに対する御調査も願つたけれども、まだサイエンスランドの内容についてもはっきりしておらない。公益性の問題についてもわれわれが納得できるかどうか相当疑問がある。私が最も大きく考えることは、六万坪の国有地が営利会社に譲られるのを、藤沢市としてそのまま黙認するという形は市民としても考えるべきではないか。……総務委員会で十分検討してみても、払い下

げの申請ができるかできないか、あるいはそういう面が可能であるか可能でないか、そういう面をサイエンスランド建設反対の請願とともに、藤沢市議会として市民の代表として十分検討してみる必要があるのではないか……。

〔藤沢市議会一月臨時会会議録〕 昭40・1・25)

サイエンスランドは国会でも問題となった。神奈川二区選出の田川誠一代議士(自民)は「第四七国会地行政委員会で、『国の審議会が決めた県立公園の敷き地を、県は議会にもはからず会社へ譲ろうとしている。しかも大蔵省の国有財産関東地方審議会の委員を内山知事がしている。そして審議会の決定とは別の民間会社の設立に努力している』と県の矛盾をつき、『国有財産は厳正に処分されなければならない』と政府委員を追求した」(『東京新聞』神奈川版、昭41・6・13)。

地元住民の反対運動 一方、サイエンスランドに対する地元住民の反対運動はしだいに大きくなっていった。一月八日には湘南地区労(関野忠義執行委員長)が反対決議をした後、「市当局市議会においてサイエンスランド設立に反対されるとともに県に対して速やかに県立公園設置方の促進を願いたい」旨の陳情文を議会に提出した。また、地元の市立高砂・八松・辻堂の各小学校および湘洋中学校などのPTA、辻堂東海岸自治会・辻堂団地自治会は ①サイエンスランドができれば文教住宅地区の環境が破壊される ②県が公園計画を取り下げて民間営利企業に国有地払い下げを支持するのは納得がいかない などを理由に「サイエンスランド建設反対期成準備会(柏崎栄太郎代表)」を結成した。同準備会は四〇年四月一〇日、篠崎隆県会議長に一万三千人の署名簿とともに反対請願を行なったが、次いで五月六日には大蔵省に対し、都市公園化に努力してほしいと、一万六千余名の署名簿を提出して陳情した(『神奈川新聞』昭40・5・10)。

その後の議会の動きをみると、しだいに、払い下げ申請をすべきである、という方向に傾いていった。二月一七日の総務企画常任委員会ではかなり議論に熱が入ってきている。

吉田委員 地元から相当反対の声も上っており、大変この問題について心配しているので、一応線をしばってこの請願をどうするかを問題にしたらどうか。

伊沢委員 請願に関連したことであるから土地払い下げの問題もやるべきだと思う。その理由は、市はあそこに終末処理場をつくっている。……その三万坪の一種の公園化された終末処理場の隣に六万坪の土地を市が払い下げられるとすれば合せて九万坪の公園ができる……。

山口委員 この請願の審査に関連してさらに審査を進めて、本市が六万坪の土地について独自の立場でこれを取得する方向へ進んでもいいということになったのだから、その方の審査を進めた方がいいと思う。吉田委員の意見は、サイエンスランド建設反対の請願について態度を決定してしまおうということが私はそうは思わない。これに対する賛否は慎重にしなければならない。……重要な問題であるから賛否を決するにはもっとサイエンスランドの実態を知らなければならぬ。あるいは大蔵省その他の官庁の考え方も十分に調査したうえで意思表示をしたいと思う……。

野渡委員 ……この請願に対して反対かどうかということも大事だが、積極的に払い下げ運動をすることが必要だと思うが、それについて理事者はどう考えているか……。

池上企画管理室主幹 執行部としては研究はしているが具体的な成案を得ていない。……国有財産払い下げの場合は目的をはっきりしなければならぬ。何を、何年までやるのでこの土地が欲しいという払い下げ申請理由を謳わなければならぬ……。

古谷委員 サイエンスランドの問題をはっきりさせて、市がやるという考えを打ち出すべきであると思う。サイエンスランドの実態をもう少し慎重につかむという発言もあったが、……内容からいって多少公益性を謳っても株式会社

である限り利潤追求が現われると思うので疑義を抱かざるを得ない……。

**古谷委員** 山口委員から、この間のは反対演説会に終ったということばがあったが私はフリーな立場で行ったので、その模様をお話しする。葉山さんが司会をやられ、田川代議士、横浜から出ている県会議員、野口県会議員、市会議員では地元の関係者数名みえていた。地元の人たちは、このことに深い関心のない人も、中にはサイエンスランド建設に賛成の人もいたようである。田川代議士の話ではサイエンスランドはいかなる方法をもってしても国有地払い下げの許可条件に合わない。サイエンスランドは許可にならないだろうということであり、内容は娯楽施設で教育施設ではない。公益性についても株式会社なので利潤追求ということもあり、期待できないように私には受け取れた。

**伊沢委員** 藤沢市の市民一人当りの担税力が一万二〇〇〇円を越すが、地方都市としてはまれである。……市民本位の公園をつくると想定して、一ぺんに何億と出さなくても本市の実力をもってすれば六万坪やそこらの公園は何でもない。そういう見地から是非自信をもって払い下げ申請をすべきである。

**広谷委員** サイエンスランドの公共性については論議の余地はない。委員会で調べた結果では公共性はうすらいできた。財団法人にする意思もないのだから、この問題にはピリオッドを打って、市独自で払い下げることを検討した方がよいと思う。早くやらないと遅れてしまう。

**仲戸川委員** 藤沢市は元通信大学の跡地を払い下げて湘洋中学をつくり、余りは東急に売り、次に演習場を払い下げて学校、終末処理場をつくっており県と違って信用があるから競願になった場合は有利だと思う。市が払い下げの運動をして、市民が納得できるものを施設するなりたいと思う。それにはこの問題をぐずぐずやっていたのではいけないと思う。

〔総務企画常任委員会会議録〕 昭40・2・17

委員会はこうした討論の末「本請願の趣旨を採択し、あの地域が長い間演習場として使用されたことによ

り、付近住民が受けてきた犠牲等を考え、今後は静かな教育、文化、住宅地域として発展するように藤沢市が国から払い下げを受け、これが地域の有効な利用と発展をはかるべきものと決定し」相模工業学園の請願を採択することにした。

この問題についてまったく受け身に立っていた市側は、議会の強い要請に基づき、四月に入って利用計画を検討した結果都市総合公園の造成計画を立案し、四月三〇日関東財務部を経由して大蔵省に無償貸与の陳情書を提出した。市の計画では総工費四億円、財源の内訳は国庫補助一億二五二万円、県費補助三五五万円、起債七二五〇万円、一般財源一億九九四〇万円の計四億円を五ヵ年計画で実施するものであった。この計画は五月六日の総務企画常任委員会で市側から説明されたが、大蔵省への申請は藤沢市のほか相模工業学園、サイエンスランド、日本住宅公団、湘南学園、辻堂のぞみ幼稚園などのあることが報告された。そこで委員会は市の計画に基づき議長名をもって大蔵省に要望書を提出することにした。

こうして、あくまでサイエンスランドの計画を推進しようとした県の方針は、かんじんの地元からはまったく締め出されたかっこうになったのである。これに勢を得た「サイエンスランド反対期成会」は、はじめの目的がやや達成できたので、さらに市文化団体連絡協議会や婦人団体にも呼びかけ、「都市公園建設期成同盟」をつくり、市の計画に歩調を合わせてあくまで公園実現の努力を重ねることになった。

サイエンスランド瓦解 しかもこうした悪条件に加え、国会における田川代議士の反対を「うらんだサイエンスランド計画立案者のひとりである御喜家氏が田川氏を中傷する怪文書をまいて県警に逮捕されるなど黒い疑惑をまき散らすうち」(『神奈川新聞』昭40・8・23)経済界の深刻な不況に見舞われることになった。こ



ここに至って社長の市村 清氏もついに会社の解散と計画の放棄を決意せざるを得なくなり、役員会で解散を内定した。辻堂演習場跡地に約四〇億の巨費を投じ、科学博物館遊園地を建設しようとしたサイエンスランド計画は、ついに「幻の遊園地」に終わったのである。しかし、議会や地元の反対を押しきってまでその計画を側面から推進していた県は、政治責任を果たす意味からも、再び跡地の利用を再検討しなければならぬ立場に追い込まれたのである。その結果でてきたのが「国際キャンプ場とプール・センターをかねた青少年のための自然公園」の構想であった。県はサイエンスランド社解散が正式に決まるのをまって大蔵省に再度申請することになったが、このように二転三転した県の態度に大蔵省や国有財産審議会がどう対応するか問題であった。この点について「県では『演習場跡地は内山知事が接収解除に尽力した歴史的ないきさつがあり、大蔵省当局もじゅうぶん承知している。さらに、はっきり文書になっていないが、サイエンスランドへの払い下げを要請した際、同計画がご破算になった場合も県の意向を尊重するよう口頭で確認している。たとえ、競願になっていても県が特に不利になることは考えられない』と成算があるよう」であった（『神奈川新聞』昭40・8・28）。県はこれまで反対していた地元藤沢市と協議して新しい計画をまとめることになったのである。

こうして問題の状況は一変したわけであるが、この経過説明のため四一年二月一四日に開かれた総務企画・都市建設連合協議会は、関係地元住民に公開するか否かでもめた。結局非公開になり、経過説明のあと市の計画案の内容について理事者から説明をうけたが、県と競願するか、県に委せるかの結論はでなかった。次いで三月二日の連合協議会では、市が各委員の意見を検討し、県にあたるような案を作成して全員協議会

にはかることに決定した。結局市の要望事項を入れて県が都市公園を達成する、ということになったのである。

地元で反対運動を続けていた「都市公園建設期成同盟」は、三月一二日に市議会に請願文を提出した。その内容は ①辻堂海岸旧海軍演習場跡に建設される公園は都市公園であること ②公園施設は安価に一般市民が自由に利用できること ③公園の建設計画・運営等の組織に市民代表を参加させること などを議決して都市公園建設運動を強力に進められたい というものであった。これをうけた都市建設常任委員会は、五月二〇日請願を採択することを決定した（『都市建設常任委員会会議録』昭41・5・20）。

その後県では県立公園の計画を根本的に再検討した結果、五カ年計画で都市公園を造成することになり四年二月大蔵省に無償貸与の申請を提出したが、七月にいたってまず国有財産審議会の無償貸与の決定をみ、その後大蔵省の正式認可をうけた。サイエンスランド建設に反対して立ち上った地元住民は、この結果についてこう語っている。「住民と密着した地方政治——これを神奈川県が真剣に考えてくれば、もっと早く緑の公園が完成していたはずです。……計画だと総工費五億円、五カ年計画。交通公園や総合水泳場のあるレクリエーションの場となるようです。しかしできあがるまではゆだんできません。有料の民間施設ができたら、サイエンスランドと変わりありません。わたくしたちはにえ切らぬ県の態度を非難するとともに一日でも早く住民のための公園が完成するよう監視しましょう」（『住民の藤沢』昭42・3）。

## 二 辻堂南部区画整理反対運動

サイエンスランド問題は県と地元藤沢市の対立であった。市も議会も住民運動と一致して県にあたったから、議会と住民運動との間に矛盾は起こらなかった。しかしよく注意してみると「都市公園建設期成同盟」が議会に提出した請願文のなかに気になる一項目が入っていたのである。それは「公園の計画・運営等の組織に市民代表を参加させること」というものである。計画策定段階に市民が参加することは、これまでの行政にはまったくない発想であった。それがどれほど重要な意味をもつかについて、請願を採択した委員会ではまったく気がつかなかったのである。その点についての論議はまったく行なわれていない。だが「都市公園建設期成同盟」が市民参加の問題を提起したときから、実は都市開発にかかわる住民と市・議会との対立は予想されていたといえよう。いってみれば、ここで取り扱う辻堂南部区画整理反対運動は、起こるべくして起こったとみることができるのである。

辻堂南部区画整理　ところで、辻堂南部の区画整理事業が問題として具体化するのは四一年九月からであるが、その前に次のようないきさつがあった。三八年一月二日開かれた都市建設常任委員・藤沢市交通改善対策特別委員連合協議会で、辻堂南部地区の都市計画事業が論議された際、菅原建設部長は「辻堂の南側については、今年度測量を済ませて、設計委託してある。一〇万坪は都市改造として認めている。都市改造と一般住宅は市長執行でやったらどうか。五メートル以上の道路はほとんどなく、区画整理でやるしかない」と市側の態度を明らかにしたが、連合協議会は辻堂南部地区の都市計画事業を今後も促進するように

要望することにした。次いで、三九年四月には日本技術開発株式会社によって辻堂南部都市改造設計計画が完成した。こうして区画整理事業の立案に着手した市は、住民の積極的協力が必要と考え、区画整理促進委員会の設立を奨励したのである。四〇年六月、富士見町自治会長および駅前町内会長の呼びかけにより「辻堂南部区画整理促進委員会」が発足した。この会は、区画整理を市施行事業とすることを促進するため、地元の町内会長・有力者などを中心に組織された、いわば官制の団体であった。促進委員会はただちに辻堂地区の開発促進について、議会に次のような請願をしたのである。

辻堂南部土地区画整理促進について請願

本市の都市づくりの目標は、住宅、観光、産業の調和した独立型の衛星都市の建設であるといはれております。この目標の達成を目指し日夜努力されている理事者ならびに吏員に対して心から敬意を表します。首都圏整備の一環としての衛星都市藤沢の飛躍的な発展は我が国経済の高度成長と相俟って住宅、産業、観光の各分野に急激なる伸長をもたらし湘南の雄都としてその様相を一変しようとしております。

しかし、その中であらゆる諸施設の基調となる都市基盤の整備確立こそ喫緊の要務であり、なかんずく本、明年完了を目的としての第一、善行、および藤沢南部、辻堂駅前と市街地開発が行はれ、激く近代的都市形態への脱皮が行はれ様としております。

そこで、既成の市街地の一角を占め、更に膨張を続けております辻堂におきまして、演習場跡地の解放による式千数百戸におよぶ公団住宅あるいは終末処理場の一群と東西に結ばれた主要幹線道路によって寸断された形の中の参拾万坪については、これが早急に区画整理を実施して住みよい環境の整備とともに市民福祉の向上に一日も早く役立つ様、これが実施を促進するため関係地域、地主、住民相寄り協議を重ね、これが全面的に協力する形を確立致しまし

たので、右事情御賢察の上本辻堂地区の開発について、南部全域を含めた都市改造事業として取り上げ、能率ある事業として迅速かつ強力に押し進めて戴き度、ここに地区住民を代表して連署の上請願致します。

昭和四拾年九月拾参日

辻堂南部土地区画整理促進委員会

会 長 齊 間 作 三

副会長 藤 井 太 郎

” ” 辻 橋 文 吉

” ” 桜 井 利 男

常任委員 桜井定次郎 田中 弥八

桜井 親雄 桜井 佐良

桜井竹次郎 村上 仁信

森 太一 名取 重坪

落合 輝久 北村 宏次

相沢重太郎 吉良 豊

吉田 常吉 魚津 茂雄

石井 房治 桜井 五郎

桜井林之助 三上 義美

藤沢市議会議長

山 口 倉 吉 殿

一月四日この請願審査のために開かれた都市建設常任委員会で、市側は、町内会の強い要望もあり理事者と検討した結果、市施行の区画整理にし、四〇年度に調査費等を計上したい、一二月の県の都市計画審議会に諮って決定したい、とすでに実施する意向であることを明らかにした。委員会は「辻堂南部の区画整理を早急に決定し、駅前 の区画整理の完成を機に関連する南部地区の整理をするよう要望」して請願を採択した（『都市建設常任委員会会議録』昭40・11・4）。

「反対運動の発端 市は「地元の要望」にこたえ、南部地区の区画整理を実施するため辻堂南部土地区画整理担当の整地第二課を新設した。四一年九月から一〇月にかけて、整地第二課は南部地区一〇カ所で区画整理につき説明会を開いたが、そこで減歩二三%、一五メートル幹線道路の貫通など計画の一部が住民に公表されたのである。この説明会で市側は「住民に計画を強引に納得させることに終始し、住民の意向をよく聞いて計画に反映させるという考えなど全くない独善的な」態度であったといわれている（『辻堂南部を守る会ニュース』昭42・7・30）。市側の説明に疑問をもった桜花園、西海岸などの住民有志は一〇月七日、古谷正一市会議員の仲介で市役所に浜本開発部長をたずねて疑問点の解明を求めたが、市側の説明では住民有志は納得できなかった。そこで南部地区の住民有志は、市が区域決定や事業認可申請など公式な措置をとる前に、住民多数の名によって市に条件をつけるべきだと考え、四二年の一月から署名運動をはじめた。署名はたちまち地区住民の四分の三にあたる九〇〇世帯を越えたが、それは下水など公共施設の貧困に悩む住民が開発を要望しながらも、市の説明に疑問をもったものがいかに多かったかを示している。と同時に「促進委員会」が区画整理を市に要望する際、計画の内容にわたって住民と協議しなかったことを物語っている。

辻堂南部地区の関口允夫、安藤元雄など住民有志代表は、三月二日金子市長をたずね、古谷、葉山(峻)両議員立会いのもとで、区画整理計画の修正を求める申入れ書を署名簿とともに手渡した。その内容は次にあげる請願文と同様のものである。そうして、住民の声を絶えず市に反映させるための組織として、統一地方選挙前の四月二日「辻堂南部の環境を守る会(小野喜代司会長)」を結成した。この会は支持政党を問わず、「私たちのためになる区画整理を」という主張のもとに住民が結集したものであった。こうして南部地区の住民は、「守る会」によって国、市理事者、市議会および住民に対し活発な活動を展開することになった。まずはじめに市議会に対し次のような請願を提出している。なお同じ趣旨の陳情書を建設大臣にも提出し、建設省が実状をたしかめたうえ、藤沢市に対し計画を修正して現地に適合した区画整理を実施するよう指導してほしいと要望した。

#### 辻堂南部地区区画整理に関する請願

私共の居住する辻堂南部地区は、これまで道路、下水等の不備に悩んでおりましたが、最近ようやく一部に改善のきざしが見え始めましたことを、住民一同、喜びとしております。このような環境改善の作業が、一日も早く当該区全域に行き渡りますことこそ、私共の心からの希望であります。

現在、藤沢市当局は、当地区に区画整理事業を企図しておられるとのことですが、その事業計画の内容が、以上の目的に過不足なく合致するものであれば、私共のひとしく歓迎するところとなりましょう。そこで私共は、当地区が風致に富む既成の住宅地であるとの前提に立って、住民の立場から区画整理のあるべき姿を考えてみました結果、次の二条件につき当地区住民の絶対多数が賛同していることを確認いたしましたので、区画整理計画の立案に当たっては、この二条件を当地区住民が区画整理に協力するための絶対条件として、その範囲内で御考慮下さいますようお願い

い申し上げます。

(1)当地区は高層市街化を予想しない住宅地であるとの実情にかんがみ、区画整理のための減歩率は、当地の場合、平均一〇％程度にとどめられたい。

(2)当地区を東西南北にわたって貫通する予定と聞く幅員一五メートルの幹線道路は、当地区を益することが少ないばかりか、当地区の閑静な環境を破壊するものであるから、その建設はとりやめ、当地区内には幅員六メートルまたはそれ以下の道路を充分に整備することとされたい。

このうち第二の条件については、この幹線道路計画がすでに都市計画街路として決定していると承りますが、藤沢市総合都市計画の立案当時と現在とは諸般の事情が大幅に異っておりますし、地元住民大多數の意向もこのように判明いたしました現在では、よろしく私共の意のあるところをお汲み取り下さって、これを修正されますよう御努力をお願いいたします。これら二条件については、すでに、当地区住民の絶対多数である九六四世帯が賛同の署名をしておりますことを申し添えます。

なお、区画整理事業の着手から終了までには長期の年月を要すること存じますが、現在当地区内には、排水に悩んでいる家庭が多数存在し、雨季には宅地内や道路に水が溢れるといった状態が随所に見られます。これは環境衛生上にも交通上にも、きわめて好ましくないことですから、区画整理によるとよらぬとにかかわらず、これらの家庭のために、大至急優先的に下水を設備して下さいますよう併せてお願い申し上げます。

以上の通りお願いいたします。

昭和四二年六月五日

藤沢市辻堂六二二八

関口 允夫

他一三一八名



藤沢市議会議長

山口倉吉殿

議会の対応 この請願の特徴は、この頃から大都市および周辺の衛星都市で噴出ししている区画整理、道路反対の住民運動が全面拒否の傾向を示しているのところが、区画整理を必要と認めている点である。ただ市の計画は、立案当時観光行楽地もしくは商業地を想定していた南部地区が、住宅地として発展してきた実状にあわないから修正してほしいというのである。しかし、これを審査するために開かれた六月二六日の都市建設常任委員会における市側の考え方も、多くの委員の発言も、三二年当時立案された総合都市計画に基づく区画整理を不動の前提としていることが明らかにされた。以下その討議の内容をみてみよう。

藤島都市開発部長 辻堂南部区画整理は御承知のように駅前は二万三〇〇〇坪完成しましたが、湘南新道の南の住宅地あるいは公園そういったものの計画もすでにされております。その中間における区域が問題になっておる所で住宅がひしめき合い、細い路地が無計画になっておるのでこれを整理しようとするものです。

茅ヶ崎から鶴沼に抜ける道路はすでに計画決定しています。いままでも地元の方々とも、また議会にもお願いしてきたわけです。また辻堂南部区画整理促進委員会であった一部の人からも不当だという声があります。この方々ともいろいろ折衝しているのですがなかなか理解が得られないというのが現状ですし、計画を変更することは困難です。

古谷委員 いま部長から区画整理の経過についても説明があったが、もう少し掘り下げると辻堂についての計画は実際に市としては何もなかったということから、下水道を早く完備してほしいという要求が各町内会長さんに苦情として持ち込まれた。広報委員会でもその問題を取り上げて市の理事者を招いて話し合ったことがあったが、市としては区画整理をしなければだめだということであったので、何とかして区画整理をしてほしいということで辻堂をどうするか

という形の中で、地元の促進委員会をつくる過程として地主さん等を加えて強力に進めるといったことになった。

町内会長等は市から説明を聞いて一応理解ができていたが、一般住民まで理解していたかが問題であり、こういう結果をみると理解されてないためにこのような形で表われてきたと思う。

また各町内会の説明のときに住民からいろいろな要求がでた。それは原則的には賛成だが条件がついた。①減歩は一〇％、②東西南北に抜ける道路の幅員を六〇メートルという条件がついたわけです。

**相沢委員** 区画整理促進委員会というものは全町内会・地元有志で組織され、区画整理審議会ができるまで促進運動するということできたと思う……。それから紹介議員にお尋ねするんだが一五メートルというのを六〇メートルにしろといっているが、その道路はどの道路か。

**斎藤議員** 都市計画で計画決定されている十字になった道で住宅街には一五メートルもなくてもいいんじゃないかという事です。これは広いとバスやその他の車が通り、環境が害されるというのが理由です。

**相沢委員** 駅から南北を貫く一五メートルの計画道路の駅付近は二〇％以上の減歩によってすでにできている。この道を六〇メートルにしろということはナンセンスだ。歩車道の区別のない道路は私の考えとしてつくるべきでないと思う。六〇メートルの道路は一番危険だ。

この計画をつくったときと今では時代もかわり、交通状態もかわっており、むしろ広くしろというのならわかるが、これでは区画整理をするなどなのか、しろというのか……。この請願については私は採択するのは無理だと思う。また前に促進の請願を万場一致で採択している経過もあるので、休憩にしてお互いに納得のいく取り扱いをきめたほうがよいと思う。

**藤島都市開発部長** このことについて六月二〇日に整備第二課長が建設省に参りまして村山専門官に計画街路を縮小あるいは変更が考えられるかと聞いたところ現在は考えられないとのことでした。

委員会は、この問題は関係者、紹介議員などが十分努力して円満に解決するという事で九月の議会まで継続審査にすることを決定した。

一方住民のこうした動きを心配した市は、「守る会」と話し合いをするため山田助役、藤島開発部長、菊地土木部長など首脳部が六月一八日南部地区の斎藤方を訪れ、会員多数と質疑応答を行なった。話題の中心は一五メートルの都市計画街路と下水道であったが、通過道路として反対する住民と、通過道路でも計画は変えないという市側とは最後まで平行線をたどった。下水道も区画整理をはなれて解決せよという住民と、区画整理によらなければ下水道はつくれないという市側は対立した。しかし、市側も住民と相談して実施することは確認した。同じ頃隣の茅ヶ崎市でも駅南部区画整理説明会を契機に「茅ヶ崎駅南部区画整理反対同盟」が結成された。四二年三月反対請願が議会で不採択になったものの、市長選挙をとらえ公開質問状によって候補者から約束をとりつけたため、当選した榎木市長は計画を再検討することになった。茅ヶ崎の住民運動は「守る会」に刺激を与えるときにも、両方の運動はしだいに連絡を強化するようになった。とりわけ「守る会」が四二年七月三〇日から「辻堂南部を守る会ニュース」を発行し、他地域の運動も紹介するようになってから運動はますます活発になった。八月一三日には「守る会」と地元出身の市議員松山（公明）、古谷（民社）、中西（共産）の三氏との間に区画整理について懇談が行なわれた。次いで八月二七日よりよい区画整理のための住民集会が辻堂団地集会所で開かれたが、会場に溢れた参加者は熱気のこもる討論の末「守る会」の三条件を再確認した。なおこの集会には中西、古郡、葉山（峻）の三議員の他各地の住民運動の代表者も参加していた。

こうした住民運動の盛上りに刺激され、関野都市建設常任委員長の発案で、九月五日、市議会側と「守る会」代表との懇談会が開かれた。議会側の出席者は山口議長、佐藤副議長、関野、石井、斎藤、葉山（峻）、中西、古郡、古谷、松山、相沢、落合、藤井の各議員であった。「守る会」代表は三条件の根拠を説明し、市の天下りの区画整理に反対の意見を表明したのに対し、一部の議員が区画整理は必要であり請願を取り下げるべきであると強く発言したため、会談はもの別れに終わった。先に「守る会」が議会に提出し、継続審査になっていた請願が不採択になったのは、その後九月二六日に開かれた都市建設常任委員会においてであった。当日は「守る会」から二〇〇人以上の住民が議会につめかけ、緊張したふんいきのうちに討議が行なわれた。不採択になった過程を議事録で追ってみよう。

**古谷委員** 先般の請願者との話し合いのときの請願者の質問、それに対する市の考え方を簡単に報告願いたい。

**久保田管理課長** 南北の道路をあまり広くすると危険であり、また通過道路となり地元になんら利益するところがないので六メートルぐらいにならないか。これに対し市としては、三二年に計画している。地域的に南北に長い、通過道路になるならいよりも地域の発展に必要、交通安全からも六メートル道路では歩車道の区別がなくて危険であり、またこれについては立体交差等の配慮をして交通安全を確保する用意がある。

減歩率は二三％ということだが、現在ある道路、水路敷、なわのび等で一〇％あるので、地元で一〇％の減歩をすれば二三％になるのではないか。これに対し市としては、従来の区画整理、他の区画整理とのつり合いとなわのび等を無償で提供してもらえば出来るが、現況主義で行なうため現実的にはおっしゃることかわらない。しかし、法からいけばなわのびは市のものである、ということから市としては二三％を一〇％にするという考えはない。

通過交通道路は区画整理の中で考えてはいけないのではないか。これに対し、都市計画上区画街路は指摘のとおり

だが都市計画街路は別だということを話した。

道路は現況のものを拡幅すればいいじゃないか。これに対し、今回やろうとするのは道路整備ではなく区画整理である、道路の場合一部の人の犠牲ということになるのでまずいと話した。九月十五日の会合は、結論的にはあつせんの話はつかず、いまだに並行線をたどっています。

**山本委員** 市長は開発事業を行なうときに無理な形で行なわない。また地元の賛意がなければできないということを言われているが、理事者はこの区画整理をどの程度やる意思があるのか。

**久保田管理課長** 区画整理はできるものときできないものがある。保留地については検討できるが、区画整理法に基いてやらなければならないということから公園は三％、計画街路を減ずることはできない。環境をよくするという目的からこれからも十分理解をしてもらうよう努力したいと考えています。

**相沢委員** 我々も辻堂をよくするために努力している。桜花園の道路は区画整理をしても残る道路であり、下水道も入れている。他はやりたくても入らない状態だ。方法は土地買収か区画整理以外に方法はなく、理想的な方法は区画整理だと思う。また駅前からの一五メートル道路はすでに二〇〇メートルほど出来てゐるが、下水の幹線を入れる上にもこれをつくる必要がある、これができれば、下水は九九％解決したともいえる。区画整理の促進委員会は減歩云々でなく区画整理を軌道にのせるまでやろうということではじめたものである。

今回の請願は区画整理をやるについての条件であり、これでは軌道にのせることは困難だ。これをいくら審議してみても時間が無駄になるだけであるから、一応ここで委員会としての結論を出して、その後には区画整理の話し合いを進めればいいのか。

**松山委員** 区画整理には地元民の賛意が必要である。市と地元が裸になつての話し合いが行なわれていないように思う。ほかの事業でもっと時間をかけているものもあり、もっと慎重審議しなければならない。また東西線よりも南北

線の方が必要であるとも考えている。

**相沢委員** この請願文では取り下げるか不採択とすべきである。区画整理で道路をつくり、下水を入れなければできない。また区画整理審議会は公選であり、仮換地については異議の申し立てもできる。

**渡辺委員** 辻堂をよくするために区画整理をするのであって、これについては百年の計をもって考えるべきである。

一〇年前の路線行政は有効幅員五メートル強でいいということから、今日ではどうしようもなくなっているという例もある。この請願については十分論議がつくされており、採択、不採択を決める時期がきている。

**藤井委員** 最初からこの文面では無理だと思っていた。この問題については長いこと審議をしても無駄であり、この辺で決着をつけるべきである。

**古谷委員** 都市化が進んでいるなかで大きな問題である。住民の理解と協力なしにはできないことからして、請願者の声を尊重すべきである。この場において黒白をつけるとなると辻堂が二分されそのまま置き去られる可能性があるので、継続審査すべきだと思う。

**相沢委員** 去年都市計画街路建設促進の請願が出て満場一致で採択している例もあり、前の委員会でのこの文面では採択できないということではいままできています。現在取り下げていないので、この際不採択にすべきである。

**平綿委員** ほかの場所で初めは反対があったが、区画整理が終わってから非常に喜ばれている例もあり、また昨年の促進請願を採択している経緯もあり、この文面では無理ということで決着をつけるべきである。

**松山委員** 辻堂をなんとかしようという善意での気持で前回の委員会では結論をつけなかったのだと私は考えている。

**高倉用田線**、これは県道だが、これの反対陳情でさえ六〇八ヶ月を費して審議している例もあり、この問題についても十分時間をかけて慎重審議すべきである。

**相沢委員** 慎重審議しないというのではないが、この請願はいつまでも放置しておけない問題である。

葉山(峻)議員　なに故に強行採決をしなければならないのか。住民の多数の人が請願しているものであり、区画整理は住民のための町づくりが目的である。区画整理法がいまや問題になりつつあるし、藤沢だけの問題ではない。根本的にいえば政府の都市計画が行き詰っておるということにも原因がある。都市建設常任委員会も区画整理法を検討すべきである。市も地元も話し合いを十分にやるといっているので、ここでなにも急に採決すべきではない。もっと慎重審議する必要がある。

中西議員　……この請願が出されて委員会が費した実質的な時間は。都市建設委員会として請願者の意見を聞いたことがあるか。また将来聞く用意があるか。

小泉議事課長　六月二六日六時間二四分と九月八日七時間二四分ですが、この請願に費した時間の記録はありません。

関野委員長　法的な義務はないが地元の人々と話し合いを行っています。

平綿委員　質疑討論も十分つくされており、この際質疑討論の結終動議を提出する。

この動議に賛成する者六名、反対三名で動議が成立し、賛成六名で請願は不採択と決まった。

地方自治の課題　このような市側および議会側の態度に直面して、「辻堂南部の環境を守る会」の住民運動は市および議会に対する不信感を強めるとともに、かえって団結を強くしていった。区画整理の不条理に素朴な疑問をいだいて始まった運動は、不条理な計画を一方的に住民に押しつける法律や自治体のあり方まで目を向けるようになった。そこから生まれたのが自治体改革の運動であり、住民自治・住民参加の思想である。そうした考え方を支えるのは「住民こそおかみである」という住民の自覚であろう。

藤沢市は四三年九月、住民の抵抗によって辻堂南部の区画整理計画案を白紙撤回した。たしかに今日の都

市問題は、住民の意思を無視して解決することはできなくなっている。無秩序な工業化、地域開発優先政策が生みだした環境破壊や人間疎外、それを解決できない政治や行政、というより政治や行政のあり方がそうした問題をつくり出したというべきであろう。戦後民主主義の空洞化・多数決主義の形骸化が国・地方を問わず進行している。住民の利益を守るはずの地方自治体が住民を無視するのは何故か。地域問題に悩む住民が目を向けるのはそのことである。住民みずからの手によって地域づくりをする、それが自治である、その地域づくりに行政、議会、政党も参加して試行錯誤を繰り返えず、それが自治体ではないか、と辻堂南部の住民運動は考えている。町内会の体質を変えたり、選挙にかかわったりするのもそうした考え方の具体化であろう。そうした意味で藤沢市は自治・民主主義の実験場ともいえるであろう。今後議会や行政がどう対応するかが注目される（「辻堂南部の環境を守る会」の運動については同会のニュースを参照した）。



# 年 表

①上欄には藤沢市関係事項、下欄には国・県の事項を掲げた。  
②日付不明のものは、※印を付した。



年次	藤沢市関係事項	藤沢市関係事項	参考事項
<p>〔明治八六八〕</p>	<p>12・※ 藤沢宿、葦山県に所管。</p>	<p>1・3 王政復古の大号令。 1・27 戊辰戦争おこる。 4・6 五カ条誓文布告。 4・22 旧神奈川奉行所を神奈川裁判所と改称。 6・11 政体書公布。 6・17 東久世通禧、神奈川県知事に任ぜられる。</p>	<p>4・5 東京遷都。 4・17 井関盛良、神奈川県知事に任ぜられる。 7・25 版籍奉還。 12・6 東京―横浜間電信開通。 4・19 新橋―横浜間鉄道起工。</p>
<p>〔明治八六九〕</p>	<p>2・5 藤沢宿、神奈川県に移管とともに、高座郡・鎌倉郡にわかれる。</p>	<p>4・5 東京遷都。 4・17 井関盛良、神奈川県知事に任ぜられる。 7・25 版籍奉還。 12・6 東京―横浜間電信開通。 4・19 新橋―横浜間鉄道起工。</p>	<p>4・5 東京遷都。 4・17 井関盛良、神奈川県知事に任ぜられる。 7・25 版籍奉還。 12・6 東京―横浜間電信開通。 4・19 新橋―横浜間鉄道起工。</p>
<p>〔明治八七〇〕</p>	<p>9・1 藤沢に郵便役所設立。</p>	<p>8・12 陸奥宗光、神奈川県知事に任ぜられる。 8・29 廃藩置県。 8・29 小田原県・荻野山中県がおかれ、神奈川県・六浦県とともに四県となる。</p>	<p>8・12 陸奥宗光、神奈川県知事に任ぜられる。 8・29 廃藩置県。 8・29 小田原県・荻野山中県がおかれ、神奈川県・六浦県とともに四県となる。</p>
<p>〔明治八七二〕</p>	<p>9・1 藤沢に郵便役所設立。</p>	<p>10・28 府県官制制定。</p>	<p>10・28 府県官制制定。</p>

年次	藤沢市関係事項	参考事項
○明治五 ○八七二	6・※ 名主・庄屋の呼び方を戸長・副戸長に改める。	11・20 岩倉遣外使節団出発。 5・7 品川―横浜間で汽車運転開始。
○明治六 ○八七三	5・※ 区・番組制を施行。	5・15 大小区制実施。 8・19 多摩郡(神奈川県)の三 一カ村を東京府へ移管。 9・5 学制頒布。 12・28 徴兵令布告。 7・28 地租改正条例布告。 10・14 征韓論争。 11・10 内務省設立。
○明治七 ○八七四	6・2 区・番組制を廃止、大小区制施行、藤沢は第十六・十八・十九各大区に所屬。	1・15 中島信行、神奈川県令に 任ぜられる。 1・18 民撰議院設立建白。 1・21 神奈川県、地租を地価の 百分の一とする。 2・※ 神奈川県で地租改正事業 開始。 5・4 神奈川県で区長会を県会 と改称。
○明治八 ○八七五		6・20 第一回地方官会議始まる。

<p>明治九 〇八七〇 〇八七〇 〇八七〇 〇八七〇 〇八七〇</p>	<p>11・※ 三新法施行により大小区制廃止、旧郡町村を行政区画として復活。</p>	<p>6・28 さんぼう律・新聞紙条例制定。        8・28 神奈川県、地租を地価の百分の三に改める。        11・30 神奈川県、府県職制並事務章程を公布。        3・28 廢刀令。        1・29 西南戦争おこる。        2・14 神奈川県会議事規則制定。        5・14 参議内務卿大久保利通暗殺される。        7・22 三新法公布。        7・25 神奈川県、府県官職制を制定。野村靖、神奈川県令に任せられる。        11・18 神奈川県、戸長選挙規則布告。        12・2 神奈川県高座郡役所開庁、初代郡長に稲垣道生が就任。</p>
---	--	---

年次	藤沢市関係事項	参考事項
明治一七 八八四		11・19 武相困民党結成。
明治一六 八八三		10・31 秩父事件。
明治一五 八八二		6・17 戸長選挙規則公布。
明治一四 八八一		5・7 区町村会法改正。戸長 公選制度が廃止され、官選 となる。
明治一三 八八〇	11・26 東坂戸町より大火発生、「大川屋火事」といわれる。 6・※ 藤沢警察署設立。	3・22 第一回神奈川県議会開 会。
明治一四 八八一		6・13 町村会規則布達。
明治一三 八八〇		4・8 区町村会法公布。
明治一三 八八〇		5・5 武蔵国多摩郡が神奈川県 へ移管され、南北西多摩三 郡に分割される。
明治一四 八八一		2・14 区町村会法改正。 神奈 川県会に区部会・郡部会開 設。
明治一五 八八二		10・18 自由党結成。
明治一五 八八二		2・14 区町村会法改正。
明治一六 八八三		3・23 戸長選挙規則改正。
明治一七 八八四		8・6 神奈川県庁、横浜税関跡 に移転。



年次	藤沢市関係事項	参考事項
明治二四 〇八九〇		3・19 立憲自由党、自由党と改称。
明治二六 〇八九三		4・1 郡制施行開始。
明治二七 〇八九四		7・1 府県制施行開始。
明治二八 〇八九五	8・3 鎌倉電車鉄道、敷設免許申請。	2・28 多摩三郡の移管決定。
明治二九 〇八九六	10・3 鎌倉鉄道、敷設免許申請。	4・14 集会及び政社法公布。
明治三〇 〇八九七	10・※ 関東貯蓄銀行設立。	6・17 横浜に大火。
明治三一 〇八九八	9・※ 鎌倉鉄道、軌道敷設認可される。	8・1 日清戦争始まる。
明治三二 〇八九九	8・3・※ 若尾銀行藤沢支店設立。 8・※ 鎌倉鉄道、認可を返上。	4・23 三国干渉。
		3・1 進歩党結成。
		3・1 市町村立小学校教員俸給の平均月額を決める。
		1・4 金本位制実施。
		10・1 葉煙草専売実施。
		6・22 自由・進歩党合同し、憲政党成立。
		6・30 隈板内閣成立。
		7・1 神奈川県で府県制実施。



明治三〇三	11・25 江之島電気鉄道株式会社設立総会。	3・10 治安警察法公布。
明治三〇四		9・15 立憲政友会結成。
明治三〇五	8・2 江之電（藤沢―片瀬間）一部敷設工事完成。	5・20 社会民主党結成、即日禁止。
明治三〇六		10・12 週刊「平民新聞」が非戦論主張。
明治三〇七		2・10 日露戦争始まる。
明治三〇八		4・1 煙草専売法公布。
明治三〇九	3・※ 鶴沼郵便局設立。	5・27 日本海々戦。
		9・5 日露講和条約締結。日比谷焼打ち事件。
		1・14 日本社会党結成。
		2・11 普選運動もりあがる。
		3・3 郡制廃止法案、衆議院で可決されたが、貴族院で審議未了。
		3・31 鉄道国有法公布。
		4・※ 報徳社設立。
		11・26 南満州鉄道株式会社設立。
明治四〇七	5・29 藤沢地区の町村合併について、藤沢大坂町の町政関係者らが集まって協議。	2・15 横須賀市誕生。
		2・22 日本社会党結社禁止。

年次	藤沢市関係事項	参考事項
明治四一 〇九〇八	10・1 鎌倉郡藤沢大富町を高座郡藤沢大坂町に合併。 4・1 藤沢町成立。 6・8 藤沢町会議員選挙。 6・14 藤沢町会招集される。	4・9 在郷軍人団、組織結成すむ。 5・27 市町村立小学校教員の月俸改定。 1・12 紡績工場、操業短縮。 6・5 横浜電気鉄道株式会社ストライキ。 8・※ 横浜鉄道、東神奈川―八王子間開通。
明治四二 〇九〇九	1・8 藤沢銀行と相模共栄銀行が合併して関東銀行設立。	3・13 憲政本党解散、立憲国民党結成。 5・25 大逆事件。 8・22 韓国併合。
明治四三 〇九一〇	10・30 江之島電鉄全線開通。	3・21 関税自主権確立。 3・29 工場法成立。 4・1 市町村小学校への国庫補助額倍増。
明治四四 〇九一一	10・3 江之島電鉄、横浜電灯株式会社に合併。	4・7 改正市制・町村制公布。 10・25 社会党結成、即日禁止。

○大正 九二一	3・26 辻堂停車場期成同盟会結成。	7・30 明治天皇没、大正と改元。
○大正 九三二	4・1 辻堂信号所開設。	2・11 桂内閣総辞職。
○大正 九三三	4・1 藤沢町役場設立。	2・13 護憲運動、全国にひろがる。
○大正 九四三	10・29 辻堂停車場期成同盟会、鉄道院総裁にあて「鉄道停車場設置請願」提出。	6・7 友愛会発足。
○大正 九五四	5・3 辻堂駅の設置、承認される。	8・1 東海道本線、複線化完成。
○大正 九六五	11・※ 辻堂郵便局設立。	8・1 シームンス事件。
	12・1 辻堂駅開設。	8・1 紡績業操短。
		8・5 株価暴落。
		8・23 ドイツに宣戦布告。
		9・1 鈴木商店（現在の「味の素」工場）、川崎に工場を設立。
		12・18 東京駅開設。
		12・18 対華二一カ条の要求提出。
		12・4 株式暴騰、世界大戦による好況始まる。
		1・※ 吉野作造、「中央公論」誌上で民本主義を主張。
		4・※ 日本鋼管株式会社、鶴見

年次	藤沢市関係事項	参考事項
大正六 九一七		10・10 憲政会結成。 5・1 第一セメント株式会社、川崎浅野町に設立。 9・12 金輸出禁止。 11・2 石井・ランシング協定締結。
大正七 九一八	8・18 藤沢町内で、米騒動の対策として、米穀の廉売がおこなわれる。	3・27 市町村義務教育費国庫負担法公布。 7・23 富山県で米騒動発生。 8・2 シベリア出兵宣言。 9・29 原敬内閣成立。 4・5 都市計画法公布。
大正八 九一九		6・28 ヘルサイユ講和条約調印。 3・15 株価暴落、戦後恐慌始まる。
大正九 九二〇	2・16 藤沢町内に県立湘南中学校の新設が内定したが、これをめぐり、私立藤沢中学校生徒が反対運動を展開した。 8・※ 県立湘南中学校、鶴沼に設立。	5・2 日本最初のメーデー。 5・24 茂木商店破綻、七十四銀行・左右田銀行休業。 5・26 神奈川銀行・戸塚銀行休業。

大正一〇 九二〇		4・11 町村の等級選挙制度廃止。
大正一一 九二二		4・12 郡制廢止法公布。
大正一二 九二三	9・1 関東大震災により、藤沢では、死傷者約三三〇人、被害家屋約三四〇〇戸の損害をうける。	9・※ 相模鉄道株式会社、茅ヶ崎―寒川間開通。
9・6 軍隊の出勤により、藤沢方面の復興を開始。	4・20 府県制改正により選挙権・被選挙権拡大される。	
11・※ 藤沢町に駐屯の軍隊、引きあげる。	4・1 神奈川県で郡制廢止。	
	5・1 小田原急行鉄道株式会社設立。	
	9・1 関東大震災、東京の被害は死者約九一三〇〇人、全壊焼失四六四九〇〇戸。	
	9・7 支払猶予令公布。	
	10・28 東海道本線全通。	
	1・10 第二次護憲運動発足。	
	6・11 護憲三派内閣成立。	
	7・1 川崎市制施行。	
	4・22 治安維持法公布。	
	5・5 普通選挙法公布。	
	12・13 東海道本線、東京―国府津間で電気機関車の運転開始。	
大正一四 九二五		
大正一三 九二四		

年次	藤沢市関係事項	参考事項
大正一五 昭和 九二六〇 二一七二	6・8 町会議員選挙、高松良夫はじめ町政刷新派（憲政会系）六名当選。 7・1 藤沢町所在の高座郡役所廃止。 9・1 東京螺子藤沢工場で解雇反対の争議おこる（一二月中旬に解決）。	1・30 若槻礼次郎憲政会内閣成立。 3・5 労働農民党結成（委員長 杉山元治郎、12・12 大山郁夫を委員長とし再出発）。 4・9 労働争議調停法・治安警察法改正公布（7・1施行）。 6・24 府県制・市制・町村制改正（7・1施行）。 7・1 郡役所廃止。 12・4 日本共産党再組織。 12・5 社会民衆党結成（委員長 安部磯雄）。 12・9 日本労働党結成（書記長 三輪寿壮）。 12・25 大正天皇没、昭和と改元。
昭和 九二七二	2・17 社会民衆党神奈川第三区支部結成式（於藤沢劇場）。 3・9 小田原急行電鉄支線（相模大野―藤沢）敷設計画決定。 5・4 片瀬―鵜沼の鵜沼新道開通。 9・1 関東震災被災地の町村債償還延期運動活発化、金子藤沢町	4・22 緊急勅令により三週間の

昭和三年  
（一九二八）

<p>長、全国町村会長として活躍。</p> <p>11・10 藤沢町の県会議員選挙人数四〇四五（藤沢二二〇〇、鶴沼八一三、明治一〇三二）、衆議院議員選挙人数四一七二（藤沢二二七五、鶴沼八四七、明治一〇五〇）。</p>	<p>モラトリアム（支払猶予令）。</p> <p>5・28 第一次山東出兵。</p> <p>6・1 憲政会・政友本党合同し立憲民政党結成（総裁浜口雄幸）。</p>
<p>3・26 藤沢実科女学校の高等女学校への昇格認可。</p> <p>4・1 藤沢町合併二〇年記念祝賀会举行。</p>	<p>1・21 衆議院解散。2・20 第一次総選挙（最初の普通選挙）、政友会辛くも第一党。</p>
<p>6・1 金子町長退職し、県議候補上郎新二の選挙運動に活躍。</p> <p>6・15 後任町長選挙の第一回議員協議会開催、金子町長再選の動きに対する刷新派の反対強まる。</p>	<p>3・15 共産党員大検査、一五事件。</p>
<p>6・19 町内有志主催の町政批判演説会（於藤沢劇場）。</p> <p>6・21 町長選挙に関する第二回協議会、金子派と刷新派の妥協成立せず。</p>	<p>4・10 労働農民党・日本労働組合評議会に解散命令。</p> <p>4・19 第二次山東出兵。</p>
<p>6・25 町長選挙の町会開催、金子派が推す吉田八左衛門当選、刷新派はその無効を主張して対抗。</p>	<p>6・4 張作霖爆死事件。</p> <p>6・10 神奈川県会選挙（普選による）、当選政友一九、民政一八、無産四。</p>
<p>7・※ 吉田、町長就任を辞退、後任町長問題の紛争長びく。</p> <p>11・26 戸井嘉作・田辺徳五郎らの斡旋により、湯原直平の町長就任決定。</p>	<p>6・29 治安維持法改正公布施行。</p> <p>7・22 無産大衆党結成（委員長鈴木茂三郎）。</p>
	<p>11・10 天皇即位礼。</p> <p>12・20 日本労働党など中間派合</p>

年次	藤 沢 市 関 係 事 項	参 考 事 項
昭和四 二 九 二 九	<p>2・20 藤沢町商工会の設立発起人会開催。</p> <p>4・1 小田原急行電鉄支線（江の島線）開通。</p> <p>4・7 藤沢民政倶楽部発会式および演説会（於藤沢劇場）。</p> <p>7・23 藤沢駅大踏切に地下道設置の件につき町長・町議四名鉄道省へ請願。</p> <p>9・7 兼子一郎らが中心になって町政刷新町民大会を開く（於藤沢劇場）。町費節減・戸数割賦課の公平化・町営住宅資金の不当転貸問題の究明等を要求決議。</p> <p>9・16 町会において刷新派議員理事者を追及。</p> <p>9・18 第二回町民大会、町長・町議不信任を決議。</p> <p>9・19 再開町会流会（9・24に再招集）。</p> <p>9・26 第三回町民大会、翌日代表者が県当局に善処方を陳情。このころ昭和二年度中の明治小学校建築請負に関連する疑獄事件発覚。</p> <p>10・5 第四回町民大会、これまでに九町議が辞意表明。</p> <p>10・7 町会流会、八日に再招集、出席六議員で四年度更正予算案を議決。</p> <p>10・13 第五回町民大会、町長辞職を要求。</p> <p>10・30 町議総辞職。11・4湯原町長辞表提出、県属木内松次が町長職務管掌として派遣された。このころ、高座郡畜産組合主</p>	<p>4・16 同し日本大衆党結成（委員長高野岩三郎）。</p> <p>7・2 共産党員全国で大檢舉。田中内閣総辞職。浜口雄幸民政党内閣成立。</p> <p>10・24 アメリカ株式市場暴落、世界恐慌はじまる。</p> <p>11・1〜2 労農党結成（委員長大山郁夫）。</p> <p>11・21 金輸出解禁の関係省令公布。</p>



昭和五  
九三〇

催の藤沢競馬をめぐる疑獄事件発覚、金子前町長もこれに連座して検挙。

12・25 町会議員選挙実施（普選法による最初の選挙）。定員三〇名のうち新人二名、政友系は五名にとどまる。

12・30 町議選挙における不正投票に関し宮沢長蔵ら異議申立。

1・6〜20 後任町長選考問題難航。藤沢民政倶楽部の反主流派民政同志会を組織。

1・26 二日目の町会で推薦決定した隈川基、町長就任を承諾。

2・13 町会において隈川町長信任を決議、江口喜八助役決定。

2・26 町会において各種委員会を住民に公開することを議決。

3・※ 横浜財界のゴルフ同好団体不老会、藤沢町本入地区にゴルフ場建設を計画（四月、藤沢ゴルフ株式会社設立）。

3・29 町会においてゴルフ場予定地内の町営火葬場の移転を議決。

6・22 町会で火葬場移転敷地を西富地区内に決定。7・1 神奈川県知事、火葬場新築を許可。地元側に反対運動強まる。

9・28 火葬場建設に反対する大正村の一部村民、藤沢町役場へ乱入。

10・9 県当局、火葬場建設工事中止を通達。

10・12 町会で火葬場工事中止命令の撤回を知事・内相へ請願する件を議決。

10・31 緊急町会を開き、火葬場工事促進の意見書（町長あて）を可決。

11・2 県、火葬場工事中止命令を解除。

11・19 隈川町長・江口助役辞表提出。翌日、県属重田巖、町長職務

1・11 金輸出解禁実施。

1・21 ロンドン海軍軍縮会議開會。衆議院解散。

2・20 第一七回総選挙、民政党首位。

6・2 臨時産業合理化局官制公布、産業合理化政策本格化。

8・19 閣議、農漁村救済のため七千万円融資を決定。

8・20 全国町村長会臨時総会、農村救済宣言を議決。

10・2 ロンドン（海軍軍縮）条約批准。

11・14 浜口首相、東京駅頭で狙撃され重傷、幣原外相が首相臨時代理となる。この年、世界恐慌、日本へ波及（昭和恐慌）。

年次	藤沢市関係事項	参考事項
昭和六 九三二	<p>管掌として派遣さる。</p> <p>12・※ 町営火葬場完成（六年一月から使用）。</p> <p>1・10 隈川基、町長に再選され、約二週間を経て就任承諾。</p> <p>2・25 江口助役の再任決定。このころから町長支持派と民政倶楽部派の対立激化。</p> <p>5・21 町有建物（もと原立原蚕種試験場）を東京鉄道局へ寄付し、鶴沼海岸に同局の「海の家」設置を促進することを決定。</p> <p>8・27 県道湘南海岸道路（片瀬―大磯）起工式挙行。</p> <p>9・23 藤沢町中央部―鶴沼海岸の町道敷設計画流産。隈川町長辞職。</p> <p>10・3 一木与十郎町長当選（五日に受諾）。江口助役辞任。</p>	<p>1・26 日本農民組合結成。</p> <p>4・1 重要産業統制法公布（8・11施行）。</p> <p>4・13 浜口首相容態悪化のため内閣総辞職。若槻礼次郎民政党総裁に就任。</p> <p>4・14 第二次若槻内閣成立。</p> <p>5・27 俸給令改正公布（6・1施行）、官吏一割減俸。</p> <p>7・5 労農・全国大衆・社会民衆党合同派の三党合同して、全国労農大衆党結成。</p> <p>9・18 満州事変はじまる。</p> <p>12・11 若槻内閣総辞職。</p> <p>12・13 犬養毅政友会内閣成立。金輸出再禁止。この年、農村不況深刻化。</p>
昭和七 九三二	<p>3・29 藤沢町町勢調査員条例を議決（5・12「条例」を「規程」と改める）。</p> <p>4・1 六会村の長谷川周作村長就任。</p>	<p>1・21 衆議院解散。2・20第一八回総選挙、政友圧勝。</p> <p>1・28 上海事変おこる。</p>

<p>4・2 高等小学校特設の件議決。校舎の位置選定・設計等に関する調査委員決まる。</p>	<p>2・9 前蔵相、井上準之助暗殺。</p>
<p>5・12 高等小学校建設費の起債（八万円）案議決。</p>	<p>3・1 満州建国宣言。</p>
<p>5・20 御所見村で村費節減運動おこる。二四日村議総辞職。</p>	<p>3・5 三井合名理事長、団琢磨暗殺。</p>
<p>7・※ 兼子一郎町議、政治教育を目的とする劇団を組織。</p>	<p>4・1 平塚市制施行。</p>
<p>9・※ 高等小学校建設敷地、建設費起債について明治地区出身町議の反対強まり、町会の紛糾続く。</p>	<p>5・15 犬養首相、海軍青年将校らに射殺される（五・一五事件）。内閣総辞職。</p>
<p>12・4 藤沢の民政両派合流。</p>	<p>5・20 鈴木喜三郎、政友会総裁に就任。</p>
<p>12・15 高等小学校特設をめぐる紛糾に対し、県当局が調停案提示。</p>	<p>5・26 斎藤実内閣成立（政友四名、民政三名入閣）。</p>
	<p>6・10 神奈川県会選挙。当選政友二六、民政一四、中立三、社会一。</p>
	<p>6・29 警視庁に特別高等警察部（特高）設置。</p>
	<p>7・10 コミンテルンの「日本における情勢と日本共産党の任務に関するテーゼ」発表。</p>
	<p>7・24 全国労農大衆党・社会民衆党合同し、社会大衆党結</p>

年次	藤沢市関係事項	参考事項
昭和八 （一九三三）	<p>2・1 引地川（下流）改修工事着工。</p> <p>2・5 町営公益質屋開業。</p> <p>3・1 兼子町議辭職。町会で特設校問題に関連し、傍聴人の議員殴打事件おこる。</p> <p>3・2 特設校反対派の金子・高橋・三誓・落合四町議辭職。</p> <p>5・13 高等小学校特設とその建設費起債の件、内務・大蔵・文部三大臣の名で許可（起債額五万七千円）。</p> <p>5・13 特設校建設のための予算措置および建設位置（鶴沼地区内）議決。町議一五名を臨時高等小学校建築委員に決定（6・13町議二名、学務委員三名追加）。</p> <p>9・16 高等小学校校舎上棟式（11・14開校式）。</p> <p>10・18 葉山繁蔵町議辭職（町議改選の線上実施を主張）。</p> <p>11・17 藤沢町に都市計画法適用の件を申請決定。</p> <p>11・25 六会村産業組合創立委員会。</p> <p>11・28 民政派町議いっせいに辭職。</p> <p>12・25 町議選挙、当選三〇名中前議員は一〇名にとどまる。選挙違反による検挙統出。</p>	<p>8・23～9・4 時局匡救臨時議成。 会開かる。</p> <p>12・22 民政党を脱党した安達謙蔵ら国民同盟を結成。</p> <p>3・27 日本、国際連盟脱退。</p> <p>3・29 農村負債整理組合法公布（8・1施行）。米穀統制法公布（11・1施行）。</p> <p>8・9 第一回関東地方防空大演習実施。</p> <p>12・23 皇太子明仁誕生。</p>

昭和九  
三〇九

1・1 選挙違反検査四〇〇名以上。

2・14 大沼誠三郎町議辞職。

3・1 一木町長辞職。町長職務管掌として県属斎藤道金米任。

3・15 本荘林平町議辞職。

5・7 三月以来難航の町長選挙問題解決、大野守衛町長当選。 都

5・7 市計画神奈川地方委員選挙、金子ほか四町議当選。

5・24 山崎良一町議辞職。

5・30 片瀬町長に林助役昇格。

7・31 一木町長当時から空席になっていた助役に、横山文淵就任決定。

9・1 佐藤峰太郎収入役代理就任（一年後、正式の収入役となる）。

11・1 小出村の村営バス経営難問題化（昭10・9・18業者へ譲渡）。

1・29 八幡製鉄所および製鉄五  
社合併による日本製鉄（株）  
会社設立。

6・8 日蘭会商はじまる（12・  
21不調のまま打ち切）。

7・3 斎藤内閣総辞職。岡田啓  
介内閣成立（政友三名、民  
政二名入閣）。

10・1 陸軍省「国防の本義とそ  
の強化の提唱」のパンフレ  
ットを頒布、「広義国防」  
を主張。

11・18 日本労働組合全国評議会  
結成（委員長加藤勘十）。

12・3 ワシントン条約単独廃棄  
を閣議決定。この年、米大  
凶作。

1・20 民政党総裁に町田忠治就  
任。

2・18 貴族院で菊地武夫ら美濃  
部達吉の「天皇機関説」攻  
撃。

3・23 衆議院で国体明徹決議案  
可決。

昭和九  
三〇九

1・24 県道辻堂線新設のため町費六〇〇〇円の補助金支出を決定。

1・※ 御所見村に地主との協力による小作更生会誕生。

2・8 落合留吉町議辞職。

2・26 辻堂線新設のための町費による補助金を四〇〇〇円に削減。

3・1〜5 町税の増額をふくむ一〇年度予算案成立。議員提出の  
四建議案（引地川に河川法準用方陳情・藤沢高女の県移管・消  
防組織改革・区長および区長代理者設置）可決。

防組織改革・区長および区長代理者設置）可決。

年次	藤沢市関係事項	参考事項
<p>昭和 一九三六</p>	<p>4・30 御所見村の森林造村長辞職（5・12後任に長嶋喜治助役の昇格決定）。</p> <p>5・28 町債整理のため町営住宅・旧公設市場建物等の売却処分を決定。</p> <p>7・23 白石鉄五郎町議辞職。</p> <p>7・25 六会村経済更生村民大会。</p> <p>7・27 湘南海岸道路開通。</p> <p>8・24 県道辻堂線開通（国道一号線と湘南海岸道路連絡）。</p> <p>9・19 大野（藤沢）・林（片瀬）町長、県道江の島線改修促進について協力を約す。</p> <p>9・27 藤沢町々税其ノ他諸収入金督促及滞納処分ニ関スル条例を制定。</p> <p>11・7 高山仙一郎町議辞職。</p> <p>11・20 藤沢町財政整理計画決定。</p> <p>11・26 町会議員補欠選挙（六名）。</p> <p>1・※ 引地川第三期改修工事着手（5・16竣工）。</p> <p>4・15 御所見村産業組合設立。</p> <p>4・※ 「藤沢町報」創刊。</p> <p>5・13 小林彦町議死去。</p> <p>8・※ 県当局、鵜沼海岸に県営プール設置を企画。8・26 藤沢町会、県知事へこの促進意見書提出を可決（12・19 県会で可決）。</p> <p>9・28 県道江の島線改修工事着手。</p>	<p>5・1 第一六回メデー（戦前最後）举行。</p> <p>6・18 選挙粛正中央連盟発足。</p> <p>8・3 政府、国体明徴声明。</p> <p>10・1 国勢調査施行。</p> <p>11・18 教学刷新評議会設置。</p> <p>1・15 日本、ロンドン軍縮会議脱退。</p> <p>1・21 衆議院解散。2・20 第一九回総選挙、民政党首位。</p> <p>2・26 皇道派青年将校、内大臣齋藤実、蔵相高橋是清、教育総監渡辺錠太郎らを殺害</p>

昭和一二  
一九三七

<p>11・9 藤沢・明治・鶴沼三小学校の校名を一二年四月から藤沢第一・第二・第三小学校と改称を決定。第三小学校の移増築および辻堂地区に小学校増設に関する意見書を町長へ提出することを可決。</p>	<p>3・※ 藤沢地区に第四小学校新設決定（九月着工）。 6・24 高橋藤次郎町議死去。 8・1 遊行寺において、国威宣揚・皇軍武連長久の祈願祭挙行。 8・12 追加予算中に応召軍人家族慰問金と防空演習費を計上。 8・18 鶴沼海岸に県営プール完成。 9・10 選挙期日更改のため町議いっせい辞職。</p>
<p>(二・二六事件)。内閣総辞職。 2・27 東京市に戒嚴令布告（7・18解除）、2・29反乱軍掃順。</p>	<p>3・9 広田弘毅内閣成立。 5・18 陸海軍大臣・次官を現役とする旨勅令公布。 6・10 神奈川県会選挙、当選民政二一、政友一五、社大五、中立二、諸派四。 7・31 第一二回オリンピック、東京開催と決定（昭13・7・15返上に決定）。 9・25 帝国在郷軍人会令公布。 10・1 内務省、臨時町村財政補給金規則公布。 11・25 日独防共協定調印。 1・23 広田内閣総辞職。2・2林銑十郎内閣成立。 3・31 衆議院解散。4・30第二〇回総選挙、民政辛勝、社会大衆党三七議席を獲得。 4・5 防空法公布。</p>

年次	藤 沢 市 関 係 事 項	参 考 事 項
昭和 一三 九三 八〇	<p>9・11 社会大衆党高座支部結成（支部長新保辺）。</p> <p>9・20 町議選挙告示（県地方課の異議で取消、選挙期日更改実現せず）。</p> <p>9・※ 日本精工藤沢工場完成。</p> <p>11・2 御所見村に県立診療所開設。</p> <p>12・25 町議選挙実施（立候補三一名にとどまる。当選者中新人九、元町議二、前町議一九。民政系の進出目立つ）。</p> <p>1・10 都市計画神奈川地方委員改選。</p> <p>2・1 三枝仁七町議辞職。</p> <p>4・1 藤沢女子青年学校開校。 石井光行町議死去。</p>	<p>5・14 企画庁官制公布。</p> <p>5・31 林内閣総辞職。6・4近衛文麿内閣成立。</p> <p>7・7 芦溝橋事件により日中戦争おこる。</p> <p>8・3 暴利取締令改正公布。</p> <p>9・10 臨時資金調整法公布（9・27施行）。軍需工業動員法の適用に関する法律公布。</p> <p>10・12 国民精神総動員中央連盟結成。</p> <p>10・25 企画院官制公布（企画庁と資源局統合）。</p> <p>11・18 大本営令公示。</p> <p>12・13 日本軍、南京占領。</p> <p>12・15 第一次人民戦線事件。</p> <p>12・22 日本無産党・日本労働組合全国評議会結社禁止。</p> <p>1・11 厚生省官制公布。</p> <p>1・16 昭和一三年度物資動員計画閣議決定（以後毎年度動</p>



<p>昭和 一九三九</p>	<p>4・10 自治制発布五〇周年・藤沢町合併三〇周年記念式典挙行。  4・15 藤沢第四尋常小学校開校式。  4・28 曾根田重治町議死去。小出村政の混乱から大竹村長・伊沢助役退職。  6・4 藤沢町長大野守衛再任と決定。  9・1 豪雨のため境・柏尾・引地川出水、藤沢署管内の被害一七万円。  11・28 藤沢町防空訓練実施。  11・30 山田信三町議辞職。  12・8 小出村長、伊沢新満に決定。  12・13 藤沢町勢振興委員設置規程制定、委員として町議一〇、公民五を選任。  12・22 町勢振興委員会、片瀬町・村岡村に合併交渉の方針を決定。</p>	<p>4・1 計画策定。  4・1 国家総動員法公布（5・5施行）。  4・2 農地調整法公布（8・1施行）。  4・6 電力国家管理実施。  4・10 燈火管制規則実施。  6・29 職業紹介所官制公布。  7・9 物品販売価格取締規則公布（公定価格制確立）。  7・14 暴利取締令改正公布。  7・30 産業報国連盟創立。  10・1 陸軍、作戦要務令制定。  10・27 日本軍、武漢三鎮占領。  11・2 農業報国連盟結成。  11・3 近衛首相、「東亞新秩序」建設声明。  1・4 近衛内閣総辞職。1・5平沼騏一郎内閣成立。  1・7 国民職業能力申告令公布。  1・25 警防団令公布（4・1施行）。  3・25 軍用資源秘密保護法公</p>
<p>昭和 一九三九</p>	<p>1・12 片瀬町、藤沢町との合併問題に関する委員（町議四、公民一）を決定。  7・1 鶴沼海岸の県営プール、藤沢町へ移管。  11・18 町勢振興委員会、片瀬町・村岡村合併条件を決定。片瀬側、合併による新市（または町）の名称を「江之島」とすることを主張。</p>	

年次	藤沢市関係事項	参考事項
昭和一九四〇・五	<p>1・10 町勢振興委員会、合併市(町)名を「藤沢」、「藤沢江の島」または「湘南」とする案を決定。</p> <p>1・19 藤沢町議、全員協議会、紀元二六〇〇年記念事業として市制施行の実現を決議。</p>	<p>4・12 米穀配給統制法公布(米穀商許可制)。</p> <p>4・30 政友会分裂。</p> <p>5・12 ノモンハン事件おこる(9・15停戦協定成立)。</p> <p>7・8 国民徴用令公布(7・15施行)。</p> <p>8・28 平沼内閣総辞職。8・30 阿部信行内閣成立。</p> <p>10・18 価格等統制令・地代家賃統制令・賃金臨時措置令・会社職員給与臨時措置令公布(いずれも10・20施行)。</p> <p>11・3 鎌倉市制施行。</p> <p>11・6 米穀強制買上(供出)制実施。</p> <p>12・25 木炭配給統制実施。</p> <p>1・14 阿部内閣総辞職。1・16 米内光政内閣成立。</p> <p>3・29 地方税法改正(戦時税制に改変)。</p>

3・7	町勢振興委員会、三町村合併と同時に市制実現の方針を決定 (新市名は「藤沢市」とし、合併不成立の場合は一月一日単 独市制実現を期する方針)。	6・10	神奈川県選挙、当選政 友一八、民政一四、中立 五、諸派一〇。
3・30	昭和三年一〇月以来中絶の藤沢町区長制度復活。	6・24	近衛文麿、新体制運動推 進を声明。
4・※	片瀬町の委員、村岡村と共同で藤沢町との合併条件を決定、 新市名「片瀬市」を主張。	7・6	社会大衆党解党。奢侈 品等製造販売制限規則公布 (7・7施行)。
5・1	藤沢町部落常会成立。	7・16	米内内閣総辞職。7・ 22第二次近衛内閣成立。
6・28	藤沢町と片瀬町・村岡村の合併交渉不成立。片瀬町の合併委 員会解体。	7・30	政友会中島派解党(久原 派は7・16解党)。
7・5	町勢振興委員会、単独市制施行の方針確定。	8・15	民政党解党。
7・17	町勢振興委員の増員を決定(町議二五、公民一五)。	9・11	内務省、部落会・町内会 ・隣保班・市町村常会整備 要綱を府県に通達。
7・27	六会村に日本大学敷地買収決定。	9・11	内務省、部落会・町内会 ・隣保班・市町村常会整備 要綱を府県に通達。
8・10	緊急町会、一月一日市制施行の件を議決(一六日県知事へ 上申)。	9・11	内務省、部落会・町内会 ・隣保班・市町村常会整備 要綱を府県に通達。
8・24	市制施行期日を一〇月一日に変更(県の勧めによる)。	9・27	日独伊三国同盟調印。
10・1	藤沢市制施行(9・25内務省告示)。	10・4	砂糖・マッチ配給統制規 則公布(11・1切符制実 施)。
10・15	選挙公正の指導を目的とする愛市同盟結成(会長高松良夫・ 副会長金子小一郎)。	10・12	大政翼賛会発足(総裁近 衛首相)。
11・5	市議選挙告示。愛市同盟は「推薦同盟」の名で二八名の推薦 候補を決定、うち一四名は推薦を辞退、非推薦立候補二三名。	10・24	米穀管理規則公布(町村 別割当供出制実施)。
11・25	第一回市議選挙。推薦組一四名、非推薦組一六名当選。		
12・11	市会議長鈴木勇・副議長鈴木竹次郎と決定。「市会会議規 則」・「市会傍聴人取締規則」制定。		
12・13	名誉職参事会決定(市議のうち一〇名)。市参事会委任事		

年次	藤沢市関係事項	参考事項
昭和一九四一	<p>項決定。</p> <p>1・29 名誉職市長条例議決(2・12内務省認可)。</p> <p>2・7 村岡村の石井政治郎村長死去。</p> <p>2・18 初代市長、大野守衛と決定。隣接町村との親交・市の計画樹立に関する調査のための臨時委員設置。</p> <p>2・1 藤沢市町内(部落)会設置要綱決定。</p> <p>2・24 助役細谷力藏・収入役平野秀樹選任。</p> <p>4・30 藤沢市会および村岡村会、合併上申決議。</p> <p>6・1 村岡村、藤沢市へ正式編入(5・27県告示)。</p> <p>6・7 市議定数二名増員、旧村岡村域を第二選挙区とする件につき関係条例改正(8・20増員市議二名、無投票で当選)。</p> <p>7・1 大政翼賛会藤沢市支部結成(支部長は大野市長)。</p> <p>7・18 大野市長・鈴木市会議長ら六会・渋谷両村に合併交渉。この前後に片瀬町の合併も推進することとなる。</p> <p>9・24 江口喜八市議病気のため辞職(10・10小川桂助繰上げ当選)。</p> <p>11・※ 鎌倉市、片瀬町に対する合併交渉本格化。</p> <p>12・9 米・英両国との開戦に際し、市会で決意表明と政府・軍への感謝決議。</p>	<p>11・5 政府、日滿支経済建設要綱を發表。</p> <p>11・10 紀元二六〇〇年祝賀行事、各地で挙行。</p> <p>11・23 大日本産業報国会創立。</p> <p>1・8 東条陸相「戦陣訓」を示達。</p> <p>1・16 大日本青少年団結成。</p> <p>1・21 食糧管理局官制公布。</p> <p>2・24 衆議院・府県会・市町村会の議員任期一年延長。</p> <p>3・1 国民学校令公布。</p> <p>3・3 国家総動員法改正公布(3・20施行)。</p> <p>3・7 国防保安法公布。国民労務手帳法公布。</p> <p>4・1 生活必需物資統制令公布。六大都市で米穀配給通帳制・外食券制実施。</p> <p>4・2 大政翼賛会改組。</p> <p>4・13 日ソ中立条約調印。</p> <p>7・16 第二次近衛内閣総辞職。</p>

昭和  
一九四二

- 12・13 藤沢市会および六会村会、合併上申決議。
- 12・14 戦勝祈願市民大会（於第一国民学校）。
- 12・27 藤沢市都市計画街路認定（内務省告示）。

- 1・16 片瀬町との合併交渉委員（市議六名）決定。
- 1・20 市常会（町内会首脳会議）で「戦時常会是」を決定。
- 2・27 片瀬町議全員協議会で合併交渉委員（町議八名）を選任。
- 3・10 六会村、藤沢市へ編入（3・9県告示）。
- 3・12 鎌倉市と大船・深沢・片瀬三町村の委員、合併条件等について協議。
- 3・24 藤沢市議全員協議会、片瀬側提案の合併による新市名「藤沢江の島市」を受け入れる。
- 3・26 市議定数四名増加と、旧六会村域を第三選挙区とする件につき関係条例改正（6・15増員市議四名無投票当選）。
- 3・30 片瀬町議全員協議会、藤沢市との合併を可決。

- 7・18 第三次近衛内閣成立。
- 7・28 日本軍南部仏印進駐。
- 8・30 金属類特別回収令公布。
- 9・2 翼賛議員同盟成立。
- 9・4 翼賛壮年団結成。
- 10・16 第三次近衛内閣総辞職。
- 10・18 東条英機内閣成立。
- 12・8 日本海軍ハワイ真珠湾攻撃、太平洋戦争はじまる。
- 12・11 企業許可令公布。
- 12・16 物資統制令公布。戦艦大和竣工。
- 1・2 毎月八日を「大詔奉戴日」とすること閣議決定。
- 2・1 みそ・しょう油配給切符・衣料点数切符制実施。
- 2・2 愛国・国防婦人会等を統合、大日本婦人会発足。
- 2・15 シンガポール英軍降伏。
- 2・21 食糧管理法公布。
- 2・23 翼賛政治体制協議会成立、衆議院議員推薦候補を決定（四六七名）。

年次	藤沢市関係事項	参考事項
	<p>4・3 鎌倉市・大船町・深沢村の委員合同して「大鎌倉建設要綱」を片瀬町民に配布、鎌倉市への合併を呼びかけ、片瀬側反発。</p> <p>4・※ 県当局「藤沢江の島市」の名称に難色を示す。</p> <p>5・7 内務省の意向で県は藤沢・鎌倉両市に合併問題の保留を示達。</p> <p>7・1 藤沢市に鎌倉高座地方事務所設置（旧高座郡役所の建物をあてる）。</p> <p>7・18 大日本婦人会藤沢市支部結成（支部長大野町長夫人）。</p> <p>8・1 片瀬町の合併運動再興（実現にいたらず）。</p> <p>11・1 市行政機構簡素化。</p> <p>11・4 鈴木（勇）市会議長辞職。</p> <p>11・7 葉山繁蔵、後任議長に決定。鈴木（竹）副議長辞職、後任は高松良夫。大野市長、病気を理由に辞職。参事会員および都市計画神奈川地方委員も総退陣（11・29新メンバー選任）。</p> <p>11・26 市長候補選考小委員会、飛嶋繁を推すことを決定したが、全員委員会の同意をえられず。</p> <p>11・30 後任市長、金子小一郎に決定。</p> <p>12・10 市勢振興委員設置規程議決され、正副議長をふくむ市議七名委員に選任。</p> <p>12・15 市行政機構第二次簡素化。</p> <p>12・21 藤沢市小売商業組合創立総会。</p>	<p>3・9 ジャワ蘭印軍降伏。</p> <p>4・18 米陸軍機、日本本土初空襲（東京・名古屋・神戸等）。</p> <p>4・30 第二一回総選挙（翼政協推薦候補三八一名、非推薦八五名当選）。</p> <p>5・7 マニラ湾コレヒドール島の米軍降伏。</p> <p>5・13 企業整備令公布。</p> <p>5・20 翼賛政治会結成（会長阿部信行）。</p> <p>6・5 ミッドウェー海戦。</p> <p>8・7 米軍、ガダルカナル島上陸作戦開始。</p> <p>11・1 大東亜省発足（拓務省・興屯院等廃止）。</p> <p>この年、主要産業部門に統制会設立。食糧事情悪化。「欲しがりません勝つまでは」の標語広まる。</p>

1・5	藤沢文化協会（大政翼賛会の外廓団体）創立（会長大野前市長）。藤沢市食料品小売商業組合発足。	1・20	生産増強勤労緊急対策要綱、閣議決定。
1・9	大政翼賛会支部・翼賛壮年団主催建艦献金運動（二万二千円献金）。	2・1	日本軍、ガダルカナール島撤退。
2・1	民間金属類特別回収、町内会・隣組を通じ実施。	3・11	農業団体法公布。
2・22	細谷助役辞職。	3・12	商工組合法・商工経済会法公布。
3・20	鶴沼海岸で官立無線電信講習所起工式挙行。	3・18	戦時行政特別法・戦時行政職権特例・行政巡察規程・戦時経済協議会規程公布。
3・31	杉山寛吉市議（参事会員）死去。	3・20	改正府県制・市制・町村制公布（地方議会権限縮小、6・1施行）。
5・29	市会、山本連合艦隊司令長官の戦死につき弔辞を議決。	4・18	金属回収本部官制公布。
5・※	遊行寺の一遍上人銅像供出。	4・24	連合艦隊司令長官山本五十六戦死。
7・※	町内（部落）会に納税部設置（既存の納税組合は解消）。	5・29	アツツ島日本軍全滅。
8・10	市会議員常会設置。	6・4	食糧増産応急対策要綱、閣議決定（休閑地の活用等）。
8・12	端山八重蔵市議（参事会員）死去。	10・2	学生・生徒の徴兵猶予全面停止（12・1第一回学徒出陣）。
8・24	寺田忠義市議死去。		
10・24	藤沢打球会（ゴルフクラブ）解散。		
11・1	小塚芳太郎主事の助役昇格決定。		
11・23	藤沢市出陣学徒壮行会。		
12・11	市防空従事者扶助金支給規程設定。		

年次	藤沢市関係事項	参考事項
昭和一九四四	<p>1・24 鎌田善藏市議（参事会員）死去。</p> <p>2・1 藤沢高女挺身隊、日本精工の工場へ動員。</p> <p>3・28 加藤清作市議死去。</p> <p>4・3 藤沢商業学校、工業学校に転換再発足（学校工場化）。</p> <p>6・1 辻堂国民学校・鶴沼国民学校の新設工事決定。</p> <p>7・8 市・警察・地方事務所・輸送業者・生産者および消費者の代表が集まり青果物需給調整連絡協議会を開き、増産計画・集荷対策・配給合理化等につき協議。外食食堂八軒指定。</p> <p>8・19 横須賀市長浦国民学校の生徒一三四名渋谷村へ疎開。</p> <p>10・3 渋谷村、町制施行。</p> <p>10・※ 食糧増産に中学生勤労働員。</p> <p>11・20 中田中市議、軍公用召集。</p> <p>11・※ 市会議員の任期一年延長。</p>	<p>11・1 軍需省・運輸通信省・農商省各官制公布（企画院・商工省・通信省・鉄道省・農林省廃止）。</p> <p>12・21 閣議、都市疎開実施要綱決定。</p> <p>1・4 戦時官吏服務令公布。</p> <p>1・8 緊急学徒勤労働員方策要綱、閣議決定。</p> <p>1・14 神奈川県都市疎開実行本部設置。</p> <p>3・6 全国の新聞、夕刊廃止。</p> <p>5・16 文部省、学校工場化実施要綱発表。</p> <p>6・19 マリアナ沖海戦。</p> <p>7・7 サイパン島守備隊玉砕。</p> <p>7・18 東条内閣総辞職。 7・22 小磯内閣成立。</p> <p>8・5 大本営政府連絡会議、最高戦争指導会議と改称。</p> <p>8・10 グラム島の日本軍全滅。</p> <p>8・15 軍需省ダイヤモンド買上</p>



<p>昭和二〇 二九四五</p>	<p>6・8 兼子一郎市議、軍公用召集。 6・26 戦時中最後の市会（臨時会）召集、防空施設・資材整備のため の追加予算等議決。出席議員一八名。 8・22 片瀬西浜・辻堂海岸の材木二六〇〇石を護東師団より片瀬町 に譲渡。 8・30 マッカーサー連合国最高司令官厚木到着、長後を通って横浜 にはいる。 9・13 伊沢十郎、助役に任命される。 10・12 戦後最初の藤沢市会開かる。 12・18 辻堂駅で火薬爆発事件おこる。</p>	<p>げ開始、10・15白金強制買 上げ実施。 8・23 女子挺身勤労令公布。 10・24 レイテ沖海戦。 11・24 マリアナ基地のB 29、東 京爆撃。 1・25 最高戦争指導会議、決戦 非常措置要綱を決定。 2・16 米艦載機二二〇〇、関東 各地を攻撃。 3・6 国民勤労動員令公布。 3・9 B 29、東京大空襲、以後 各地に大規模空襲続く。 4・1 米軍、沖縄上陸、6・23 守備隊全滅。 4・5 小磯内閣総辞職。 4・ 7 鈴木貫太郎内閣成立。 4・15 川崎市空襲。 5・29 横浜市空襲。 6・※ マリアナ基地のB 29、沖 縄基地のB 24、硫黄島のP 51などによる都市空襲激 化。 7・16 平塚市空襲（17・18・30</p>
----------------------	--	---

年次	藤沢市関係事項	参考事項
		8・6 B 29、広島に原子爆弾投下。 日。
		8・9 B 29、長崎に原爆投下。
		8・14 日本政府、ポツダム宣言受諾を連合国に申入れ。
		8・15 天皇、戦争終結の詔書を放送。
		8・17 東久邇宮稔彦内閣成立。
		8・28 連合軍先遣部隊厚木飛行場到着。
		9・2 日本、降伏文書に調印。
		10・4 GHQ、政治・民権・信教の自由の制限撤廃の覚書を交付。
		10・5 東久邇宮内閣総辞職、10・9幣原喜重郎内閣成立。
		10・10 徳田球一ら政治犯釈放。
		10・20 日本共産党機関紙「赤旗」再刊。
		11・2 日本社会党結成（書記長片山哲）。

昭和二十一年四月九日

1・19	藤沢劇場で社会党藤沢支部結成式。	11・9	日本自由党結成（総裁鳩山一郎）。
3・31	金子小一郎市長辞職。	11・16	日本進歩党結成（12・18町田忠治総裁となる）。
4・19	市会、市長候補者選考委員会設置、4・24飛嶋繁を市長候補者として推薦決議。	1・4	G H Q、軍国主義者の公職追放指令。
5・4	市会、名誉職市長条例可決、飛嶋繁を名誉職市長候補者に推薦決議、5・11市会、改めて飛嶋を推薦決議。	1・25	内山岩太郎、神奈川県知事に任命。
5・※	藤沢市主要食糧緊急対策本部を設置。	2・19	天皇、神奈川県を巡幸。
6・2	市物資課吏員杉山万吉、米穀通帳偽造で検挙される。	3・6	政府、G H Q草案の趣旨にもとづく憲法改正草案要綱を発表。
6・14	飛嶋繁、藤沢市長に任命。	4・10	婦人参政の新選挙法による第二回衆議院議員総選挙。
10・8	市会、選挙管理委員を選出、ついで選挙管理委員長に大野守衛就任。	4・19	自由・社会・協同・共産四党、幣原内閣打倒共同委員会結成、4・22幣原内閣総辞職、5・4鳩山自由党総裁公職追放、5・14自由党総裁に吉田茂。
10・12	片瀬町、藤沢・鎌倉両市に合併条件の明示を求める。	4・19	神奈川県臨時隠退蔵物資処理委員会設置。
11・3	憲法公布祝賀式典と市民体育大会開催。	5・6	内山知事、連合軍に食糧
11・4	合併交渉委員、片瀬町に大藤沢市建設構想説明書を提示。		
11・24	県下市町村長会議、特別市制反対を決議。		
12・7	藤沢振興会社設立計画おこる。		

年次	藤沢市関係事項	参考事項
昭和二二 一九四七	<p>1・19、20 片瀬町で合併問題にかんし町民投票、藤沢合併が過半数。</p> <p>2・10 片瀬町、藤沢市に正式合併申入れ。2・25藤沢市会・片瀬町会、合併上申を決議。</p> <p>2・22 藤沢市公職適否審査会、委員委嘱。</p> <p>3・20 自由党藤沢支部結成式。</p> <p>4・1 鎌倉郡片瀬町を編入合併。</p> <p>4・3 民主党藤沢支部結成式。</p> <p>4・5 藤沢市長に飛嶋繁、無競争当選。</p> <p>4・22 都市計画街路追加及生産再建整備都市計画街路並びに街路広場計画が内務省告示で追加。</p> <p>4・30 最初の地方議会議員統一選挙。藤沢市議会議員選挙は立候補者八一名より三六名当選。</p> <p>5・5 学校教育法施行により、第一・明治・鶴沼・六会・片瀬・藤</p>	<p>放出要請。</p> <p>5・19 食糧メーデー。</p> <p>5・22 第一次吉田内閣成立。</p> <p>9・27 地方制度第一次改革。</p> <p>11・3 日本国憲法公布（昭22・5・3施行）。</p> <p>12・18 第一回市町村農地委員会委員選挙。</p> <p>1・4 公職追放の範囲を地方公職等に拡大。</p> <p>1・31 GHQ、2・1ゼネスト中止命令。</p> <p>3・31 教育基本法・学校教育法公布、六・三制学制発足。</p> <p>4・1 町内会・部落会・隣組廃止。</p> <p>4・5 府県知事・市町村長統一選挙、神奈川県知事に内山岩太郎。</p> <p>4・17 地方自治法公布（5・3施行）。</p> <p>4・20 第一回参議院議員選挙。</p>

昭和二三  
（一九四八）

<p>12・22 市議会議規則可決。</p> <p>11・20 市議会で葉山（又）議員、片瀬松下材木問題で飛嶋市長を追及。</p> <p>11・9 藤沢中学火災。</p> <p>10・22 燃料非常対策建議案可決、ついで市議ら出荷懇請に出張。</p> <p>10・18 自由党支部大会、飛嶋繁支部長となる。無所属の一一市議、自由党に入党。</p> <p>9・1 監査委員に鈴木竹次郎・柄内礼次を選任、事務局設置。</p> <p>6・28 市役所事務分掌条例可決、総務・民生の二部制となる。</p> <p>6・17 御所見村で長田村長排斥で吏員総辞職問題おこる。</p> <p>6・5 初当選の無所属議員で紫風会結成。</p> <p>5・30 市議常任委員会条例可決、財政・教育・経済・厚生・土木・観光の六常任委員会発足。</p> <p>5・14 飛嶋市長辞表提出、5・19 辞表撤回。</p> <p>5・13 市議会議長に杉山清茂、副議長に飯森春吉を選出。</p>	<p>4・25 第二三回衆議院議員総選挙。</p> <p>6・1 片山哲社会党首班、民主国協連立内閣成立。</p> <p>8・4 最高裁判所発足。</p> <p>10・1 茅ヶ崎に市制施行。</p> <p>12・17 警察法公布（昭23・3・7施行）。</p>
<p>6・20 江の島棧橋流失。</p> <p>5・23 竹内一良議員死去。</p> <p>4・18 藤沢市長選挙、伊沢十郎当選。</p> <p>3・17 藤沢市警察と市消防発足。</p> <p>2・23 藤沢市共同作業所開設。</p> <p>2・20 飛嶋市長辞職、4・24 助役伊沢十郎、市長代理となる。</p> <p>2・28 御所見村で村長公選。</p> <p>1・22 市議会、松下材木処理調査委員会設置、2・11 問題解決。</p>	<p>3・10 片山内閣総辞職。</p> <p>3・10 芦田均民主党首班、社会国協連立内閣成立。</p> <p>3・15 民主自由党結成（総裁吉田茂）。</p> <p>6・23 昭和電工疑獄事件おこる。</p> <p>7・7 福井市公安条例制定。</p>

年次	藤 沢 市 関 係 事 項	参 考 事 項
昭和二四 二九四九	<p>6・28 市議会で葉山(又)議員、トタン板問題追及。</p> <p>6・※ 日本精工争議おこる。</p> <p>7・1 市立図書館開設。</p> <p>7・19 県議・市議補選、県議に栗原直義、市議に高山仙一郎当選。</p> <p>8・1 藤沢市財政白書公表。</p> <p>8・31 市議会で片瀬海水浴場の運営が問題となり、調査委員会設置。</p> <p>9・1 市議会議長に葉山繁蔵・副議長に小山正光当選、常任委員も改選。</p> <p>9・4 市議会で医療協同組合の元使記念館無断使用が問題となる。</p> <p>11・29 市議会で組合病院に使用許可内諾。</p> <p>10・20 片瀬出張所で片瀬分離の市民大会開かれる。</p> <p>10・27 民自党支部総会で岡崎勝男の支部長就任を否決。</p> <p>10・30 自転車競技場促進委員会発足。紫風会解散。</p> <p>1・27 市議会、小山正光議員の助役選任に同意。3・30 副議長に金子四郎を選出。</p> <p>2・22 市議会、市役所新庁舎の建設提案に賛同。水野佐忠の収入役選任に同意。</p>	<p>7・15 地方財政法公布。</p> <p>7・31 教育委員会法公布。</p> <p>7・31 マッカーサー書簡にもとづく公務員罷業権・団体交渉権等を否認した政令二〇一号公布。</p> <p>8・1 自転車競技法公布。</p> <p>10・5 第一回教育委員選挙。</p> <p>10・6 昭電事件で西尾前国務相逮捕。</p> <p>10・7 芦田内閣総辞職。</p> <p>10・19 第二次吉田茂民自党内閣成立。</p> <p>11・12 極東国際軍事裁判、東条英機ら七名に絞首刑決定。</p> <p>11・30 国家公務員法改正公布。</p> <p>12・19 GHQ、経済安定九原則を指令。</p> <p>1・23 第二四回衆議院総選挙、民自党絶対多数、共産党進出。</p> <p>2・1 米陸軍長官ロイヤル、G</p>

	<p>3・13 藤沢銀座土曜会復活創立大会。 3・25 遊行通共栄会創立総会。</p> <p>3・27 民自党支部役員総会、池田進幹事長となる。</p> <p>3・31 第四一回都市計画神奈川地方委員会で藤沢市の都市計画決定。片瀬江の島を風致地区に指定。</p> <p>4・19 藤沢市商店街連合会創立準備会。</p> <p>4・25 江の島弁天橋竣工式。</p> <p>4・※ 弘報委員会発足。</p> <p>5・30 市議会世話人会の紛糾により、あらたに市議会運営委員会を設置することとし、規程作成。</p> <p>6・27 金子副議長辞表提出、7・29副議長に青木保二郎を選出。</p> <p>7・14 消防団長選挙で池田進当选、これにからみ消防団問題おこる。</p> <p>7・※ 片瀬漁業会をめぐり混乱。</p> <p>8・2 市職員定数条例可決。</p> <p>8・23 日本精工労組、市議会に日精首切り反対決議を請願。</p> <p>8・30 市議会に時局対策委員会設置。在日朝鮮人教育費負担請願の審議にさいし議場混乱。</p> <p>8・31 キティ台風来襲。</p> <p>10・31 市議会、市庁舎新築の件可決。 賃金支払資金貸付制度を可決。山川菊栄ら人権擁護委員会推薦に同意。</p> <p>11・1 江の島植物園開園。</p> <p>12・30 愛市クラブ結成、議員一五名。</p>	<p>H Q 経済顧問ドッジ公使来日。</p> <p>2・16 第三次吉田内閣成立、民主党連立派入閣。</p> <p>3・22 ドッジ公使、池田蔵相に昭和二四年予算を内示。</p> <p>4・15 ドッジ、超均衡予算につき声明。</p> <p>3・※ 日本貿易博覧会を横浜市で開催。</p> <p>4・4 団体等規正令公布、構成員の届出を義務づける。</p> <p>5・4 閣議、二三十万七千人の行政整理を決定。</p> <p>5・17 吉田首相、講和後も米軍の日本駐留を希望と声明。</p> <p>5・31 地方自治庁設置。</p> <p>7・4 国鉄第一次人員整理三万人の通告開始、7・5下山事件、7・15三鷹事件おこる。</p> <p>7・※ 企業整備本格化、労働者の首切り増大。</p> <p>8・10 出入国管理令公布。</p>
--	---	---

年次	藤沢市関係事項	参考事項
昭和二五〇九	<p>1・27 市議会、議会の議決に付すべき財産營造物又は契約に関する条例可決。藤沢中央劇場設置条例可決。</p> <p>3・20 市議会、藤沢高校の県立移管を可決。</p> <p>3・28 御所見村の見合競馬復活。</p> <p>3・31 昭和二五年度歳入歳出予算、市当局が五〇万円減額して可決。</p> <p>4・1 従来の横浜興信銀行藤沢支店に加えて駿河銀行藤沢支店が市金庫となる。</p> <p>4・29 市庁舎起工式。</p> <p>4・※ 昭和二三年八月三十一日の市議会議事録紛失事件問題化。</p> <p>6・10 江の電本社全焼。</p> <p>6・15 市議会、納税予納公債発行の件可決。</p>	<p>8・17 松川事件おこる。</p> <p>8・26 シャープ税制使節団長、第一次税制改革勸告案発表</p> <p>9・8 在日朝鮮人連盟など朝鮮人四団体に団体等規正令により解散命令。</p> <p>9・19 人事院、公務員の政治活動を制限する。</p> <p>10・1 中華人民共和国成立。</p> <p>10・2 東京都、公安条例公布。</p> <p>1・1 マッカーサー、日本国憲法は自衛権を否定せずと声明。</p> <p>1・6 コミンフォルム機関紙、日本共産党指導者野坂参三の平和革命論を批判、共産党内紛激化。</p> <p>1・15 平和問題懇談会、全面講和・再軍備反対・軍事基地提供反対を声明。</p> <p>3・1 自由党結成（総裁吉田茂）。</p>



<p>6・※ 市議葉山又三郎ら共産党より除名される。</p>	<p>4・15 公職選挙法公布。</p>
<p>7・20 市議会で中央劇場の経営にあたる相模運送会社の約束した寄付金の未納が問題化、調査委員会設置。 海外引揚者住宅新設を可決。</p>	<p>5・30 地方財政平衡交付金法公布(4・1より適用)。</p>
<p>7・※ 授産所開設。</p>	<p>6・2 GHQ、政府の方針で警視庁、東京都内の集会・デモを6・5まで禁止、ついで禁止を継続・拡大。</p>
<p>8・18 市議会、市税賦課徴収条例可決。</p>	<p>6・4 第二回参議院議員選挙。</p>
<p>8・※ 平衡交付金の返還問題おこる。</p>	<p>6・6 マ書簡で共産党中央委員の公職追放指令。</p>
<p>9・30 藤沢市信用金庫設立総会。</p>	<p>6・25 朝鮮戦争開始、 6・27 国連安保理、国連軍による韓国援助の米決議案可決。</p>
<p>10・1 市制施行一〇周年記念式典。市歌・市章制定。 ごみ収集市の直営となる。</p>	<p>6・※ 平塚市、競輪場設置許可される。</p>
<p>10・21 葉山又三郎議員、市会議場で急死。</p>	<p>7・8 マ書簡で国家警察予備隊創設、海上保安庁増員を指令、8・10警察予備隊令公布。</p>
<p>※・※ 塵芥焼却所設置問題おこる。</p>	<p>7・24 言論機関を最初にレッド・ページ始まる。</p>
	<p>10・13 政府、GHQの承認を得て第一回追放解除発表。</p>
	<p>10・31 占領目的阻害行為処罰令</p>

年次	藤沢市関係事項	参考事項
昭和二六 （九五二）	<p>1・31 自由党支部大会、県議公認問題で紛糾。</p> <p>3・25 江の島平和塔落成式。江の島植物園、江の電の委託経営となる。</p> <p>3・30 市議会、辻堂支所の設置と庁舎新築、保育所設置を可決。旧市庁舎に公民館と図書館設置を可決、11・3開館。</p> <p>3・※ 警察予備隊病院、ついで大同毛織の誘致問題おこる。</p> <p>4・1 市役所機構改革、三部一室制となる。</p> <p>4・23 市会議員選挙、立候補者六六名。</p> <p>4・26 市議会、市税賦課徴収条例可決。第二方式を採用したため重税となる。</p> <p>4・30 県会議員選挙。</p> <p>5・1 片瀬モータープール、委託経営で開業。</p> <p>5・4 伊沢市長、与党工作の懇談会開催。5・11市長招待から除外された議員ら革新議員団を結成、声明発表。</p> <p>5・10 市議会、議長に豊島豊次郎、副議長に秋本信善を選出。</p> <p>5・16 市議会、常任委員会条例改正、内政・教育・産業・建設・民生・観光・治安の七委員会となる。市税条例への反対運動ひろがり、再審議の請願五通提出される。</p>	<p>(政令三二五号)公布。</p> <p>11・10 県教育委員会委員選挙。</p> <p>12・13 地方公務員法公布。この年後半に特需景気おこる。</p> <p>1・21 社会党大会、平和三原則と再軍備反対決議。左派、主導権をにぎる。</p> <p>1・25 米講和特使ドレス来日。</p> <p>3・10 総評第二回大会、平和四原則議決。</p> <p>4・11 中国領内の爆撃問題でマッカーサー司令官罷免、4・16離日、後任リッジウェル。</p> <p>4・30 神奈川県知事・県議会議員選挙、知事には内山岩太郎再選。</p> <p>5・1 リッジウェル、占領下諸法規の再検討の権限を日本政府に移譲、5・14政令諮問委員会初開催。</p> <p>6・12 警察法改正公布、町村に</p>

昭和二七  
一九五二

5	※	市議会に緑成会結成。市営バス計画書発表。	
6	1	藤沢保育園開設。	
6	30	市税問題にからみ、市議会、財政対策特別委員会設置。	
6	※	鶴沼・川袋方面で県営高圧線電柱の無断設置問題化。	
7	2	市議会、通信大学遊休施設活用ならびに電力・国鉄料金値上げ反対等の意見書を可決。	
7	5	片瀬組合病院閉鎖、昭27・2・10組合解散を決定。	
7	20	市税賦課徴収条例を再審議のうえ改正。	
8	14	芸妓屋で与野党五市議が乱闘事件をおこす。	
8	22	市議会、財政難打開のための要請書を可決、庶民住宅と辻堂保育所の新設を可決、公平委員会の設置を可決し小倉久武ら委員選出に同意。	
9	21	市議会、固定資産評価審査委員会の設置を可決し、金子小一郎ら委員選出に同意。	
10	15	市営バス事業中止決定。	
10	31	市議会、自転車競走実施条例可決。	
11	31	市議会、藤沢中央劇場の譲渡を可決。	
12	10	市議会、辻堂爆破損害補償のため調査委員会設置。	
12	15	藤沢電話局落成。昭27・1・20より自動式に切りかえ。	
12	25	市議会、議事事務局設置条例可決。初代事務局長小野治三郎。	
12	※	市議会、藤沢市市営住宅条例可決。	
1	25	市議会、昭和二六年度固定資産税軽減に関する条例可決。	
2	15	伊沢市長辞表提出、2・18市長立候補届出、2・21再届出。	
			住民投票による自治警の廃止をみとめる。
			6・23 ソ連国連代表マリク、朝鮮停戦交渉提案。7・10 第一回休戦会談。
			7・20 米国、対日講和会議への招請状を送付。8・15米・英、対日講和条約最終草案を発表。
			9・4 対日講和会議、サンフランシスコで開催。9・8 対日平和条約調印、日米安保条約調印。
			10・24 社会党、講和・安保条約に対する態度をめぐり左右両派に分裂。
			12・24 吉田首相、ダレスあて書簡で国府との講和を確約。
			2・8 改進黨結成(幹事長三木武夫、6・13総裁に重光

年次	藤沢市関係事項	参考事項
	<p>2・20 市議会で伊沢市長の立候補を追及のうえ市長退職承認。</p> <p>2・21～26 最初の市営競輪を鎌倉市と共同で実施。</p> <p>3・9 市長選挙、金子小一郎当選。</p> <p>3・30 市議会、昭和二七年度自四月至五月暫定予算と関連議案可決。市議会自由党分裂、市政同志会結成。</p> <p>5・6 藤沢地区の電話自動化に伴い他地区四局の併合促進運動おこる。</p> <p>5・10 藤沢市愛市同志会結成式。</p> <p>5・12 市内各界代表、藤沢駅改善につき協議。</p> <p>5・13 市議会、運営委員を新たに選出。</p> <p>5・27 市議会、昭和二七年度歳出歳入予算と関連議案可決。藤沢市信用金庫への三〇〇万円貸付け可決。</p> <p>5・※ 市警察の警官拷問事件、問題化。</p> <p>6・13 市議会議長に青木保二郎を選出。</p> <p>6・17 駅施設改善促進・通信大学遊休施設活用両特別委員会を設置。辻堂演習地接收解除は前者で審議することとなる。</p> <p>7・20 金子市長、高圧線設置のため土地取用告示、反対運動もりある。</p> <p>8・23 市議会、常任委員改選。</p> <p>8・28 金子市長、実行予算作成を市議会に報告、問題となる。市議会、教育委員会法即時実施反対要望書を可決。</p> <p>10・5 市教育委員会委員選挙。11・1 教育委員会発足。</p>	<p>2・28 日米行政協定調印。 (葵)。</p> <p>4・17 破壊活動防止法案国会提出、7・4修正可決。</p> <p>4・28 対日平和条約・日米安保条約発効。国府と日華平和条約調印(8・5発効)。</p> <p>4・30 岡崎勝男国務相、専任外相となる。</p> <p>5・1 メーデー事件。</p> <p>5・7 日米行政協定に伴う刑事特別法公布。</p> <p>7・26 行政協定による米駐留軍に提供の施設区域協定調印。</p> <p>7・31 自治庁設置、保安庁法公布。</p> <p>8・28 衆議院打ち解散。</p> <p>9・29 自由党、石橋湛山・河野一郎を除名、12・16復党。</p> <p>9・※ 地方自治法改正公布。</p> <p>10・1 第二五回衆議院議員総選</p>

昭和二八  
(一九五三)

<p>10・22 市議会全員協議会、東洋航空誘致承認。 長、藤沢市の要望事項を確認。</p>	<p>10・5 県教育委員会委員選挙。</p>
<p>10・29 藤沢駅渡線橋着工式。</p>	<p>10・30 第四次吉田内閣成立。</p>
<p>10・※ 総選挙の選挙違反容疑で秋本副議長ら七議員取調べをうける。</p>	<p>11・1 市区町村教育委員会発足。</p>
<p>12・4 市議会、辻堂演習地解放促進特別委員会設置、委員長藤田議員。</p>	<p>11・27 池田通産相、中小企業の倒産自殺もやむをえないと失言、不信任で11・29辞任。</p>
<p>1・28、29 元使記念館の使用につき病院再開と幼稚園・公民館にするとの二つの請願が市議会に提出される。</p>	<p>11・29 分派自由党解体し、鳩山ら復党、三木武吉ら日本自由党結成。</p>
<p>2・12 外務省井関国際協力局長と市議ら辻堂演習場と付近家屋の被害を視察。</p>	<p>1・20 アイゼンハワー、米大統領に就任。</p>
<p>2・15 米軍演習被害の対策要望の公聴会を辻堂小学校で開催。</p>	<p>2・28 衆議院予算委で吉田首相「バカヤロー」と暴言。</p>
<p>3・3 藤沢駅渡線橋竣工。</p>	<p>3・5 ソ連首相スターリン没。</p>
<p>3・24 市議会、昭和二八年度予算と関連議案に意見を付して可決。 火葬場使用条例・母子寮条例を可決。 助役重田巖の選任に同意。 秋本副議長辞職、後任に田中喜八郎を選任。</p>	<p>3・7 基地の子どもを守る全国会議開催。</p>
<p>3・25 引揚者を温かく迎える会を青木保二郎・葉山ふゆ子ら開催。</p>	<p>3・14 衆議院、吉田内閣不信任案可決、衆議院解散。</p>
<p>5・29 金子市長、藤沢競技場の県移管を市会に提案。 6・15 市長ら請願書提出。</p>	<p>3・18 分派自由党総会、総裁に鳩山一郎を推挙。</p>
	<p>3・23 日赤等により中国からの</p>

年次	藤 沢 市 関 係 事 項	参 考 事 項
	<p>5・※ 日本電信電話公社との間で、社債引受を条件に四電話局合併を協定。</p> <p>6・3 市議、東洋航空重役と確約事項の不履行につき懇談。</p> <p>6・10 辻堂演習地内で米軍MPの女子工員暴行事件おこる。</p> <p>6・11 辻堂・茅ヶ崎の地元校、砲撃音で勉強できぬと陳情。</p> <p>6・30 市議会、県営特別高圧線問題委員会を設置。</p> <p>7・2 市議会に寄付の公平化をはかるため寄付金条例が提案され、結局撤回。</p> <p>7・30 厚生出資財団設立の件を金子市長撤回。</p> <p>8・18 選挙違反に問われていた金子市議出頭。</p> <p>8・22 済生会、地元の反対を理由に元使記念館の譲渡申込みを撤回。</p> <p>9・5 国鉄、藤沢駅始発東京行電車を新設。</p> <p>9・14 市議会建設委、高圧線問題の審議にあたり、つかみあいの混乱となる。</p> <p>11・30 市議会の保守合同成り、市政同志会結成。</p> <p>11・※ 東洋航空、事実上倒産。</p> <p>12・19 市議会運営委で野口・金子市議乱闘。</p> <p>12・※ 東京螺子製作所の火薬庫設置計画問題化。</p>	<p>4・19 引揚げ開始。 第二六回衆議院議員総選挙。</p> <p>4・24 第三回参議院議員選挙。</p> <p>5・21 第五次吉田内閣成立。</p> <p>6・2 閣議、石川県内灘試験場を無期限使用と決定。農民の反対運動激化。</p> <p>7・27 朝鮮休戦協定調印。</p> <p>8・5 電気事業・石炭鉱業につきスト規制法成立(8・7公布)。</p> <p>9・1 町村合併促進法公布。</p> <p>9・11内閣に町村合併推進本部設置。</p> <p>9・29 日米行政協定改定調印、裁判権をNATO行政協定に準じる。</p> <p>10・1 米韓相互防衛条約調印。</p> <p>10・2 池田自由党政調会長、ワシントンでロバートソン國務次官補と会談。10・30共</p>

昭和二九  
（九五四）

11・27	御所見村、藤沢市との合併に最終的に回答。	11・29	同声明。 分派自由党解体し、鳩山ら復党、三木武吉ら日本自由党結成。
11・8	渋谷町で合併派演説会、ヤジの応酬で騒然。	12・24	奄美群島返還の日米協定調印。
11・1	ニエ・アル記念碑（鵜沼海岸）除幕式。	2・11	日教組、教育防衛中央国民大会。3・14より振替授業。
10・16	渋谷町長リコールへ、町政刷新連盟が選管に正式手続。	2・15	警察法改正案を提出、5・15衆議院、6・7参議院通過。
9・※	渋谷町広報に藤沢市と合併反対論、市当局に衝撃。	2・22	政治的中立に関する教育二法案を提出、3・26衆議院通過、5・14参院修正、5・29成立。
8・26	大和・綾瀬・渋谷三カ町合併について代表者が話し合い。	3・1	第五福竜丸被災。
7・※	モデル地区藤沢市に赤痢統発。	3・8	M S A協定調印（5・1発効）。
7・3	市議会、原水爆実験禁止を決議。	6・3	衆院本会議、会期延長をめぐり大混乱、警察隊導入。
7・1	国民健康保険発足。		
6・21	要との声明書を市長に渡す。		
5・28	市の機構簡素化きまる（市議会で採択）、市民課が登場。		
5・1	市医師会、国保の受入れ体制とのわぬので改めて協議が必		
4・26	一時公債を発行。		
3・29	市議会、教育二法反対決議不成立。		
3・26	市宮ごみ焼却場の設置に住民が知事に反対陳情。		
1・29	市議会、田中副議長不信任案を可決（東京螺子火薬工場問題などをめぐり）。		
1・18	高庄線問題で地元民が県電気局長らを告訴。		

年次	藤沢市関係事項	参考事項
昭和三五〇 二九五五	<p>11・30 洪谷町長、抜打ち町議会で合併を議決させる。反対派役場をとりまく。12・1知事あて陳情書提出。選管あて議会展散直接請求の代表者証明書交付を申請。町長、30日夜から行方不明。</p> <p>12・1 洪谷町、合併派一四町議も雲がくれ。</p> <p>12・3 御所見村、藤沢合併を議決。</p> <p>12・6 小出村、全村藤沢合併を議決(二一对一四)、村民説得へ。</p> <p>12・12 小出村、藤沢合併か茅ヶ崎合併かで住民投票、一二四一对一〇三七で茅ヶ崎へ(12・6の村議会の結論くつがえる)。</p> <p>12 洪谷町長、リコール待たず辞意表明。</p> <p>12・21 小出村ついに分村、遠藤部落を除き茅ヶ崎合併にきまる。</p> <p>12・21 藤沢市議会、洪谷・遠藤の合併決議、革新議員団は退場。</p> <p>12・21 洪谷町中北部で住民投票寸前、中止。県合併審へ一任。</p> <p>12・30 洪谷町の関根助役、関水教育長になぐられる(合併紛争)。</p> <p>12・31 洪谷町、ついに分町と決定、県審議会の調停成立。</p> <p>1 洪谷町臨時緊急町議会、洪谷村設置を可決。</p> <p>1・11 日本民主党藤沢支部結成大会(支部長伊沢十郎、幹事長小山正光)。</p> <p>1・15 藤沢市議会、洪谷町・小出村遠藤部落の編入を認める。小清水議員の辞職を承認、長期欠席などで自粛自戒を申し合わせ。</p> <p>4・5 小出村遠藤、御所見村、洪谷町を編入して新しい藤沢市誕生。</p> <p>4・30 市議選投票。</p>	<p>6・8 改正警察法公布(7・1施行、県警発足)。</p> <p>11・24 日本民主党結成(総裁鳩山一郎)。</p> <p>12・7 吉田内閣総辞職、12・8自由党議員総会、緒方竹虎を新総裁に選出。</p> <p>12・10 第一次鳩山内閣成立。</p> <p>1 衆議院解散。</p> <p>1・24 第二七回衆議院総選挙(民主一八五、自由一一二、左社八九、右社六七、労農四、共産三、諸派二、無所属六)。</p> <p>3・19 第二次鳩山内閣成立。</p> <p>4・23 第三回統一地方選挙。同右。</p> <p>4・30</p>



<p>昭和三一 一九五六一</p>	<p>5・19 藤沢市議会、新勢力分野決まる。 6・30 市議会、地方自治法改正反対を決議。 7・1 県・市警統合。 8・26 前市議三四名に感謝状と五万二千円の記念品代を金子市長から贈る。 9・15 ゴミ焼却場稼働開始。 9・27 市議会、辻堂演習地のオネスト・ジョン基地化事前防止を決議。 11・29 市議会、市立伝染病舎建設を議決。 11・30 県収用委、高圧線使用を認める旨を裁決。 12・3 郭沫若ら中国學術視察団、ニエ・アル記念碑を訪問。 12・6 県合併審議会、旧小出村で実情調査（藤沢市に合併した遠藤部落の南部九三戸が茅ヶ崎編入を希望している問題）。</p>	<p>6・25 自治庁、地方自治法改正反対運動に対し反ばく書を發表。 7・28 米陸軍、ロケット砲（オネスト・ジョン）一中隊の配置を發表、11・7富士山麓で最初の試射。 8・6 第一回原水爆禁止世界大会広島大会開催。 8・※ 地方自治法改正案流産。 10・13 社会党統一大会（委員長鈴木茂三郎、書記長浅沼稲次郎）。 11・15 自由・日本民主両党合同、自由民主党結成（保守合同）。 11・22 第三次鳩山内閣成立。 12・29 地方財政再建促進特別措置法公布。 1・25 綾瀬町・渋谷村両代表、大和町長に三町村合併を申入れ。 1・29 自民党県連結成大会。 3・8 新教育委員会法案を国会</p>
<p>1・30 茅ヶ崎市市長ら、遠藤地区南部住民の茅ヶ崎編入を知事に要請。 2・10 市議会革新議員団、革新陣営から市長候補が出なかったことにつき声明書發表。</p>		

年次	藤沢市関係事項	参考事項
昭和三五 二九五七	<p>2・26 市長選投票（投票率六五・七％）</p> <p>2・27 市長に金子小一郎再選。</p> <p>4・11 地元戸塚住民、市立伝染病舎建設反対を金子市長に陳情。</p> <p>4・18 伝染病舎反対の地元民、県・厚生省に反対を陳情。</p> <p>5・26 戸塚の大正小PTA、伝染病舎に反対して同盟休校を決議。</p> <p>6・4 戸塚の大正小、学童三百名が盟休。</p> <p>7・13 市議会、湘南有料道路に反対決議。</p> <p>7・21 寒川町長・同議長ら、藤沢・茅ヶ崎両市に合併の意向を申入れ（「湘南市」構想）。</p> <p>8・7 東急の「高速自動車専用道路」（渋谷―江の島間）建設構想説明会。</p> <p>8・20 寒川町の大久保町議会議長ら、茅ヶ崎・藤沢両市を訪問、二市一町合併問題で第二回交渉（「湘南市」新段階へ）。</p> <p>8・31 市長、「湘南市」問題で三者会談を開くことに異議はないと寒川町に回答。</p> <p>9・8 湘南市建設研究会（三者会談）開く。</p> <p>9・17 市議会、新教育委員五名の任命に同意。</p> <p>9・17 綾瀬町上土棚部落、藤沢市への分町で町議会に陳情。</p> <p>10・23 社会党藤沢地区統一大会。</p> <p>3・14 市議会、クリスマス島における水爆実験中止を要請する決議を可決。</p>	<p>4・19 衆院本会議、新教委法案をめぐって混乱、議長職権による「暁の国会」で可決。</p> <p>4・26 首都圏整備法公布。</p> <p>5・18 日教組、新教委法に反対し全国いっせいに早退。</p> <p>6・1 参院、警官隊を導入して新教委法を可決（6・30公布）。</p> <p>6・4 社会党県連統一大会。</p> <p>6・12 地方自治法改正（議会権限を縮小）。</p> <p>7・8 第四回参院選挙（自民六一、社会四九、緑風五、共産二、諸派一、無所属九）。</p> <p>9・30 町村合併が一段落、一三市七郡二四町二村となる。</p> <p>12・20 鳩山内閣総辞職。</p> <p>12・23 石橋内閣成立。</p> <p>2・23 石橋内閣総辞職。</p> <p>2・25 岸内閣成立。</p>

昭和三五  
二九五八

<p>4・16 防衛庁、辻堂で誘導飛行演習を県に申入れ、防衛庁・調達庁 ・県の三者会談開く。</p>	<p>5・8 湘南線の複々線化を―― 関係市町、期成同盟を結 成。</p>
<p>5・17 調達局、"日米合同委員会の合意があれば、米軍演習場を自 衛隊が一時使用できる"と公文書を県に通達。</p>	<p>5・16 国有提供施設等所在市町 村助成交付金（基地交付 金）に関する法律公布。</p>
<p>5・21 辻堂演習場の自衛隊使用、地元は反対運動、藤沢・茅ヶ崎両 市代表、関係方面に陳情。</p>	<p>6・1 公営企業金融公庫発足。</p>
<p>5・24 辻堂演習場の自衛隊使用、"了解得ねば行なわない"と防衛 庁が内容説明。</p>	<p>6・15 水道法公布（水道条例は 廃止）、12・14施行。</p>
<p>7・17 県、辻堂演習場三一万坪の国有地の払下げを大蔵省に陳情。 接収解除も申入れ。</p>	<p>7・8 閣議、国民体育大会の開 催方針決定（毎年開催、開 催地は都道府県持回り）。</p>
<p>7・25 調達庁、"辻堂演習場に米軍の通信施設を作りたい"と県に 申入れ。</p>	<p>10・18 第四次地方制度調査会、 "地方制"を答申。</p>
<p>8・7 知事、辻堂の米軍通信施設建設に絶対反対を表明。 8・13 知事・藤沢・茅ヶ崎両市長会談、辻堂米軍通信施設建設に全 面的反対の態度を決定。</p>	
<p>9・11 中部地区労連、辻堂演習場の完全解放を藤沢市長に要請。</p>	
<p>10・23 藤沢市都市計画審議会駅付近改良計画専門委員会、第一回会 合、藤沢駅前と南側広場の改造を検討。</p>	
<p>11・27 辻堂演習場跡の開発計画、解除を見越して立案、知事、自衛 隊に渡さぬハラ。</p>	
<p>1・※ 辻堂駅前区画整理、県が認可、市、三年計画で着手。</p>	<p>4・5 自治庁、岩手県など財政 再建九県に対し公務員給与 引下げ勧告、九県勧告拒 否、4・30引下げないた</p>
<p>1・27 県町村合併調整委員会、旧小出村遠藤地区（藤沢市に合併） の紛争調停を打ち切る。</p>	
<p>1・30 "アメリカ、フロリダ州のマイアミ市と都市結婚したい"と</p>	

年次	藤沢市関係事項	参考事項
	<p>金子市長が発表。</p> <p>3・8 大和田市議、靖国神社募金は違法と公開質問状、市長「強制しない」と弁明。</p> <p>4・2 国鉄藤沢駅の陸橋、渡り初め。</p> <p>5・13 “ことしも貸与競輪”を、藤沢・茅ヶ崎など四市が川崎市に陳情。</p> <p>6・24 市議会正副議長を改選（議長秋本信善・副議長石垣荒一）。</p> <p>6・※ 藤沢市、都市建設事務所を新設、住宅地造成に着手。</p> <p>7・26 原水爆禁止藤沢市協議会結成（会長金子市長）。</p> <p>8・※ 根岸線終着駅を藤沢へ、関係者が期成同盟、市民の署名運動も始まる。</p> <p>8・25 根岸線延長期成会、結成大会。</p> <p>9・11 米軍、辻堂演習場の立入りを了承。</p> <p>10・18 高圧線問題で、地元・県間に妥協成立。</p> <p>12・12 長後に中学校建てよと、促進期成会結成。</p> <p>12・26 辻堂演習場の湘南遊歩道道路貫通工事、米軍の着工許可でクワ入れ式を行なう。</p>	<p>め、再建債の三二年下半年期利子補給停止通告。</p> <p>4・25 衆議院解散（話し合い解散）。</p> <p>5・22 第二八回衆院総選挙（自民二八七、社会一六六、共産一、諸派一、無所属一二）。</p> <p>5・25 赤字再建九県連絡会、自治庁の給与引下げ勧告を受諾。</p> <p>6・12 第二次岸内閣成立。</p> <p>9・15 勤評反対統一行動。</p> <p>10・8 政府、警察官職務執行法（警職法）改正案を国会に提出。</p> <p>10・13 社共両党・総評など六五団体、警職法改悪反対国民会議を結成、十月中旬に全都道府県に共闘組織成立。</p> <p>11・22 岸・鈴木両党主会談、警職法審議未了、衆議院自然</p>

昭和三四  
二九五九

- 2・14 鶴沼公民館落成。高圧線工事で地元民と県企業庁電気局もめる。一時は警官も待機。
- 3・15 市議会、アメリカのマイアミビーチとの『都市結婚』を正式決定。
- 4・30 市議選投票。
- 5・15 辻堂演習場の接収解除(6・25付)を正式通告。
- 5・18 市議会正副議長を改選(議長山口倉吉・副議長石垣荒一)。
- 5・※ 辻堂演習地内の国有地、地下に大汚物処理場、上にホテル・ゴルフ場を計画。
- 6・15 藤沢駅南部の区画整理、地元が再検討を要求。
- 6・25 辻堂演習場返還式。
- 8・※ 鎌倉市からのし尿化学処理施設建設の申入れに対し、藤沢市断わる。
- 9・14 鎌倉し尿化学処理・汚物放流反対期成同盟結成。
- 9・24 黒いジェット(米軍U2型)機、藤沢飛行場に不時着、12・1 外相、緊急質問に気象観測の米軍用機と答弁。
- 10・9 住宅地への松下電器新工場誘致に、辻堂の文化人が反対、代

- 12・9 休会で了解成立。  
神奈川県教委・県教組、勤評の「神奈川県方式」を決定。
- 12・27 改正国民健康保険法公布(昭36・4・1までに国民皆保険を義務づけ)。
- 1・13 県教委、公立高校入学選抜方式を決める。県、住宅白書を発表(住宅不足数九万八千戸と推定)。
- 3・24 県総合開発審議会、土地と水資源の総合計画を決める。
- 3・28 社・共・総評など、安保改定阻止国民会議を結成、安保闘争始まる。
- 4・16 国民年金法公布(11・1施行)。
- 4・23 第四回統一地方選挙。
- 4・30 第五回参議院選挙(自民七一、社会三八、緑風六、共産一、諸派一、無所属

年次	藤沢市関係事項	参考事項
昭和三五 一九六〇	<p>表が県に陳情。</p> <p>10・31 市汚物処理場起工式（市内石川中の塚）。</p> <p>11・19 市議会、辻堂演習場跡の開発計画につき県案を承認。</p> <p>12・14 鎌倉し尿処理柏尾川反対期成同盟代表、県議会に陳情。</p> <p>12・23 県都市計画審議会、藤沢駅南部の区画整理につき住民の希望意見書二二件のうち三件だけ採択。</p> <p>12・24 鎌倉の汚物処理、排液パイプで七里ヶ浜へ流すことで解決、地鎮祭。</p> <p>1・14 社会党藤沢支部再建大会（支部長野口順一・書記長関口録太郎）。</p> <p>2・10 市議会革新議員団、金子市長候補に七項目の要望書。</p> <p>2・21 市長選、投票を延期。</p> <p>2・26 市長選投票（投票率二八・二九％）。</p> <p>2・27 市長に金子小一郎当選。</p> <p>3・7 民主社会党藤沢支部結成大会（支部長藤田純・書記長石垣荒一）。</p> <p>3・14 いすゞ新工場の藤沢進出きまる。</p> <p>3・23 江の島「湘南港」建設問題、県が文部省に「現状変更申請」を出したことから、俄然争点に。</p> <p>3・23 市議会、「安保反対」の請願を不採択。</p> <p>3・31 県文化財専門委、江の島湘南港建設についての県教委の申請書を糾明。</p>	<p>1）。</p> <p>9・26 台風一五号、中部地方を襲い被害甚大（伊勢湾台風）。</p> <p>12・16 最高裁、砂川事件伊達判決を破棄、差戻し（駐留軍は違憲でない、安保条約審査は不適當である）。</p> <p>1・19 新安保条約調印。</p> <p>1・24 民主社会党結成大会（委員長西尾末広）。</p> <p>5・19 衆院安保特別委混乱、警官隊を導入して会期五〇日延長を強行、5・20未明新安保条約を強行採決、以後国会空白状態、連日国会周辺にデモ。</p> <p>6・16 閣議、ア大統領の訪日延期要請を決定。</p> <p>6・19 新安保条約自然承認。</p> <p>6・30 自治庁設置法改正、自治省に昇格（7・1施行）。</p>

昭和三六  
二九六一

<p>4・22 金子市長・山口議長ら、江の島の名勝史跡解除を文部省に陳情。</p> <p>6・10 文化財専門委、江の島の名勝史跡指定解除をきめる。</p> <p>6・10 ヨットは江の島、五輪組織委きめる。</p> <p>6・27 市議会正副議長を改選(議長山口倉吉・副議長仲戸川桃人)。</p> <p>6・29 市議会、厚木基地の黒いジェット(U2型)機追放を議決。</p> <p>7・4 助役に山本務本総務部長を起用(重田前助役は6・2死亡)。</p> <p>9・2 下水道受益者負担金を三・三平方坪当たり二五〇円と決定(全国最高)。</p> <p>9・13 県教委、江の島を県の名勝史跡に指定。</p> <p>10・1 市制二〇周年記念式典。</p> <p>10・8 市議会、朝鮮人帰国協定無修正延長の請願を超党派で採択。</p> <p>11・29 御幣山四五ヘクタールの区画整理事業完成。</p> <p>11・30 辻堂演習場の利用計画きまる、関東地方国有財産審議会が答申。</p>	<p>2・※ 「湘南港建設計画調整調査委員会」発足。</p> <p>2・22 湘南港建設に伴う漁業補償が妥結。</p> <p>3・27 市会本会議で三六年度予算案が原案通り可決。</p> <p>4・21 米軍ジェット機、市内高倉の人家に墜落、死者二名。</p> <p>4・28 米軍ジェット機墜落問題で臨時市議会を招集。</p> <p>5・25 新庁舎建築に着工、地上三階・地下一階で総工費三千八十万円。</p> <p>6・1 「事務能率改善委員会」を設置、行政の近代化へ。</p> <p>6・21 北部開発のための建設公社「財団法人藤沢市公共土地公社」</p>	<p>7・15 岸内閣総辞職。</p> <p>7・19 第一次池田内閣成立。</p> <p>5)7 「岸内閣退陣」「国会解散」「安保批准反対」を議決する地方議会続出。</p> <p>10・12 浅沼社会党委員長、日比谷の三党首立会演説会で右翼少年に刺殺される。</p> <p>11・20 第二九回衆院総選挙(自民二九六、社会一四五、民社一七、共産三、無所属七)。</p> <p>12・7 第二次池田内閣成立。</p> <p>12・27 閣議、国民所得倍增計画を決定。</p> <p>1・13 経済団体連合会、産業立地政策に関する要望。</p> <p>4・※ 「農業協同組合合併促進法」施行。</p> <p>6・12 農業基本法公布。</p> <p>6・17 公共用地の取得に関する特別措置法制定。</p> <p>6・※ 工業適正配置構想公表。</p> <p>7・18 池田改造内閣成立。</p>
--	---	---

年次	藤沢市関係事項	参考事項
昭和三七 一九六二	<p>の設立が決定さる。</p> <p>6・26 六号台風襲来、災害対策本部設置、死者二名。</p> <p>9・30 加温処理場竣工（一日処理量、し尿一二六キロリットル、ゴミ四〇トン）。</p> <p>9・※ 遠藤地区住民、「遠藤地区開発について」の請願を市議会へ提出。</p> <p>11・※ 首都圏整備法により市街地開発区域に指定さる。</p> <p>12・20 市議会、誘致企業に対する市の優遇措置について紛糾。</p> <p>1・※ 北部土地区画整理事業区域決定さる。</p> <p>1・26 金子市長、藤沢市・茅ヶ崎市・寒川町の合併による湘南市の実現を提唱。</p> <p>1・※ オリニック東京大会準備委員会設置。</p> <p>2・22 市立本町小学校火災。</p> <p>3・28 下水道終末処理場建設計画が決定。</p> <p>4・1 市立白浜養護学校開校、生徒五〇人。</p> <p>4・18 藤沢市・茅ヶ崎市・寒川町による「湘南広域都市行政協議会」——事務局設置——発足。会長に金子藤沢市長。</p> <p>6・13 「事務総合機械化専門部会」が「事務能率改善委員会」に付置さる。</p> <p>6・※ 片瀬公民館落成。</p> <p>6・※ 新住居制度の実験都市に指定さる。</p> <p>6・※ 人権相談所を開設。</p>	<p>8・※ 政府、太平洋岸ベルト地帯構想公表。</p> <p>9・20 経団連、自民党に総合政策要望。</p> <p>11・13 水資源二法（水資源開発促進法・水資源開発公団法）制定。低開発地域工業開発促進法制定。</p> <p>1・17 創価学会政治連盟、公明政治連盟と改称。</p> <p>2・13 政府港湾整備五カ年計画を正式に決定。</p> <p>4・26 全労・総同盟・全官公の二五組合、全日本労働総同盟組合議結成。</p> <p>5・1 水資源開発公団発足。</p> <p>5・10 新産業都市建設促進法制定。</p> <p>6・2 ばい煙の排出規制法制定。</p> <p>7・6 池田改造内閣成立。</p> <p>8・16 地方産業開発審議会、低</p>



昭和三八  
〇九六三

<p>7・14 「北部地域開発促進特別委員会」が発足。 7・23 「藤沢市火災予防条例」決まる。 7・※ 神奈川県宅地造成工事規制地区として市内四地区が指定される。 8・※ 防犯連絡協議会が発足。 10・※ 藤沢市文化団体連絡協議会が発足。 11・25 「広報藤沢」が発刊三〇〇号。 11・30 市立中央図書館建設工事着工。 12・6 「藤沢駅前火災地復興案」決まる。 1・25 柏尾川沿岸住民が「柏尾川改修促進協議会」を結成。 1・※ 「藤沢市道路工事等調整連絡協議会」が活動開始。 1・※ 下水道終末処理場第一期工事はじまる。 2・※ 横浜・鎌倉・藤沢三市の合同会議で柏尾川改修促進について話し合う。</p>	<p>開発地域工業開発地区として七一地区を指定。 10・5 全国総合開発計画決定。 12・※ 東京湾総合開発促進協議会設立。</p>
<p>4・※ 辻堂青少年会館開館。 4・30 市議会議員選挙行なわる、三六人選出。 5・15 北部開発事務所開設。 6・※ 市内教育施設の整備計画に着手、五カ年計画。 6・※ 藤沢バイパスが開通(延五二五〇メートル)。 7・1 長後消防出張所開所。 7・15 農業委員会委員三三人がきまる。 7・31 「市議会報藤沢」発刊さる。定例市会四回・臨時市会一回の計五回で全戸に配布される。</p>	<p>4・17 都道府県知事・議員・二大市長・五大市議選挙。 4・30 市町村長・議員選挙(第五回統一地方選挙)。 5・3 経団連、独禁法改正などの要望を決議。</p>
<p>8・※ 国鉄藤沢踏切地下道工事に着手。</p>	<p>6・20 観光基本法公布施行。 7・10 近畿圏開発整備法制定。 7・20 中小企業基本法制定。 8・5 広島の第九回原水禁世界大会、社会党・総評系のポイコットで分裂。 9・26 地域経済問題調査会答申発表。 10・15 第四四臨時国会召集(10</p>

年次	藤沢市関係事項	参考事項
昭和三五 二九六四	<p>10・1 市立中央図書館開館。</p> <p>10・10 藤沢電報電話局の第二藤沢局建設工事着工。</p> <p>10・31 市立片瀬小学校校舎火災。</p> <p>11・※ 株式会社サイエンスランドが、辻堂演習場跡地の払い下げについて県に協力を要請。</p> <p>12・※ 河野建設相、「西湘一〇〇万都市計画構想」を発表。</p> <p>2・17 市長選で七代藤沢市長に金子小一郎当選。</p> <p>3・25 定例会市会、「藤沢市事務分掌条例の全部改正」案を可決、これまでの四部制を一室八部制に。</p> <p>3・29 県会本会議で辻堂演習場跡地を県立公園にすべしとする社会党のサイエンスランド建設反対意見書が採択さる。</p> <p>3・※ 「広域水道研究協議会」・「西湘連合都市研究協議会」発足。</p> <p>3・※ 北部第一土地区画整理事業起工式。</p> <p>4・1 ゴミ回収手数料無料化実施。</p> <p>4・1 市立高砂小学校開校、生徒数一九七人。</p> <p>4・14 「藤沢市議会事務局規程」が全部改正され、これまでの二係から、庶務課（庶務係）議事課（議事係・調査係）の二課三係に拡大された。</p> <p>4・※ 委託設計による「辻堂南部都市改造設計計画」が完成し、区画整理事業の立案にのりだす。</p> <p>6・1 鶴沼保育園開園。</p> <p>6・12 北部地区住民が「北部地区開発事業の促進」について請願。</p>	<p>11・21 第三〇回衆議院議員総選挙。</p> <p>12・9 第三次池田内閣成立。</p> <p>1・17 経済関係閣僚懇談会、当面の物価安定具体策を決定（公共料金値上げの一年間ストップなど）。</p> <p>2・29 日本鉄道建設公団法公布。</p> <p>4・1 日本、I・M・F八条国に移行。</p> <p>7・3 工業整備特別地域整備促進法公布。</p> <p>7・9 経済企画庁、経済白書（解放体制下の日本経済）を発表。</p> <p>7・16 経済同友会、自民党に政党中央の挙党体制の確立を</p>

昭和四〇  
一九六五

<p>7・1 市民憲章制定さる。</p> <p>7・25 市助役に佐藤信衛・山田三義が就任。</p> <p>7・30 米軍機、市内大庭地区に墜落。</p> <p>8・1 新住居表示制度鶴沼の一部で実施。</p> <p>9・14 「米海軍厚木基地撤去に関する要望決議」が市会本会議で議決さる。</p> <p>10・1 福祉会館が開館。</p> <p>10・11 東京オリンピックヨット競技を江の島沖で開催、ヨット選手・役員招待レセプション。</p> <p>10・※ 藤沢駅前にデパートの進出決まる。</p> <p>11・1 善意銀行が福祉会館に開店。</p> <p>12・※ 遠藤団地造成計画、無計画な団地造り規制のモデル・ケースに。</p> <p>12・※ いすゞ自動車藤沢工場内にノックダウン工場を完成。</p> <p>1・25 「藤沢市市民会館建設促進特別委員会」が設置され、市民会館建設構想の具体化へ。</p> <p>1・※ 辻堂防災街区起工式。</p> <p>2・6 消防庁舎建設工事起工式。</p> <p>2・※ 「藤沢中央商店街振興協議会」を結成、商店会の近代化へ。</p> <p>3・1 藤沢市都市開発部工業用地整備事務所が発足。</p> <p>3・※ 新市建設五ヵ年計画（昭和四〇～四四）が決定。</p> <p>4・30 市が辻堂演習場跡地利用について関係方面に無償貸与を陳情。</p> <p>4・※ 市民総モニター制度が発足。</p>	<p>要望。</p> <p>9・10 東京湾総合開発促進第一回中央大会。</p> <p>10・1 国鉄・東海道新幹線開業。</p> <p>11・9 池田内閣総辞職、佐藤内閣成立。</p> <p>11・17 公政連が発展解消して公明党が結成さる。</p> <p>12・16 石炭鉱業審議会、石炭産業再建策を答申。</p> <p>1・13 佐藤・ジョンソン共同声明発表。</p> <p>1・※ 中教審（期待される人間像）中間草案発表。</p> <p>3・6 山陽特殊鋼鋼負債総額四八〇億円で戦後最大の倒産。</p> <p>3・26 国鉄輸送力増強第三次長期計画発表（七ヵ年・投資総額約三兆円）。</p>
--	---

年次	藤沢市関係事項	参考事項
昭和四一 一九六六	<p>5・6 地元で結成するサイエンスランド建設反対期成準備会が「辻堂演習場跡地の都市公園化」を大蔵省に陳情。</p> <p>6・※ 地元町内会長らを中心に「辻堂南部区画整理促進委員会」が発足。</p> <p>7・1 藤ヶ岡保育園開園。</p> <p>8・23 湘南五市が海岸の重油汚染問題で協議。</p> <p>8・31 藤沢駅地下道開通。</p> <p>9・16 消防庁舎落成。</p> <p>9・※ ニエ・アール記念碑除幕式。</p> <p>10・1 市制施行二五周年記念式典行なわる。</p> <p>10・1 第一〇回国勢調査施行さる。人口一七五二八三人。</p> <p>10・1 鶴沼神明・本鶴沼・鶴沼海岸・片瀬海岸で新住居表示を実施。</p> <p>10・21 「湘南三浦海浜浄化対策協議会」（仮称）を湘南・三浦の六市一町で結成準備会。</p> <p>10・31 電話市内全域にダイヤル自動化実現。</p> <p>10・※ 準急電車上下各一本の藤沢駅停車が実現。</p> <p>11・2 加温処理場増設工事完成。</p> <p>1・24 市役所電子計算機始動式行なわる。</p> <p>3・※ 御幣土地区画整理事業完成。</p> <p>3・※ 辻堂駅前広場工事完成。</p> <p>3・※ 日本住宅公団善行団地に約二三〇〇世帯入居。</p>	<p>6・1 公害防止事業団法公布。</p> <p>6・3 地方公共団体の議会の解散に関する特例法公布（<math>\frac{3}{4}</math>以上出席・<math>\frac{1}{5}</math>以上の同意で解散）。</p> <p>7・4 第七回参議院議員選挙。</p> <p>8・10 経済企画庁、経済白書「安定成長の課題」を発表。</p> <p>11・12 衆院本会議、日韓条約を強行可決。</p> <p>1・19 昭和四〇年度財政処理特別措置法公布。</p> <p>1・29 赤字国債発行。</p> <p>4・※ 自動車産業再編成はじま</p>

昭和四二  
一九六七

<p>3・※ 「市立病院建設基本構想」をまとめ、用地取得費を予算に計上。</p>	<p>る（日産とプリンスの合併）。</p>
<p>4・1 市立善行小学校開校、生徒四一五人（仮設）。</p>	<p>5・25 経団連石坂会長、資本取引の自由化促進を政府に要望。</p>
<p>5・30 首都圏近郊整備地帯に指定される。</p>	<p>5・30 米原子力潜水艦、横須賀入港。</p>
<p>5・※ 下水道終末処理場高級処理運転開始。</p>	<p>6・1 公職選挙法改正公布。</p>
<p>6・16 消防レンジャー部隊を編成。</p>	<p>7・4 閣議、新東京国際空港の建設地を千葉県成田市（三里塚）に決定。</p>
<p>6・28 台風四号大雨を降らせ、市内で全半壊二二戸。</p>	<p>8・1 第二次佐藤改造内閣成立。</p>
<p>8・1 村岡公民館落成。</p>	<p>8・4 公害審議会、中間報告で無過失責任の原則を強調。</p>
<p>9・2 四〇年度の決算で藤沢市も黒字ベストテンに（二億六千万円）。</p>	<p>11・29 国防会議、第三次防衛力整備計画大綱を決定。</p>
<p>9・※ 市立善行小学校落成。</p>	<p>12・6 物価問題懇談会、カルテルの規制強化などを政府に勧告。</p>
<p>10・1 藤沢・片瀬の一部で新住居表示を実施。</p>	<p>1・29 第三一回総選挙。</p>
<p>10・※ 市の緑ヶ丘墓地公園計画と破算、地価の高騰と地主の反対にあう。</p>	<p>2・2 日銀、国債六五三億円を買入れる。</p>
<p>10・※ 「桐原町」誕生、六会地区の石川・円行地区の一部。</p>	<p>2・11 初の建国記念日。</p>
<p>10・※ 藤沢団地自治会が業者と抗争のすえ、一五円牛乳を実現。</p>	
<p>11・7 長後一六会間に小田急「湘南台駅」が開設。</p>	
<p>11・※ 住民意識調査の中間報告がまとまる、六七％が永住希望。</p>	
<p>1・23 西部地区の開発構想まとまる。公共施設・住宅・公園墓地などを予定。市会本会議で「西部開発特別委員会」を設置。</p>	
<p>1・24 市、部課長三九人の異動を行なう。臨時開発事務局を設置。</p>	
<p>1・31 公共土地公社理事会で事務局機構の改正を決定。</p>	

年次	藤沢市関係事項	参考事項
<p>2・※ 御所見農協、全国ではじめて韓国の農協と姉妹提携。研修生一〇人を受け入れる。</p> <p>2・※ 新年度予算の三本柱「住みよい市民生活」「健康な市民生活」「豊かな市民生活」。</p> <p>3・16 市民会館起工式、総工費六億五千万円。</p> <p>3・23 第一回西部開発推進委員地区委員長会議開催。</p> <p>3・※ 桐原工業団地完成(二一社)。</p> <p>3・※ 辻堂駅前区画整理完成。</p> <p>3・※ 市、「都市開発のあり方」について専門家の意見を聞く。</p> <p>4・2 「辻堂南部の環境を守る会」が結成され、辻堂南部区画整理事業計画の修正を要求。</p> <p>4・※ 買い物モニターの結果まとまる、消費支出全国水準を大幅に上回る。</p> <p>7・※ 辻堂演習場跡地が公園用地として県に無償貸与決まる、接収解除以来八年目。</p> <p>10・9 市、藤沢駅前で「広場の市長室」を開く。</p> <p>10・15 商工会議所議員定数を一〇人ふやして改選。</p> <p>11・15 この日藤沢の人口が二〇万人を越えた。団地建設が人口増に拍車。</p> <p>12・25 市選管、次の市長選から選挙公報を発行する準備をはじめ。県下の市では五番目。</p> <p>12・※ 市長選に革新系候補が出馬を表明、共産は独自候補を立て、</p>	<p>3・1 沖縄に関する日米協議委員会、六七年度日本側援助額一〇三億円と決定。</p> <p>3・29 恵庭事件判決、自衛隊法の違憲問題にはふれず無罪の違憲問題にはふれず無罪確定。</p> <p>4・15 東京都知事選で社・共推せんのみ美濃部氏当選。</p> <p>4・28 第六回統一地方選挙。</p> <p>6・6 閣議、資本取引自由化基本方針を決定。</p> <p>7・5 石炭鉱業再建整備臨時措置法公布。</p> <p>7・21 経済白書「能率と福祉の向上」を発表。</p> <p>8・3 公害対策基本法公布(企業の無過失責任は立法過程で脱落)。</p> <p>10・8 佐藤首相の第二次東南アジア訪問出発に際し、第一次羽田事件。</p> <p>10・20 前首相吉田茂没す(10・</p>	

昭和四三  
二九六八

金子現市長も出馬。

- 2・18 市長選行なわる、現職の金子が当選。
- 7・31 市民会館完成、地下一階、地上四階。
- 7・※ 市内六農協組合長、農協の統合を陳情。
- 9・※ 市は、住民の抵抗により辻堂南部の区画整理計画案を白紙撤回。
- 11・17 市内六農協、藤沢農協に統合が決まる。

11・25 戦後初の国葬。  
佐藤改造内閣葬足。





あとがき

わたしたちが『藤沢市議会史』編さんの業務を正式にお引請したのは昭和四三年八月のことである。当初の計画では、藤沢市制施行三〇周年記念日にあたる昭和四五年一〇月一日を期して、本編・資料編を同時に刊行することになっていたが、実際には本編の原稿完成が大幅に遅れたため、資料編の刊行から約一年を経て、このたびようやく本編刊行にこぎつけるはこびとなった。このような遅れによって、市議会側の編さん委員会・事務当局に多大の迷惑をおかけしたことをお詫びするとともに、その間の事態についての寛大なご理解に対し心から感謝したい。

編さんの基本方針は、市制町村制が施行された明治二二年から、昭和四三年度までの約八〇年間にわたる藤沢の町会―市会―市議会のあゆみを公正・的確に記述することにあつた。この仕事に着手するにあたり、わたしたちは対象となる時代を五期に区分し、およそつぎのような分担によって作業を進めることを決定した。

- |     |                          |       |
|-----|--------------------------|-------|
| (1) | 明治二二年から大正末期まで            | 石塚 裕道 |
| (2) | 昭和初期から昭和二〇年八月（太平洋戦争終結）まで | 服部 一馬 |
| (3) | 昭和二〇年八月（終戦後）から同二七年まで     | 今井 清一 |

(4) 昭和二八年から三五年まで

都丸 泰助

(5) 昭和三六年から四三年まで

横山 桂次

右の分担にしたがって、それぞれ関係資料・文献の調査・収集を進める一方、毎月一回編集委員会を開き、作業の進行状況等について委員相互間および委員と事務局との緊密な連絡を保った。なお調査助手として宮本功・野沢建次・岡村駿の三君に協力を依頼した。

調査を進めてみると、資料・文献等は予期に反して乏しく、また時期によって甚だしく精粗の差があることもしだいに明らかとなり、前途の困難が思いやられた。しかし、四四年春ごろまでは、とにかく順調に準備が進んだ。議事録と新聞資料をおもな手がかりにして見とおしをたてたうえで、関係者のかたがたからの聴取調査等もかさねた結果、それぞれの分担時期において取扱うべき重要事項に関し、およその見当をつけることができるまでになったのである。

ところが、四三年秋以来はげしくなりつつあった大学紛争が、このころには、全国的に拡大するにいたった。そして、五人の編集委員のうち四人までが、それぞれの勤務する大学における紛争にともなって、にわか身辺多忙をきわめる有様となった。このため、市議会史編さんの準備作業は著しく停滞せざるをえず、わたしたちは心身の疲労と焦燥の毎日をおくらねばならなかった。こうした状態は、半年余を経て紛争が収拾の段階にいたるまで続いた。

四五年をむかえ、早くも原稿執筆を急ぐべき時期になったが、まだ資料固めが充分でなく、一方でその補充に努めながら執筆にかかるという、まことに非合理的な作業を余儀なくされた。本編の目次大綱は前年九

月に第一次案を作成、議会議史編さん委員会における検討を経て、一二月には第二次案を決定していたが、実際に書き進めてみると、資料の制約でかなり修正を加えねばならなかった。資料編については、やはり四四年末に目次大綱を決定し、宮本助手を中心とし、野沢助手のほか若干名の臨時作業員も依頼して作業を進めた。資料編には藤沢市制施行（昭和一五年）以後の資料を収めることにしたが、その整理・編集の仕事は、基礎データの不備もあって、きわめて繁雑でしかも細心の留意を必要とした。最終段階では連日文字どおりの突貫作業が続いた。とりわけ宮本君の献身的な努力によってチームワークの偉力が完全に發揮され、質量ともに他市の例にひけをとらぬ資料編ができあがった。正直のところ本編の作業が遅れがちであることに負いめを感じていたわたしたちにとって、この資料編の完成は強いはげましになったのである。

本編の原稿執筆については、編集委員各自の本務における勤務条件の相違、短期間ではあるが今井・服部委員の海外出張、さらには個人的な性格のちがい等も作用して、進行にかなりの遅速を生じた。編集委員の代表者の立場にあるわたしは、執筆が遅れた方のひとりであった。急がねばならぬことを充分に心得ているうえに、編さん委員会や事務局側からの督励も再三受けたのだが、実際には思うように進行しない事態をいかんともできず、時とともに責任の重苦しさが加わった。しかし、本編刊行のはこびにいたった現在では、困難な条件のもとで、とにかくここまで到達しえたという感慨が何よりも先だつのである。

昭和四七年一〇月

『藤沢市議会史』編さん参画者名簿

編さん委員

委員長 平綿 宗司  
 副委員長 佐藤 楽造  
 委員 中西 国夫  
 ” 松山 三之助  
 ” 仲戸川 桃人  
 ” 諸節 進  
 ” 斎藤 正太郎  
 ” 加藤 庄太郎  
 ” 山口 倉吉  
 ” 田中 喜八郎

編集委員

服部 一馬 (横浜市立大学教授)  
 石塚 裕道 (東京都立大学教授)  
 今井 清一 (横浜市立大学教授)  
 都丸 泰助 (地方自治研究所員)  
 横山 桂次 (中央大学教授)  
 編集助手 宮本 功  
 野沢 建次  
 岡村 駿

編さん室

室長(局長) 茂木 勇二郎  
 議事課長 中川 宗一  
 調査係長 広田 敏和  
 書記 篠原 敏行  
 事務員 白井 春夫  
 議事係長 林 泰男  
 書記 円谷 美津子  
 ” 長嶋 喜三郎  
 ” 川口 裕司  
 ” 大滝 美界  
 庶務課長 椎野 利喜雄  
 庶務係長 石井 秀夫  
 書記 小泉 幸雄  
 ” 伊東 千代子  
 事務員 岩崎 いく枝  
 技能吏員 坂本 繁夫  
 ” 関野 三郎

元編さん室員

石井 惣七  
 広瀬 務  
 関根 慎悟  
 栗山 幹夫  
 吉田 光一郎  
 落合 道子  
 小島 弘子  
 永井 幸子  
 青木 ゆみ子  
 山村 四郎

(注) ①編さん委員は議席番号順、編集委員は代表者以外は担当年代順とした。その他は順不同。  
 ②昭和四三年七月一日(議会史編さん規程制定)以降の異動・退職者は元編さん室員とした。



藤沢市議會史 記述編

発行日 昭和四十七年十月一日

編集 地方都市行政研究会

代表 服部一馬

発行 藤沢市議會

印刷 凸版印刷株式会社

東京都台東区台東一―五